

第3章 国民年金・厚生年金の財政の見通し

第1節 財政検証作業の全体像

第2節 基礎数（初期データ）の設定

第3節 基礎率の設定

第4節 経済前提の設定

第5節 被保険者数の将来見通しの作成方法

第6節 給付水準の将来見通し及び財政見通しの作成方法

第7節 令和6（2024）年財政検証結果

第8節 マクロ経済スライドによる基礎年金の給付水準調整の
長期化の要因と影響

第 1 節

財政検証作業の全体像

厚生年金及び国民年金の財政検証を行うにあたっては、直近の社会・経済情勢等を踏まえて設定した基礎数値を使用し、制度内容に沿って将来の財政見通しを作成している。財政検証の過程の全体像については、第3-1-1図に示したとおり、被保険者数の推計を行い、これに対応する給付の推計を行い、最後にこれらを踏まえた収支の見通しを作成するという流れになっている。

以下では、この図に従って、財政検証作業の過程を解説する。

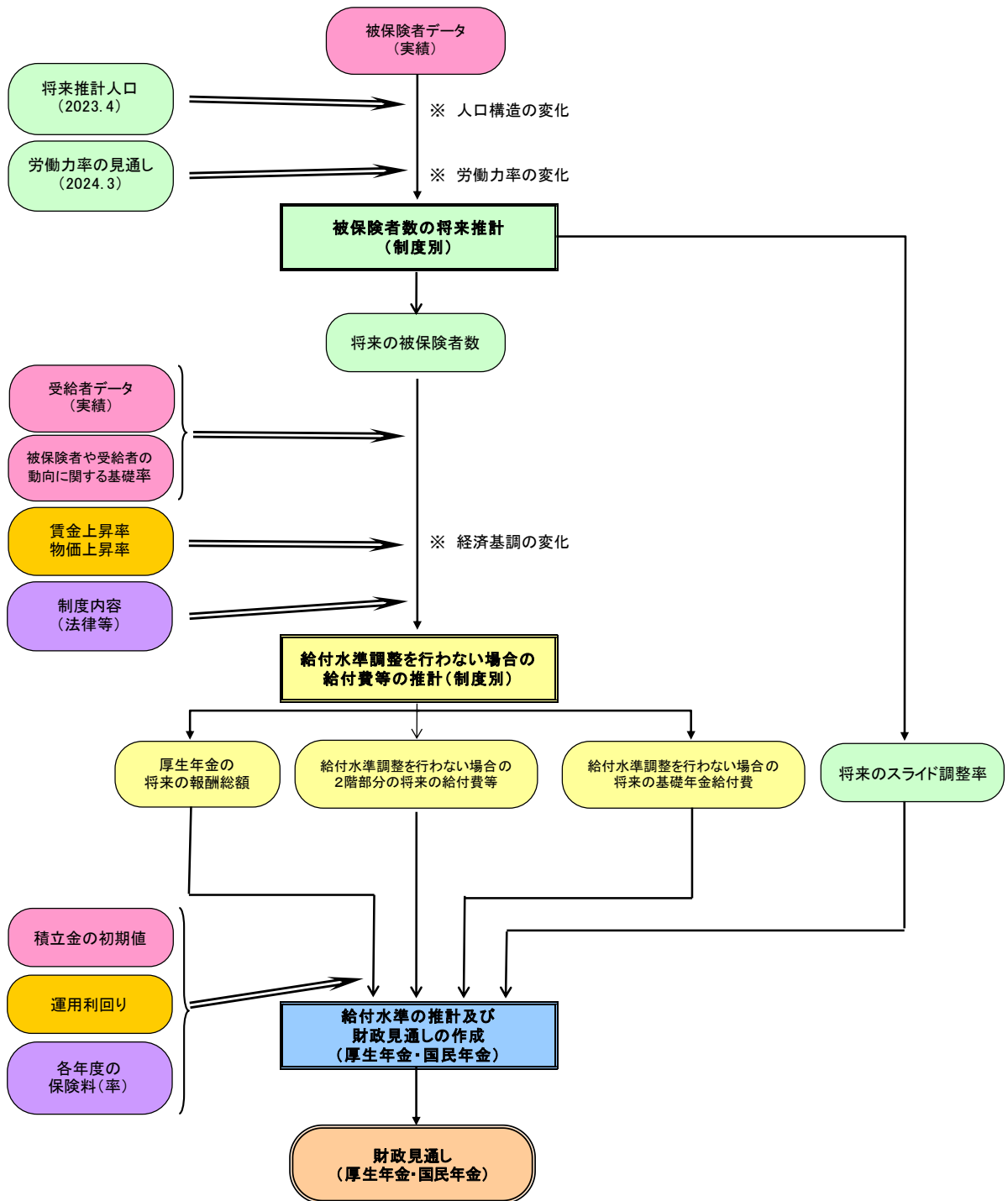
1. 基礎数（初期データ）及び基礎率の設定

年金制度の財政検証で使用する基礎的な数値として、被保険者の現在及びこれまでの間の年金制度への加入状況や、年金受給者の受給状況を示す「基礎数」と、被保険者や年金受給者の将来における年々の変化を推計するための前提条件である「基礎率」とがある。

基礎数は、被保険者、年金受給者についての直近の統計を性・年齢別、その他の項目別に分類集計したものを用いており、今回の財政検証においては、令和3（2021）年度末における統計を使用している。被保険者に関する統計は、旧厚生年金については50分の1抽出統計、国民年金については5分の1抽出統計、共済組合については全数統計を用いている。また、受給者に関する統計は全数統計を用いている。財政検証においては、これらの基礎数を初期データとして推計を行っている。

一方、基礎率には、被保険者や年金受給者等の人数が年々どのように変化していくのかを推計するためのものや、障害年金受給者を障害等級別に区分する場合のように、被保険者や年金受給者等の集団をいくつかの集団に区分するために用いられるもの等がある。また、被保険者の年齢に応じて標準報酬がどのように変化するかを表わす率（標準報酬指数）もある。これら基礎率の作成にあたっては、被保険者や年金受給者等に関する統計資料を基礎としつつ、生命表や国勢調査などの各種統計資料等も参考として、第3-1-2表にあるような種々の基礎率を作成している。

第3-1-1図 財政検証作業の全体像（概要）



第3-1-2表 財政検証の基礎となる数値について

1. 将来推計人口 <ul style="list-style-type: none">日本の将来推計人口（2023年4月、国立社会保障・人口問題研究所）
2. 労働力率の見通し <ul style="list-style-type: none">「労働力需給の推計」（2024年3月、独立行政法人労働政策研究・研修機構）における「成長実現・労働参加進展シナリオ」、「成長率ベースライン・労働参加漸進シナリオ」、「一人当たりゼロ成長・労働参加現状シナリオ」に準拠して設定
3. 経済前提 <ul style="list-style-type: none">社会保障審議会年金部会年金財政における経済前提に関する専門委員会の検討結果の報告に基づいて設定<ul style="list-style-type: none">① 賃金上昇率② 物価上昇率③ 運用利回り
4. 基礎数（被保険者・年金受給者の初期データ） <ul style="list-style-type: none">国民年金及び厚生年金の直近の実績に基づき設定（主要項目）<ul style="list-style-type: none">① 年齢・被保険者期間別被保険者数② 年齢・被保険者期間別平均被保険者期間③ 年齢・被保険者期間別標準報酬額④ 年金の種類・年齢別受給者数⑤ 年金の種類・年齢別年金額⑥ 厚生年金・国民年金の積立金額
5. 被保険者や受給者の動向に関する基礎率 <p>（被保険者数、年金受給者数が今後どのように変化していくのかを推計するための仮定条件）</p> <ul style="list-style-type: none">国民年金及び厚生年金の直近の実績及び各種統計資料等を用いて設定（主要項目）<ul style="list-style-type: none">① 被保険者総脱退率（力）② 被保険者死亡脱退率（力）③ 障害年金発生率（力）④ 標準報酬指数（昇給指数）…定期昇給分⑤ 老齢年金失権率⑥ 障害年金失権率⑦ 遺族年金失権率⑧ 遺族年金発生割合（被保険者死亡時に、妻、子等を有する割合）⑨ 年齢相関（死亡した被保険者の年齢と遺族の年齢の関係）

2. 経済前提の設定

経済前提では、経済状態に対応した報酬の上昇や年金額改定等を将来推計に織り込むため、賃金上昇率、物価上昇率、運用利回りについて一定の前提を置いている。今回の財政検証においては、社会保障審議会年金部会のもとに設置した「年金財政における経済前提に関する専門委員会」の「令和6年財政検証の経済前提について（検討結果の報告）」（令和6（2024）年4月12日）をもとに、令和6（2024）年4月2日の経済財政諮問会議において示された内閣府試算も踏まえ、足下の前提との接続を考慮しつつ、高成長実現ケース、成長型経済移行・継続ケース、過去30年投影ケース、1人当たりゼロ成長ケースの4つのケースを設定している。

3. 被保険者数の将来推計

財政検証を行うにあたり、まず、将来の加入制度別の被保険者数の推計を行う。我が国は国民皆年金の制度であるため、公的年金の全被保険者数は人口の動向の影響を大きく受ける。また、このうち厚生年金の被保険者数は労働力人口の影響を大きく受ける。そこで、令和5（2023）年度末における加入制度別の被保険者数の見込みを基礎に、将来推計人口（「日本の将来推計人口」（令和5（2023）年推計、国立社会保障・人口問題研究所）、合計特殊出生率及び死亡率について高位、中位、低位のそれぞれ3通り、外国人の入国超過数について、25万人、16.4万人、6.9万人の3通り）及び労働力率の見通し（「労働力需給の推計」（令和6（2024）年3月、独立行政法人労働政策研究・研修機構）における「成長実現・労働参加進展シナリオ」、「成長率ベースライン・労働参加漸進シナリオ」及び「一人当たりゼロ成長・労働参加現状シナリオ」）を用いて将来の動向を推計し、将来の加入制度・性・年齢別の被保険者数を算出している。

このようにして、年金財政に最も大きな影響を与える要因である将来の人口構成や労働力率の将来見通しが織り込まれている。

4. 給付水準を維持した場合の給付費等の将来推計

次に、被保険者数推計や経済前提、設定した基礎数・基礎率の下で、将来の報酬総額の見通しや給付水準調整を行わない場合の給付費、基礎年金拠出金の見通しを作成する。

報酬総額の推計は、被保険者数推計に基づく被保険者数に平均報酬額を性・年齢別に乘じ、その合計をとることにより作成される。ここで、毎年度の性・年齢別の平均報酬額は、標準報酬指数や賃金上昇率等により毎年度、シミュレーションを行うことにより作成される。また、被保険者のシミュレーションの際、年金裁定時における報酬比例部分の年金額算定の基礎として必要となる性・年齢・加入期間別の報酬累積を再評価等しながら作成していく。

給付費の推計は、新規裁定の老齢年金についていえば、支給開始年齢到達時に生存している被保険者もしくは受給待期者（制度は脱退したが、支給開始年齢等の支給要件を満たしていない者）の性・年齢・加入期間別の人数と現役時代に加入していた期間の報酬（再評価等を行ったもの）累計を基に、制度内容に基づいた報酬比例部分の年金や基礎年金等の年金額が性・年齢別に算定されることとなる。裁定後の受給者に係る給付費の推計については、性・年齢別に、年金失権率に従い前年度から残存している受給者数を推計しつつ、毎年度の年金改定を行う方法により、翌年度の性・年齢別の受給者数や給付額が算出されるという方法でシミュレーションが行われる。

このように算出した給付費のうち、基礎年金勘定により取り扱う給付分については、各制度の拠出金算定対象者数で按分することにより、制度別の基礎年金拠出金を算出する。

5. 給付水準調整及び年金財政の将来推計

次に、年金財政の均衡を図るためにマクロ経済スライドにより給付水準を自動調整する期間を推計する。

具体的には、国民年金、厚生年金それぞれにおいて、給付水準調整前の給付費等を用いて、マクロ経済スライドの適用をある年度まで続けた場合の財政均衡期間の終期における積立度合を算出し、その積立度合が支出の1年分となるようにするためには何年間マクロ経済スライドの適用を続ける必要があるか逆算する。

給付水準の調整期間及び最終的な給付水準調整割合が決まれば、給付水準調整前の給付費等の年度毎の推計値に給付水準調整割合を乗じることにより財政均衡期間における各年度の給付水準調整後の給付費等が定まるため、これにより財政均衡期間における年金財政の財政見通しが定まる。

(補論) 年金数理の基礎

年金制度の基本的な仕組みは、一定の期間にわたり保険料を拠出した者が一定の年齢に到達したり（老齢）、障害の状態となったり、死亡した場合に、所定の年金を支給するということになっている。これは、一種の保険のシステムである。

したがって、年金数理で用いられる基本的な考え方や手法は、保険数学が基礎となっている。保険数学は数学の一分野である確率論や統計学を基礎としているため、年金数理もこれらの数学に基礎を置いているといえる。

なお、年金数理は財政方式、すなわち長期的な財政均衡を図るための制度運営の仕組みという概念も基礎となっている。

ここでは、「大数の法則」や「収支相等の原則」といった公的年金にも用いられている年金数理の基本的な考え方について解説する。

(1) 現価の考え方

厚生年金・国民年金といった年金制度は、保険料を拠出する期間や年金給付を受給する期間がそれぞれ数十年という長期にわたる制度である。このような時間が経過するなかで、保険料や給付額等といった金額を取り扱う場合には、必ず利息を考慮に入れておく必要がある。そこで、一定の時点を定め、いったんこの時点における価値に換算した上で取り扱おうというのが現価の考え方である。

いま、仮に 10,000 円の元金があり、これに対して 1 年間に生ずる利息の割合（年利率）を 2% とする。年金数理では一般に単利ではなく複利が用いられており、時間の経過とともに元金と利息の合計（元利合計）は次のようになる。

$$\begin{aligned} 1 \text{ 年後} & 10,000 \text{ 円} \times (1 + 0.02) = 10,200 \text{ 円} \\ 2 \text{ 年後} & 10,000 \text{ 円} \times (1 + 0.02)^2 = 10,404 \text{ 円} \quad \text{、} \dots\dots \text{、} \\ 5 \text{ 年後} & 10,000 \text{ 円} \times (1 + 0.02)^5 = 11,041 \text{ 円} \quad \text{、} \dots\dots \text{、} \end{aligned}$$

ここで、単利とは、常に元金に対してのみ利息を計算し、利息は再投資しないという方法である。一方、複利とは、一定の期間ごとに利息を元金に繰り入れ、この合計を元金として利息を計算する方法である。単利では利息から生じる利息は計算しないのに対して、複利では利息から生じる利息も計算することになる。現在の商取引では一般に複利が用いられている。

同じ利息の条件のもとで、仮に 5 年後に 10,000 円の支払いが必要になった場合、現在手もとにいくら現金を持っていれば良いかを考える。現在手もとに 10,000 円持っていたとすると、5 年後には利息がつき、その利息分だけ金額が余るため、10,000 円では多すぎることになる。5 年後の元利合計がちょ

うど 10,000 円になる金額が現在必要であり、この額を A 円とすると、

$$A \text{ 円} \times (1 + 0.02)^5 = 10,000 \text{ 円}$$

という関係が成り立つことから、

$$A = 10,000 \text{ 円} \times \left(\frac{1}{1+0.02} \right)^5 = 9,057 \text{ 円}$$

となり、現在手もとに 9,057 円あれば 5 年後に 10,000 円の支払いができることになる。この場合に、「5 年後に支払う 10,000 円の現価は 9,057 円である」と表現する。すなわち、現価率は終価率の逆数ということである。複利計算の例でみたように、元利合計（終価）は期間が長くなるほど急速に大きな値となり、その逆数である現価は急速に小さな値となる。

年金数理では、将来において支払うべき給付費等の規模を測る際に、現価という考え方が重要であり、現価で評価することが有用である。

また、このような価格換算の考え方は、将来の年金額の見通しを物価で現在価値に置き換えて表現する際にも用いられている。

例えば、仮に物価上昇率を年平均 1% とすると、現在 10,000 円の品物が、

$$1 \text{ 年後には、} 10,000 \text{ 円} \times (1 + 0.01) = 10,100 \text{ 円に、}$$

$$2 \text{ 年後には、} 10,000 \text{ 円} \times (1 + 0.01)^2 = 10,201 \text{ 円に、} \dots\dots、$$

$$5 \text{ 年後には、} 10,000 \text{ 円} \times (1 + 0.01)^5 = 10,510 \text{ 円に、} \dots\dots、$$

というように値上がりすることとなる。逆に 5 年後に 10,000 円である品物は、現在の価格では、 $10,000 \text{ 円} \times \left(\frac{1}{1+0.01} \right)^5 = 9,514 \text{ 円}$ に相当するものであるということである。

(2) 大数の法則

年金制度は一種の保険のシステムであるが、保険というシステムを成り立たせていくためには、一定数以上の者が集まって一つの集団を構成し、その中で互いに助け合っていくという形を取らなければならない。例えば、老齢年金については、年金を受給する老後の期間の長さは個人ごとに異なるが、老後期間の長い者は結果的に給付総額が大きくなり、老齢に達しないうちに死亡した者には給付が行われないという形で、集団内の助け合いが行われる形となっているのである。

このような保険システムを成り立たせ、適切に運営していくためには、老齢年金をどの程度の期間受給するかという割合や、障害が発生する割合といった年金の受給権が発生する割合等を、ある程度の精度をもって予測出来なければならない。このためには集団の規模がある程度以上でなければならないが、その根拠となっているのが「大数の法則」である。

大数の法則とは確率論における法則の一つで、「標本を十分大きくとればその事象の発生する経験的頻度は理論的確率に限りなく近くなる」というものである。この法則は、例えば、ゆがみや偏りのないコインを放り投げて落ちた結果、それが表面である頻度は、放り投げる回数が少なければ2分の1とはならないことが考えられるが、回数を限りなく増やせば2分の1に近づいていくというものである。

年金数理においては、被保険者や受給者といった年金制度の構成者について、障害や死亡等の事象が発生する実際の割合は、その人数が多くなればなるほどその発生確率である一定の数値に近づくという形でこの法則が用いられる。言い換えれば、実際に財政検証において、例えば新規に障害年金を受給する者の数は被保険者数に障害者となる発生割合を乗じることにより見込んでいるが、これは大数の法則が成り立つことを前提とした手法である。

しかしながら、実際の発生頻度がその発生確率から大きく外れることが少なくなるということであり、その発生確率に一致することを保証するものではない。ただし、将来の発生確率を設定する際に、過去の実績に基づく推定を行う場合、標本数が十分大きくなれば、算定された発生確率の信頼度はそれだけ高まるということになる。

(3) 収支相等の原則

収支相等の原則とは、保険のシステムを運営する際に、集団全体での保険料収入や積立金の利息等の収入の合計が給付費等の支出と等しくなるような制度設計を行わなければならないという原則である。ごく普通のことを意味しているようにも考えられるが、年金数理を扱う上で留意しなければならない点はいくつかある。

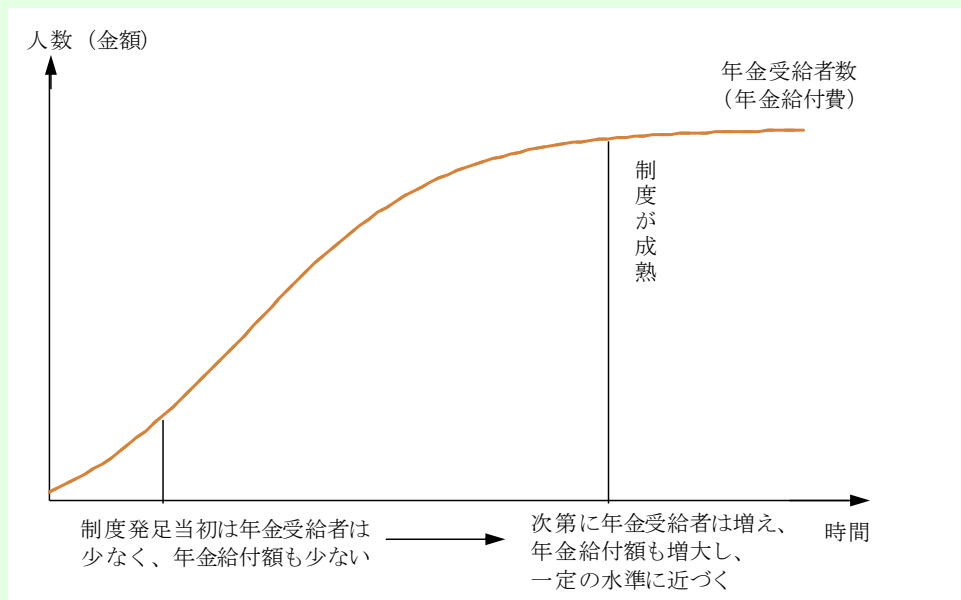
まず、収支相等の原則でいう収入や支出は単なる金額ではなく、確率論的な意味を持っているという点である。例えば、年金制度の支出のうち障害年金の給付費について考えると、将来において障害状態が発生する割合に、障害年金の年金額を乗じて得られる値の合計として推計されるものであり、確率論における期待値にあたるものである。

第二に、収支相等の原則は集団全体で考えるものであり、集団を構成している個人ごとに収支が均衡しているわけではないということである。個人保険では加入者の健康状態等によっては割増保険料を徴収するなどして個人ごとの収支の均衡を図る考え方があるが、一般に公的年金制度の場合は、集団全体で収支が均衡するような保険料を年齢等に関係なく一律に適用するものである。

第三に、収支相等の原則を考える期間について、通常の会計決算のように必ずしも単年度だけで考えるわけではないということである。これは年金制度が

人の一生にわたる非常に長期の制度であるため、たとえある一つの年度で収支が均衡していなくとも、長期でみて収支相等の原則が満たされるように運営していけば良いのである。また、年金制度においては、制度発足当初は年金受給者は少なく、年金給付費も少ないが、時間の経過とともに増大して、ある程度の年数を経て、はじめて一定の水準に近づいていくという性質がある（第3-1-3図）。このように、年金受給者数や年金給付費が増大して、最終的に到達する水準に近い状態になっていくことを、「制度が成熟する」と呼んでいる。ある一時点での収入と支出の規模の相対関係は、制度の成熟がどの程度かによって変わってくるため、やはり収支相等の原則は長期的な期間で考えることが重要である。現在の厚生年金・国民年金においては、現在既に生まれている者が年金の受給を終えるおおむね100年後までの期間を視野に入れて収支相等の原則を考慮している。

第3-1-3図 年金制度の成熟



(4) 積立金が非負であることの必要性

年金制度を運営していく過程で、給付に対して積立金が枯渇し年金の支払いに支障を来すような事態は、たとえ一時的でもあってはならない。

現在の厚生年金・国民年金においては、おおむね100年間にわたる財政均衡期間において収支均衡を図る仕組みであり、賦課方式を基本としつつ、積立金を保有し活用することで、少子高齢化に伴う急激な保険料上昇や給付の低下を回避する財政方式をとっており、一時的にも積立金が枯渇するような事態は起こらない見通しとなっている。

第2節

基礎数（初期データ）の設定

第1節で述べた各過程について、以下、その詳細を解説する。

財政検証作業は、被保険者及び受給者に関するデータの整備から始まる。年金制度の将来の姿をより正確に描くためには膨大なデータが必要となるが、その際、個票データを管理する日本年金機構及び各共済組合の協力を得て、財政検証に必要な各種情報が集約されたデータの提供を受け、提供データと他の統計との整合性を検討するなどのデータ整備を行った上で、財政検証における初期値を設定している。

令和6（2024）年財政検証における初期値となる被保険者の性・年齢・被保険者期間別のデータ、年金受給者の性・年齢別データ等は、旧厚生年金、国民年金及び共済組合について令和3（2021）年度末の被保険者統計及び受給権者統計を基礎としている。

被保険者統計については、旧厚生年金は無作為に50分の1、国民年金は5分の1で抽出した個票データを性・年齢・被保険者期間別に集計することにより作成される。個票データについては、例えば、厚生年金でいえば、財政検証で必要となる現在の標準報酬月額、標準賞与額、過去の被保険者期間、標準報酬額累計をはじめ、育児休業関係等各種情報を集約したものとなっている。なお、基礎年金給付費等を算出するため、昭和36（1961）年4月1日以降の20歳以上かつ60歳未満であった被保険者期間に関するデータも使用している。

一方、受給権者統計については、日本年金機構で管理している受給権者裁定原簿から年金の種類・年齢別に受給権者数や年金額、過去の被保険者期間などの集計を行ったものである。

また、現在、被用者年金は一元化されており、厚生年金には共済年金の1・2階部分を含むこととなるが、旧厚生年金と共済組合では集団の属性が異なる部分が多いことから、報酬や年金給付費等についてのシミュレーションはそれぞれで行った後に合算することにより、厚生年金全体の財政検証を実施している。このため、基礎数は原則として旧厚生年金と共済年金はそれぞれの属性に応じて作成している。なお、共済組合に係る統計については被保険者統計、受給者統計ともに全数統計となっており、各共済組合を所管する各省を經由して各共済組合から提供を受けているところである。

以下、被保険者及び受給者の初期データについて、旧厚生年金、国民年金、共済組合別に解説を行う。

1. 被保険者の初期データ

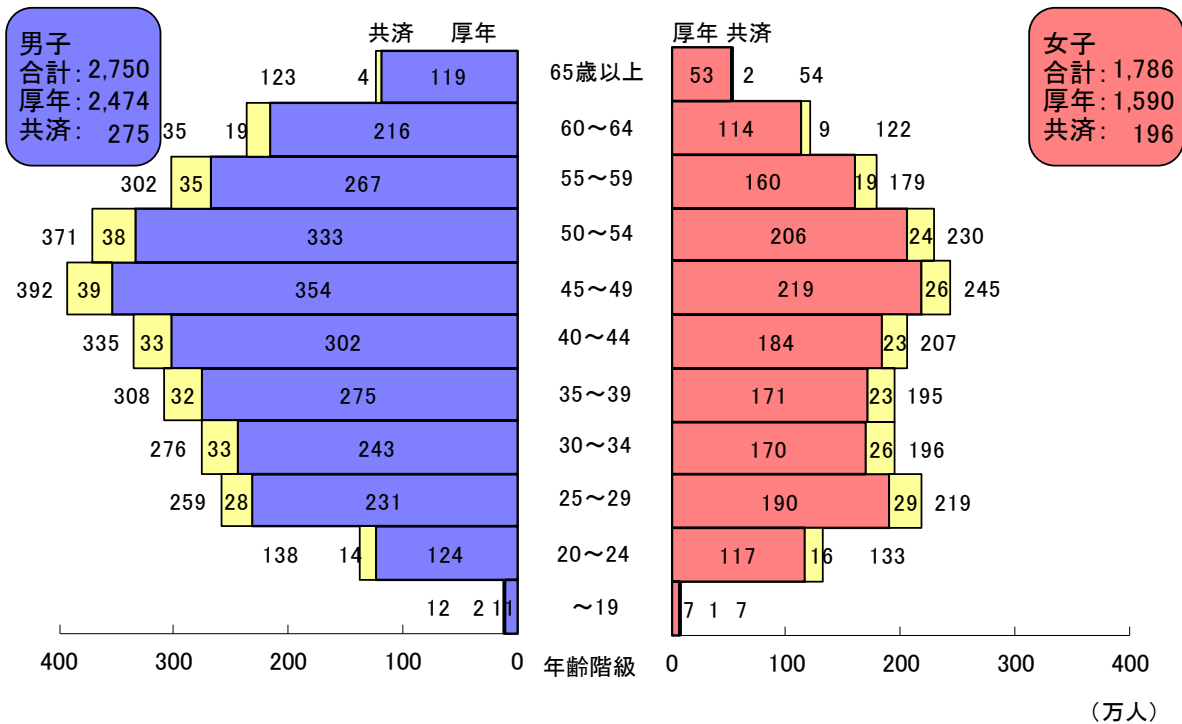
令和3(2021)年度末における第1号厚生年金被保険者(旧厚生年金の被保険者)及び第2号～第4号厚生年金被保険者(共済組合の組合員)の年齢構成は第3-2-1図(1)のとおりである。このような5歳階級別でみた場合、男子では45～49歳が392万人、女子では45～49歳が245万人で最も多く、以降、年齢が高くなるにつれて減少する。

なお、令和6(2024)年財政検証では、厚生年金被保険者のうち短時間被保険者に係る基礎数も作成しており、その年齢構成は第3-2-1図(2)のとおりである。このような5歳階級別でみた場合、男子では65歳以上が4.2万人と最も多く、女子では50～54歳が6.5万人で最も多い。

第3-2-1図 厚生年金被保険者の年齢構成

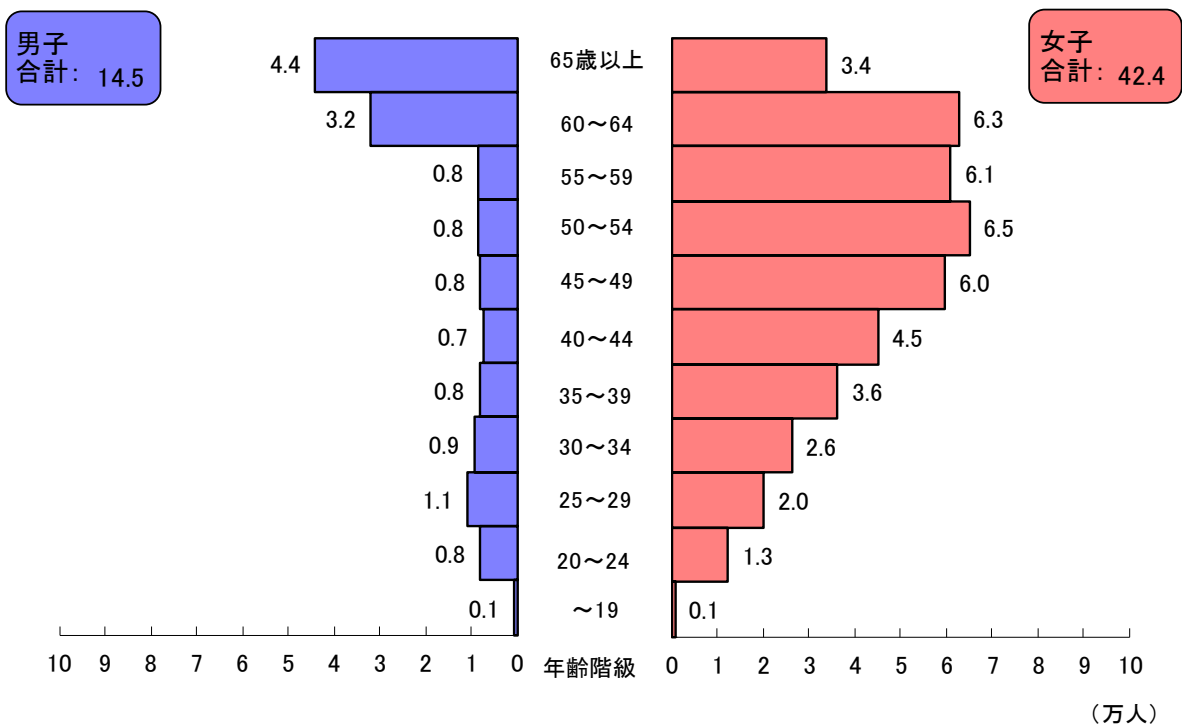
(1) 厚生年金被保険者の年齢構成 (短時間被保険者を含む全体)

(令和3(2021)年度末)



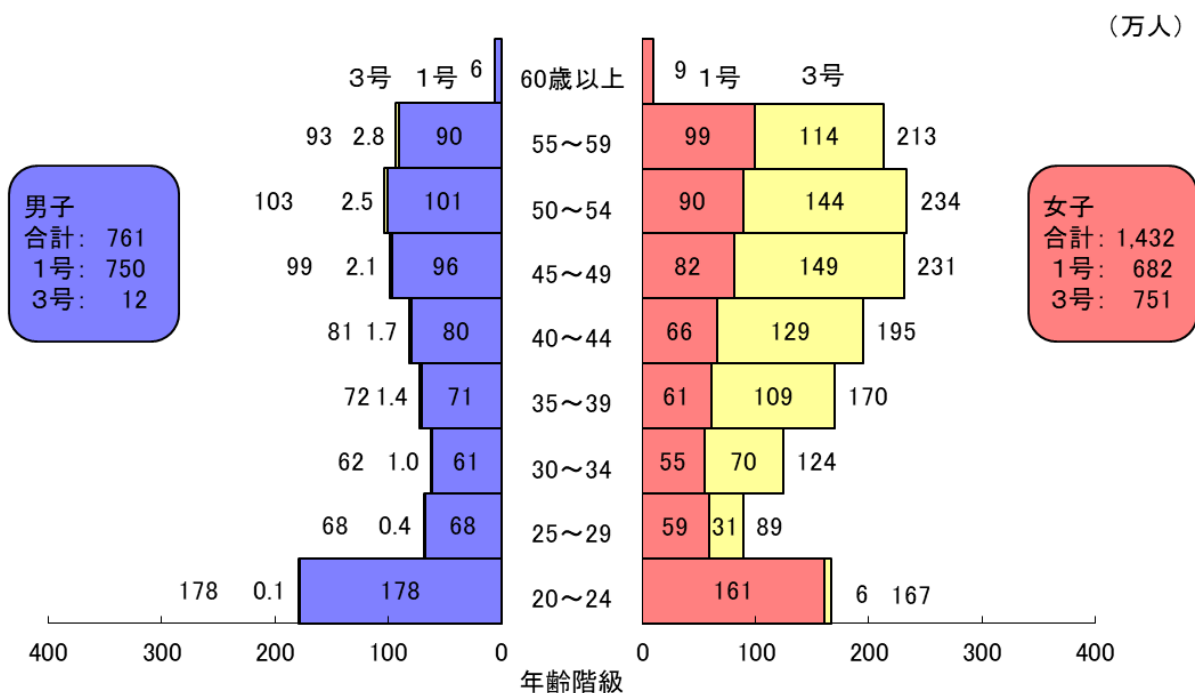
(2) 短時間被保険者の年齢構成

(令和3(2021)年度末)



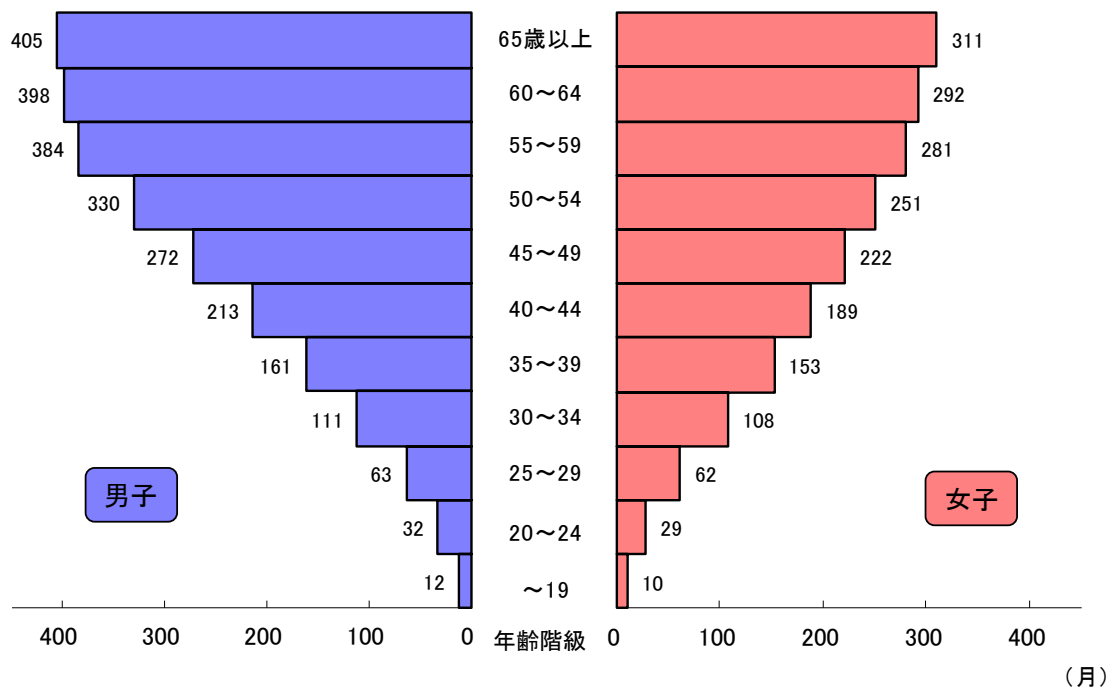
令和3(2021)年度末における国民年金第1号(任意加入被保険者を含む。以下同じ。)及び第3号被保険者の年齢構成は第3-2-2図のとおりである。このような5歳階級別でみた場合、男子では20~24歳が178万人、女子では50~54歳が234万人で最も多くなっている。また、第3号被保険者は被用者年金被保険者の被扶養配偶者であることから、男子では第3号被保険者12万人に対し第1号被保険者が750万人と第1号被保険者が大部分を占めるが、女子では第3号被保険者751万人に対し第1号被保険者682万人と、第3号被保険者の方が若干多くなっている。

第3-2-2図 国民年金(第1号・第3号)被保険者の年齢構成
(令和3(2021)年度末)

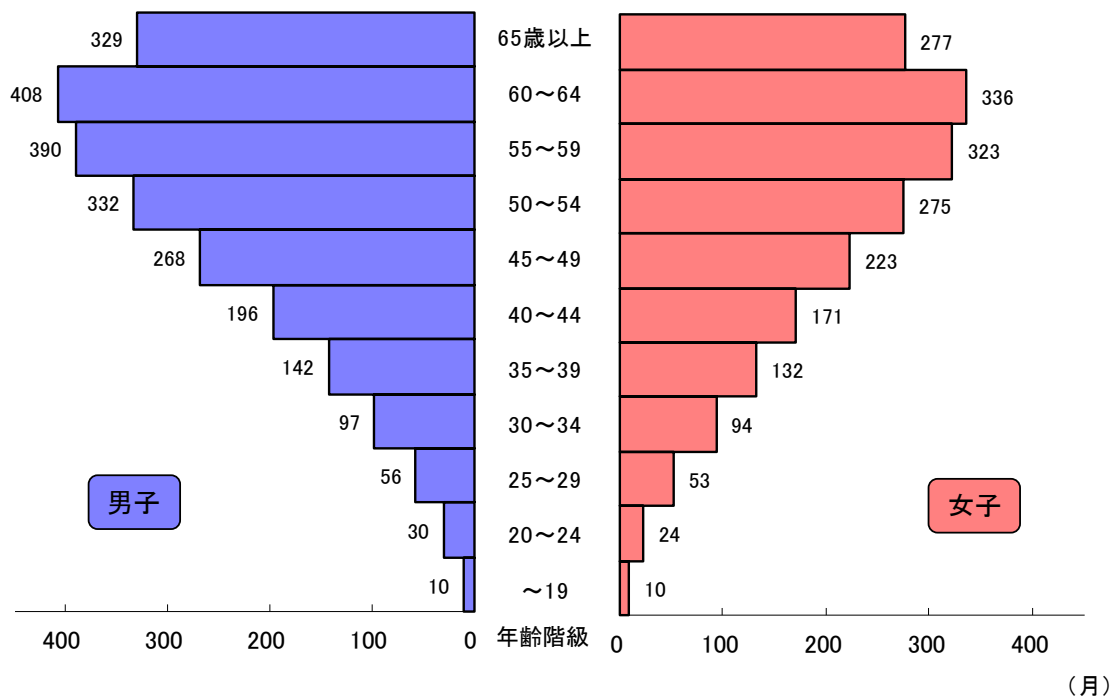


令和3(2021)年度末における厚生年金被保険者の年齢階級別の平均被保険者期間は第3-2-3図及び第3-2-4図のとおりである。男女ともに基本的に年齢が高くなるにつれて長くなっているが、共済組合員では60~64歳が男子、女子ともに最も長くなっている。旧厚生年金被保険者と共済組合員の平均被保険者期間を65歳未満において比較すると、男子ではほぼ同じ傾向であるが、女子の45歳以上においては、共済組合の平均組合員期間の方が長くなっている。特に女子では旧厚生年金被保険者に比べて、共済組合の平均組合員期間は非常に長いことがわかる。なお、ここでいう期間には、20歳未満及び60歳以上に係る期間も含んだものとなっている。

第3-2-3図 旧厚生年金被保険者の平均被保険者期間月数
(令和3(2021)年度末)



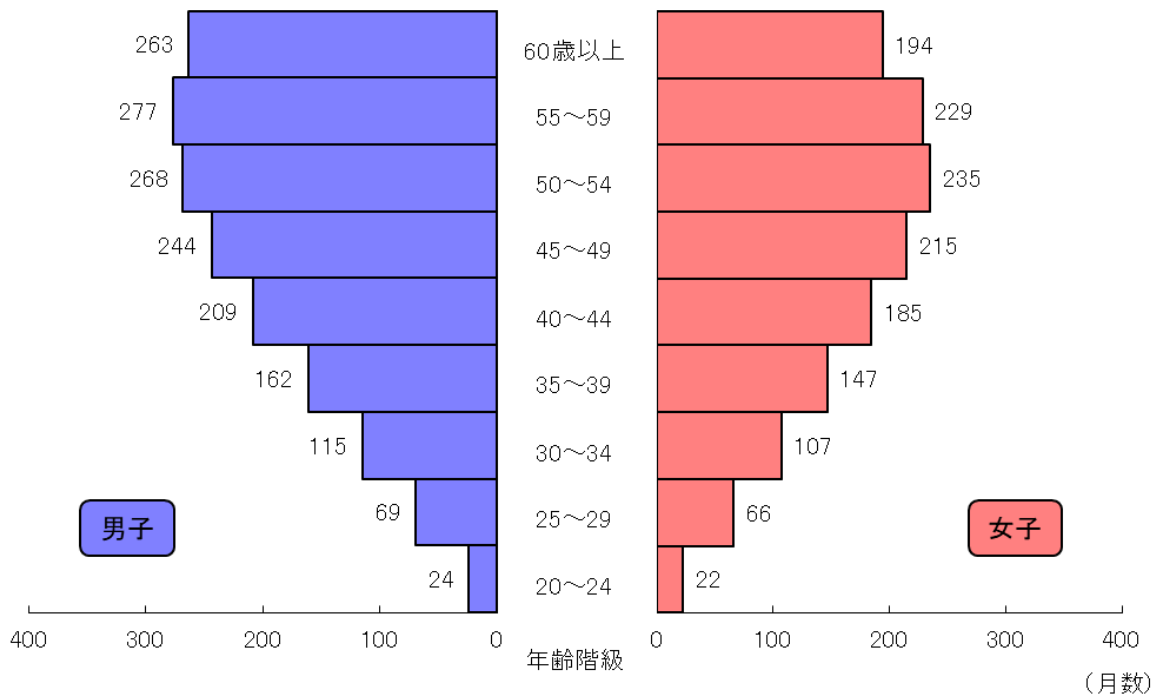
第3-2-4図 共済組合員の平均組合員期間月数
(令和3(2021)年度末)



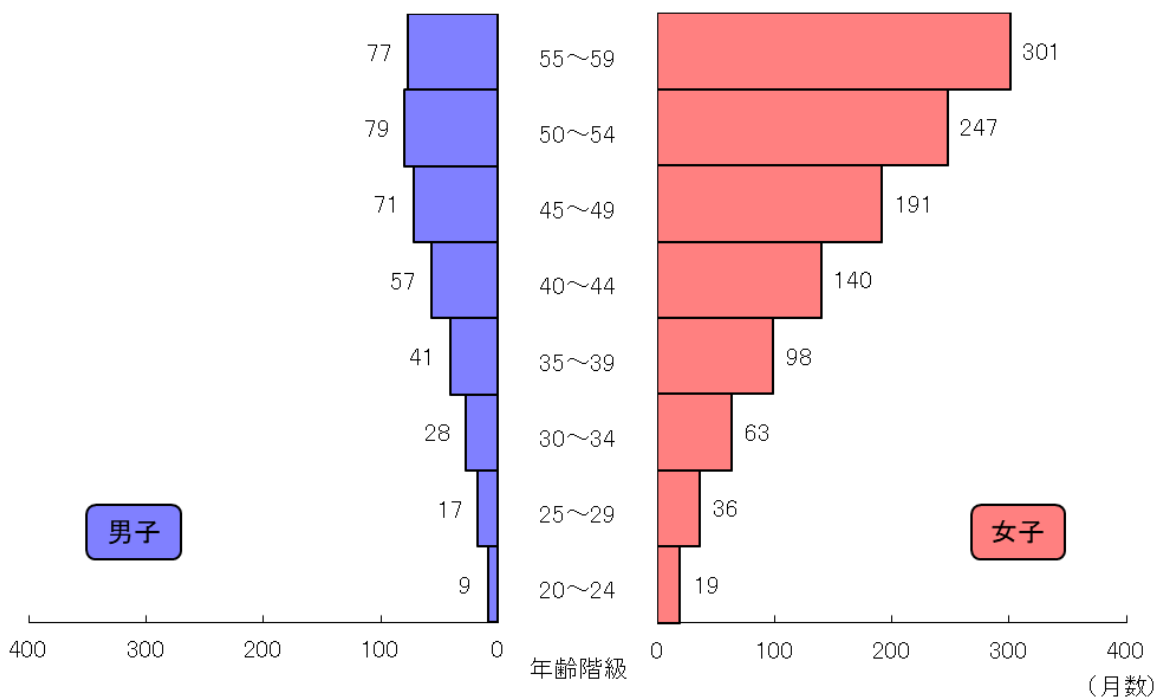
令和3(2021)年度末における国民年金第1号被保険者及び第3号被保険者の年齢階級別の平均被保険者期間は、それぞれ第3-2-5図及び第3-2-6図のとおりである。ここでいう被保険者期間は、第1号被保険者であれば令和3(2021)年度末に第1号被保険者であった者における新法の第1号被保険者期間及び旧法の国民年金被保険者期間の月数を意味しており、第3号被保険者であれば令和3(2021)年度末に第3号被保険者であった者における新法の第3号被保険者期間の月数を意味している。つまり、ここでいう被保険者期間は、第1号被保険者期間と第3号被保険者期間の合算ではないことに注意を要する。

国民年金第1号被保険者の平均被保険者期間は年齢が高くなるにつれて長くなっており、男子では55～59歳において、女子では50～54歳において最も長くなっている。国民年金第3号被保険者の平均被保険者期間についても同様であり、男子では50～54歳において、女子では55～59歳において最も長くなっている。また、国民年金第3号被保険者の平均被保険者期間は男女で大きく異なっており男子の平均被保険者期間は女子と比べて短い傾向となっている。

第3-2-5図 国民年金第1号被保険者の平均被保険者期間月数
(令和3(2021)年度末)



第3-2-6図 国民年金第3号被保険者の平均被保険者期間月数
(令和3(令和3)年度末)

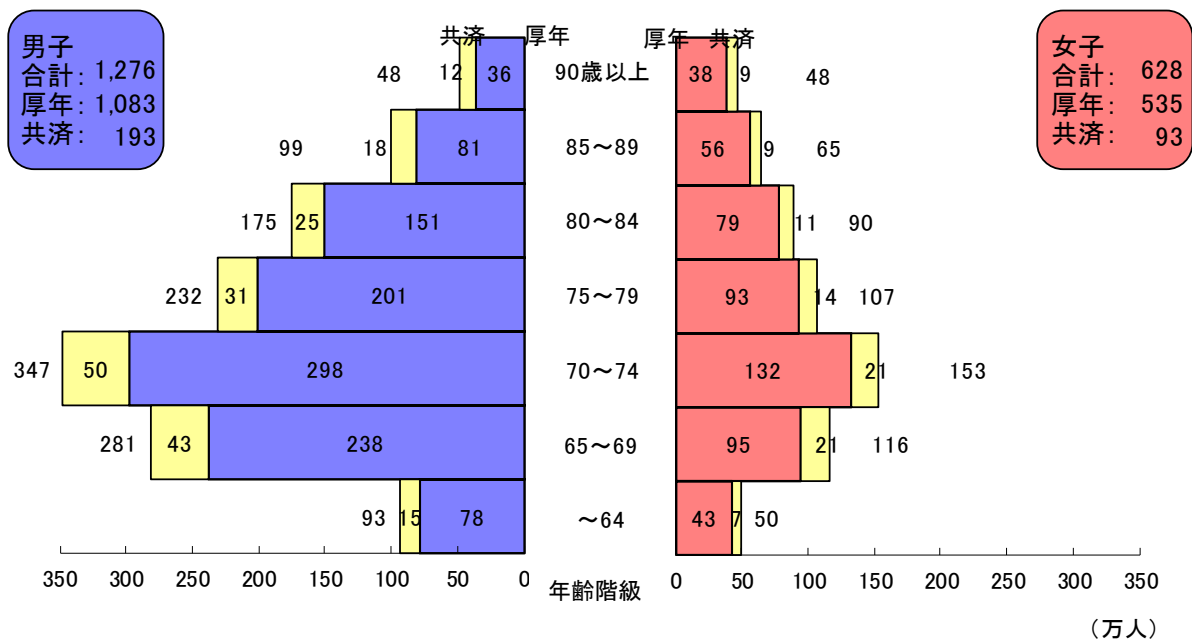


2. 受給者の初期データ

令和3(2021)年度末における老齢厚生年金及び退職共済年金受給権者の年齢構成は第3-2-7図のとおりである。ここでいう老齢厚生年金とは、旧法厚生年金の老齢年金、旧法船員保険の老齢年金及び老齢厚生年金のうち原則として被保険者期間25年以上の年金のことである。また、ここでいう退職共済年金とは、旧法退職年金(旧法減額退職年金を含む。)及び退職共済年金のうち原則として組合員期間25年以上の年金のことである。

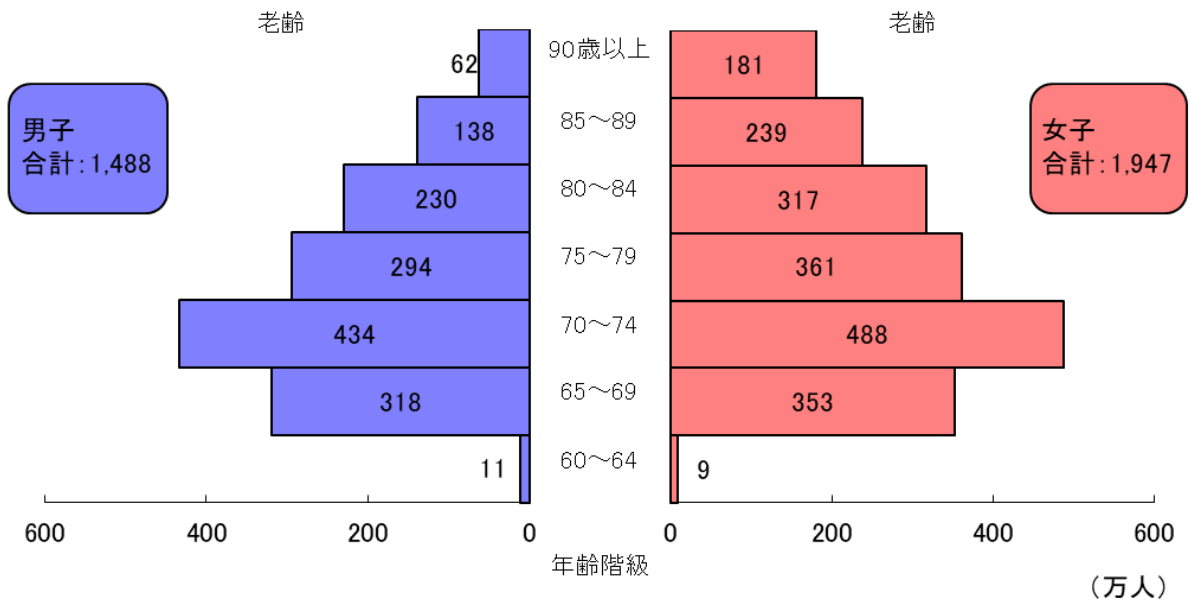
老齢厚生年金及び退職共済年金ともに、男女とも70~74歳の受給権者が最も多く、合計で男子は347万人、女子は153万人となっており、以降、年齢が高くなるにしたがって徐々に減少している。

第3-2-7図 老齢厚生年金及び退職共済年金受給権者の年齢構成
(令和3(2021)年度末)



2021(令和3)年度末における国民年金の老齢年金受給権者の年齢構成は第3-2-8図のとおりである。ここでいう老齢年金とは、旧法老齢年金、通算老齢年金及び老齢基礎年金のことである。男女とも70~74歳の受給権者が最も多く、男子は434万人、女子は488万人となっている。なお、95歳未満の者については、昭和61(1986)年4月以降に60歳に到達した老齢基礎年金受給権者で構成されており、国民年金第1号被保険者であった者に加え、第2号被保険者であった者も含まれている。

第3-2-8図 国民年金老齢年金受給権者の年齢構成
(令和3(2021)年度末)



財政検証を行うにあたっては、被保険者や年金受給者等の状態が今後どのように変化していくのかを示す仮定値を設定する必要がある。この仮定値のことを基礎率という。広い意味での基礎率には、物価上昇率、賃金上昇率、運用利回りの経済関係の仮定値も含まれるが、これらは年金財政に大きな影響を及ぼすものでもあり、「経済前提」と呼ばれ他の基礎率と区別されることも多い。本節においては単に「基礎率」というと経済前提を含まない狭義の意味とする。

基礎率には、被保険者数の変化を推計するための総脱退率(力)、死亡脱退率(力)や、被保険者の標準報酬の変化(定期昇給分)を推計するための標準報酬指数、受給者数の変化を推計するための年金失権率や障害年金発生率(力)、障害年金受給者を障害等級別に分けるための障害等級割合等があり、財政検証の都度、最近の制度運営の実績等を踏まえて見直しが行われる。

今回の財政検証において使用した基礎率は、基本的には、令和元(2019)年度から令和3(2021)年度にかけての被保険者統計及び年金受給権者統計に基づいて性・年齢別に作成している。

なお、厚生年金と国民年金(第1・3号被保険者のみ。以下同様。)は集団の属性が異なる部分が多いことから、原則として別の基礎率を作成している。

また、現在、被用者年金は一元化されており、厚生年金には共済組合の1・2階部分を含むこととなるが、旧厚生年金と共済組合では集団の属性が異なる部分が多いことから、報酬や年金給付費等についてのシミュレーションはそれぞれで行った後に合算することにより、厚生年金全体の財政検証を実施している。このため、原則として旧厚生年金と共済組合はそれぞれの属性に応じて基礎率を作成している。なお、共済組合については、各共済組合を所管する各省を經由して各共済組合から提供を受けた組合員及び受給権者に関するデータに基づいて、基礎率を作成している。

以下、令和6(2024)年財政検証において使用した主な基礎率について解説する。

1. 厚生年金

旧厚生年金と共済組合は、それぞれの属性に応じて基礎率を作成しているが、ここでは、旧厚生年金の基礎率を中心に解説する。

旧厚生年金の総脱退率は第3-3-1図及び第3-3-2図のとおりである。

総脱退率とは、各年齢において被保険者が制度から脱退する確率のことであり、性・年齢別に令和3(2021)年度の年度内脱退者数を前年度末被保険者数で割り、一定の平滑化を行うことにより設定している。旧厚生年金では、男女とも会社間の移動の多い若年齢層や50歳台後半以降において値が大きくなっている。

旧厚生年金の死亡脱退率は第3-3-3図及び第3-3-4図のとおりである。死亡脱退率とは、各年齢において被保険者が死亡する確率のことであり、死亡時に遺族年金の支給要件を満たす被扶養者がいれば遺族年金の発生につながる。死亡脱退率は、性・年齢別に令和3(2021)年度の年度内死亡者数を前年度末被保険者数で割ったものを基に、生命表の死亡率を参考にして設定し、将来推計人口における死亡率改善と同程度の改善を織り込み、経年変化させている。旧厚生年金の死亡脱退率は、全般的に男女とも全人口の死亡率に比べて低い値となっている。

旧厚生年金の障害年金発生率は第3-3-5図及び第3-3-6図のとおりである。障害年金発生率とは、各年齢において被保険者が障害者となり障害年金を受給し始める確率のことであり、性・年齢別に過去3年間平均で捉えた年度中新規裁定障害年金受給権者数を年度平均被保険者数で割り、一定の平滑化を行うことにより設定している。旧厚生年金の障害年金発生率は、男女共通して年齢とともに高くなる傾向にある。

旧厚生年金の老齢年金失権率は第3-3-7図及び第3-3-8図のとおりである。老齢年金失権率とは、その年齢の老齢年金受給権者が向こう1年間に失権する確率のことである。老齢年金受給権者が失権するのは受給権者が死亡したときのみであることから、老齢年金失権率は老齢年金受給権者の死亡率であるといえる。老齢年金失権率は、性・年齢別に過去3年間平均で捉えた年度中年金失権者数を前年度末年金受給権者数で割ったものを基に、生命表の死亡率を参考として設定している。なお、以下解説する障害年金失権率、遺族年金失権率についてもほぼ同様の方法で算出しているが、老齢年金失権率については、被用者化が進む等により旧厚生年金、国民年金の当該率に大きな差がなくなっていることに鑑み、旧厚生年金と国民年金を合わせた全体の失権率として作成している。

旧厚生年金の障害年金失権率は第3-3-9図及び第3-3-10図のとおりである。障害年金失権率とは、その年齢の障害年金受給権者が失権する確率のことである。障害年金の受給権者が失権するのは、障害から回復して65歳に到達したとき(ただし、65歳時点で障害回復後3年を経過していない場合は3年を経過したとき)、または老齢年金同様、受給権者が死亡したときであるが、障害年金受給権者の死亡率は生命表の死亡率と比較して高いため、結果として、障害年金失権率は老齢年金失権率よりも高くなっている。

遺族である妻及び夫についての旧厚生年金の遺族年金失権率は第3-3-11図及び第3-3-12図のとおりである。遺族年金失権率とは、その年齢の遺族年

金受給権者が失権する確率のことである。遺族年金受給権者が失権するのは、受給者が死亡した場合の他に、婚姻をした場合等などがある。ここでいう妻、夫とは、受給権者（遺族）の状態を表すものであり、男子が死亡した場合は妻に、女子が死亡した場合は子及び夫に受給権が付与されることとして推計を行っている。旧厚生年金についていえば、妻の失権率は35歳前後で段差があるが、これは、受給権を取得した当時30歳未満である妻については、遺族基礎年金の受給権を有しない場合に5年を経過すると失権するためである。その後、40歳台までは年齢とともに低くなる傾向にあり、60歳台後半から再び高くなるというU字型となっている。これは、45歳頃までは遺族となっても再び婚姻をする場合が多いためと考えられる。また、夫の失権率は年齢とともに高くなっている。夫に支給される遺族厚生年金については、被保険者である妻が死亡当時、夫が55歳以上でなければ受給権が発生しないため、失権率も55歳からのみ作成している。

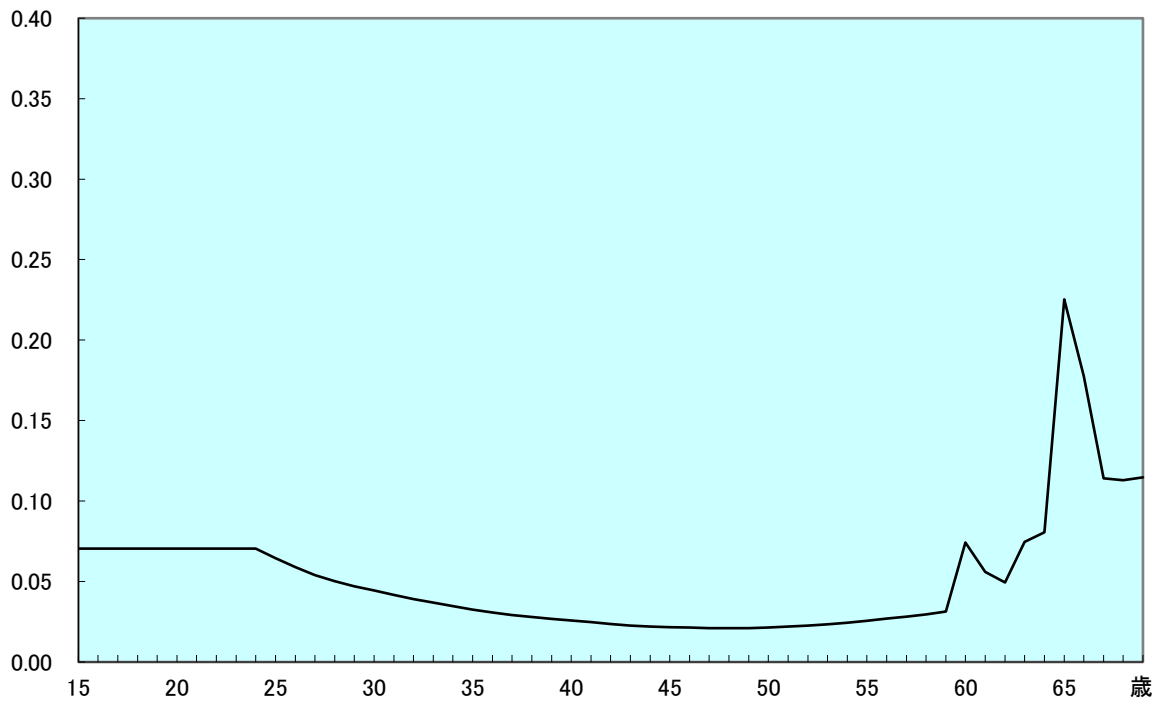
妻、子または夫への旧厚生年金の遺族年金発生割合は第3-3-13図及び第3-3-14図のとおりである。遺族年金発生割合とは、当該年齢の被保険者及び老齢年金・障害年金受給権者が死亡した場合に、遺族年金が支給される遺族が存在する確率のことである。ここでいう妻、子または夫とは、遺族年金失権率と同様、受給権者（遺族）の状態を表している。旧厚生年金の遺族年金発生割合の作成にあたっては、妻または夫への発生の場合は、旧厚生年金の被保険者及び遺族年金受給権者に関する実績統計の他、「令和2年国勢調査」の配偶者状況及び「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」（令和6（2024）年4月推計、以下、本節では「世帯数推計」という。世帯数推計については、第3章第5節参照。）における将来の有配偶割合を参考にして作成している。また、子への発生の場合は、旧厚生年金の被保険者及び遺族年金受給権者に関する実績統計を参考として作成している。この結果、妻への遺族年金発生割合は若年層では年齢とともに高くなるが、高年齢層では年齢とともに低くなる逆U字型となっている。一方、死亡した者が女子である場合には、子への発生及び夫への発生2種類の発生率を作成している。子への発生については、遺族が子である場合、夫への発生については、遺族が夫である場合である。夫への発生の場合、妻への発生の場合ともに世帯数推計における将来の有配偶割合を用いることにより、将来の未婚化・晩婚化の影響を織り込んでいる。

旧厚生年金の標準報酬指数は第3-3-15図及び第3-3-16図のとおりである。標準報酬指数とは、被保険者の各年齢の標準報酬の水準について、20.5歳を1として指数化したものである。標準報酬指数は、過去3年間の性・年齢別の標準報酬総額（ボーナス込み）の平均値に基づき作成している。男子では年齢とともに高くなり50歳頃にピークを迎えた後、低くなっているが、女子では、若年層においては年齢とともに高くなるものの、50歳台後半まではほぼ横ばいで推移し、

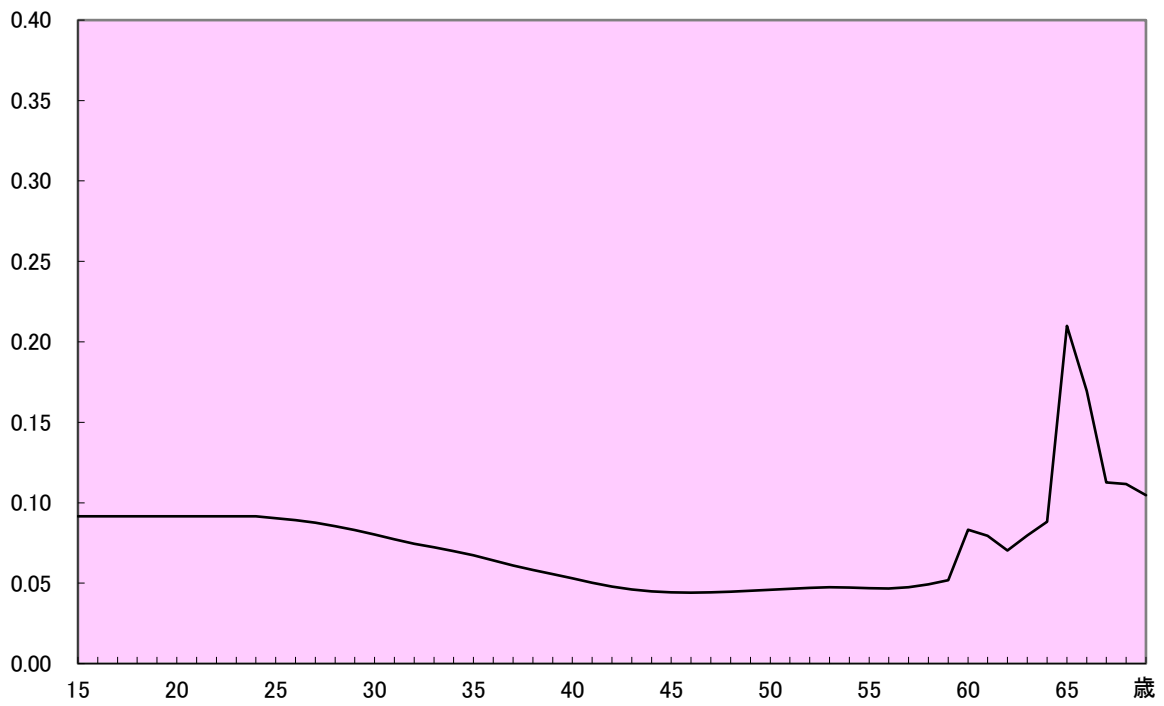
その後、若干低くなっている。

この他、旧厚生年金の将来推計において使用している基礎率として再加入率がある。被保険者の動向については、毎年度、制度から脱退する者もいれば、加入してくる者もいる。加入してくる者については、厚生年金制度に初めて加入してくる者もいれば、過去に厚生年金制度に加入していたが脱退し、その後、再び加入してきたという者もいる。将来推計上は、加入者を制度に初めて加入してくる者と再加入者に分けて計算を行っている。再加入率は、加入者のうちの再加入者である者の割合を実績統計をもとに作成している。再加入率は、第3-3-17 図及び第3-3-18 図にあるとおり、若年層では年齢とともに高くなるが、30歳台頃から7～8割でほぼ一定となる。

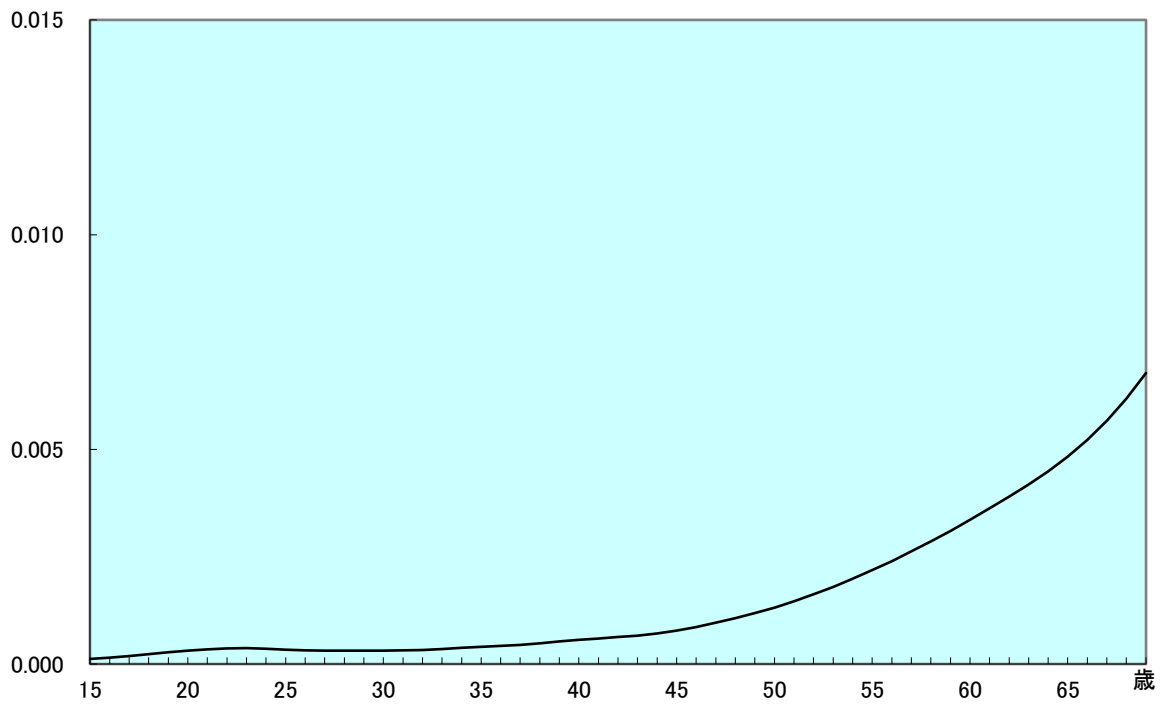
第 3 - 3 - 1 図 旧厚生年金総脱退率（男子）



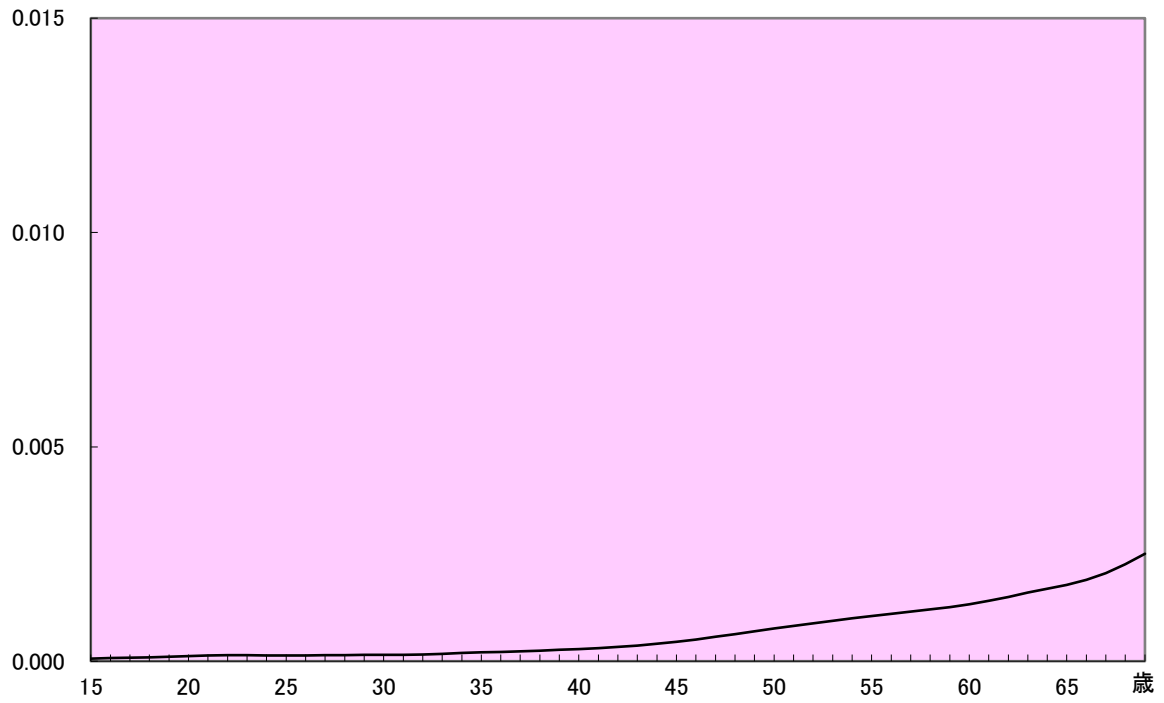
第 3 - 3 - 2 図 旧厚生年金総脱退率（女子）



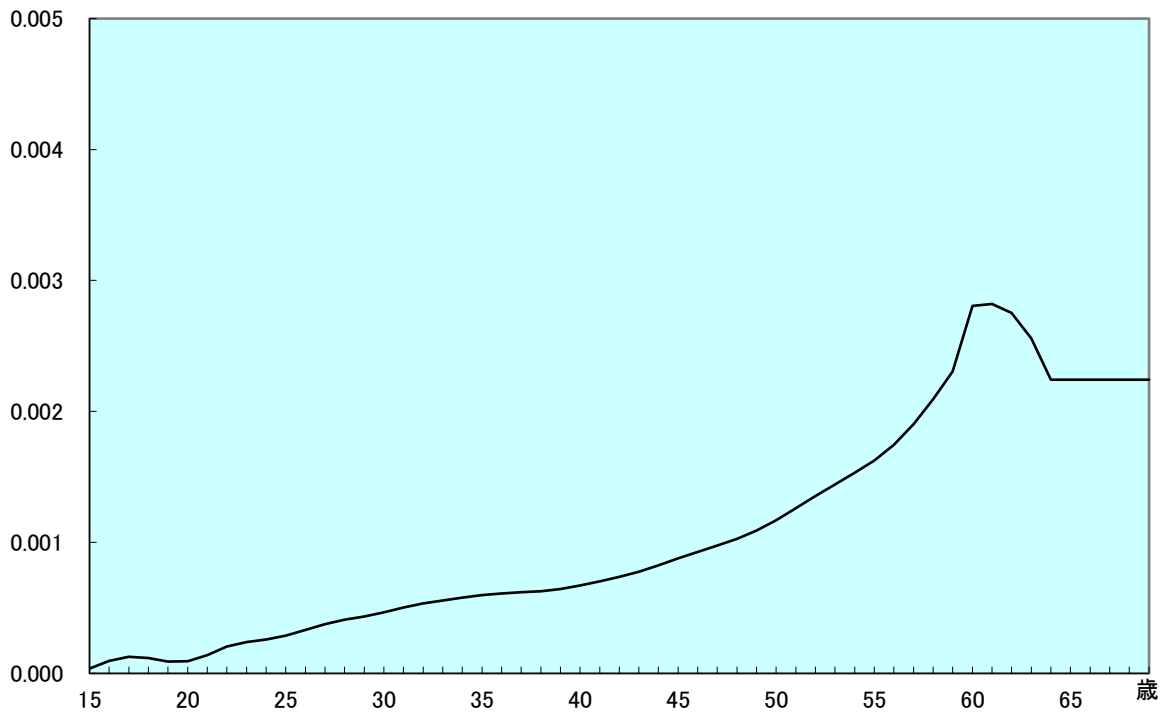
第 3 - 3 - 3 図 旧厚生年金死亡脱退率（男子）



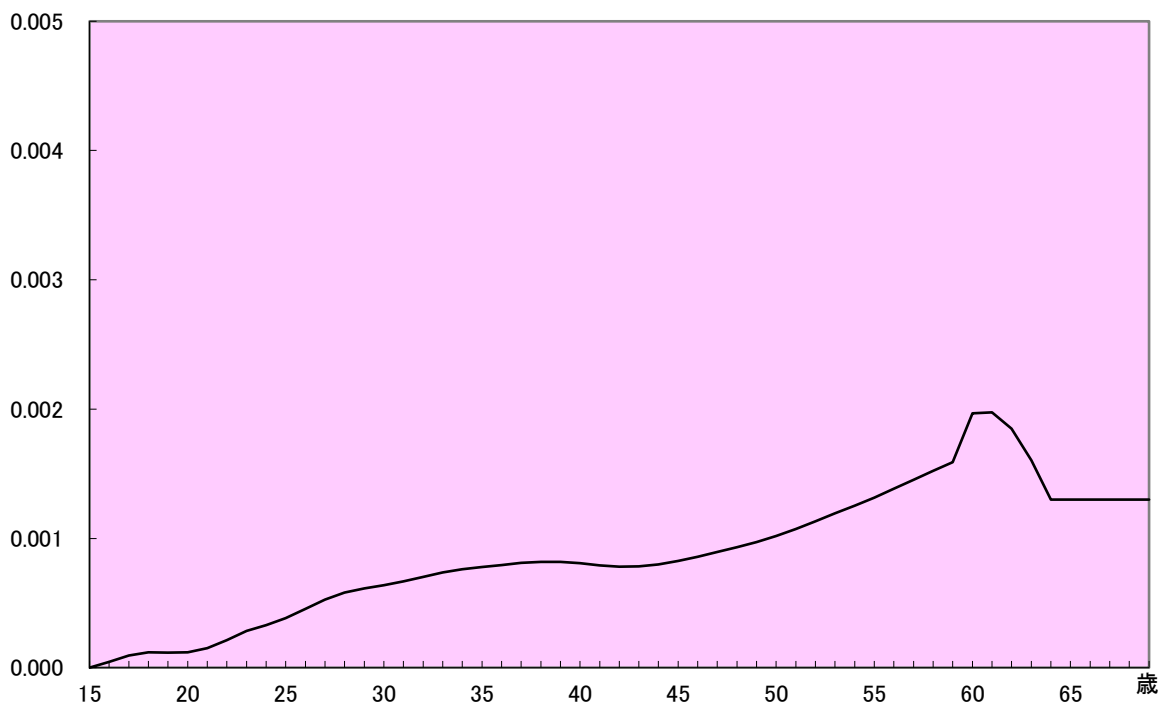
第 3 - 3 - 4 図 旧厚生年金死亡脱退率（女子）



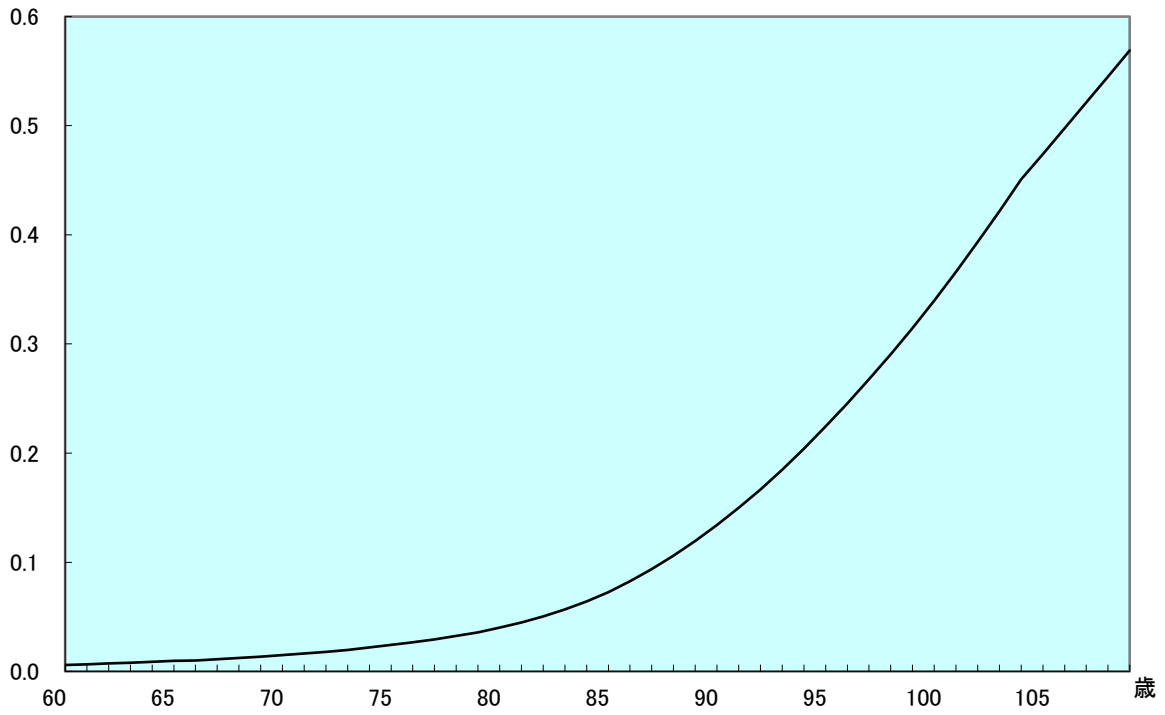
第 3 - 3 - 5 図 旧厚生年金障害年金発生率（男子）



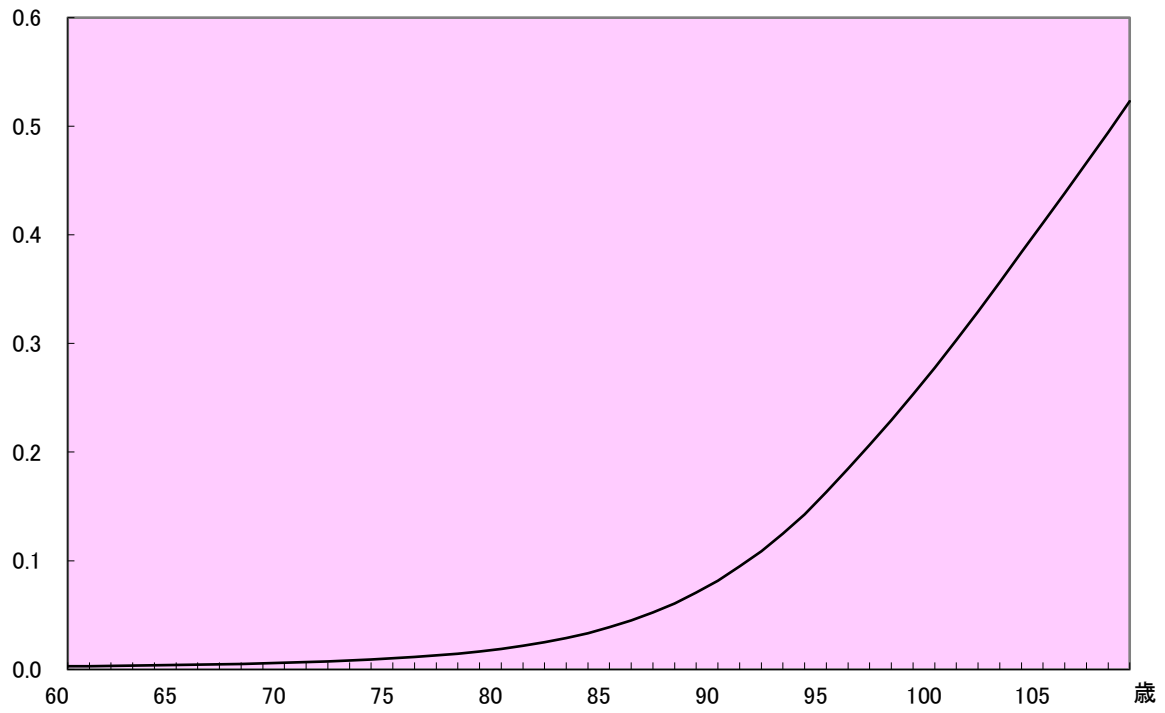
第 3 - 3 - 6 図 旧厚生年金障害年金発生率（女子）



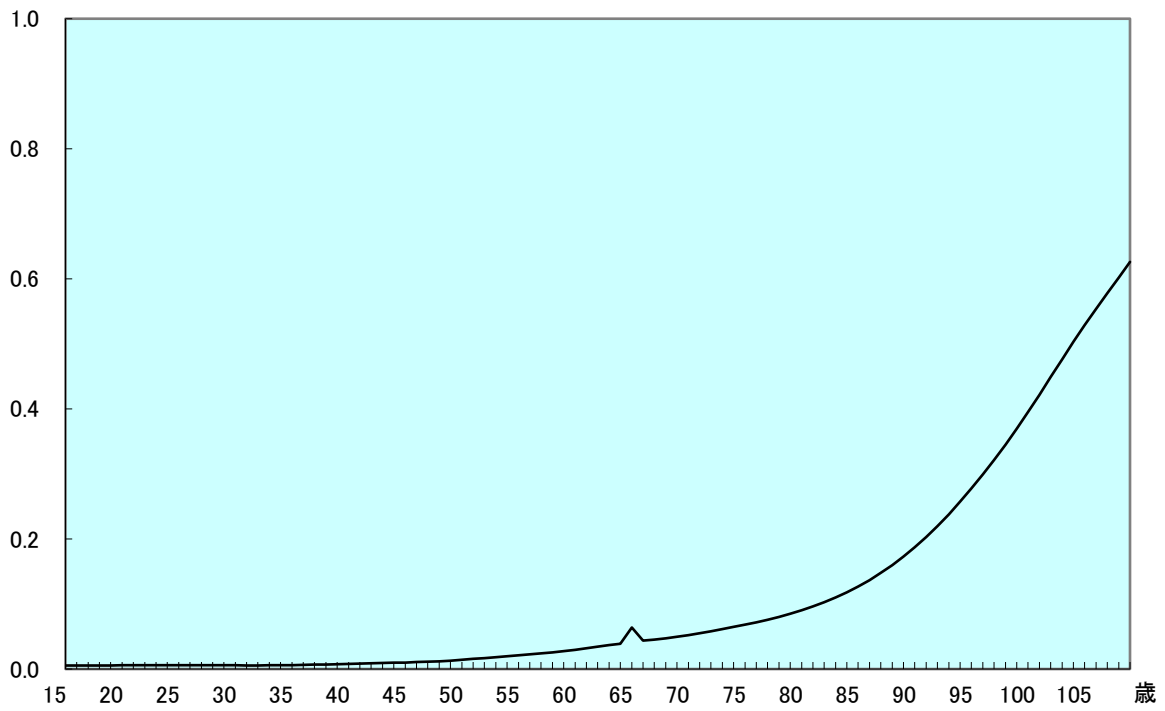
第 3 - 3 - 7 図 旧厚生年金老齡年金失権率（男子）



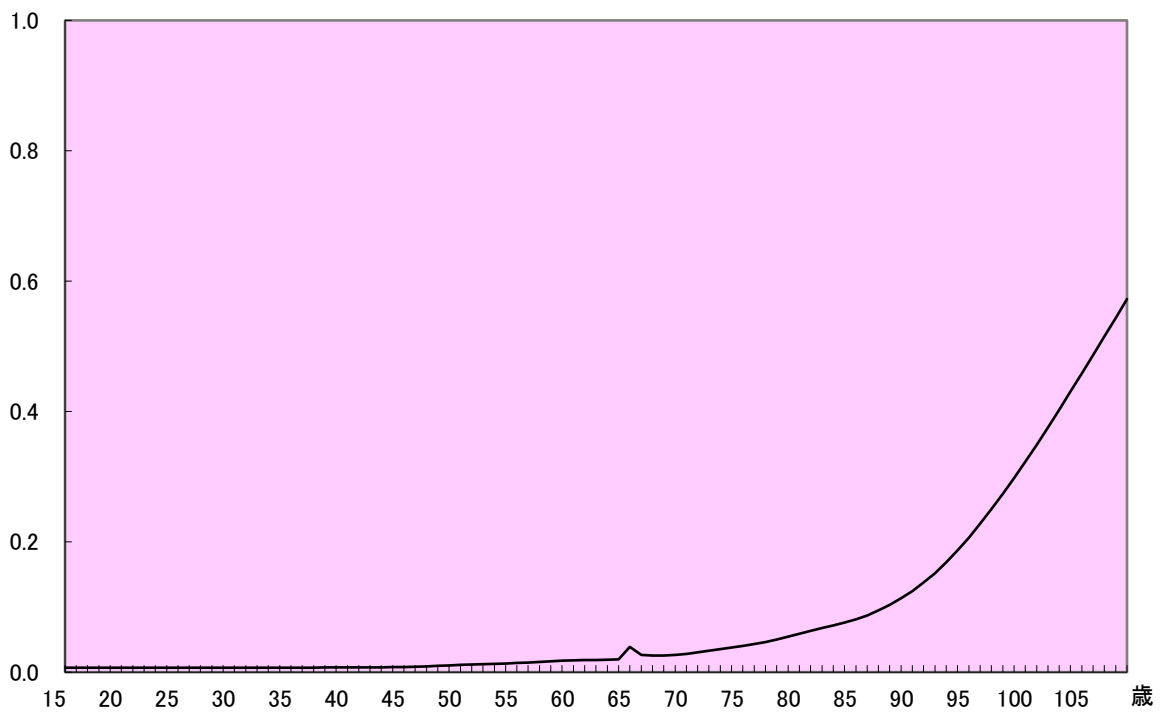
第 3 - 3 - 8 図 旧厚生年金老齡年金失権率（女子）



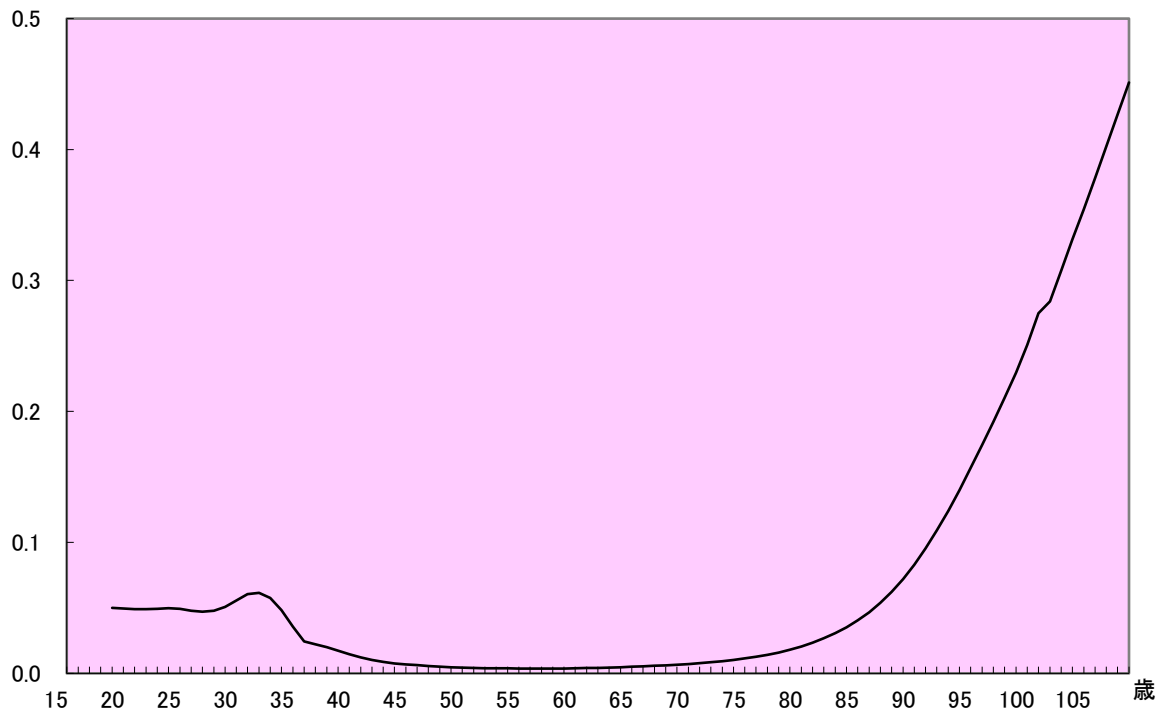
第 3 - 3 - 9 図 旧厚生年金障害年金失権率（男子）



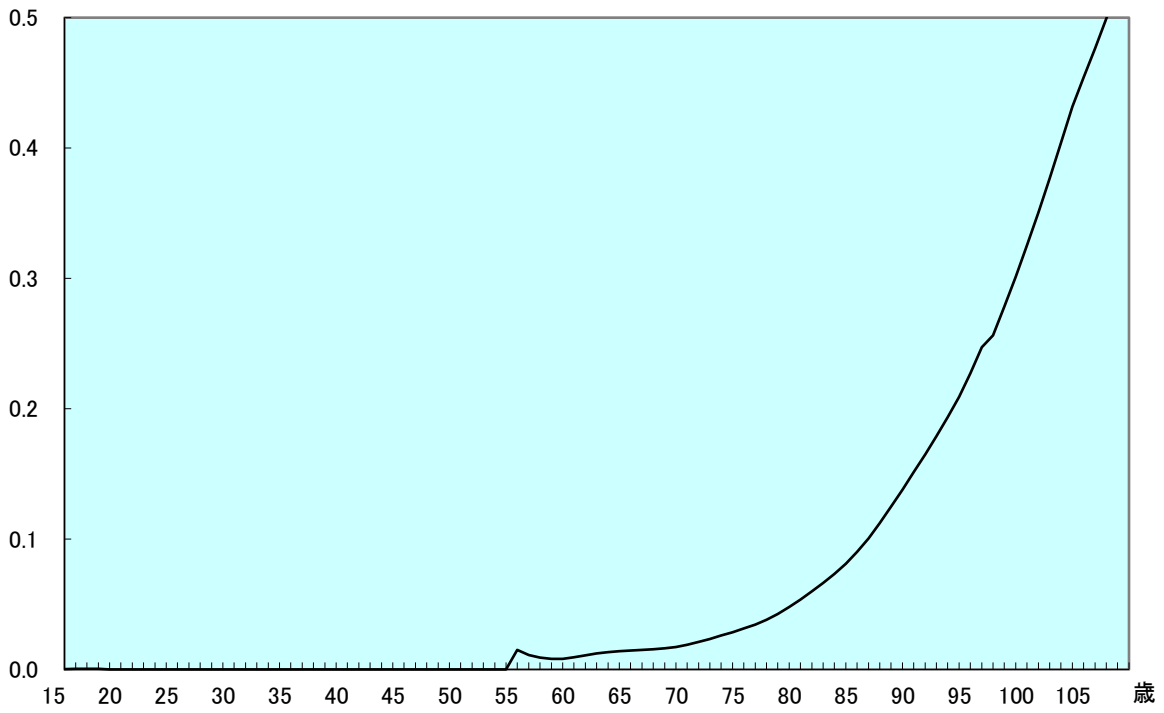
第 3 - 3 - 10 図 旧厚生年金障害年金失権率（女子）



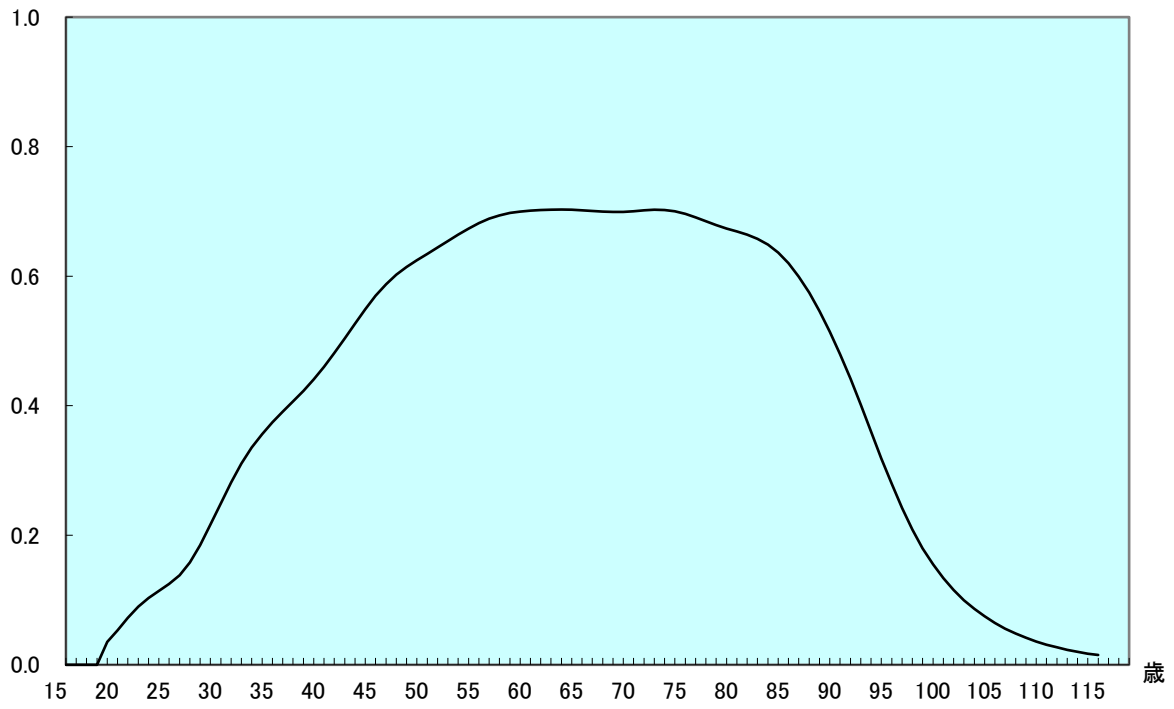
第 3 - 3 - 11 図 旧厚生年金遺族年金失権率（妻）



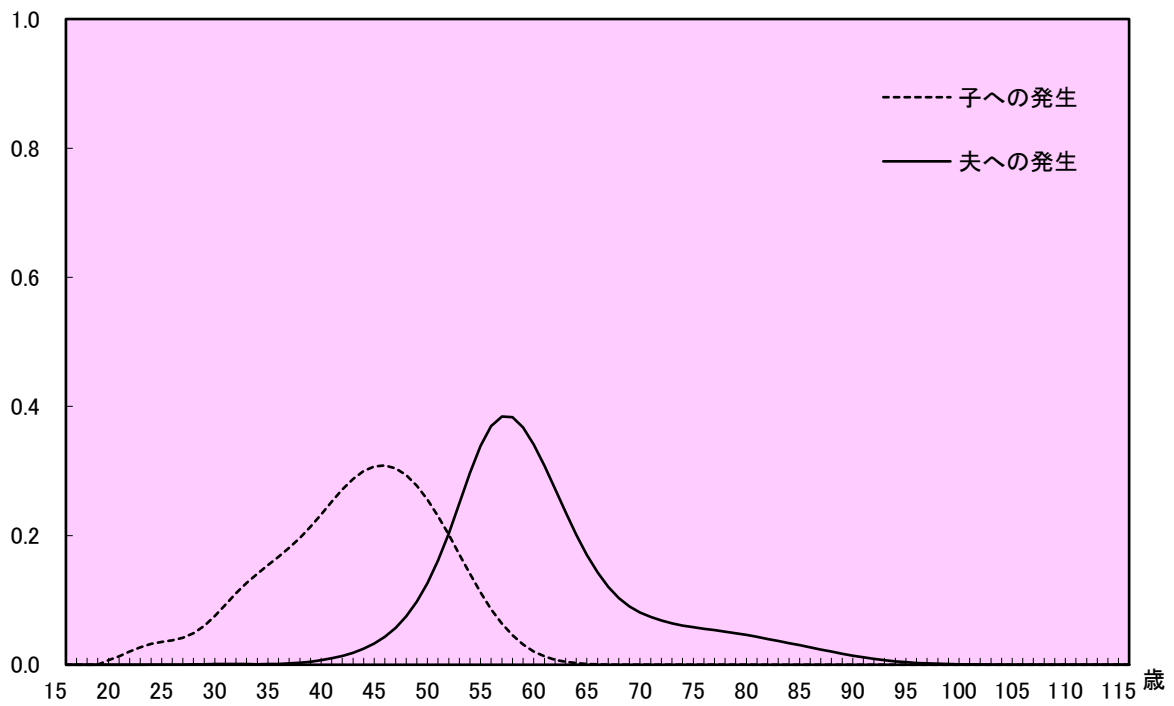
第 3 - 3 - 12 図 旧厚生年金遺族年金失権率（夫）



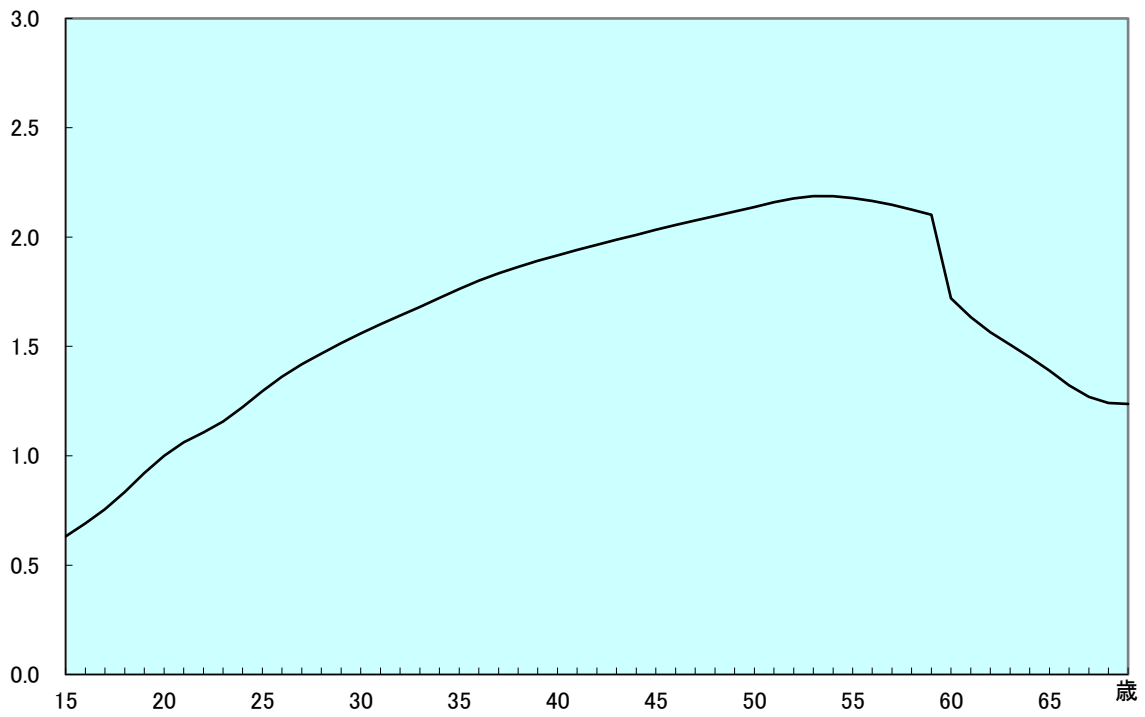
第 3 - 3 - 13 図 旧厚生年金遺族年金発生割合（妻）



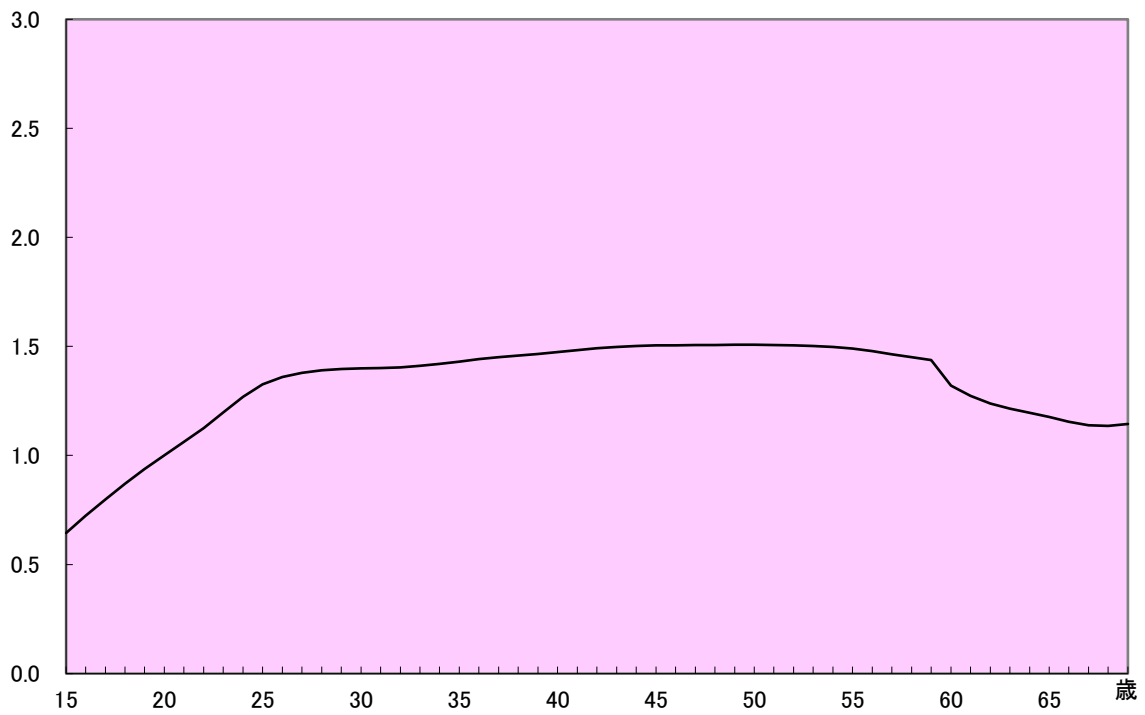
第 3 - 3 - 14 図 旧厚生年金遺族年金発生割合（夫、子）



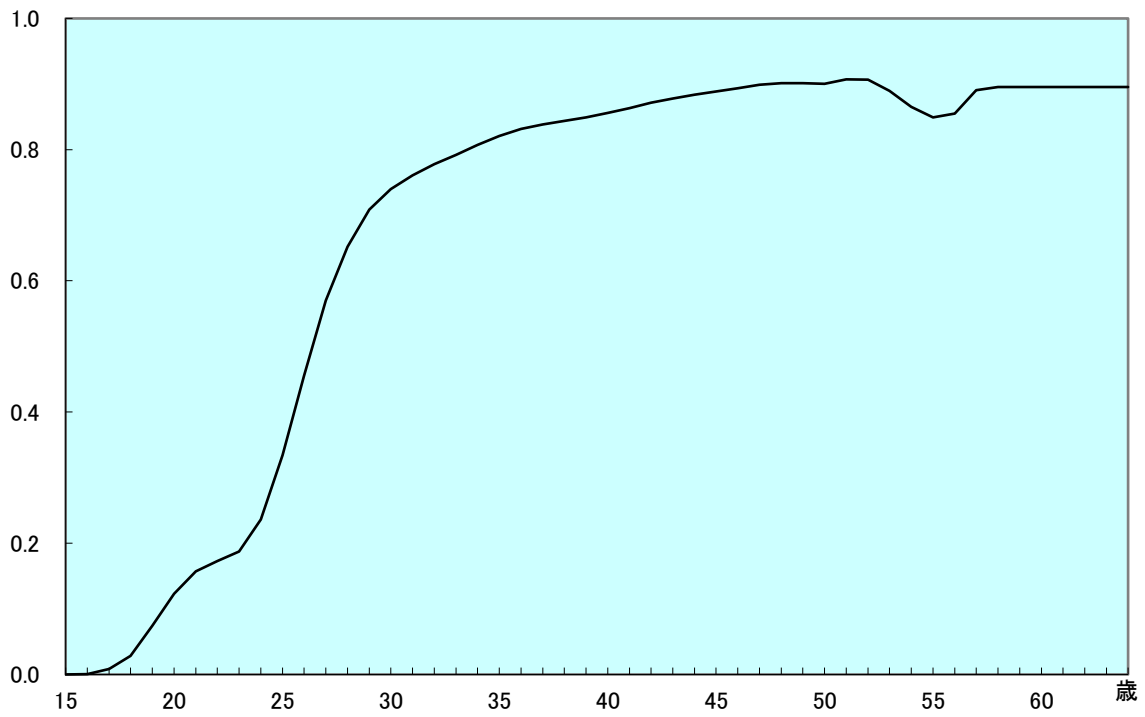
第 3 - 3 - 15 図 旧厚生年金標準報酬指数（男子）



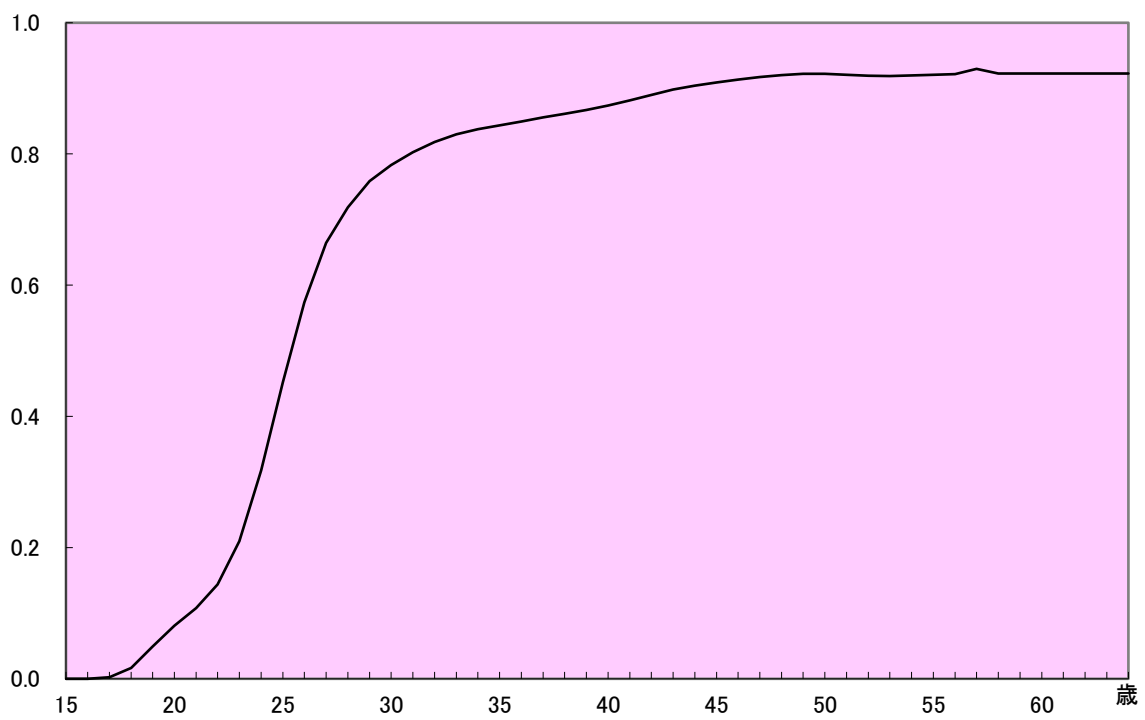
第 3 - 3 - 16 図 旧厚生年金標準報酬指数（女子）



第 3 - 3 - 17 図 再加入率（男子）



第 3 - 3 - 18 図 再加入率（女子）



2. 国民年金

第1号被保険者の総脱退率は第3-3-19 図及び第3-3-20 図のとおりであり、第3号被保険者の総脱退率は第3-3-21 図及び第3-3-22 図のとおりである。第1号被保険者については、男子、女子ともに20歳台前半が高くなっているが、これは第1号被保険者である学生が就職することにより第1号被保険者から第2号被保険者に移るためと考えられる。第3号被保険者の女子については、50歳台後半で上昇しているが、これは配偶者がサラリーマンを退職したために第3号被保険者から第1号被保険者に移ることによるものと考えられる。

第1号被保険者の死亡脱退率は第3-3-23 図及び第3-3-24 図のとおりであり、第3号被保険者の死亡脱退率は第3-3-25 図及び第3-3-26 図のとおりである。死亡脱退率は、遺族年金、寡婦年金、死亡一時金の発生につながるものとなり、第1号被保険者、第3号被保険者ともに年齢とともに高くなる傾向にある。

国民年金の障害年金発生率は、一般障害年金発生率と20歳前障害年金発生率とに分けて作成しており、一般障害年金発生率は第3-3-27 図及び第3-3-28 図のとおりであり、20歳前障害年金発生率は第3-3-29 図及び第3-3-30 図のとおりである。一般障害年金発生率の算定方法は厚生年金と同じであるが、20歳前障害年金発生率は20歳に到達して被保険者になる前に初診日のある傷病に対してのものであり、過去3年平均の新規裁定障害年金受給権者数を過去3年平均の前年度末総人口数で割ることにより算定している。このように算定しているのは、一般障害年金発生が国民年金の被保険者である間に発生した障害について給付が行われるのに対し、20歳前障害年金の発生は、国民年金の被保険者となる前の障害の発生に対するものであり、総人口に比例すると考えられるためである。一般障害年金発生率については、男子、女子ともに20歳台後半以降おおむね横ばいとなっており、20歳前障害年金発生率については、男子、女子ともに20歳到達をもって受給者になることが多いため、20歳に大きな山がある。

国民年金の老齢年金失権率は第3-3-31 図及び第3-3-32 図のとおりである。国民年金の老齢年金失権率は、老齢年金受給者の死亡率であり、全人口の死亡率と同じ傾向となる。

国民年金の一般障害年金失権率は第3-3-33 図及び第3-3-34 図のとおりであり、国民年金の20歳前障害年金失権率は第3-3-35 図及び第3-3-36 図のとおりである。国民年金の場合も厚生年金の場合と同様、障害年金失権率は老齢年金失権率よりも高くなっており、また、年齢が高くなるとともに高くなる傾向にある。

国民年金の遺族年金失権率（妻、夫）は第3-3-37図及び第3-3-38図のとおりである。遺族年金失権率（妻）とは、妻に支給される遺族基礎年金が失権する確率のことである。遺族年金受給者（妻）が失権するのは、受給者が死亡した場合と再婚をした場合のほかに、遺族年金（妻）は18歳未満の子（子が1級または2級の障害の状態にあるときは20歳未満）のある妻にしか支給されないことから、末子が18歳の誕生日の属する年度を越えたという場合がある。30歳台まではほぼ横ばいであり、その後、40歳頃から年齢とともに高くなっているのは、子の成長による失権が多いためと考えられる。また、夫に支給される遺族基礎年金についても同様である。

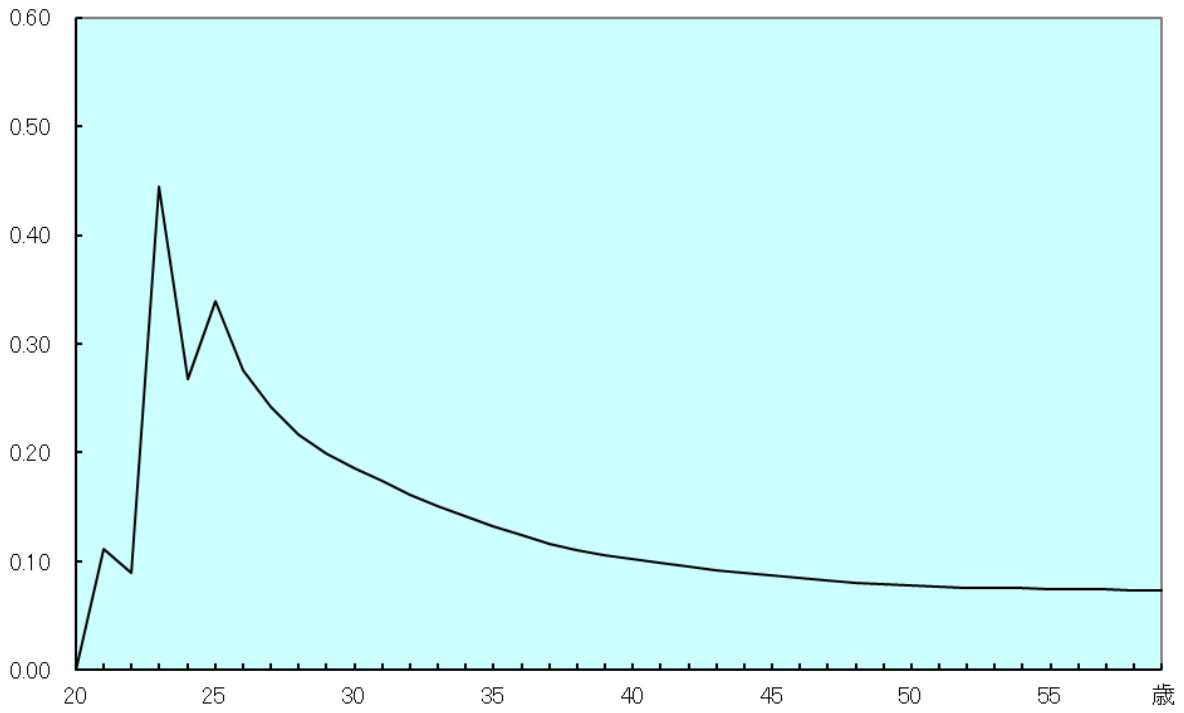
国民年金の遺族年金発生割合（妻、夫、子）は第3-3-39図から第3-3-41図のとおりである。国民年金の遺族年金発生割合も厚生年金と同様、被保険者が死亡した場合に、遺族年金が支給される遺族がいる確率のことであるが、妻については、死亡した男子被保険者に子のある妻が存在している確率を表している。国民年金の遺族年金発生割合は、一年間を通じて一様に遺族年金受給者が発生するものとして、過去3年間で捉えた平均新規裁定遺族年金受給権者数（妻の場合は子のある妻、子の場合は末子）を男子の年度中死亡脱退者数で割ることにより算定している。また、厚生年金の場合と同様、世帯数推計における将来の有配偶割合を用いて将来の未婚化・晩婚化の影響を織り込んでいる。国民年金の遺族年金発生割合は、妻、夫、子の場合ともに、被保険者の死亡時に18歳未満の子（子が1級または2級の障害の状態にあるときは20歳未満）がいることが支給要件であることから、30歳台半ばから40歳台半ばで山型になっている。遺族年金発生割合（夫）については、妻が1号被保険者であるか3号被保険者であるかによって、子のある夫である確率が異なると考えられるため、別々に設定している。

第1号被保険者の保険料納付状況については、まず保険料の納付を要するかどうかについて、免除や納付の特例の対象となる者の割合を作成している。具体的には、性別に、保険料の全額免除、部分免除（4分の1免除、半額免除、4分の3免除）、学生納付特例、及び納付猶予の対象となる者の割合をそれぞれ作成した上で、女子の場合はさらに産前産後期間の保険料免除となる者を出生率を基に見込んでいる。また、令和10（2028）年度以降は、男子、女子ともに育児期間の保険料免除となる者を出生率を基に見込んでいる。さらに、保険料の納付を要する者に対する納付率を、納付区分（免除非対象、4分の1免除、半額免除、4分の3免除）別、性別に作成している。なお、保険料の免除や納付特例等に関する基礎率については、直近の実績に準拠しているが、納付率については、直近の年齢別納付率の実績を、日本年金機構の取り組み強化等を参考にして設定した年齢計の納付率の前提を基に年度ごとに補正した年齢別納付率を用いている。

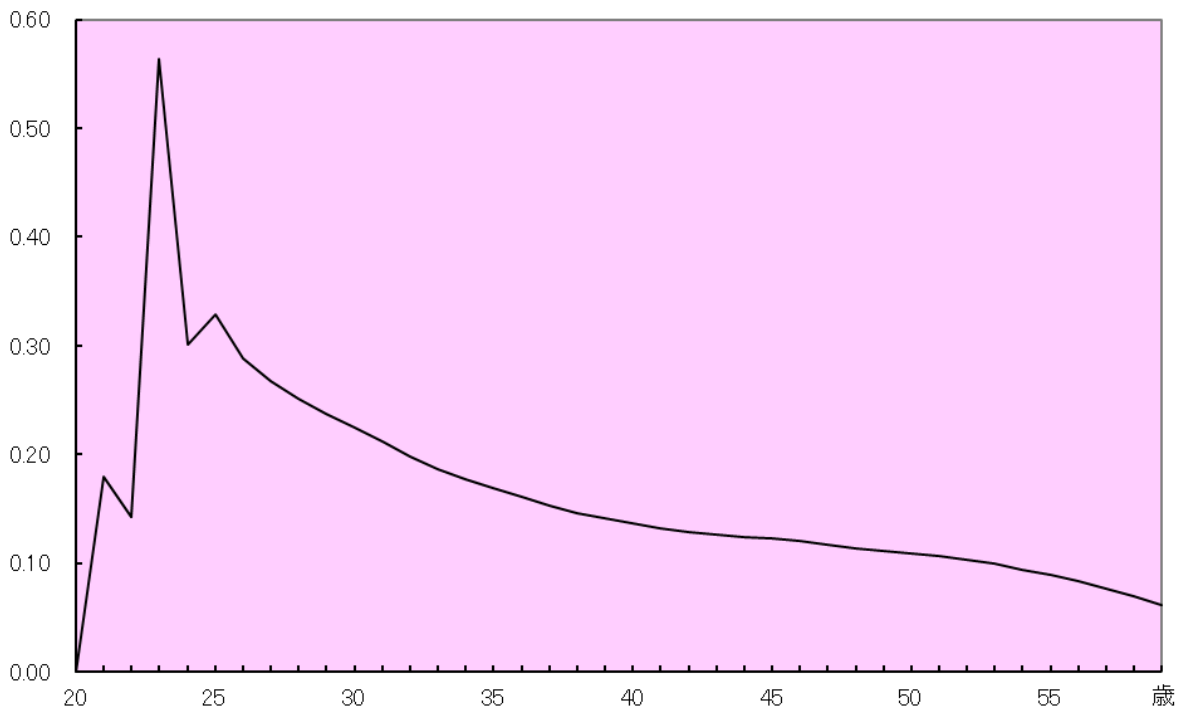
保険料の全額免除対象者の割合は、第3-3-42図及び第3-3-43図のと

おりである。20歳台前半の若年層については、学生免除の適用となる者の割合が高いことから全額免除者の割合は低くなっているが、20歳台後半から40歳台まではおおむね横ばいであり、その後、男子は緩やかに増加し、女子は緩やかな減少に転じている。学生納付特例対象者の割合は、第3-3-44図及び第3-3-45図のとおりであり、大学生である者の割合が多いと考えられる20歳台前半で非常に高くなっている。また、免除の対象となっていない者の納付率の直近の実績は第3-3-46図及び第3-3-47図のとおりとなっている。これを見ると、20歳台前半については学生納付特例制度によって支払い能力が低い者が納付対象となっていないことから1つの山となっているが、これを除けば基本的には年齢が高いほど納付率も高くなっている。なお、先ほど述べたとおり、今回の財政検証においてはこの直近の実績をそのまま使用しているわけではなく、日本年金機構の取り組み強化等を参考にして設定した年齢計納付率の前提を基に補正したものをを用いていることに留意が必要である。

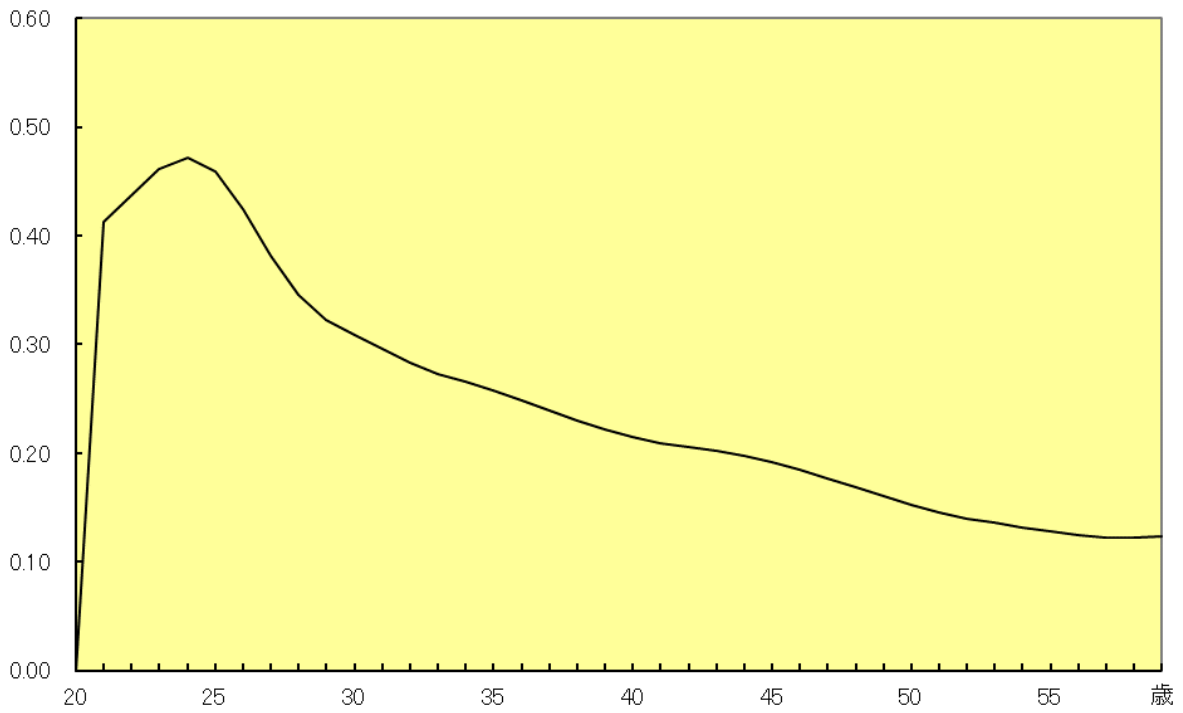
第 3 - 3 - 19 図 国民年金総脱退率（1号男子）



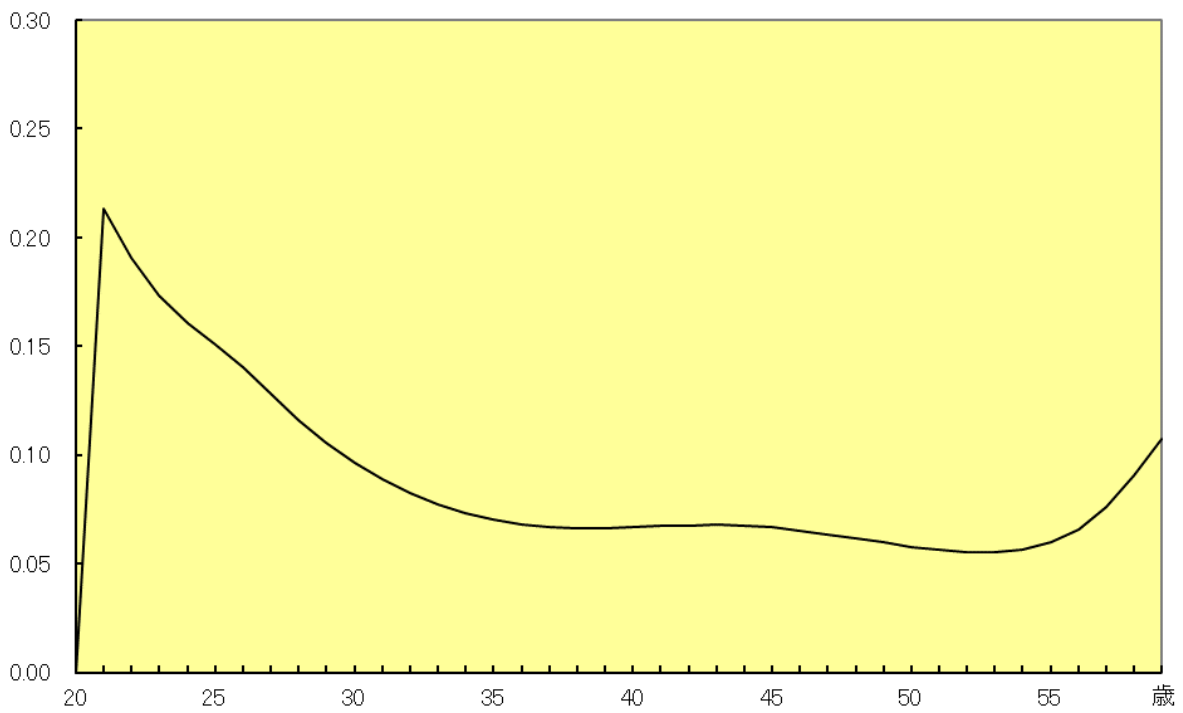
第 3 - 3 - 20 図 国民年金総脱退率（1号女子）



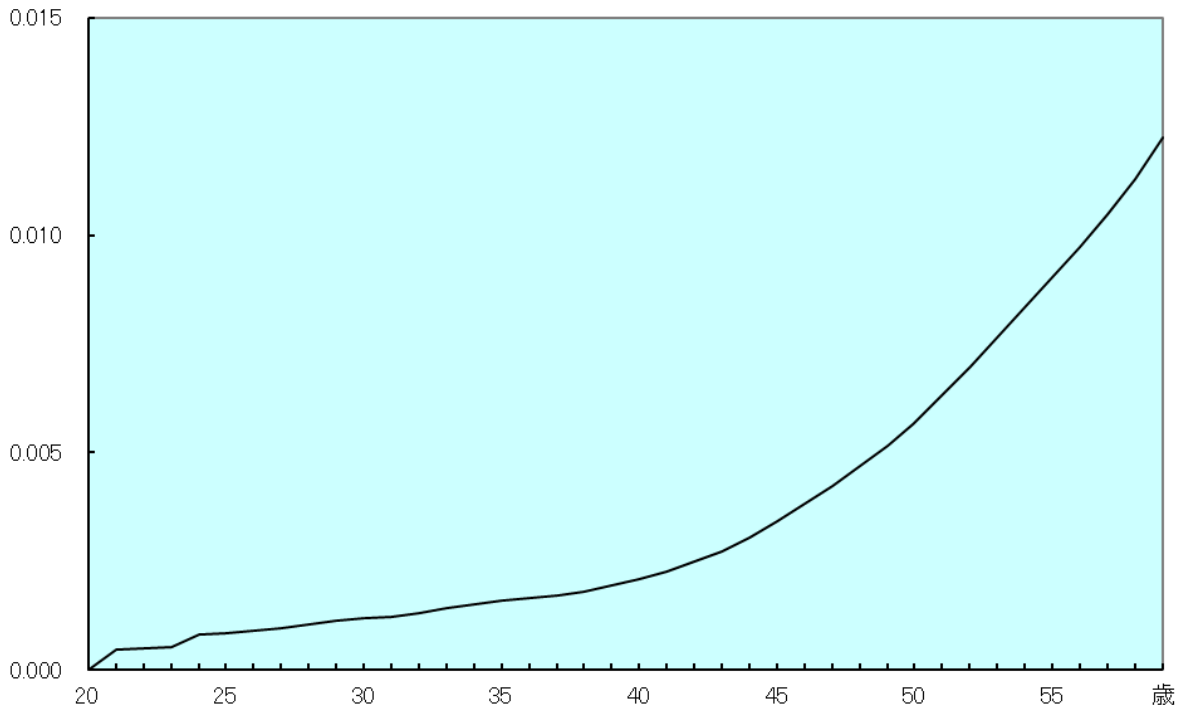
第 3 - 3 - 21 図 国民年金総脱退率（3号男子）



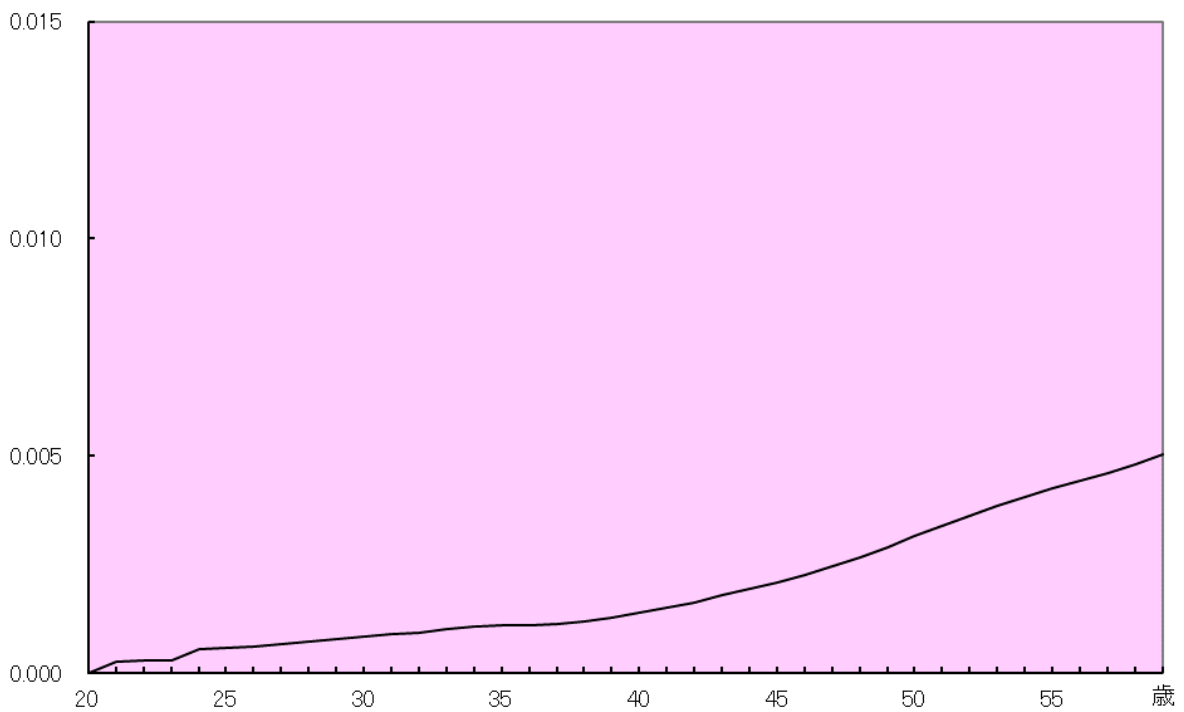
第 3 - 3 - 22 図 国民年金総脱退率（3号女子）



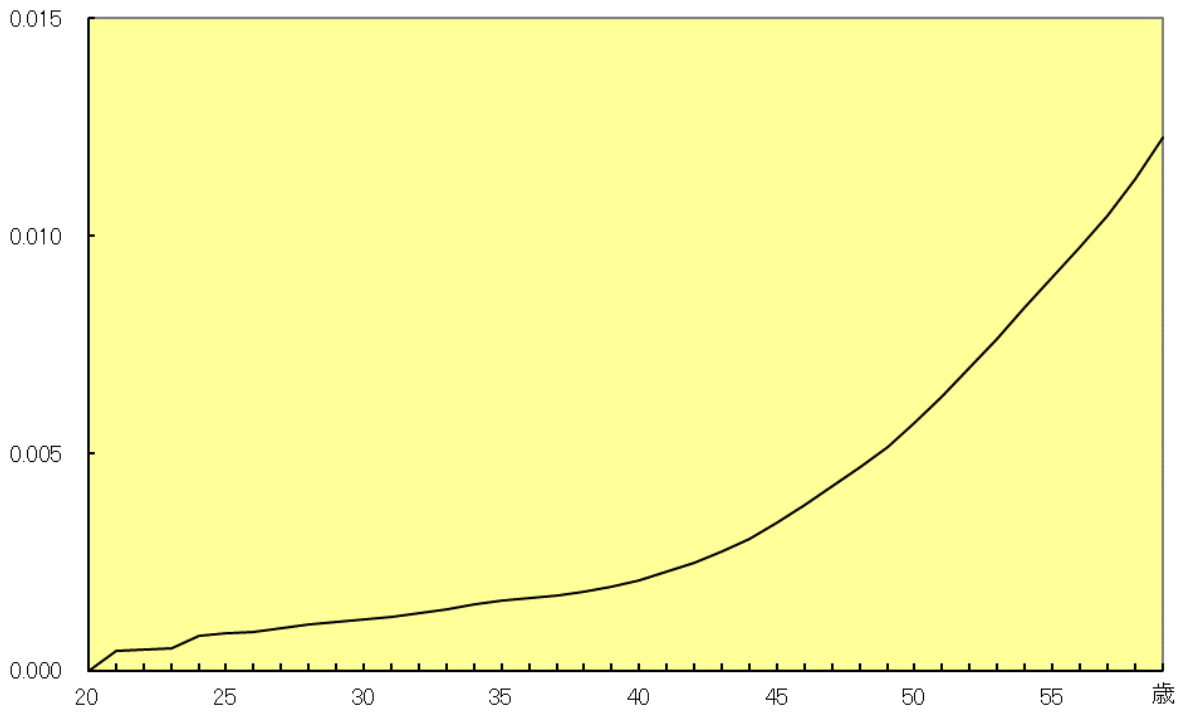
第 3 - 3 - 23 図 国民年金死亡脱退率（1号男子）



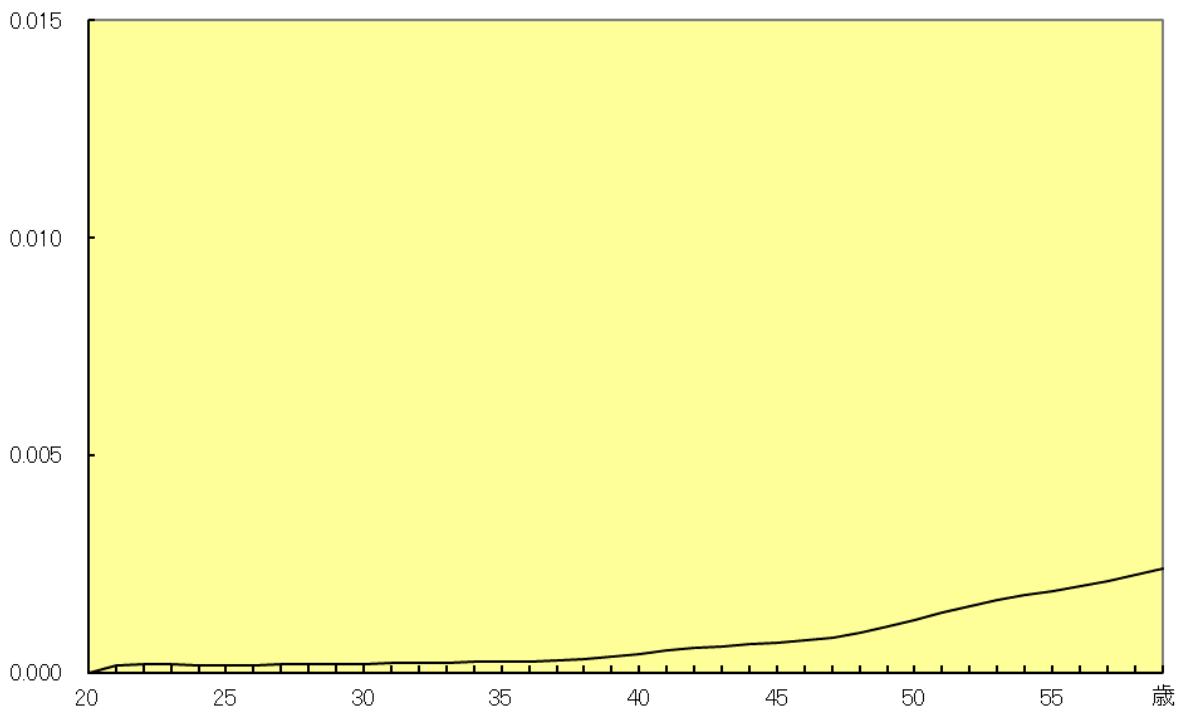
第 3 - 3 - 24 図 国民年金死亡脱退率（1号女子）



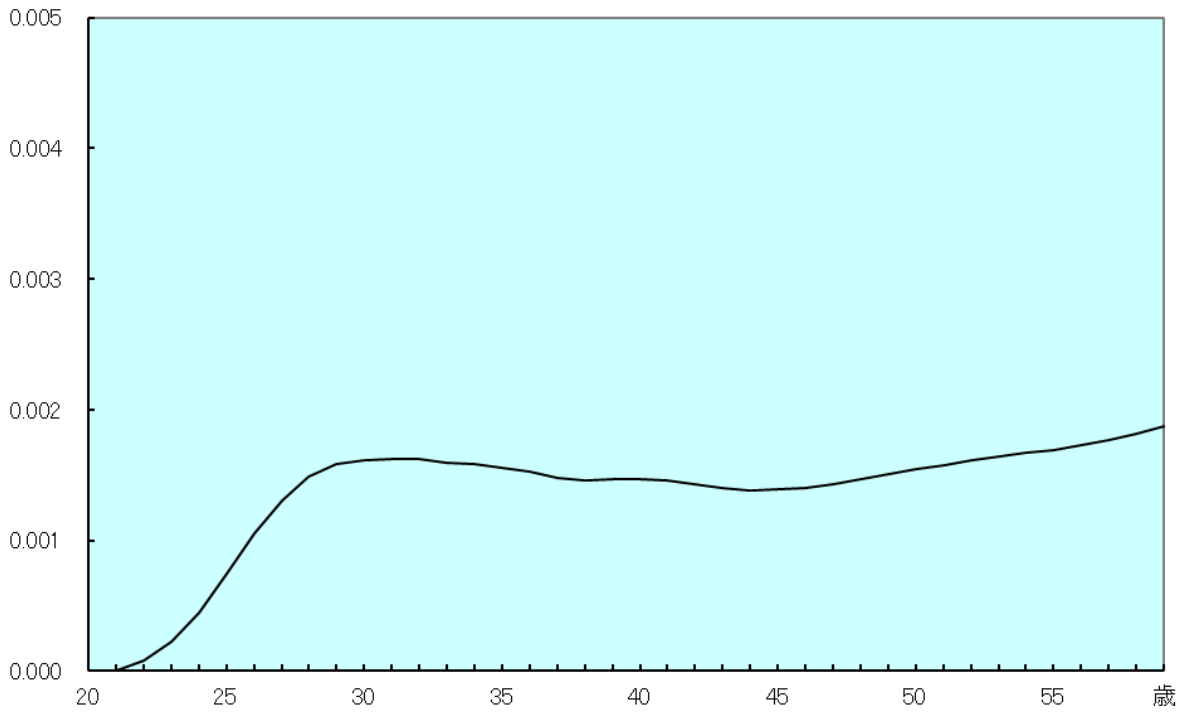
第 3 - 3 - 25 图 国民年金死亡脱退率 (3号男子)



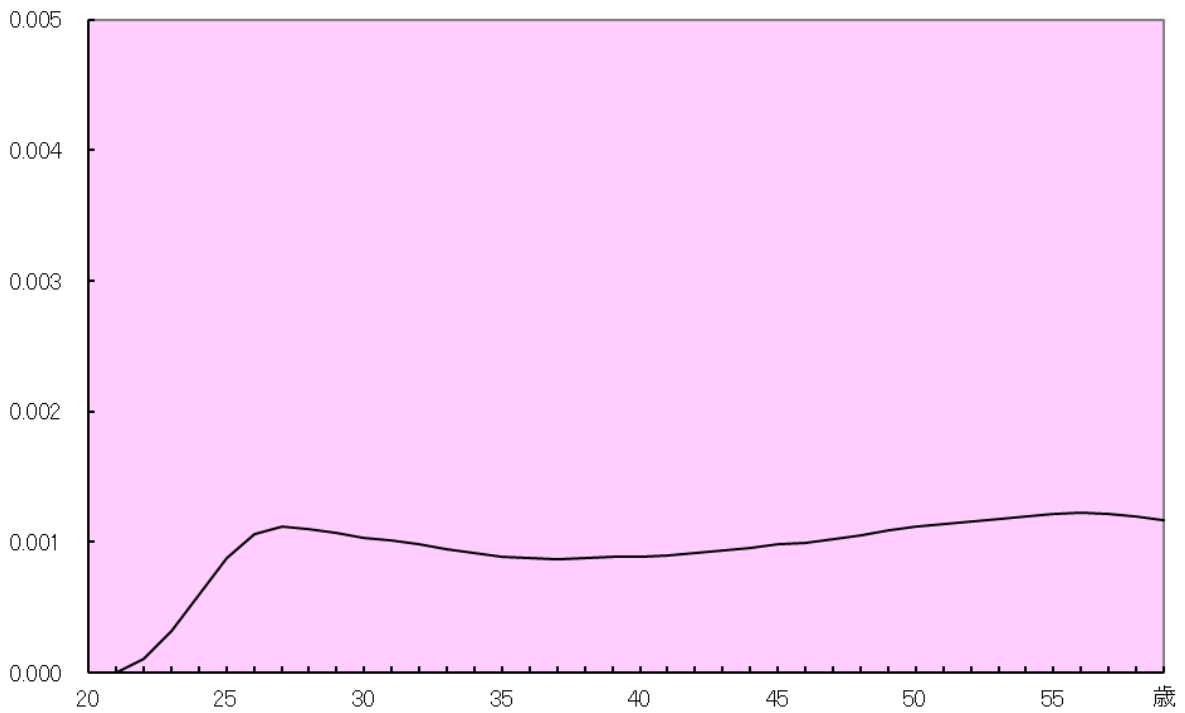
第 3 - 3 - 26 图 国民年金死亡脱退率 (3号女子)



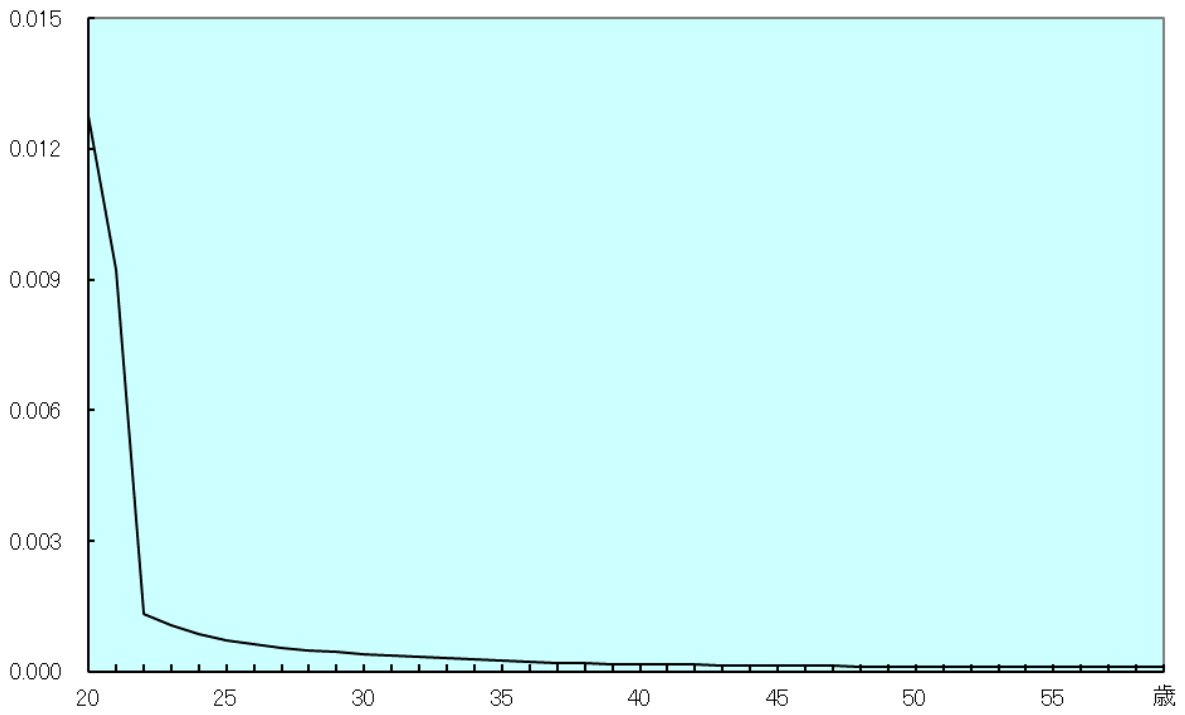
第 3 - 3 - 27 図 国民年金一般障害年金発生率（男子）



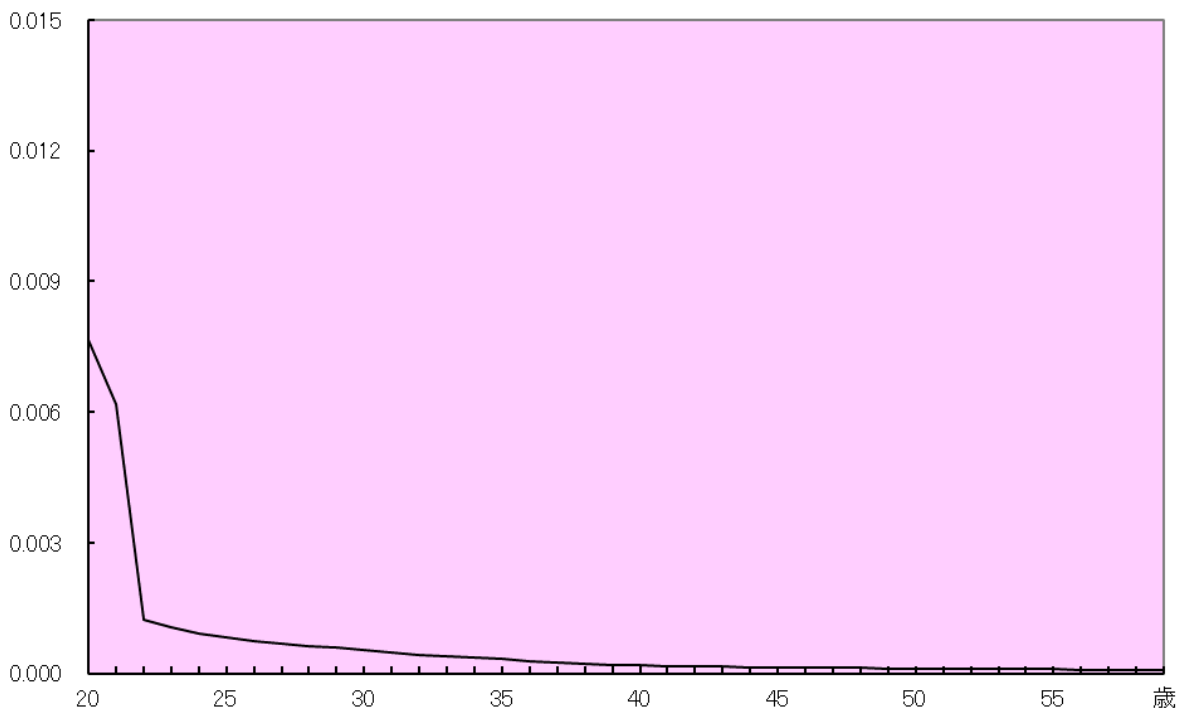
第 3 - 3 - 28 図 国民年金一般障害年金発生率（女子）



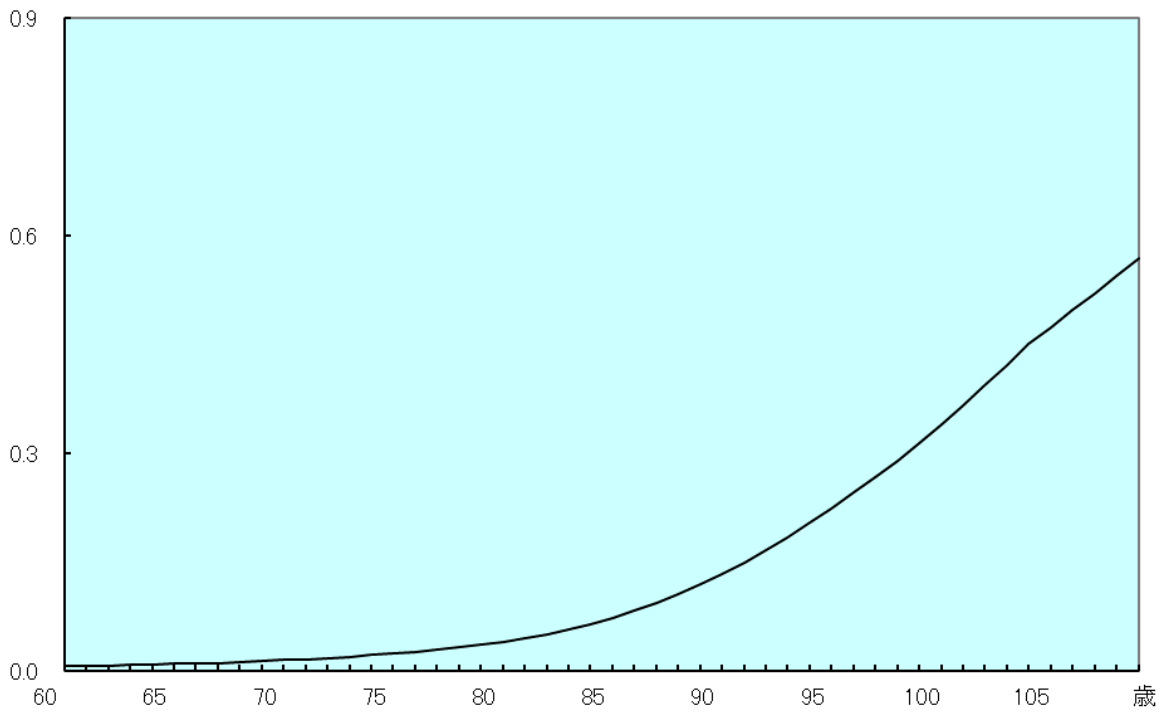
第 3 - 3 - 29 図 国民年金 20 歳前障害年金発生率 (男子)



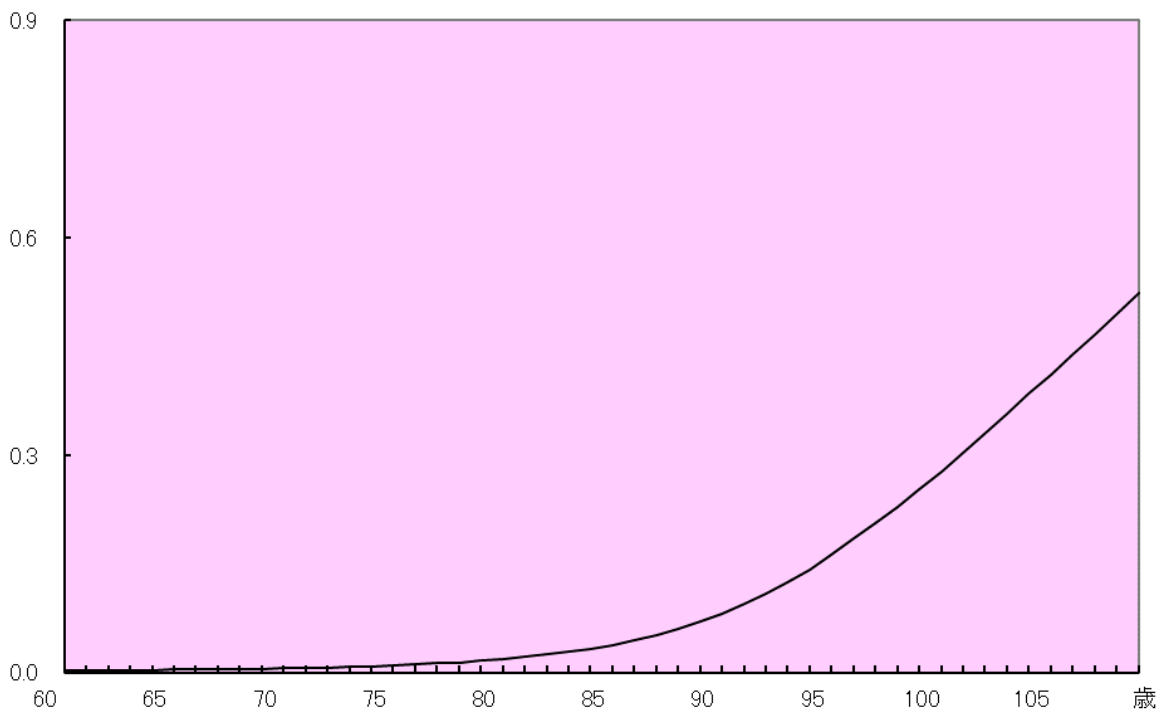
第 3 - 3 - 30 図 国民年金 20 歳前障害年金発生率 (女子)



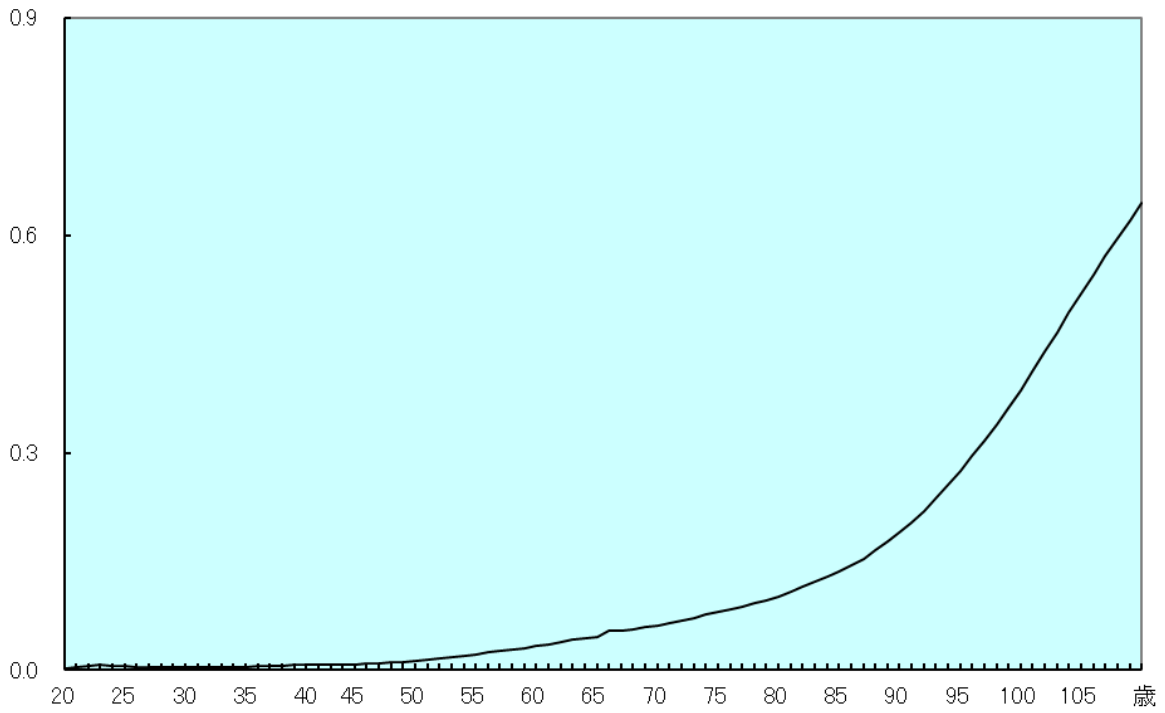
第 3 - 3 - 31 図 国民年金老齡年金失権率（男子）



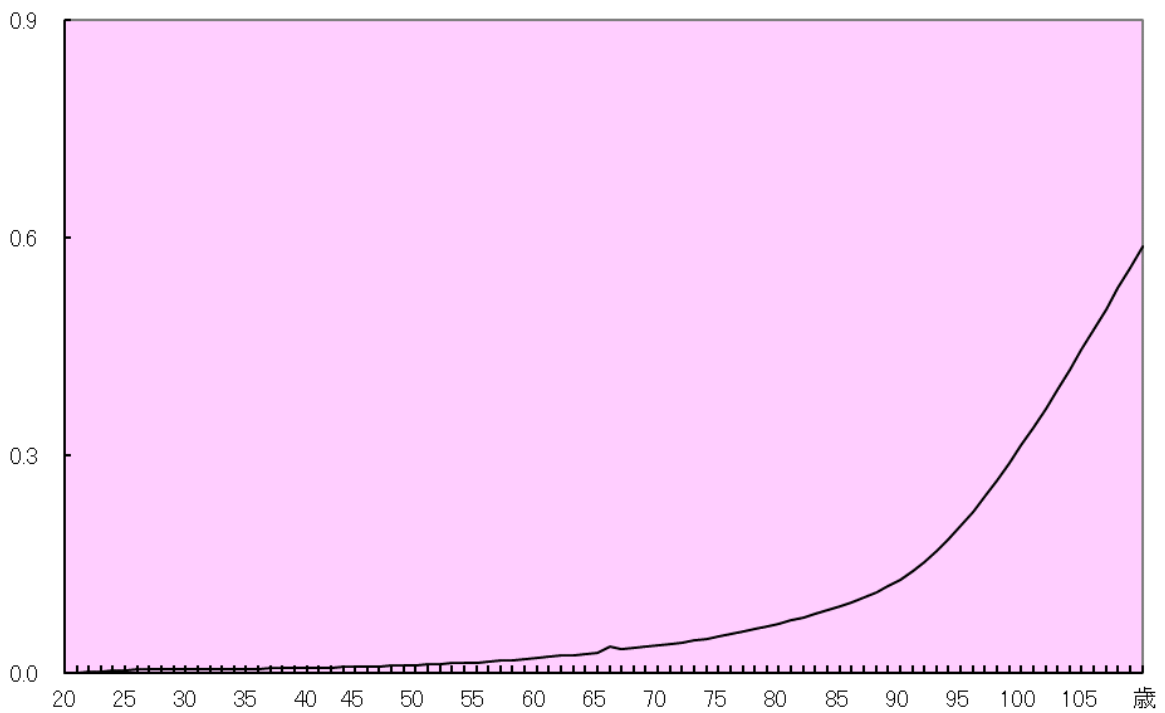
第 3 - 3 - 32 図 国民年金老齡年金失権率（女子）



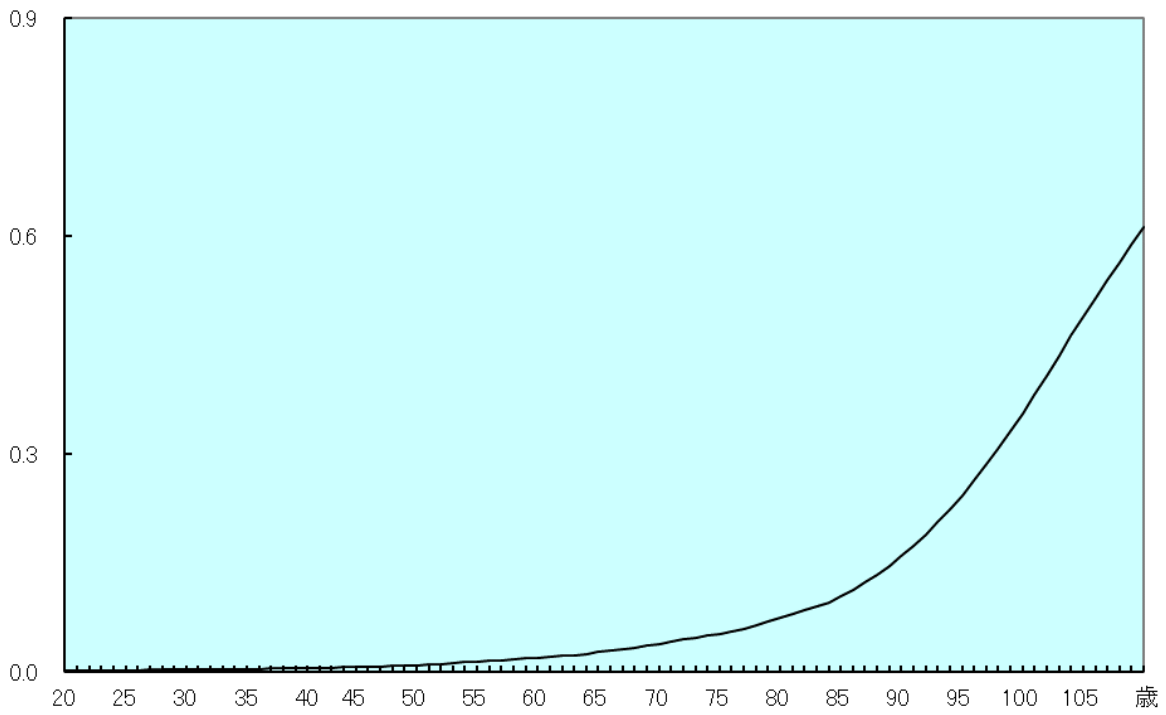
第 3 - 3 - 33 図 国民年金一般障害年金失権率（男子）



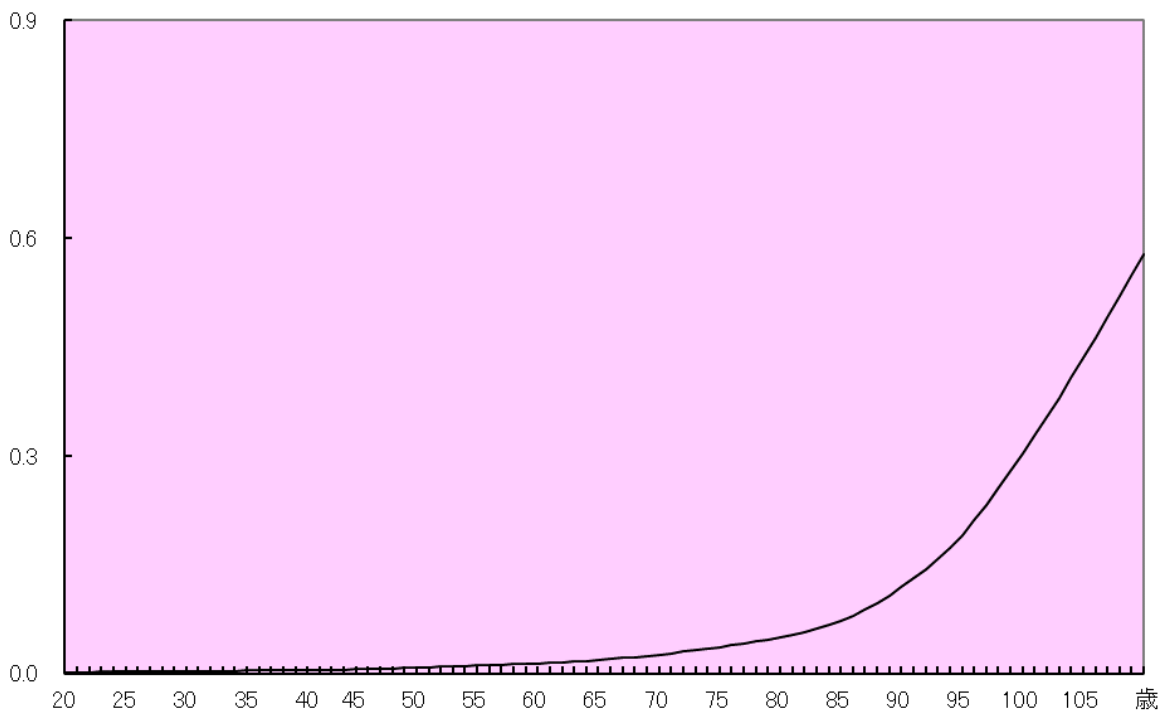
第 3 - 3 - 34 図 国民年金一般障害年金失権率（女子）



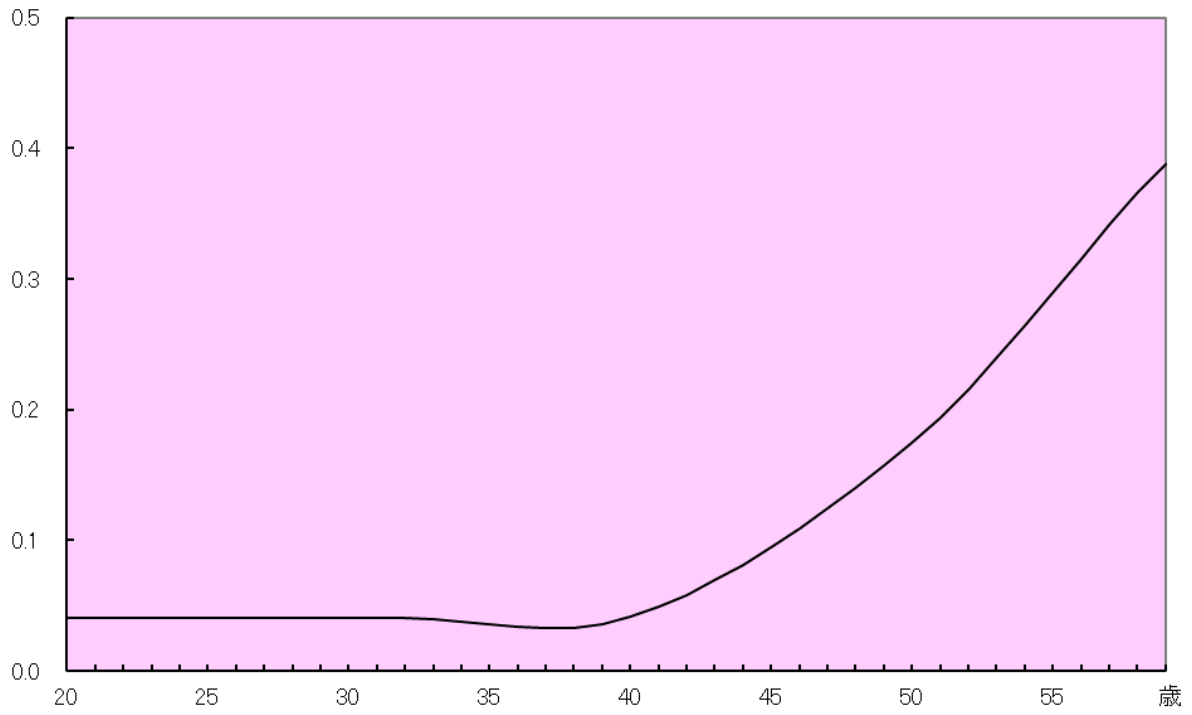
第 3 - 3 - 35 図 国民年金 20 歳前障害年金失権率 (男子)



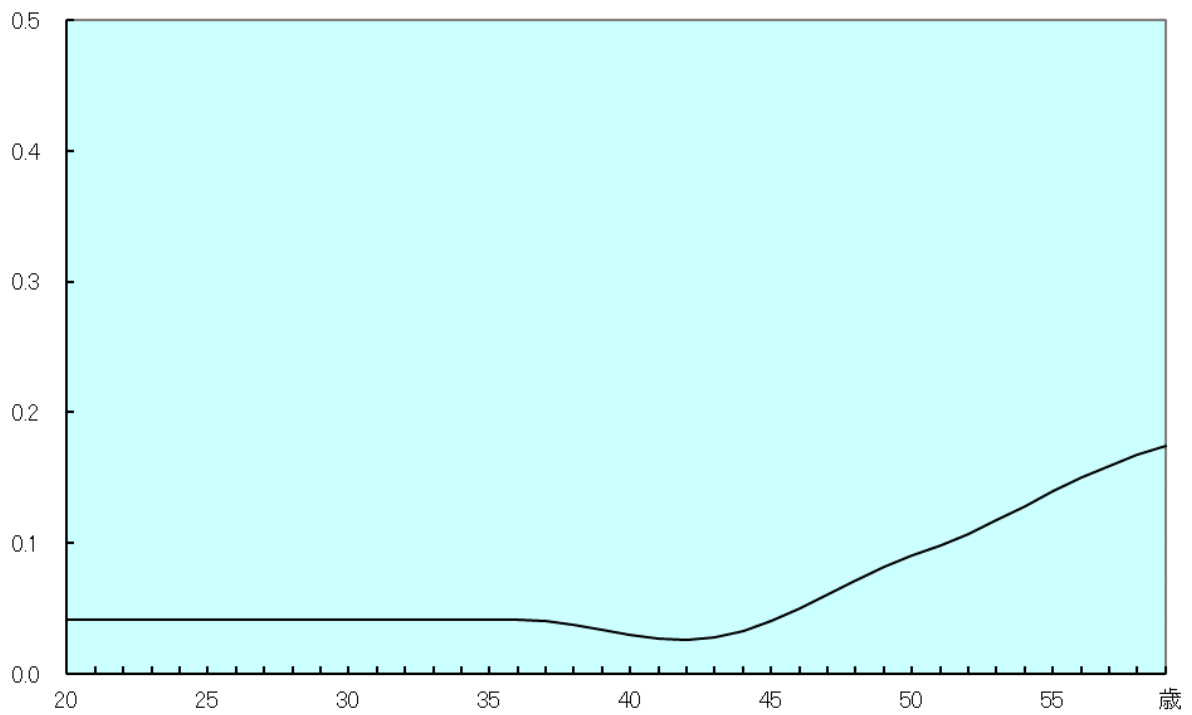
第 3 - 3 - 36 図 国民年金 20 歳前障害年金失権率 (女子)



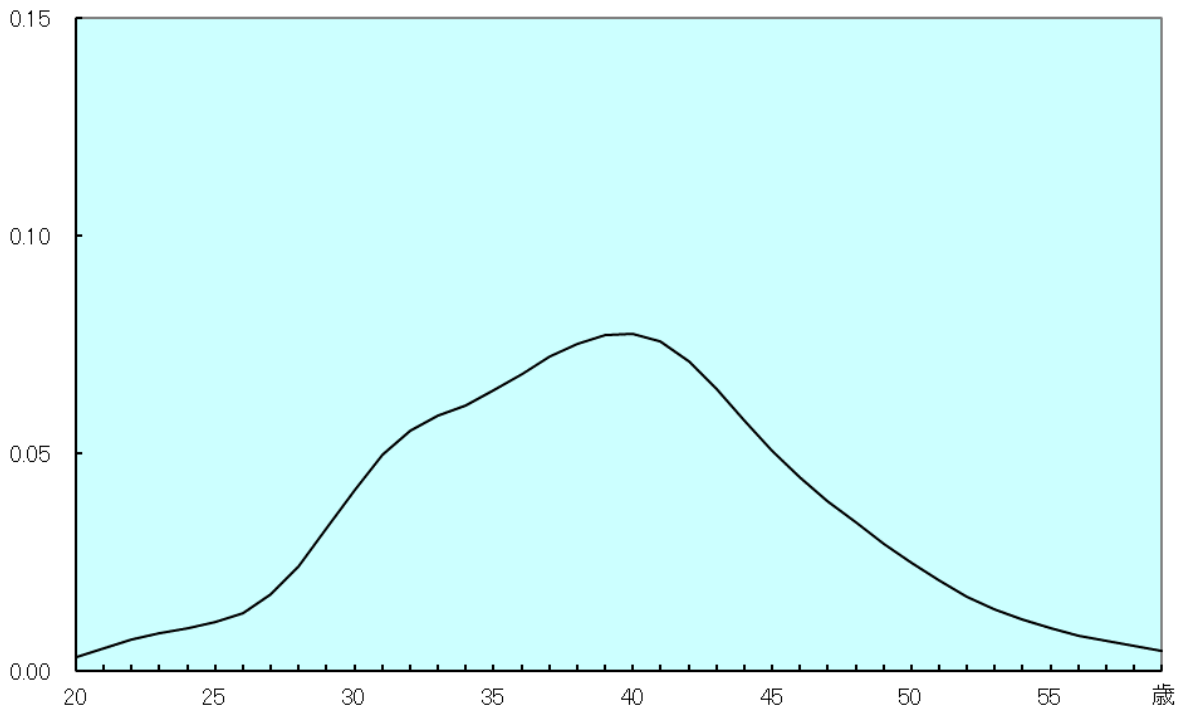
第 3 - 3 - 37 図 国民年金遺族年金失権率（妻）



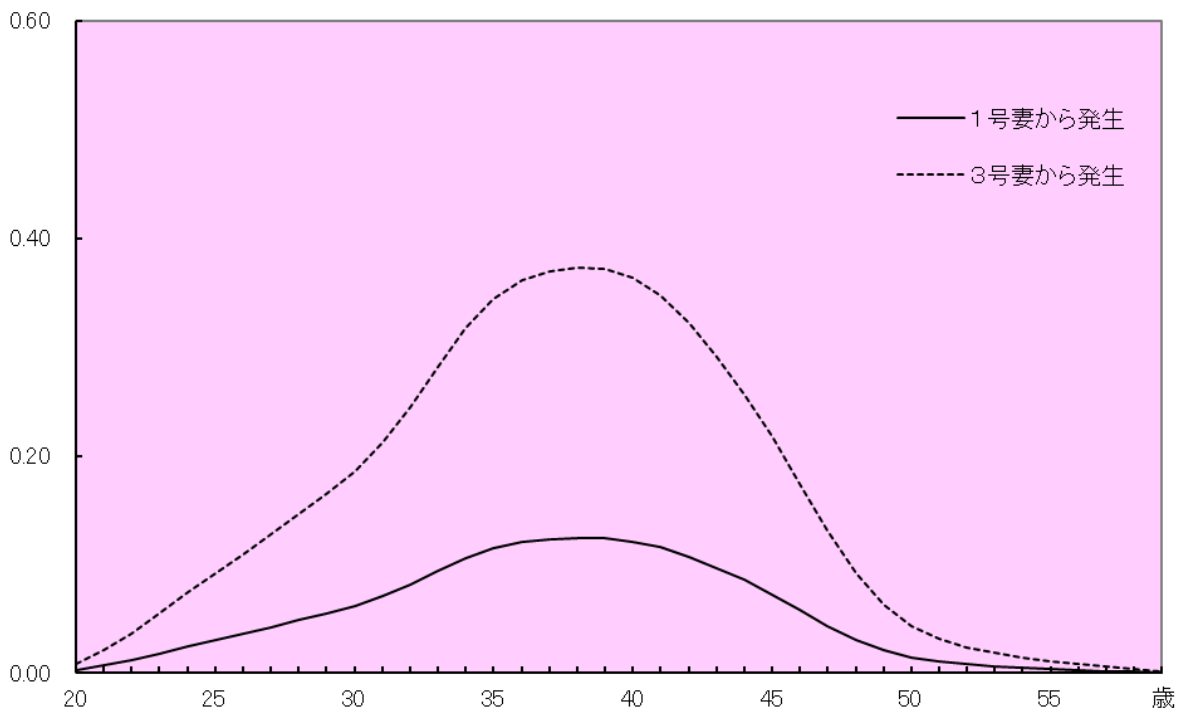
第 3 - 3 - 38 図 国民年金遺族年金失権率（夫）



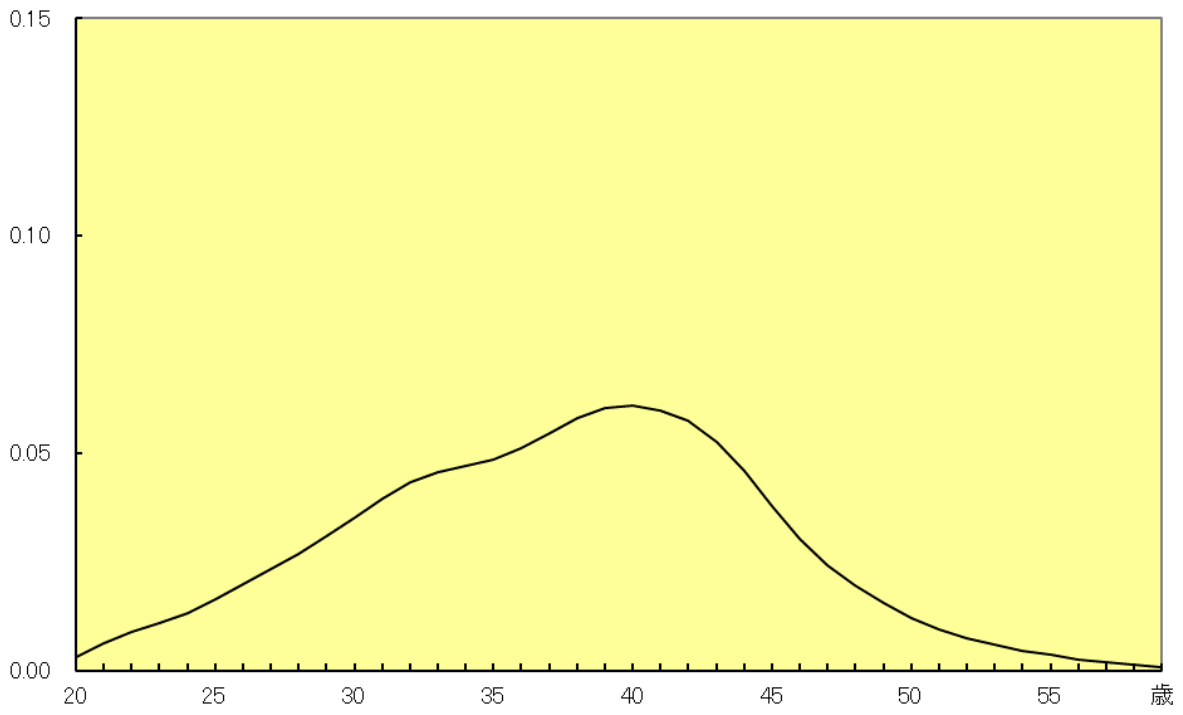
第 3 - 3 - 39 図 国民年金遺族年金発生割合（妻）



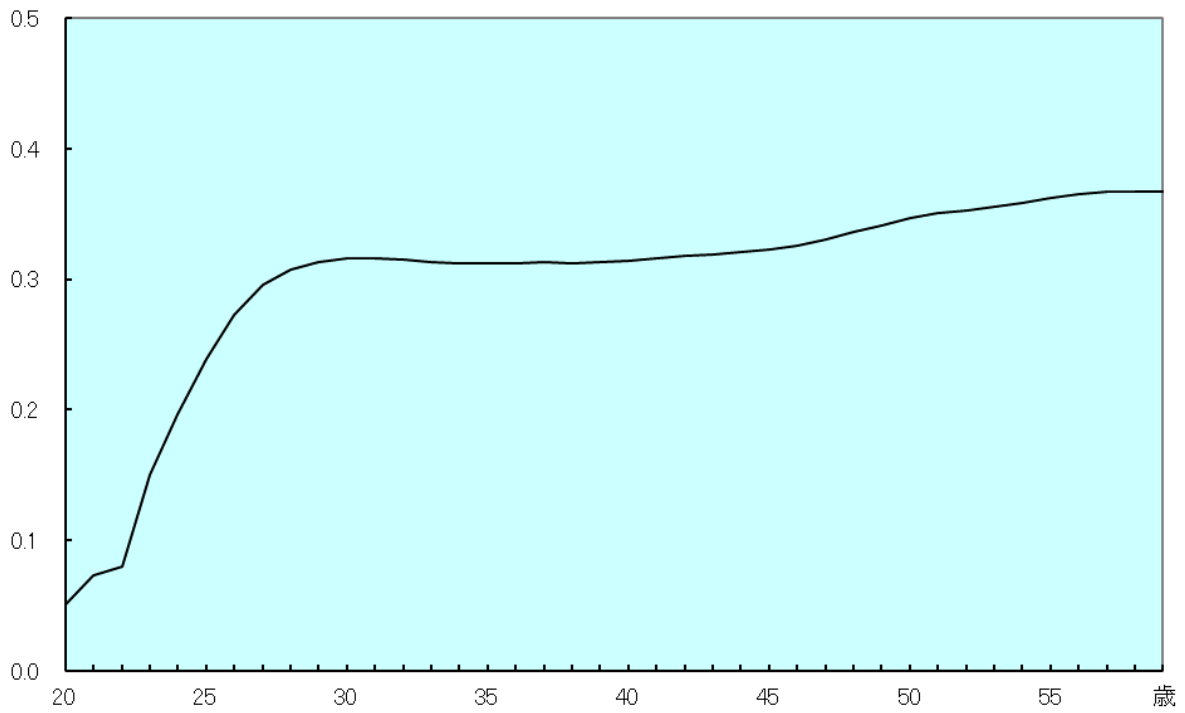
第 3 - 3 - 40 図 国民年金遺族年金発生割合（夫）



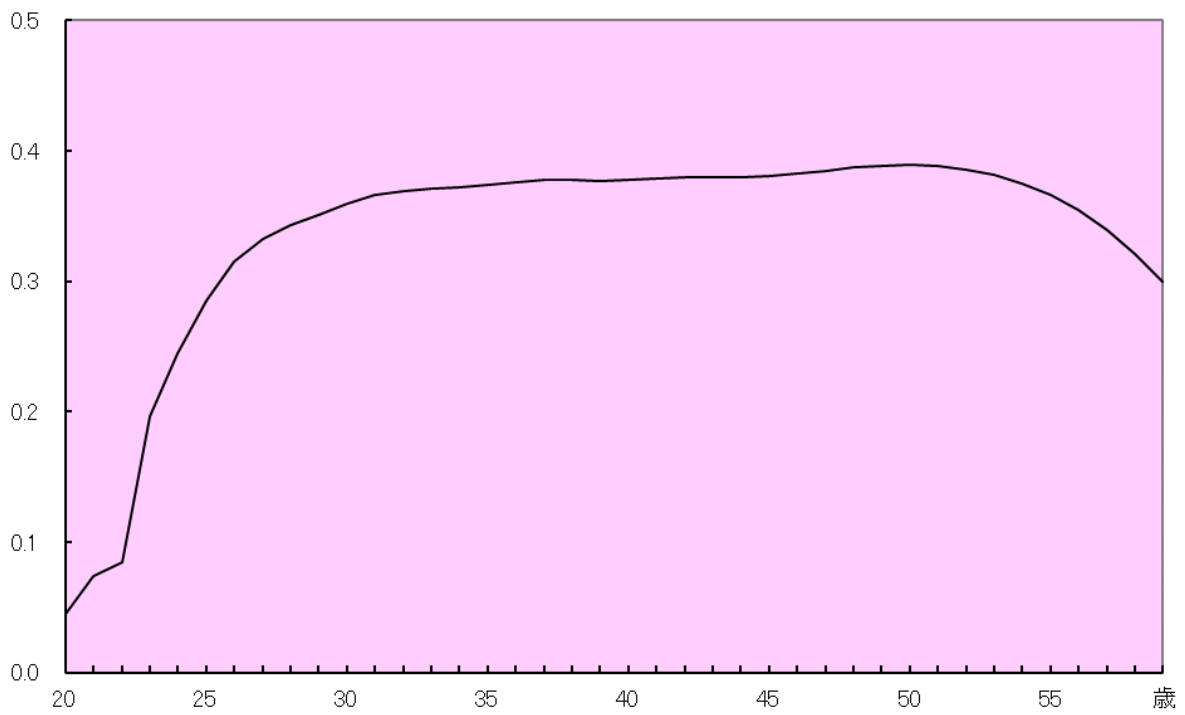
第 3 - 3 - 41 図 国民年金遺族年金発生割合（子）



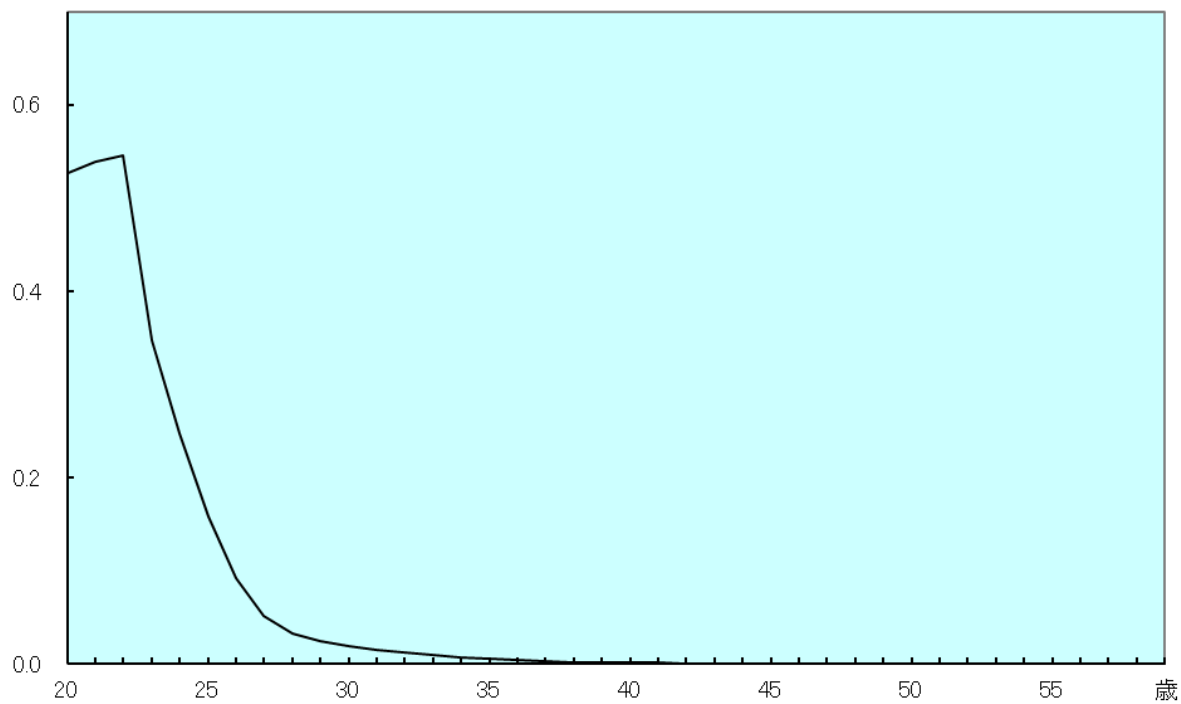
第3-3-42図 国民年金保険料全額免除者割合（男子）



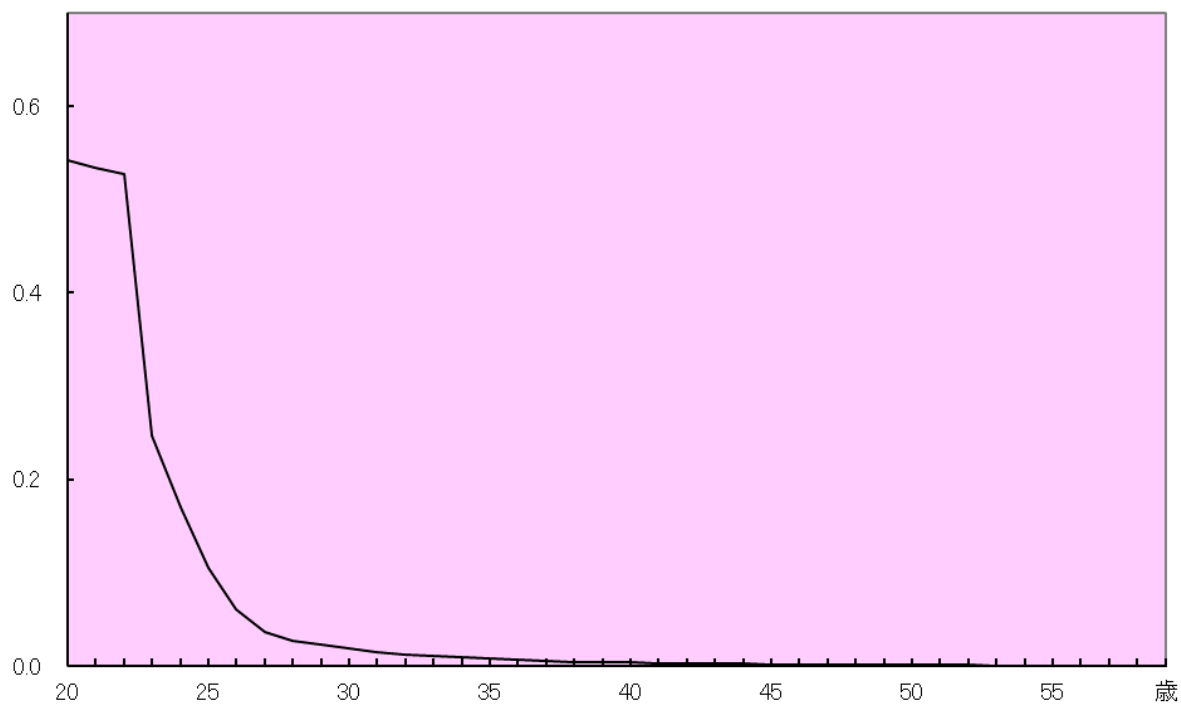
第3-3-43図 国民年金保険料全額免除者割合（女子）



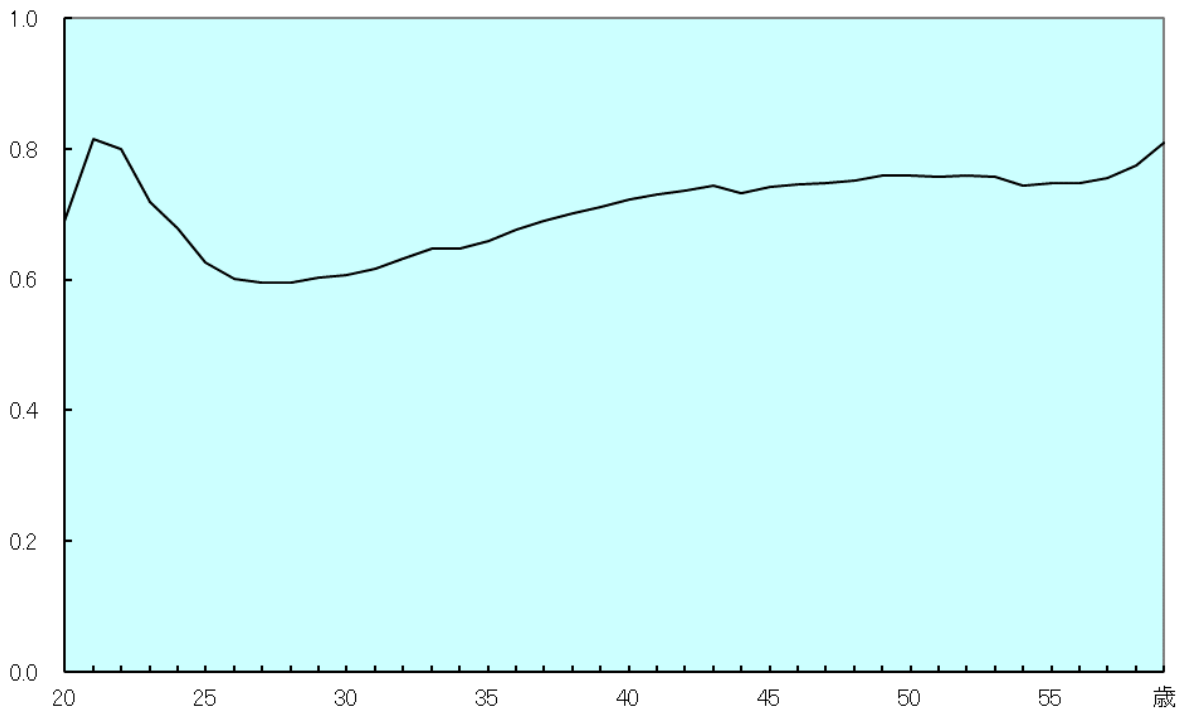
第3-3-44图 国民年金学生納付特例対象者割合（男子）



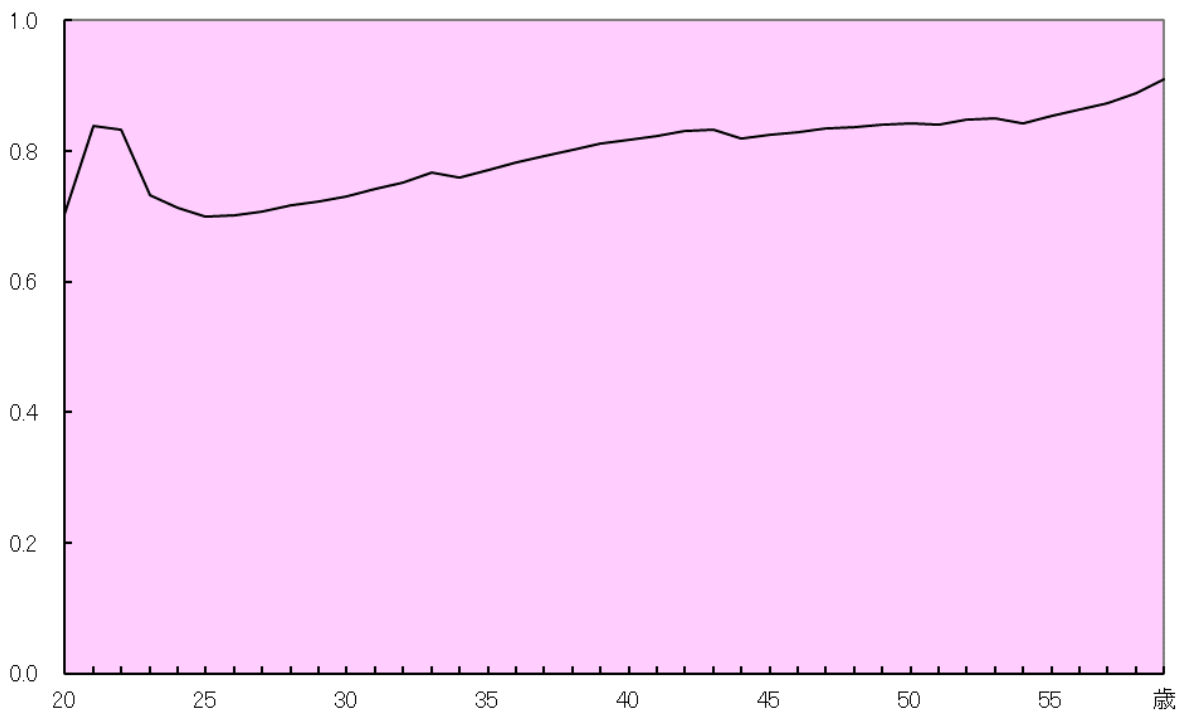
第3-3-45图 国民年金学生納付特例対象者割合（女子）



第 3 - 3 - 46 図 国民年金保険料納付率（男子）



第 3 - 3 - 47 図 国民年金保険料納付率（女子）



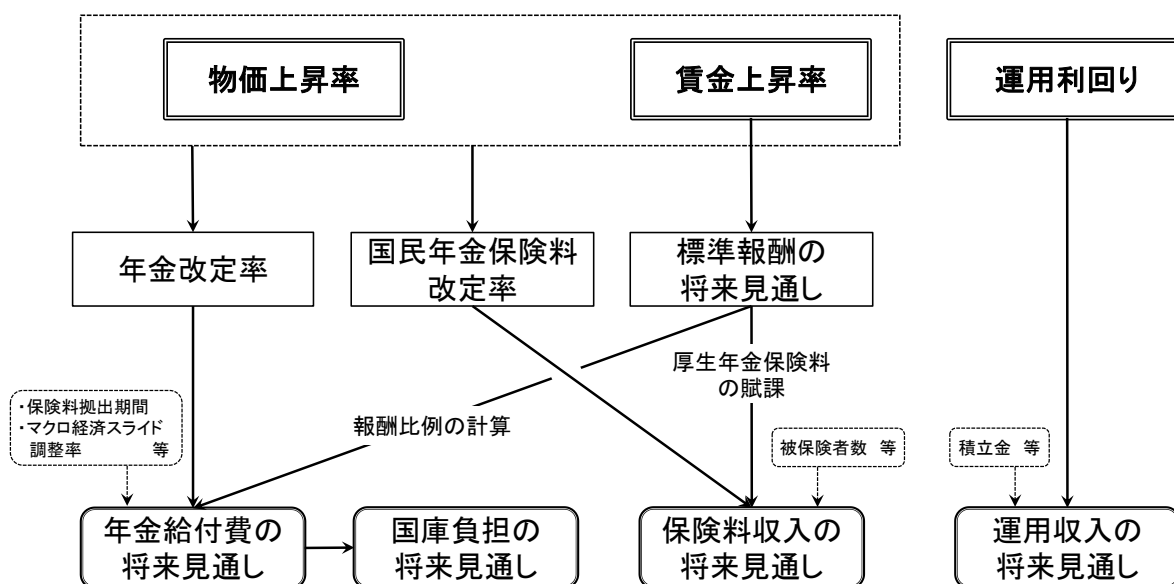
1. 経済要素と年金財政

公的年金の財政の将来見通しを作成するにあたっては、人口に関する前提のほか、経済状態に対応した報酬の上昇や賃金、物価スライド等を将来推計に織り込むため、物価上昇率、賃金上昇率、運用利回りの3つ経済要素を経済前提として設定する必要がある。

(1) 収入、支出の計算スキームにおける経済前提の役割

年金給付の将来見通しの作成に当たって、年金額は毎年度、物価、賃金の変動に応じて改定されることが基本であるため、年金改定率の将来見通しのため物価上昇率、賃金上昇率が用いられる。また、2階部分の報酬比例年金は被保険者であった期間の標準報酬に比例し支給される仕組みであるため、標準報酬の将来推計のためにも賃金上昇率が用いられる。

第3-4-1図 収入、支出の計算スキームにおける経済前提の役割（概要）



保険料収入の将来見通しについてみると、厚生年金は被保険者の標準報酬の一定割合（18.3%）で保険料が賦課されるため、報酬比例年金と同様に標準報酬の将来推計にあたって賃金上昇率が用いられる。また、国民年金の保険料は賃金スライドする仕組みであるため、ここでも賃金上昇率、物価上昇率が用いられる。

さらに、国庫負担の将来見通しは年金給付の一定割合で計算され、運用利回りをを用いて積立金の運用収入の将来見通しが計算されている。このようにして公的年金の収入、支出の将来見通しが作成される。

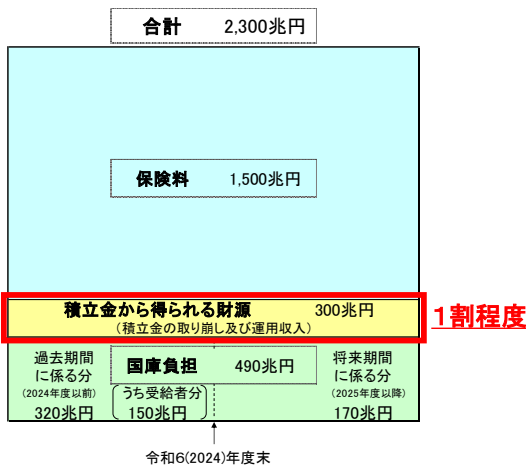
(2) 公的年金の財源構成と積立金の役割

公的年金は、毎年の年金給付をそのときの現役世代の保険料で賄う賦課方式を基本とした財政方式を採用している。したがって、保険料が財源の基本であるものの、国庫負担、積立金（運用収入含む）も活用して費用を賄っている。令和6年財政検証の過去30年投影ケースにおけるそれぞれの財源規模について、今後100年間の総額を運用利回りで現在価値に換算した一時金でみると厚生年金と国民年金の合算で保険料約7割弱、国庫負担約2割、積立金約1割強となっているが、5年前の財政検証時と比べると積立金の占める割合が高まっている。

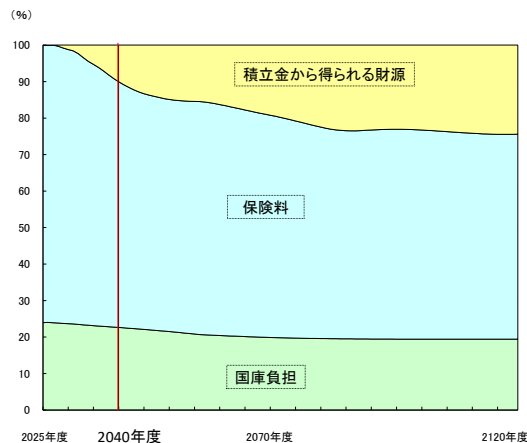
第3-4-2図 年金財政における積立金の役割

- 公的年金制度は、その時の現役世代の保険料負担で、その時の高齢者世代を支える「世代間扶養」の考え方を基本としつつ、現役世代の負担が大きくなりすぎないように一定の積立金を保有。
- 概ね100年間の年金給付と、財源(保険料収入・国庫負担・積立金活用)の均衡が図られている。今後、概ね100年間の年金給付総額(2,300兆円)のうち、積立金から得られる財源であてられているのは1割程度(300兆円)。

<概ね100年間の年金給付にあてる財源・内訳>
金額は、概ね100年間の財源を現時点の価格に換算して一時金で表したもの



<各年度における積立金の活用イメージ>
今後100年間で積立金をいつ活用するかを表したもの



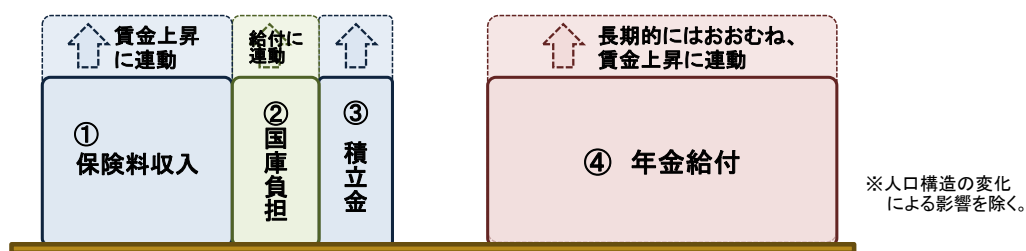
年度毎に財源構成をみると、積立金を充てる割合は変化しており、特に令和22(2040)年度前後からその割合が大きく増加している。これは令和22(2040)年度前後より人口規模の大きい団塊ジュニア世代が段階的に引退し年金受給者となっていくことに伴い、被保険者数と受給者数の比率が変化する影響を受けたものであり、被保険者数の減少による保険料収入の伸びの鈍化を積立金の活用により補い、一定の給付水準を確保しているものである。すなわち、積立金は主に少子高齢化がさらに進行する現在の若年世代や将来世代の給付水準を確保するために活用されることを示している(第3-4-2図)。

(3) 賃金を基準とした財政構造（年金財政において重要な経済要素）

公的年金は収入、支出ともに基本的に賃金水準の変化に応じて変動する仕組みとなっており、公的年金は賃金を基準とした財政構造を有している。

第3-4-3図 経済変動が年金財政に与える影響

- 賦課方式を基本とした公的年金は、人口構造の変化による影響を除くと、**収入(財源)、支出(給付)ともに賃金水準の変化に応じて変動することとなる**。この性質により、激しい経済変動に対しても一定の安定性を確保し、その時々賃金水準に応じた年金給付を可能としている。
 - したがって、**収入、支出の中で賃金上昇に連動しない部分が年金財政に大きな影響を与える**。
- <賃金上昇に連動しない部分>
- ・運用収入のうち運用利回りと賃金上昇率の差 … 実質的な運用利回り(スプレッド)
 - ・既裁定年金の物価スライド … 賃金上昇率と物価上昇率の差 (実質賃金上昇率)



- ① 保険料収入 … 賃金上昇に応じて増加
- ② 国庫負担 … 給付の増加(≒賃金上昇)に応じて増加
- ③ 積立金 … 運用収入に応じて増加
- ④ 年金給付 … 新規裁定年金の賃金スライドにより、おおむね賃金上昇に応じて増加
→ 既裁定年金は物価スライドであるが、年金給付の長期的な動向は賃金上昇に応じて増加する。

支出の年金給付費は、新規裁定時の年金が賃金スライド、裁定後は物価スライドする仕組みであり、この仕組みの下、年金給付費は長期的には賃金水準に応じて変化する仕組みとなっている。収入のうち保険料収入については、厚生年金は賃金の一定割合で賦課し、国民年金は賃金スライドする仕組みであるため、賃金に連動する。また、国庫負担は年金給付費の一定割合で定められているので給付と同様に国庫負担も賃金に連動する。なお、ここでは経済の影響を考えるため、人口構造の変化による影響は考えていない。このように、賦課方式を基本とした公的年金財政において収支の大半は賃金に連動しており、この性質により公的年金は急激なインフレなど激しい経済変動があったときも、その時の現役の賃金水準に応じた財源を確保するということが可能となっている。この結果、その時の賃金水準に応じて一定の価値のある年金水準を確保できる構造となっている。つまり、賦課方式を基礎とした年金財政の下、賃金を基準とした財政構造が公的年金の実質価値の維持に寄与しており、これは積立方式の年金制度にはない賦課方式のメリットと考えられるものである。

賃金を基準とした公的年金の財政構造を踏まえると、収入、支出の中で賃金に

連動しない経済要素が公的年金の財政に大きな影響を与えることとなる。具体的には2つの経済要素により収支が賃金に連動していない。1つ目は運用利回りと賃金上昇率の差となる実質的な運用利回り（一般的に「スプレッド」と呼ばれる）であり、運用収入が賃金と連動しない要因となる。2つめの要素は賃金上昇率と物価上昇率の差となる実質賃金上昇率であり、受給開始後（裁定後）の年金が賃金上昇率でなく物価上昇率で改定されることから年金給付費が賃金と連動しない要因となる。すなわち、経済前提において「実質的な運用利回り（スプレッド）」と「実質賃金上昇率」が、年金財政にとって重要な要素となる。

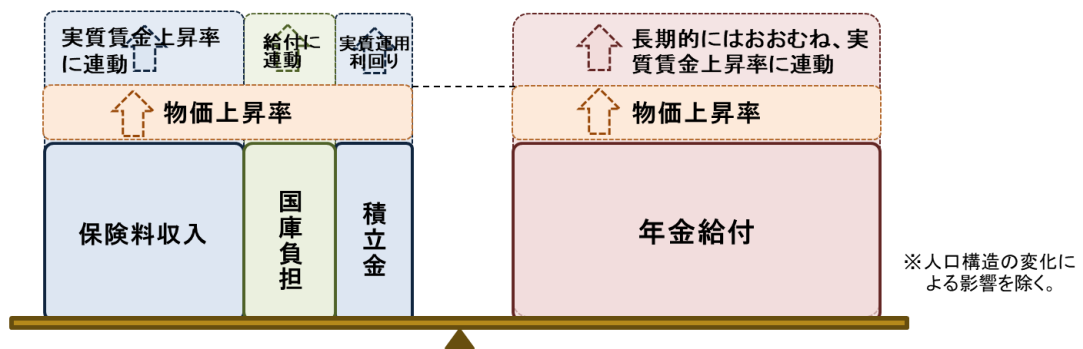
（４）物価変動が年金財政に与える影響

先ほども述べたとおり、年金財政は基本的には賃金に連動していることから、賃金以外の要因が関係する「実質的な運用利回り（スプレッド）」と「実質賃金上昇率」が重要な指標となっている。この時、物価変動（物価上昇率）が年金財政に与える影響については、実質賃金上昇率が変化しない限り、物価変動は収入、支出を等しく変化させるものであるため、基本的には年金財政に中立的なものとなっていると考えられる。

ただし、マクロ経済スライドによる給付水準調整が行われている間は、名目下限があるため、物価上昇率が低い場合、物価上昇率で改定する既裁定者の年金についてはマクロ経済スライドによる調整を十分に行うことができず、年金財政にマイナスの影響を及ぼすこととなる。

第3-4-4図 物価変動が年金財政に与える影響

- 年金財政にとって、実質賃金上昇率、実質的な運用利回りが重要。物価変動は収入、支出を等しく変化させるものであり、基本的に年金財政に中立である。
- しかしながら、現行制度のマクロ経済スライドには名目下限があるため、物価上昇率が低い場合、物価上昇率で改定する既裁定者の年金についてはマクロ経済スライドによる調整が十分に行われず、年金財政にマイナスの影響を及ぼすこととなる。



⇒ 物価変動は収入、支出を等しく変化させるものであり、基本的に年金財政に中立

2. 過去の財政再計算・財政検証における経済前提の設定

(1) 過去の経済前提の設定

賃金再評価・物価スライドの仕組みが導入された昭和48年以後の財政再計算・財政検証においては、年金財政の将来見通しを作成するにあたり、基本的に物価上昇率、賃金上昇率、運用利回りの3つの経済前提が設定されてきた。

昭和48(1973)年財政再計算では、それ以前の時期が高度成長期にあり、標準報酬上昇率の実績値が20%を超えるような時期があったが、将来の賃金上昇率の設定としてこのような実績値にのみ基づくのではなく、当時の政府の経済計画における実質経済成長率の見通しを参考に賃金上昇率を段階的に下げるような設定とされた。昭和51(1976)年財政再計算も同様に、高度成長やその後のオイルショックによる状況の変化を勘案し、過去の実績だけでなく経済計画における経済成長率の見通し等を踏まえて設定された。昭和55(1980)年以降の財政再計算においては、過去の実績と当時の政府による経済成長率の見通し等を総合的に勘案するという考え方のもとで経済前提が設定されてきた。

平成16(2004)年以後の財政再計算及び財政検証においては、足下の経済前提は内閣府による経済成長率等の試算に準拠して設定され、長期的な経済前提は、将来、労働力人口が長期的に減少していくことが見込まれている中で、過去の実績をそのまま延長するという手法を採らず、過去の実績を基礎としつつ、日本経済の潜在成長率の見通しや労働力人口の見通し等を踏まえてマクロ経済の観点から整合性のとれた推計に基づいて設定されている。

第3-4-5表 過去の財政再計算・財政検証における経済前提

<平成16年財政再計算前>

実施年度	名目賃金上昇率	名目運用利回り	物価上昇率
昭和48(1973)年	13% (昭和48~52) 10% (昭和53~57) 8% (昭和58~62) 7% (昭和63~)	6.2%	5%
昭和51(1976)年	10% (昭和51~55) 8% (昭和56~60) 6% (昭和61~)	6.5% (昭和51~55) 6.2% (昭和56~60) 6% (昭和61~)	
昭和55(1980)年	7%	6%	5%
昭和59(1984)年	5%	7%	3%
平成元(1989)年	4.1%	5.5%	2.0%
平成6(1994)年	4.0%	5.5%	2.0%
平成11(1999)年	2.5%	4.0%	1.5%

<平成16年財政再計算以後>

実施年度	賃金上昇率 実質<対物価>	運用利回り		物価上昇率	
		実質 <対物価>	スプレッド <対賃金>		
平成16(2004)年 (2009年度以降の長期の前提)	1.5%~0.8% (1.1%)	2.3%~2.1% (2.2%)	1.3%~0.8% (1.1%)	1.0%	
平成21(2009)年 (2016年度以降の長期の前提)	1.1%~1.9% (1.5%)	2.9%~3.2% (3.1%)	1.8%~1.3% (1.6%)	1.0%	
平成26(2014)年 (2024年度以降の長期の前提)	ケースA~E	2.3%~1.3%	3.4%~3.0%	1.7%~1.1%	2.0%~1.2%
	ケースF~H	1.3%~0.7%	2.8%~1.7%	1.5%~1.0%	1.2%~0.5%
令和元(2019)年 (2029年度以降の長期の前提)	ケースI~III	1.6%~1.1%	3.0%~2.8%	1.7%~1.4%	2.0%~1.2%
	ケースIV~VI	1.0%~0.4%	2.1%~0.8%	1.2%~0.4%	1.1%~0.5%

(注)平成16年財政再計算、平成21年財政検証の()内は標準的なケース

(2) これまでの財政検証の経済前提と実績の比較及び乖離の分析

公的年金は収入、支出ともに長期的には賃金上昇率に従って変動する仕組みであり、年金財政に大きな影響を与えるものは収入・支出の中で賃金上昇に連動しない部分である。具体的には、賃金上昇率と物価上昇率の差である「実質賃金上昇率」と「実質的な運用利回り（スプレッド）」が年金財政に影響を与えることとなる。

この2つの要素について、これまでの財政検証における長期の経済前提と実績（平成13(2001)~令和4(2022)年度平均）を比較すると、実質賃金上昇率の前提は実績より高く、実質的な運用利回り（スプレッド）の前提は実績より低くなっている。一方、実質賃金上昇率の設定の基礎となる全要素生産性（TFP）上昇率や労働生産性上昇率の実績は、概ね前提の範囲内であるものの、前提の範囲の中では低めとなっていた。

第3-4-6表 経済要素の前提と実績

	実質賃金上昇率	実質的な運用利回り(対賃金)	全要素生産性(TFP)上昇率	労働生産性上昇率
平成16年財政再計算	0.8~1.5% [1.1%]	0.8~1.3% [1.1%]	0.4~1.0% [0.7%]	0.8~1.6% [1.1%]
平成21年財政検証	1.1~1.9% [1.5%]	1.3~1.8% [1.6%]	0.7~1.3% [1.0%]	1.1~2.1% [1.6%]
平成26年財政検証	0.7~2.3% [1.3%]	1.0~1.7% [1.7%]	0.5~1.8% [1.0%]	0.7~2.5% [1.4%]
令和元年財政検証	0.4~1.6% [1.1%]	0.4~1.7% [1.7%]	0.3~1.3% [0.9%]	0.5~2.0% [1.4%]
実績 (2001~2022年度平均)	▲0.3%	3.7%	0.7%	0.9%

注1：前提は長期のもの。[]内は、平成16年財政再計算は基準ケース、平成21年財政検証は経済中位ケース、平成26年財政検証はケースE、令和元年財政検証はケースIII。

注2：実質賃金上昇率の実績は、性・年齢構成の変動による影響を控除した標準報酬（共済分含む）上昇率であり、年金改定率の算出のもととなるもの。

注3：実質的な運用利回りの実績は、厚生年金（一元化後の共済管理分を含む）と国民年金を合わせた年金積立金全体の実績（令和4年度 厚生年金保険法第79条の9第1項に基づく積立金の管理及び運用の状況に関する報告書（厚生労働省、財務省、総務省、文部科学省））。

注4：全要素生産性上昇率の実績は、2023年10~12月期四半期別GDP速報（1次速報値）の四半期データから平均を算出している。

注5：労働生産性上昇率について、平成16年財政再計算時のものは実質賃金上昇率を、それ以外は労働時間当たり実質経済成長率（対物価）としている。

実績は、OECD.stat（令和6年3月時点）から作成。

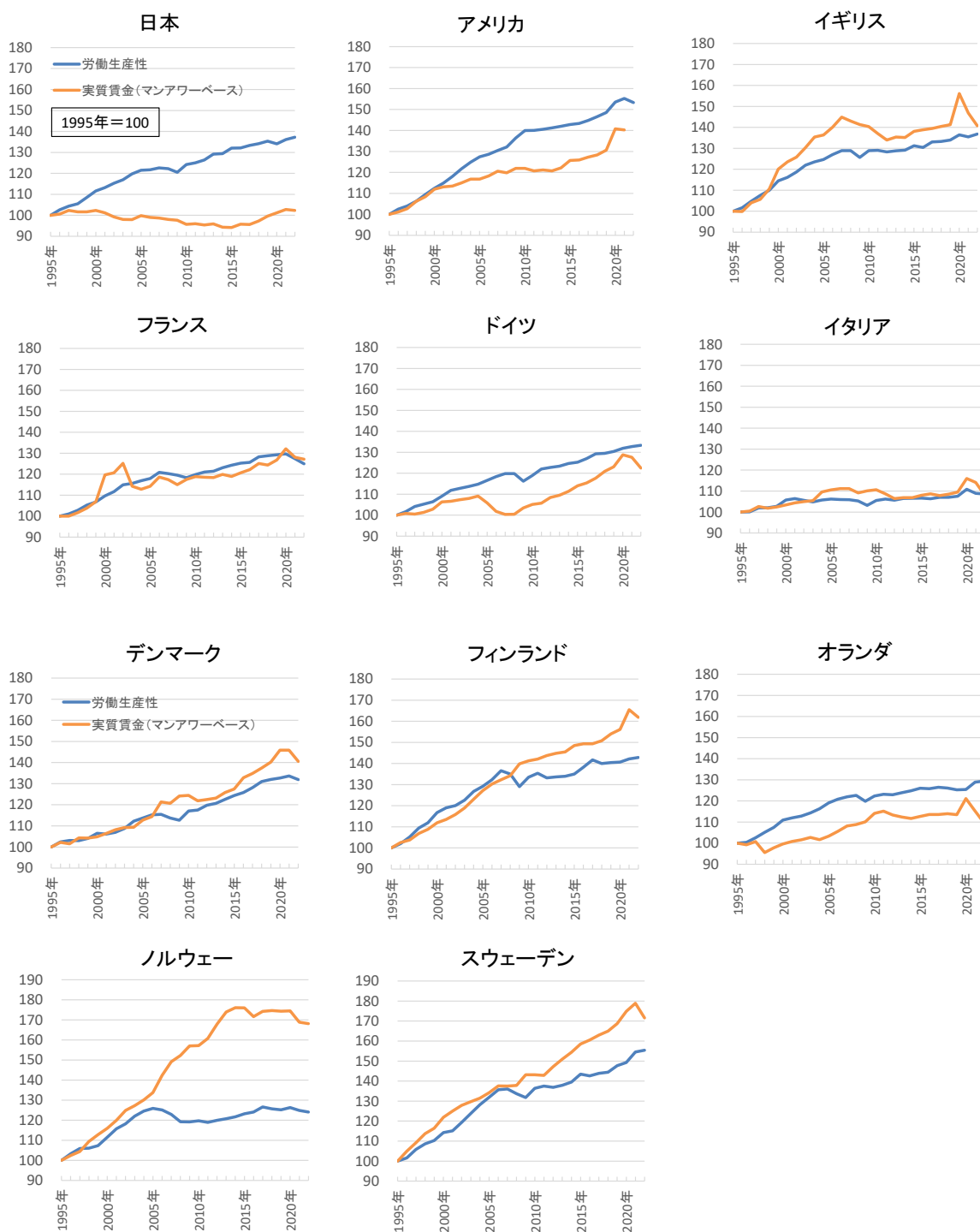
実績と前提の乖離について、実質賃金上昇率は、労働生産性の向上に伴い実質賃金も上昇する仮定を置いているが、バブル崩壊後、労働生産性は向上する一方で実質賃金上昇率は概ね横ばいで推移し、実績が前提を下回る一因となっていた。

労働生産性向上と実質賃金の関係について調べると、日本以外の先進諸国においては労働生産性向上に伴い実質賃金も上昇しているが、日本の労働生産性向上と実質賃金の関係は、これらの国と異なる状況にあることが確認され、また、先進諸国について実質賃金の伸びの要因分解を行ったところ、多くの国で労働生産性向上が大きく寄与していることが確認された（第3-4-7図、第3-4-8図）。

一方で、実質的な運用利回り（スプレッド）については、実質賃金上昇率の低迷が、実質的な運用利回り（スプレッド）の上昇に寄与し、実績が前提を上回る一因となっている。さらに、年金積立金管理運用独立行政法人（以下「GPIF」という。）における国内の投資対象となる法人企業において、人件費が横ばいで推移する中で、純利益や純資産が増加したことも一因と考えられた（第3-4-9図、第3-4-10図）。

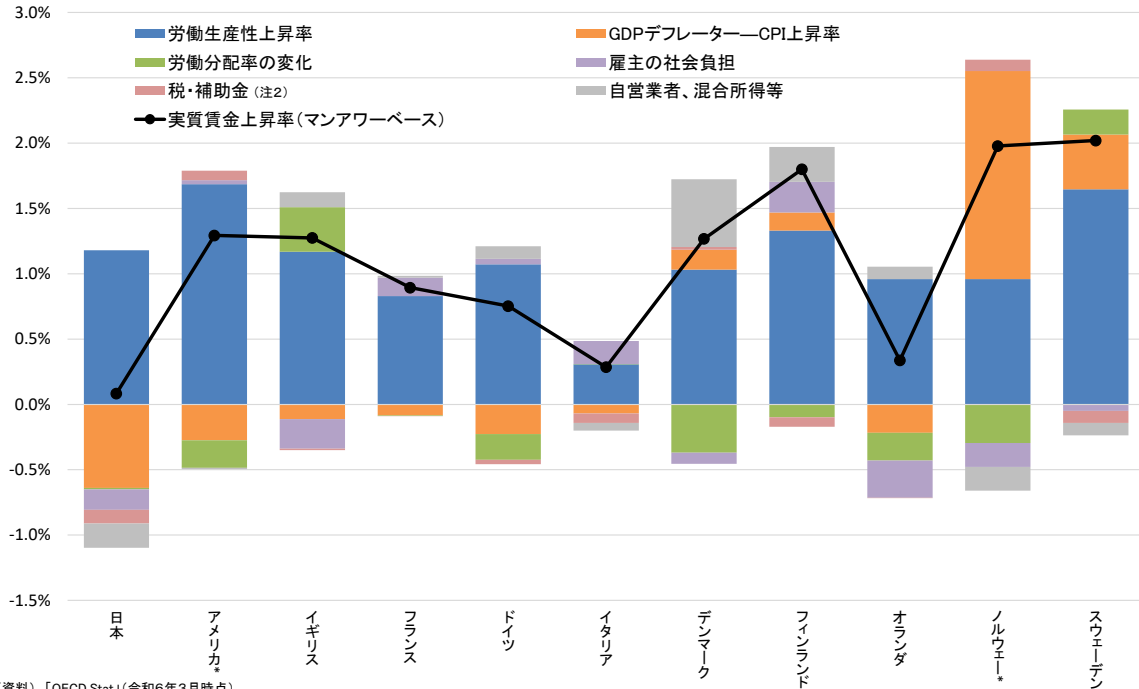
また、GPIFと同様に国内外の市場運用を行っている諸外国の年金基金等の長期の運用実績をみると、過去の財政検証の前提を概ね上回っていることが確認され、実質賃金の上昇が見られる先進諸国の年金基金においても、これまでの財政検証の前提を上回っていることが確認された（第3-4-11図）。

第3-4-7図 労働生産性と実質賃金の推移の国際比較



(資料) 「OECD.Stat(令和6年3月時点)」を用いて年金局数理課にて作成。
 (注1) 賃金(マンアワーベース)については、賃金・俸給を雇用者数及び雇用者1人当たり平均労働時間で除することにより算出している。
 (注2) 日本の雇用者数はOECDのデータからは取得できないため、内閣府の国民経済計算の公表値で代替している。
 (注3) アメリカの2022年の労働生産性及び実質賃金(マンアワーベース)について、OECDのデータから取得できないため、2021年までとしている。

第3-4-8図 実質賃金（マンアワーベース）の伸びの要因分解 （1995～2022年の28年平均）



(資料)「OECD.Stat」(令和6年3月時点)
 (注1) 日本については、雇用者数及び2022年の営業余剰(総)はOECDのデータからは取得できないため、内閣府の公表値で代替している。
 また、アメリカ、ノルウェーについては、2022年のデータの一部がOECDのデータからは取得できないため、1995～2021年までの要因分解を行っている。
 (注2) 税・補助金は、「生産・輸入品に課される税 - 補助金」のことである。

(参考)実質賃金上昇率の要因分解

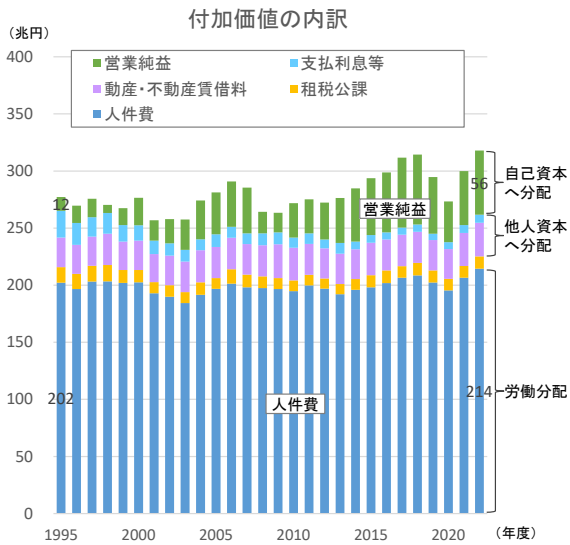
$$\begin{aligned}
 \text{実質賃金(マンアワーベース)} &= \frac{\text{名目賃金(マンアワーベース)}}{\text{CPI}} \\
 &= \underbrace{\frac{\text{実質GDP}}{\text{総労働時間(就業者)}}}_{\text{労働生産性}} \times \underbrace{\frac{\text{GDPデフレーター}}{\text{CPI}}}_{\text{デフレーターとCPIの差}} \times \underbrace{\frac{\text{名目賃金(マンアワーベース)} \times \text{総労働時間(雇用者)}}{\text{名目GDP}}}_{(*)} \times \frac{\text{総労働時間(就業者)}}{\text{総労働時間(雇用者)}} \\
 \end{aligned}$$

ここで、(*)について、

$$\begin{aligned}
 &\frac{\text{名目賃金(マンアワーベース)} \times \text{総労働時間(雇用者)} (= \text{賃金} \cdot \text{俸給})}{\text{名目GDP}} \times \frac{\text{総労働時間(就業者)}}{\text{総労働時間(雇用者)}} \\
 &= \frac{\text{雇用者報酬}}{\text{雇用者報酬} + \text{営業余剰(総)}} \times \frac{\text{賃金} \cdot \text{俸給}}{\text{雇用者報酬}} \times \frac{\text{雇用者報酬} + \text{営業余剰(総)}}{\text{総労働時間(雇用者)}} \times \frac{\text{総労働時間(就業者)}}{\text{名目GDP}} \\
 &= \frac{\text{雇用者報酬}}{\text{雇用者報酬} + \text{営業余剰(総)}} \times \frac{\text{賃金} \cdot \text{俸給}}{\text{雇用者報酬}} \times \frac{\text{時間当たり間接税補助金除く付加価値(就業者)}}{\text{時間当たり付加価値(就業者)}} \times \frac{\text{時間当たり付加価値(雇用者)}}{\text{時間当たり間接税補助金除く付加価値(就業者)}} \\
 &\quad \text{労働分配率} \quad \text{雇主の社会負担} \quad \text{生産・輸入品に課される税 - 補助金} \quad \text{自営業・混合所得等}
 \end{aligned}$$

第3-4-9図 法人企業の収益等の推移

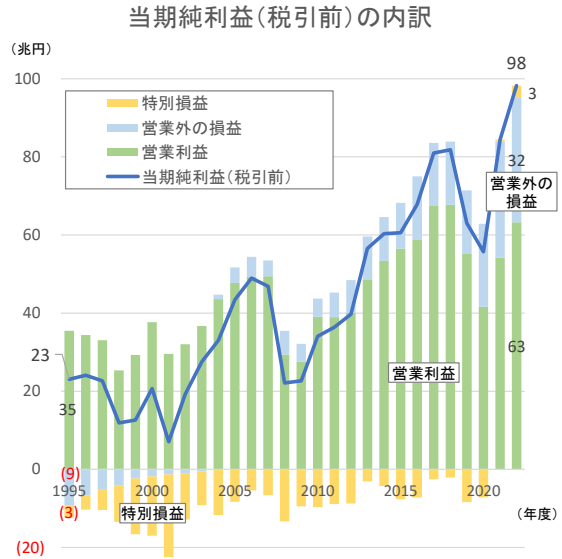
○ 人件費が横ばいで推移する一方、自己資本への分配に相当する営業純益は大きく増加



付加価値 = 人件費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課 + 営業純益
 営業純益 = 営業利益 - 支払利息等

【資料】「法人企業統計調査」(財務省) (全産業(金融業、保険業を除く))

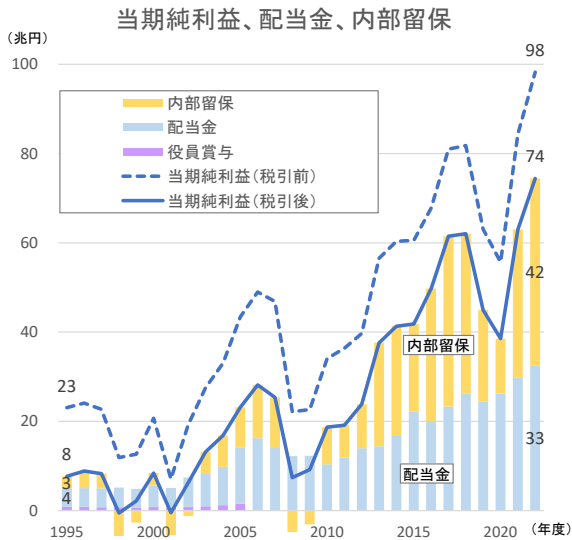
○ 営業利益の増加に加え、営業外の損益や特別損益がプラスに寄与し、当期純利益(税引前)が大きく増加



当期純利益(税引前) = 営業利益 + 営業外の損益 + 特別損益
 営業外の損益 = 営業外収益 - 営業外費用

第3-4-10図 法人企業の純利益、純資産等の推移

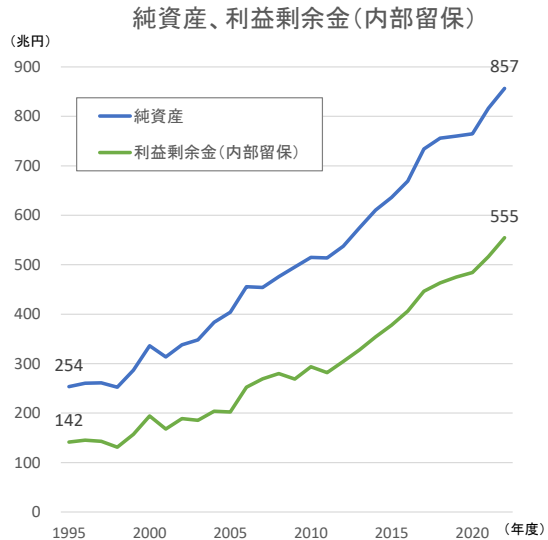
○ 当期純利益(税引後)の増加に伴い、配当金、内部留保が大きく増加



当期純利益(税引後) = 当期純利益(税引前) - 法人税・住民税等
 内部留保 = 当期純利益(税引後) - 配当金 - 役員賞与(※)
 ※ 役員賞与は2006年度調査以前では利益処分項目であったが、以降は費用項目となったため当期純利益に含まれない。

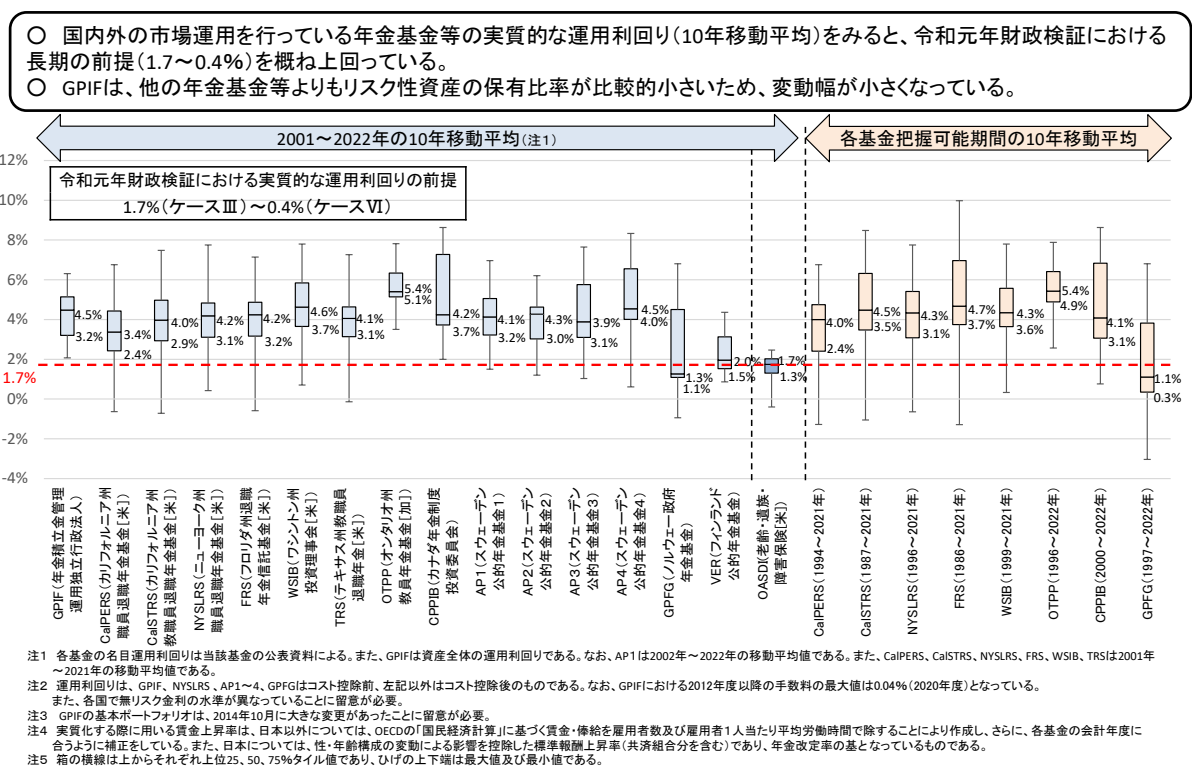
【資料】「法人企業統計調査」(財務省) (全産業(金融業、保険業を除く))

○ 純資産、及びその内訳である利益剰余金(内部留保)が大きく増加



純資産 = 総資産 - 負債
 ※ 利益剰余金は、貸借対照表の純資産の部に計上。いわゆる(ストックの)内部留保の金額として広く用いられる。

第3-4-11 図 実質的な運用利回り(対賃金) 10年移動平均(2001~2022年)



3. 経済前提の設定の基本的考え方

財政検証に用いる経済前提は客観性、透明性の確保が必要であることから、経済、金融の専門家により構成された年金財政における経済前提に関する専門委員会(以下「専門委員会」という。)を社会保障審議会年金部会に設置し、専門的・技術的な検討結果である「令和6年財政検証の経済前提について(検討結果の報告)」(令和6(2024)年4月12日)に基づき設定されている。これは、平成16(2004)年以後の財政再計算、財政検証と同様である。

今回の経済前提は、専門委員会における検討の結果、足下の10年間(令和15(2033)年度まで)は内閣府が作成した「中長期の経済財政に関する試算」(令和6(2024)年1月22日経済財政諮問会議提出、以下「中長期試算」という。)に準拠して設定され、令和16(2034)年度以降の長期的な経済前提は、内閣府の「2060年度までのマクロ経済・財政・社会保障の試算(令和6(2024)年4月2日経済財政諮問会議提出、以下「長期推計」という。)」で示されたシナリオも考慮しつつ、将来、日本経済の潜在成長率の見通しや労働力人口の見通し等を踏まえてマクロ経済の観点から整合性のとれた推計に基づいて設定されている。

また、検討結果の報告においては、基本的な考え方として、

- ・ 財政検証の結果は、人口や経済を含めた将来の状況を正確に見通す予測（forecast）というよりも、人口や経済等に関して現時点で得られるデータを一定のシナリオに基づき将来の年金財政へ投影（projection）するものという性格に留意が必要であり、この性格を踏まえると、財政検証の将来見通しは、一定のシナリオを基に長期の平均的な姿を描いたものであること
- ・ 経済前提は、長期的に妥当と考えられる複数のシナリオを幅広く想定した上で、長期の平均的な姿として複数ケースの前提を設定すべきものであり、また、財政検証の結果についても幅を持って解釈する必要があること
- ・ 長期の経済前提を設定するに当たっては、財政検証が概ね 100 年にわたる超長期の推計であることを踏まえ、足下の一時的な変動にとらわれず超長期の視点に立ち妥当と考えられる範囲において設定する必要があること

と整理されており、これらの基本的考え方に基づき、令和 6（2024）年財政検証に用いる経済前提は、将来の不確実性を視野に入れて幅広く 4 ケースの前提が設定されている。

4. 長期の設定に用いるマクロ経済に関する試算の枠組み

（1）マクロ経済に関する試算の枠組み（経済モデルの建て方）

これまでの財政検証において用いられてきたマクロ経済に関する試算に基づく設定方法は、諸外国における経済前提の設定方法と比べても工夫されたものとなっていること、また、スタンダードな成長会計のモデルとして他に代わるものがないとの議論もあったことから、今回の財政検証に用いる経済前提においても基本的にはこれまでと同様の手法を用いることとされた。

マクロ経済に関する試算とは具体的には、成長経済学の分野で長期間における一国経済の成長の見込み等について推計を行う際に用いられる標準的な生産関数であるコブ・ダグラス型生産関数に基づいて経済成長率等の推計を行うものである。

コブ・ダグラス型生産関数とは、GDP の資本と労働に対する分配率が一定という仮定の下で、GDP を資本と労働の関数として表すものである。コブ・ダグラス型生産関数の下では、経済成長率（実質 GDP 成長率）は、「資本成長による寄与（資本成長率×資本分配率）」、「労働増加による寄与（労働増加率×労働分配率）」、「生産技術等の進歩による寄与（全要素生産性（TFP）上昇率）」の合計で定義されている。

経済成長率（実質 GDP 成長率）

$$\begin{aligned} &= \text{資本成長率} \times \text{資本分配率} \quad (\text{資本成長による寄与}) \\ &+ \text{労働増加率} \times \text{労働分配率} \quad (\text{労働増加による寄与}) \\ &+ \text{全要素生産性 (TFP) 上昇率} \quad (\text{生産技術等の進歩による寄与}) \end{aligned}$$

ここで、労働単位を総労働時間と捉え、労働増加率を総労働時間の変化率と考えると、労働時間当たりの実質 GDP 成長率（労働生産性上昇率）は、実質 GDP 成長率から労働増加率を差し引いたものであることから、以下の式で表される。

労働時間当たり実質 GDP 成長率（労働生産性上昇率）

$$\begin{aligned} &= \text{実質 GDP 成長率} - \text{労働増加率} \\ &= (\text{資本成長率} - \text{労働増加率}) \times \text{資本分配率} + \text{全要素生産性上昇率} \\ &= \text{労働時間当たり資本成長率} \times \text{資本分配率} + \text{全要素生産性上昇率} \end{aligned}$$

(注) 労働分配率 - 1 = - 資本分配率
資本成長率 - 労働増加率 = 労働時間あたり資本成長率

また、資本成長率は、総投資率と資本減耗率を用いて、以下のように表される。

$$\text{資本成長率} = \text{総投資率} \times \text{GDP} / \text{資本ストック} - \text{資本減耗率}$$

さらに、日本経済の利潤率は資本分配率と資本減耗率を用いて、以下のように表される。なお、GDP のうち、補助金を除く生産・輸入品に課される税金は、資本や労働への報酬といった分配に寄与しないため、利潤率の計算においては控除している。

$$\begin{aligned} \text{利潤率} &= \text{資本分配率} \times \text{GDP} / \text{資本ストック} - \text{資本減耗率} \\ &= \text{資本分配率} / \text{資本ストックの GDP 比} - \text{資本減耗率} \end{aligned}$$

※ GDP は生産・輸入品に課される税 - 補助金を控除したもの

これらの式を用いると、a. 全要素生産性上昇率、b. 資本分配率、c. 資本減耗率、d. 総投資率の4つのパラメータを設定すれば、マクロ経済の観点から整合性のとれた

ア 労働時間当たり実質 GDP 成長率

イ 利潤率

の値を推計できる。

(2) 実質賃金上昇率の設定の枠組み

実質賃金上昇率の設定における基本的考え方は、長期的にみると労働時間当たりの賃金は、労働生産性の上昇（労働時間当たり実質 GDP 成長率）に伴い上昇するというものである。

ただし、財政検証に用いる実質賃金上昇率は、消費者物価指数により実質化されたものであるが、マクロ経済に関する試算で計算される GDP は GDP デフレーターにより実質化されているため、実質化に用いるデフレーターに違いがある。このため、前回と同様に今回の財政検証に用いる経済前提においては、この違いが考慮されている。また、財政検証に用いる実質賃金上昇率は、労働時間当たりでなく厚生年金の被保険者 1 人当たりの実質賃金上昇率であることから、厚生年金被保険者の平均労働時間の変化も考慮されており、実質賃金上昇率は以下のように設定されている。

$$\begin{aligned} & \text{労働時間当たり実質賃金上昇率} \\ & = \text{労働時間当たり実質 GDP 成長率} \\ & \quad + (\text{GDP デフレーター上昇率} - \text{CPI 上昇率}) \\ \\ & \text{実質賃金上昇率 (被保険者 1 人当たり実質賃金上昇率)} \\ & = \text{労働時間当たり実質賃金上昇率} \\ & \quad + \text{厚生年金被保険者の平均労働時間の変化率} \end{aligned}$$

(3) 実質運用利回り及びスプレッド（実質的な運用利回り）の設定の枠組み

運用利回りについて、年金財政において重要な要素は、賃金上昇率を上回る部分に相当するスプレッド（実質的な運用利回り＜対賃金＞）であるが、マクロ経済に関する試算は物価（GDP デフレーター）により実質化された国民経済計算の数値を基礎に計算されていることから、設定の手順としては、まず実質運用利回り＜対物価＞を設定し、スプレッドは実質運用利回りから実質賃金上昇率を控除することにより算出されている。

今回の財政検証において、実質運用利回りの設定方法は、年金積立金の市場運用を行っている GPIF の運用実績を基に設定することとされた。

前回の令和元(2019)年財政検証から GPIF の運用実績を基に設定する方法が取られたが、前回は足下 10 年間の運用利回りの設定については、将来の実質長期金利の長期的な平均値を推計したうえで、内外の株式等による分散投資効果を上積みするという考え方で設定し、また、経済が最も悪いケース VI の長期の運用利回りの設定では、低金利が長期化していた当時の現状を踏まえ、平成 31(2019)年 1 月 31 日時点のイールドカーブを基に設定していた。

しかし、

- ・近年、長期金利は中央銀行の政策の影響も大きく受けるなど、マクロ経済に関する試算の中での位置づけがわかりにくくなっていること
- ・年金積立金の市場運用を開始した平成 13(2001)年度から 20 年以上が経過し、GPIF の運用実績（平成 17(2005)年度以前は年金資金運用基金の運用実績。以下同様。）を活用する環境が整ったこと

から、将来の運用利回りの設定に当たっては、令和 15(2033)年度までの足下 10 年間、長期の令和 16(2034)年度以降の全ての経済ケースにおいて、GPIF の運用実績を基に設定することが適当とされた。

ただし、GPIF の運用実績を活用するに当たっては、前回の整理同様に、

- ・単に過去の実績をそのまま利用するのではなく、経済モデルによるフォワードルッキングな視点も導入し、経済モデルから設定される経済前提と整合的に設定すべきであること
- ・運用収益の源泉は資本に分配される利潤であり、運用収益と利潤は深い関係があると考えられること

等を踏まえ、債券・株式を含めた将来の運用利回りを利潤率から推計する方法が採用されている。

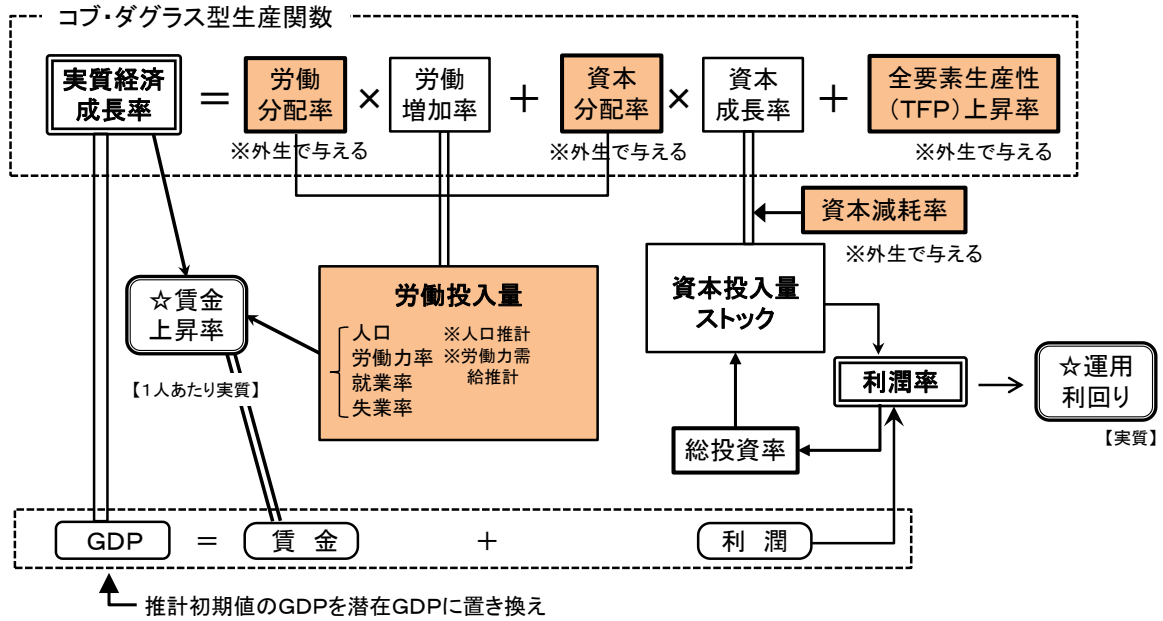
具体的には、実質運用利回りは、次式のとおり、GPIF の実質運用利回りの実績を基礎に、経済モデルから推計される利潤率の変化率を乗じて推計し設定されている。

実質運用利回り（対物価（CPI 上昇率））

$$= \text{GPIF 実質運用利回り（対物価（CPI 上昇率））の実績} \\ \times \text{将来の利潤率の推計値} \quad / \quad \text{利潤率の実績}$$

※ 利潤率の実績は平成 13(2001)～令和 4(2022)年度までの実績平均(4.8%)であり、将来の利潤率は令和 15(2033)年度までの足下 10 年間は、中長期試算の推計期間（令和 6(2024)～令和 15(2033)年度）の平均、令和 16(2034)年度以降は、経済モデルの適用期間 20 年間（令和 16(2034)～令和 35(2053)年度）、25 年間（令和 16(2034)～令和 40(2058)年度）、30 年間（令和 16(2034)～令和 45(2063)年度）の各期間の平均からシナリオ毎に設定。

第3-4-12図 長期の経済前提の設定に用いる経済モデル
(概念図・フローチャート)



※ 経済モデルは実質ベースで推計され、物価上昇率を外生で与えて名目値が計算される。

第3-4-13図 長期の設定に用いるマクロ経済に関する推計の枠組み

過去の実績を基礎としつつ、日本経済の潜在成長率の見通しや労働力人口の見通し等を反映した、マクロ経済に関する試算に基づいて設定。
マクロ経済に関する試算とは具体的には、成長経済学分野で20~30年の長期の期間における一国経済の成長の見込み等について推計を行う際に用いられる新古典派経済学の標準的な生産関数であるコブ・ダグラス型生産関数に基づいて経済成長率等の推計を行うものである。

《コブ・ダグラス型生産関数》

経済成長率(実質GDP成長率)
= 全要素生産性(TFP)上昇率 + 資本成長率 × 資本分配率 + 労働増加率 × 労働分配率

労働生産性上昇率 (単位労働時間当たり実質GDP成長率)
= 実質GDP成長率 - 労働増加率
= 全要素生産性上昇率 + (資本成長率 - 労働増加率) × 資本分配率

資本成長率 = 総投資率^{※1} × GDP / 資本ストック - 資本減耗率
※1 前年度の利潤率の回帰式に基づき設定

利潤率 = 資本分配率 × (GDP - (生産・輸入品に課される税 - 補助金)) / 資本ストック - 資本減耗率

実質賃金上昇率 (被保険者1人あたり賃金、対CPI) (注)
= 労働生産性上昇率 + (GDPデフレーター上昇率 - CPI上昇率) + 被保険者の平均労働時間の変化率

(注) 経済前提における賃金上昇率は、性・年齢・適用区分(一般適用、短時間適用)の構成割合の変化の影響を除去したベースアップに相当するものとして設定しており、これらの構成割合の変化による賃金への影響については別途織り込んでいる。

実質運用利回り(対CPI) = GPIFの実質運用利回り(対CPI)の実績 × 将来の利潤率 / 過去の平均利潤率

※2 GPIFの運用利回りの実績については、10年間の移動平均の変動の幅を踏まえて保守的に設定

(4) 実質 GDP 成長率と潜在成長率

コブ・ダグラス型生産関数による経済成長率等の推計は供給側からのアプローチによるモデルとなっている。しかし、実際の実質 GDP は、供給力だけで決定されるものでなく需要側の影響を受け、景気の循環等により雇用や資本の稼働率が調整され、供給力と差（GDP ギャップ）が生じることとなる。

供給力を示す潜在 GDP の実績については、内閣府において、経済の過去のトレンドからみて平均的な水準で生産要素を投入した時に実現可能な GDP と定義し、コブ・ダグラス型生産関数を用いて推計されている。また、併せて実質 GDP と潜在 GDP の乖離率を示す GDP ギャップ、潜在成長率（潜在 GDP の伸び率）、潜在成長率の構成要素として全要素生産性（TFP）上昇率等が内閣府により推計し公表されている。

$$\begin{aligned} \text{GDP ギャップ} &= (\text{実際の実質 GDP} - \text{潜在 GDP}) / \text{潜在 GDP} \\ \text{潜在成長率 (潜在 GDP の伸び率)} \\ &= \text{全要素生産性 (TFP) 上昇率} \\ &\quad + \text{労働投入量の寄与} + \text{資本投入量の寄与} \end{aligned}$$

専門委員会のマクロ経済に関する試算においては、幅広い4ケースを設定しているが、それぞれのケースの軸となる全要素生産性（TFP）上昇率のパラメータ設定に当たっては内閣府の公表値が参照されている。また、シミュレーションの足下の GDP は、GDP ギャップを考慮した潜在 GDP が用いられている。

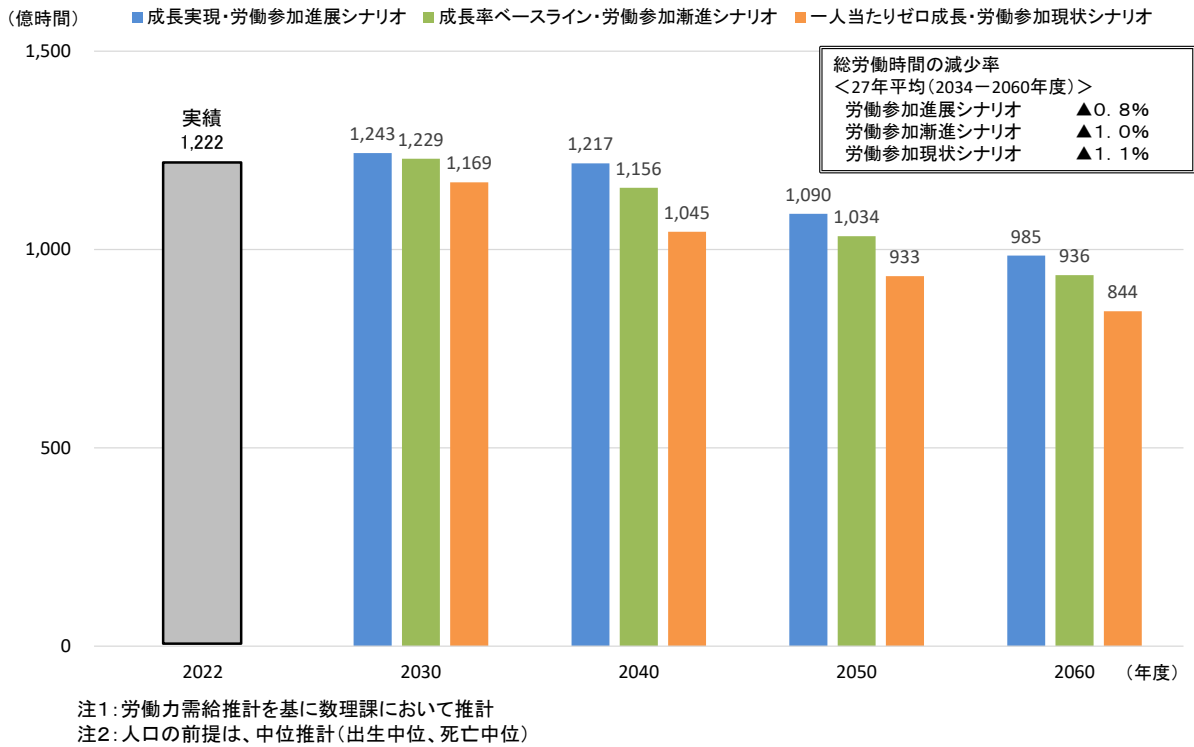
マクロ経済に関する試算においては、供給側からのアプローチによるモデルを用いており、潜在 GDP を初期値とし、全要素生産性（TFP）上昇率等のパラメータ設定は長期の平均的な水準やトレンドにより設定されている。このため、推計結果は景気循環による需要の変動を均した平均的な稼働率を前提とした供給力（潜在 GDP）の成長を推計したものと理解できる。

5. パラメータの設定

(1) 労働投入量の設定

専門委員会のマクロ経済に関する試算では、労働投入について、労働力人口という人数の要素だけではなく、短時間雇用者の増加や1人あたり平均労働時間の変化を織り込んだ延べ労働時間が労働投入量として用いられている。すなわち、労働力人口といったマンベースではなく、総労働時間というマンアワーベースが平成 21 (2009) 年財政検証から採用されている。

第3-4-14図 総労働時間（マンアワー）の推移



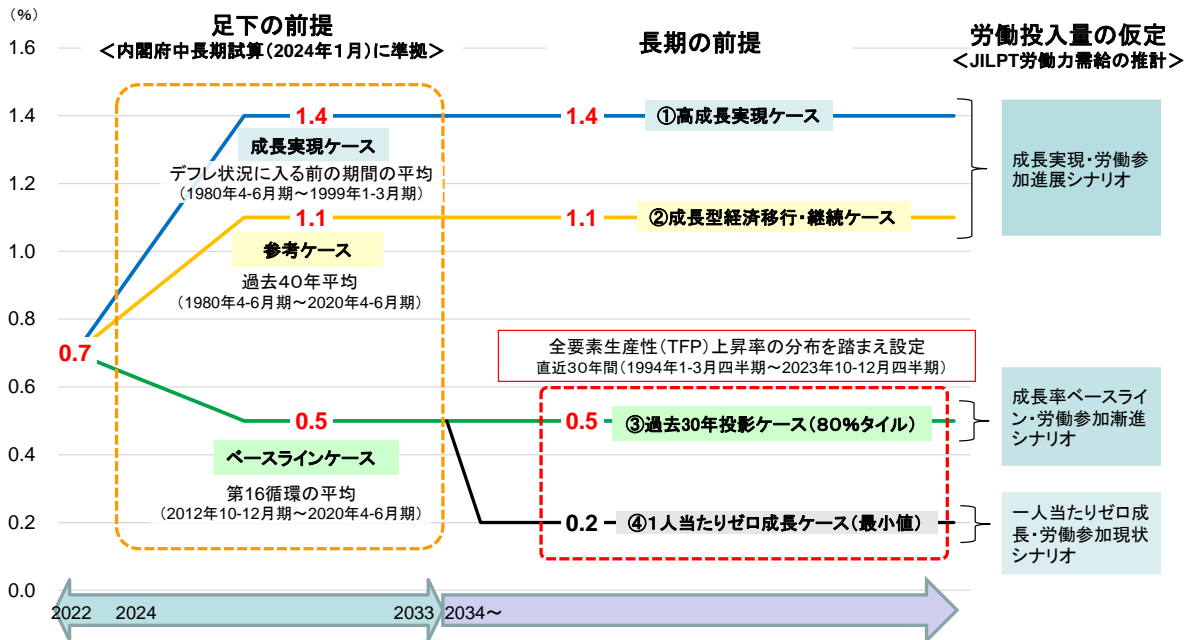
今回も基本的に同様の手法を採ることとされ、マンアワーベースの労働投入量の推計値が設定された。具体的な推計については、将来推計人口や労働力需給の推計を基軸としており、厚生年金被保険者数の推計とも密接な関係にあることから、これらはまとめて次節（第3章第5節）で取り上げることとする。総労働時間の推移は第3-4-14図のとおりとなっており、男女計で令和4(2022)年度には1,222億時間程度であるものが、人口の減少に伴い、令和42(2060)年度には労働市場への参加が進む「成長実現・労働参加進展シナリオ」で985億時間程度、労働市場への参加が一定程度進む「成長率ベースライン・労働参加漸進シナリオ」で936億時間程度、労働市場への参加が進まない「一人当たりゼロ成長・労働参加現状シナリオ」で844億時間程度との見通しとなっている。

(2) 全要素生産性(TFP)上昇率を基礎とした複数ケースの設定

長期的な経済状況を見通す上で重要な要素である全要素生産性(TFP)上昇率(技術進歩等)は、将来の不確実性が大きいと考えられることから幅広い4ケースが設定されており、経済前提の設定の軸となっている。設定に当たっては中長期試算や長期推計の前提との整合性も考慮し、過去30年の実績の分布等を踏まえ設定され、前回と比べ幅広い経済の姿を想定している。

第3-4-15図 経済前提の設定の基本的考え方

- ・ 内閣府より2060年までの長期推計が公表されたことを踏まえ、長期推計で示された3ケースに相当する「①高成長実現ケース」、「②成長型経済移行・継続ケース」、「③過去30年投影ケース」に加え、最も低い経済成長を仮定するケースとして労働力需給推計の労働参加現状シナリオに相当する「④1人当たりゼロ成長ケース」の4ケースを設定する。
- ・ 前回の6ケースから4ケースに簡素化。さらに上記のとおりケースに名称を付け、シナリオの意味を分かりやすく明確化した。なお、4ケースに簡素化したのが、ケース設定の基軸となる全要素生産性(TFP)上昇率は前回よりも幅広く設定し、前回より幅広い将来の経済の姿を想定。



具体的には、中長期試算の対象期間である令和15(2033)年度までは令和6(2024)年1月の中長期試算に準拠した設定とし、足下の全要素生産性(TFP)上昇率0.7%から、成長実現ケースではデフレ状況前の期間(1980年4-6月四半期~1999年1-3月四半期)の平均1.4%まで、参考ケースでは過去40年(1980年4-6月四半期~2020年4-6月四半期)の平均1.1%まで、ベースラインケースでは直近の景気循環(2012年10-12月四半期~2020年4-6月四半期)の平均0.5%まで推移する設定としている(第3-4-16表)。

第3-4-16表 中長期試算における全要素生産性(TFP)上昇率の前提

成長実現ケース	ベースラインケース	参考ケース
日本経済がデフレ状況に入る前の期間(1980年4-6月期~1999年1-3月期)の平均である1.4%に到達。	近年の動向を踏まえ、直近の景気循環(2012年10-12月期~2020年4-6月期(第16循環))の平均0.5%程度で推移。	デフレ状況に入る前の期間からベースラインケースで想定する直近の景気循環までを包括した過去40年の平均*である1.1%程度を仮定。 *1980年4-6月期~2020年4-6月期のTFP上昇率の平均

(資料)「中長期の経済財政に関する試算」(令和6年1月22日公表)を元に作成。

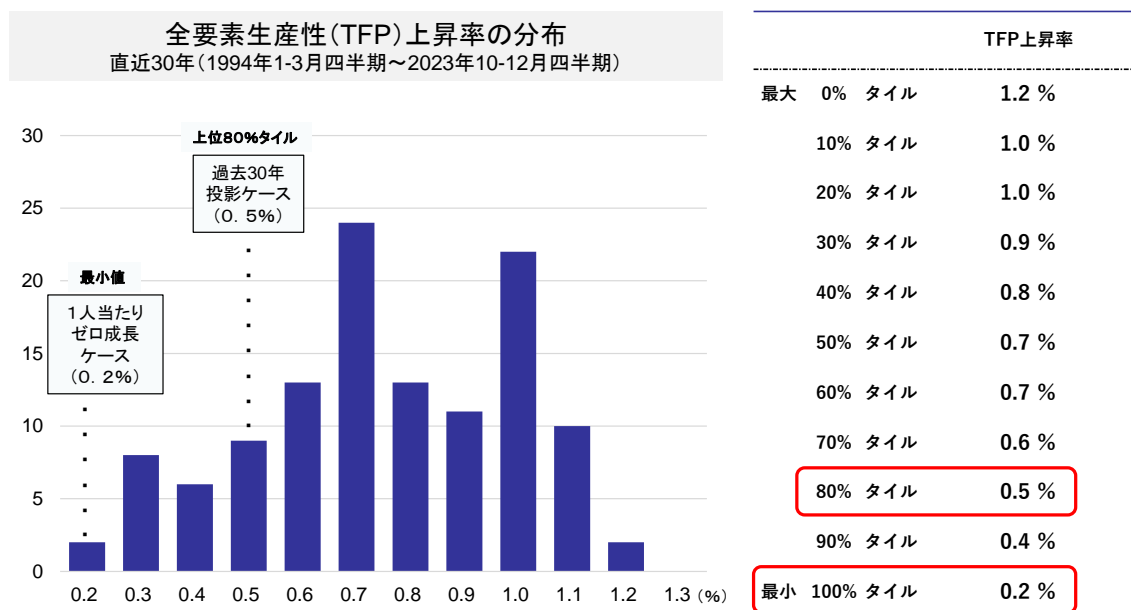
令和 16(2034)年度以降の設定については、内閣府の長期推計におけるシナリオ設定や直近 30 年間（1994 年 1-3 月四半期～2023 年 10-12 月四半期）の実績分布を参照し、以下のとおり設定している。

- ①高成長実現ケース : 1.4%（成長実現シナリオ）
- ②成長型経済移行・継続ケース : 1.1%（長期安定シナリオ）
- ③過去 30 年投影ケース : 0.5%（現状投影シナリオ、実績分布上位 80%タイル値）
- ④ 1 人当たりゼロ成長ケース : 0.2%（実績分布の最小値）

以上より、全要素生産性（TFP）上昇率の長期の仮定は 0.2%～1.4%の範囲となり前回の設定（0.3%～1.3%）より幅広いものとなっている。なお、経済前提のシナリオの名称については、専門委員会において、国民に分かりやすく伝えるという視点も重要で、設定したシナリオの意味を分かりやすく説明できるよう工夫するべきとまとめられ、その後の社会保障審議会年金部会における指摘も踏まえて設定されたものである。

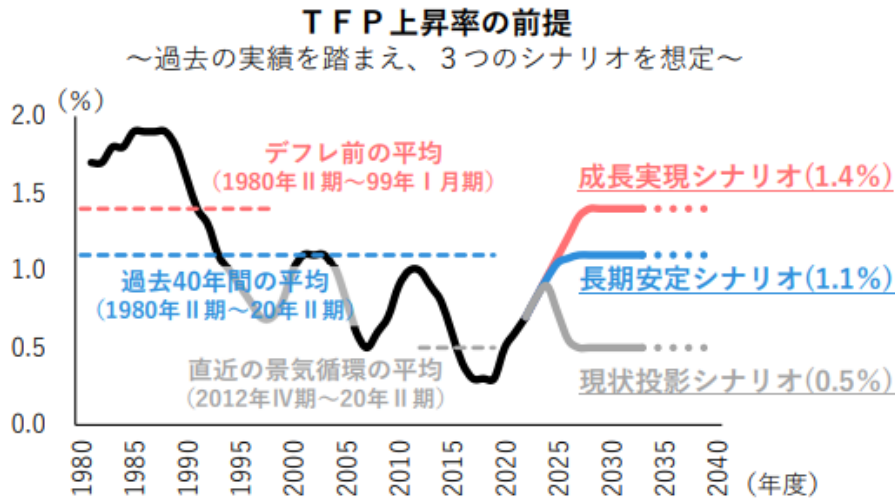
また、足下の経済前提と長期の経済前提の接続については、内閣府の長期推計との整合性も考慮し、①高成長実現ケースは、中長期試算の成長実現ケースに、②成長型経済移行・継続ケースは、中長期試算の参考ケースに、③過去 30 年投影ケースは、中長期試算のベースラインケースに接続させている。なお、年金制度独自の経済前提である④ 1 人当たりゼロ成長ケースは、中長期試算のベースラインケースに接続させることとしている（第 3-4-15 図、第 3-4-18 図）。

第 3-4-17 図 全要素生産性（TFP）上昇率の分布



(出所) 内閣府「GDPギャップ、潜在成長率」2023年10-12月四半期別GDP速報(1次速報値)ベース

第3-4-18図 長期推計における全要素生産性（TFP）上昇率の前提



(資料) 令和6年第3回経済財政諮問会議 資料5 中長期的に持続可能な経済社会の検討に向けて②(内閣府)

また、労働投入量とのシナリオの組み合わせについては、長期推計や労働力需給推計との整合性を踏まえ設定している（第3-4-19表）。

具体的には、①高成長実現ケースと②成長型経済移行・継続ケースは労働力需給推計の「成長実現・労働参加進展シナリオ」を、③過去30年投影ケースは労働力需給推計の「成長率ベースライン・労働参加漸進シナリオ」を、④1人当たりゼロ成長ケースは労働力需給推計の「1人当たりゼロ成長・労働参加現状シナリオ」を用いることとされた。

第3-4-19表 労働力需給推計に用いる前提

	経済の前提	労働参加の前提	将来人口の前提
成長実現・労働参加進展シナリオ	内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(令和6年1月22日経済財政諮問会議提出)の「成長実現ケース」に準拠	各種政策効果(*)により、女性及び高齢者等の労働市場への参加が進展	「日本の将来推計人口」(令和5年4月)における「出生中位・死亡中位推計(基本推計)」
成長率ベースライン・労働参加漸進シナリオ	内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(令和6年1月22日経済財政諮問会議提出)の「ベースラインケース」に準拠	各種政策効果(*)により、女性及び高齢者等の労働市場への参加が一定程度進展	
1人当たりゼロ成長・労働参加現状シナリオ	1人当たり実質経済成長率がゼロ ※JILPT独自設定	労働参加が現状(2022年)から進まない	

(*)各種政策効果として、保育の受け皿の整備、健康寿命の延伸等による女性や高齢者の労働市場への参加、柔軟な働き方を選択する者の増加、長時間労働の抑制による平均労働時間の短縮等を見込んでいる。

(3) 資本分配率、資本減耗率の設定

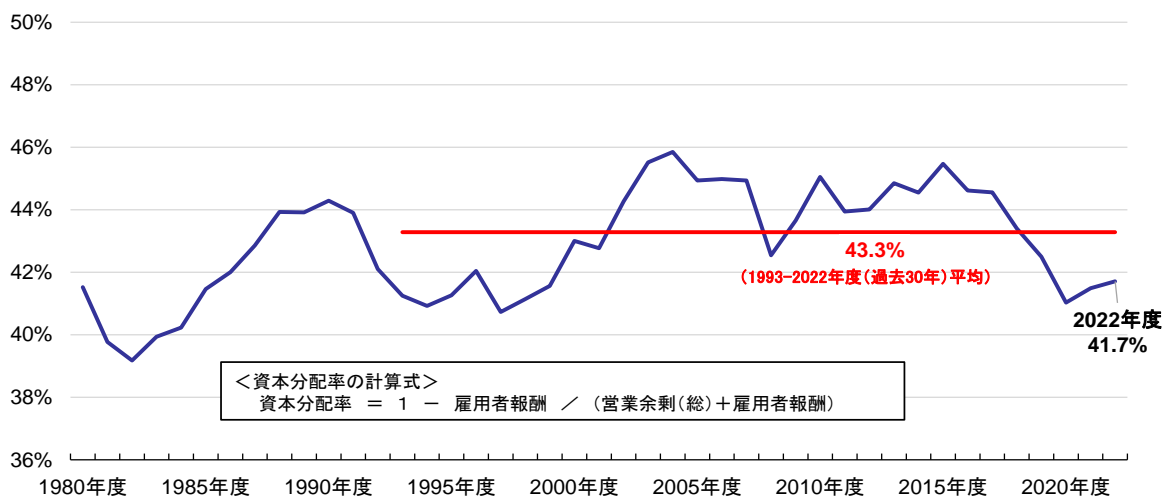
資本分配率、資本減耗率の実績は、国民経済計算をもとに次式により算出される。

$$\text{資本分配率} = 1 - \text{雇用者報酬} / (\text{営業余剰(総)} + \text{雇用者報酬})$$

$$\text{資本減耗率} = \text{固定資本減耗} / \text{固定資産}$$

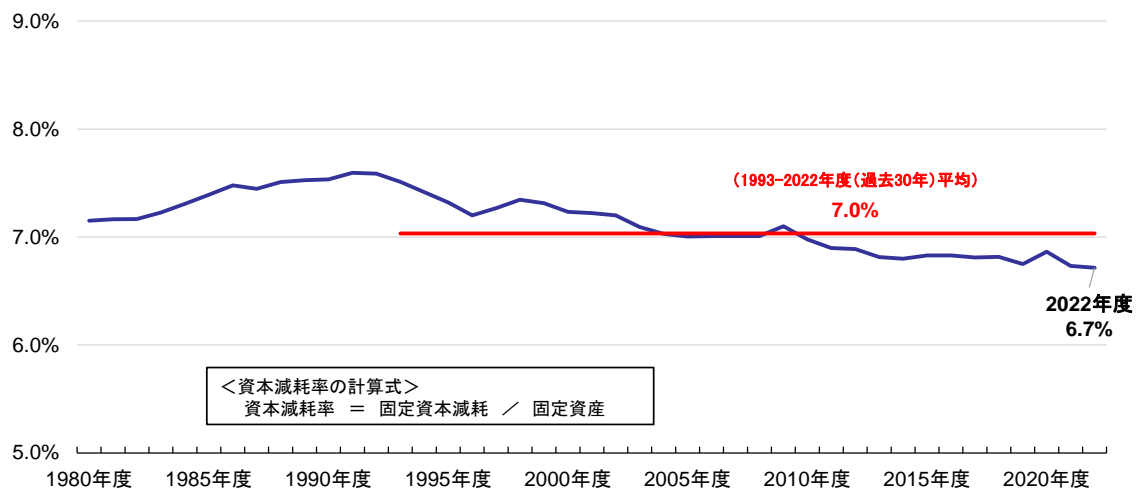
資本分配率、資本減耗率の設定については、前回財政検証ではシナリオに応じた複数の設定が行われていたが、これらのパラメータが経済前提へ与える影響は小さく、ケース毎にパラメータを使い分ける必要性が低いと考えられ、全てのケースにおいて過去30年平均の実績で設定するものとされた。具体的には、過去30年平均（1993～2022年度）により資本分配率43.3%、資本減耗率7.0%と設定している（第3-4-20図、第3-4-21図）。

第3-4-20図 資本分配率の推移と設定



(資料)「2022年度国民経済計算(2015年基準・2008SNA)」(内閣府)より作成
 (注) 1993年度以前の数値は、2019年財政検証時と同様の手法で遡及推計したものに基づく。

第3-4-21図 資本減耗率の推移と設定



(資料)「2022年度国民経済計算(2015年基準・2008SNA)」(内閣府)より作成
 (注) 1993年度以前の数値は、2019年財政検証時と同様の手法で遡及推計したものに基づく。

(5) 総投資率の設定

総投資率と利潤率の実績は、国民経済計算をもとに次式により算出される。

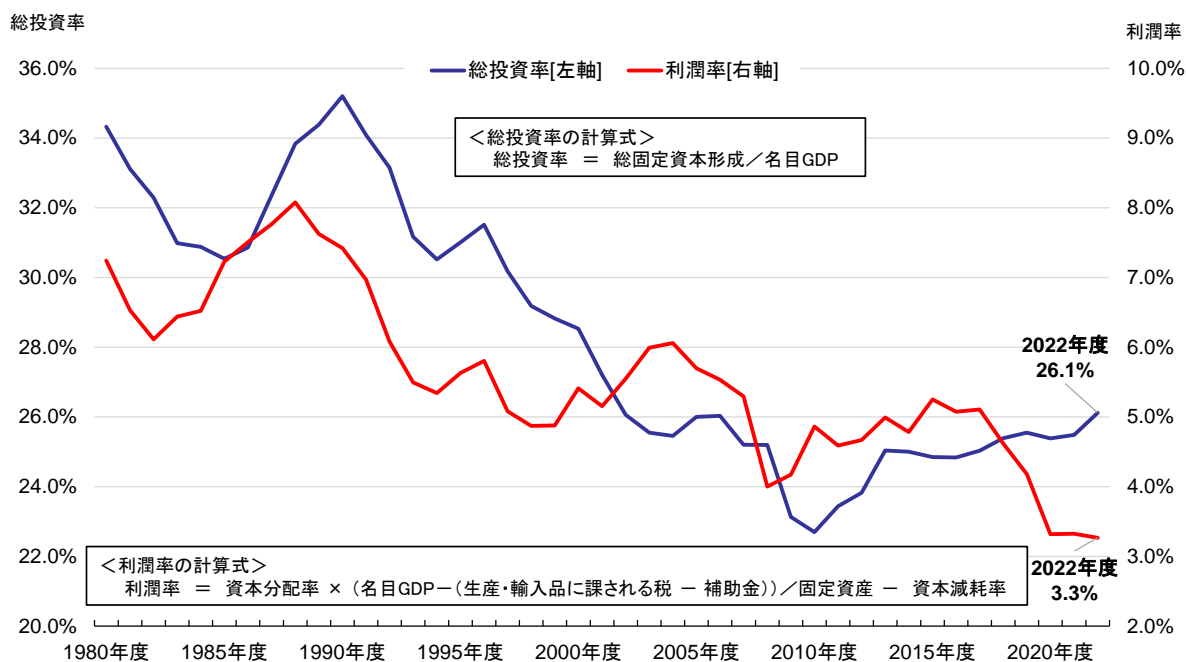
$$\text{総投資率} = \text{総固定資本形成} / \text{名目 GDP}$$

$$\text{利潤率} = \text{資本分配率} \times (\text{名目 GDP} - (\text{生産・輸入品に課される税} - \text{補助金})) / \text{固定資産} - \text{資本減耗率}$$

総投資率の設定については、前回財政検証では、長期的な低下傾向を織り込みつつ、海外経済との関係を考慮する観点から総投資と総貯蓄の差に着目したケースも設定し、幅で示すこととされた。この結果、投資が停滞する中でも利潤率が上昇し続ける見通しとなっていた。しかし、過去の総投資率や利潤率の推移を見ると、利潤率と総投資率の間にはタイムラグがありつつも、一定の相関があることが確認された（第3-4-22図）。

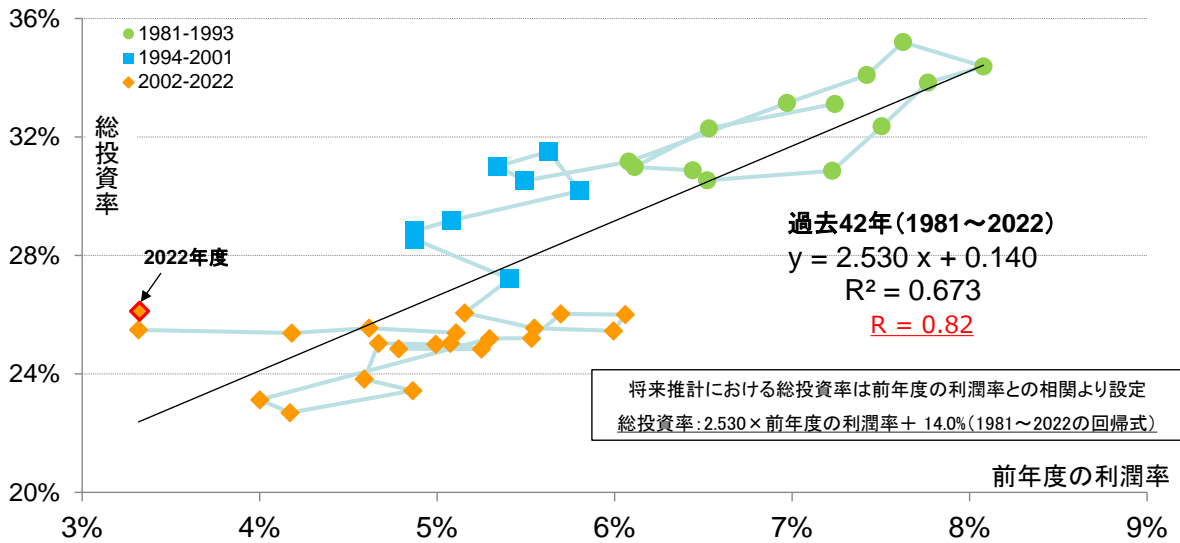
このため、令和6（2024）年財政検証では、総投資率の設定方法を見直し、利潤率を説明変数とする単回帰式により総投資率を設定することとした。なお、タイムラグの設定は分かりやすさの観点から前年度の利潤率を使用し、回帰式の設定に当たっては、様々な経済状況に当てはまるものを定めるという観点から長期間（1981～2022年度）のデータを用いることとされた（第3-4-23図）。

第3-4-22図 総投資率と利潤率の推移



(資料)「2022年度国民経済計算(2015年基準・2008SNA)」(内閣府)より作成
(注) 1993年度以前の数値は、2019年財政検証時と同様の手法で遡及推計したものに基づく。

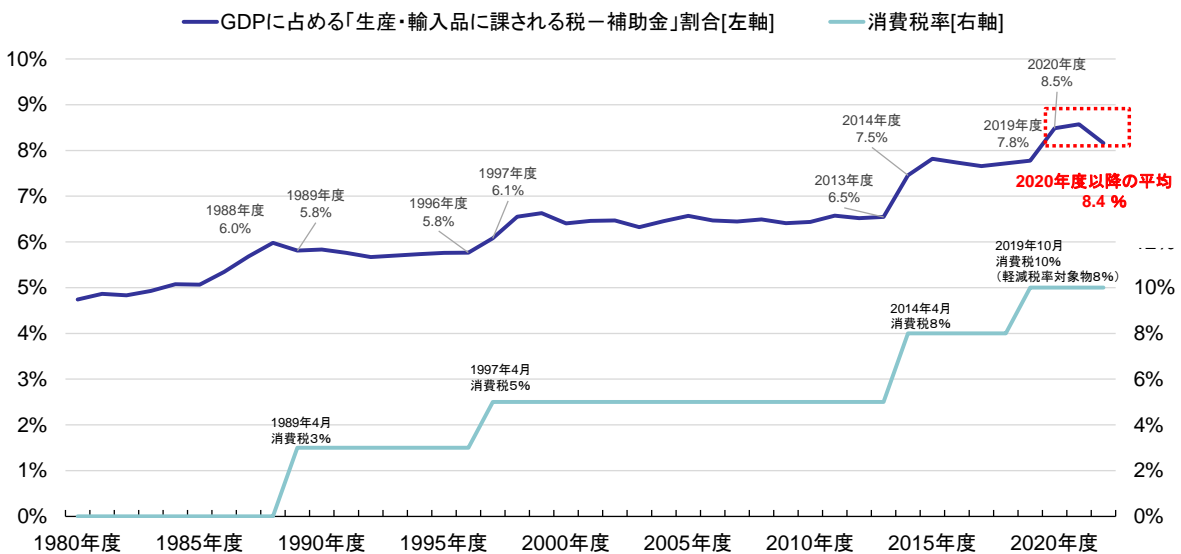
第3-4-23図 総投資率と前年度利潤率の相関



(資料)「2022年度国民経済計算(2015年基準・2008SNA)」(内閣府)より作成
 (注) 1993年度以前の数値は、2019年財政検証時と同様の手法で遡及推計したものにに基づく。

利潤率の計算式については、資本や労働への分配の観点を踏まえ、GDP から「生産・輸入品に課される税-補助金」を控除したものを基に設定する方が利潤率の定義に沿うものとされ見直しが行われている。この将来の「生産・輸入品に課される税-補助金」をどのように見込むかは、財政検証が予測ではなく一定のシナリオに基づく投影であることを踏まえ、足下のGDPに対する「生産・輸入品に課される税-補助金」の割合を一定と仮定し、消費税の引き上げ後の平均(2020~2022年度)を用いることとされた(第3-4-24図)。

第3-4-24図 GDPに占める「生産・輸入品に課される税-補助金」の割合

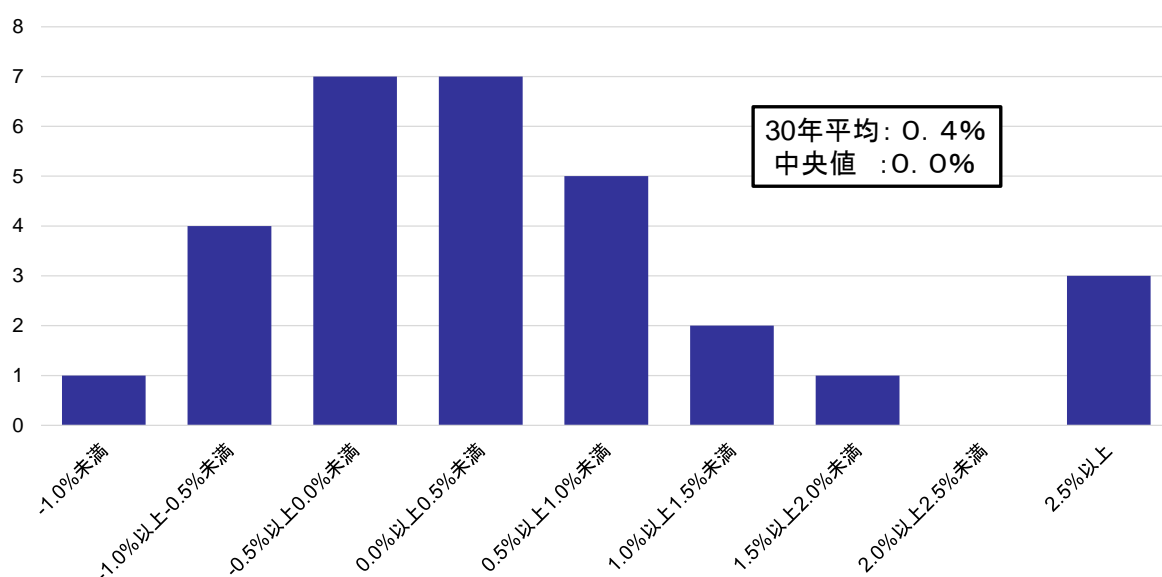


(資料)「2022年度国民経済計算(2015年基準・2008SNA)」(内閣府)より作成
 (注) 1993年度以前の数値は、2019年財政検証時と同様の手法で遡及推計したものにに基づく。

(5) 物価上昇率の設定

物価上昇率は、年金財政における収入及び支出を等しく変化させるものであり、年金財政的に中立なものであることを踏まえ、日本銀行の物価安定の目標の2.0%、長期推計の推計値（成長実現シナリオ及び長期安定シナリオ2.0%、現状投影シナリオ0.8%）、過去30年間の実績の平均値の0.4%を参考に経済モデルの外生値として設定している。具体的には、長期推計との整合性から①高成長実現ケースと②成長型経済移行・継続ケースは2.0%、③過去30年投影ケースは0.8%、④1人当たりゼロ成長ケースは0.4%とされた（第3-4-25図）。

第3-4-25図 消費者物価上昇率（暦年平均）の分布（1994年～2023年）



（出所）総務省「消費者物価指数」

（参考）長期推計（2024年4月2日経済財政諮問会議）の消費者物価上昇率の2034年度以降の想定：成長実現シナリオ、長期安定シナリオ2.0%、現状投影シナリオ0.8%

(6) パラメータ設定に当たっての留意点

経済モデルに投入するパラメータの設定については、財政検証は一定のシナリオに基づく投影であるという性格を踏まえ、長期のヒストリカルなデータの平均や分布を用いて設定することが適当であるとされた。また、今回の財政検証におけるパラメータの設定に当たっては、この過去のデータに新型コロナウイルス感染症の影響を受けた期間のデータも含まれることとなるが、過去のデータにおいては、新型コロナウイルス感染症の他にもリーマンショックや東日本大震災など、様々なショック要因が含まれており、その中から「異常値」を排除する場合、何を異常値とするか判断することは困難であるため、今回の財政検証においては、長期の経済前提は長期の平均的な姿として設定するという基本的な考え方に基づき、パラメータ設定の際に用いる長期の実績から新型コロナウイルス感染症の影響下のデータは除外せずに使用することとされた。

(補論) 国民経済計算の基準改定への対応と遡及推計

<基準改定>

国民経済計算は、我が国の経済の全体像を国際比較可能な形で体系的に記録することを目的に、国連の定める国際基準に準拠しつつ、統計法に基づく基幹統計として、国民経済計算の作成基準及び作成方法に基づき作成されている。また、5年ごとに「産業連関表」「国勢調査」等の基礎統計の最新版を取り込む基準改定が行われている。当時の最新の2015年基準の国民経済計算では、構造統計の反映によるベンチマークの変更、2008SNAの対応として娯楽作品原本の資本化、著作権等サービスの記録等、住宅宿泊事業といった経済活動の適切な把握に向けた推計方法の改善が行われている。

専門委員会のマクロ経済に関する試算では、シミュレーションの初期値としてのGDP、資本ストックは国民経済計算の数値を基礎としている他、外生変数として与える資本減耗率、資本分配率、利潤率等の各種パラメータについても国民経済計算の系列を基礎に設定されている。

<遡及推計>

2015年基準の国民経済計算においては、1994年以降の計数を正式系列としており、1993年以前については一部の系列(支出側GDP系列、固定資本等)について1980年までの参考系列が公表されている。各種パラメータの設定には過去30年程度の計数が必要となるが、固定資本減耗、雇用者報酬、営業余剰等については1993年以前の計数が公表されていないため、専門委員会において遡及推計が行われている。

固定資本減耗については、2015年基準では実効償却率を用いた定率法により算出されていることから、参考系列として公表されている資本財別の固定資産に資本財別実効償却率を乗じることにより遡及推計されている。

<資本財別実効償却率>

表章分類	実効償却率	表章分類	実効償却率
住宅	0.055	防衛装備品	0.075
住宅以外の建物	0.079	育成生物資源	0.282
構築物	0.022	研究・開発	0.157
輸送用機械	0.194	鉱物探査・評価	0.165
情報通信機器	0.258	コンピュータソフトウェア	0.33
その他の機械・設備	0.17	娯楽作品原本	0.165

(出所) 国民経済計算推計手法解説書(年次推計編)2015年(平成27年)基準版
(令和2年11月27日(令和5年1月20日改訂)・内閣府経済社会総合研究所 国民経済計算部)

その他の必要な系列（雇用者報酬、営業余剰、生産・輸入品に課される税、補助金）については、2000年基準の国民経済計算において1980年までの計数が公表されていることから、これを用いて遡及推計されている。これは、前回の財政検証での遡及推計の方法と同じ手法である。

具体的には、1994～1998年度の5年間の系列から2015年基準と2000年基準の乖離率を求め、2000年基準の1980～1993年度の計数に乖離率を乗じることで2015年基準の遡及推計が行われている。

このようにして、マクロ経済に関する試算に必要な計数が全て1980年まで遡及推計され各種パラメータの設定などが行われている。具体的な計数は次表の通りである。

$$N\text{年度の遡及推計値}(2015\text{年基準}) = N\text{年度の値}(2000\text{年基準}) \times \frac{1994\sim 1998\text{年度の平均値}(2015\text{年基準})}{1994\sim 1998\text{年度の平均値}(2000\text{年基準})}$$

(N=1980～1993)

※ 2015年基準と2000年基準の乖離率については、1993年度以前に用いる計数であることから、1994年度以降の直近5年(1994～1998年度)程度を用いて計算。

第3-4-26表 国民経済計算を用いて算出される各種指標（計数表）

	固定資産	対GDP比	固定資本減耗	名目GDP	生産・輸入品に課される税	補助金	要素費用表示GDP	雇用者報酬	営業余剰(総)	総固定資本形成	資本分配率	資本減耗率	利潤率	総投資率
	(前年末、10億円)		(年度、10億円)	(年度、10億円)	(年度、10億円)	(年度、10億円)	(年度、10億円)	(年度、10億円)	(年度、10億円)	(年度、10億円)	(年度、10億円)	(%)	(%)	(%)
昭和55 (1980)	719,236	2.75	51,436	261,681	15,722	3,309	249,269	130,998	93,036	89,817	41.5	7.2	7.2	34.3
56 (1981)	769,073	2.76	55,103	278,400	17,025	3,482	264,856	141,171	93,219	92,189	39.8	7.2	6.5	33.1
57 (1982)	818,219	2.81	58,639	291,413	17,793	3,711	277,330	149,275	96,164	94,103	39.2	7.2	6.1	32.3
58 (1983)	848,762	2.78	61,349	305,549	18,801	3,741	290,489	156,292	103,924	94,679	39.9	7.2	6.4	31.0
59 (1984)	895,723	2.76	65,454	324,345	20,120	3,655	307,880	164,943	111,038	100,145	40.2	7.3	6.5	30.9
60 (1985)	931,123	2.69	68,818	345,766	21,138	3,618	328,246	172,852	122,445	105,585	41.5	7.4	7.2	30.5
61 (1986)	955,240	2.65	71,439	360,007	22,635	3,396	340,768	179,031	129,662	111,092	42.0	7.5	7.5	30.9
62 (1987)	1,013,204	2.66	75,446	381,355	24,986	3,310	359,679	185,906	139,414	123,414	42.9	7.4	7.8	32.4
63 (1988)	1,079,839	2.65	81,078	407,504	27,471	3,110	383,143	197,227	154,522	137,886	43.9	7.5	8.1	33.8
平成元 (1989)	1,187,114	2.73	89,342	434,826	28,767	3,503	409,562	211,977	165,992	149,508	43.9	7.5	7.6	34.4
2 (1990)	1,313,123	2.79	98,931	470,874	30,786	3,326	443,413	229,836	182,717	165,765	44.3	7.5	7.4	35.2
3 (1991)	1,409,096	2.84	107,009	496,059	32,050	3,475	467,483	246,778	193,141	169,106	43.9	7.6	7.0	34.1
4 (1992)	1,469,949	2.91	111,529	505,821	32,224	3,557	477,154	253,260	184,193	167,679	42.1	7.6	6.1	33.1
5 (1993)	1,509,141	2.99	113,344	504,510	32,464	3,704	475,750	259,064	181,906	157,240	41.3	7.5	5.5	31.2
平成6 (1994)	1,548,183	3.02	114,818	511,959	33,200	3,842	482,601	262,784	182,071	156,257	40.9	7.4	5.3	30.5
7 (1995)	1,577,233	3.00	115,476	525,300	34,368	4,108	495,039	267,017	187,570	162,897	41.3	7.3	5.6	31.0
8 (1996)	1,641,327	3.05	118,180	538,660	35,211	4,155	507,603	272,835	197,944	169,752	42.0	7.2	5.8	31.5
9 (1997)	1,680,809	3.10	122,154	542,508	37,003	4,024	509,528	278,925	191,676	163,733	40.7	7.3	5.1	30.2
10 (1998)	1,682,371	3.15	123,584	534,564	39,043	4,023	499,544	273,237	191,008	156,022	41.1	7.3	4.9	29.2
11 (1999)	1,688,620	3.18	123,480	530,299	39,471	4,324	495,152	269,042	191,383	152,864	41.6	7.3	4.9	28.8
12 (2000)	1,711,406	3.18	123,795	537,614	38,479	4,036	503,171	270,610	204,186	153,394	43.0	7.2	5.4	28.5
13 (2001)	1,704,851	3.23	123,115	527,411	38,078	3,999	493,332	264,482	197,657	143,503	42.8	7.2	5.2	27.2
14 (2002)	1,700,073	3.25	122,427	523,466	37,756	3,882	489,592	256,612	203,866	136,419	44.3	7.2	5.5	26.1
15 (2003)	1,714,791	3.26	121,617	526,220	37,147	3,882	492,955	253,506	211,815	134,444	45.5	7.1	6.0	25.5
16 (2004)	1,735,435	3.28	121,987	529,638	37,509	3,822	495,452	256,310	217,032	134,830	45.9	7.0	6.1	25.5
17 (2005)	1,765,538	3.31	123,666	534,106	38,126	3,029	499,009	261,520	213,441	138,884	44.9	7.0	5.7	26.0
18 (2006)	1,802,516	3.36	126,327	537,258	37,751	2,999	502,506	265,637	217,207	139,848	45.0	7.0	5.5	26.0
19 (2007)	1,839,962	3.42	128,940	538,486	37,458	2,754	503,781	267,144	218,004	135,722	44.9	7.0	5.3	25.2
20 (2008)	1,865,407	3.61	130,724	516,175	36,238	2,731	482,668	265,387	196,520	130,067	42.5	7.0	4.0	25.2
21 (2009)	1,862,881	3.62	128,007	497,364	35,411	3,524	465,477	252,538	195,685	115,037	43.7	7.1	4.2	23.1
22 (2010)	1,797,126	3.56	125,402	504,874	36,067	3,558	472,365	251,021	205,793	114,581	45.0	7.0	4.9	22.7
23 (2011)	1,786,965	3.57	123,273	500,046	36,337	3,450	467,160	251,848	197,456	117,202	43.9	6.9	4.6	23.4
24 (2012)	1,777,730	3.56	122,456	499,421	36,037	3,467	466,850	251,308	197,555	118,989	44.0	6.9	4.7	23.8
25 (2013)	1,819,730	3.55	124,018	512,678	36,920	3,356	479,114	253,577	206,206	128,349	44.8	6.8	5.0	25.0
26 (2014)	1,863,444	3.56	126,681	523,423	42,303	3,280	484,400	258,325	207,551	130,875	44.6	6.8	4.8	25.0
27 (2015)	1,876,448	3.47	128,151	540,741	45,587	3,318	498,472	261,892	218,393	134,380	45.5	6.8	5.2	24.9
28 (2016)	1,884,218	3.46	128,666	544,830	45,198	3,046	502,677	268,145	216,046	135,337	44.6	6.8	5.1	24.8
29 (2017)	1,918,651	3.45	130,655	555,713	45,554	2,990	513,148	273,598	219,865	139,118	44.6	6.8	5.1	25.0
30 (2018)	1,949,844	3.50	132,916	556,571	45,939	2,989	513,620	282,309	216,530	141,315	43.4	6.8	4.6	25.4
令和元 (2019)	1,996,749	3.59	134,763	556,845	46,468	3,162	513,540	287,888	212,758	142,258	42.5	6.7	4.2	25.5
2 (2020)	1,987,744	3.69	136,447	539,009	48,947	3,212	493,274	283,445	197,225	136,815	41.0	6.9	3.3	25.4
3 (2021)	2,088,154	3.77	140,602	553,642	50,988	3,519	506,173	289,456	205,242	141,107	41.5	6.7	3.3	25.5
4 (2022)	2,173,651	3.84	145,987	566,490	53,228	7,000	520,262	296,275	212,011	147,969	41.7	6.7	3.3	26.1

(出典)「2022年度国民経済計算(2015年基準・2008SNA)」(内閣府)より作成。

なお、1993年度以前は、内閣府で公表している参考系列を用いているが、参考系列が公表されていない項目(斜体字の部分)は、本専門委員会において遡及推計を行った計数である。

6. マクロ経済に関する試算

先に述べた複数の計算式およびパラメータの設定をもとに、労働時間当たり実質経済成長率や利潤率などが逐次的に毎年度算出されることになる。マクロ経済に関する試算においては、潜在 GDP を初期値とするため、GDP ギャップを▲1.0%（2023 年 10－12 月期四半期別 GDP 速報（1 次速報値）ベース）として実績の名目 GDP を潜在 GDP に機械的に置き換えている。

具体的なマクロ経済に関する試算の推計過程は、第 3－4－27 表に示しているとおりである。令和 15(2023)年度までは内閣府の中長期試算に準拠するため、このマクロ経済に関する試算結果は令和 16(2024)年度以降の長期の前提の設定に活用される。

長期の前提の設定にあたっては、

- ・ 一時的な変動にとらわれず長期の平均値で設定する必要があること、
- ・ コブ・ダグラス型生産関数に基づく経済モデルは、20～30 年の期間における経済成長の見込み等について推計する際に用いられること

から、中長期試算の推計期間後の令和 16(2024)年度から 20 年間（令和 16(2024)～令和 35(2053)）、25 年間（令和 16(2024)～令和 40(2058)）、30 年間（令和 16(2024)～令和 45(2063)）の推計を行い、それぞれの期間における労働時間当たり実質経済成長率や利潤率の平均値を基礎に長期の前提の設定を行う。

第3-4-27表 マクロ経済に関する推計過程

①高成長実現ケース

(全要素生産性 (TFP) 上昇率 1.4%、成長実現・労働参加進展シナリオ)

年度	総労働時間		全要素生産性 上昇率(TFP) ③	資本分比率 ④	資本減耗率 ⑤	総投資率 ⑥	実質GDP (2015年基準) 潜在ベース ⑦		資本 ⑧	資本成長率 ⑨	実質経済 成長率 ⑩	労働時間あたり 実質経済成長率 ⑪	利率 ⑫	雇用者年金 被保険者の 平均労働時間 ⑬	雇用者年金被保 険者の平均労働 時間伸び率 ⑭	資本係数 (資本のGDP 比) ⑮	税一補助金を 控除したGDP ⑯
	①	伸び率 ②					兆円	兆円									
4 (2022)	1,222		0.70%	41.7%	6.7%	26.1%	572.2	2,173.7					3.3%	168.4		380%	525.5
5 (2023)	1,227	0.3%	0.84%	43.3%	7.0%	22.3%	578.5	2,177.1	0.2%	1.1%	0.76%	3.5%	168.0	-0.3%	376%	529.9	
6 (2024)	1,231	0.3%	0.98%	43.3%	7.0%	22.8%	582.5	2,152.7	-1.1%	0.7%	0.34%	3.7%	167.3	-0.4%	370%	533.6	
7 (2025)	1,236	0.4%	1.12%	43.3%	7.0%	23.3%	588.2	2,134.4	-0.9%	1.0%	0.58%	3.9%	166.6	-0.4%	363%	538.7	
8 (2026)	1,238	0.2%	1.26%	43.3%	7.0%	23.8%	594.6	2,115.5	-0.6%	1.1%	0.91%	4.1%	166.1	-0.3%	357%	544.8	
9 (2027)	1,239	0.1%	1.40%	43.3%	7.0%	24.3%	602.5	2,114.0	-0.4%	1.3%	1.21%	4.3%	165.6	-0.3%	351%	551.9	
10 (2028)	1,241	0.1%	1.40%	43.3%	7.0%	24.8%	611.0	2,111.8	-0.1%	1.4%	1.51%	4.4%	165.0	-0.3%	346%	559.6	
11 (2029)	1,242	0.1%	1.40%	43.3%	7.0%	25.2%	620.2	2,114.7	0.1%	1.5%	1.82%	4.6%	164.5	-0.3%	341%	568.0	
12 (2030)	1,243	0.1%	1.40%	43.3%	7.0%	25.6%	630.2	2,123.3	0.4%	1.6%	2.13%	4.7%	164.0	-0.3%	337%	577.3	
13 (2031)	1,243	0.0%	1.40%	43.3%	7.0%	26.0%	640.7	2,134.4	0.6%	1.7%	2.44%	4.9%	163.7	-0.2%	333%	586.9	
14 (2032)	1,242	-0.1%	1.40%	43.3%	7.0%	26.3%	651.3	2,150.7	0.8%	1.7%	2.75%	5.0%	163.4	-0.2%	330%	596.6	
15 (2033)	1,240	-0.2%	1.40%	43.3%	7.0%	26.6%	662.5	2,170.8	0.9%	1.7%	3.06%	5.1%	163.1	-0.2%	328%	606.8	
16 (2034)	1,237	-0.2%	1.40%	43.3%	7.0%	26.8%	674.1	2,194.1	1.1%	1.8%	3.37%	5.1%	162.8	-0.2%	325%	617.5	
17 (2035)	1,235	-0.2%	1.40%	43.3%	7.0%	27.0%	686.3	2,220.5	1.2%	1.8%	3.68%	5.2%	162.5	-0.2%	324%	628.6	
18 (2036)	1,233	-0.1%	1.40%	43.3%	7.0%	27.2%	699.3	2,249.7	1.3%	1.9%	3.99%	5.3%	162.3	-0.2%	322%	640.5	
19 (2037)	1,230	-0.3%	1.40%	43.3%	7.0%	27.4%	712.3	2,281.6	1.4%	1.9%	4.30%	5.3%	162.0	-0.2%	320%	652.4	
20 (2038)	1,226	-0.3%	1.40%	43.3%	7.0%	27.5%	725.7	2,316.1	1.5%	1.9%	4.61%	5.4%	161.7	-0.2%	319%	664.7	
21 (2039)	1,222	-0.3%	1.40%	43.3%	7.0%	27.6%	739.4	2,352.9	1.6%	1.9%	4.92%	5.4%	161.5	-0.2%	318%	677.3	
22 (2040)	1,217	-0.4%	1.40%	43.3%	7.0%	27.7%	753.5	2,391.8	1.6%	1.9%	5.23%	5.5%	161.3	-0.1%	317%	690.2	
23 (2041)	1,205	-1.0%	1.40%	43.3%	7.0%	27.8%	767.9	2,432.2	1.7%	2.0%	5.54%	5.4%	161.3	0.0%	318%	703.9	
24 (2042)	1,192	-1.1%	1.40%	43.3%	7.0%	27.9%	777.0	2,473.8	1.7%	2.0%	5.85%	5.4%	161.3	0.0%	318%	717.7	
25 (2043)	1,179	-1.1%	1.40%	43.3%	7.0%	27.7%	788.7	2,515.4	1.7%	1.5%	2.60%	5.4%	161.3	0.0%	319%	722.4	
26 (2044)	1,166	-1.1%	1.40%	43.3%	7.0%	27.6%	800.4	2,557.0	1.7%	1.5%	2.60%	5.4%	161.4	0.0%	319%	733.1	
27 (2045)	1,153	-1.1%	1.40%	43.3%	7.0%	27.6%	812.1	2,598.3	1.6%	1.5%	2.59%	5.4%	161.4	0.0%	320%	743.8	
28 (2046)	1,140	-1.1%	1.40%	43.3%	7.0%	27.5%	823.8	2,639.6	1.6%	1.4%	2.58%	5.3%	161.4	0.0%	320%	754.6	
29 (2047)	1,127	-1.1%	1.40%	43.3%	7.0%	27.5%	835.7	2,680.9	1.6%	1.4%	2.56%	5.3%	161.4	0.0%	321%	765.4	
30 (2048)	1,114	-1.1%	1.40%	43.3%	7.0%	27.3%	847.6	2,722.1	1.5%	1.4%	2.55%	5.3%	161.4	0.0%	321%	776.4	
31 (2049)	1,102	-1.1%	1.40%	43.3%	7.0%	27.4%	859.7	2,763.4	1.5%	1.4%	2.54%	5.3%	161.4	0.0%	321%	787.5	
32 (2050)	1,090	-1.1%	1.40%	43.3%	7.0%	27.4%	872.0	2,804.8	1.5%	1.4%	2.52%	5.3%	161.4	0.0%	322%	798.7	
33 (2051)	1,078	-1.1%	1.40%	43.3%	7.0%	27.4%	884.6	2,846.5	1.5%	1.4%	2.51%	5.3%	161.4	0.0%	322%	810.2	
34 (2052)	1,067	-1.1%	1.40%	43.3%	7.0%	27.4%	897.3	2,888.4	1.5%	1.4%	2.49%	5.3%	161.4	0.0%	322%	821.9	
35 (2053)	1,056	-1.0%	1.40%	43.3%	7.0%	27.4%	910.3	2,930.8	1.5%	1.4%	2.48%	5.3%	161.4	0.0%	322%	833.8	
36 (2054)	1,045	-1.0%	1.40%	43.3%	7.0%	27.3%	923.5	2,973.6	1.5%	1.5%	2.48%	5.3%	161.4	0.0%	322%	845.9	
37 (2055)	1,035	-1.0%	1.40%	43.3%	7.0%	27.3%	937.0	3,017.0	1.5%	1.5%	2.47%	5.3%	161.4	0.0%	322%	858.2	
38 (2056)	1,024	-1.0%	1.40%	43.3%	7.0%	27.3%	950.8	3,061.0	1.5%	1.5%	2.45%	5.3%	161.4	0.0%	322%	870.8	
39 (2057)	1,014	-1.0%	1.40%	43.3%	7.0%	27.3%	964.9	3,105.7	1.5%	1.5%	2.46%	5.3%	161.4	0.0%	322%	883.7	
40 (2058)	1,004	-1.0%	1.40%	43.3%	7.0%	27.4%	979.0	3,151.1	1.5%	1.5%	2.45%	5.3%	161.4	0.0%	322%	896.7	
41 (2059)	995	-1.0%	1.40%	43.3%	7.0%	27.4%	993.6	3,197.2	1.5%	1.5%	2.45%	5.3%	161.4	0.0%	322%	910.0	
42 (2060)	985	-1.0%	1.40%	43.3%	7.0%	27.4%	1,008.3	3,244.1	1.5%	1.5%	2.45%	5.3%	161.3	0.0%	322%	923.6	
43 (2061)	976	-1.0%	1.40%	43.3%	7.0%	27.4%	1,023.4	3,291.9	1.5%	1.5%	2.45%	5.3%	161.3	0.0%	322%	937.3	
44 (2062)	966	-1.0%	1.40%	43.3%	7.0%	27.4%	1,038.7	3,340.4	1.5%	1.5%	2.45%	5.3%	161.3	0.0%	322%	951.3	
45 (2063)	957	-1.0%	1.40%	43.3%	7.0%	27.4%	1,054.2	3,389.8	1.5%	1.5%	2.46%	5.3%	161.3	0.0%	322%	965.6	

②成長型経済移行・継続ケース

(全要素生産性 (TFP) 上昇率 1.1%、成長実現・労働参加進展シナリオ)

年度	総労働時間		全要素生産性 上昇率(TFP) ③	資本分比率 ④	資本減耗率 ⑤	総投資率 ⑥	実質GDP (2015年基準) 潜在ベース ⑦		資本 ⑧	資本成長率 ⑨	実質経済 成長率 ⑩	労働時間あたり 実質経済成長率 ⑪	利率 ⑫	雇用者年金 被保険者の 平均労働時間 ⑬	雇用者年金被保 険者の平均労働 時間伸び率 ⑭	資本係数 (資本のGDP 比) ⑮	税一補助金を 控除したGDP ⑯
	①	伸び率 ②					兆円	兆円									
4 (2022)	1,222		0.70%	41.7%	6.7%	26.1%	572.2	2,173.7					3.3%	168.4		380%	525.5
5 (2023)	1,227	0.3%	0.78%	43.3%	7.0%	22.3%	578.2	2,177.1	0.2%	1.0%	0.70%	3.5%	168.0	-0.3%	377%	529.6	
6 (2024)	1,231	0.3%	0.86%	43.3%	7.0%	22.8%	581.5	2,152.6	-1.1%	0.8%	0.22%	3.7%	167.3	-0.4%	370%	532.6	
7 (2025)	1,236	0.4%	0.94%	43.3%	7.0%	23.3%	586.0	2,134.0	-0.9%	0.9%	0.40%	3.9%	166.6	-0.4%	364%	538.6	
8 (2026)	1,238	0.2%	1.02%	43.3%	7.0%	23.7%	591.1	2,120.3	-0.6%	0.9%	0.65%	4.0%	166.1	-0.3%	359%	541.4	
9 (2027)	1,239	0.1%	1.10%	43.3%	7.0%	24.2%	596.9	2,111.5	-0.4%	1.0%	0.88%	4.2%	165.6	-0.3%	354%	546.7	
10 (2028)	1,241	0.1%	1.10%	43.3%	7.0%	24.5%	603.2	2,107.2	-0.2%	1.1%	1.07%	4.3%	165.0	-0.3%	349%	552.5	
11 (2029)	1,242	0.1%	1.10%	43.3%	7.0%	24.9%	610.1	2,107.0	0.0%	1.1%	1.06%	4.4%	164.5	-0.3%	345%	558.8	
12 (2030)	1,243	0.1%	1.10%	43.3%	7.0%	25.2%	617.7	2,110.7	0.2%	1.2%	1.12%	4.6%	164.0	-0.3%	342%	565.8	
13 (2031)	1,243	0.0%	1.10%	43.3%	7.0%	25.5%	625.5	2,118.2	0.4%	1.3%	1.24%	4.7%	163.7	-0.2%	339%	572.9	
14 (2032)	1,242	-0.1%	1.10%	43.3%	7.0%	25.8%	633.3	2,129.0	0.5%	1.2%	1.38%	4.8%	163.4	-0.2%	336%	580.1	
15 (2033)	1,240	-0.2%	1.10%	43.3%	7.0%	26.0%	641.5	2,142.7	0.6%	1.3%	1.45%	4.8%	163.1	-0.2%	334%	587.6	
16 (2034)	1,237	-0.2%	1.10%	43.3%	7.0%	26.2%	649.9	2,159.0	0.8%	1.3%	1.51%	4.9%	162.8	-0.2%	332%	595.3	
17 (2035)	1,235	-0.2%	1.10%	43.3%	7.0%	26.4%	658.8	2,177.5	0.9%	1.4%	1.56%	5.0%	162.5	-0.2%	331%	603.4	
18 (2036)	1,233	-0.1%	1.10%	43.3%	7.0%	26.5%	668.3	2,198.2	1.0%	1.4%	1.57%	5.0%	162.3	-0.2%	329%	612.1	
19 (2037)	1,230	-0.3%	1.10%	43.3%	7.0%	26.7%	677.6	2,220.9	1.0%	1.4%	1.67%	5.1%	162.0	-0.2%	328%	620.6	
20 (2038)	1,226	-0.3%	1.10%	43.3%	7.0%	26.8%	687.1	2,245.5	1.1%	1.4%	1.71%	5.1%	161.7	-0.2%	327%	629.3	
21 (2039)	1,222	-0.3%	1.10%	43.3%	7.0%	26.9%	696.7	2,271.7	1.2%	1.4%	1.75%	5.1%	161.5	-0.2%	326%	638.2	
22 (2040)	1,217	-0.4%	1.10%	43.3%	7.0%	27.0%	706.6	2,299.2	1.2%	1.4%	1.79%	5.2%	161.3	-0.1%	325%	647.2	
23 (2041)	1,205	-1.0%	1.10%	43.3%	7.0%	27.0%	714.1	2,328.0	1.3%	1.1%	2.09%	5.1%	161.3	0.0%	326%	654.1	
24 (2042)	1,192	-1.1%	1.10%	43.3%	7.0%	27.0%	721.5	2,357.1	1.3%	1.0%	2.10%	5.1%	161.3	0.0%	327%	660.9	
25 (2043)	1,179	-1.1%	1.10%	43.3%	7.0%	26.9%	728.8	2,385.9	1.2%	1.0%	2.10%	5.1%	161.3	0.0%	327%	667.5	
26 (2044)	1,166	-1.1%	1.10%	43.3%	7.0%	26.8%	735.9	2,414.1	1.2%	1.0%	2.09%	5.1%	161.4	0.0%	328%	674.1	
27 (2045)	1,153	-1.1%	1.10%	43.3%	7.0%	26.8%	743.0	2,441.7	1.1%	1.0%	2.08%	5.0%	161.4	0.0%	329%	680.5	
28 (2046)	1,140	-1.1%	1.10%	43.3%	7.0%	26.7%	749.9	2,468.9	1.1%	0.9%	2.07%	5.0%	161.4	0.0%	329%	686.9	
29 (2047)	1,127	-1.1%	1.10%	43.3%	7.0%	26.7%	756.9	2,495.5	1.1%	0.9%	2.06%	5.0%	161.4	0.0%	330%	693.3	
30 (2048)	1,114	-1.1%	1.10%	43.3%	7.0%	26.6%	763.9	2,521.8	1.1%	0.9%	2.04%	5.0%	161.4	0.0%	330%	699.7	
31 (2049)	1,102	-1.1%	1.10%	43.3%	7.0%	26.6%	770.9	2,547.7	1.1%	0.9%	2.02%	5.0%	161.4	0.0%	330%	7	

③過去 30 年投影ケース

(全要素生産性 (TFP) 上昇率 0.5%、成長率ベースライン・労働参加漸進シナリオ)

年度	総労働時間		全要素生産性 上昇率(TFP) ③	資本分比率 ④	資本減耗率 ⑤	総投資率 ⑥	実質GDP (2015年基準) 潜在ベース ⑦		資本 ⑧	資本成長率 ⑨	実質経済 成長率 ⑩	労働時間あたり 実質経済成長率 ⑪	利率 ⑫	雇用青年 被保険者の 平均労働 時間 ⑬	雇用青年被 保険者の平均労働 時間伸び率 ⑭	資本係数 (資本のGDP 比) ⑮	税一補助金を 控除したGDP ⑯
	① 億時間・年度	② 伸び率					⑧ 兆円	⑧ 兆円									
4 (2022)	1,222		0.70%	41.7%	6.7%	26.1%	572.2	2,173.7					3.3%	168.5		380%	525.5
5 (2023)	1,226	0.3%	0.65%	43.3%	7.0%	22.3%	577.3	2,177.1	0.2%	0.9%	0.59%	3.5%	168.2	-0.2%	377%	528.8	
6 (2024)	1,230	0.3%	0.60%	43.3%	7.0%	22.8%	579.0	2,152.5	-1.1%	0.3%	-0.03%	3.6%	167.7	-0.3%	372%	530.3	
7 (2025)	1,234	0.3%	0.55%	43.3%	7.0%	23.2%	581.0	2,130.0	-0.9%	0.4%	0.01%	3.8%	167.3	-0.3%	376%	533.3	
8 (2026)	1,235	0.0%	0.50%	43.3%	7.0%	23.5%	582.2	2,117.6	-0.7%	0.2%	0.18%	3.9%	167.0	-0.2%	364%	536.4	
9 (2027)	1,233	-0.1%	0.50%	43.3%	7.0%	23.8%	583.3	2,105.6	-0.6%	0.2%	0.30%	4.0%	166.6	-0.2%	361%	539.4	
10 (2028)	1,232	-0.1%	0.50%	43.3%	7.0%	24.0%	584.7	2,096.1	-0.4%	0.2%	0.35%	4.0%	166.3	-0.2%	358%	535.6	
11 (2029)	1,230	-0.1%	0.50%	43.3%	7.0%	24.2%	586.4	2,089.9	-0.3%	0.3%	0.41%	4.1%	166.0	-0.2%	356%	537.1	
12 (2030)	1,229	-0.1%	0.50%	43.3%	7.0%	24.3%	588.3	2,083.7	-0.2%	0.3%	0.44%	4.2%	165.7	-0.2%	353%	538.8	
13 (2031)	1,225	-0.4%	0.50%	43.3%	7.0%	24.5%	589.6	2,080.4	-0.2%	0.2%	0.59%	4.2%	165.5	-0.1%	353%	540.9	
14 (2032)	1,218	-0.5%	0.50%	43.3%	7.0%	24.6%	590.6	2,078.6	-0.1%	0.2%	0.70%	4.2%	165.3	-0.1%	352%	540.9	
15 (2033)	1,211	-0.6%	0.50%	43.3%	7.0%	24.7%	591.5	2,077.8	0.0%	0.2%	0.73%	4.3%	165.1	-0.1%	351%	541.8	
16 (2034)	1,204	-0.6%	0.50%	43.3%	7.0%	24.7%	592.4	2,077.7	0.0%	0.2%	0.76%	4.3%	164.9	-0.1%	351%	542.6	
17 (2035)	1,196	-0.6%	0.50%	43.3%	7.0%	24.8%	593.4	2,078.2	0.0%	0.2%	0.78%	4.3%	164.8	-0.1%	350%	543.5	
18 (2036)	1,190	-0.5%	0.50%	43.3%	7.0%	24.8%	594.7	2,079.1	0.0%	0.2%	0.74%	4.3%	164.6	-0.1%	350%	544.7	
19 (2037)	1,182	-0.7%	0.50%	43.3%	7.0%	24.9%	596.6	2,080.5	0.1%	0.1%	0.82%	4.3%	164.4	-0.1%	349%	545.5	
20 (2038)	1,174	-0.7%	0.50%	43.3%	7.0%	24.9%	596.4	2,082.4	0.1%	0.1%	0.85%	4.3%	164.2	-0.1%	349%	546.3	
21 (2039)	1,165	-0.8%	0.50%	43.3%	7.0%	24.9%	597.1	2,084.5	0.1%	0.1%	0.87%	4.3%	164.1	-0.1%	349%	546.9	
22 (2040)	1,156	-0.8%	0.50%	43.3%	7.0%	24.9%	597.7	2,086.7	0.1%	0.1%	0.88%	4.3%	163.9	-0.1%	349%	547.5	
23 (2041)	1,144	-1.1%	0.50%	43.3%	7.0%	24.9%	597.4	2,088.9	0.1%	-0.1%	1.01%	4.3%	163.9	0.0%	350%	547.2	
24 (2042)	1,131	-1.1%	0.50%	43.3%	7.0%	24.9%	596.9	2,090.8	0.1%	-0.1%	1.01%	4.3%	164.0	0.0%	350%	546.7	
25 (2043)	1,118	-1.1%	0.50%	43.3%	7.0%	24.8%	596.3	2,092.3	0.1%	-0.1%	1.01%	4.3%	164.0	0.0%	351%	546.2	
26 (2044)	1,106	-1.1%	0.50%	43.3%	7.0%	24.8%	596.6	2,093.2	0.0%	-0.1%	1.01%	4.2%	164.0	0.0%	351%	545.5	
27 (2045)	1,093	-1.1%	0.50%	43.3%	7.0%	24.7%	594.8	2,093.5	0.0%	-0.1%	1.00%	4.2%	164.0	0.0%	352%	544.8	
28 (2046)	1,081	-1.1%	0.50%	43.3%	7.0%	24.7%	593.9	2,093.3	0.0%	-0.1%	0.99%	4.2%	164.0	0.0%	352%	543.9	
29 (2047)	1,069	-1.1%	0.50%	43.3%	7.0%	24.6%	593.0	2,092.7	0.0%	-0.2%	0.97%	4.2%	164.0	0.0%	353%	543.1	
30 (2048)	1,057	-1.1%	0.50%	43.3%	7.0%	24.6%	592.1	2,091.7	0.0%	-0.2%	0.96%	4.2%	164.0	0.0%	353%	542.3	
31 (2049)	1,045	-1.1%	0.50%	43.3%	7.0%	24.5%	591.2	2,090.3	-0.1%	-0.2%	0.95%	4.2%	164.0	0.0%	354%	541.5	
32 (2050)	1,034	-1.1%	0.50%	43.3%	7.0%	24.5%	590.3	2,088.6	-0.1%	-0.1%	0.93%	4.2%	164.0	0.0%	354%	540.7	
33 (2051)	1,023	-1.1%	0.50%	43.3%	7.0%	24.5%	589.5	2,086.6	-0.1%	-0.1%	0.92%	4.2%	164.0	0.0%	354%	539.9	
34 (2052)	1,012	-1.0%	0.50%	43.3%	7.0%	24.5%	588.7	2,084.5	-0.1%	-0.1%	0.91%	4.2%	164.0	0.0%	354%	539.2	
35 (2053)	1,002	-1.0%	0.50%	43.3%	7.0%	24.5%	588.0	2,082.3	-0.1%	-0.1%	0.89%	4.2%	164.0	0.0%	354%	538.5	
36 (2054)	992	-1.0%	0.50%	43.3%	7.0%	24.5%	587.3	2,080.0	-0.1%	-0.1%	0.89%	4.2%	164.0	0.0%	354%	537.9	
37 (2055)	982	-1.0%	0.50%	43.3%	7.0%	24.5%	586.6	2,077.6	-0.1%	-0.1%	0.88%	4.2%	164.0	0.0%	354%	537.3	
38 (2056)	973	-1.0%	0.50%	43.3%	7.0%	24.5%	586.0	2,075.3	-0.1%	-0.1%	0.87%	4.2%	164.0	0.0%	354%	536.8	
39 (2057)	963	-1.0%	0.50%	43.3%	7.0%	24.5%	585.5	2,073.0	-0.1%	-0.1%	0.87%	4.2%	164.0	0.0%	354%	536.2	
40 (2058)	954	-1.0%	0.50%	43.3%	7.0%	24.5%	584.9	2,070.7	-0.1%	-0.1%	0.87%	4.2%	164.0	0.0%	354%	535.7	
41 (2059)	945	-1.0%	0.50%	43.3%	7.0%	24.5%	584.4	2,068.5	-0.1%	-0.1%	0.87%	4.2%	164.0	0.0%	354%	535.3	
42 (2060)	936	-1.0%	0.50%	43.3%	7.0%	24.5%	583.9	2,066.3	-0.1%	-0.1%	0.87%	4.2%	164.0	0.0%	354%	534.8	
43 (2061)	927	-1.0%	0.50%	43.3%	7.0%	24.5%	583.4	2,064.2	-0.1%	-0.1%	0.87%	4.2%	164.0	0.0%	354%	534.3	
44 (2062)	918	-1.0%	0.50%	43.3%	7.0%	24.5%	582.8	2,062.1	-0.1%	-0.1%	0.87%	4.2%	163.9	0.0%	354%	533.8	
45 (2063)	909	-1.0%	0.50%	43.3%	7.0%	24.5%	582.3	2,060.1	-0.1%	-0.1%	0.88%	4.2%	163.9	0.0%	354%	533.4	

推計方法

前年度の⑦
×(1+当年度の③)

前年度の⑧
×(1+当年度の⑨)

前年度の⑩
×(1+当年度の⑪)
- ⑤

③+④×⑤
+ (1-④)×②

⑩-②

④×⑦/⑧
-⑤

⑧/⑦

⑦×(1-GDPに
対する税一補助
金の割合)

2034~2053年度 (20年間) 平均	-0.03%	0.91%	4.25%	164.2	-0.03%
2034~2058年度 (25年間) 平均	-0.04%	0.91%	4.23%	164.1	-0.03%
2034~2063年度 (30年間) 平均	-0.05%	0.90%	4.22%	164.1	-0.02%

④1人当たりゼロ成長ケース

(全要素生産性 (TFP) 上昇率 0.2%、一人当たりゼロ成長・労働参加現状シナリオ)

年度	総労働時間		全要素生産性 上昇率(TFP) ③	資本分比率 ④	資本減耗率 ⑤	総投資率 ⑥	実質GDP (2015年基準) 潜在ベース ⑦		資本 ⑧	資本成長率 ⑨	実質経済 成長率 ⑩	労働時間あたり 実質経済成長率 ⑪	利率 ⑫	雇用青年 被保険者の 平均労働 時間 ⑬	雇用青年被 保険者の平均労働 時間伸び率 ⑭	資本係数 (資本のGDP 比) ⑮	税一補助金を 控除したGDP ⑯
	① 億時間・年度	② 伸び率					⑧ 兆円	⑧ 兆円									
4 (2022)	1,222		0.70%	41.7%	6.7%	26.1%	572.2	2,173.7					3.3%	168.5		380%	525.5
5 (2023)	1,220	-0.2%	0.65%	43.3%	7.0%	22.3%	575.7	2,177.1	0.2%	0.6%	0.80%	3.5%	168.4	0.0%	378%	527.3	
6 (2024)	1,218	-0.2%	0.60%	43.3%	7.0%	22.7%	576.8	2,152.1	-1.1%	0.0%	0.18%	3.6%	168.2	-0.1%	374%	527.4	
7 (2025)	1,216	-0.1%	0.55%	43.3%	7.0%	23.0%	576.1	2,131.5	-1.0%	0.1%	0.20%	3.7%	168.1	-0.1%	370%	527.7	
8 (2026)	1,209	-0.6%	0.50%	43.3%	7.0%	23.3%	574.8	2,114.3	-0.8%	-0.2%	0.43%	3.7%	168.1	0.0%	368%	526.5	
9 (2027)	1,199	-0.8%	0.50%	43.3%	7.0%	23.5%	573.4	2,099.5	-0.7%	-0.2%	0.53%	3.8%	168.1	0.0%	366%	525.2	
10 (2028)	1,190	-0.8%	0.50%	43.3%	7.0%	23.6%	572.1	2,086.4	-0.6%	-0.2%	0.58%	3.8%	168.1	0.0%	365%	524.0	
11 (2029)	1,179	-0.8%	0.50%	43.3%	7.0%	23.7%	570.9	2,074.6	-0.6%	-0.2%	0.62%	3.9%	168.0	0.0%	363%	522.9	
12 (2030)	1,169	-0.8%	0.50%	43.3%	7.0%	23.8%	569.7	2,063.9	-0.5%	-0.2%	0.65%	3.9%	168.0	0.0%	362%	521.8	
13 (2031)	1,158	-1.0%	0.50%	43.3%	7.0%	23.9%	568.3	2,054.3	-0.5%	-0.2%	0.71%	3.9%	168.0	0.0%	361%	520.5	
14 (2032)	1,145	-1.2%	0.50%	43.3%	7.0%	23.9%	566.4	2,045.5	-0.4%	-0.3%	0.81%	3.9%	167.9	0.0%	361%	518.8	
15 (2033)	1,131	-1.2%	0.50%	43.3%	7.0%	24.0%	564.4	2,037.2	-0.4%	-0.3%	0.84%	4.0%	167.9	0.0%	361%	517.0	
16 (2034)	1,117	-1.2%	0.20%	43.3%	7.0%	24.0%	560.6	2,029.2	-0.4%	-0.7%	0.57%	3.9%	167.9	0.0%	362%	513.5	
17 (2035)	1,104	-1.2%	0.20%	43.3%	7.0%	23.9%	556.8	2,020.9	-0.4%	-0.7%	0.56%	3.9%	167.8	0.0%	363%	510.0	
18 (2036)	1,093	-0.9%	0.20%	43.3%	7.0%	23.8%	553.9	2,011.9	-0.4%	-0.5%	0.41%	3.9%	167.8	0.0%	363%	507.3	
19 (2037)	1,081	-1.1%	0.20%	43.3%	7.0%	23.8%	550.5	2,002.4	-0.5%	-0.6%	0.46%	3.9%	167.8	0.0%	363%	504.2	
20 (2038)	1,069	-1.1%	0.20%	43.3%	7.0%	23.8%	546.9	1,992.6	-0.5%	-0.6%	0.47%	3.8%	167.8	0.0%	364%	501.0	
21 (2039)	1,057	-1.2%	0.20%	43.3%	7.0%	23.7%	543.3	1,982.4	-0.5%	-0.7%	0.48%	3.8%	167.8	0.0%	365%	497.6	
22 (2040)	1,045	-1.2%	0.20%	43.3%	7.0%	23.7%	539.5	1,971.9	-0.5%	-0.7%	0.47%	3.8%	167.8	0.0%	365%	494.1	
23 (2041)	1,033	-1.2%	0.20%	43.3%	7.0%	23.6%	535.9	1,960.9	-0.8%	-0.7%	0.43%	3.8%	167.8	0.0%	366%	490.9	
24 (2042)	1,022	-1.1%	0.20%	43.3%	7.0%	23.6%	532.3	1,949.7	-0.6%	-0.7%	0.44%	3.8%	167.9	0.0%	366%	487.5	
25 (2043)	1,010	-1.1%	0.20%	43.3%	7.0%	23.6%	528.5	1,938.2	-0.6%	-0.7%	0.44%	3.8%	167.9	0.0%	367%	484.1	
26 (2044)	998	-1.2%	0.20%	43.3%	7.0%	23.5%	524.7	1,926.4	-0.6%	-0.7%	0.44%	3.8%	167.9	0.0%	367%	480.6	
27 (2045)	987	-1.2%	0.20%	43.3%	7.0%	23.5%	520.9	1,914.5	-0.6%	-0.7%	0.43%	3.8%	167.9	0.0%	368%	477.1	
28 (2046)	975	-1.2%	0.20%	43.3%	7.0%	23.5%	517.1	1,902.3	-0.6%	-0.7%	0.42%	3.7%	167.9	0.0%	368%	473.7	
29 (2047)	964	-1.1%	0.20%	43.3%	7.0%	23.5%	513.4	1,889.9	-0.6%	-0.7%	0.41%	3.7%	167.9	0.0%	368%		

マクロ経済に関する試算結果については、第3-4-28表に「実質経済成長率」、「労働時間当たり実質経済成長率（労働生産性上昇率）」及び「利潤率」の長期の平均値の一覧を示している。

実際に長期の経済前提として用いる数値については、各シナリオにおいて、推計の適用期間が3通り（20年間、25年間、30年間）あるが、これらの幅で示された結果の中央値を採用している。

なお、「利潤率」については、足下10年間（令和6（2024）～令和15（2033）年度）の結果も示しているが、これは、後述する実質運用利回り（対物価）の設定に当たって必要となるためである。

第3-4-28表 マクロ経済に関する試算結果（一覧）

中長期試算との接続	長期の前提				推計値									
	労働力に関する設定	ケース	全要素生産性上昇率 〔2034年度以降〕	資本分配率 資本減耗率の設定	実質経済成長率（一國経済・年率）			労働時間当たり実質経済成長率			利潤率			
					経済モデルの適用期間			経済モデルの適用期間			経済モデルの適用期間			
					20年間 (2034-2053)	25年間 (2034-2058)	30年間 (2034-2063)	20年間 (2034-2053)	25年間 (2034-2058)	30年間 (2034-2063)	足下10年間 (2024-2033)	20年間 (2034-2053)	25年間 (2034-2058)	30年間 (2034-2063)
成長実現ケースに接続	成長実現・労働参加進展シナリオ	高成長実現ケース	1.4%	30年平均 資本分配率 (43.3%)	1.60%	1.57%	1.56%	2.40%	2.41%	2.42%	4.46%	5.33%	5.32%	5.32%
参考ケースに接続		成長型経済移行・継続ケース	1.1%		1.11%	1.08%	1.06%	1.91%	1.92%	1.92%	4.33%	5.02%	5.00%	4.99%
ベースラインケースに接続	成長率ベースライン・労働参加漸進シナリオ	過去30年投影ケース	0.5%		資本減耗率 (7.0%)	-0.03%	-0.04%	-0.05%	0.91%	0.91%	0.90%	4.02%	4.25%	4.23%
	一人当たりゼロ成長・労働参加現状シナリオ	1人当たりゼロ成長ケース	0.2%	-0.68%		-0.68%	-0.67%	0.43%	0.41%	0.40%	3.83%	3.79%	3.78%	3.77%

実質経済成長率について、長期の経済前提として用いる令和16（2034）年度以降の30年間の平均を取ると、①高成長実現ケースでは1.6%、②成長型経済移行・継続ケースでは1.1%と、実質プラス成長を想定したものとなっている。一方、③過去30年投影ケースでは▲0.1%、④1人当たりゼロ成長ケースでは▲0.7%と、実質マイナス成長の経済が想定されたものとなっている（第3-4-29表）。

第3-4-29表 実質経済成長率の想定（2034～2063年度の30年平均）

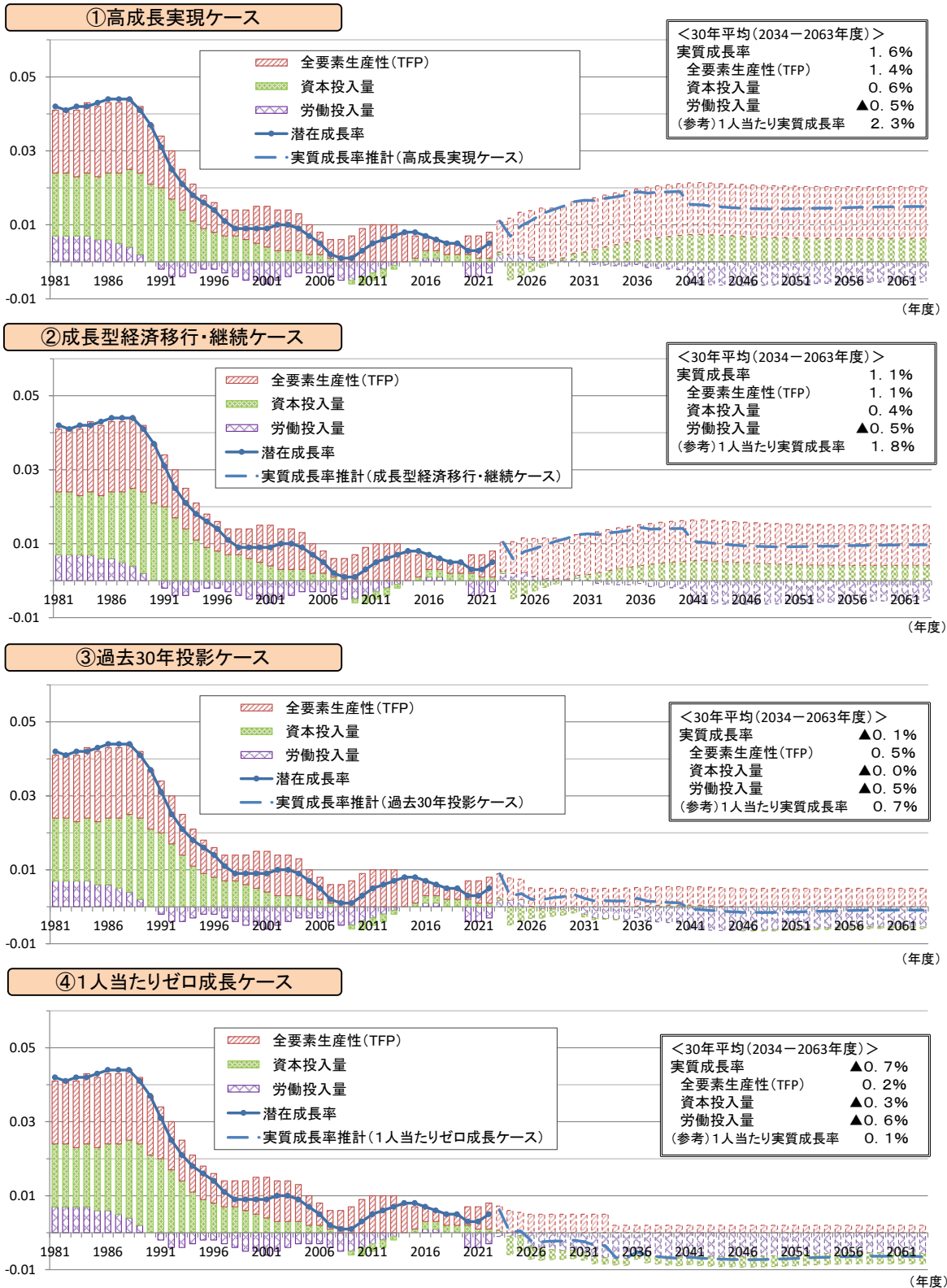
①高成長実現ケース	1.6%
②成長型経済移行・継続ケース	1.1%
③過去30年投影ケース	▲0.1%
④1人当たりゼロ成長ケース	▲0.7%

実質経済成長率の推計結果を全要素生産性（TFP）、資本投入量、労働投入量に要因分解すると、労働力需給推計の推計期間が令和 22(2040)年までであり、それ以降、令和 22(2040)年度の値で一定と仮定しているため、令和 22(2040)年度以降の労働投入量の動向は人口減の影響を受けたものとなっている。

また、令和 12(2030)年度以降は、人口減少も本格化するため、参考に総人口一人当たりの実質経済成長率も示しているが、③過去 30 年投影ケースや④1 当たりゼロ成長ケースでは、マクロの実質経済成長率はマイナスであるものの、総人口一人当たりで見ればプラスを維持している（第 3-4-30 図）。

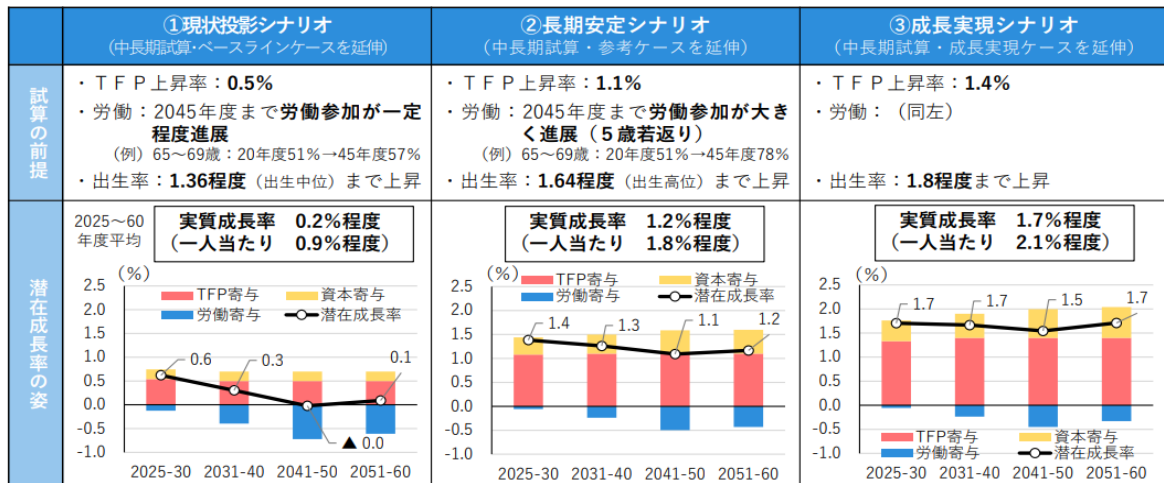
また、これらの試算結果と内閣府の長期推計による実質経済成長率の見通しを比較すると、人口・労働参加の前提や平均を取る期間の違いはあるものの、概ね近いものとなっていることが確認できる（第 3-4-31 図）。

第3-4-30図 潜在成長率の推移と実質経済成長率の推計結果



【資料】2022年度までの潜在成長率とその内訳は2023年10-12月期四半期別GDP速報(1次速報値)ベース。
 2023年度以降の棒グラフは、実質経済成長率の推計結果を全要素生産性、資本投入量、労働投入量に要素分解したものだ。
 注：労働投入量は労働力需給推計を基に数理課において推計

第3-4-31図 長期推計の見通し

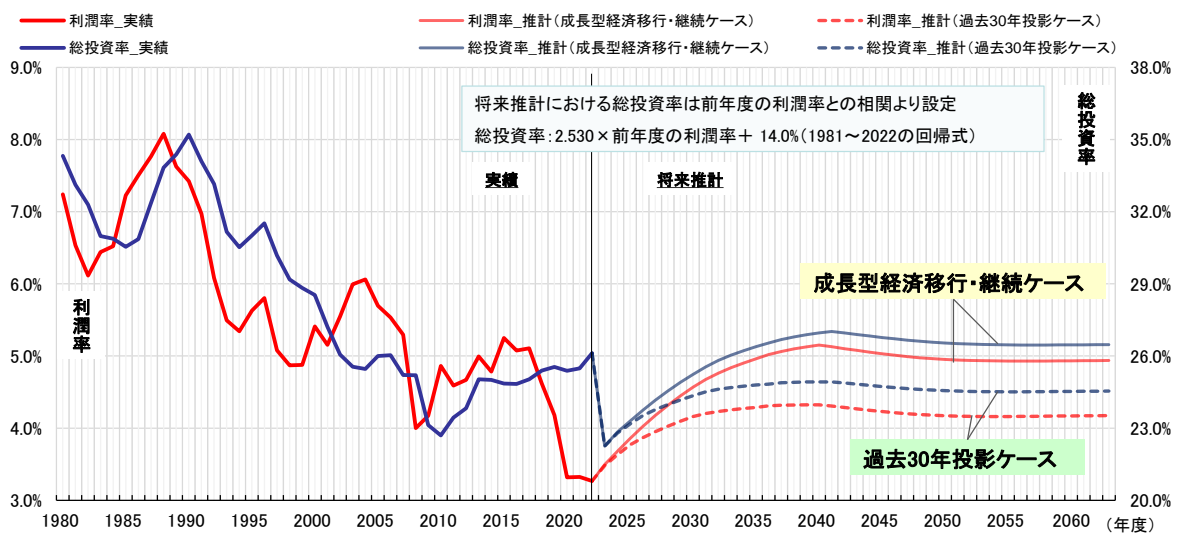


(資料) 令和6年第3回経済財政諮問会議 資料5 中長期的に持続可能な経済社会の検討に向けて②(内閣府)

今回のマクロ経済に関する試算では、将来の総投資率を前年度の利潤率を説明変数とする回帰式により推計することとされたことから、総投資率と利潤率の動向は概ね同様のものとなる。総投資率と利潤率の試算結果を確認すると、直近の実績である令和4(2022)年度の利潤率が大きく低下しているため、その影響を受ける翌年度の総投資率は大きく低下する見通しになっており、それ以降は両者とも緩やかに回復する見通しとなっている(第3-4-32図)。

第3-4-32図 総投資率と利潤率の試算結果

【総投資率と利潤率】



【資料】実績は「2022年度国民経済計算(2015年基準・2008SNA)」(内閣府)より作成。将来推計は、各ケースの各種パラメータを基に試算したもの。1993年度以前の数値は、2019年財政検証時と同様の手法で遡及推計したもの。

7. 近年の我が国経済の中長期的動向と実質賃金上昇率の設定

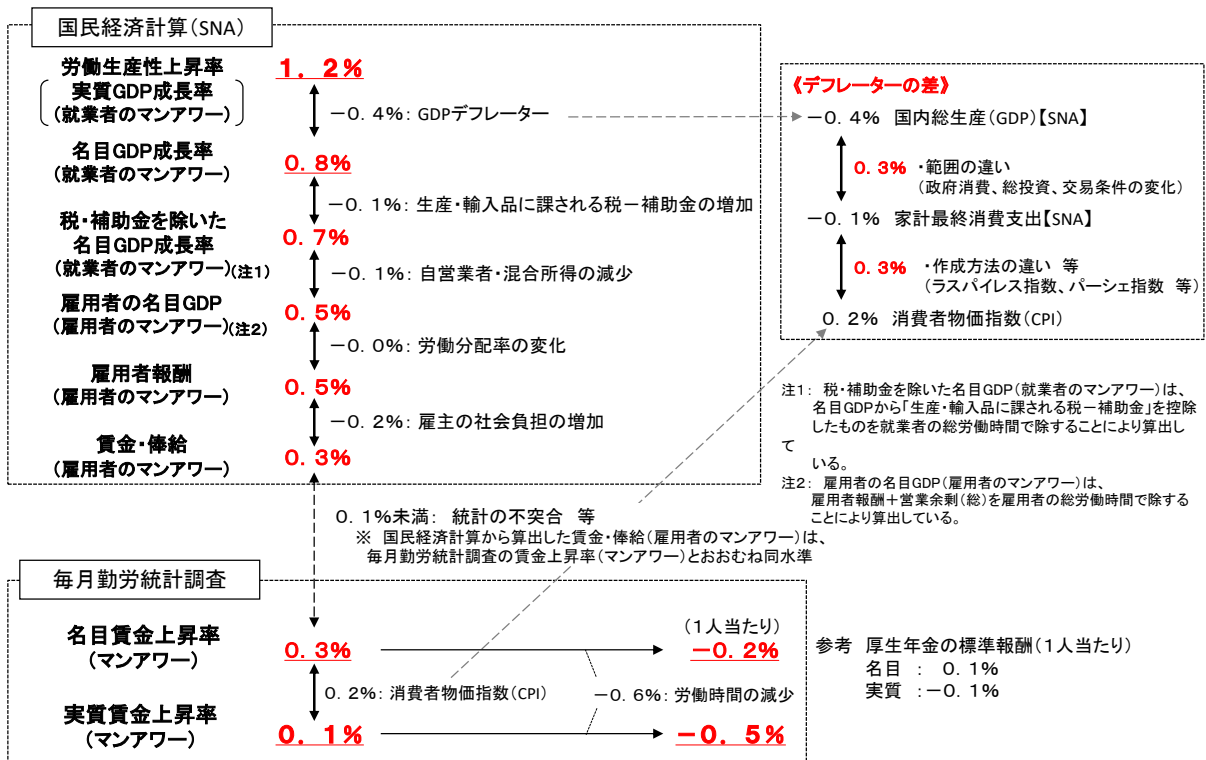
(1) 近年の我が国経済の中長期的動向

実質賃金上昇率は、長期的にみると労働生産性の上昇（労働時間当たり実質GDP 成長率）に伴い労働時間当たりの賃金も上昇するという考え方にに基づき設定される。一方で、諸外国では労働生産性の向上に伴って実質賃金が上昇する傾向がみられているものの、バブル崩壊後の我が国の経済状況を顧みると必ずしも実質経済成長が賃金上昇に結びついていない。

実際、平成7(1995)年から令和4(2022)年の28年間でみると、労働生産性上昇率（労働時間当たり実質経済成長率）は年平均1.2%となっているが、毎月勤労統計のマンアワーベースの実質賃金上昇率は0.1%と差がある。

そこで、実質賃金上昇率の設定にあたって考慮すべき要素を検討するため、専門委員会においてこの差の要因について分析を行った。要因分析の結果をまとめたのが第3-4-33図である。

第3-4-33図 マンアワーベースの平均伸び率の比較（1995～2022）



要因分析の結果をみると「雇員の社会負担」、「生産・輸入品に課される税-補助金」、「自営業者、混合所得等」の影響もあるものの、「実質化する際のデフレーターの違い」の寄与が大きいことが確認できる。そのため、以下では主に「実質化する際のデフレーターの違い」について確認する。

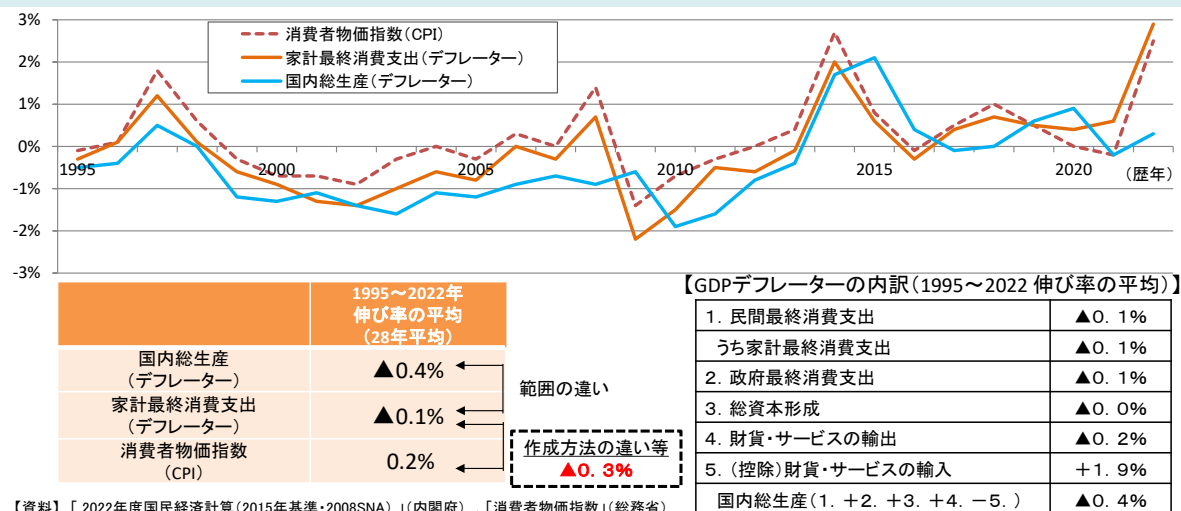
28年間の平均でみた労働時間当たりの実質経済成長率（1.2%）とマンアワーベースの実質賃金上昇率（0.1%）の差は1.1%であるが、この差の要因のおよそ半分は実質化する際に使用するデフレーターとの差（0.6%）である。国民経済計算で計算されるGDPはGDPデフレーターにより実質化されるが、賃金上昇率は消費者物価指数（CPI）により実質化される。このデフレーターとの差の要因として、さらに内訳をみていくと次の2つの要因が考えられる。

- ① 消費者物価指数は家計消費を対象を限定しているのに対し、GDPデフレーターは設備投資や輸出入の影響も考慮しており、対象範囲が異なること
- ② 消費者物価指数はラスパイレ算式、GDPデフレーターはパーシェ算式と、採用している算式の違いがあること

そこで、①の影響を見るため、GDPデフレーター上昇率について、対象範囲を消費者物価指数（CPI）に近い家計最終消費支出に限定すると、消費者物価指数（CPI）上昇率とおおむね同様の傾向で推移するが、水準は消費者物価指数（CPI）上昇率の方が高くなっている。平均上昇率をみるとGDPデフレーターが▲0.4%、家計最終消費支出デフレーターが▲0.1%、消費者物価指数（CPI）が0.2%となる。GDPデフレーターと家計最終消費支出デフレーターとの差（▲0.3%）が①の対象範囲の違いとなり、家計最終消費支出デフレーターと消費者物価指数（CPI）の差（▲0.3%）が概ね②の算式の違いに相当すると考えられる（第3-4-34図）。

第3-4-34図 GDPデフレーターと消費者物価指数（CPI）の変化率の推移

○ GDPデフレーターの上昇率について、対象範囲を家計最終消費支出に限定すると、消費者物価指数上昇率とほぼ同様の傾向で推移するが、消費者物価指数上昇率の方が高水準。



算式の違いについては、ラスパイレ算式を採用する消費者物価指数の方が高い水準となっているが、これは、加重平均をとる時点の違い（数量ウェイトをラスパイレ算式は基準時点で固定し、パーシェ算式は直近の比較時点を採用）の影響と考えられる。一般に指数が下落した品目のウェイトは拡大するため、直近

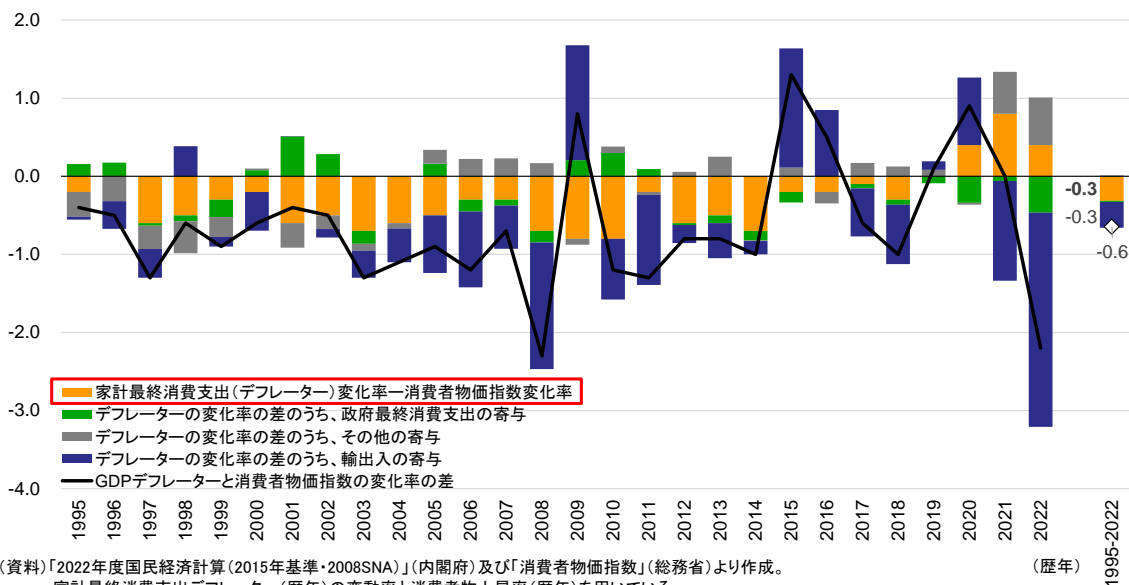
の比較時点を採用するパーシェ算式の方が指数は低くなるといわれている。

範囲の違いについては、家計最終消費支出と比較し輸出物価の下落が大きく、輸入物価が上昇していること（輸出は控除項目であるためマイナスに影響）が影響している。すなわち、範囲の違いによる差は、交易条件の悪化による GDP デフレーター の低下の影響を受けている。

GDP デフレーターと消費者物価指数の変化率の差について要因分解したものの推移をみると、家計最終消費支出のデフレーターと消費者物価指数（CPI）の変化率との差である算式の違いは令和 2（2020）年から令和 4（2022）年を除いて、マイナスに寄与していることが分かる。なお、令和 2（2020）年以降新型コロナウイルス感染症の拡大等を踏まえた様々な政策により、令和元（2019）年以前に比べ、動向に変化があったものと考えられる。また、全体としてみると、輸出入のマイナスの寄与も大きくなっているが、これは交易条件の悪化によるものである。（第 3－4－35 図）。

第 3－4－35 図 GDP デフレーターと消費者物価指数（CPI）の変化率の差の要因分解の推移

○ GDPデフレーターと消費者物価指数(CPI)の変化率の差の要因についてみると、家計最終消費支出のデフレーターとCPIの変化率との差が2020年～2022年を除いて、マイナスに寄与している。



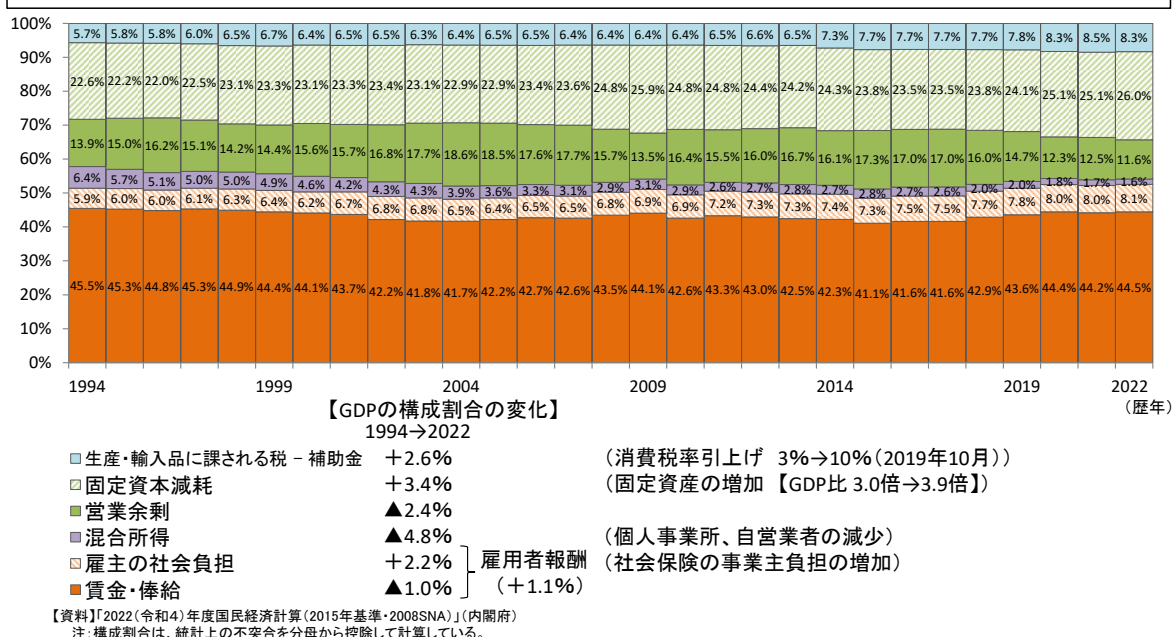
次に、国民経済計算における GDP の構成割合の変化を平成 6（1994）年から令和 4（2022）年の間でみると、自営業者の減少に伴い混合所得が▲4.8%ポイント減少するなか、雇用者への労働分配に相当する雇用者報酬の増加は+1.1%ポイントに留まっている。雇用者報酬の内訳をみると、雇主の社会負担（社会保険の事業主負担等）が+2.2%ポイント増加する一方、賃金・俸給は▲1.0%ポイント減少

している（第3-4-36図）。

ただし、雇主の社会負担の増加が長期的に継続するかどうかは、平成16(2004)年度以降年金保険料は引き上げられてきたが平成29(2017)年9月に上限に達し固定されていること、また、医療保険料についても平成22(2010)年代以降は概ね横ばいとなっていることに留意が必要である。

第3-4-36図 国内総生産（GDP）の構成割合の変化

- GDPの構成割合をみると、自営業者の減少に伴い混合所得が▲4.8%ポイント減少するなか、雇員への労働分配に相当する雇員報酬の増加は+1.1%ポイントに留まる。
- 雇員報酬の内訳をみると、雇主の社会負担（社会保険の事業主負担等）が+2.2%ポイント増加する一方、賃金・俸給は▲1.0%ポイント減少している。



以上の分析結果を踏まえ、実質賃金上昇率と労働生産性上昇率の間にある乖離の要因には、「雇主の社会負担」、「生産・輸入品に課される税 - 補助金」、「自営業者、混合所得等」の影響もあるものの、特にデフレーターの違いによる影響が大きかったことを確認できた。

(2) 実質賃金上昇率の設定

専門委員会においては、先の要因分析を踏まえ、財政検証がおおむね100年にわたる超長期の推計であることを踏まえると、足下の一時的な変動にとらわれず設定する必要があり、この観点からは「労働分配率の低下」、「雇主の社会負担の増加」、「交易条件の悪化」という状態の変化が、将来にわたり一定方向に続くと仮定することは必ずしも適切ではないと整理された。

一方、GDPデフレーターの変化率と消費者物価指数の変化率の差のうち、「作

成方法等の違い」により生じている部分については、我が国の毎年の動向を見ても多くの年において実質賃金上昇率にマイナスの影響を与えていることが確認されたため、前回同様、将来にわたり続くことを想定し考慮することとされた。

具体的には、労働生産性上昇率から実質賃金上昇率を計算する際に、家計最終消費支出デフレーターの変化率と消費者物価指数の変化率の差▲0.3%（平成7（1995）から令和4（2022）年平均）を反映することとされた。

また、専門委員会において、第3章第4節の2（2）で労働生産性上昇率と賃金上昇率の乖離についての検証結果から、今回の実質賃金上昇率の設定に当たり、我が国の将来を考えると、今後、女性や高齢者の就業率が高い水準に到達するなかで労働力不足が続くことが見込まれることを踏まえると、状況が変わる転換点にある可能性も視野に入れなければいけないとの指摘もあり、労働生産性の向上に伴い実質賃金も上昇する仮定を置くことは妥当とされた。

以上より、実質賃金上昇率は、長期的にみると労働生産性の上昇（労働時間当たり実質GDP成長率）に伴い労働時間当たりの賃金も上昇するという考え方にに基づき設定されるものの、実質化するデフレターの差のうち、算式の違いによるデフレターの差も考慮することとし、次式により設定することとされた。

労働時間当たり実質賃金上昇率

$$= \text{労働時間当たり実質GDP成長率} \\ + (\text{GDPデフレーター上昇率} - \text{消費者物価指数(CPI)上昇率})$$

実質賃金上昇率（被保険者1人当たり実質賃金上昇率）

$$= \text{労働時間当たり実質賃金上昇率} \\ + \text{厚生年金被保険者の平均労働時間の変化率}$$

8. 実質運用利回り及びスプレッド（実質的な運用利回り）の設定

今回の財政検証における実質運用利回りについては、GPIFの運用実績を活用して設定することとされた。また、活用にあたっては、単に過去のGPIFの運用実績をそのまま利用するのではなく、経済モデルから設定される実質賃金上昇率と整合的に設定する観点から、将来の動向について、経済モデルから算出される利潤率の動向を踏まえて設定することとされた。

具体的には、次式のとおり、GPIFの実質運用利回りの実績を基礎に、経済モデルから推計される利潤率の変化率を乗じて推計し設定されている。

実質運用利回り（対物価（CPI 上昇率））

$$= \text{GPIF 実質運用利回り（対物価（CPI 上昇率））の実績} \\ \times \text{将来の利潤率の推計値} \quad / \quad \text{利潤率の実績}$$

ここで利潤率の変化を踏まえることについては、専門委員会において、運用収益の源泉は資本に分配される利潤であり、運用収益と利潤は深い関係があると考えられたためである。

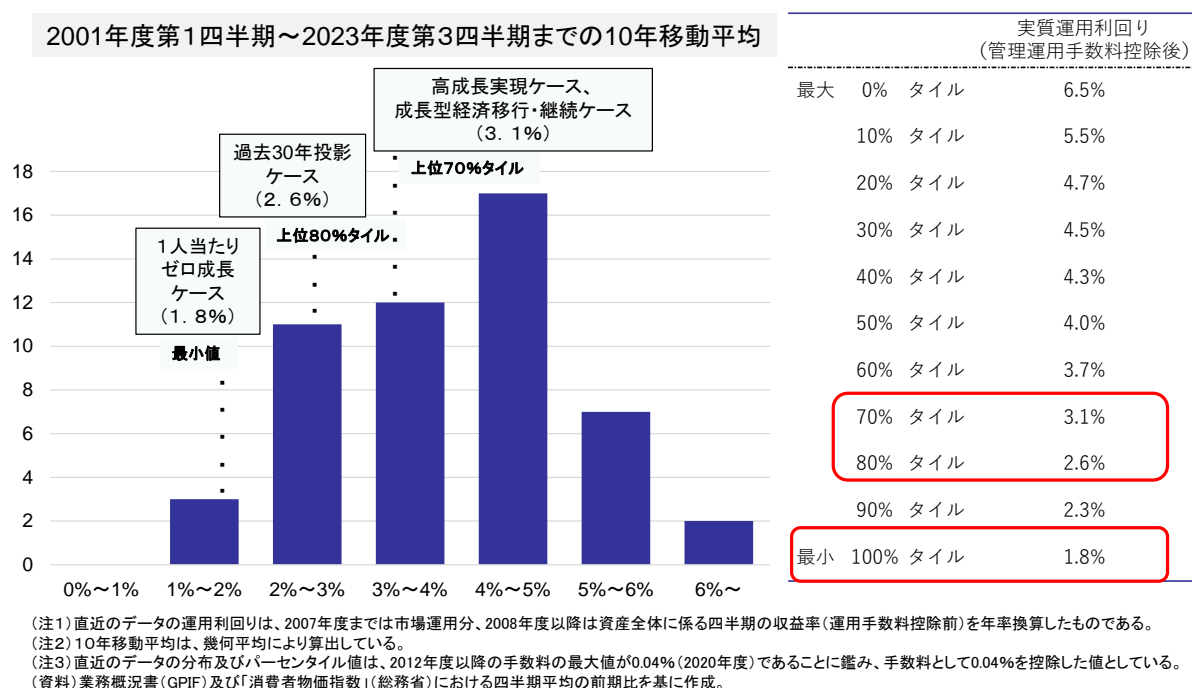
GPIF の実質運用利回り（対物価）の実績の設定に当たっては、運用実績が市場経済の影響を受け短期的に大きく変動することを踏まえ、10年移動平均の分布を活用することとされた。さらに、運用実績はGPIFの運用目標や基本ポートフォリオの設定に依存する一方、GPIFの運用目標は財政検証の経済前提に基づき設定されていることも踏まえ、保守的に設定することが適当とされた。

市場運用開始以降、直近（平成13(2001)年度第1四半期～令和5(2023)年度第3四半期）までの実質運用利回り10年移動平均の分布をみると、1.8%～6.5%の範囲で推移しているが、保守的に設定することや前述の全要素生産性（TFP）上昇率の設定を踏まえつつ、シナリオ毎に次のとおり設定している（第3-4-37図）。

- ①高成長実現ケース : 3.1%（上位70%タイル値）
- ②成長型経済移行・継続ケース : 3.1%（上位70%タイル値）
- ③過去30年投影ケース : 2.6%（上位80%タイル値）
- ④1人当たりゼロ成長ケース : 1.8%（最小値）

ここで、③過去30年投影ケース、④1人当たりゼロ成長ケースについては、全要素生産性（TFP）上昇率の設定と同じ考え方（同じパーセントタイル値）により設定し、シナリオの意味の明確化を図っている。

第3-4-37図 GPIFの実質運用利回り（対物価）（10年移動平均）の分布
（2001年度第1四半期～2023年度第3四半期）

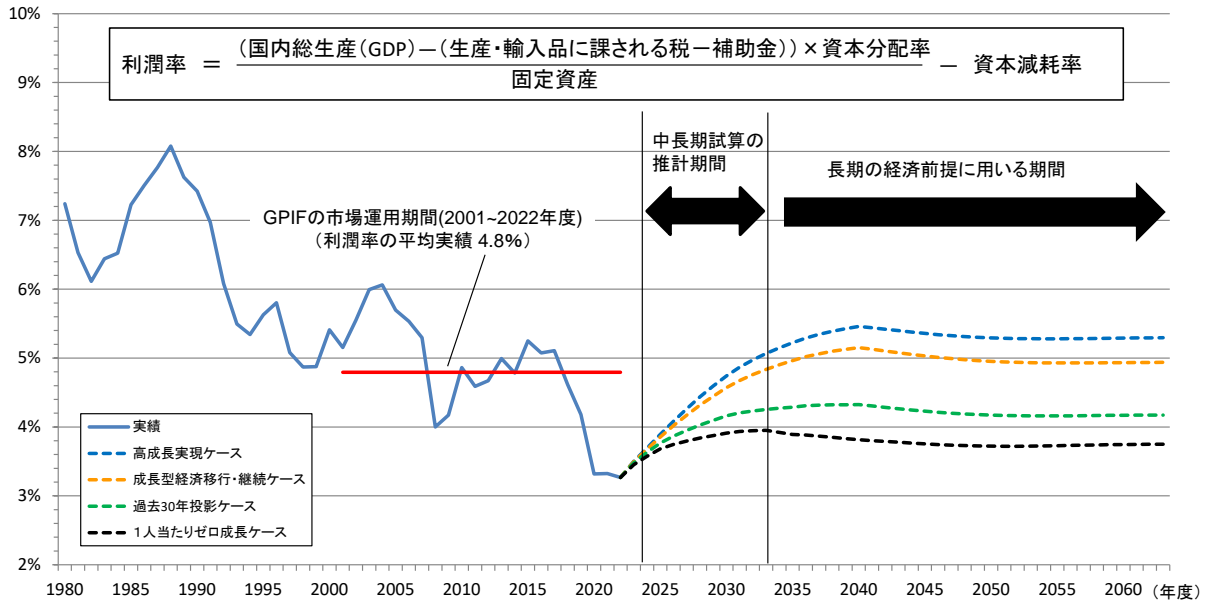


将来の長期の実質運用利回りは、前述の計算式のとおり、シナリオ毎のGPIFの実質運用利回り（対物価）に長期の経済前提に用いる令和16(2034)年度以降の推計期間における経済モデルから推計された利潤率倍率を乗じて推計された。

- ①高成長実現ケース : 3.4%
- ②成長型経済移行・継続ケース : 3.2%
- ③過去30年投影ケース : 2.2%
- ④1人当たりゼロ成長ケース : 1.4%

この利潤率倍率は、GPIFの市場運用を開始した平成13(2001)年度から令和4(2022)年度までの利潤率の実績平均(4.8%)とマクロ試算の結果から推計された利潤率から計算されるものである(第3-4-38図)。

第3-4-38図 利潤率の推移



【資料】実績は「2022年度国民経済計算(2015年基準・2008SNA)」(内閣府)より作成。
1993年度以前の数値は、2019年財政検証時と同様の手法で遡及推計したもの

ケース	利潤率の実績 GPIFの 市場運用開始 (2001-2022平均)	経済モデルの適用期間			
		足下10年間 (2024-2033)	20年間 (2034-2053)	25年間 (2034-2058)	30年間 (2034-2063)
高成長実現 ケース	4.80%	4.46%	5.33%	5.32%	5.32%
成長型経済移行・ 継続ケース		4.33%	5.02%	5.00%	4.99%
過去30年投影 ケース		4.02%	4.25%	4.23%	4.22%
1人当たりゼロ成 長ケース		3.83%	3.79%	3.78%	3.77%

専門委員会において、第3章第4節の2(2)で諸外国の年金基金等の長期の運用実績と過去の財政検証の実質的な運用利回り(スプレッド)の比較結果から、実質的な運用利回りの設定に当たっては、将来、日本の実質賃金が上昇に転じれば、実質的な運用利回り(スプレッド)にはマイナスに寄与するものの、実質賃金の上昇が見られる先進諸国の年金基金においても、これまでの財政検証の前提を上回っていることや GPIF は海外の年金基金と同様に長期分散投資によりグローバルな運用を行っていることを考慮する必要があるとされ、賃金上昇率を上回る実質的な運用利回り(スプレッド)は、上式により設定された実質運用利回りから先に述べた方法により設定された実質賃金上昇率を控除することにより計算することが妥当とされた。

なお、前回の財政検証で最も低い経済成長を仮定したケースVIにおいては、イールドカーブを用いた方法を採用していたが、GPIF のポートフォリオにおいて、金利と関係の深い国内債券の割合は低下し25%となっていることに加え、イールド

ドカーブから求められたフォワードレートの動きは不安定であり、ある特定の時点のイールドカーブを用いて長期の運用利回りの設定することは適当ではないことから、今回の実質運用利回りの設定に当たっては全てのケースにおいて、GPIFの運用実績を活用する方法を用いることが適当とされた。

9. 足下の経済前提の設定と長期の経済前提

(1) 足下の経済前提の設定

足下の経済前提の設定については、平成16(2004)年財政再計算より内閣府の中長期試算に準拠して設定されており、今回の財政検証においても同様に、令和15(2033)年度までの足下の実質賃金上昇率及び物価上昇率については、内閣府が作成した「中長期の経済財政に関する試算」(令和6(2024)年1月22日)において示されている賃金上昇率や物価上昇率の見通しに準拠して設定することとされた。

具体的には、内閣府の中長期試算は令和15(2033)年度までが対象期間とされており、この期間におけるマクロ経済の姿(経済成長率、物価上昇率、失業率、長期金利等)、国・地方の財政の姿(基礎的財政収支、財政収支、公債等残高)及び国の一般会計の姿(基礎的財政収支対象経費、国債費、税収、その他収入等)が試算されている。令和15(2033)年度までの足下の実質賃金上昇率や物価上昇率は、後述する中長期試算の成長実現ケース、参考ケース及びベースラインケースのそれぞれに準拠して設定されている。

この内閣府の中長期試算については、経済財政諮問会議の審議のための参考として、内閣府が作成し、提出されているものであるが、経済・財政・社会保障を一体的にモデル化した内閣府の計量モデル(経済財政モデル)を基礎としている。したがって、成長率、物価及び金利などはモデルから試算されるものであり、あらかじめ設定したものではなく、また、試算の内容は、種々の不確実性を伴うため相当な幅を持って理解される必要があるとされている。

令和6(2024)年1月の中長期試算は、各種経済統計の実績値を反映するとともに、令和6(2024)年度までの経済動向については政府経済見通し(「令和6年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度(2023年12月21日閣議了解)」)等を織り込んで推計している。

令和7(2025)年度以降については、GDPや物価動向等の経済の中長期的な展望を比較できるよう、全要素生産性(TFP)上昇率が直近の景気循環の平均並みで将来にわたって推移する想定「ベースラインケース」と全要素生産(TFP)上昇率がデフレ状況に入る前の期間の平均程度まで高まる想定「成長実現ケース」が

示されている。これらの主なマクロ経済の前提は以下のとおりである。

<ベースラインケース>

①全要素生産性（TFP）上昇率

将来にわたって0.5%程度（2012年10-12月期～2020年4-6月期（第16循環）の平均）で推移。

②労働参加率

性別・年齢階層別労働参加率が、平成30年度雇用政策研究会（2019年1月15日）において示された「経済成長と労働参加が一定程度進むケース」の労働力需給推計を踏まえ推移（例えば、25～44歳女性の労働参加率は、2022年度の82%程度から2033年度の90%程度まで徐々に上昇。また、65～69歳男性の労働参加率は、2022年度の63%程度から2033年度の66%程度まで、65～69歳女性の労働参加率は、2022年度の42%程度から2033年度の50%程度まで徐々に上昇）。

<成長実現ケース>

①全要素生産性（TFP）上昇率

日本経済がデフレ状況に入る前の期間（1980年4-6月期～1999年1-3月期）の平均である1.4%に到達。

②労働参加率

性別・年齢階層別労働参加率は、平成30年度雇用政策研究会（2019年1月15日）において示された「経済成長と労働参加が進むケース」の労働力需給推計を踏まえ推移（例えば、25～44歳女性の労働参加率は、2022年度の82%程度から2033年度の91%程度まで徐々に上昇。また、65～69歳男性の労働参加率は、2022年度の63%程度から2033年度の71%程度まで、65～69歳女性の労働参加率は、2022年度の42%程度から2033年度の54%程度まで徐々に上昇）。

加えて、令和6（2024）年1月の中長期試算では、政府が推進する「成長と分配の好循環」にかかる施策の効果を、ベースラインケースの全要素生産（TFP）上昇率（0.5%程度）に積み上げたもの（1%程度）と同程度の経済を仮定した「参考ケース」について、主要な経済財政の姿の試算も行われている。

この「参考ケース」が想定している全要素生産（TFP）上昇率は、1980年4-6月期～2020年4-6月期の全要素生産（TFP）上昇率の平均1.1%程度を仮定したもので、労働参加率などの前提は「成長実現ケース」と同様とされているが、「参考ケース」における賃金上昇率は示されていないため、専門委員会において、ベースラインケースと成長実現ケースの賃金上昇率を全要素生産（TFP）上昇率で機

械的に按分し設定している。また、物価上昇率は、内閣府の長期推計「2060年度までのマクロ経済・財政・社会保障の試算」（令和6（2024）年4月2日）の前提から「成長実現ケース」と同じとしている。

また、足下の実質運用利回りの設定については、内閣府の中長期試算において推計、公表されていないことから、長期の経済前提の設定の考え方に合わせ、GPIFの実質運用利回り（対物価）を基礎に、前節の計算式を用いて中長期試算の推計期間（令和6（2024）～令和15（2033）年度）における経済モデルから推計される利潤率倍率を乗じて推計している。なお、前回は、中長期試算の長期金利の推計結果を基礎に実質運用利回りが設定されていたが、足下と長期の運用利回りとの設定の考え方が異なることや、GPIFのポートフォリオにおいて金利と関係の深い国内債券の割合が低下していることを踏まえて見直されたものである。

第3-4-39表 令和15(2033)年度までの足下の経済前提

【将来の経済状況の仮定】

○ 全要素生産性(TFP)上昇率

ケース\年度	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
高成長実現	1.0%	1.1%	1.3%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%
成長型経済移行・継続	0.9%	0.9%	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%
過去30年投影、1人当たりゼロ成長	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%

【経済前提(～2033年度)】

○ 物価上昇率

ケース\年度	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
高成長実現、成長型経済移行・継続	2.6%	2.1%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%
過去30年投影、1人当たりゼロ成長	2.6%	1.7%	1.2%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%

(※1) 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(中長期試算)の公表値は年度ベースであるが、上表は暦年ベース(年金額の改定等に用いられるもの)である。

○ 賃金上昇率(実質<対物価>)

ケース\年度	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
高成長実現	▲0.1%	0.9%	1.2%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.2%	1.2%	1.2%
成長型経済移行・継続	▲0.1%	0.6%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%
過去30年投影、1人当たりゼロ成長	▲0.1%	0.0%	▲0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%

(※2) 賃金上昇率(実質<対物価>)は、中長期試算の賃金上昇率から暦年の物価上昇率を控除したものである。

(※3) 成長型経済移行・継続ケースの賃金上昇率(実質<対物価>)は、中長期試算の成長実現ケース及びベースラインケースの賃金上昇率(実質<対物価>)を全要素生産性(TFP)上昇率により機械的に按分し設定。

○ 実質運用利回り(対物価)

ケース\年度	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
高成長実現						2.9%				
成長型経済移行・継続						2.8%				
過去30年投影						2.2%				
1人当たりゼロ成長						1.4%				

○ 実質的な運用利回り(対賃金)

ケース\年度	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
高成長実現	3.0%	2.0%	1.7%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.7%	1.7%	1.7%
成長型経済移行・継続	2.9%	2.2%	2.0%	1.9%	1.9%	1.9%	1.9%	2.0%	2.0%	2.0%
過去30年投影	2.3%	2.2%	2.3%	2.1%	2.0%	2.0%	2.0%	2.1%	2.1%	2.1%
1人当たりゼロ成長	1.5%	1.4%	1.5%	1.3%	1.2%	1.2%	1.2%	1.3%	1.3%	1.3%

(2) 足下と長期の経済前提の接続、最終的な長期の経済前提

令和15(2033)年度までの足下の経済前提と令和16(2034)年度以降の長期の経済前提の接続については、全要素生産性(TFP)上昇率と同じく、内閣府の長期推計「2060年度までのマクロ経済・財政・社会保障の試算」（令和6（2024）年4月2日）に相当する3つのケースについては長期推計と同様に接続し、1人当たりゼロ成長ケースは中長期試算のベースラインケースに接続するものとされた。

この接続も念頭に、令和 16(2034)年度以降の長期の経済前提は、マクロ経済に関する試算により推計された労働生産性上昇率や利潤率等に基づき長期の実質賃金上昇率、実質的な運用利回りが設定されている（第 3－4－40 表）。

なお、長期の物価上昇率については、先述のとおり経済モデルの外生値として設定されたものである。

第 3－4－40 表 令和 16(2034)年度以降の長期の経済前提

		将来の経済状況の仮定		<長期の経済前提>				参考(推計結果)	
		労働力率	全要素生産性(TFP)上昇率	物価上昇率	賃金上昇率(実質<対物価>)	運用利回り		実質経済成長率	人口1人当たり実質経済成長率
高成長実現ケース	中長期試算成長実現ケースに接続	成長実現・労働参加進展シナリオ	1.4%	2.0%	2.0%	実質<対物価>	スプレッド<対賃金>		
成長型経済移行・継続ケース	中長期試算参考ケースに接続						1.1%	2.0%	1.5%
過去30年投影ケース	中長期試算ベースラインケースに接続	成長率ベースライン・労働参加漸進シナリオ	0.5%	0.8%	0.5%	2.2%	1.7%	▲0.1%	0.7%
1人当たりゼロ成長ケース		一人当たりゼロ成長・労働参加現状シナリオ	0.2%	0.4%	0.1%	1.4%	1.3%	▲0.7%	0.1%

(注1) 実質賃金上昇率及び実質運用利回り(対物価)は、経済前提の範囲(経済モデルの適用期間20年間(2034～2053年度)、25年間(2034～2058年度)、30年間(2034～2063年度)の各期間の平均値の最小と最大の範囲)の中央値を取ったもの、少数点2桁未満は切り捨てとしている。
(注2) 実質的な運用利回り(スプレッド)は、実質運用利回りから実質賃金上昇率を控除して計算。
(注3) 参考の実質経済成長率、人口1人当たり実質経済成長率は2034年度以降30年間の平均。

10. 経済変動を織り込んだ経済前提の設定等

(1) 経済変動を織り込んだ経済前提の設定

社会保障審議会年金部会における議論の整理（令和元(2019)年12月27日社会保障審議会年金部会）において、マクロ経済スライドの効果については、引き続き、その状況の検証を行うべきとの指摘があったことから、令和6(2024)年財政検証においても当該効果を検証できるよう、経済変動を仮定するケースを設定している。

これは平成28(2016)年の年金制度改革において、年金額改定ルールの見直しが行われており、その改正法「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（平成28年法律第114号。以下「平成28年改正法」という。）」の附帯決議により、景気循環等の影響で新たな改定ルールが実際に適用される可能性も踏まえた上で、国民が将来の年金の姿を見通すことがで

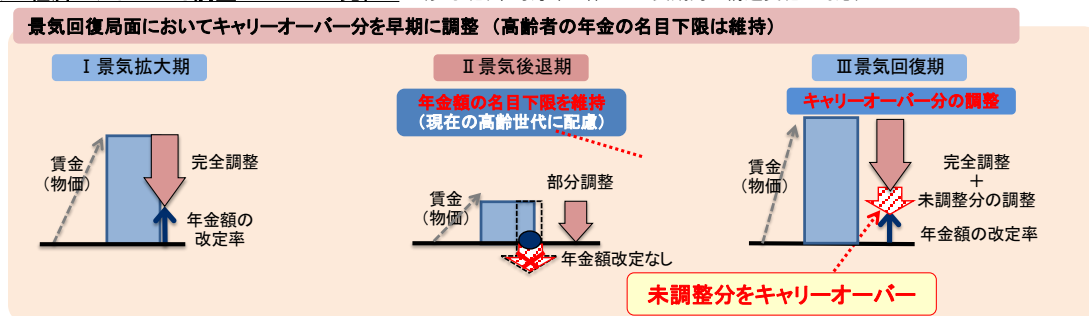
きるよう、現実的かつ多様な経済前提の下で将来推計を示すべく、その準備を進めることとされていたことを踏まえたものである。

平成 28 年改正法においては、制度の持続可能性を高め、将来世代の給付水準を確保するため、年金額改定に際し以下の見直しが行われている。

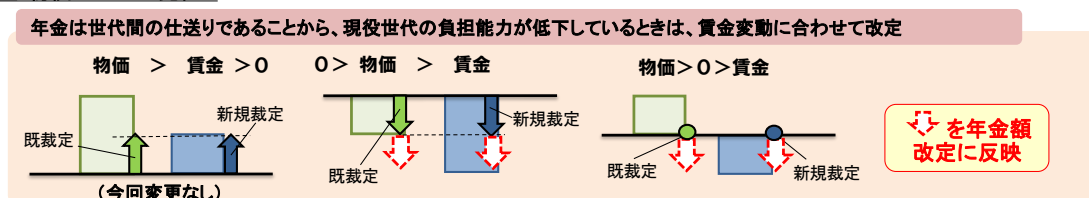
- ① マクロ経済スライドについて、現在の高齢世代に配慮しつつ、できる限り早期に調整する観点から、名目下限措置を維持し、賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を調整。【平成 30 年 4 月施行】
- ② 賃金・物価スライドについて、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、賃金変動が物価変動を下回る場合には賃金変動に合わせて改定する考え方を徹底。【令和 3 年 4 月施行】

第 3 - 4 - 41 図 平成 28 年改正法による年金額の改定ルールの見直し

① マクロ経済スライドによる調整のルールの見直し (少子化、平均寿命の伸びなど長期的な構造変化に対応)



② 賃金・物価スライドの見直し (賃金・物価動向など短期的な経済動向の変化に対応)



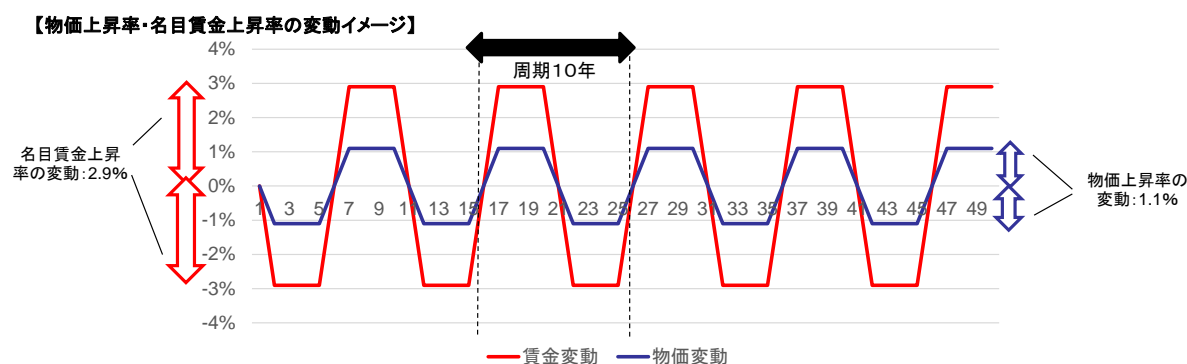
これらの改正による効果は、特にマクロ経済スライド調整が十分発揮できないような、経済が悪いケースで大きくなるが、財政試算でこの効果を評価するためには、経済変動を入れることにより、マクロ経済スライドが全て発動せず、平成 28 年改正法におけるマクロ経済スライドのキャリアオーバーの仕組みの効果が生じる状況を作る必要がある。

その設定に当たっては、年金額改定率の計算に用いる名目賃金上昇率や物価上昇率がともに一時的にマイナスとなるように設定し、また、年金額改定率の計算に用いる実質賃金上昇率は 3 年度平均を用いることから、3 年度平均がマイナスとなるような十分に長い周期を設定する必要があるが、専門委員会において、前回の経済変動の仮定の置き方は経済学的に違和感のあるものではなく、手法を積極的に変える理由もないとされ、経済変動の周期や名目賃金上昇率や物価上昇率

の変動幅は、前回の設定（周期 10 年、物価上昇率の変動幅 1.1%、名目賃金上昇率の変動幅 2.9%）をそのまま用いることとされた。具体的には、

- ・ 周期については、景気循環論において、3年から4年の周期を持ち在庫循環として知られるキッチンサイクルの次に、設備投資循環として7年から12年の周期を持つジュグラーサイクルが知られていること、日本の景気循環の周期をみると平均は約4年であるが、最長が約7年強、アメリカでは10年超の周期もみられることから、10年の周期を設定。
- ・ 物価上昇率の変動幅については、過去30年間の物価上昇率の標準偏差より1.1%と設定。
- ・ 名目賃金上昇率の変動幅については、高度成長期後の過去30年をみて名目賃金上昇率の最も高かったバブル期と最も低かったリーマンショック後の差を基に2.9%と設定。

第3-4-42図 経済変動を仮定するケース



(参考) 2019年財政検証における経済変動に関する設定

- 周期については、**10年の周期**を設定
- 物価上昇率の変動幅については、**過去30年間の物価上昇率の標準偏差より1.1%**と設定
- 名目賃金上昇率の変動幅については、**高度成長期後の過去30年をみて名目賃金上昇率の最も高かったバブル期と最も低かったリーマンショック後の差を基に2.9%**と設定(名目賃金上昇率(3年移動平均)の最も高い時期の4.5%(1991年度)と最も低い時期の▲1.3%(2009年度)の下落幅の半分)

(2) 国際人口移動の前提の違いによる経済前提への影響

将来推計人口（令和5年推計）（国立社会保障・人口問題研究所）における国際人口移動（外国人の入国超過数）の前提は毎年約16万人となっており、前回推計の前提（約7万人）に比べ増加した。この国際人口移動の前提を変えた場合に経済前提に与える影響がどの程度かについて確認を行った。

具体的には、将来推計人口（令和5年推計）の条件付推計において、前回推計並みの国際人口移動であった場合の結果が公表されており、これらを用いて国際人口移動の前提の違いが経済前提（実質賃金上昇率及び実質運用利回り）に与える影響を試算したところ、0.1%未満と限定的であった。

したがって、専門委員会において国際人口移動の前提の違いを踏まえた財政試算を行う場合であっても、経済前提は同じものを用いることでよいとされた。

第3-4-43 図 国際人口移動の前提の違いによる経済前提への影響

- 令和5年将来推計人口の出生中位・死亡中位(外国人入国超過数約16万人)と令和5年条件付き推計(出生中位・死亡中位、外国人入国超過数約7万人【平成29年推計における外国人入国超過数の水準】)を基にそれぞれ推計される労働投入量の違いによる経済前提の結果の影響を確認したところ、実質賃金上昇率及び実質運用利回りともに、その差は0.1%未満となっている。

<経済前提へ影響>

入国超過数の仮定を **約16万人**  **約7万人** と変化した場合

ケース	実質賃金上昇率	実質運用利回り
成長型経済 移行・継続ケース	約0.02%	▲約0.06%
過去30年投影ケース	約0.03%	▲約0.05%

注：成長実現・労働参加進展シナリオにおいて、入国超過数を変化させた場合の労働力需給推計の結果を参考に、成長率ベースライン・労働参加漸進シナリオにおける入国超過数を変化させた場合の労働投入量を、数理課において試算し、それぞれ、マクロ試算における成長型経済移行・継続ケース、過去30年投影ケースの各シナリオにおいて、経済前提への影響を試算。

第5節

被保険者数の将来見通しの作成方法

将来の被保険者数は、各制度における現在の被保険者集団から、今後どのように脱退者が発生し、また、被保険者が加入してくるのかということの帰結である。このような将来の被保険者数の見通しを作成するにあたっては、人口の推移や産業構造、雇用構造の変化など、社会経済の諸要素を考慮する必要がある。

被保険者数の将来見通しを作成するにあたり、人口の見通しは、国立社会保障・人口問題研究所が5年に1度の国勢調査を基礎として作成する「日本の将来推計人口」(令和5(2023)年4月)を使用している。また、労働力の見通しについては、独立行政法人労働政策研究・研修機構による「労働力需給の推計」(令和6(2024)年3月)を使用している。なお、女性については、被保険者数の将来見通しを作成するにあたり、有配偶・無配偶別に推計を行っており、その基礎となる配偶関係別人口の見通しは、国立社会保障・人口問題研究所による「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」(令和6(2024)年4月)を使用している。

以下では、まず、被保険者数の推計の基礎となった人口の見通しや労働力の見通しについて取り上げる。その後、厚生年金被保険者数の推計について、これと密接な関係にある労働投入量の推計とともに解説し、さらにこれらを踏まえた公的年金全体の被保険者数の推計について解説する。

1. 人口の見通し

将来の人口に影響を与える要素としては、出生率、死亡率(平均余命)、国際人口移動の3つが挙げられる。これらの要素について、今回の財政検証で被保険者数推計の基礎とした将来推計人口(令和5(2023)年4月)と、前回の令和元年財政検証で基礎とした将来推計人口(平成29(2017)年4月)における仮定や推計結果の比較を行ったものが第3-5-1表である。

今回の推計は前回の推計と比べ、出生率は低く、国際人口移動(外国人の入国超過数)は高く設定されている。また、平均余命はさらなる伸びが仮定されている。以下では、各々の仮定の詳細について確認する。

第3-5-1表 将来推計人口の新旧比較（中位推計）

	令和6(2024)年財政検証	令和元(2019)年財政検証
将来推計人口	日本の将来推計人口 (2023(令和5)年4月)	日本の将来推計人口 (2017(平成29)年4月)
合計特殊出生率	2020年 1.33 (実績) ↓ 2070年 1.36	2015年 1.45 (実績) ↓ 2065年 1.44
平均寿命(年)	2020年 { 男性:81.58 (実績) 女性:87.72 (実績) ↓ 2070年 { 男性:85.89 女性:91.94	2015年 { 男性:80.75 (実績) 女性:86.98 (実績) ↓ 2065年 { 男性:84.95 女性:91.35
外国人の入国超過数	2040年 16.4万人	2035年 6.9万人
65歳以上人口のピーク	2043年 3,953万人	2042年 3,935万人
65歳以上人口比率	2070年 38.7%	2065年 38.4%

合計特殊出生率については、中位推計では令和2(2020)年の1.33から令和5(2023)年の1.23まで低下した後、緩やかに上昇し、令和52(2070)年に1.36になると仮定されている。また、高位推計では令和52(2070)年に1.64、低位推計では令和52(2070)年に1.13になると仮定されている。

なお、ここでいう合計特殊出生率は、厳密には「期間合計特殊出生率」であり、ある時点における15歳から49歳までの女性の年齢別の出生率を合計したものである。また、日本人女性の出生数のほか、外国籍女性が生んだ日本国籍児（日本人を父とする）の数を含めて算出される出生率であり、これは人口動態統計における出生率と同様の定義である。

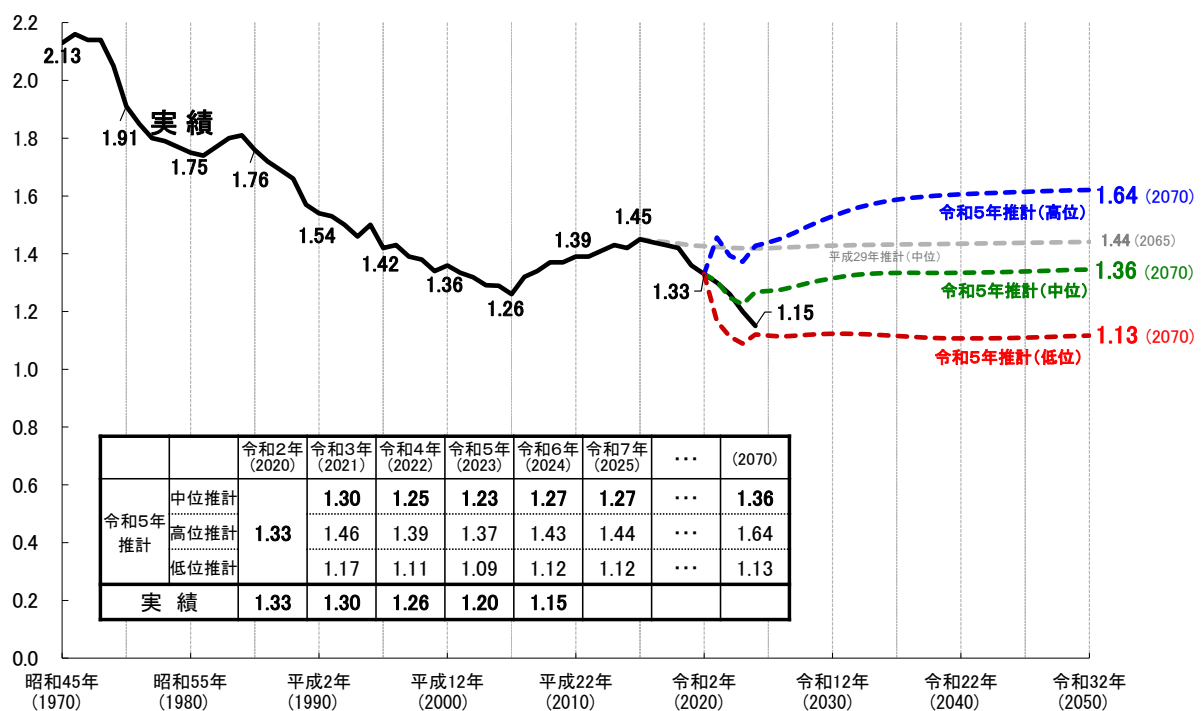
一方、ある生まれ年（コーホート）の女性が一生の間に生む子供の数の平均を「コーホート合計特殊出生率」と呼ぶ。外国籍女性が生んだ日本国籍児を含めない「期間合計特殊出生率」と「コーホート合計特殊出生率」との関係については、晩産化が進行し、平均的な出産年齢が上昇傾向にある間は、産み終えた世代と出産を先送りしている世代との出生率を合計することで得られる期間合計特殊出生率は、コーホート合計特殊出生率よりも低くなる。また、晩産化の進行が止まって出生構造が定常的になれば両者はおおむね一致することとなる。

今回の推計における中位推計では、日本人女性のコーホート合計特殊出生率は、昭和45(1970)年生まれコーホートの実績1.45から、平成17(2005)年生まれコーホートで1.29まで低下するものと仮定されている。これに、足下における新型コロナウイルス感染症拡大の影響を加味した上で、外国籍女性が生む日本国籍児を考慮し、さらに人口動態統計と同定義の期間合計特殊出生率に読み替えると、令和2(2020)年の1.33からいったん低下後、緩やかに上昇し、令和52(2070)年に1.36に達する見込みとなっている(第3-5-2表及び第3-5-3図)。

第3-5-2表 結婚・出生変数値及びコーホート合計特殊出生率の実績と仮定

仮定の種類	50歳時未婚者割合(%) ①	平均初婚年齢(歳)	夫婦完結出生児数 ②=(A)×(B)	期待夫婦完結出生児数		離婚別再婚効果係数 ③	調整係数 ④	コーホート合計特殊出生率 (日本人女性出生率) (1-①)×②×③×④
				(A)	(B)			
実績値 (1970年生まれ)	15.0	27.2	1.83	1.88	0.972	0.965	0.969	1.45
中位の仮定 (2005年生まれ)	19.1	28.6	1.71	1.76	0.969	0.966	0.963	1.29
高位の仮定 (2005年生まれ)	13.4	28.1	1.91	1.80	1.062	0.966	0.970	1.55
低位の仮定 (2005年生まれ)	25.6	29.0	1.54	1.73	0.892	0.966	0.959	1.07

第3-5-3図 合計特殊出生率の推移と将来人口推計(令和5(2023)年推計)における仮定値



注1. 実績は、「人口動態統計(確定数)」(厚生労働省)より作成。
 注2. 見直し(推計)は「日本の将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所)より作成。

死亡率（平均余命）については、前回の推計と同様、将来の改善についての不確実性を考慮し、複数の仮定（死亡中位、死亡高位及び死亡低位）に基づく推計が行われている。

このうち死亡中位の仮定における平均寿命は、今回の推計では令和 52(2070)年で男性 85.89 年、女性 91.94 年となっており、前回の推計（令和 47(2065)年で男性 84.95 年、女性 91.35 年）よりもさらなる伸びが仮定されている（第 3－5－4 表）。

第 3－5－4 表 平均余命の仮定の比較

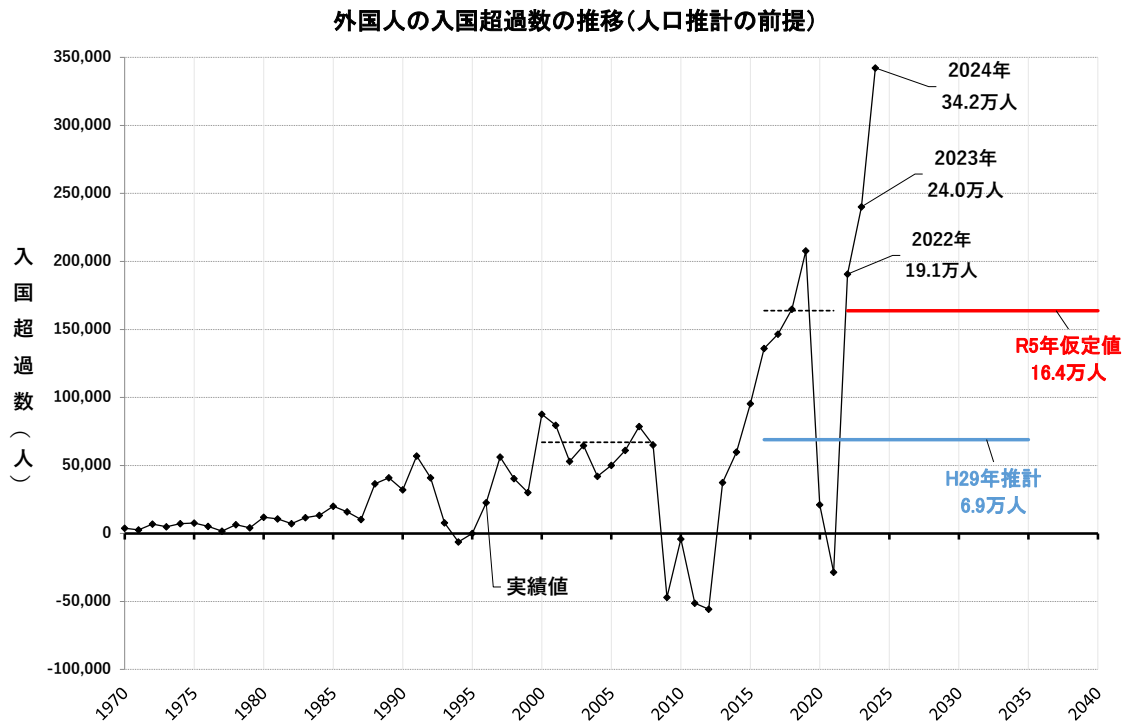
		今回の推計（2023年4月）			前回の推計（2017年4月）	
		死亡高位	死亡中位	死亡低位	死亡中位	
平均寿命 (0歳の平均余命) (年)	2020年	男性 81.58 女性 87.72			2015年	男性 80.75 女性 86.98
	↓ 2070年	男性 84.56 女性 90.59	↓ 男性 85.89 女性 91.94	男性 87.22 女性 93.27	↓ 2065年	↓ 男性 84.95 女性 91.35
65歳の平均余命 (年)	2020年	男性 19.98 女性 24.88			2015年	男性 19.41 女性 24.24
	↓ 2070年	男性 22.11 女性 27.21	↓ 男性 23.14 女性 28.36	男性 24.20 女性 29.53	↓ 2065年	↓ 男性 22.60 女性 27.94

国際人口移動（外国人の入国超過数）については、平成 28(2016)年から令和元(2019)年における実績の平均値をもとに、年 16.4 万人と仮定されている。

外国人の入国超過数の実績をみると、長期的に増加傾向にあるが、特に平成 27(2015)年以降は増加が大きくなっている（第 3－5－5 図）。こうした傾向を反映し、今回の推計における外国人の入国超過数の仮定は、前回の推計（年 6.9 万人）と比べて高く設定されている。

なお、従来は出生率と死亡率についてのみ高位、中位、低位と幅を持って被保険者数の推計を行っていたが、近年、外国人の入国超過についてもその水準が大きくなり、将来の人口に与える影響が大きくなっている。このため、今回の財政検証における被保険者数の推計に当たっては、上記の年 16.4 万人に加え、国立社会保障・人口問題研究所が「将来推計人口」と併せて公表している「条件付推計」の結果を活用することにより、前回推計並みの年 6.9 万人を仮定した場合や、基礎となる年 16.4 万人を前回推計並みの年 6.9 万人との差と同程度上回る年 25 万人を仮定した場合の推計も行うこととしている。

第3-5-5図 外国人の入国超過数の推移

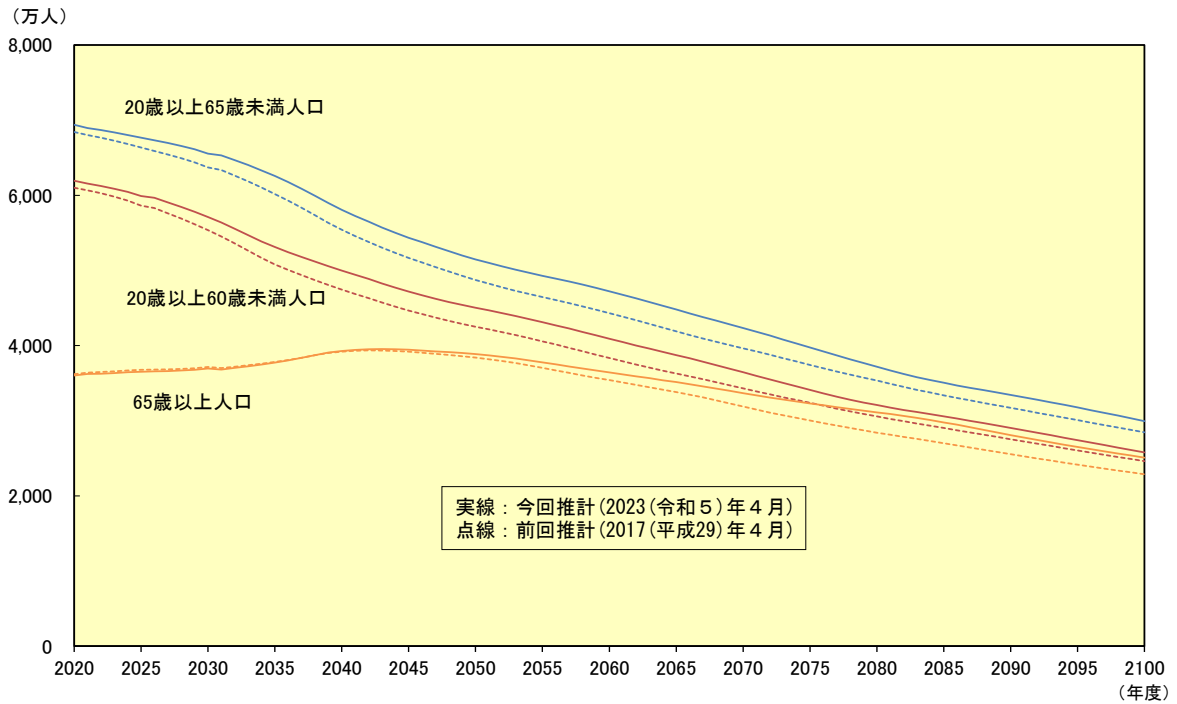


(出所) 社会保障審議会人口部会資料(令和4年10月31日)、人口推計 各年10月1日現在人口(総務省)より作成
 ※社会保障審議会人口部会資料の外国人入国超過数の推移のグラフに、外国人の入国超過数の2022年実績(2021.10~2022.9)、2023年実績(2022.10~2023.9)及び2024年実績(2023.10~2024.9)を追加したもの。

以上の仮定の下で推計された将来の人口の推移をもとに、少子高齢化の状況の見通しをみると、今回推計においても前回推計とほぼ同様の傾向がみられる。被保険者の年齢層に相当する20歳以上65歳未満人口や20歳以上60歳未満人口は、今後も減少傾向が続くと見込まれる一方、年金受給者層に相当する65歳以上人口は、令和22(2040)年頃にピークを迎え、その後は現役世代と同様に減少すると見込まれている(第3-5-6図)。この結果、20歳以上65歳未満人口または20歳以上60歳未満人口に対する65歳以上人口の比率についても、前回推計と同様、今後上昇する見通しとなっており(第3-5-7図)、年金制度における被保険者数に対する年金受給者数の割合が今後も上昇する見通しであることを示す結果となっている。

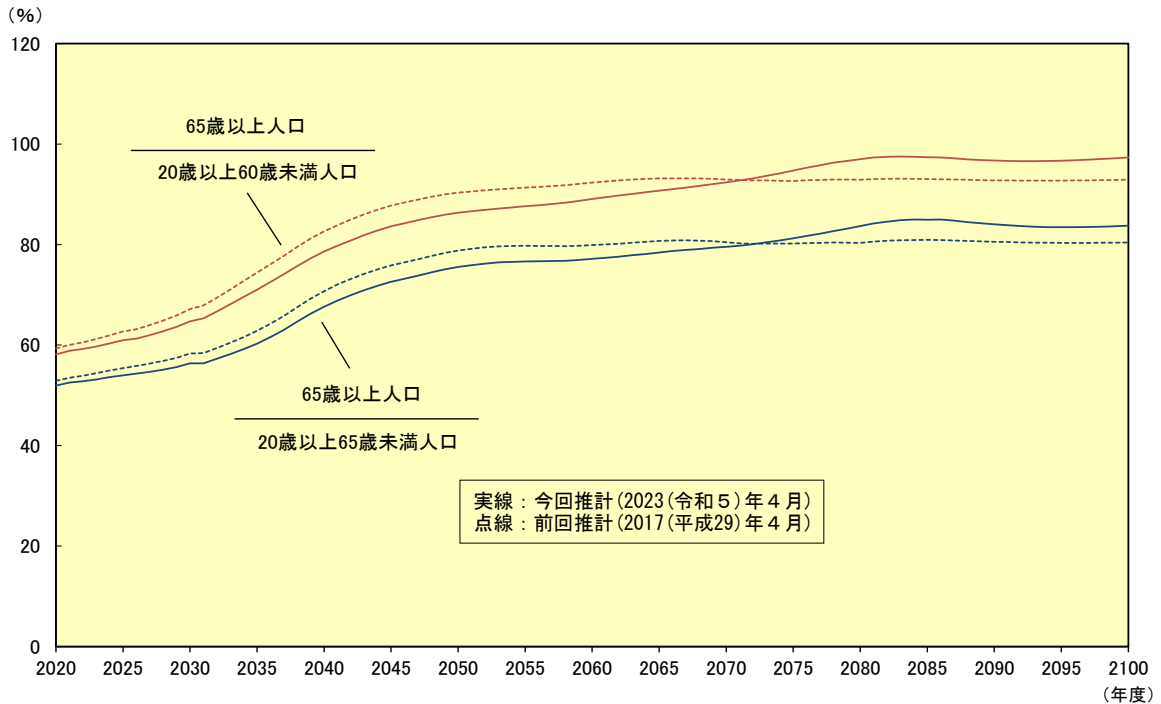
第3-5-6図 人口の推移（中位推計）

—今回推計（令和5（2023）年4月）と前回推計（平成29（2017）年4月）の比較—



第3-5-7図 20歳以上65歳未満人口及び20歳以上60歳未満人口 に対する65歳以上人口の比率（中位推計）

—今回推計（令和5（2023）年4月）と前回推計（平成29（2017）年4月）の比較—

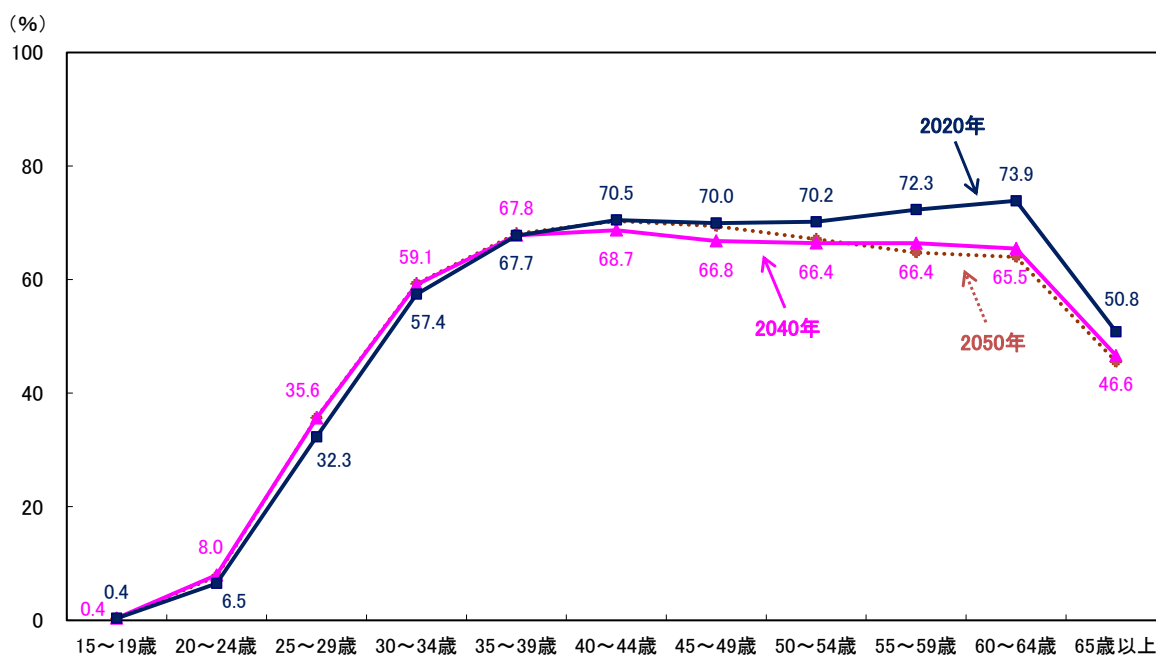


次に、「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」（令和6（2024）年4月）における女性の配偶関係別人口の推計結果について解説する。

本推計では、世帯主率法が採用されており、配偶関係別世帯主数を推計した後、配偶関係別に家族類型別世帯主数を推計するという2段階の推計により、将来の家族類型別の世帯数が推計されている。この推計の過程において、「日本の将来推計人口」（令和5（2023）年4月）で用いた初婚確率・再婚確率・死離別確率・死亡確率を用いて、令和32（2050）年までの期間における男女別・年齢別・配偶関係別の人口が推計されている。

女性人口に占める有配偶人口の割合を5歳階級別にみたものが第3-5-8図である。令和2（2020）年と令和22（2040）年で比較すると、若年層では大きな差は見られないものの、40歳以上の各年齢階級では、将来推計人口における生涯未婚率の上昇等を反映し、有配偶人口の割合は低下すると推計されている。例えば、55～59歳では令和2（2020）年の72.3%から令和22（2040）年に66.4%まで低下すると推計されている。

第3-5-8図 年齢階級別にみた女性人口に占める有配偶人口の割合



2. 労働力の見通し

今回の財政検証における労働力率や就業率の前提は、独立行政法人労働政策研究・研修機構による「労働力需給の推計」（令和6（2024）年3月）における見通しを基礎としている。この見通しは、同機構が労働力需給に関する計量経済モデルを構築し、令和22（2040）年までの将来推計を行ったものである。

労働力率については、性（女性は有配偶・無配偶別）・年齢階級別に、一般的な就業環境や、若年、女性、高齢者の就業行動に関係し得る変数を説明変数とする労働力率関数を推定することにより推計されている。将来推計に際しては、経済成長や労働参加について「成長実現・労働参加進展シナリオ」（以下、「労働参加進展シナリオ」という。）、「成長率ベースライン・労働参加漸進シナリオ」（以下、「労働参加漸進シナリオ」という。）及び「一人当たりゼロ成長・労働参加現状シナリオ」（以下、「労働参加現状シナリオ」という。）が設定されている。

労働力需給の推計では、労働力率のほか、人口に占める就業者数の割合である就業率についても将来推計が行われている。これらの推計結果を第3-5-9表から第3-5-11図に示している。

「労働参加進展シナリオ」とは、各種の経済・雇用政策を講ずることにより、成長分野の市場拡大が進み、経済成長と女性及び高齢者等の労働市場への参加が進展するシナリオである。女性、高齢者の労働力率や就業率は、令和22（2040）年に向けて大きく上昇する見通しとなっており、女性の20歳台～50歳台は90%前後、男性の60歳台は80%以上まで上昇している。

「労働参加漸進シナリオ」とは、各種の経済・雇用政策をある程度講ずることにより、経済成長と女性及び高齢者等の労働市場への参加が一定程度進むシナリオである。

「労働参加現状シナリオ」とは、総人口一人当たりの実質経済成長率がゼロ（国内経済全体ではマイナス）となる経済状況を想定し、労働参加が現状（令和4（2022年））から進まないシナリオである。

第3-5-9表 労働力率、就業率の見通し

(1) 労働力率の見通し

(労働参加進展シナリオ)

性・年齢		年		推計			
		実績	2022	2025	2030	2035	2040
男	15～19歳	18.7	18.5	19.3	19.6	20.0	
	20～24歳	73.6	75.0	76.5	77.1	77.6	
	25～29歳	94.2	94.7	95.1	95.3	95.5	
	30～34歳	95.8	95.6	95.4	95.3	95.3	
	35～39歳	96.5	95.7	95.5	95.5	95.5	
	40～44歳	96.0	96.1	96.1	96.2	96.2	
	45～49歳	95.9	95.8	95.8	95.8	95.8	
	50～54歳	94.5	95.0	95.1	95.2	95.3	
	55～59歳	93.5	94.1	94.1	94.2	94.3	
性	60～64歳	86.6	86.6	88.5	89.4	90.3	
	65～69歳	63.1	69.9	74.3	78.0	80.8	
	15～19歳	20.8	21.0	21.1	21.3	21.7	
女	20～24歳	75.6	79.8	81.4	82.3	83.3	
	25～29歳	87.7	89.6	91.4	92.9	94.0	
	30～34歳	80.6	83.8	89.0	93.3	96.2	
	35～39歳	78.9	81.1	84.6	87.2	89.7	
	40～44歳	81.5	82.1	84.3	85.9	87.4	
	45～49歳	81.9	83.2	85.6	87.7	89.9	
	50～54歳	80.7	82.2	84.8	87.0	89.4	
	55～59歳	75.8	78.3	82.4	85.9	89.2	
	60～64歳	64.0	66.0	71.1	75.2	78.9	
性	65～69歳	41.8	43.8	51.2	58.1	64.6	
	女性有配偶	15～19歳	41.5	41.5	41.5	41.6	41.6
		20～24歳	73.5	73.5	73.6	73.7	73.8
25～29歳		77.8	82.9	87.5	90.8	93.3	
30～34歳		73.0	78.0	86.6	93.4	97.5	
35～39歳		74.3	77.1	82.0	85.9	89.7	
40～44歳		78.5	79.2	81.8	83.6	85.5	
45～49歳		79.7	80.8	83.8	86.3	88.9	
50～54歳		77.8	79.8	83.2	86.2	89.5	
55～59歳		73.1	76.2	81.4	86.4	91.3	
女性無配偶	60～64歳	61.5	61.4	66.1	71.1	76.3	
	65～69歳	39.4	40.2	47.4	55.2	64.2	
	女性無配偶	15～19歳	20.5	20.5	20.5	20.5	20.5
20～24歳		75.2	79.9	81.4	82.4	83.3	
25～29歳		92.5	92.9	93.3	93.5	93.7	
30～34歳		90.5	90.9	92.1	93.4	94.9	
35～39歳		88.2	89.0	89.5	89.7	89.9	
40～44歳		88.6	88.6	89.4	90.1	90.9	
45～49歳		87.1	88.6	89.7	91.0	92.5	
50～54歳		87.6	87.3	88.2	88.7	89.3	
55～59歳		82.8	83.4	84.5	84.9	85.3	
女性無配偶	60～64歳	71.1	78.0	82.7	84.5	85.2	
	65～69歳	47.5	52.4	59.3	63.9	65.8	

※「女性有配偶」及び「女性無配偶」は、労働力需給の推計で推計された日本人に係る数値について、総人口ベースへの補正等を行ったもの。(以下同様)

(1) 労働力率の見通し

(労働参加漸進シナリオ)

性・年齢		年		実績			推計		
		2022	2025	2030	2035	2040			
男 性	15～19歳	18.7	18.6	18.8	18.0	17.8			
	20～24歳	73.6	75.0	75.5	74.2	73.7			
	25～29歳	94.2	94.6	94.7	94.6	94.5			
	30～34歳	95.8	95.5	95.5	95.8	96.0			
	35～39歳	96.5	95.7	95.7	96.0	96.1			
	40～44歳	96.0	96.1	96.1	96.2	96.2			
	45～49歳	95.9	95.8	95.8	95.8	95.8			
	50～54歳	94.5	95.0	95.0	94.9	94.8			
	55～59歳	93.5	94.1	94.1	94.0	93.9			
	60～64歳	86.6	86.8	88.8	89.5	90.4			
65～69歳	63.1	69.1	71.7	73.1	74.3				
女 性	15～19歳	20.8	20.9	21.1	21.2	21.5			
	20～24歳	75.6	79.5	80.2	80.1	80.3			
	25～29歳	87.7	88.7	90.3	91.5	92.5			
	30～34歳	80.6	83.1	89.4	92.6	94.4			
	35～39歳	78.9	80.6	83.8	85.0	86.3			
	40～44歳	81.5	81.8	83.6	84.0	84.7			
	45～49歳	81.9	83.1	85.1	85.8	86.6			
	50～54歳	80.7	82.1	84.5	85.6	86.7			
	55～59歳	75.8	78.1	82.2	84.1	85.6			
	60～64歳	64.0	66.6	72.8	76.7	79.1			
65～69歳	41.8	42.5	48.8	53.2	56.0				
女 性 有 配 偶	15～19歳	41.5	41.4	41.4	41.5	41.5			
	20～24歳	73.5	73.5	73.5	73.5	73.5			
	25～29歳	77.8	80.5	85.4	89.1	91.9			
	30～34歳	73.0	76.8	87.5	92.9	95.7			
	35～39歳	74.3	76.4	81.1	83.2	85.5			
	40～44歳	78.5	78.8	80.9	81.4	82.3			
	45～49歳	79.7	80.7	83.1	83.7	84.7			
	50～54歳	77.8	79.7	82.9	84.3	85.8			
	55～59歳	73.1	75.8	81.4	84.6	87.2			
	60～64歳	61.5	62.2	68.6	74.2	78.7			
65～69歳	39.4	38.4	43.8	48.0	52.2				
女 性 無 配 偶	15～19歳	20.5	20.4	20.5	20.5	20.5			
	20～24歳	75.2	79.5	80.1	79.9	80.0			
	25～29歳	92.5	92.9	93.0	92.7	92.7			
	30～34歳	90.5	90.9	92.3	93.2	93.9			
	35～39歳	88.2	89.0	89.1	88.8	88.6			
	40～44歳	88.6	88.6	89.3	89.4	89.7			
	45～49歳	87.1	88.6	89.6	90.4	90.9			
	50～54歳	87.6	87.2	87.9	88.2	88.4			
	55～59歳	82.8	83.4	83.6	82.6	82.1			
	60～64歳	71.1	78.0	82.4	82.2	80.2			
65～69歳	47.5	52.4	59.1	63.0	62.7				

(1) 労働力率の見通し

(労働参加現状シナリオ)

性・年齢		年		推計			
		実績		2025	2030	2035	2040
男 性	15～19歳	18.7		18.7	18.8	18.8	18.9
	20～24歳	73.6		73.6	73.7	73.7	73.8
	25～29歳	94.2		94.1	94.1	94.0	94.0
	30～34歳	95.8		95.7	95.7	95.7	95.7
	35～39歳	96.5		96.5	96.4	96.4	96.4
	40～44歳	96.0		96.0	96.0	96.0	96.0
	45～49歳	95.9		95.8	95.8	95.8	95.8
	50～54歳	94.5		94.5	94.5	94.5	94.5
	55～59歳	93.5		93.5	93.5	93.5	93.5
	60～64歳	86.6		86.6	86.6	86.6	86.6
65～69歳	63.1		63.1	63.2	63.2	63.2	
女 性	15～19歳	20.8		20.9	21.0	21.1	21.3
	20～24歳	75.6		75.6	75.7	75.7	75.8
	25～29歳	87.7		87.4	87.1	87.1	87.0
	30～34歳	80.6		80.8	80.4	80.2	80.2
	35～39歳	78.9		79.0	79.1	78.8	78.6
	40～44歳	81.5		81.5	81.6	81.6	81.4
	45～49歳	81.9		81.9	81.9	81.9	81.9
	50～54歳	80.7		80.8	80.8	80.8	80.9
	55～59歳	75.8		76.0	76.1	76.1	76.1
	60～64歳	64.0		64.2	64.5	64.7	64.7
65～69歳	41.8		41.9	42.1	42.4	42.5	
女 性 有 配 偶	15～19歳	41.5		41.4	41.4	41.4	41.4
	20～24歳	73.5		73.5	73.5	73.5	73.5
	25～29歳	77.8		77.8	77.8	77.8	77.8
	30～34歳	73.0		73.0	73.0	73.0	73.0
	35～39歳	74.3		74.3	74.3	74.3	74.3
	40～44歳	78.5		78.5	78.5	78.5	78.5
	45～49歳	79.7		79.7	79.7	79.7	79.6
	50～54歳	77.8		77.8	77.8	77.8	77.7
	55～59歳	73.1		73.1	73.1	73.1	73.0
	60～64歳	61.5		61.4	61.4	61.4	61.4
65～69歳	39.4		39.4	39.4	39.4	39.4	
女 性 無 配 偶	15～19歳	20.5		20.5	20.5	20.5	20.5
	20～24歳	75.2		75.2	75.2	75.2	75.2
	25～29歳	92.5		92.5	92.5	92.5	92.5
	30～34歳	90.5		90.5	90.5	90.5	90.5
	35～39歳	88.2		88.2	88.2	88.2	88.2
	40～44歳	88.6		88.6	88.6	88.6	88.6
	45～49歳	87.1		87.1	87.1	87.1	87.1
	50～54歳	87.6		87.6	87.6	87.6	87.6
	55～59歳	82.8		82.8	82.8	82.8	82.7
	60～64歳	71.1		71.1	71.1	71.1	71.0
65～69歳	47.5		47.5	47.5	47.5	47.5	

(2) 就業率の見通し

(労働参加進展シナリオ)

性・年齢		年		実績			推計		
		2022	2025	2030	2035	2040			
男	15～19歳	18.0	18.2	19.2	19.5	19.9			
	20～24歳	69.8	73.2	75.4	76.2	76.9			
	25～29歳	90.2	92.0	93.2	93.7	94.2			
	30～34歳	92.4	93.4	93.7	94.0	94.2			
	35～39歳	93.8	94.2	94.4	94.6	94.7			
	40～44歳	93.8	94.9	95.3	95.5	95.7			
	45～49歳	93.8	94.4	94.8	95.0	95.1			
	50～54歳	92.4	93.7	94.3	94.5	94.7			
	55～59歳	91.3	93.0	93.4	93.7	93.9			
性	60～64歳	83.9	85.3	87.6	88.7	89.8			
	65～69歳	61.9	68.8	73.4	77.1	80.0			
	15～19歳	20.4	20.5	20.8	21.1	21.5			
女	20～24歳	72.3	77.9	80.0	81.3	82.4			
	25～29歳	84.8	87.2	89.6	91.3	92.6			
	30～34歳	78.4	82.0	87.6	92.1	95.1			
	35～39歳	77.0	79.6	83.5	86.3	88.9			
	40～44歳	79.7	81.2	83.7	85.4	87.0			
	45～49歳	80.4	82.0	84.8	87.0	89.3			
	50～54歳	79.2	80.9	83.8	86.1	88.6			
	55～59歳	74.0	77.3	81.5	85.1	88.5			
	60～64歳	62.7	64.9	70.2	74.4	78.1			
性	65～69歳	41.4	43.4	50.8	57.7	64.2			
	15～19歳	40.7	40.5	40.9	41.1	41.2			
	20～24歳	70.3	71.7	72.4	72.7	73.0			
女性	25～29歳	75.2	80.7	85.7	89.3	92.0			
	30～34歳	71.0	76.3	85.3	92.1	96.4			
	35～39歳	72.5	75.7	81.0	85.0	88.9			
	40～44歳	76.8	78.3	81.2	83.2	85.1			
	45～49歳	78.2	79.7	83.0	85.6	88.3			
	50～54歳	76.3	78.6	82.2	85.3	88.7			
	55～59歳	71.4	75.1	80.6	85.7	90.6			
	60～64歳	60.2	60.4	65.3	70.4	75.6			
	65～69歳	39.0	39.9	47.0	54.9	63.8			
女性	15～19歳	20.1	20.0	20.2	20.3	20.3			
	20～24歳	71.9	77.9	80.1	81.3	82.4			
	25～29歳	89.5	90.5	91.5	91.9	92.3			
	30～34歳	88.0	88.9	90.6	92.1	93.8			
	35～39歳	86.0	87.4	88.4	88.8	89.1			
	40～44歳	86.7	87.6	88.8	89.6	90.5			
	45～49歳	85.5	87.3	88.8	90.3	91.8			
	50～54歳	86.0	85.9	87.1	87.8	88.5			
	55～59歳	80.9	82.2	83.6	84.1	84.6			
無配偶	60～64歳	69.6	76.7	81.7	83.6	84.4			
	65～69歳	47.0	52.0	58.9	63.5	65.4			

(2) 就業率の見通し

(労働参加漸進シナリオ)

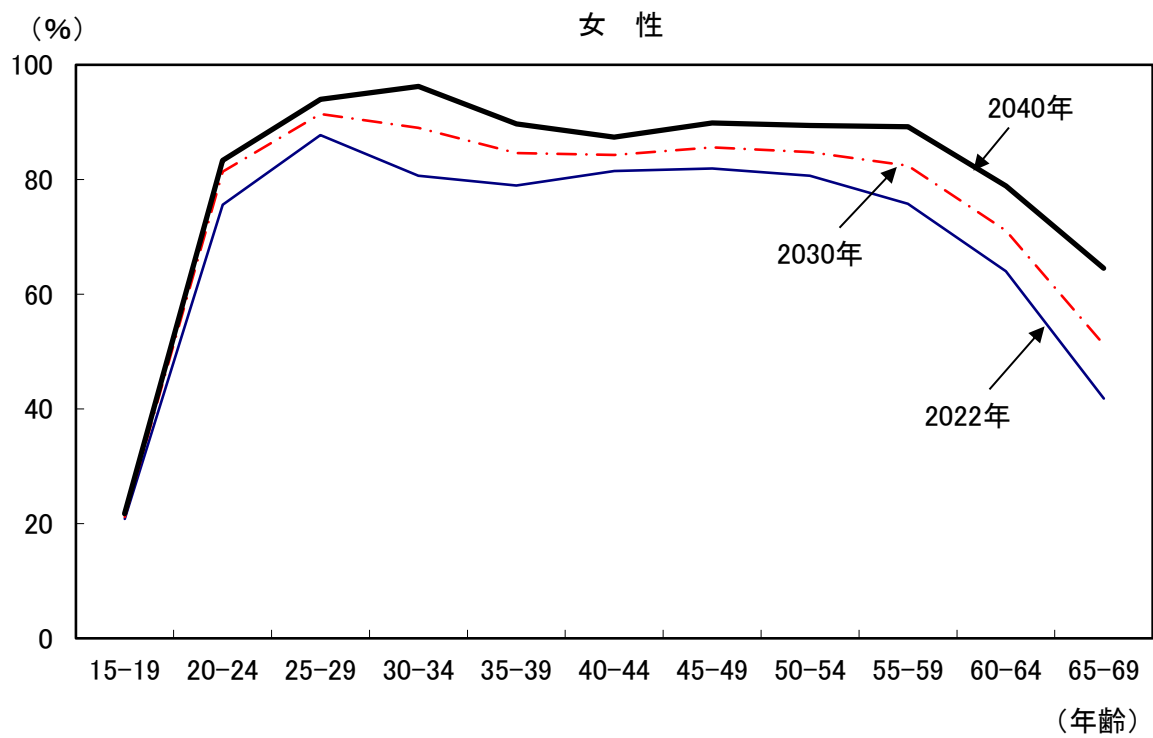
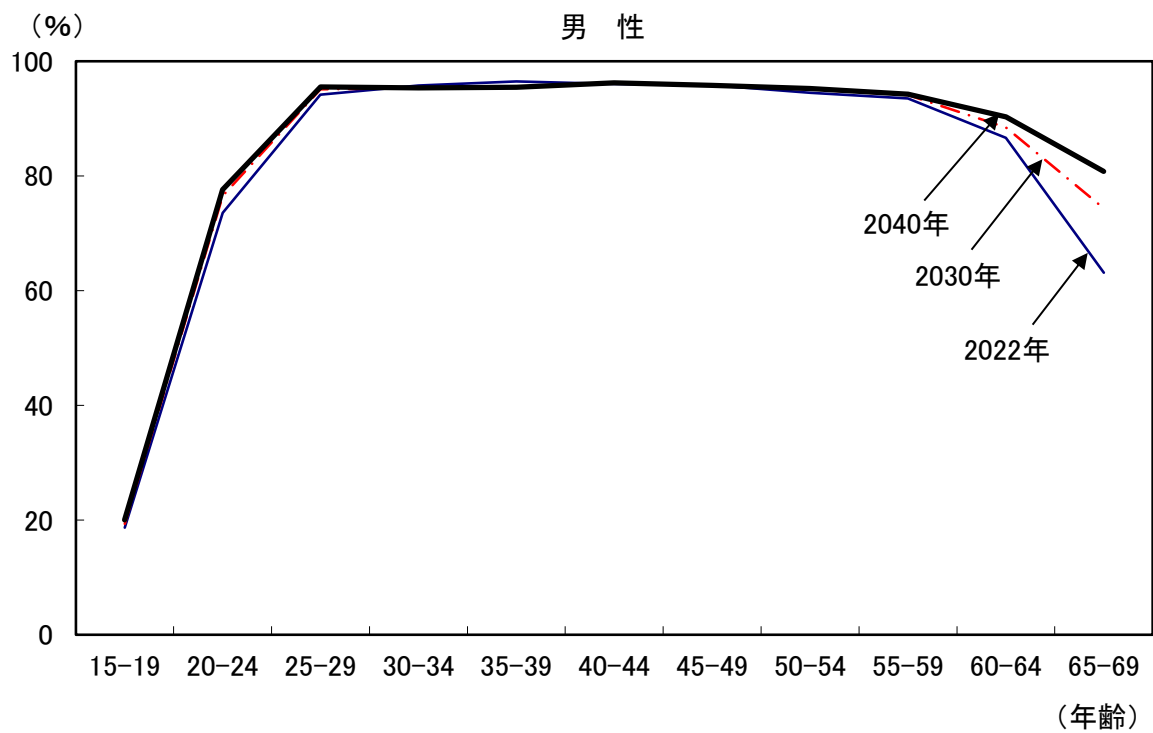
性・年齢		年		実績			推計		
		2022	2025	2030	2035	2040			
男	15～19歳	18.0	18.3	18.5	17.5	17.2			
	20～24歳	69.8	73.3	73.5	71.3	70.5			
	25～29歳	90.2	92.1	92.0	90.9	90.5			
	30～34歳	92.4	93.5	93.3	93.0	92.9			
	35～39歳	93.8	94.2	94.0	93.8	93.7			
	40～44歳	93.8	95.0	94.9	94.4	94.3			
	45～49歳	93.8	94.5	94.4	93.9	93.8			
	50～54歳	92.4	93.8	93.7	93.1	92.9			
	55～59歳	91.3	93.1	92.9	92.2	91.9			
性	60～64歳	83.9	85.6	87.3	87.3	87.8			
	65～69歳	61.9	68.0	70.6	71.7	72.8			
	15～19歳	20.4	20.5	20.6	20.5	20.7			
女	20～24歳	72.3	77.7	78.1	77.2	77.2			
	25～29歳	84.8	86.5	87.9	88.4	89.1			
	30～34歳	78.4	81.4	87.4	89.9	91.4			
	35～39歳	77.0	79.3	82.3	82.8	84.0			
	40～44歳	79.7	80.9	82.5	82.5	82.9			
	45～49歳	80.4	82.0	83.9	84.1	84.7			
	50～54歳	79.2	80.9	83.2	83.9	84.8			
	55～59歳	74.0	77.1	81.1	82.6	84.0			
	60～64歳	62.7	65.6	71.7	75.2	77.4			
性	65～69歳	41.4	42.2	48.3	52.7	55.4			
	女性 有配 偶	15～19歳	40.7	40.5	40.5	40.0	39.9		
		20～24歳	70.3	71.8	71.6	70.9	70.7		
25～29歳		75.2	78.4	83.1	86.0	88.5			
30～34歳		71.0	75.2	85.5	90.2	92.7			
35～39歳		72.5	75.1	79.6	81.1	83.1			
40～44歳		76.8	78.0	79.9	79.9	80.6			
45～49歳		78.2	79.6	81.9	82.1	82.9			
50～54歳		76.3	78.5	81.6	82.7	84.0			
55～59歳		71.4	74.8	80.3	83.2	85.6			
性	60～64歳	60.2	61.3	67.5	72.7	77.0			
	65～69歳	39.0	38.1	43.4	47.5	51.6			
	女性 無配 偶	15～19歳	20.1	20.0	20.0	19.8	19.7		
20～24歳		71.9	77.7	78.1	77.1	76.9			
25～29歳		89.5	90.5	90.5	89.5	89.2			
30～34歳		88.0	89.0	90.2	90.5	91.0			
35～39歳		86.0	87.5	87.5	86.5	86.2			
40～44歳		86.7	87.7	88.2	87.8	87.8			
45～49歳		85.5	87.4	88.3	88.6	89.0			
50～54歳		86.0	86.0	86.6	86.5	86.6			
55～59歳		80.9	82.3	82.5	81.1	80.6			
性	60～64歳	69.6	76.8	81.1	80.6	78.6			
	65～69歳	47.0	52.0	58.6	62.3	62.0			

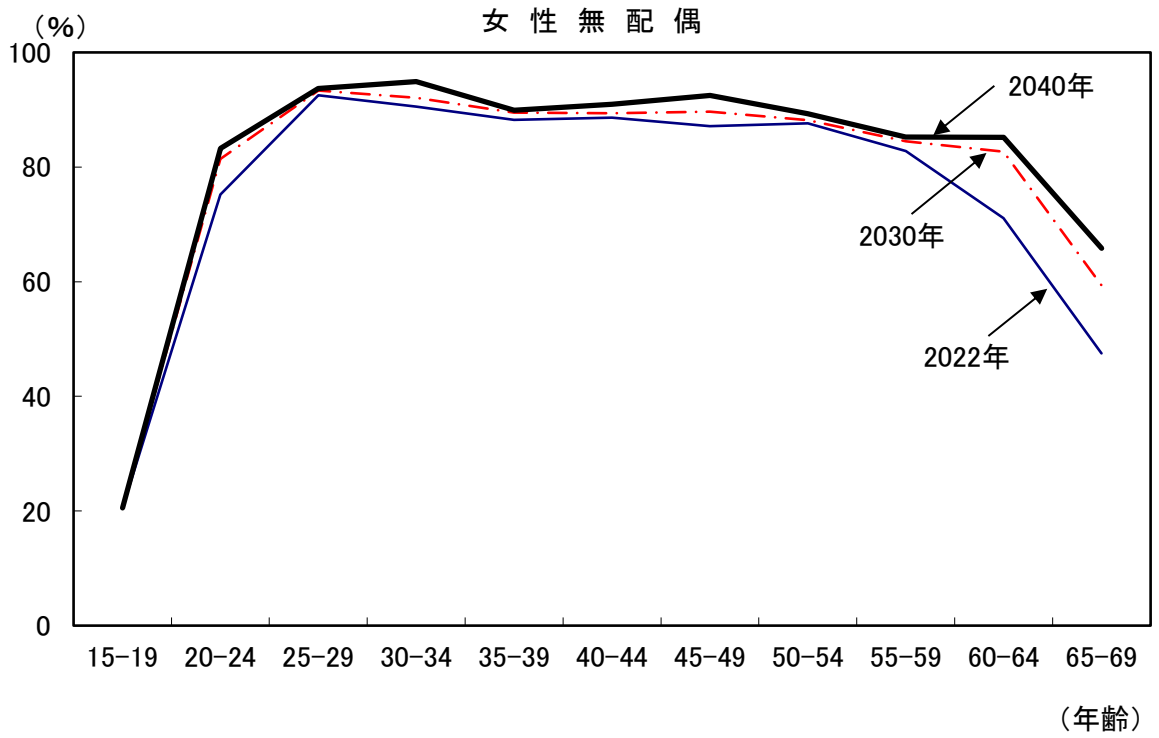
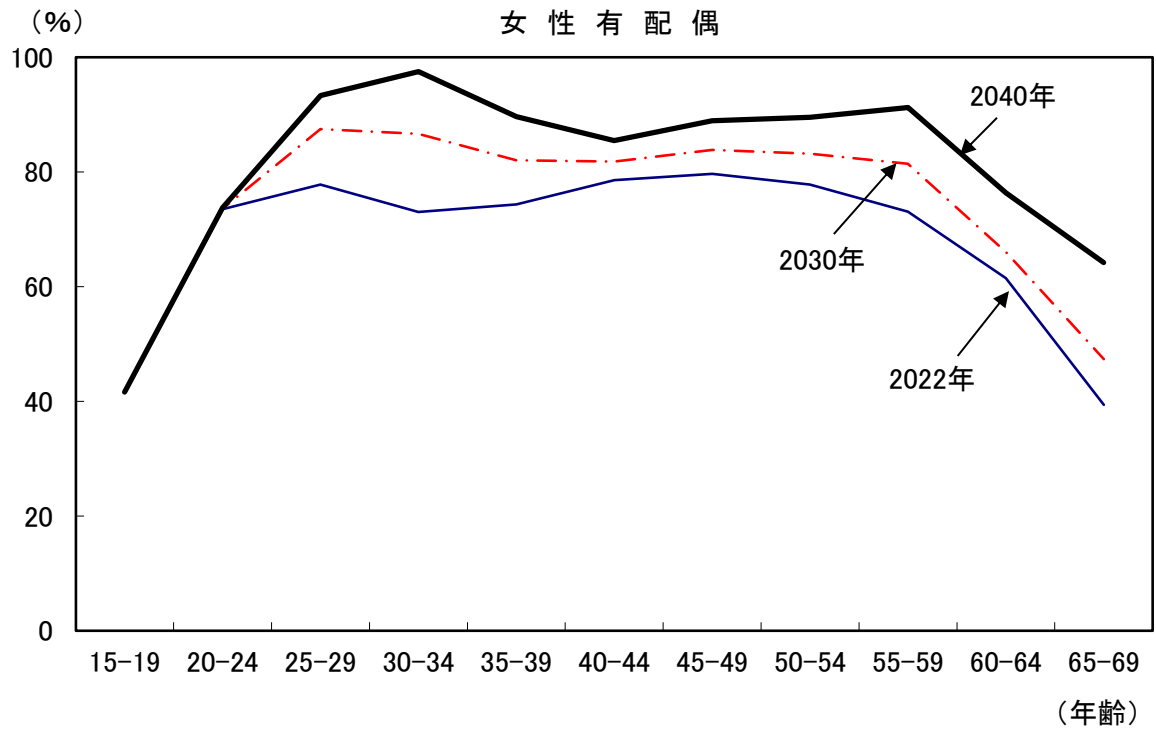
(2) 就業率の見通し

(労働参加現状シナリオ)

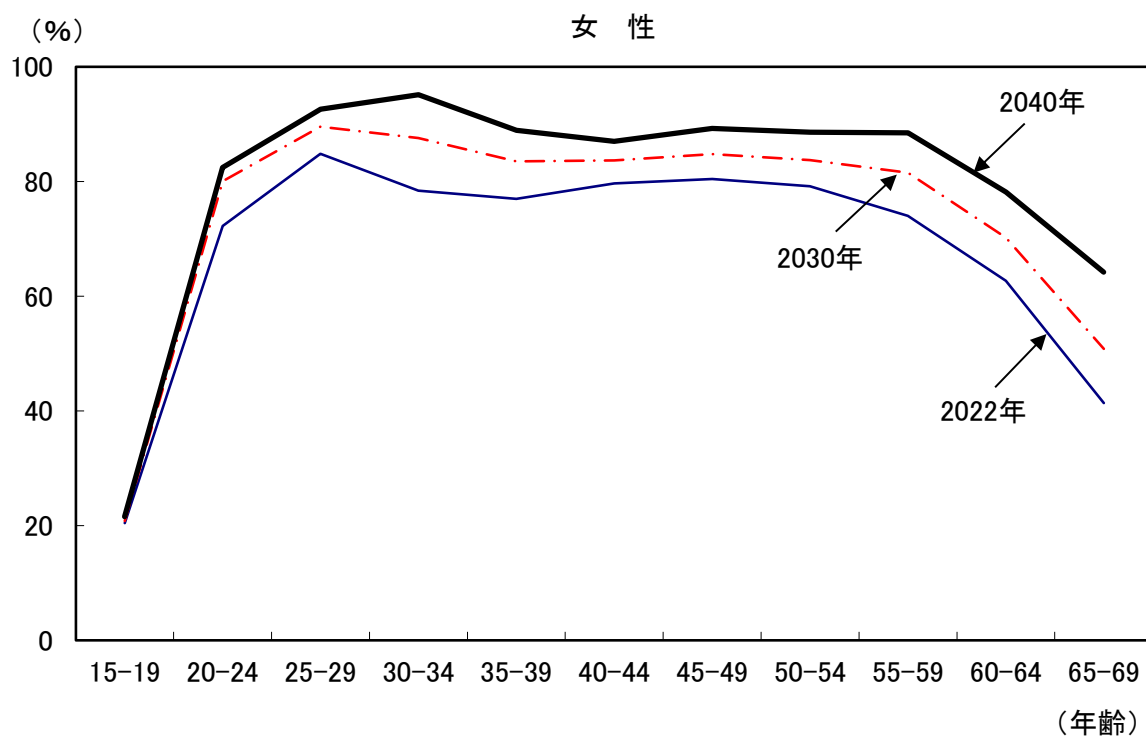
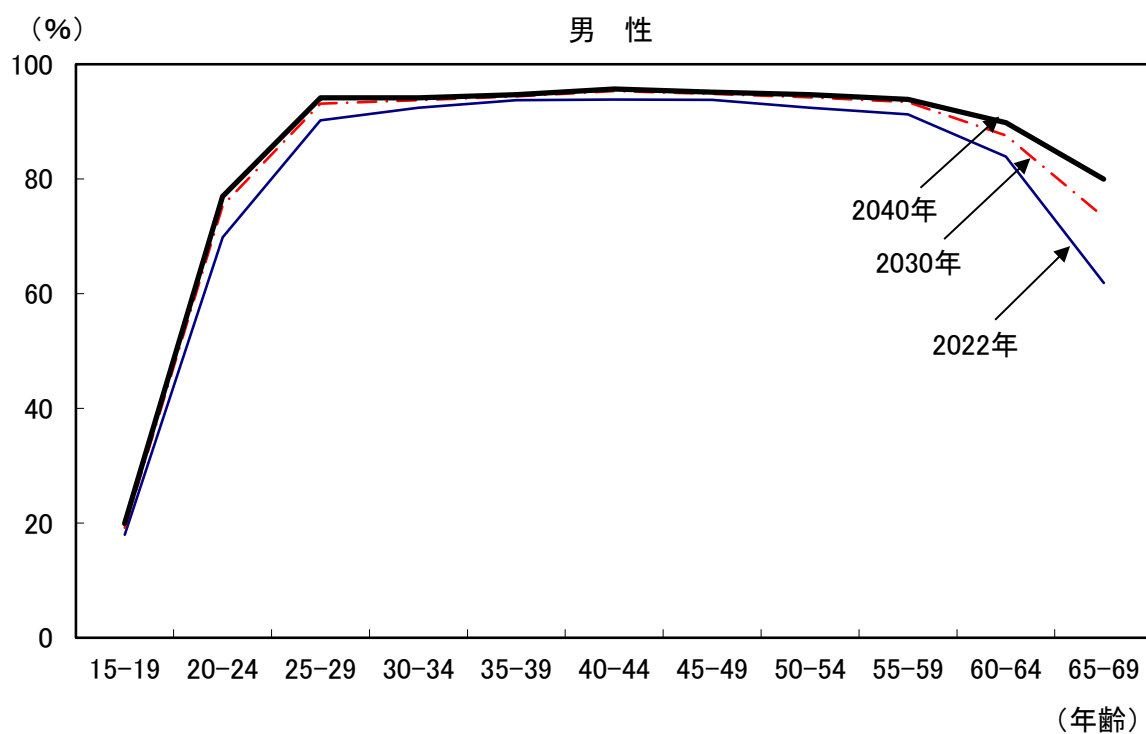
性・年齢		年		実績			推計		
		2022	2025	2030	2035	2040			
男	15～19歳	18.0	18.5	18.4	17.6	17.4			
	20～24歳	69.8	72.3	71.5	68.7	67.9			
	25～29歳	90.2	92.0	91.0	88.6	87.9			
	30～34歳	92.4	93.9	93.3	91.7	91.3			
	35～39歳	93.8	95.2	94.6	93.2	92.8			
	40～44歳	93.8	95.1	94.6	93.2	92.8			
	45～49歳	93.8	94.7	94.3	93.1	92.8			
	50～54歳	92.4	93.5	93.0	91.7	91.4			
	55～59歳	91.3	92.7	92.1	90.4	89.9			
性	60～64歳	83.9	85.7	85.0	82.8	82.2			
	65～69歳	61.9	62.3	62.0	61.5	61.4			
	15～19歳	20.4	20.6	20.4	19.9	19.9			
女	20～24歳	72.3	74.2	73.5	71.4	70.9			
	25～29歳	84.8	85.5	84.5	82.8	82.4			
	30～34歳	78.4	79.3	78.4	76.8	76.5			
	35～39歳	77.0	77.9	77.4	75.8	75.2			
	40～44歳	79.7	80.8	80.4	78.9	78.3			
	45～49歳	80.4	81.0	80.6	79.5	79.2			
	50～54歳	79.2	79.7	79.4	78.6	78.5			
	55～59歳	74.0	75.1	75.0	74.3	74.1			
	60～64歳	62.7	63.4	63.4	63.0	62.8			
性	65～69歳	41.4	41.6	41.8	41.9	41.9			
	15～19歳	40.7	40.7	40.3	39.1	38.7			
	20～24歳	70.3	72.1	71.4	69.3	68.8			
有配偶	25～29歳	75.2	76.1	75.5	74.0	73.7			
	30～34歳	71.0	71.7	71.2	69.9	69.6			
	35～39歳	72.5	73.3	72.8	71.5	71.1			
	40～44歳	76.8	77.9	77.4	76.0	75.5			
	45～49歳	78.2	78.8	78.4	77.3	77.0			
	50～54歳	76.3	76.8	76.4	75.7	75.5			
	55～59歳	71.4	72.2	72.0	71.3	71.1			
	60～64歳	60.2	60.6	60.4	59.8	59.7			
	65～69歳	39.0	39.1	39.0	38.9	38.9			
無配偶	15～19歳	20.1	20.1	19.9	19.3	19.1			
	20～24歳	71.9	73.8	73.0	70.9	70.3			
	25～29歳	89.5	90.5	89.8	88.0	87.6			
	30～34歳	88.0	88.9	88.3	86.7	86.3			
	35～39歳	86.0	87.0	86.4	84.9	84.4			
	40～44歳	86.7	87.8	87.3	85.7	85.2			
	45～49歳	85.5	86.1	85.7	84.5	84.2			
	50～54歳	86.0	86.5	86.1	85.3	85.0			
	55～59歳	80.9	81.8	81.5	80.8	80.6			
性	60～64歳	69.6	70.1	69.8	69.2	69.0			
	65～69歳	47.0	47.1	47.0	46.9	46.8			

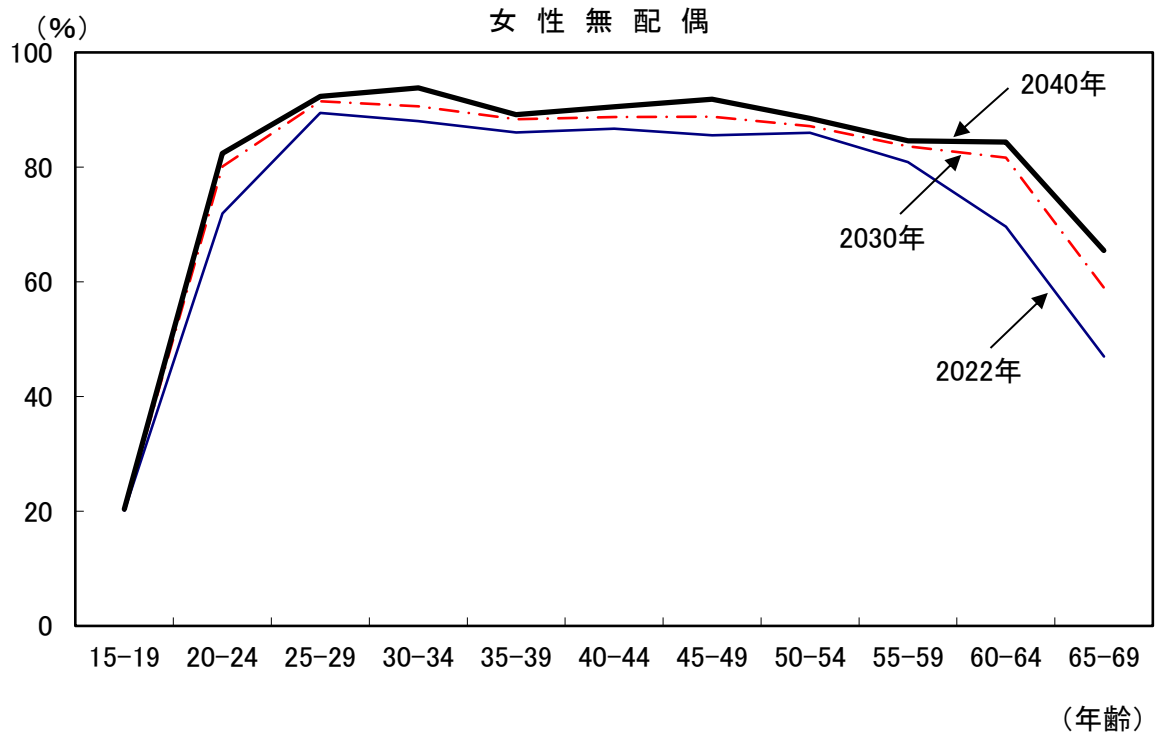
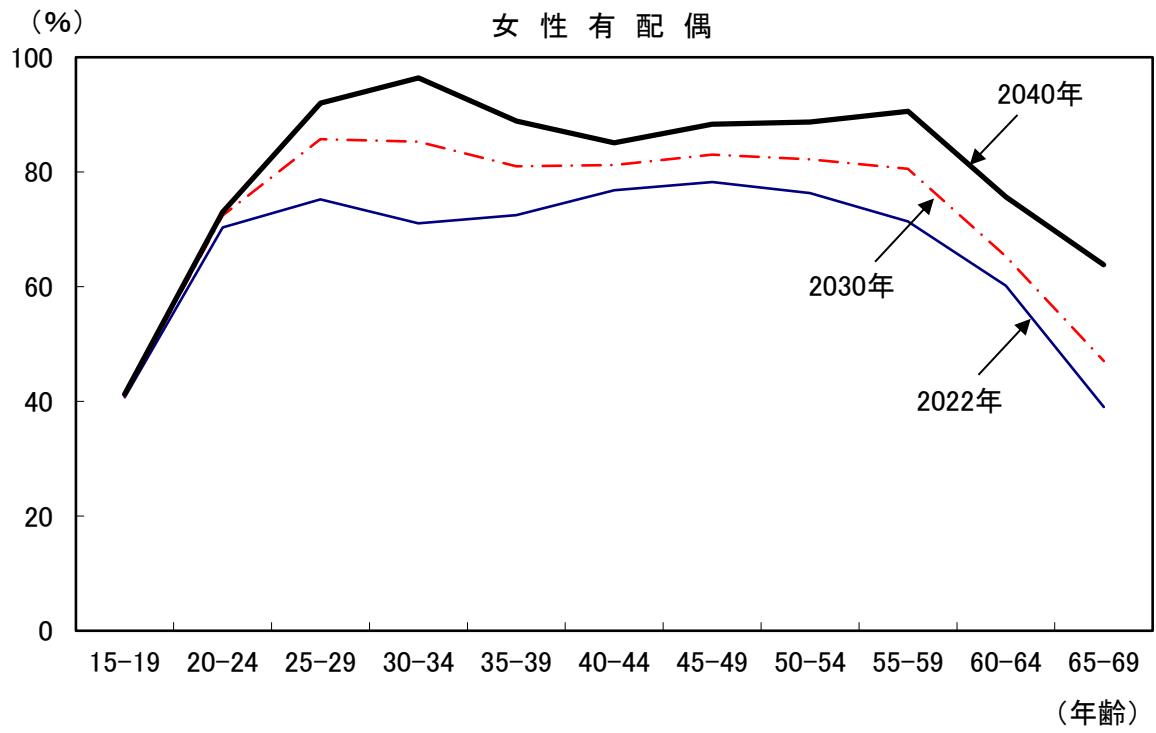
第3-5-10図 労働力率の見通し（労働参加進展シナリオ）





第3-5-11図 就業率の見通し（労働参加進展シナリオ）



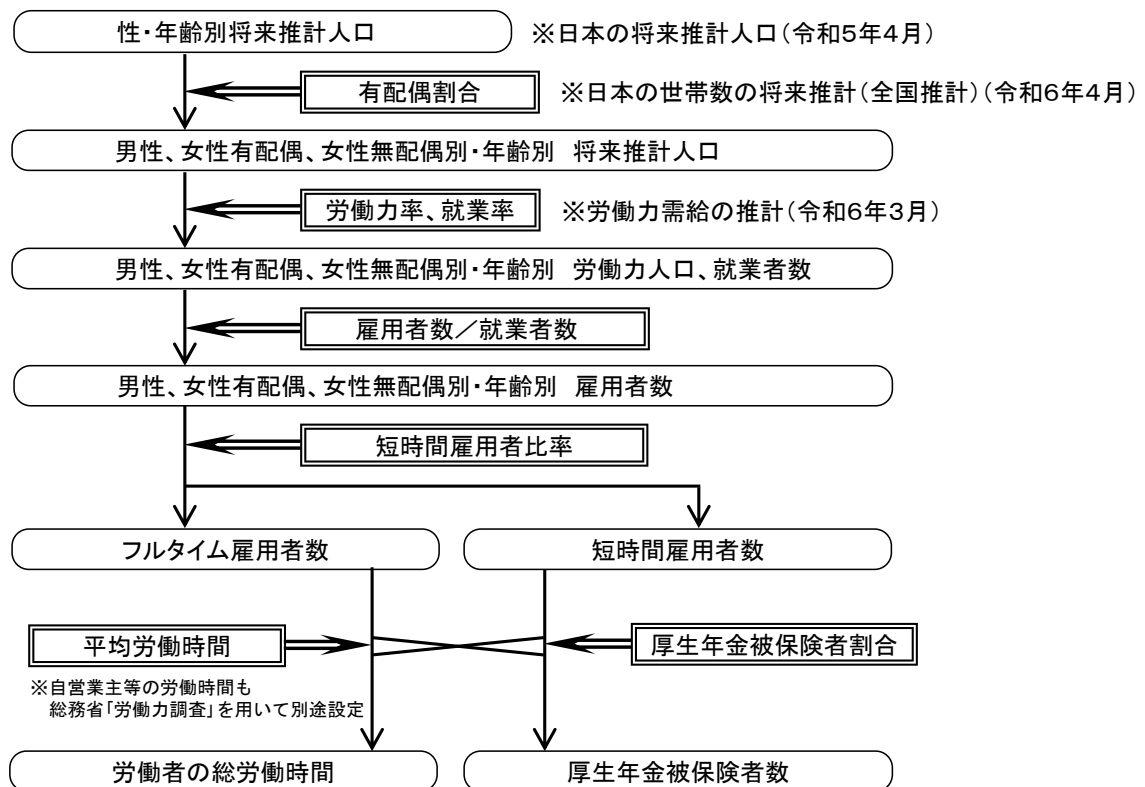


3. 厚生年金被保険者数及び労働投入量の推計

長期の経済前提を設定する際に用いられたマクロ経済に関する試算では、パラメータの1つである労働投入量として総労働時間（マンアワーベース）が採用されたことを前節で述べている。本項では、この労働投入量及びこれと密接な関係にある厚生年金被保険者数の具体的な推計手法について解説する。

これらは、前項までに詳述した将来推計人口、配偶関係別人口及び労働力需給の推計に、実績統計も加味して推計される。その推計手順をフローチャートとして示したものが第3-5-12図である。以下、この流れに沿って解説する。

第3-5-12図 厚生年金被保険者数及び労働投入量の推計手順



(1) 人口

推計の基礎となる人口は、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」(令和5(2023)年4月)である。女性有配偶、女性無配偶の人口は、「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」(令和6(2024)年4月)における女性人口に占める有配偶者の割合を用いて以下のとおり算出している。

$$\begin{aligned} & \text{女性有配偶人口の将来推計} \\ & = \text{将来推計人口の女性人口} \times \text{女性人口に占める有配偶者の割合} \\ & \text{女性無配偶人口の将来推計} \\ & = \text{将来推計人口の女性人口} - \text{女性有配偶人口} \end{aligned}$$

(2) 労働力人口及び就業者数

人口に占める労働力人口や就業者数の割合である労働力率や就業率は、独立行政法人労働政策研究・研修機構による「労働力需給の推計」(令和6(2024)年3月)を使用している。これらを用いて、労働力人口及び就業者数をそれぞれ男性、女性有配偶、女性無配偶別かつ年齢別に以下のとおり算出している。

$$\begin{aligned} \text{労働力人口の将来推計} & = \text{将来推計人口} \times \text{労働力率の将来推計} \\ \text{就業者数の将来推計} & = \text{将来推計人口} \times \text{就業率の将来推計} \end{aligned}$$

(3) 雇用者数

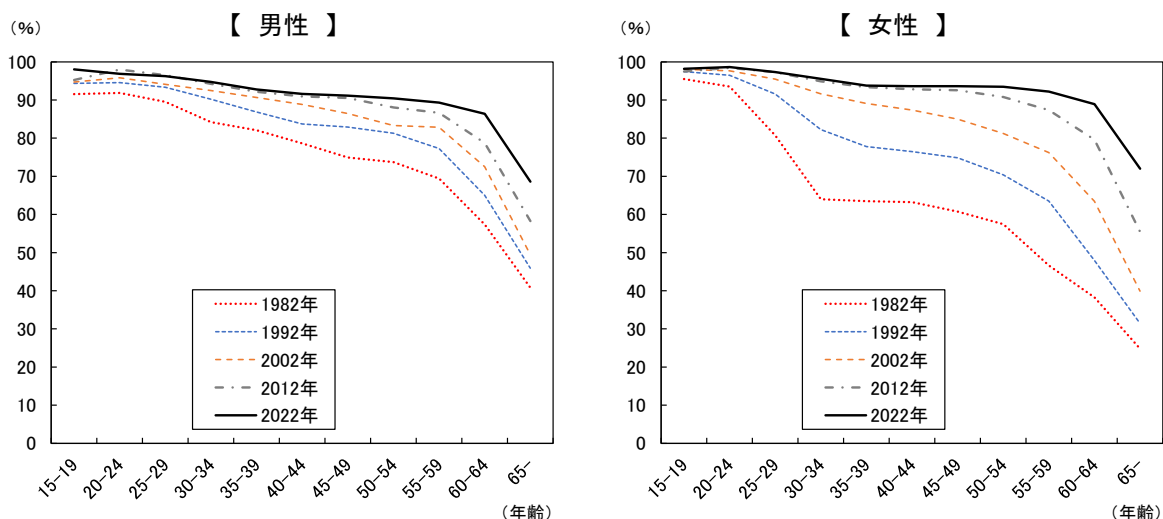
次に、就業者に占める雇用者の割合(以下、「雇用者比率」という。)を設定し、就業者数に乗じることにより雇用者数を算出している。

$$\text{雇用者数の将来推計} = \text{就業者数の将来推計} \times \text{雇用者比率の将来推計}$$

雇用者比率を設定するにあたり、過去の実績の推移をみると、男性、女性ともに上昇傾向にあるが、足下(令和4(2022)年)で男性は88.6%、女性は91.4%の水準まで高まっており、今後、頭打ち傾向に転ずるものと考えられる(第3-5-16図を参照)。

また、これを年齢階級別にみたものが第3-5-13図である。男性は、年齢が高くなると雇用者比率が低下する傾向にあるものの、長期的にみれば一様に上昇している様子がみられる。女性については、20歳代前半までの雇用者比率は30年前から既に高水準にあり、20歳代後半から60歳代にかけてはどの階級においても顕著な上昇傾向が見られる。

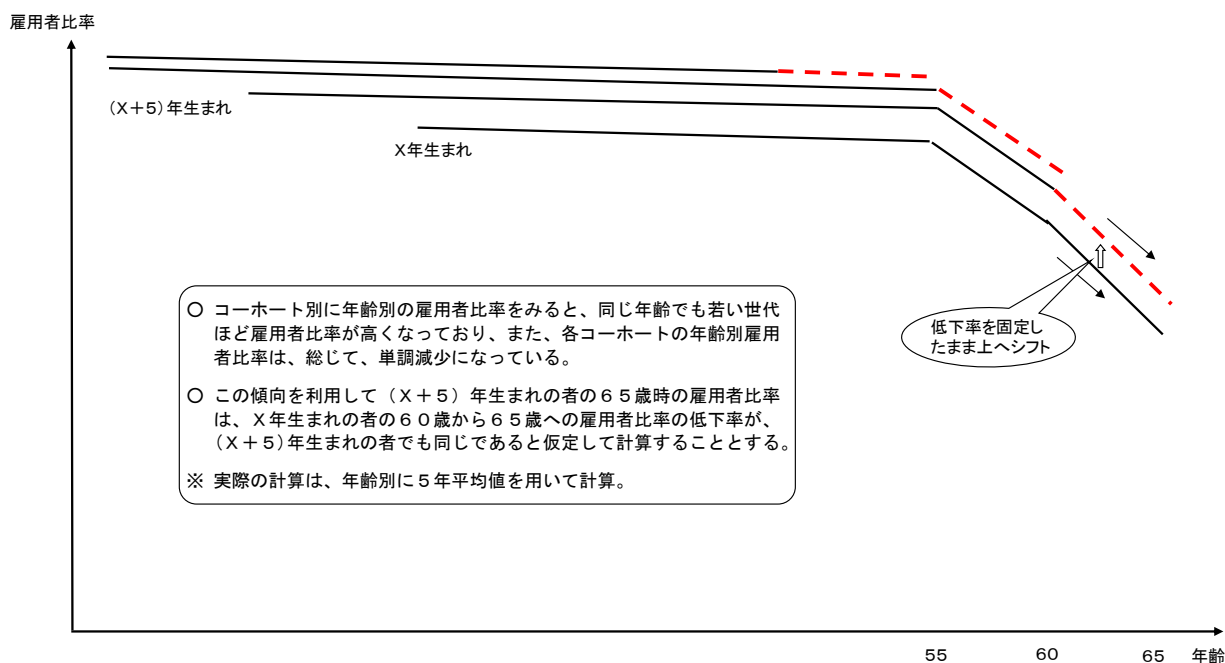
第3-5-13図 年齢階級別にみた雇用者比率の推移



以上の状況を踏まえつつ、将来の雇用者比率は令和元(2019)年財政検証と同様の方法を用いて設定することとされた。設定方法のイメージを第3-5-14図に示している。若い世代において年齢とともに生じる雇用者比率の低下度合が、それよりも上の世代における低下度合と同じであるとして、若い世代における雇用者比率を延長推計するものである。具体的には、令和4(2022)年の実績値を足下にして、以下の計算式に基づいて算出した。

$$E_x^t = E_{x-1}^{t-1} \times \frac{1}{5} \sum_{i=1}^5 \left(\frac{E_x^{t-i}}{E_{x-1}^{t-1-i}} \right) \quad \left(\begin{array}{l} E : \text{雇用者比率} \\ x : \text{年齢、 } t : \text{年} \end{array} \right)$$

第3-5-14図 雇用者比率の設定方法（イメージ）

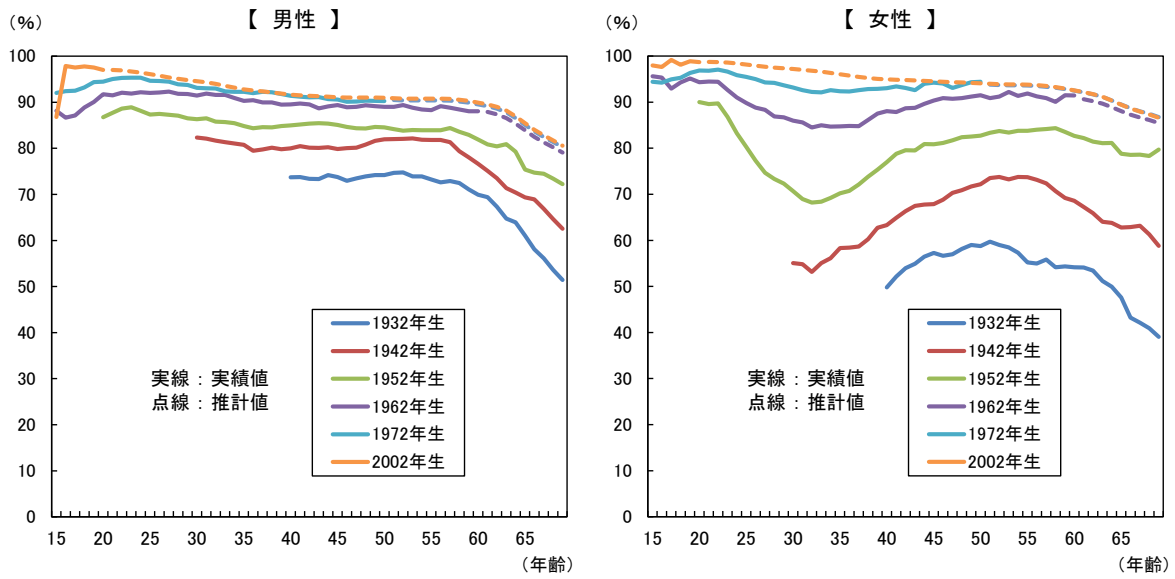


このような方法により設定したコーホート別の雇用者比率を示したものが第3-5-15図であり、これに基づく男女別の雇用者比率を示したものが第3-5-16図である。

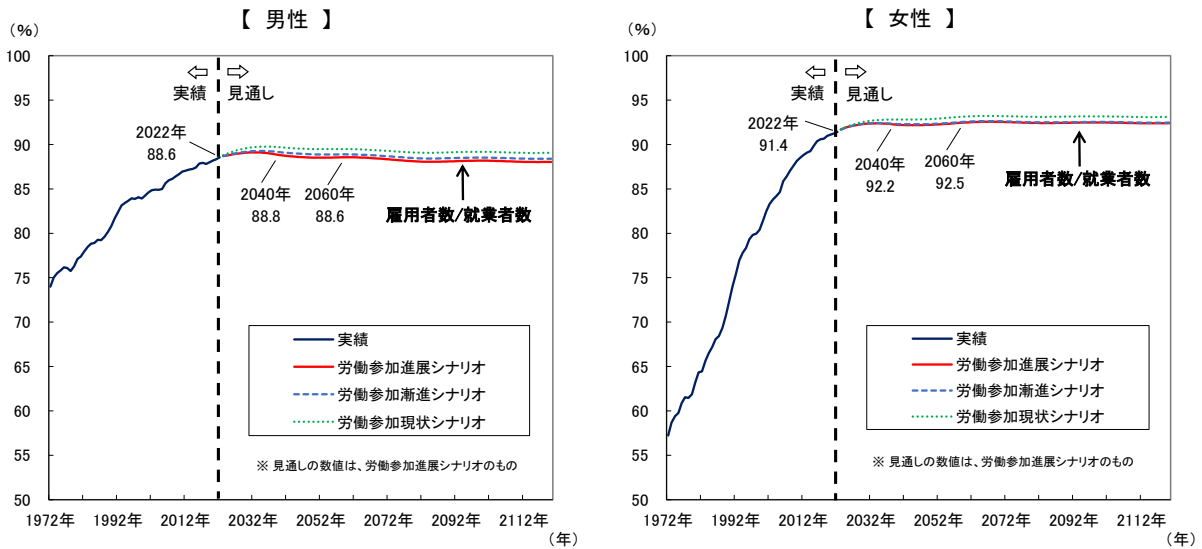
なお、第3-5-16図において、労働参加が進展するシナリオほど雇用者比率の見通しが低くなっているが、これは労働参加が進展するシナリオほど雇用者比率が比較的低い高齢層の就業率が高まるためである。

以上のように推計した就業者数、雇用者数の見通しを示したものが第3-5-17表である。

第3-5-15図 コーホート別にみた雇用者比率



第3-5-16図 雇用者比率の推移と見通し



第3-5-17表 就業者数、雇用者数の見通し（70歳未満）

（労働参加進展シナリオ）

（万人）

		男女計	(再掲) 65歳以上	男性	(再掲) 65歳以上	女性	(再掲) 65歳以上
就業者数	2024年	6,231	393	3,395	232	2,836	161
	2025年	6,252	399	3,402	237	2,850	162
	2026年	6,262	405	3,398	239	2,864	166
	2027年	6,268	416	3,392	244	2,876	172
	2028年	6,269	428	3,384	250	2,885	178
	2029年	6,267	440	3,373	256	2,893	185
	2030年	6,266	461	3,365	266	2,902	195
	2040年	5,961	649	3,131	356	2,830	293
	2050年	5,213	493	2,741	271	2,471	222
	2060年	4,752	427	2,501	238	2,251	190
	2070年	4,293	419	2,259	234	2,033	185
	2080年	3,794	391	1,997	218	1,797	173
	2090年	3,371	309	1,773	172	1,598	137
	2100年	3,041	301	1,600	167	1,441	133
	2110年	2,686	272	1,414	152	1,272	121
	2120年	2,377	230	1,251	128	1,127	102
雇用者数	2024年	5,755	319	3,097	184	2,658	135
	2025年	5,779	326	3,106	189	2,673	137
	2026年	5,792	334	3,104	192	2,688	141
	2027年	5,800	345	3,100	198	2,700	147
	2028年	5,803	357	3,094	203	2,710	154
	2029年	5,802	369	3,085	208	2,717	160
	2030年	5,802	388	3,077	218	2,725	170
	2040年	5,514	553	2,859	295	2,655	257
	2050年	4,831	419	2,506	226	2,324	193
	2060年	4,408	366	2,284	199	2,124	166
	2070年	3,977	357	2,058	194	1,919	163
	2080年	3,514	333	1,819	181	1,695	153
	2090年	3,125	264	1,616	143	1,509	121
	2100年	2,817	256	1,457	139	1,360	117
	2110年	2,488	232	1,287	126	1,200	106
	2120年	2,203	196	1,140	106	1,063	90

(労働参加漸進シナリオ)

(万人)

		男女計	(再掲) 65歳以上	男性	(再掲) 65歳以上	女性	(再掲) 65歳以上
就業者数	2024年	6,225	389	3,395	231	2,830	159
	2025年	6,243	393	3,403	234	2,840	158
	2026年	6,242	397	3,392	235	2,851	162
	2027年	6,236	405	3,379	239	2,858	167
	2028年	6,227	415	3,364	243	2,864	173
	2029年	6,214	426	3,346	247	2,868	179
	2030年	6,202	444	3,330	256	2,872	188
	2040年	5,707	581	3,024	323	2,683	258
	2050年	4,996	442	2,652	246	2,343	196
	2060年	4,556	383	2,419	215	2,136	168
	2070年	4,113	375	2,184	212	1,929	163
	2080年	3,634	350	1,931	197	1,704	153
	2090年	3,232	277	1,715	156	1,517	121
	2100年	2,914	269	1,547	151	1,367	118
	2110年	2,573	244	1,367	137	1,206	107
2120年	2,278	206	1,210	116	1,069	90	
雇用者数	2024年	5,750	316	3,098	183	2,653	133
	2025年	5,772	322	3,107	187	2,665	134
	2026年	5,774	327	3,099	189	2,676	138
	2027年	5,771	337	3,088	193	2,683	144
	2028年	5,765	347	3,076	197	2,689	149
	2029年	5,754	357	3,061	202	2,693	155
	2030年	5,744	374	3,046	209	2,698	164
	2040年	5,281	495	2,763	268	2,518	228
	2050年	4,631	375	2,426	205	2,205	171
	2060年	4,226	328	2,210	181	2,017	147
	2070年	3,812	320	1,991	176	1,821	144
	2080年	3,367	298	1,759	164	1,608	135
	2090年	2,996	236	1,564	129	1,433	107
	2100年	2,700	230	1,410	126	1,290	104
	2110年	2,384	208	1,245	114	1,139	94
2120年	2,111	176	1,102	96	1,009	79	

(労働参加現状シナリオ)

(万人)

		男女計	(再掲) 65歳以上	男性	(再掲) 65歳以上	女性	(再掲) 65歳以上
就業者数	2024年	6,178	377	3,383	220	2,795	157
	2025年	6,172	374	3,385	218	2,788	156
	2026年	6,137	372	3,366	217	2,771	155
	2027年	6,097	375	3,346	219	2,752	156
	2028年	6,054	378	3,323	221	2,730	157
	2029年	6,006	382	3,299	223	2,707	159
	2030年	5,959	393	3,275	229	2,685	164
	2040年	5,282	474	2,910	277	2,372	197
	2050年	4,639	360	2,559	211	2,080	149
	2060年	4,230	313	2,334	185	1,897	128
	2070年	3,811	306	2,104	182	1,707	124
	2080年	3,368	286	1,859	169	1,508	117
	2090年	3,000	226	1,654	134	1,346	92
	2100年	2,700	220	1,490	130	1,210	90
	2110年	2,384	199	1,316	118	1,068	81
2120年	2,113	168	1,166	100	947	69	
雇用者数	2024年	5,707	306	3,088	174	2,620	132
	2025年	5,707	306	3,092	175	2,615	132
	2026年	5,678	307	3,078	175	2,601	132
	2027年	5,644	311	3,060	177	2,583	134
	2028年	5,606	315	3,041	180	2,565	136
	2029年	5,563	320	3,020	182	2,544	138
	2030年	5,521	330	2,998	188	2,523	142
	2040年	4,891	403	2,662	230	2,229	174
	2050年	4,303	306	2,343	176	1,960	130
	2060年	3,926	268	2,134	155	1,792	112
	2070年	3,534	261	1,920	151	1,613	110
	2080年	3,121	243	1,696	141	1,425	103
	2090年	2,782	192	1,510	111	1,272	81
	2100年	2,503	187	1,359	108	1,143	79
	2110年	2,210	169	1,201	98	1,009	72
2120年	1,959	143	1,064	83	895	61	

(4) フルタイム雇用者、短時間雇用者及び平均労働時間

労働投入量や厚生年金被保険者数を推計する上では、雇用者に占める短時間労働者の割合が上昇している傾向を織り込むことが適切であると考えられる。そこで、雇用者を正規の職員や週間就業時間が35時間以上である「フルタイム雇用者」とそれ以外（35時間未満）の「短時間雇用者」に分けて推計を行った。

まず、足下の短時間雇用者比率及び平均労働時間については、令和4（2022）年の労働力調査を基礎として、性、年齢別の短時間雇用者比率（第3-5-18表）を設定し、さらに、フルタイム雇用者、短時間雇用者それぞれの平均労働時間を設定した。

第3-5-18表 労働力調査による年齢階級別短時間雇用者比率
（令和4（2022）年）

(%)

年齢	性	
	男性	女性
15～19歳	69.0	83.8
20～24歳	33.1	33.9
25～29歳	6.4	14.8
30～34歳	4.7	22.8
35～39歳	3.4	31.6
40～44歳	2.7	36.5
45～49歳	2.6	38.2
50～54歳	2.7	38.4
55～59歳	3.3	40.6
60～64歳	13.8	50.2
65～ 歳	37.2	61.7

（注1）総務省「労働力調査」（2022年）の特別集計より作成。

（注2）雇用者のうち、正規の職員以外で週間就業時間が35時間未満である者の割合である。

その上で、将来の性、年齢別の短時間雇用者比率及び平均労働時間については、「労働力需給の推計」で設定された短時間雇用者比率と平均労働時間に関する前提（第3-5-19表）の変化を考慮して設定し、令和22（2040）年以降は一定とした。短時間雇用者比率の上昇は、就業率が上昇する男性及び無配偶女性の60歳以上、有配偶女性の全年齢を対象として変化させた。

第3-5-19表 労働力需給の推計で設定された短時間雇用者比率と平均労働時間の前提

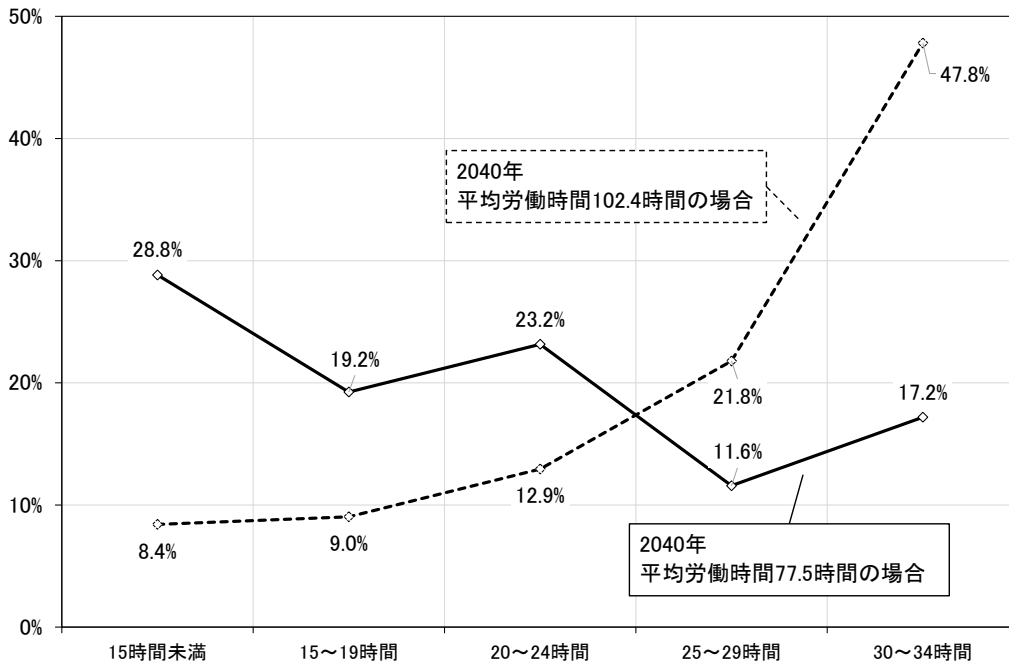
		労働参加進展シナリオ	労働参加漸進シナリオ	労働参加現状シナリオ
短時間雇用者比率		2022年 31.6% → 2030年 36.1% → 2040年 40.8% に増加*1	労働参加進展シナリオの半分の影響を反映	2022年の31.6%で一定
平均労働時間	一般労働者	2022年 月177.0時間 → 2030年 月173.8時間 → 2040年 月172.1時間 に減少*2	労働参加進展シナリオの半分の影響を反映	2022年の月177.0時間で一定
	短時間労働者	2022年 月 77.5時間 → 2030年 月 92.8時間 → 2040年 月102.4時間 に増加*2	労働参加進展シナリオの半分の影響を反映	2022年の月 77.5時間で一定

*1 厚生労働省「毎月勤労統計調査」のパートタイム労働者比率(1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者、又は、1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者の割合)をトレンド延長。

*2 賃金構造基本統計調査の労働時間を使用。①有給休暇取得率の増加、②多様な就業形態の増加、③時間外労働の上限規制(建設・運輸・郵便)を反映。有休休暇取得率は、2025年:70%、2035年:100%を想定。多様な就業形態の増加については、2035年までに現在のフルタイム・短時間の格差が25%解消することを想定。

短時間雇用者については、さらに、将来の平均労働時間の増加を考慮して、将来の各年次における労働時間分布を設定した。すなわち、労働参加進展シナリオでは第3-5-20図の実線から点線に推移するように設定し、労働参加現状シナリオでは第3-5-20図における実線で将来にわたり一定となるように設定した。

第3-5-20図 短時間雇用者の平均労働時間と労働時間分布



なお、就業者のうち雇用者でない者の平均労働時間は、労働力調査における自営業主と家族従業員の平均就業時間を加重平均したもの(令和4(2022)年で月142時間)として設定した。

(5) 厚生年金被保険者

(4)までの手順で推計されるフルタイム雇用者、短時間雇用者それぞれについて、雇用者に占める厚生年金被保険者の割合（以下、「厚生年金被保険者割合」という。）を乗じることにより、将来の厚生年金被保険者数を推計している。具体的には、性別（女性についてはさらに有配偶、無配偶別）、年齢別に次式により推計を行っている。

厚生年金被保険者数

$$= \{ \text{フルタイム雇用者数} \times \text{厚生年金被保険者割合 (フルタイム)} \\ + \text{短時間雇用者数} \times \text{厚生年金被保険者割合 (短時間)} \} \times \text{調整率}$$

ここで、厚生年金被保険者とは、第1号～第4号厚生年金被保険者のことであり、また、短時間労働者に対する適用拡大により適用となった短時間被保険者も含んだものである。厚生年金被保険者割合は、性、年齢によらずに設定しており、第3-5-21表に示す「令和4年公的年金加入状況等調査」の特別集計結果をもとに設定している。

第3-5-21表 労働時間別にみた厚生年金被保険者割合

	(%)					
週実労働時間	20時間未満	20～24時間	25～29時間	30～34時間	35時間以上・フルタイム	正規の職員
厚生年金被保険者割合	11.7	28.8	57.3	82.1	83.0	92.7

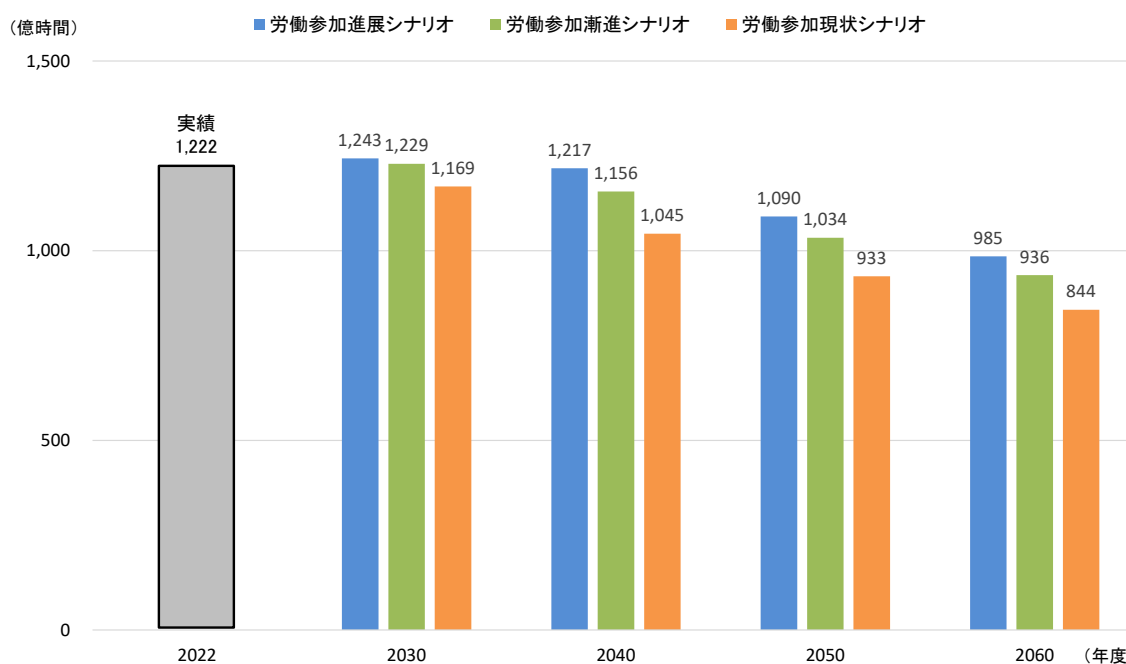
(出典)厚生労働省「令和4年公的年金加入状況等調査」の特別集計による

なお、厚生年金被保険者数の算出にあたっては、足下の厚生年金被保険者数が実績値と一致するよう調整率を乗じている。また、第2号厚生年金被保険者～第4号厚生年金被保険者（共済組合の被保険者）は、すべてフルタイム雇用者であるものとみなして推計を行っている。

(6) 労働投入量（マンアワーベース）

(4) までの手順により推計される労働投入量（マンアワーベース）の推移を示したものが第3-5-22図である。男女計で令和4（2022）年度には1,222億時間程度であるものが、人口の減少に伴い、令和42（2060）年度には労働参加進展シナリオで985億時間程度、労働参加漸進シナリオで936億時間程度、労働参加現状シナリオで844億時間程度となる見通しとなっている。

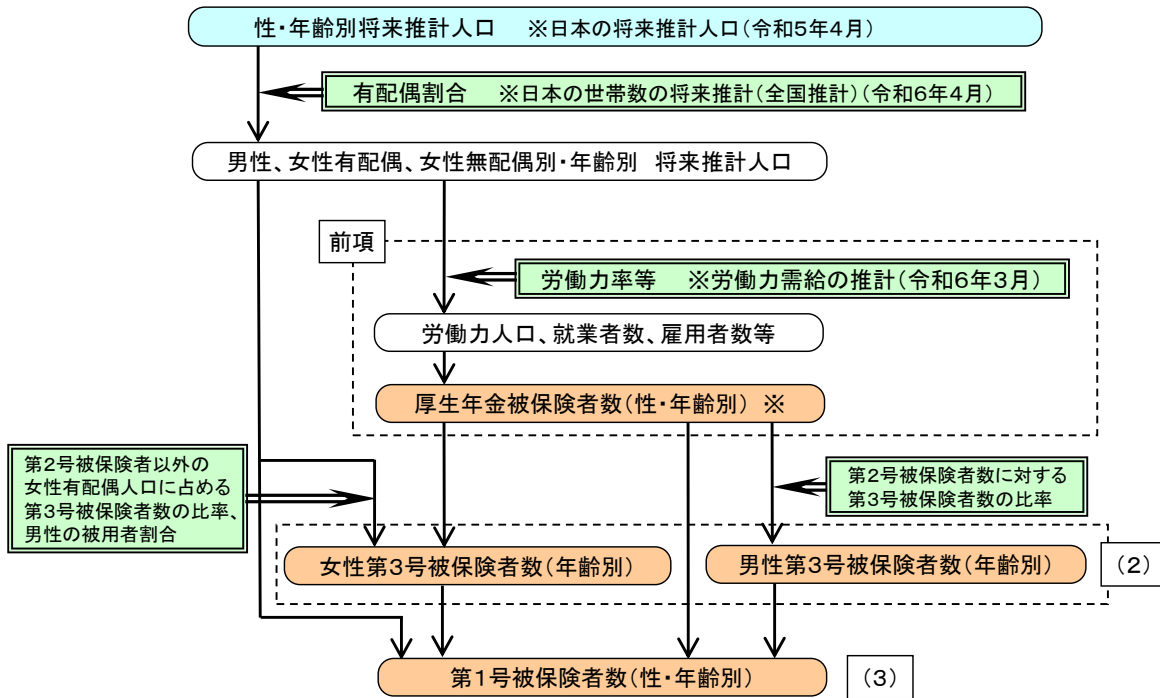
第3-5-22図 総労働時間（マンアワー）の推移



4. 公的年金被保険者数の推計

前項では厚生年金被保険者数の推計手法を示したが、公的年金全体としての被保険者数の将来推計の手順を示したものが第3-5-23図である。

第3-5-23図 公的年金被保険者数の将来推計の方法



(1) ※別途将来推計人口等から推計した第2号～第4号厚生年金被保険者を除くことで、第1号厚生年金被保険者が推計される。

(1) 第1号～第4号厚生年金被保険者

第2号～第4号厚生年金被保険者（各共済組合等の組合員）数の推計については、それぞれの被保険者数の動向をもとに推計されている。

第2号厚生年金被保険者（国家公務員共済組合の組合員）及び第3号厚生年金被保険者（地方公務員共済組合の組合員）については、総人口に占める被保険者数の割合に着目し、この比率の実績値を将来へ投影することにより、被保険者数を推計するという考え方が採られている。

第4号厚生年金被保険者（私立学校教職員共済の加入者）については、当初6年程度は過去の実績値の傾向を延長するという考え方で推計し、以後は学種別（小学校、中学校などの種別）の加入者数と学齢対象人口（小学校ならば6～11歳人口、中学校ならば12～14歳人口など）の比率に着目して、加入者数を推計するという考え方が採られている。

前項のとおり推計した厚生年金被保険者全体から、上記のとおり推計され

た第2号～第4号厚生年金被保険者を除くことで、第1号厚生年金被保険者数を推計している。

(2) 第3号被保険者

女性の第3号被保険者数については、全員が有配偶者であること及び女性については人口や厚生年金被保険者数の推計が有配偶者と無配偶者に分けて行われていることに着目して推計している。女性の有配偶者から厚生年金被保険者を除いたものは、第1号被保険者と第3号被保険者の合計に相当することから、実績統計から年齢別に厚生年金被保険者を除く女性有配偶人口に対する女性の第3号被保険者数の比率を算出し、この比率が男性における人口に占める厚生年金被保険者の割合の上昇に伴って高まるものとして推計している。具体的には下記のとおりである。

女性第3号被保険者数（年齢別）

$$\begin{aligned} &= \text{厚生年金被保険者を除く女性有配偶人口（推計値）} \\ &\times \left\{ \frac{\text{女性第3号被保険者数（実績統計）}}{\text{厚生年金被保険者を除く女性有配偶人口（実績統計）}} \right\} \\ &\times \text{男性における人口に占める厚生年金被保険者の割合} \\ &\quad \text{の実績値からの変化率（推計値）} \end{aligned}$$

一方、男性の第3号被保険者数については、実績統計から年齢別に女性有配偶者の第2号被保険者数に対する男性の第3号被保険者数の比率を算出し、これが将来にわたり一定であるとして推計している。

(3) 第1号被保険者

第1号被保険者数については、人口から厚生年金被保険者数及び第3号被保険者数の推計値を控除することにより推計している。

60歳以上の高齢任意加入の被保険者数については、実績統計から性・年齢別に人口に対する被保険者の比率を算出し、それが将来にわたり一定であるとして推計している。

第6節

給付水準の将来見通し及び 財政見通しの作成方法

財政検証においては、被保険者数の将来推計結果から、将来の厚生年金被保険者に係る報酬等の推計を行い、給付費・受給者数等の推計を行っている。ここでは、この一連の過程について解説する。

将来の給付費や受給者数を算出するためには、いくつかのステップを踏むこととなるが、以下、主に厚生年金の場合を例にしてシミュレーションの基本的な構造について解説する。

1. 被保険者の区分、報酬及び保険料の推計方法

被保険者数の推計が将来推計人口の内訳として決定されていく方式を述べたが、給付費・受給者数の将来推計では、基礎数を出発点とし、基礎率を使用して、将来の制度の状態が実際に起きるかのように一年一年作り出していくシミュレーション方式をとっている。このようなシミュレーションにおいては、性・年齢・被保険者期間別等に分解された要素を年次毎に作り出していく必要があり、膨大な計算量を伴うものであるが、制度の将来の姿を忠実かつ精密に描写し、年金財政の検討を行う上では欠かせないものである。

ここでは、被保険者の加入、脱退、報酬及び保険料の推計方法について解説する。

(1) 被保険者の区分

被保険者数推計において、将来の各年度の性・年齢別の人数が推計されるが、この際、過去の加入歴が長い者、短い者、その年度内に加入する者、脱退する者など、様々な状態の者がいる。この状態が異なれば、将来、受給者になったときの年金額等が異なってくることから、被保険者数推計での情報以上に緻密なシミュレーションを行う必要がある。

そこで、シミュレーションでは、性・年齢・被保険者期間別に保有している前年度末の被保険者データから、基礎率を使用して、当年度末の性・年齢・被保険者期間別の被保険者データを作り出している。

① 前年度末から引き続き加入する者（残存者）

前年度末から引き続き加入する者は、年齢が1歳、被保険者期間が1年増え

るが、その人数は次式のとおり、前年度末の被保険者数と総脱退率により算出される。同時に、総脱退者数(a)も得られる。

$$\text{zanzonh}(x, t) = \text{hiho}(x-1, t-1) \times (1 - u(x, 0))$$

[前年度末]

$$(a) = \text{hiho}(x-1, t-1) - \text{zanzonh}(x, t)$$

[前年度末]

② 前年度末に受給待期者であり、当年度末に生存している者

前年度末から引き続き待期している者は、被保険者期間は増加しないが、年齢が1歳増えることとなる。

$$\text{zantaiki}(x, t) = \text{taiki}(x-1, t) \times (1 - q(x))$$

[前年度末]

③ 新たに加える者(新規加入者)、加入歴はあるが前年度は加入しておらず再び加入することとなる者(再加入者)

被保険者数推計上の数値と①の残存者数との差が新規加入者または再加入者の対象となることから、これを再加入率により、新規加入者と再加入者に分解する。

$$\text{saikanyu}(x, t) = (\text{waku}(x) - \sum_t \text{zanzonh}(x, t)) \times \text{sair}(x) \\ \times \text{zantaiki}(x, t) / \sum_t \text{zantaiki}(x, t)$$

$$\text{shinki}(x) = \text{waku}(x) - \sum_t \text{zanzonh}(x, t) - \sum_t \text{saikanyu}(x, t)$$

④ 脱退する者(脱退者)

脱退者は、(1)サラリーマンを辞めるなど、厚生年金から生存脱退する者、(2)厚生年金の加入期間中に障害状態となり障害年金受給者となる者、(3)厚生年金の加入期間中に死亡する者に分けられる。

$$(2) = \text{hiho}(x-1, t-1) \times u(x, 1)$$

[前年度末]

$$(3) = \text{hiho}(x-1, t-1) \times u(x, 2)$$

[前年度末]

$$(1) = (a) - (2) - (3)$$

まず、①、③の結果から、当年度末における被保険者 $\text{hiho}(x, t)$ が次の算式により生成される。

$$t=0 \text{ の時 } \text{hiho}(x, 0) = \text{shinki}(x) + \text{saikanyu}(x, 0)$$

[当年度末]

$$t>0 \text{ の時 } \text{hiho}(x, t) = \text{zanzonh}(x, t) + \text{saikanyu}(x, t)$$

[当年度末]

なお、 $\sum_t \text{hiho}(x, t) = \text{waku}(x)$ となっている。

[当年度末]

また、②、③、④の結果から、当年度末における待期者 $\text{taiki}(x, t)$ が次の算式により生成される。

$$\text{taiki}(x, t) = \text{zantaiki}(x, t) - \text{saikanyu}(x, t) + (1)$$

[当年度末]

(注) 記号等の説明

x : 年齢

t : 被保険者期間が t 年 (ここでは「 t 年以上 ($t+1$) 年未満」を意味するものとする。)

$\text{waku}(x)$: 被保険者数推計における当年度末に満 x 歳である被保険者数

$\text{hiho}(x, t)$: 年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の被保険者数

$\text{taiki}(x, t)$: 年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の受給待期者数

$\text{zanzonh}(x, t)$: 当年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の被保険者であって、前年度末から引き続き被保険者である者 (残存者) の人数

$\text{zantaiki}(x, t)$: 前年度末に被保険者期間 t 年の受給待期者であった者のうち、当年度末に満 x 歳で生存している者の人数

$\text{shinki}(x)$: 当年度中の新規加入者であって、当年度末に満 x 歳である者の人数

$\text{saikanyu}(x, t)$: 当年度中の再加入者であって、当年度末に満 x 歳、被保険者期間 t 年である者の人数

$u(x, 0)$: x 歳の被保険者の総脱退率

$u(x, 1)$: x 歳の被保険者の障害年金発生率

$u(x, 2)$: x 歳の被保険者の死亡脱退率

$\text{sair}(x)$: 当年度末に満 x 歳となる当年度中加入者の再加入率 (過去の加入歴がある者の割合)

$q(x)$: 前年度末に満 $x-1$ 歳である受給待期者の当年度中における死亡率

(2) 被保険者の報酬

財政見通しの作成上、保険料収入や受給者になったときの報酬比例部分の年金額を算定するため、被保険者の報酬についてシミュレーションが必要となる。

・男女別の賃金上昇率の算定

賃金上昇率については、男女の賃金水準の差が過去（2013～2022年度）の傾向で2040年度まで縮小（単年度当たり男女の差が約1.3%解消）するものと仮定しており、ここではその推計方法を説明する。

○ 2022 ≤ k ≤ 2040 の場合

$$\begin{aligned} \text{dnhoshu}(k, x, 1) &= \text{dnhoshu}(k-1, x, 1) \\ &\quad - \text{waku}(k, x, 2) / \{\text{waku}(k, x, 1) + \text{waku}(k, x, 2)\} \\ &\quad \times \alpha \times \{\text{dnhoshu}(k-1, x, 1) - \text{dnhoshu}(k-1, x, 2)\} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{dnhoshu}(k, x, 2) &= \text{dnhoshu}(k-1, x, 2) \\ &\quad + \text{waku}(k, x, 1) / \{\text{waku}(k, x, 1) + \text{waku}(k, x, 2)\} \\ &\quad \times \alpha \times \{\text{dnhoshu}(k-1, x, 1) - \text{dnhoshu}(k-1, x, 2)\} \end{aligned}$$

○ k > 2040 の場合

$$\text{dnhoshu}(k, x, s) = \text{dnhoshu}(k-1, x, s)$$

また、標準報酬指数 shokyu(k, x, s) は次のとおりとなる。

$$\text{shokyu}(k, x, s) = \text{dnhoshu}(k, x, s) / \text{dnhoshu}(2021, 20, s)$$

・報酬の算定

残存者（前年度末から引き続き被保険者である者）の報酬に昇給率（定期昇給分）と賃金上昇率を適用したものと、当年度中の加入者の報酬の全平均が当年度末の1人あたり報酬となる。

$$\begin{aligned} \text{hoshu}(k, x, t) &= \{\text{dnhoshu}(k, x, s) \times \prod_{m=2022}^k (1 + h(m)) \times \text{kanyu}(x, t) \\ &\quad + \text{hoshu}(k-1, x-1, t-1) \times \text{shokyu}(k, x, s) / \text{shokyu}(k-1, x-1, s) \\ &\quad \times (1 + h(k)) \times \text{zanzonh}(x, t)\} / \text{hiho}(x, t) \end{aligned}$$

・報酬累計の算定

受給者になったときの報酬比例部分の年金額を算定するため、被保険者及び受給待期者の1人あたり報酬累計について、再評価や物価スライドをしつつ、シミュレーションを行っている。

残存者の他、当年度中加入者、当年度中生存脱退者、受給待期者についての前年度までの報酬累計に対して、まず、当年度分のスライドを行ったものを算定する。

$$\begin{aligned} (A) &= \{\text{kanyu}(x, t) \times \text{ruikeit}(x-1, t) + \text{zanzonh}(x, t) \times \text{ruikeih}(x-1, t-1)\} \\ &\quad \text{[前年度末]} \qquad \qquad \qquad \text{[前年度末]} \\ &\quad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \times \text{slide}(k) \end{aligned}$$

$$(B) = \{ \underset{\text{[前年度末]}}{\text{zanzont}(x, t)} \times \underset{\text{[前年度末]}}{\text{ruikeit}(x-1, t)} + \underset{\text{[前年度末]}}{\text{dattai}(x, t)} \times \underset{\text{[前年度末]}}{\text{ruikeih}(x-1, t-1)} \} \\ \times \text{slide}(k)$$

このようにして算定された額に対して、次に、被保険者の状態毎に当年度に累加されるべき報酬を加算する。

- ① 当年度中加入者については、加入時報酬の 1/2 分：

$$\text{dnhoshu}(k, x, s) \times \prod_{m=2022}^k (1 + h(m)) / 2 \times \text{kanyu}(x, t) \times \text{htoc}(k)$$

- ② 残存者については、前年度末の報酬に賃金上昇率と定期昇給の 1/2 を適用したもの：

$$\{ \text{hoshu}(k-1, x-1, t-1) \times (1 + h(k)) \times (1 + \text{shokyu}(k, x, s) / \text{shokyu}(k-1, x-1, s)) \} / 2 \\ \times \text{zanzonh}(x, t) \times \text{htoc}(k)$$

- ③ 当年度中生存脱退者については、前年度末の報酬に賃金上昇率を適用したものの 1/2 分：

$$\text{hoshu}(k-1, x-1, t-1) \times (1 + h(k)) / 2 \times \text{dattai}(x, t) \times \text{htoc}(k)$$

当年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の被保険者の報酬累計は、「(A) + ① + ②」、当年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の受給待期者の報酬累計は、「(B) + ③」により算出される。

これらを被保険者数、受給待期者数でそれぞれ除すと 1 人当たり報酬累計が得られ、次年度のシミュレーションに用いる $\text{ruikeih}(x, t)$ あるいは $\text{ruikeit}(x, t)$ となる。

(注) 記号等の説明

k : 年度、 x : 年齢、 s : 性別

t : 被保険者期間が t 年 (ここでは「t 年以上 (t+1) 年未満」を意味するものとする。)

waku(k, x, s) : k 年度末における満 x 歳、性別 s である被保険者数

hoshu(k, x, t) : k 年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の被保険者の 1 人当たり報酬

ruikeih(x, t) : 年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の被保険者の 1 人当たり報酬累計

ruikeit(x, t) : 年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の受給待期者

の 1 人当たり報酬累計

$dnhoshu(k, x, s)$: k 年度末における満 x 歳、性別 s である加入者（新規加入者及び再加入者）の 1 人当たり報酬（令和 3（2021）年度末基準）

$kanyu(x, t)$: 当年度中の加入者（新規加入者及び再加入者）であって、当年度末に満 x 歳、被保険者期間 t 年である者の人数

$dattai(x, t)$: 厚生年金からの生存脱退者であって、当年度末に満 x 歳、被保険者期間 t 年である者の人数

$zanzonh(x, t)$: 当年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の被保険者であって、前年度末から引き続き被保険者である者（残存者）の人数

$zanzont(x, t)$: 当年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の受給待期者であって、前年度末から引き続き受給待期者である者の人数

$hiho(x, t)$: 当年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の被保険者数（ $= kanyu(x, t) + zanzonh(x, t)$ ）

$h(k)$: k 年度の賃金上昇率

$slide(k)$: k 年度の年金改定率（スライド調整前）

$htoc(k)$: スライド調整がないとした場合の k 年度の報酬を再評価する率

$shokyu(k, x, s)$: k 年度末に満 x 歳、性別 s である者の標準報酬指数（令和 3（2021）年度末基準）

α : 男女間における賃金格差の 1 年あたり縮小率

（3）国民年金保険料の推計方法

財政見通しの作成上、国民年金の保険料収入を算定するため、被保険者の保険料納付についてのシミュレーションが必要となる。被保険者には全額納付対象者及び各免除区分の免除者がいるため、保険料収入の算定にあたり、全額納付者数及び免除者数の算定を行っている。また、国民年金保険料（当年度価格）の算定も必要となる。

・全額納付者数及び免除者数の算定

被保険者のシミュレーションにおいて、年度末時点での年齢別の被保険者数が推計されるが、これに納付率または各免除区分の免除率を乗じることにより、全額納付者数及び各免除区分 d の免除者数を推計している。すなわち、

$$\text{Noufusha}(x) = \text{Hiho}(x) \times \text{noufuru}(x)$$

$Noufusha(x)$: 年度末時点での x 歳の全額納付者数
 $Menjosh(d, x)$: 年度末時点での免除区分 d における x 歳の免除者数
 $h_wariai(d)$: 各免除区分の保険料負担割合。すなわち、全額免除については 0、四分の三免除については 1/4、半額免除については 1/2、四分の一免除については 3/4 である。
 $k_tannen(N)$: N 年度における保険料改定率の改定率
 $kaitei(N)$: N 年度における保険料改定率
 $hokenryo_{H16}(N)$: N 年度の保険料月額（平成 16(2004)年度価格）
 $hokenryo(N)$: N 年度の保険料月額（当年度価格）
 $CPI(N)$: N 年の物価上昇率（ N 年の消費者物価指数 / ($N-1$) 年の消費者物価指数）
 $CH(N)$: $N-1$ 年度～ $N+1$ 年度の実質賃金上昇率の平均（3 乗根）

2. 受給者数及び給付水準を維持した場合の給付費の推計方法

(1) 受給者の新規裁定

被保険者のシミュレーションにおいて、性・年齢・被保険者期間別に、被保険者や受給待期者の報酬累計が推計されていくこととなるが、被保険者が老齢年金、障害年金、遺族年金のいずれかの年金の受給者としての支給要件を満たした段階で、受給者として年金額等が算定されることとなる。

これらは、シミュレーション上、年金の種類毎に次のような新規裁定の手続きがなされることとなる。

① 老齢年金

老齢年金の場合、被保険者または年金受給待期者が支給開始年齢に到達した時点もしくは支給開始年齢到達後の退職時において、次の作業を行う。

・支給開始年齢

被保険者種別毎に、支給開始年齢に到達しているかどうかを判定する。

なお、繰上げ請求率に基づき、繰上げ年数毎に受給者数を区別する。

・被保険者期間

加給年金の支給要件である 20 年以上の判定等を行う。

・退職、在職の区別

在職者（被保険者）については、平均的な年金支給割合を乗じた分の年金額を支給する方法で計算を行う。

なお、老齢年金の受給資格要件として、国民年金の保険料未納期間を除く公的年金制度の加入期間と外国に居住していた期間等のいわゆるカラ期

間を通算して原則として10年を要することとされているが、制度別に行っているシミュレーションにおいては、厚生年金以外の加入期間等を通算して10年以上となるかどうか判定できないことや、大部分の加入者が受給資格要件を満たすものと想定されることから、被保険者期間は全て、将来の年金受給に反映されるものとして計算を行っている。

② 障害年金

厚生年金の加入期間中に障害の状態となり、障害年金受給者となる者については、次の作業を行う。

- ・ 障害等級

障害等級割合により、1級、2級、3級に区分する。

- ・ 被保険者期間

被保険者期間が300月に満たない場合には、300月とみなして計算を行う。

③ 遺族年金

遺族年金受給者数は、被保険者、受給待期者もしくは老齢年金、障害年金の受給者が死亡した場合に、その人数に遺族年金発生割合を乗じることにより得ている。なお、受給者の年齢は、死亡した被保険者等との年齢相関によって決定する。また、遺族厚生年金受給者のうち遺族基礎年金受給者は、配偶者である遺族年金受給者の人数に有子割合を乗じたものと、子どもである遺族年金受給者数の和となる。

遺族年金の新規裁定は、死亡した者の状態により取扱いが異なる。

- ・ 死亡した者が被保険者であった場合

被保険者期間が300月に満たない場合には、300月とみなして計算を行う。

- ・ 死亡した者が受給待期者であった場合

受給待期者については、原則として公的年金の加入期間等が通算して25年以上あるときに遺族厚生年金が支給されるが、シミュレーションにおいては老齢年金と同様に25年の受給資格要件の判定を行っていない。

- ・ 死亡した者が受給者であった場合

死亡した配偶者の老齢厚生年金と遺族厚生年金受給者本人の老齢厚生年金の併給を考慮して年金額が決定される。なお、旧法老齢年金、障害年金受給者の場合についても適宜処理を行っている。新規裁定時の要素毎の年金額の算出方法をまとめると、基本的に次のようになる。

- ・ 報酬比例部分 = 報酬累計 × 給付乗率
- ・ 特別支給の老齢年金の定額部分（老齢）
= 被保険者期間 × 定額単価
- ・ 経過的加算（老齢年金の場合）
= 特別支給の老齢年金の定額部分
- 基礎年金（厚生年金の加入期間分）
（ただし、マイナスとなる場合は支給なし）

ここで、

基礎年金（厚生年金の加入期間分）

$$= \text{基礎年金単価} \times (\text{被保険者期間} / \text{加入可能年数})$$

- ・ 加給年金 = 加給年金額 × 加給対象者割合
（右辺の加給年金額は、加給年金単価をもとに、全て新規裁定として計上したもの）
- ・ 経過的寡婦加算、中高齢寡婦加算（遺族年金の場合）：
それぞれの単価（経過的寡婦加算においては年齢に応じた単価）をもとに算出

（２）年金額改定と受給者の失権

受給者になって以降は、性・年齢・年金種別毎に、年金額や受給者数について年金失権率を基に推計することによりシミュレーションを行っている。

$$\text{jukyusha}(x, I) = \text{jukyusha}(x-1, I) \times (1 - q(x, I)) + \text{shinki}(x, I)$$

[当年度末] [前年度末]

$$\text{nenkin}(x, I) = \text{nenkin}(x-1, I) \times \text{slide}(k) \times (1 - q(x, I)) + \text{shinnenkin}(x, I)$$

[当年度末] [前年度末]

厳密に言えば、年金失権率 $q(x, I)$ は年度 k の関数でもあり、将来推計人口における将来の死亡率改善が織り込まれたものとなっている。また、年金改定率 $\text{slide}(k)$ は、平成 12(2000)年改正において 65 歳までの賃金が年金改定率に反映され、以降は物価スライドとされていること、また、平成 16(2004)年改正により年金改定に反映される賃金上昇率は 3 年平均を使用することなどから、年度や年齢によってスライド率の取扱いが異なってくることに留意する必要がある。

さらに、昭和 36(1961)年 4 月前の期間に係る年金給付費についてもシミュレーションを行い、厚生年金の独自給付に係る国庫負担額も算定している。

(注) 記号等の説明

k : 年度、 x : 年齢、 I : 年金種別 (老齢、障害、遺族)

$slide(k)$: k 年度の年金改定率

$q(x, I)$: 前年度末に満 $x-1$ 歳である受給者の当年度中における年金失権率

$jukyusha(x, I)$: 年度末における満 x 歳の受給者数

$shinki(x, I)$: 当年度中の新規裁定者であって、当年度末に満 x 歳である者の人数

$nenkin(x, I)$: $jukyusha(x, I)$ に係る年金額総額

$shinnenkin(x, I)$: $shinki(x, I)$ に係る年金額総額

※ I については記述を省略した。

以上の作業を将来の各年度にわたり繰り返し行った後、各年度においてそれらを集計することにより、毎年度の報酬総額、給付費総額及び厚生年金の独自給付に係る国庫負担額等、厚生年金の収支見通しを作成する上で使用するデータに加えて、厚生年金の加入期間分の基礎年金給付費等、基礎年金拠出金算定システムに入力するデータも作成されることとなる。

3. 給付水準の将来見通し及び財政見通しの作成方法

ここでは、年金財政の均衡を図るために行われる、マクロ経済スライドによる給付水準を自動調整する期間の推計方法について解説する。

具体的には、国民年金、厚生年金それぞれにおいて、給付水準調整前の給付費等に対して、ある年度までマクロ経済スライドの適用を続けた場合の給付水準調整割合を乗じることにより、給付水準調整後の給付費等を算出し、それをもとに作成した財政見通しにおいて財政均衡期間の終了時における年度初積立金が支出の1年分以上となるかどうかを確認することにより、何年間マクロ経済スライドの適用を続ける必要があるか推計するものである。

以下では、説明が煩雑になることを避けるため、過去の物価スライド特例の処理等の附随的な事項は捨象して推計の基本的な骨格を述べる。

(1) マクロ経済スライドによる給付水準の調整

以下、①～③においては、特に基礎年金におけるマクロ経済スライドによる給付水準調整の求め方を解説するが、報酬比例部分についても考え方は同様である。

① 本来の年金スライドの仕組み

マクロ経済スライドによる給付水準調整について解説する前に、本来の年金スライドについて解説する。

公的年金のスライドの原則は、65歳で年金を受け取り始めるときの年金（新規裁定年金）の水準は前年度における現役の被保険者の1人当たり賃金（可処分所得）の水準に応じてスライドし、受給開始後の年金（既裁定年金）の水準は前年の物価水準に応じてスライドするという考え方を基本としている。ただし、実質賃金上昇分の年金スライドへの反映については、実績の変動をならすために3年平均をとることとしていることから、年金の受給開始後も67歳までスライド率に賃金上昇を反映させることにより、実質的に65歳到達の前年度の賃金水準を年金額に反映させる仕組みとなっている。

以下では、

CPI(N) : N年の物価上昇率 (N年の消費者物価指数 / (N-1)年の消費者物価指数)

CH(N) : N-1年度～N+1年度の実質賃金上昇率の平均 (3乗根)

KASHO(N) : N年の可処分所得割合変化率 (N年の可処分所得割合 / (N-1)年の可処分所得割合) とする。なお、簡単のため、CPI(N)及びCH(N)は1以上の値（百分率においてはマイナスとならない）とする。このときの各年齢のN年度における年金額は、X歳N年単年度の改定率をRV(N, X)とすると

$$\text{年金額 (X 歳)} = \begin{cases} \text{前年度の算定方式で計算した新規裁定} & \text{新規裁定者} \\ \text{年金額} \times \text{RV(N, X)} & \\ \text{各受給者の前年度の年金額 (X-1 歳)} & \text{既裁定者} \\ \times \text{RV(N, X)} & \end{cases}$$

となる。なお、改定率RVは

$$\text{RV(N, X)} = \begin{cases} \text{CPI(N-1)} \times \text{CH(N-3)} \times \text{KASHO(N-3)} & X \leq 67 \text{ 歳} \\ \text{CPI(N-1)} & X \geq 68 \text{ 歳} \end{cases}$$

である。

② 給付水準調整期間中の年金スライド

給付水準調整期間中は、公的年金被保険者総数の減少率の実績と平均余命の伸び率を勘案して設定した一定率(0.3%)に基づいて当該年度におけるスライド調整率を設定し、スライド調整率に相当する分、年金の伸び率を抑制することとされている。なお、平成30(2018)年度以降は、前年度分までの未調整分の調整も行うこととされている。

以下では、スライド調整率 $CHO(N)$ を

$CHO(N)$: $N-4$ 年度～ $N-2$ 年度の公的年金被保険者総数の対前年変化率の平均 (3 乗根) $\times 0.997$

とする。このときの各年齢の N 年度における給付水準調整を加味した年金額は、 X 歳 N 年単年度の改定率を $RV_macro(N, X)$ とすると

$$年金額(X歳) = \begin{cases} \text{前年度の算定方式で計算した新規裁定} & \text{新規裁定者} \\ \text{年金額} \times RV_macro(N, X) & \\ \text{各受給者の前年度の年金額}(X-1歳) & \\ \times RV_macro(N, X) & \text{既裁定者} \end{cases}$$

となる。なお、改定率 RV_macro は

$$RV_macro(N, X) = \max(RV(N, X) \times CHO(N) \times CAR(N-1, X-1), 1)$$

となる。 \max をとるのは、賃金水準や物価水準が上昇した場合でも、機械的にスライド調整率を減ざると年金の改定率がマイナスとなる場合には、年金の名目額を引き下げないこととされていることによるものである。ここで、 $CAR(N, X)$ はスライド調整率の前年度分までの未調整分であり、

$$CAR(N, X) = \begin{cases} 1 & N=2017 \\ \min(RV(N, X) \times CHO(N) \times CAR(N-1, X-1), 1) & N \geq 2018 \end{cases}$$

となる。 \min をとるのは、年金の改定率がプラスになる場合には、未調整分が解消されていることによるものである。

③ 年度、年齢別の調整率の計算

令和 6 (2024) 年度から KE 年度まで給付水準調整を続けた場合、令和 6 (2024) 年度以降の年金給付が年度 (N) 別、受給者の年齢 (X) 別に、給付水準を維持した場合と比べ、どれだけ調整されているかを計算する。

以下、 KE 年度まで給付水準調整を続けた場合の年度 (N) 別、受給者の年齢 (X) 別の給付費の調整前の給付費に対する比率を $R(N, X)$ とする。すなわち、

$$R(N, X) =$$

$$\frac{\text{KE 年度までの給付水準調整による給付水準調整後の } N \text{ 年度末における満 } X \text{ 歳の給付費}}{\text{給付水準調整前の } N \text{ 年度末における満 } X \text{ 歳の給付費}}$$

この $R(N, X)$ は、給付水準調整中の年金改定率が②のように設定されることに基づき、次のように N, X を用いて再帰的に定まる。

$$R(N, X) = \begin{cases} 1 & N \leq 2024 \\ R(N-1, X-1) \times \frac{RV_macro(N, X)}{RV(N, X)} & 2025 \leq N \leq KE \\ R(N-1, X-1) & N \geq KE + 1 \end{cases}$$

④ 給付水準調整を行った場合の各年度の給付費等の推計

厚生年金及び国民年金において、給付水準調整後の各年度の収支状況を作成するためには、③において推計した $R(N, X)$ を用いて給付費等の年度間値を推計する必要があるため、以下ではこの推計方法について解説する。

○厚生年金

$KYU2(N, X)$: N 年度末における満 X 歳の給付水準調整前の厚生年金の報酬比例部分の給付費

$KYOS2(N, X)$: N 年度末における満 X 歳の給付水準調整前の厚生年金の基礎年金拠出金

$R1(N, X)$: 基礎年金部分の給付水準調整割合

$R2(N, X)$: 報酬比例部分の給付水準調整割合

とすると、給付水準調整後における年度末値の各給付費及び国庫負担額はそれぞれ

- 給付水準調整後の N 年度末における満 X 歳の厚生年金の報酬比例部分の給付費

$$= KYU2(N, X) \times R2(N, X)$$

- 給付水準調整後の N 年度末における満 X 歳の厚生年金の基礎年金拠出金

$$= KYOS2(N, X) \times R1(N, X)$$

となる。

なお、給付水準調整終了年度を決めるための推計方法については、次の(2)以降において詳細に解説するが、一般的には、基礎年金部分の給付水準調整期間と報酬比例部分の給付水準調整期間は必ずしも一致するものではなく、ここでは基礎年金部分については $KE1$ 年度まで、一方、報酬比例部分については $KE2$ 年度まで給付水準調整を行うと仮定する。

年度間値の推計については、厚生年金の報酬比例部分の給付費を例に解説することとするが(他も同様)、

- T(N, X) : N年度末における満X歳の厚生年金の報酬比例部分の給付水準調整後の給付費
(= KYU2(N, X) × R2(N, X))
- D(N, X) : N年度におけるN年度末に満X歳の厚生年金の報酬比例部分の給付水準調整後の給付費
- RV(N, X) : スライド調整がないとした場合におけるN年度末に満X歳のN年度の年金改定率

とすれば、前年度末の状況と当年度末の状況から、具体的にはT(N-1, X-1)及びT(N, X)から、支払時期も考慮し(2か月分)、D(N, X)を

$$\begin{aligned}
 & D(N, X) \\
 &= \frac{2}{12} \times T(N-1, X-1) \quad \text{(前年度の2か月分)} \\
 &+ \frac{6}{12} \times T(N-1, X-1) \times \left(RV(N, X) \times \frac{R2(N, X)}{R2(N-1, X-1)} \right) \\
 & \quad \text{(当年度の前半6か月分)} \\
 &+ \frac{4}{12} \times T(N, X) \quad \text{(当年度の後半4か月分)}
 \end{aligned}$$

と推計している。

○国民年金

- KYU1(N, X) : N年度末における満X歳の給付水準調整前の国民年金の独自給付費
- KYOS1(N, X) : N年度末における満X歳の給付水準調整前の国民年金の基礎年金拠出金
- KOKK01(N, X) : N年度末における満X歳の給付水準調整前の国民年金の独自給付費に対する国庫負担
- KYOSKOKK01(N, X) : N年度末における満X歳の給付水準調整前の国民年金の基礎年金拠出金に対する国庫負担
- R1(N, X) : 基礎年金部分の給付水準調整割合

とすると、給付水準調整後における年度末値の各給付費及び国庫負担額はそれぞれ

- ・ N 年度末における満 X 歳の国民年金の給付水準調整後の独自給付費
= $KYU1(N, X) \times R1(N, 65)$
- ・ N 年度末における満 X 歳の国民年金の給付水準調整後の基礎年金拠出金
= $KYOS1(N, X) \times R1(N, X)$
- ・ N 年度末における満 X 歳の国民年金の給付水準調整後の独自給付費に対する国庫負担
= $KOKK01(N, X) \times R1(N, 65)$
- ・ N 年度末における満 X 歳の国民年金の給付水準調整後の基礎年金拠出金に対する国庫負担
= $KYOSKOKK01(N, X) \times R1(N, X)$

となる。さらに、これをもとに、年度間値を推計する必要があるが、推計方法については厚生年金と同様である。

以上の作業により、厚生年金、国民年金それぞれにおいて、給付水準調整を行った場合の年度 (N) 別、年齢 (X) 別の給付費等が算出され、さらに、これらを年齢 (X) について足し上げることにより、給付水準調整後の各年度 (N) における給付費等が推計される。

(2) マクロ経済スライドによる給付水準調整期間の推計方法

マクロ経済スライドによる給付水準調整は、固定した保険料水準、国庫負担及び積立金による財源により、今後、おおむね 100 年間の財政均衡期間で年金財政が均衡すると見込まれる給付水準に到達するまで続けるものであり、財政検証において、給付水準調整の終了が可能かどうか判断することとなっている。給付水準調整が終了すると、本来の賃金、物価による年金の改定に復帰することとなる。

また、財政単位の異なる「国民年金」と「厚生年金」の双方において、年金財政が均衡するまで給付水準調整を行う必要があり、国民年金と厚生年金で財政状況が異なることから、1 階部分の基礎年金と 2 階部分の報酬比例年金で給付水準調整の終了年度が異なることになっている。

マクロ経済スライドによる給付水準調整期間を推計する方法を示したのが第 3-6-1 図である。

国民年金については、支出の大部分が基礎年金拠出金であるため、基礎年金の給付水準調整により財政の均衡を図る必要がある。このため、給付水準調整は、

STEP 1 国民年金の長期的な財政が均衡するように、基礎年金の給付水準調整期間を決定し、

STEP 2 STEP 1 で決定した基礎年金部分の給付水準を踏まえ、厚生年金の財政が均衡するように報酬比例部分の給付水準調整期間を決定するという、2つのステップに分けて推計を行っている。

このように基礎年金と報酬比例部分の給付水準調整の終了年度をそれぞれ決定することにより、国民年金、厚生年金共に財政の均衡を図ることが可能となるものである。

この結果、基礎年金の給付水準は、国民年金の財政状況に影響を受けることとなり、報酬比例部分の給付水準は、基礎年金の給付水準と厚生年金の財政状況に影響を受けることとなる。

第3-6-1図 給付水準調整期間の推計の流れ

〔STEP1〕 国民年金法第十六条の二の規定に基づき、国民年金財政において、財政均衡期間（財政検証を行う年からおおむね100年間）の終了時に給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金^{（注）}を保有しつつ均衡が保たれるように、基礎年金部分のマクロ経済スライドの終了年度の見通しを決定。これにより、将来における基礎年金の水準の見通しが決まる。



〔STEP2〕 STEP1による将来の基礎年金の水準を踏まえて、厚生年金保険法第三十四条の規定に基づき、厚生年金財政において、財政均衡期間の終了時に給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金^{（注）}を保有しつつ均衡が保たれるように、報酬比例部分のマクロ経済スライドの終了年度の見通しを決定。これにより、将来の給付水準（所得代替率）の見通しが作成される。

○ したがって、一般的には、基礎年金のスライド調整期間と報酬比例部分のスライド調整期間は必ずしも一致するわけではない。

（注）2024年財政検証においては、財政均衡期間を2120（令和102）年度までとし、「給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金」の規模を支出の1年分としている。

（3） 基礎年金部分の給付水準調整期間の推計

① 給付水準調整を行った場合の国民年金財政の各年度の収入額、支出額、年度末積立金の推計

国民年金財政が均衡するための基礎年金部分の給付水準を推計するには、はじめに、毎年の拠出金算定対象者数及び保険料月額から推計される保険料収入の額、また、（1）の方法により推計された給付水準調整後における独自給付費、基礎年金拠出金及びそれに応じた国庫負担額、さらに、

積立金の初期値や運用利回り等の前提に基づいて、各年度の収入、支出及び年度末積立金を推計する必要がある。

各年度の当年度末の積立金については、

・当年度末の積立金

= 前年度末の積立金 + 当年度の収入額 - 当年度の支出額

として推計し、当年度の収入額のうち運用収入については、

・当年度の運用収入

= 前年度末の積立金 × 当年度の運用利回り

+ (当年度の運用収入以外の収入額 - 当年度の支出額)

× 当年度の半期運用利回り

として推計している。

② 基礎年金部分の給付水準調整期間の推計

基礎年金部分の給付水準調整期間の推計は、国民年金の財政がおおむね100年間にわたり均衡を保つことができるよう調整することとされており、今回の財政検証においては、2120年度の積立度合を1、すなわち、2120年度初の積立金 (=2119年度末の積立金) が2120年度の支出に一致する水準まで給付水準を調整するという前提で推計を行っている。

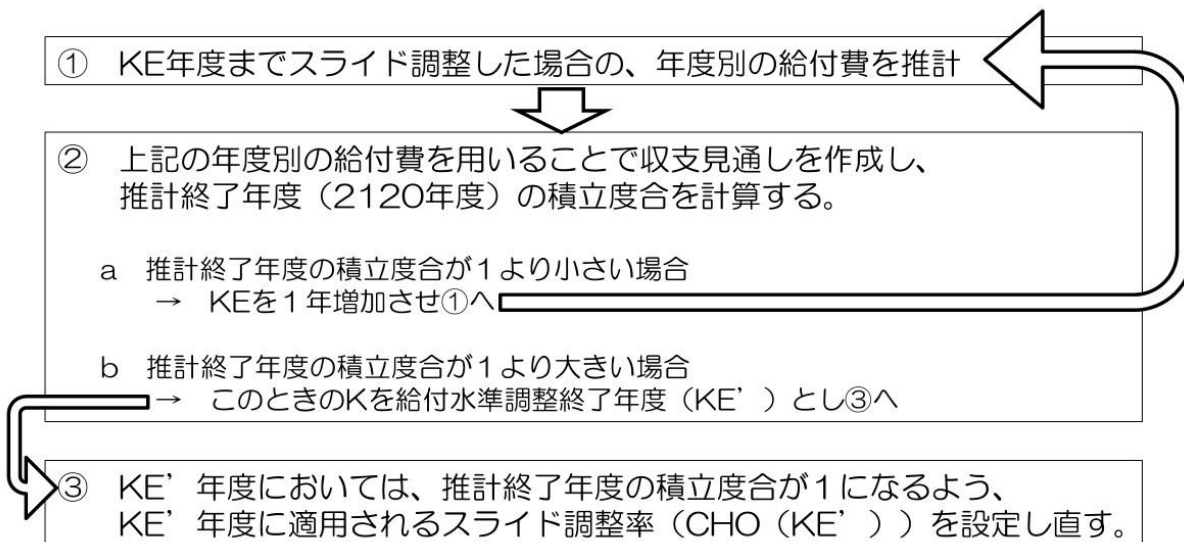
推計を行うに当たっては、給付水準調整を終了する年度 (KE) を、KE=2024 から、KE=2025、KE=2026、…と伸ばしていくが、1年ずつ増加させるごとに、①までの過程における各年度の収入、支出、年度末積立金を推計するといった計算を繰り返し、2120年度の積立度合が初めて1を超える年度が、基礎年金部分における給付水準調整終了年度 (KE1 とする) となる。

なお、給付水準調整終了年度 (KE1 年度) においては、国民年金の2120年度の積立度合が正確に1となるように、KE1 年度に適用されるスライド調整率 (CHO(KE1)) を設定し直し、改めて調整終了年度における基礎年金部分の給付水準調整割合 R1(KE1, X) を算定している。

第3-6-2図 給付水準調整終了年度の算出方法

<給付水準調整終了年度の算出方法>

給付水準調整を終了する年度（KE）をKE=2024（推計初年度）とする。



（4）報酬比例部分の給付水準調整期間の推計

次に、厚生年金財政が均衡するための報酬比例部分の給付水準調整期間を推計する。具体的には、国民年金財政が均衡するための基礎年金部分の給付水準調整割合（ $R1(N, X)$ ）を踏まえた基礎年金拠出金等をもとに、国民年金財政が均衡するための基礎年金部分における給付水準の推計と同様、厚生年金の2120年度の積立度合が正確に1となるように報酬比例部分の給付水準調整終了年度（KE2とする）及び給付水準調整割合（ $R2(N, X)$ とする）を定めている。（ $R2(N, X)$ の適用終了年度を1年ずつ伸ばすごとに厚生年金の収支状況を推計し、2120年度の積立度合が初めて1を超える年度をKE2と定める。次に、KE2年度に適用されるスライド調整率（ $CHO(KE2)$ ）を設定し直すことにより、2120年度の積立度合が正確に1となるように $R2(KE2, X)$ を算定し、報酬比例部分の給付水準調整割合を定める。）

以下では、前節までで述べた将来見通しの作成方法を踏まえて作成した、給付水準の将来見通し、被保険者数の将来見通し、受給者数の将来見通し及び財政見通し（厚生年金、国民年金、基礎年金）について解説する。また、財政検証で用いている前提は人口や経済等について複数のケースを設定していることから、これらの前提を変化させた場合の見通しも本節において併せて解説する。

1. 所得代替率の将来見通し

(1) 厚生年金の給付水準を測るモデル年金の所得代替率

個々の世帯における年金額は、多様な生き方、働き方があるなか、加入期間や標準報酬の多寡によって千差万別であるが、公的年金制度の給付水準を測る指標として、従来から一つのモデル年金を設定し、このモデル年金を受給し始める時点（新規裁定時）における年金額の現役男子の手取り賃金に対する比率である所得代替率が用いられてきている。

第3-7-1図に示すように、平成16(2004)年改正では、

- ① 20歳から60歳まで40年加入した場合の老齢基礎年金（2人分）
- ② 平均的な男子賃金で40年厚生年金に加入した場合の老齢厚生年金
- ③ 厚生年金男子被保険者の平均的手取り賃金

とすると、③に対する①と②を合算した額の比率として定義される所得代替率が50%を上回ることと法律で定められている。

モデル年金は、現役時代の世帯合計の標準報酬額（賞与を含む月額）が厚生年金の男子被保険者の標準報酬額（賞与を含む月額）の平均額に相当する世帯における40年間厚生年金に加入した場合の年金に相当する。これは、例えば、夫（または妻）が40年間フルタイムで就労し、配偶者が40年間国民年金第3号被保険者であるような同年齢の夫婦世帯が該当する。なお、ここでの国民年金第3号被保険者には専業主婦（夫）のほか、パートとして働いているが厚生年金の適用を受けていない被扶養配偶者の妻（夫）も含まれる。

所得代替率の算出に当たっては、上記のようなモデル年金を計算するための世帯を設定しているが、世帯の賃金水準（1人当たり）が同じであれば所得代替率は同じになり、世帯類型による違いは生じない。詳しくは後述する。

第3-7-1図 平成16(2004)年改正法に定める給付水準の構造

◎平成16年改正法附則(平成16年法律第104号)
(給付水準の下限)
第二条 国民年金法による年金たる給付及び厚生年金保険法による年金たる保険給付については、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額とを合算して得た額の第三号に掲げる額に対する**比率が百分の五十を上回る**こととなるような**給付水準を将来にわたり確保するものとする。**

一 当該年度における国民年金法による**老齢基礎年金の額**(当該年度において六十五歳に達し、かつ、**保険料納付済期間の月数が四百八十**である受給権者について計算される額とする。)を当該年度の前年度までの標準報酬額等平均額(略)の推移を勘案して調整した額を十二で除して得た額に**二を乗じて得た額**に相当する額

二 当該年度における厚生年金保険法による**老齢厚生年金の額**(当該年度の前年度における男子である同法による被保険者(次号において「**男子被保険者**」という。)の**平均的な標準報酬額**(略)に相当する額に当該年度の前年度に属する月の標準報酬月額又は標準賞与額に係る再評価率(略)を乗じて得た額を平均標準報酬額とし、**被保険者期間の月数を四百八十**として第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三条第一項の規定の例により計算した額とする。)を十二で除して得た額に相当する額

三 当該年度の前年度における**男子被保険者の平均的な標準報酬額**に相当する額から当該額に係る**公租公課の額を控除して得た額**に相当する額

専業主婦(夫)・パート主婦(夫)世帯について、将来にわたり所得代替率50%を確保することを目標として設定

20歳から60歳まで40年加入した場合の**老齢基礎年金(夫婦2人分)・・・①**

平均的な男子賃金で40年厚生年金に加入した場合の**老齢厚生年金・・・②**

男子被保険者の**平均的**手取り賃金・・・③

専業主婦(夫)・パート主婦(夫)世帯モデル

所得代替率「 $(①+②) \div ③$ 」が50%を上回ることとする。

令和6(2024)年度の所得代替率の分母となる厚生年金男子の手取り賃金の平均は37.0万円となる。これは、令和5(2023)年度の平均標準報酬額(賞与を含む月額)の実績見込み45.5万円に可処分所得割合0.813を乗じることにより算出している。この賃金水準で計算される令和6(2024)年度のモデル年金の新規裁定時の年金額は、夫婦2人の老齢基礎年金13.4万円(1人当たり6.7万円)と老齢厚生年金(報酬比例部分)9.2万円を合わせて22.6万円となり、手取り賃金に対する比率である所得代替率は61.2%となっている。このうち、基礎年金部分は36.2%、報酬比例部分が25.0%となっている。これが、令和6(2024)年度の所得代替率であり、今回の財政検証の足下の給付水準となる(第3-7-2図)。

第3-7-2図 令和6(2024)年度の所得代替率

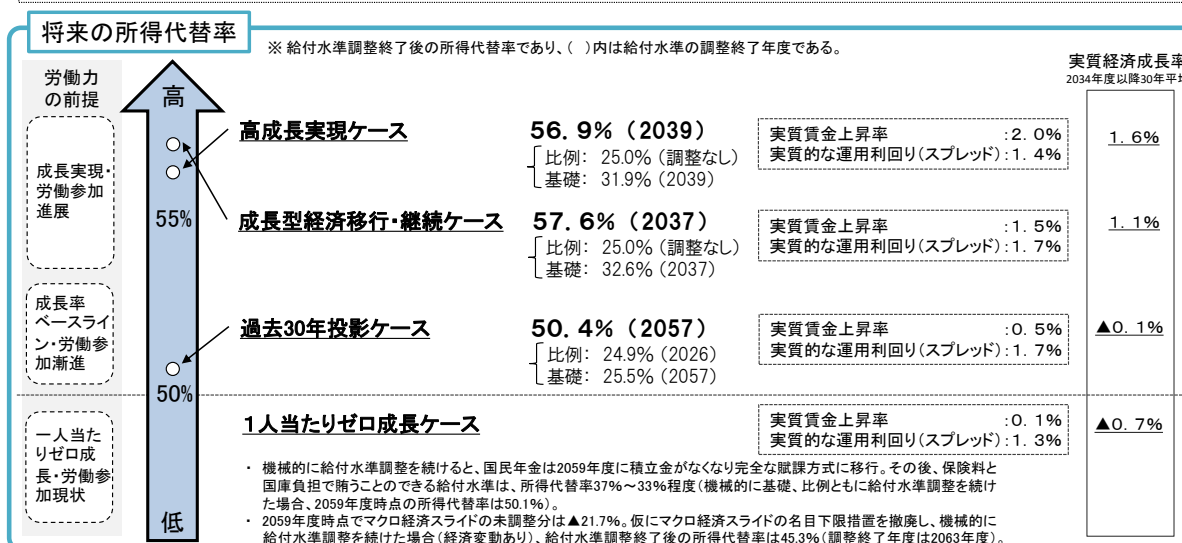
$\text{所得代替率} = \frac{\text{モデル年金額 (注)}}{\text{現役男子の平均的な手取り収入額 (賞与込み)}}$ <p>(注) 現役男子の平均的な賃金で40年間就業した者の報酬比例年金 + 夫婦2人分の老齢基礎年金 分子 → 賃金上昇率(-マクロ経済スライド調整率)により変動 分母 → 賃金上昇率により変動</p>	
	備考
① 現役男子の平均的な標準報酬額 : 45.5万円	2023年度の実績見込み(賞与を含む、月額換算)
② 現役男子の平均的な手取り収入額 : 37.0万円	:= ①×0.813 (0.813: 可処分所得割合)
③ モデル年金額 : 22.6万円	
うち 報酬比例年金 : 9.2万円	:= ①×0.926×5.481/1000×40年 (0.926: 再評価率)
うち 基礎年金(夫婦2人分) : 13.4万円	平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度(2023年度)までの実質賃金上昇率を全て反映したもの
④ 所得代替率 : 61.2%	:= ③÷②

(2) 幅広い経済前提における所得代替率の見通し

今回の財政検証において、人口の前提を中位推計（出生中位、死亡中位、外国人の入国超過数16.4万/年）とし、経済の前提を実質経済成長率が1.6%～▲0.7%と幅広い経済を仮定した4ケース（経済成長率が高い順に高成長実現ケース、成長型経済移行・継続ケース、過去30年投影ケース、1人当たりゼロ成長ケース）とした場合における所得代替率の見通しを示したものが第3-7-3図である。

第3-7-3図 幅広い経済前提における所得代替率の見通し

足下の所得代替率* (2024年度)		※ 公的年金の給付水準を示す指標。現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の比率により表される。	
61.2%	〔比例: 25.0% 基礎: 36.2%〕	$\text{所得代替率} = (\text{夫婦2人の基礎年金} + \text{夫の厚生年金}) / \text{現役男子の平均手取り収入額}$	
		2024年度: 61.2%	13.4万円 / 9.2万円 / 37.0万円
注: 所得代替率に用いる年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したものである。			



※ 最低賃金が2030年代半ばに1,500円(全国加重平均)となった場合、短時間労働者の厚生年金適用が増加する効果により基礎年金に係る所得代替率はさらに上昇。(高成長実現ケース: +0.4%ポイント、成長型経済移行・継続ケース: +0.4%ポイント、過去30年投影ケース: +0.3%ポイント)

注1: 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

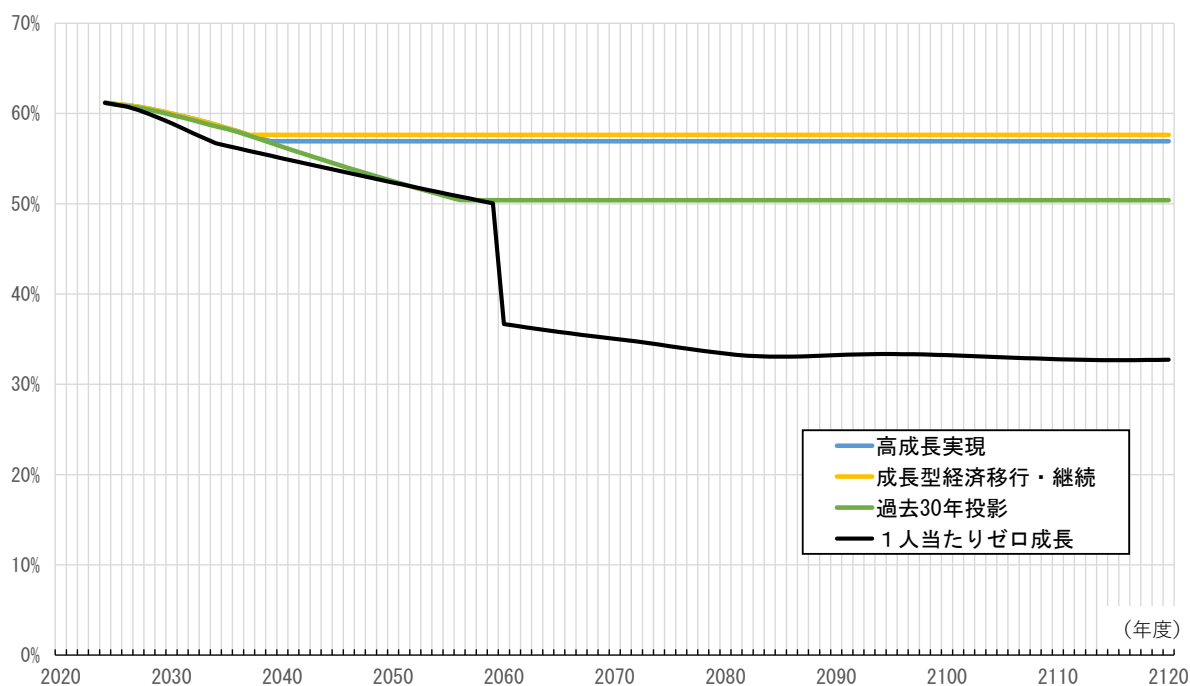
注2: 高成長実現ケースの実質経済成長率や実質賃金上昇率は成長型経済移行・継続ケースより高いものの、賃金を上回る実質的な運用利回り(スプレッド)が低いため、所得代替率は成長型経済移行・継続ケースより低くなっている。なお、平成26(2014)年財政検証においても同様の結果が生じている。

最も経済成長が低く労働参加が進まない1人当たりゼロ成長ケースを除き、現行の年金制度の下で、将来にわたって所得代替率が50%を上回る給付水準を確保できる見通しとなった。

1人当たりゼロ成長ケースでは、財政のバランスを図るためには所得代替率が50%を下回っても給付水準調整を続けなければならない見通しとなった。法律上は、次の財政検証までの間に所得代替率が50%を下回る場合、50%で給付水準調整を終了し、給付及び負担の在り方について検討を行うこととされているが、ここでは仮に、財政のバランスが取れるまで機械的に給付水準調整を進めた場合の数値を示したものとなっている。この場合、機械的に給付水準調整を続けると、国民年金は令和41(2059)年度に積立金がなくなり、完全な賦課方式に移行することとなる。その後、保険料と国庫負担で賄うことのできる給付水準は、所得代替率で37～33%程度となる見通しである。

また、各ケースの将来の所得代替率の推移を示したものが第3-7-4図である。1人当たりゼロ成長ケースについては、先述のとおり機械的に給付水準調整を進めた場合であり令和41(2059)年度以降については、完全な賦課方式のもとの所得代替率の推移である。

第3-7-4図 所得代替率の見通し（推移）



この推移を見ると、経済成長と労働参加が進む高成長実現ケースと成長型経済移行・継続ケースの場合、ほぼ同じような推移となっている。これらのケースでは令和6(2024)年度で報酬比例部分の給付水準調整が終了する一方で、基礎年金部分は2030年度後半まで給付水準調整が続く見通しとなっており、最終的な所得代替率はそれぞれ、56.9%、57.6%となっている。

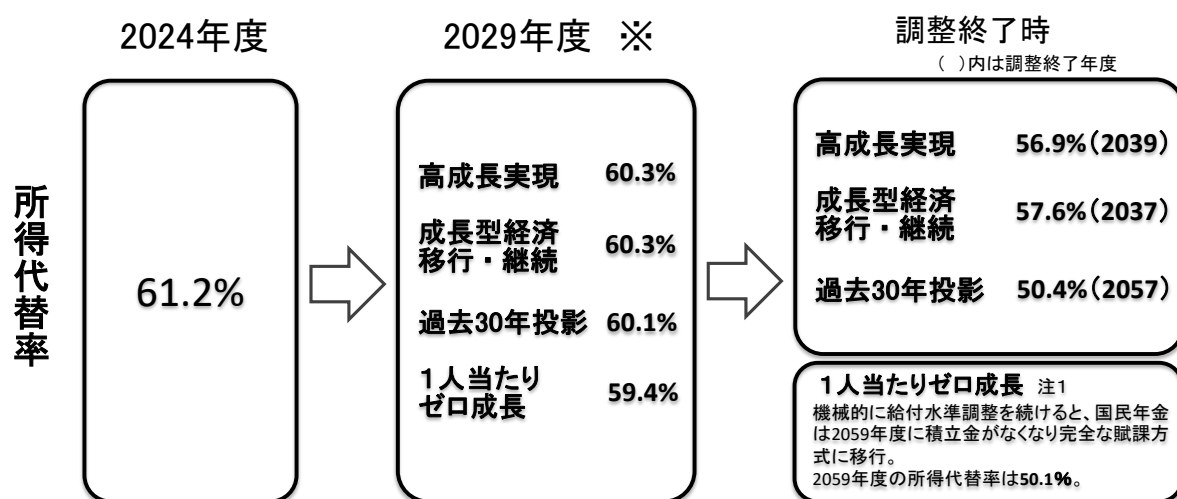
一方、経済成長と労働参加が一定程度進む過去30年投影ケースでは、報酬比例部分の給付水準調整は令和8(2026)年度で終了するものの、基礎年金の給付水準調整が令和39(2057)年度まで継続する見通しとなっている。このため、最終的な所得代替率は50.4%と50%は超えるものの、基礎年金部分の所得代替率は大きく低下する見通しとなっている。

また、経済成長と労働参加が進まない1人当たりゼロ成長ケースの場合、令和41(2059)年度に国民年金の積立金がなくなり完全な賦課方式に移行することとなり、その後の所得代替率は37~33%程度で推移する見通しとなっている。

なお、平成16(2004)年改正法附則の規定により、次の財政の現況及び見通しが作成されるまでの間に所得代替率が50%を下回ることが見込まれる場合には、マ

クロ経済スライド調整期間の終了について検討を行い、その結果に基づいて調整期間の終了その他の措置を講ずるものとされており、これを講ずる場合には、給付及び費用負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずるものとされている。しかしながら、次の財政検証の予定時期である令和11(2029)年度の所得代替率の見通しは60.3～59.4%となっており、50%を下回る見込みはないため、今回の財政検証ではこの規定に該当しない(第3-7-5図)。

第3-7-5図 5年後(2029年度)及び調整終了後の所得代替率



※ 平成16年改正法附則第2条において、「次期財政検証までの間に所得代替率が50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整を終了し、給付と費用負担の在り方について検討を行う」とこととされているが、5年後の2029年度の所得代替率の見通しは60.3%～59.4%となっている。

注1: 1人当たりゼロ成長ケースにおいて、完全な賦課方式に移行後、保険料と国庫負担で賄うことのできる給付水準は、所得代替率37%～33%程度。
 注2: 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

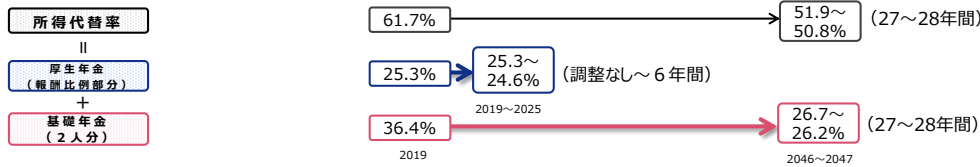
(3) 令和元(2019)年財政検証と令和6(2024)年財政検証の比較

前回の令和元(2019)年財政検証結果と今回の令和6(2024)年財政検証結果について、足下の所得代替率及びマクロ経済スライドによる給付水準調整終了後の所得代替率の比較を行ったのが第3-7-6図である。

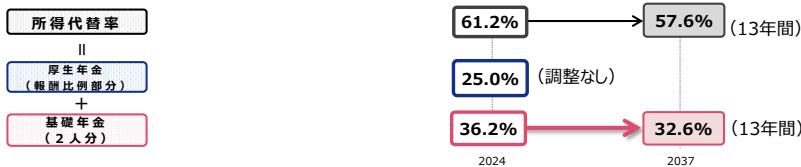
まず、足下の所得代替率を比較する。前回の財政検証結果の足下(令和元(2019)年度)の所得代替率は61.7%であったが、今回の財政検証結果の足下(令和6(2024)年度)の所得代替率は61.2%となり、0.5%ポイント程度低下している。これは、マクロ経済スライドによって令和2(2020)年度に0.1%、令和4(2022)年度に0.6%(うち0.1%が令和2(2020)年度のキャリーオーバー分、0.2%が令和3(2021)年度のキャリーオーバー分)、令和6(2024)年度に0.4%の調整が行われたことが主な要因である。

第3-7-6図 マクロ経済スライドによる給付水準調整見通しの変化

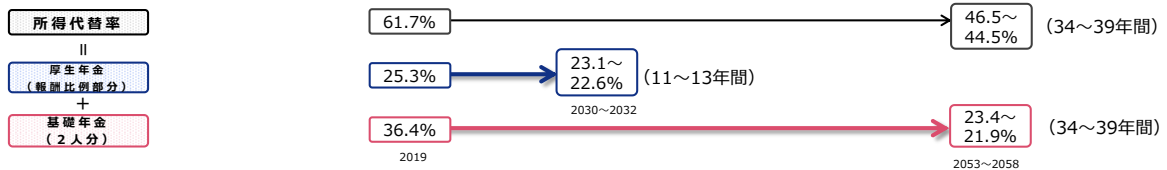
《令和元(2019)年財政検証》【ケースⅠ～Ⅲ】



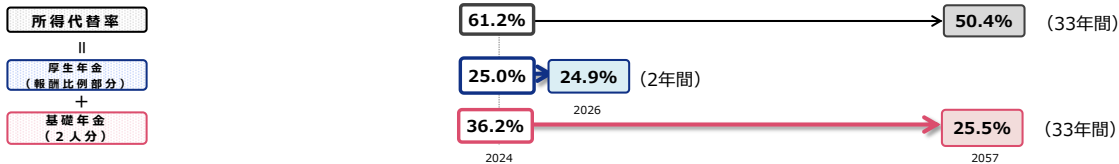
《令和6(2024)年財政検証》【成長型経済移行・継続ケース】



《令和元(2019)年財政検証》【ケースⅣ・Ⅴ】



《令和6(2024)年財政検証》【過去30年投影ケース】



次に、マクロ経済スライド調整終了後の所得代替率を比較する。経済前提が前回の財政検証と同じではないため比較にあたっては留意が必要であるが、経済前提のうち中庸的な経済前提である、成長型経済移行・継続ケースと過去30年投影ケースについて、これらが想定する経済や労働参加の仮定は、前回の財政検証において、それぞれケースⅠ～ⅢとケースⅣ・Ⅴに相当する。労働参加が進むケースⅠ～Ⅲの所得代替率は51.9～50.8%であったところ、今回の成長型経済移行・継続ケースでは57.6%、また、労働参加が一定程度進むケースⅣ・Ⅴの所得代替率は46.5～44.5%であったところ、今回の過去30年投影ケースでは50.4%となっており、いずれも前回の財政検証の結果と比べ大きく改善したものとなっている。これは、前回の財政検証後の5年間の実績と見通しの差や前回と今回の財政検証における人口・経済等の将来についての前提の違いなど、様々な要素が複合的に重なり合った結果であるが、特に近年の高齢者や女性の労働参加の進展や好調な積立金の運用による部分が大きいと考えられる。

まず、実績と前回の財政検証の見通しの差を見ると、令和5(2023)年度の年金制度の支え手である公的年金の被保険者数は実績が見通しを上回っており、年金財政にプラスに寄与している。特に、労働参加が見通しより大きく進んだことなどから、厚生年金の被保険者数の実績は見通しを250万人程度上回り、さらに、扶養者である第3号被保険者数の実績は見通しを50万人下回っており、年金財

政にとってプラスの要因となっている。また、運用収入を除く収支差引残をみると、令和5(2023)年度に▲1.5兆円の見通しであったところ、実績は0.3兆円のプラスとなっており、加えて、好調な積立金の運用により、年度末時点の積立金残高は同年度に221兆円の見通しであったところ、実績は291兆円と約70兆円上回っており、これらの要素も年金財政にプラスの要因となっている。

次に、将来の前提について、前回と今回の財政検証とで比較する。将来の前提の設定に当たっては、足下の実績等を踏まえて設定されていることから、基本的に実績の動向と同様に将来の前提も変化している。人口の前提については、5年前の前提と比べると出生率は低下している一方、外国人の入国超過数は増加していることから、将来の高齢化率は概ね同水準(前回令和47(2065)年でみて38.4%、今回令和52(2070)年に38.7%)となっており、年金財政への影響は限定的と考えられる。労働力の前提は、足下の状況を踏まえ、前回よりさらに進展する前提となっており、労働参加進展シナリオ、労働参加漸進シナリオのいずれも就業者数は約700万人増加、就業率は約6%程度上昇しており、年金財政にプラスの要素となっている。一方、経済前提における実質賃金上昇率の長期の前提は、前回のケースⅢと成長型経済移行・継続ケース及び過去30年投影ケースを比較すると、成長型経済移行・継続ケースでは高めに設定され年金財政にプラスの要素となっているが、過去30年投影ケースでは控えめに設定されており年金財政にマイナスの要素となっている。また、賃金上昇率を上回る実質的な運用利回り(スプレッド)については、両ケースで1.7%と前回のケースⅢと同じとなっている。

最後に、給付水準調整期間を比較する。平成16(2004)年財政検証以後、デフレの影響などにより、マクロ経済スライドの給付水準調整期間については、2階部分の報酬比例部分よりも1階部分の基礎年金部分において長期化している。基礎年金の調整期間について、前回の財政検証の労働参加が進むケースⅠ～Ⅲでは調整期間は27～28年、調整期間終了後の基礎年金の所得代替率は26.7～26.2%となっている。一方、今回の財政検証における成長型経済移行・継続ケースでは調整期間は13年、調整期間終了後の基礎年金の所得代替率は32.6%と給付水準の低下は抑えられている。また、前回の財政検証の労働参加が一定程度進むケースⅣ・Ⅴでは調整期間は34～39年、調整期間終了後の基礎年金の所得代替率は23.4～21.9%となっている一方で、今回の財政検証における過去30年投影ケースでは調整期間は33年、調整期間終了後の基礎年金の所得代替率は25.5%と、給付水準の低下は前回よりも抑えられてはいるものの、調整期間が長期化している点は依然として変わりはなく、引き続き基礎年金の水準低下が課題となっている(第3-7-6図、第3-7-7図、第3-7-8図、第3-7-9図)。

この基礎年金のマクロ経済スライドが長期化している要因や影響については、第3章第8節において詳述する。

第3-7-7図 社会経済状況の変化（令和元(2019)年財政検証から 令和6(2024)年財政検証の諸前提の比較）

＜足下(2023年度)の財政状況＞

要素	社会経済の変化			年金財政への影響
被保険者数	前回検証の見通し		実績見込み	プラス
	厚生年金被保険者 第3号被保険者	4,425万人 762万人	⇒ 4,683万人 701万人	
収支差引残(運用収入除く)	厚生年金+国民年金: ▲1.5兆円 ⇒ 0.3兆円			プラス
積立金残高(年度末)	厚生年金+国民年金: 221兆円 ⇒ 291兆円			プラス

(注) 積立金残高は、短期的な時価の変動を平滑化したもの。

＜将来の仮定＞ …… 実績の趨勢等を踏まえ見直し

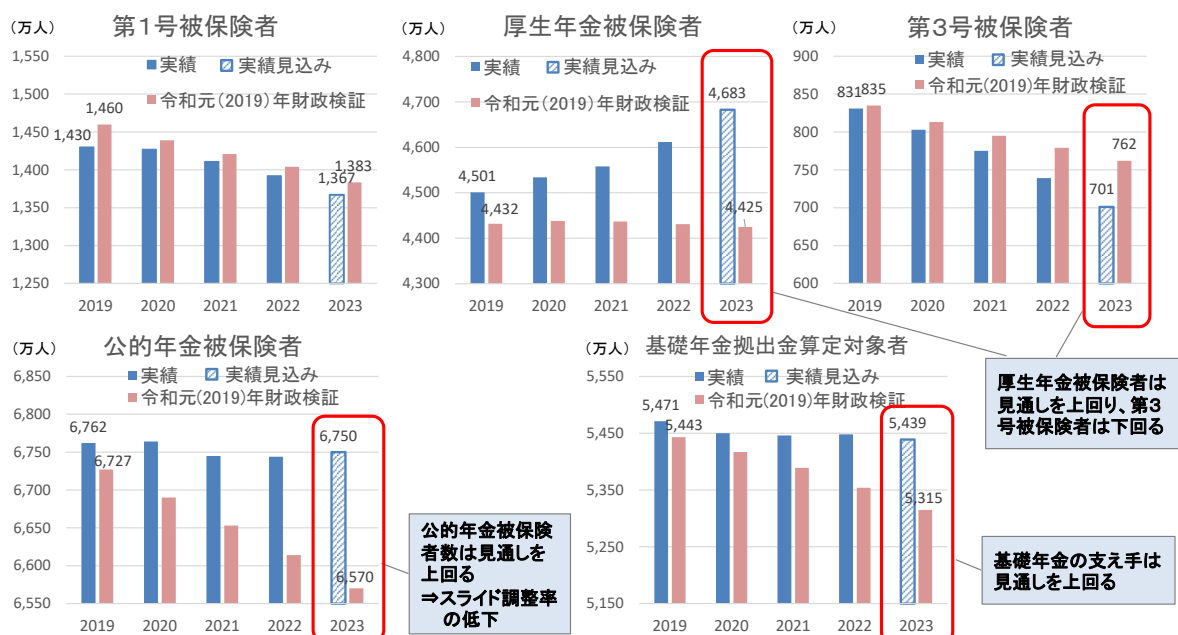
要素	社会経済の変化				年金財政への影響		
人口(中位推計) ※日本の将来推計人口 (R5.4国立社会保障人口問題研究所)	合計特殊出生率の仮定(2070)		前回 1.44	今回 1.36	限定的		
	外国人の入国超過数の仮定		7万人	⇒ 16万人(1/年)			
	高齢化率の見通し		38.4%(2065)	⇒ 38.7%(2070)			
労働力 ※労働力需給の推計 (R6.3(独)労働政策研究・研修機構)	労働参加進展シナリオ		労働参加漸進シナリオ		プラス		
	前回(2040)	今回(2040)	前回(2040)	今回(2040)			
	就業者数 6,024万人	⇒ 6,734万人	就業者数 5,644万人	⇒ 6,375万人			
	就業率(15歳～) 60.9%	⇒ 68.4%	就業率(15歳～) 57.0%	⇒ 62.9%			
経済 ※年金財政における 経済前提に関する 専門委員会 (R6.4検討結果の 報告)	実質賃金上昇率 【長期の前提】 実質的な運用利回り (対賃金) 【長期の前提】	前回 (ケースⅢ)	今回 (成長型経済 移行・継続ケース)	前回 (ケースⅢ)	今回 (過去30年投影 ケース)	成長型経済 移行・継続	過去30年投影
		1.1%	⇒ 1.5%	1.1%	⇒ 0.5%	プラス	マイナス
		1.7%	⇒ 1.7%	1.7%	⇒ 1.7%	—	—

令和6(2024)年財政検証の諸前提

＜人口の前提＞ 「日本の将来推計人口」(2023年4月、国立社会保障・人口問題研究所) 出生率：高位・中位・低位 死亡率：高位・中位・低位 入国超過数： 25万人、16.4万人、6.9万人	合計特殊出生率		平均寿命		入国超過数				
	2020年(実績) 1.33	2070年 高位：1.64 中位：1.36 低位：1.13	2020年(実績) 男性：81.58 女性：87.72	2070年 高位(余命の伸び小) 84.56 中位 85.89 低位(余命の伸び大) 87.22 91.94 93.27	2016～2019年(実績の平均) 16.4万人	～2040年 入国超過数(一定) 25万人 16.4万人 6.9万人	※2041年以降は2040年の総人口に対する比率を固定		
＜労働力の前提＞ 「労働力需給の推計」(2024年3月、独立行政法人労働政策研究・研修機構) ①労働参加進展シナリオ ②労働参加漸進シナリオ ③労働参加現状シナリオ	就業者数		就業率 ※15歳以上人口に占める割合						
	2022年(実績) 6,724万人	2040年 労働参加進展：6,734万人 労働参加漸進：6,375万人 労働参加現状：5,768万人	2022年(実績) 60.9%	2040年 労働参加進展：66.4% 労働参加漸進：62.9% 労働参加現状：56.9%					
＜経済の前提＞ 社会保障審議会年金部会「年金財政における経済前提に関する専門委員会」で設定(2024年4月) ①高成長実現ケース ②成長型経済移行・継続ケース ③過去30年投影ケース ④1人当たりゼロ成長ケース	将来の経済状況の仮定		＜長期の経済前提＞				参考(推計結果)		
	労働力率		全要素生産性(TFP)上昇率	物価上昇率	賃金上昇率(実質対物価)	運用利回り(実質対物価)		実質経済成長率	人口1人当たり実質経済成長率
	高成長実現ケース	中長期試算成長実現ケースに接続	1.4%	2.0%	2.0%	3.4%	1.4%	1.6%	2.3%
	成長型経済移行・継続ケース	中長期試算参考ケースに接続	1.1%	2.0%	1.5%	3.2%	1.7%	1.1%	1.8%
	過去30年投影ケース	中長期試算ベースラインケースに接続	0.5%	0.8%	0.5%	2.2%	1.7%	▲0.1%	0.7%
1人当たりゼロ成長ケース	成長率ベースライン・労働参加漸進シナリオ 一人当たりゼロ成長・労働参加現状シナリオ	0.2%	0.4%	0.1%	1.4%	1.3%	▲0.7%	0.1%	

第3-7-8図 被保険者数の現状

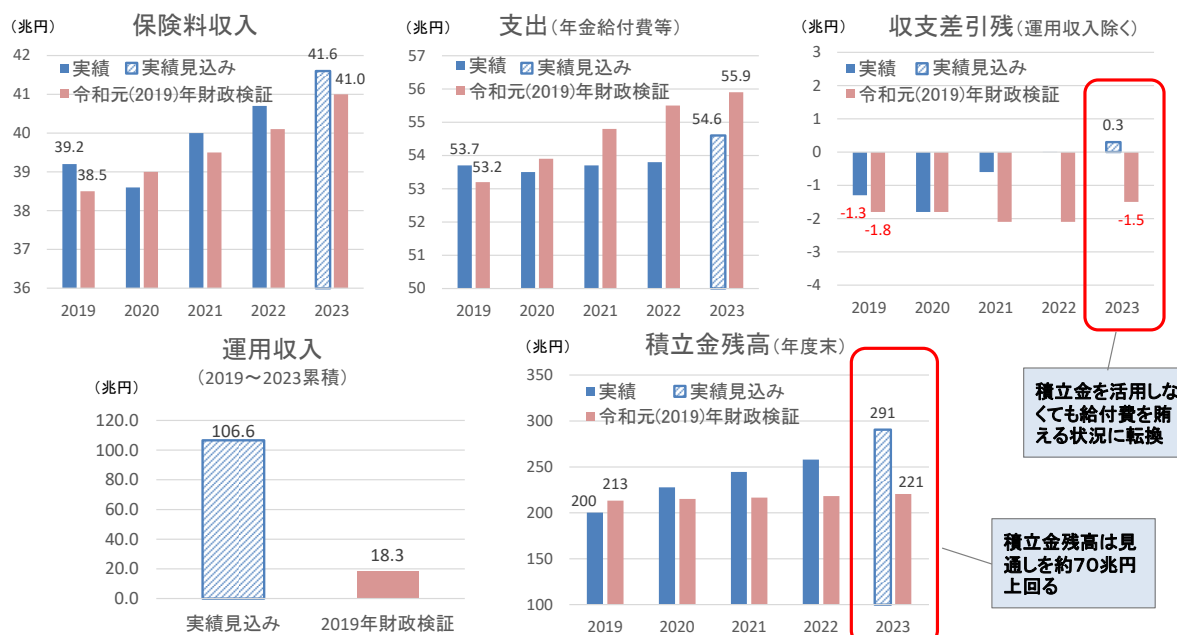
令和元(2019)年財政検証後、基礎年金、厚生年金の支え手に当たる基礎年金拠出金算定対象者数、厚生年金被保険者数は見通しを上回り、第3号被保険者数は下回る。令和6(2024)年財政検証に織り込まれ、**所得代替率(年金水準)上昇に寄与**。



注1: 2023年度の実績は、実績見込み。
注2: 令和元(2019)年財政検証は、労働参加が進むケース(ケースⅠ～Ⅲ)の数値。

第3-7-9図 財政収支及び積立金の現状 (厚生年金+国民年金)

令和元(2019)年財政検証後、収支状況(運用収入除く)は見通しより改善し、2023年度末の積立金残額は、見通しを約70兆円上回る見込み。令和6(2024)年財政検証に織り込まれ、**所得代替率(年金水準)上昇に寄与**。



注1: 2023年度の実績は、実績見込み。
注2: 運用収入は時価ベース。積立金残高は、2018~2020年度の実績は時価評価額、2021年度以降は平滑化後。
注3: 令和元(2019)年財政検証は、ケースⅢの数値。

(4) 人口等の前提が変化した場合の所得代替率の見通し

今回の財政検証においては、人口の前提について、出生率、死亡率及び外国人の入国超過数がそれぞれ変化した場合の影響についても試算を行っている。いずれの要素も高位の前提では中位の前提より年金財政は改善し、低位の前提では中位の前提より年金財政が悪化する見通しとなっている（第3-7-10図）。

出生率の仮定を変化させた場合をみると、出生高位の場合、1人当たりゼロ成長ケースを除き、所得代替率は1.4~2.6%程度上昇し、マクロ経済スライドの調整終了年度が3~8年早まる見通しとなっている。出生低位の場合、成長実現ケース及び成長型経済移行・継続ケースの所得代替率は50%を超える一方、過去30年投影ケースでは所得代替率が50%を下回り、仮に、財政のバランスが取れるまで機械的に給付水準調整を進めると、所得代替率は3.6%程度低下し、マクロ経済スライドの調整終了年度が8年遅くなる結果となっている。

死亡率の仮定を変化させた場合をみると、死亡高位（死亡率が高い）の場合、1人当たりゼロ成長ケースを除き、所得代替率は1.6~2.6%程度上昇し、マクロ経済スライドの調整終了年度が4~8年早まる見通しである。死亡低位（死亡率が低い）の場合、成長実現ケース及び成長型経済移行・継続ケースの所得代替率は50%を超える一方、過去30年投影ケースでは所得代替率が50%を下回り、機械的に給付水準調整を進めると、所得代替率は3.8%程度低下し、マクロ経済スライドの調整終了年度が10年遅くなる結果となっている。

外国人の入国超過数の仮定を変化させた場合をみると、外国人の入国超過数を年25万人と仮定した場合、1人当たりゼロ成長ケースを除き、所得代替率は0.9~1.6%程度上昇し、マクロ経済スライドの調整終了年度は同じか4年早まる見通しとなる。外国人の入国超過数が前回財政検証の前提と同じ年6.9万人を仮定した場合、成長実現ケース及び成長型経済移行・継続ケースでは50%を超える一方、過去30年投影ケースでは所得代替率が50%を下回り、財政のバランスが取れるまで機械的に給付水準調整を進めると、所得代替率は2.7%程度低下し、マクロ経済スライドの調整終了年度が5年遅くなる結果となっている。

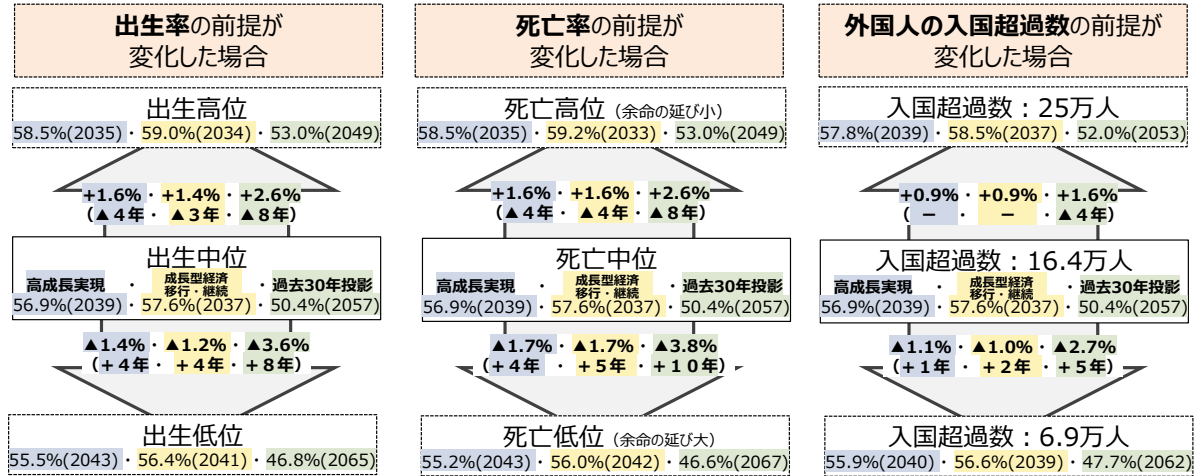
1人当たりゼロ成長ケースでは、いずれの前提を置いた場合においても、国民年金の積立金が無くなり、完全な賦課方式に移行する見通しとなっている。

このように、人口の長期的な趨勢は年金財政に大きな影響を与えることとなるが、年金制度は長期の制度であり、その財政状況を評価する際には、短期的な数値の変動ではなく、人口や経済の長期の趨勢がどのようになるのかが重要であることに留意する必要がある。

第3-7-10 図 人口の前提が変化した場合の試算結果

人口の前提が変化した場合の影響（令和6（2024）年財政検証）

※ 給付水準調整終了後の所得代替率の変化を示したものの、（ ）内は給付水準の調整終了年度



	合計特殊出生率		平均寿命			外国人の入国超過数	
	2020年	2070年	2020年	2070年	2070年	～2040年（一定）	
将来の仮定	1.33	高位：1.64 中位：1.36 低位：1.13	男性：81.58 女性：87.72	高位 (余命の伸び小) 84.56 90.59	中位 85.89 91.94	低位 (余命の伸び大) 87.22 93.27	25万人 16.4万人 6.9万人
直近の実績	2022年 1.26 (1.25) 2023年 1.20 (1.23) ※ () 内は中位の仮定値		2022年 男性：81.05 (81.27) 女性：87.09 (87.34) ※ () 内は中位の仮定値				2022年 19.1万人 (16.4万人) 2023年 24.0万人 (16.4万人) ※ () 内は仮定値

人口、経済の前提が変化した場合の所得代替率の将来見通し(令和6（2024）年財政検証)

(人口) (経済)	中位推計	出生の前提が変化した場合 (死亡中位・入国超過数16万人)		死亡の前提が変化した場合 (出生中位・入国超過数16万人)		入国超過数が変化した場合 (出生中位・死亡中位)	
		出生高位	出生低位	死亡高位 (余命の伸びが小さい)	死亡低位 (余命の伸びが大きい)	入国超過数 25万人	入国超過数 6.9万人
高成長実現 ケース	56.9% (2039) [比例: 25.0% (調整なし) 基礎: 31.9% (2039)]	58.5% (2035) [比例: 25.0% (調整なし) 基礎: 33.5% (2035)]	55.5% (2043) [比例: 25.0% (調整なし) 基礎: 30.6% (2043)]	58.5% (2035) [比例: 25.0% (調整なし) 基礎: 33.6% (2035)]	55.2% (2043) [比例: 25.0% (調整なし) 基礎: 30.3% (2043)]	57.8% (2039) [比例: 25.0% (調整なし) 基礎: 32.8% (2039)]	55.9% (2040) [比例: 25.0% (調整なし) 基礎: 30.9% (2040)]
成長型経済 移行・継続 ケース	57.6% (2037) [比例: 25.0% (調整なし) 基礎: 32.6% (2037)]	59.0% (2034) [比例: 25.0% (調整なし) 基礎: 34.1% (2034)]	56.4% (2041) [比例: 25.0% (調整なし) 基礎: 31.4% (2041)]	59.2% (2033) [比例: 25.0% (調整なし) 基礎: 34.2% (2033)]	56.0% (2042) [比例: 25.0% (調整なし) 基礎: 31.0% (2042)]	58.5% (2037) [比例: 25.0% (調整なし) 基礎: 33.5% (2037)]	56.6% (2039) [比例: 25.0% (調整なし) 基礎: 31.6% (2039)]
過去30年 投影 ケース	50.4% (2057) [比例: 24.9% (2026) 基礎: 25.5% (2057)]	53.0% (2049) [比例: 25.0% (調整なし) 基礎: 28.1% (2049)]	※) 46.8% (2065) [比例: 23.9% (2031) 基礎: 22.9% (2065)] 機械的に給付水準の調整を続けると、2055年度に所得代替率50%を下回る。	53.0% (2049) [比例: 25.0% (調整なし) 基礎: 28.1% (2049)]	※) 46.6% (2067) [比例: 24.1% (2030) 基礎: 22.4% (2067)] 機械的に給付水準の調整を続けると、2056年度に所得代替率50%を下回る。	52.0% (2053) [比例: 25.0% (調整なし) 基礎: 27.0% (2053)]	※) 47.7% (2062) [比例: 24.1% (2030) 基礎: 23.6% (2062)] 機械的に給付水準の調整を続けると、2055年度に所得代替率50%を下回る。
1人当たり ゼロ成長 ケース	機械的に給付水準調整を続けると、国民年金は2059年度に積立金がなくなり完全な賦課方式に移行	機械的に給付水準調整を続けると、国民年金は2059年度に積立金がなくなり完全な賦課方式に移行	機械的に給付水準調整を続けると、国民年金は2058年度に積立金がなくなり完全な賦課方式に移行	機械的に給付水準調整を続けると、国民年金は2063年度に積立金がなくなり完全な賦課方式に移行	機械的に給付水準調整を続けると、国民年金は2056年度に積立金がなくなり完全な賦課方式に移行	機械的に給付水準調整を続けると、国民年金は2061年度に積立金がなくなり完全な賦課方式に移行	機械的に給付水準調整を続けると、国民年金は2057年度に積立金がなくなり完全な賦課方式に移行

注：給付水準調整終了後の所得代替率であり、（ ）内は給付水準の調整終了年度である。
 (※) 次期財政検証までの間に所得代替率50%を下回ると見込まれる場合には、給付及び費用負担の在り方について検討を行うこととされているが、仮に財政のバランスがとれるまで機械的に給付水準調整を進めた場合の数値。

2. 年金額の将来見通し

(1) 新規裁定時の年金額の見通し

所得代替率は現役世代の賃金に対する年金の相対的な水準を示すものであるため、所得代替率が同じ場合でも、現役世代の賃金の実質価値が上昇すると（つまり賃金による購買力が上昇し生活水準が上がると）、それに伴い年金の実質価値も上昇し、年金による購買力も増加する。

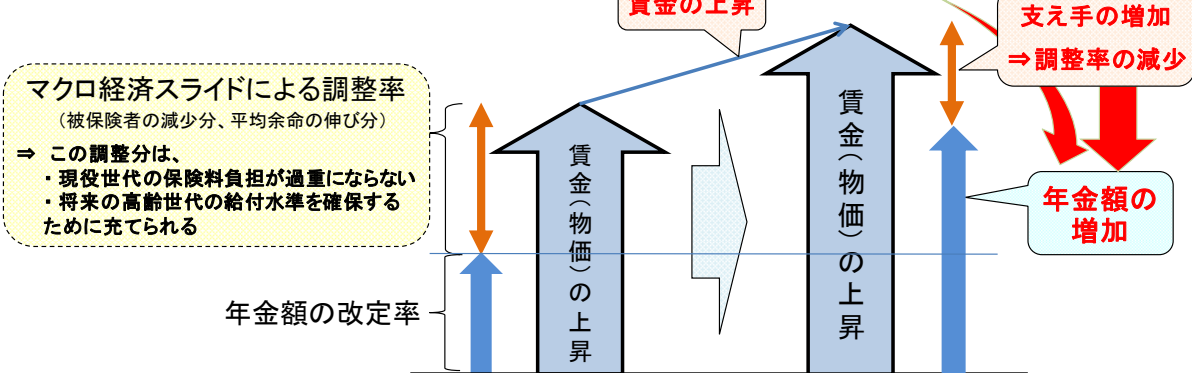
今後、マクロ経済スライドにより現役世代の賃金との相対的な水準を示す所得代替率は低下していく見通しであるが、十分な実質賃金上昇がある経済を仮定すると、購買力でみた年金の実質額が低下するとは限らない（第3-7-11図）。

したがって、将来の年金の給付水準を考えるに当たっては、所得代替率とともに、購買力でみた年金の実質価格がどのようになるかを合わせてみるのが重要である。

第3-7-11図 マクロ経済スライドの考え方

- 「賃金再評価」や「物価スライド」の改定率から、現役被保険者の減少率を基本とした「調整率」を控除して、緩やかに年金の給付水準を調整する仕組み
- 経済成長の果実をすべて年金に反映するのではなく、将来世代の過重な負担の防止や給付水準の確保にその一部を充当する考え方
 - ※ 現役世代の負担する保険料水準は13.58%（～2004.9）から上限の18.3%（2017.9～）に引上げ完了
- 長期的な年金の給付と負担のバランスを確保するためには、この調整は不可欠であるが、一定水準の経済成長があれば、また、就業者が増加し支え手（被保険者）が増えれば、必要な調整を行った上で年金額を増加することも可能となる。

<マクロ経済スライドによる調整の具体的な仕組み>



<調整率の算定>

調整率は、毎年度、以下の計算式で算定

『公的年金全体の被保険者の減少率(直近3か年度の実績値の平均値) + 平均余命の伸びを勘案した一定率(0.3%)』

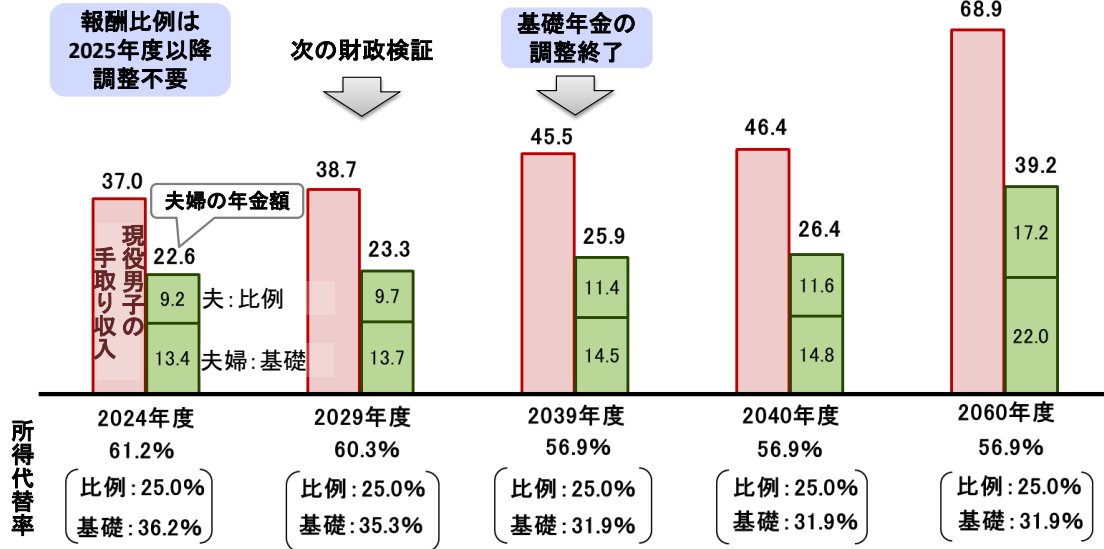
そこで、新規裁定時のモデル年金における購買力でみた実質額の将来見通しについて、経済前提別に示したものが、第3-7-12図である。ここでは人口の前提は中位推計（出生中位、死亡中位、外国人の入国超過数 16.4 万/年）としている。なお、将来の年金の実質額は、将来の名目年金額を物価上昇率で現在価値に割り引くことで計算される。

第3-7-12図 年金額の将来見通し（令和6（2024）年財政検証）

－経済：成長実現ケース、人口：中位推計－

高成長実現ケース（実質賃金上昇率（対物価）2.0%）

単位：万円（月額）
※物価上昇率で2024年度に割り戻した実質額

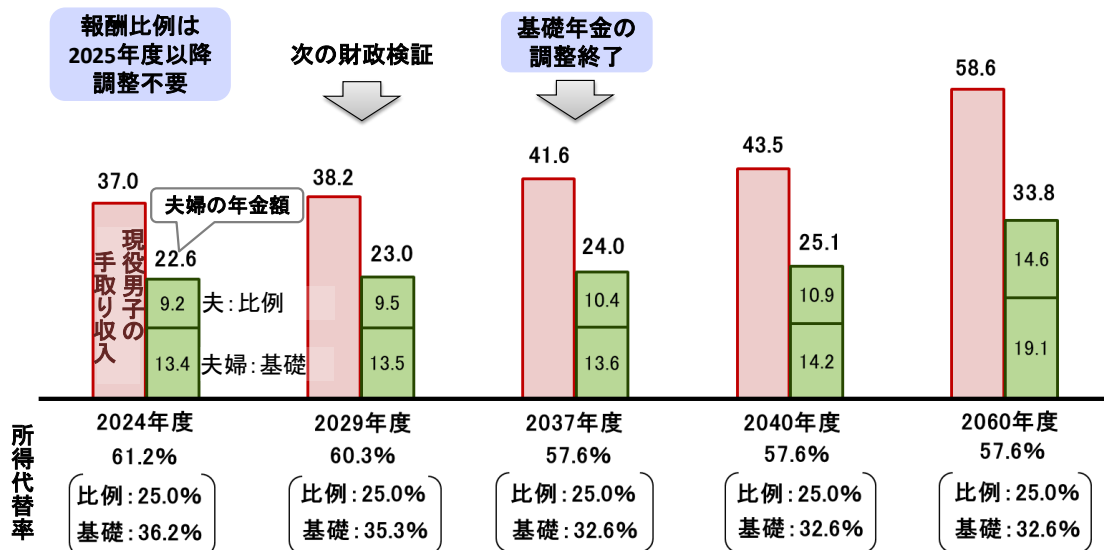


※上の図は、新規裁定者の年金について表したものである。既裁定者の年金額は物価で改定されるため、物価上昇率<名目賃金上昇率となる場合は、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がる。
※所得代替率に用いる年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したものである。
※試算における人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位、入国超過数164万人）。

－経済：成長型経済移行・継続ケース、人口：中位推計－

成長型経済移行・継続ケース（実質賃金上昇率（対物価）1.5%）

単位：万円（月額）
※物価上昇率で2024年度に割り戻した実質額

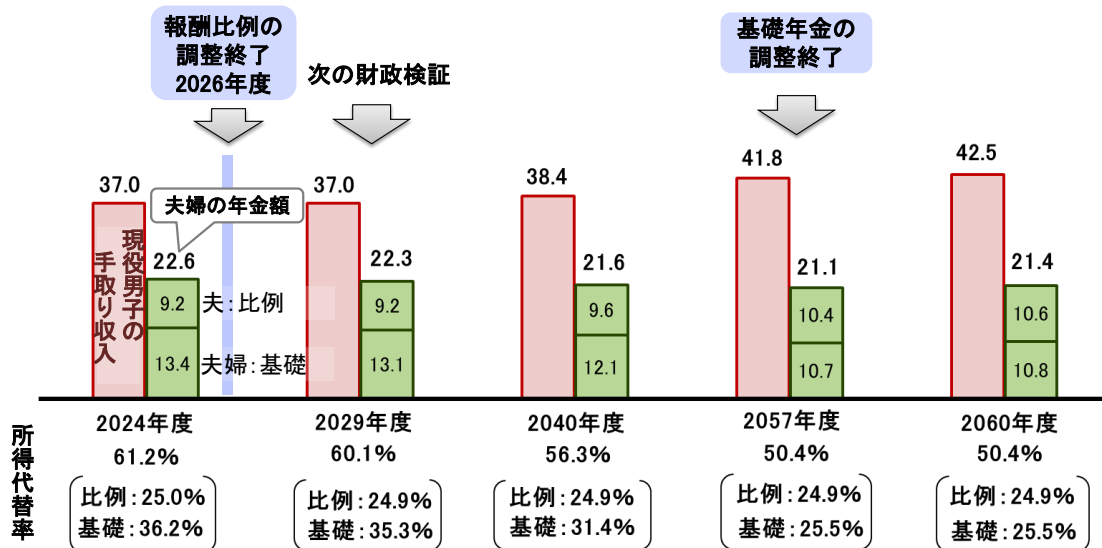


※上の図は、新規裁定者の年金について表したものである。既裁定者の年金額は物価で改定されるため、物価上昇率<名目賃金上昇率となる場合は、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がる。
※所得代替率に用いる年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したものである。
※試算における人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位、入国超過数164万人）。

－経済：過去30年投影ケース、人口：中位推計－

過去30年投影ケース(実質賃金上昇率(対物価)0.5%)

単位:万円(月額)
※物価上昇率で2024年度に割り戻した実賃額

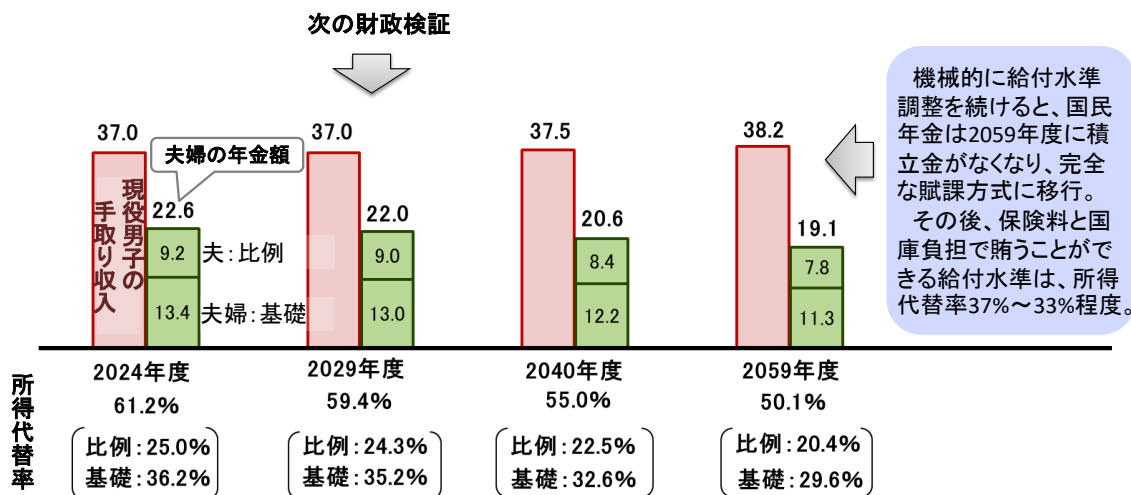


※上の図は、新規裁定者の年金について表したもので、既裁定者の年金額は物価で改定されるため、物価上昇率<名目賃金上昇率となる場合は、そのときの現役世代の所得に対する比率は下がる。
※所得代替率に用いる年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したものである。
※試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数164万人)。

－経済：1人当たりゼロ成長ケース、人口：中位推計－

1人当たりゼロ成長ケース(実質賃金上昇率(対物価)0.1%)

単位:万円(月額)
※物価上昇率で2024年度に割り戻した実賃額



※上の図は、新規裁定者の年金について表したもので、既裁定者の年金額は物価で改定されるため、物価上昇率<名目賃金上昇率となる場合は、そのときの現役世代の所得に対する比率は下がる。
※所得代替率に用いる年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したものである。
※試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数164万人)。

まず、それぞれのケースで現役世代の賃金を比べると、令和6(2024)年度で37.0万円の現役世代の手取り賃金は、いずれのケースも実質額が上昇する見通しであるが、賃金上昇率(実質<対物価>)の違いにより、将来の実質額には大きな差が生じる。例えば、令和42(2060)年度でみると、成長型経済移行・継続ケースでは58.6万円である一方、過去30年投影ケースでは42.5万円となっている。

このように実質経済成長に応じて現役世代の生活水準が変動するなかで、マクロ経済スライドによる給付水準調整を行っているが、年金の購買力は、労働参加が進む高成長実現ケース及び成長型経済移行・継続ケースでは増加しているが、労働参加が一定程度進む過去30年投影ケースでは微減し、労働参加が進まない1人当たりゼロ成長ケースでは減少している。

また、そのうち基礎年金の購買力をみると、令和6(2024)年度で13.4万円の夫婦2人分の基礎年金は、マクロ経済スライドによる給付水準調整が終了する時点で、高成長実現ケース及び成長型経済移行・継続ケースでは、それぞれ14.5万円(令和21(2039)年度)、13.6万円(令和19(2037)年度)となっている。一方で、過去30年投影ケースでは、10.7万円(令和39(2057)年度)まで低下している。

このような結果になったのは、高成長実現ケース及び成長型経済移行・継続ケースでは、賃金上昇率(実質<対物価>)の長期の前提はそれぞれ2.0%、1.5%で、マクロ経済スライドによるスライド調整率が全て適用された場合でも年平均0.8%程度(令和6(2024)から令和21(2039)年度の平均)と賃金上昇率(実質<対物価>)の長期の前提がスライド調整率の年平均を上回る一方、過去30年投影ケースでは、賃金上昇率(実質<対物価>)の長期の前提は0.5%で、スライド調整率は年平均1.2%程度(令和6(2024)から令和39(2057)年度の平均)と賃金上昇率(実質<対物価>)の長期の前提がスライド調整率の年平均を下回るからである。

(2) 年金受給後の年金額の見直し

モデル世帯について生年度別に年金受給後の年金額の見直しを示したものが第3-7-13表である。

年金の給付水準の指標としては、従来から新規裁定時における現役の平均手取り賃金に対する年金額の比率(所得代替率)が用いられてきたところであるが、年金を受給し始めた後(既裁定)の年金額は、平成12(2000)年改正において、物価の変動により改定することとし、年金の実質価値の維持すなわち購買力の維持を図る仕組みとなった。このため、既裁定の年金額をその時々々の現役の平均手取り賃金と比較すれば、その比率は加齢とともに低下していくこととなる。これは、この比率の分子となる年金額は物価上昇率により改定するが、分母となる手取り賃金の上昇率は物価上昇率に比べ通常は大きいと考えられるからである。ただし、この既裁定者の比率の低下については、その時点の新規裁定者の比率である所得

代替率の8割を下回らないようにすることとされている。すなわち、8割に到達した後は賃金上昇率により改定することとし、既裁定者の比率の新規裁定者の比率に対する割合が維持されるようにしている。

平成16(2004)年改正によりマクロ経済スライドによる給付水準調整が導入されたが、給付水準調整はこれから受給を開始する世代だけでなく、既に受給している世代に対しても行うこととされた。このため、マクロ経済スライドの適用期間中は年金額の伸びは物価上昇を下回ることとなり、年金の実質価値(購買力)は低下することとなる。

例えば、第3-7-13表の経済前提が成長型経済移行・継続ケースの場合で見ると、令和16(2034)年度時点で年金を受給し始める者(昭和44(1969)年度生)は所得代替率58.8%であるが、マクロ経済スライドによる給付水準調整と裁定後は物価スライドで年金額を改定していくため、比率が減少していく。しかしながら、減少し続けるのではなく、途中から46.1%で一定となっている。これは、マクロ経済スライドが終了した時点の新規裁定者の所得代替率が57.6%であるため、この8割の46.1%で下支えをし、それ以降、賃金上昇率により年金額を改定することにより、引き続き所得代替率46.1%の水準の年金額を受給することとなるためである。

また、賃金上昇率(実質<対物価>)の長期の前提が0.5%である過去30年投影ケースをみると、マクロ経済スライドが終了した時点の新規裁定者の所得代替率は50.4%であり、その8割の43.2%に到達するのは、賃金上昇率(実質<対物価>)の長期の前提が1.5%の成長型経済移行・継続ケースに比べ、時間を要する。

第3-7-13表 生年度別に見た年金受給後の年金額の見通し

(1) 人口：出生中位、死亡中位、外国人の入国超過数 16.4 万人

経済：成長型経済移行・継続ケース

	物価上昇率	賃金上昇率 (実質<対物価>)	運用利回り		経済成長率(実質) 2034年度以降20~30年 ※括弧内の数値は人口1人当たり実質経済成長率
			実質<対物価>	スプレッド<対賃金>	
長期の経済前提	2.0%	1.5%	3.2%	1.7%	1.1% (1.8%)

所得代替率 (給付水準の調整終了後)	57.6%	基礎	比例
		32.6%	25.0%
給付水準の調整終了年度	2037	2037	調整なし

① モデル年金（厚生年金＋夫婦2人の基礎年金含む）

基礎年金の調整終了 (2037年度)													
生年度(令和6(2024)年度における年齢)	2024年度	2029年度	2034年度	2039年度	2044年度	2049年度	2054年度	2059年度	2064年度	2069年度	2074年度	2079年度	2084年度
	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
現役男子の平均賃金(手取り)	37.0	38.2	39.8	42.9	46.2	49.7	53.6	57.7	62.2	67.0	72.2	77.7	83.7
1959年度生 (65歳)	22.6 [61.2%] (65歳)	22.3 <58.4%> (70歳)	21.7 <54.6%> (75歳)	21.3 <49.7%> (80歳)	21.3 <46.1%> (85歳)	22.9 <46.1%> (90歳)							
1964年度生 (60歳)		23.0 [60.3%] (65歳)	22.4 <56.4%> (70歳)	22.0 <51.3%> (75歳)	22.0 <47.6%> (80歳)	22.9 <46.1%> (85歳)	24.7 <46.1%> (90歳)						
1969年度生 (55歳)			23.4 [58.8%] (65歳)	22.9 <53.5%> (70歳)	22.9 <49.6%> (75歳)	22.9 <46.1%> (80歳)	24.7 <46.1%> (85歳)	26.6 <46.1%> (90歳)					
1974年度生 (50歳)				24.7 [57.6%] (65歳)	24.7 <53.5%> (70歳)	24.7 <49.6%> (75歳)	24.7 <46.1%> (80歳)	26.6 <46.1%> (85歳)	28.7 <46.1%> (90歳)				
1979年度生 (45歳)					26.6 [57.6%] (65歳)	26.6 <53.5%> (70歳)	26.6 <49.6%> (75歳)	26.6 <46.1%> (80歳)	28.7 <46.1%> (85歳)	30.9 <46.1%> (90歳)			
1984年度生 (40歳)						28.7 [57.6%] (65歳)	28.7 <53.5%> (70歳)	28.7 <49.6%> (75歳)	28.7 <46.1%> (80歳)	30.9 <46.1%> (85歳)	33.3 <46.1%> (90歳)		
1989年度生 (35歳)							30.9 [57.6%] (65歳)	30.9 <53.5%> (70歳)	30.9 <49.6%> (75歳)	30.9 <46.1%> (80歳)	33.3 <46.1%> (85歳)	35.8 <46.1%> (90歳)	
1994年度生 (30歳)								33.3 [57.6%] (65歳)	33.3 <53.5%> (70歳)	33.3 <49.6%> (75歳)	33.3 <46.1%> (80歳)	35.8 <46.1%> (85歳)	38.6 <46.1%> (90歳)

(注1) 数値は、各時点の名目額を物価上昇率で2024年度時点に割り戻した実質額を記載した。
 (注2) □内は、各世代の65歳新規裁定時における所得代替率を記載した。
 (注3) <>内は、各時点における年金額と同時点における現役男子の平均賃金(手取り)とを比較した比率を記載した。
 (注4) 既裁定者の年金は物価上昇率による改定を基準としているが、その時々々の新規裁定者の年金水準との乖離幅が2割となった場合は、新規裁定者の年金と同じ賃金上昇率により改定することとし、乖離幅が2割を超えないようにするの方針が定められており、財政検証はその方針に準拠して行われている。
 (注5) 年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したものの。

② 基礎年金

基礎年金の調整終了 (2037年度)													
生年度(令和6(2024)年度における年齢)	2024年度	2029年度	2034年度	2039年度	2044年度	2049年度	2054年度	2059年度	2064年度	2069年度	2074年度	2079年度	2084年度
	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
1959年度生 (65歳)	6.7 (65歳)	6.5 (70歳)	6.2 (75歳)	6.0 (80歳)	6.0 (85歳)	6.5 (90歳)							
1964年度生 (60歳)		6.7 (65歳)	6.4 (70歳)	6.2 (75歳)	6.2 (80歳)	6.5 (85歳)	7.0 (90歳)						
1969年度生 (55歳)			6.7 (65歳)	6.5 (70歳)	6.5 (75歳)	6.5 (80歳)	7.0 (85歳)	7.5 (90歳)					
1974年度生 (50歳)				7.0 (65歳)	7.0 (70歳)	7.0 (75歳)	7.0 (80歳)	7.5 (85歳)	8.1 (90歳)				
1979年度生 (45歳)					7.5 (65歳)	7.5 (70歳)	7.5 (75歳)	7.5 (80歳)	8.1 (85歳)	8.7 (90歳)			
1984年度生 (40歳)						8.1 (65歳)	8.1 (70歳)	8.1 (75歳)	8.1 (80歳)	8.7 (85歳)	9.4 (90歳)		
1989年度生 (35歳)							8.7 (65歳)	8.7 (70歳)	8.7 (75歳)	8.7 (80歳)	9.4 (85歳)	10.2 (90歳)	
1994年度生 (30歳)								9.4 (65歳)	9.4 (70歳)	9.4 (75歳)	9.4 (80歳)	10.2 (85歳)	10.9 (90歳)

(注1) 数値は、各時点の名目額を物価上昇率で2024年度時点に割り戻した実質額を記載した。
 (注2) 既裁定者の年金は物価上昇率による改定を基準としているが、その時々々の新規裁定者の年金水準との乖離幅が2割となった場合は、新規裁定者の年金と同じ賃金上昇率により改定することとし、乖離幅が2割を超えないようにするの方針が定められており、財政検証はその方針に準拠して行われている。
 (注3) 年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したものの。

(2) 人口：出生中位、死亡中位、外国人の入国超過数 16.4 万人
 経済：過去 30 年投影ケース

長期の経済前提	物価上昇率 0.8%	賃金上昇率 (実質<対物価>) 0.5%	運用利回り		経済成長率(実質) 2034年度以降20~30年 ※括弧内の数値は人口1人当たり実質経済成長率 -0.1% (0.7%)
			実質<対物価> 2.2%	スプレッド<対賃金> 1.7%	

所得代替率 (給付水準の調整終了後) 給付水準の調整終了年度	所得代替率		
	基礎	比例	
2057	2057	2026	
	50.4%	25.5%	24.9%

① モデル年金（厚生年金＋夫婦2人の基礎年金含む）

	報酬比例の調整終了 (2026年度)				基礎年金の調整終了 (2057年度)								
生年度(令和6(2024)年度における年齢)	2024年度	2029年度	2034年度	2039年度	2044年度	2049年度	2054年度	2059年度	2064年度	2069年度	2074年度	2079年度	2084年度
	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
現役男子の平均賃金(手取り)	37.0	37.0	37.3	38.2	39.2	40.2	41.2	42.2	43.3	44.4	45.5	46.7	47.8
1959年度生 (65歳) [2024年度65歳到達]	22.6 [61.2%] (65歳)	22.2 <60.0%> (70歳)	21.7 <58.2%> (75歳)	21.2 <55.5%> (80歳)	20.7 <52.9%> (85歳)	20.3 <50.5%> (90歳)							
1964年度生 (60歳) [2029年度65歳到達]		22.3 [60.1%] (65歳)	21.8 <58.3%> (70歳)	21.3 <55.6%> (75歳)	20.8 <53.1%> (80歳)	20.3 <50.6%> (85歳)	19.9 <48.3%> (90歳)						
1969年度生 (55歳) [2034年度65歳到達]			21.8 [58.6%] (65歳)	21.4 <55.9%> (70歳)	20.9 <53.3%> (75歳)	20.4 <50.8%> (80歳)	20.0 <48.5%> (85歳)	19.8 <46.9%> (90歳)					
1974年度生 (50歳) [2039年度65歳到達]				21.7 [56.7%] (65歳)	21.2 <54.1%> (70歳)	20.8 <51.6%> (75歳)	20.3 <49.3%> (80歳)	20.1 <47.7%> (85歳)	20.1 <46.5%> (90歳)				
1979年度生 (45歳) [2044年度65歳到達]					21.4 [54.7%] (65歳)	21.0 <52.2%> (70歳)	20.6 <49.9%> (75歳)	20.4 <48.2%> (80歳)	20.4 <47.0%> (85歳)	20.4 <45.9%> (90歳)			
1984年度生 (40歳) [2049年度65歳到達]						21.2 [52.9%] (65歳)	20.8 <50.5%> (70歳)	20.6 <48.8%> (75歳)	20.6 <47.6%> (80歳)	20.6 <46.4%> (85歳)	20.6 <45.3%> (90歳)		
1989年度生 (35歳) [2054年度65歳到達]							21.1 [51.1%] (65歳)	20.9 <49.4%> (70歳)	20.9 <48.2%> (75歳)	20.9 <47.0%> (80歳)	20.9 <45.9%> (85歳)	20.9 <44.7%> (90歳)	
1994年度生 (30歳) [2059年度65歳到達]								21.3 [50.4%] (65歳)	21.3 <49.2%> (70歳)	21.3 <47.9%> (75歳)	21.3 <46.8%> (80歳)	21.3 <45.6%> (85歳)	21.3 <44.5%> (90歳)

(注1) 数値は、各時点の名目額を物価上昇率で2024年度時点に割り戻した実質額を記載した。
 (注2) □内は、各世代の65歳新規裁定時における所得代替率を記載した。
 (注3) <>内は、各時点における年金額と同時点における現役男子の平均賃金(手取り)とを比較した比率を記載した。
 (注4) 既裁定者の年金は物価上昇率による改定を基準としているが、その時々々の新規裁定者の年金水準との乖離幅が2割となった場合は、新規裁定者の年金と同じ賃金上昇率により改定することとし、乖離幅が2割を超えないようにする方針が定められており、財政検証はその方針に準拠して行われている。
 (注5) 年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したものである。

② 基礎年金

	基礎年金の調整終了 (2057年度)												
生年度(令和6(2024)年度における年齢)	2024年度	2029年度	2034年度	2039年度	2044年度	2049年度	2054年度	2059年度	2064年度	2069年度	2074年度	2079年度	2084年度
	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
1959年度生 (65歳) [2024年度65歳到達]	6.7 (65歳)	6.5 (70歳)	6.3 (75歳)	6.0 (80歳)	5.8 (85歳)	5.5 (90歳)							
1964年度生 (60歳) [2029年度65歳到達]		6.5 (65歳)	6.3 (70歳)	6.0 (75歳)	5.8 (80歳)	5.6 (85歳)	5.3 (90歳)						
1969年度生 (55歳) [2034年度65歳到達]			6.3 (65歳)	6.0 (70歳)	5.8 (75歳)	5.6 (80歳)	5.4 (85歳)	5.3 (90歳)					
1974年度生 (50歳) [2039年度65歳到達]				6.1 (65歳)	5.8 (70歳)	5.6 (75歳)	5.4 (80歳)	5.3 (85歳)	5.3 (90歳)				
1979年度生 (45歳) [2044年度65歳到達]					5.8 (65歳)	5.6 (70歳)	5.4 (75歳)	5.3 (80歳)	5.3 (85歳)	5.3 (90歳)			
1984年度生 (40歳) [2049年度65歳到達]						5.6 (65歳)	5.4 (70歳)	5.3 (75歳)	5.3 (80歳)	5.3 (85歳)	5.3 (90歳)		
1989年度生 (35歳) [2054年度65歳到達]							5.4 (65歳)	5.3 (70歳)	5.3 (75歳)	5.3 (80歳)	5.3 (85歳)	5.3 (90歳)	
1994年度生 (30歳) [2059年度65歳到達]								5.4 (65歳)	5.4 (70歳)	5.4 (75歳)	5.4 (80歳)	5.4 (85歳)	5.4 (90歳)

(注1) 数値は、各時点の名目額を物価上昇率で2024年度時点に割り戻した実質額を記載した。
 (注2) 既裁定者の年金は物価上昇率による改定を基準としているが、その時々々の新規裁定者の年金水準との乖離幅が2割となった場合は、新規裁定者の年金と同じ賃金上昇率により改定することとし、乖離幅が2割を超えないようにする方針が定められており、財政検証はその方針に準拠して行われている。
 (注3) 年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したものである。

3. 賃金水準に応じた所得代替率及び年金額の将来見通し

わが国の年金制度は、どのような世帯類型、就業形態であっても、世帯の1人あたりの賃金水準が同じであれば、保険料負担、年金額及び所得代替率も同じとなる仕組みとなっている。例えば、夫婦世帯において、夫のみ就労する世帯、夫婦共働きの世帯といった世帯類型が異なっていたとしても、世帯の1人あたりの賃金水準が同じであれば保険料負担、年金額及び所得代替率は全て等しくなる。すなわち、

- ・ 夫の賃金がWである夫のみ就労の世帯
- ・ 夫の賃金（W1）と妻の賃金（W2）とを合算（W1+W2）するとWと等しくなる夫婦共働きの世帯

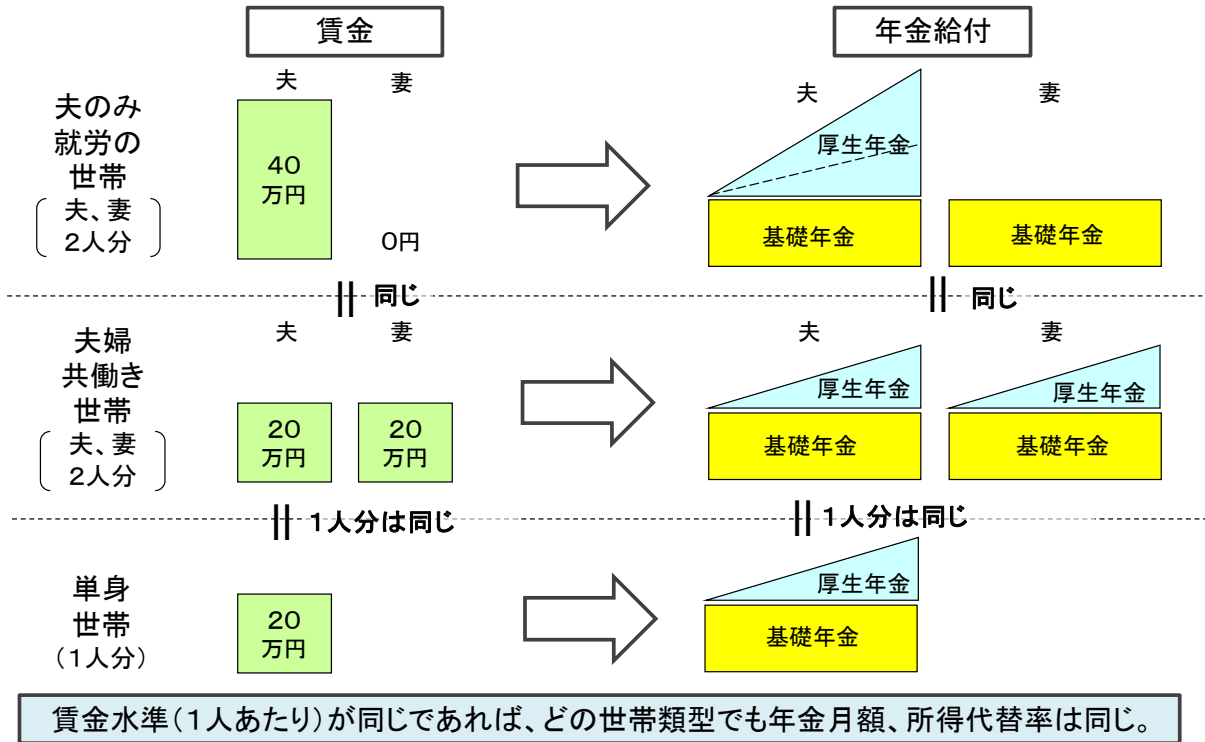
では所得代替率は等しくなる。

さらに、世帯の構成人数が異なる夫婦世帯と単身世帯の所得代替率を考察するためには、世帯1人あたりの賃金水準をみる必要がある。第3-7-14図のように、夫婦共働き世帯の賃金水準を夫婦ともに20万円ずつであるとし、夫のみ就労の世帯における夫の賃金水準を40万円（20万円の2倍）であるとした場合、どちらの世帯も世帯の賃金水準が40万円となり、所得代替率は等しくとなる。

また、夫婦共働き世帯を1人ずつに分割すると、賃金水準も年金額も半分になるが、年金／現役時所得の比率は変わらず、また、賃金水準が20万円の単身世帯と夫婦共働き世帯の1人当たりの構造は同じであるため、所得代替率は等しくなる。したがって、今の例のように、夫のみ就労の世帯、夫婦共働き世帯、単身世帯いずれも世帯1人当たり賃金水準が20万円と等しければ、所得代替率も全て等しくなる。つまり、夫婦世帯でも単身世帯でも、所得代替率は世帯1人当たり賃金水準の高低に依存し、世帯類型には影響を受けないということである。このように、所得代替率や年金月額の違いは世帯類型でなく賃金水準の違いから生じるものであり、賃金水準に着目することが重要である。

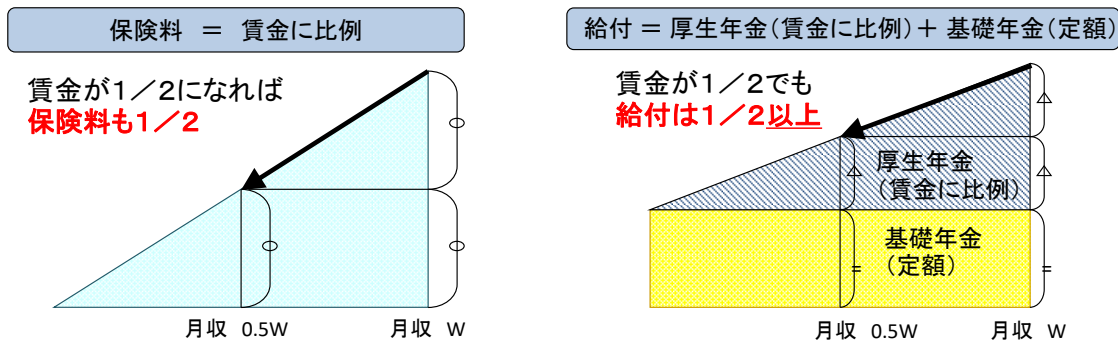
公的年金（厚生年金）の負担と給付の基本的な構造は第3-7-15図のような概念図で表現できる。厚生年金の保険料は1階部分、2階部分を合わせて賃金に比例した負担となっているため、左側の図に示すように賃金水準が2分の1になれば厚生年金の保険料負担も2分の1になる。一方、右側の図に示すように賃金水準が2分の1になれば厚生年金の報酬比例部分の年金額は2分の1になるが、基礎年金の額は賃金水準によらず一定であるため、報酬比例部分と基礎年金を合わせた年金額は2分の1以上となる。この結果、現役時代の賃金水準が低いほど、その賃金水準に対する年金額（報酬比例部分と基礎年金を合わせた額）の割合は高くなる構造になっている。

第3-7-14図 公的年金の負担と給付の構造（世帯類型との関係）
 <賃金水準が20万円（1人あたり）の場合>



第3-7-15図 公的年金の負担と給付の構造（所得再分配の仕組み）

厚生年金制度は、2階建て構造（1階部分が定額）であるため、保険料や国庫負担による所得再分配機能を持つ。
 （賃金水準が1/2になれば、保険料は1/2になるが、基礎年金額は賃金の多寡で変わらないため、年金額は1/2よりも大きい。）



個々の世帯（個人）で見れば、現役時代の賃金の差に比べ、年金額の差は小さい

○ 賃金と年金額の関係性

賃金	40万円	20万円
年金額 （基礎+厚年）	14.9万円	10.9万円

73%

※ 年金額は、被保険者期間40年、給付乗率5.481/1000と仮定し、令和6年度に65歳に到達し老齢基礎年金及び老齢厚生年金を受給開始する者について計算したもの。

財政検証では継続的に給付水準を測る指標としてモデル年金の所得代替率を考えているが、世帯の賃金水準をモデル年金で想定している賃金水準から変化させた場合に、年金額及び所得代替率がどう変化するかを示したのが、第3-7-16図である。年金額は世帯の賃金水準が高いほど上昇するため、右上がりの直線となっている。

一方、所得代替率は世帯の賃金水準が高いほど低下するため、右下がりの曲線となっている。これは、賃金水準が高い世帯ほど年金月額は高くなる一方で所得代替率が低くなる構造となっているからであり、このような形で公的年金は所得再分配機能を有していると言える。

また、今回の財政検証では、第3-7-17図のとおり賃金水準の各階層はどのような世帯類型で構成されているか、国民生活基礎調査を用いた分析も行った。世帯の賃金収入額を用いて、賃金水準の階層別に第2号被保険者が含まれる世帯類型別の構成割合をみると、例えば、夫婦世帯のうち共働き世帯で共に正規で就労している場合、モデル年金の賃金の1.75倍以上である賃金水準の高い階層の割合が47%と最も高くなっている。

単身世帯では、男女ともに正規で就労している世帯の割合が高くなっているが、これらの世帯の賃金水準を見ると、男性ではモデル年金の賃金の1.75倍以上である賃金水準の高い階層の割合が58%と最も高く、女性はモデル年金に近い水準である0.75倍以上1.25倍未満である賃金水準以上の階層で約90%と太宗を占めている。

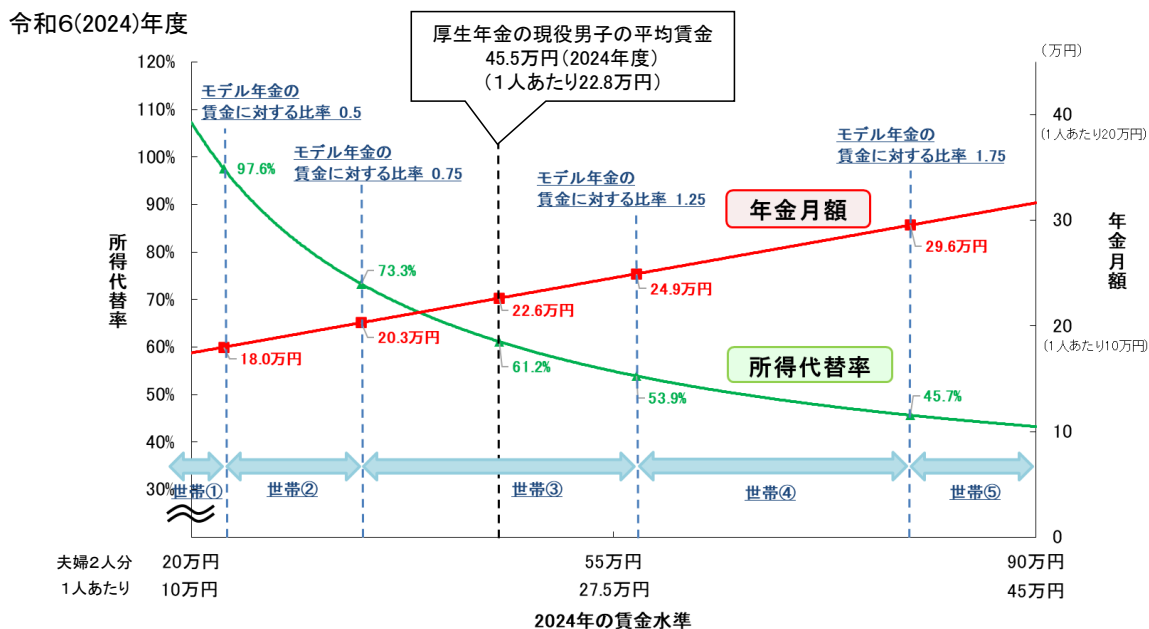
夫婦世帯、単身世帯ともに正規雇用以外の就労形態の者は低い所得階層の割合が高くなっており、仮にこの賃金水準が続いた場合、現役時の賃金に対する年金額の比率は、厚生年金の所得再分配効果によってモデル年金より高水準となる。

なお、夫婦世帯における世帯類型別の構成割合をみると、片働き世帯、かつ正規で就労している場合が53%と最も多くなっており、この世帯類型では、モデル年金に近い水準である0.75倍以上1.25倍未満である賃金水準の階層の割合が40%と最も高くなっている。

このことから、給付水準を測る指標として、モデル年金を想定することには一定の合理性があると考えられる。

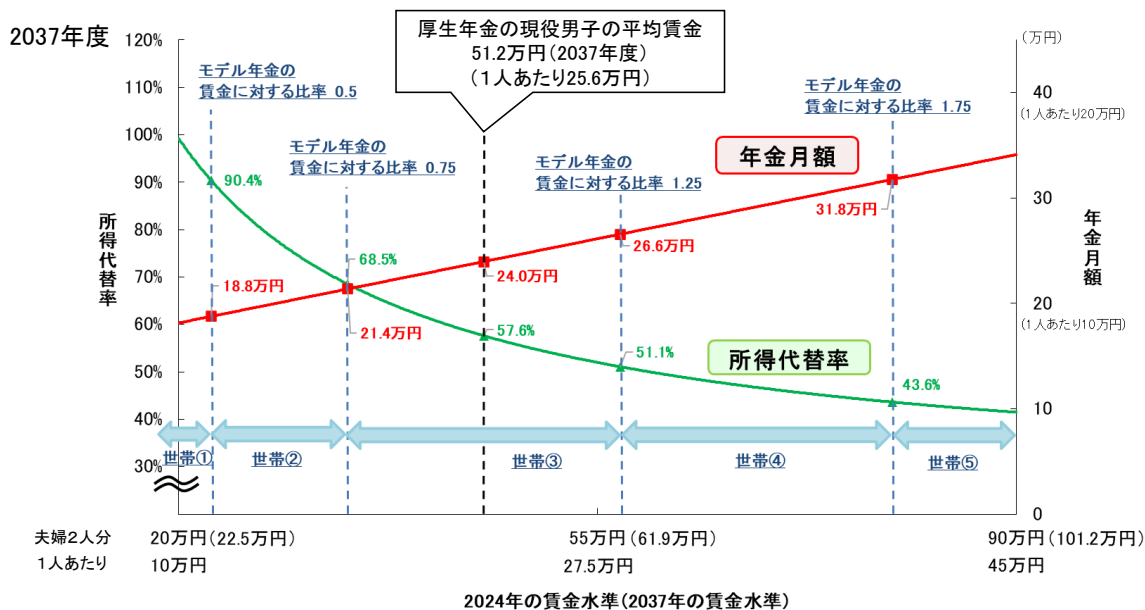
第3-7-16図 賃金水準（1人あたり）別の年金月額及び現役時の賃金比率 <現在（令和6（2024）年度）>

- 厚生年金の年金月額や所得代替率は、世帯類型によらず世帯の賃金水準（1人あたり）によって決まる。このことから、モデル年金の賃金を中心とし、賃金に対する比率が0.5、0.75、1.25、1.75の賃金を基準とし、年金月額や所得代替率がどのようになるか示した。
- 公的年金は所得再分配機能を有することから賃金水準が高い世帯ほど、年金月額は高く所得代替率が低くなる構造となっている。
- 所得代替率や年金月額の違いは世帯類型でなく賃金水準の違いから生じているものであり、賃金水準に着目することが重要である。



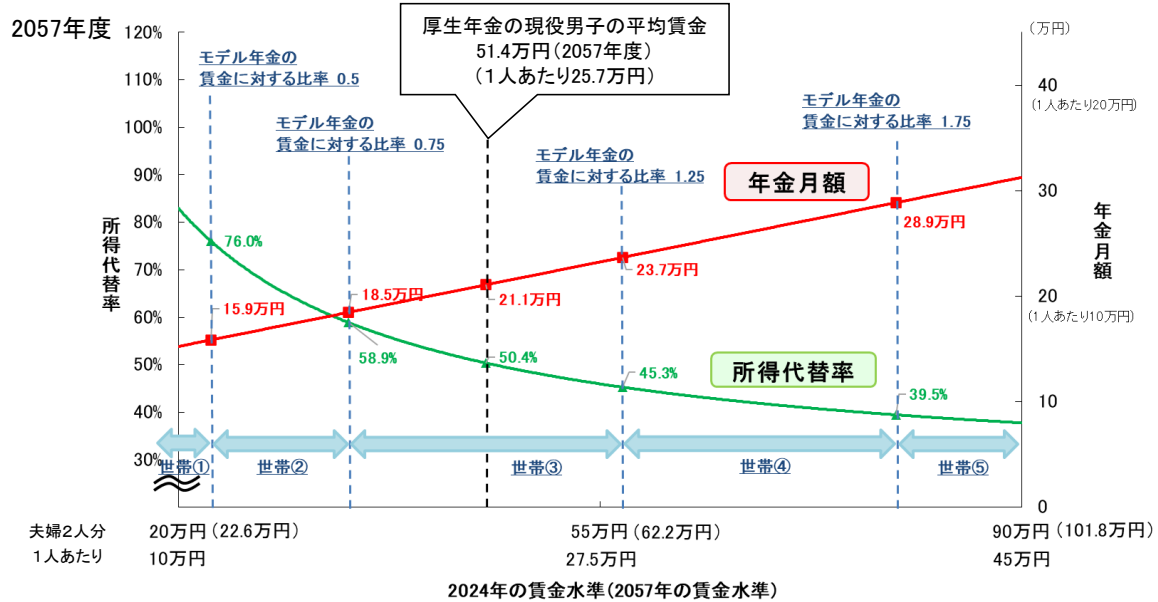
<成長型経済移行・継続ケース 令和19(2037)年度（人口中位推計）>

- 厚生年金の年金月額や所得代替率は、世帯類型によらず世帯の賃金水準（1人あたり）によって決まる。このことから、モデル年金の賃金を中心とし、賃金に対する比率が0.5、0.75、1.25、1.75の賃金を基準とし、年金月額や所得代替率がどのようになるか示した。
- 公的年金は所得再分配機能を有することから賃金水準が高い世帯ほど、年金月額は高く所得代替率が低くなる構造となっている。
- 所得代替率や年金月額の違いは世帯類型でなく賃金水準の違いから生じているものであり、賃金水準に着目することが重要である。



＜過去 30 年投影ケース 令和 39(2057) 年度（人口中位推計）＞

- 厚生年金の年金額や所得代替率は、世帯類型によらず世帯の賃金水準(1人あたり)によって決まる。このことから、モデル年金の賃金を中心とし、賃金に対する比率が0.5、0.75、1.25、1.75の賃金を基準とし、年金額や所得代替率がどのようになるか示した。
- 公的年金は所得再分配機能を有することから賃金水準が高い世帯ほど、年金額は高く所得代替率が低くなる構造となっている。
- 所得代替率や年金額の違いは世帯類型でなく賃金水準の違いから生じているものであり、賃金水準に着目することが重要である。



注1： マクロ経済スライドによる給付水準調整終了後の新規裁定者の年金額(物価で2024年度に割り戻した実質額)であり、厚生年金に40年加入した場合のものである。
 注2： 2057年の賃金水準の賃金は、物価上昇率で2024年度時点に割り戻した実質額である。
 注3： どの賃金水準も、可処分所得割合を0.813として所得代替率を計算している。

第3-7-17 図 国民生活基礎調査を使った分析

～賃金水準（1人あたり）に応じた年金額、所得代替率と世帯構成（2022年）～

※ 所得代替率 … 公的年金の給付水準を示す指標。現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の比率により表される。

$$\text{所得代替率} = (\text{夫婦2人の基礎年金} + \text{夫の厚生年金}) / \text{現役男子の平均手取り収入額}$$
 2024年度： 61.2% 13.4万円 9.2万円 37.0万円(注) (注)税・社会保険料控除前の賃金は45.5万円

		賃金水準						
		世帯①	世帯②	世帯③	世帯④	世帯⑤		
賃金水準 (モデル年金の賃金に対する比率)		～ 0.5 倍未満	0.5 倍 ～ 0.75 倍	0.75 倍 ～ 1.25 倍	1.25 倍 ～ 1.75 倍	1.75 倍以上～		
賃金 夫婦2人分 (単身又は1人分)		～ 22.8 万円未満 (～ 11.4 万円未満)	22.8 万円～ 34.1 万円 (11.4 万円～ 17.1 万円)	34.1 万円～ 56.9 万円 (17.1 万円～ 28.4 万円)	56.9 万円～ 79.6 万円 (28.4 万円～ 39.8 万円)	79.6 万円以上～ (39.8 万円以上～)		
年金額 夫婦2人分 (単身又は1人分)		～ 18.0 万円未満 (～ 9.0 万円未満)	18.0 万円～ 20.3 万円 (9.0 万円～ 10.2 万円)	20.3 万円～ 24.9 万円 (10.2 万円～ 12.5 万円)	24.9 万円～ 29.6 万円 (12.5 万円～ 14.8 万円)	29.6 万円以上～ (14.8 万円以上～)		
年金/現役時賃金(手取り)		～ 97.6%	97.6% ～ 73.3%	73.3% ～ 53.9%	53.9% ～ 45.7%	45.7% ～		
国民生活基礎調査の集計	計		【世帯別構成割合】					
	夫婦世帯の世帯構成	共働き 共に正規で就労	100% 【26%】	0%	1%	18%	34%	47%
		共働き 正規以外で就労	100% 【2%】	14%	28%	45%	11%	1%
		正規と正規以外で就労	100% 【15%】	0%	4%	39%	29%	27%
	片働き世帯の世帯構成	片働き 正規で就労	100% 【53%】	4%	12%	40%	28%	15%
		片働き 正規以外で就労	100% 【4%】	35%	35%	23%	4%	4%
		計	100% 【100%】	4%	9%	34%	29%	24%
	単身世帯の世帯構成	男性 正規で就労	100% 【48%】	3%	3%	15%	22%	58%
		男性 正規以外で就労	100% 【10%】	17%	17%	44%	14%	8%
		女性 正規で就労	100% 【30%】	6%	5%	33%	26%	30%
女性 正規以外で就労		100% 【12%】	17%	29%	41%	10%	4%	
計		100% 【100%】	7%	8%	26%	21%	38%	

注1： 世帯の構成は、2022年国民生活基礎調査の特別集計による。学生を除く、「単身世帯」、「夫婦のみの世帯」および「夫婦と未婚の子のみの世帯」を集計対象としている。共働き世帯は、国民年金第2号被保険者を集計している。片働き世帯では、いずれかが国民年金第2号被保険者であり、その配偶者は国民年金第3号被保険者を集計しており、国民年金第3号被保険者の賃金は0とみなしている。単身世帯は、国民年金第2号被保険者を集計している。
 注2： 世帯構成は、2022年国民生活基礎調査(所得は2021年1月～12月)の一時点の構成をみているため、生涯の平均賃金の分布を示しているものではない。このため、将来の所得代替率や年金額の分布を示しているものではないことに留意が必要。
 注3： 表の賃金は、税・社会保険料控除前である。可処分所得割合を0.813として所得代替率を計算している。

4. 年金財政の将来見通し

(1) 被保険者数の将来見通し

① 被保険者数の将来見通し

公的年金における被保険者数のこれまでの推移を示したものが、第3-7-18表である。生産年齢人口の増加とともに増加してきた被保険者数が、2000年代後半には減少に転じ、近年は概ね横ばいとなっている。被保険者種別毎にみると、近年は厚生年金被保険者数が増加し、国民年金第1号被保険者数及び国民年金第3号被保険者数が減少する傾向がみられる。

第3-7-18表 公的年金被保険者数の実績の推移

(年度末現在)

年 度	計	国民年金 第1号被保険者 (任意加入含む)	厚生年金被保険者		国民年金 第3号被保険者	
			第1号 厚生年金	第2～第4号 厚生年金		
	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人
平成 3 (1991)	68.4	18.5	37.8	33.0	4.8	12.1
7 (1995)	70.0	19.1	38.6	33.8	4.9	12.2
8 (1996)	70.2	19.4	38.8	34.0	4.9	12.0
9 (1997)	70.3	19.6	38.8	34.0	4.8	11.9
10 (1998)	70.5	20.4	38.3	33.4	4.8	11.8
11 (1999)	70.6	21.2	37.8	33.0	4.8	11.7
12 (2000)	70.5	21.5	37.4	32.7	4.8	11.5
13 (2001)	70.2	22.1	36.8	32.0	4.7	11.3
14 (2002)	70.5	22.4	36.9	32.1	4.7	11.2
15 (2003)	70.3	22.4	36.8	32.1	4.7	11.1
16 (2004)	70.3	22.2	37.1	32.5	4.6	11.0
17 (2005)	70.4	21.9	37.6	33.0	4.6	10.9
18 (2006)	70.4	21.2	38.4	33.8	4.6	10.8
19 (2007)	70.1	20.4	39.1	34.6	4.5	10.6
20 (2008)	69.4	20.0	38.9	34.4	4.5	10.4
21 (2009)	68.7	19.9	38.7	34.2	4.4	10.2
22 (2010)	68.3	19.4	38.8	34.4	4.4	10.0
23 (2011)	67.7	19.0	38.9	34.5	4.4	9.8
24 (2012)	67.4	18.6	39.1	34.7	4.4	9.6
25 (2013)	67.2	18.1	39.7	35.3	4.4	9.5
26 (2014)	67.1	17.4	40.4	36.0	4.4	9.3
27 (2015)	67.1	16.7	41.3	36.9	4.4	9.2
28 (2016)	67.3	15.8	42.7	38.2	4.4	8.9
29 (2017)	67.3	15.1	43.6	39.1	4.5	8.7
30 (2018)	67.5	14.7	44.3	39.8	4.5	8.5
令和 元 (2019)	67.6	14.5	44.9	40.4	4.5	8.2
2 (2020)	67.6	14.5	45.1	40.5	4.7	7.9
3 (2021)	67.3	14.3	45.4	40.6	4.7	7.6
4 (2022)	67.4	14.0	46.2	41.6	4.6	7.2
5 (2023)	67.4	13.9	46.7	42.1	4.6	6.9

(注) 第1号厚生年金の被保険者は、2014年度以前は厚生年金保険の被保険者、2015年度以降は第1号厚生年金被保険者を計上している。

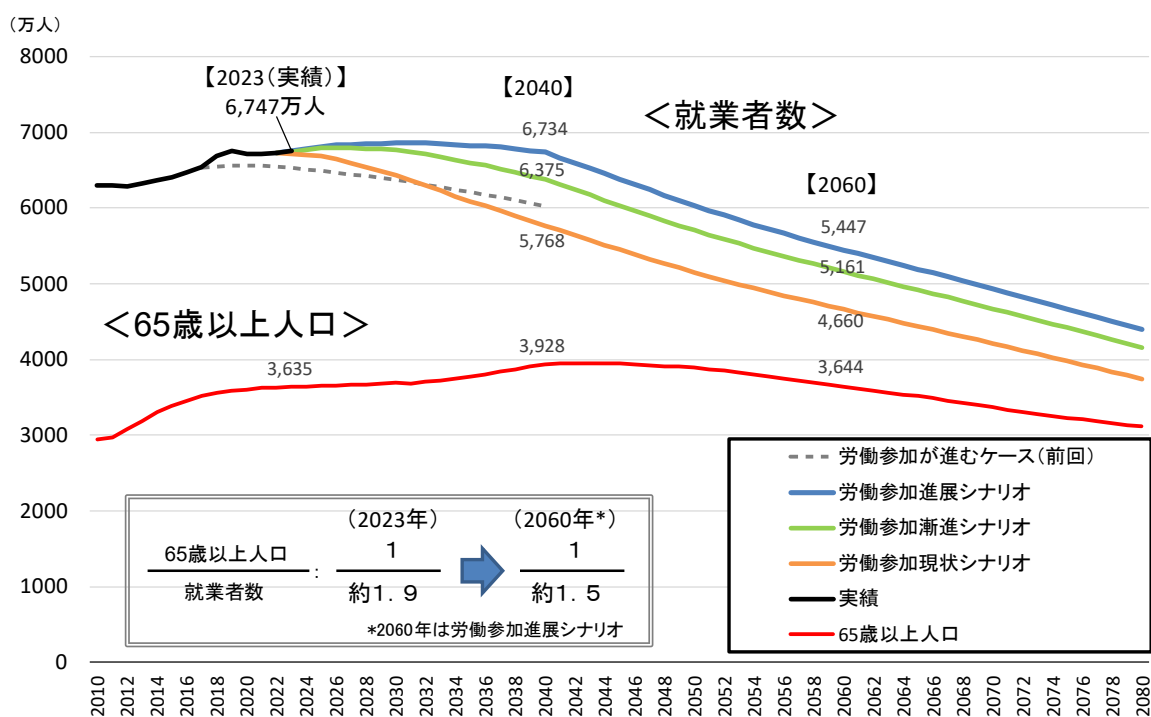
(注) 第2～第4号厚生年金の被保険者は、2014年度以前は共済組合の組合員、2015年度以降は第2～4号厚生年金被保険者を計上している。

(注) 第1号厚生年金には1996年度以前の旧3公社共済組合及び2001年度以前の旧農林共済を含み、第2～第4号厚生年金には含まない。

資料:「事業年報」(厚生労働省年金局)

今回の財政検証における被保険者数の将来見通しは、第5節で述べたとおり「日本の将来推計人口」（令和5（2023）年推計）や「労働力需給の推計」（令和6（2024）年3月）に基づいて作成している。65歳以上人口や就業者数の推移がどのようになっているかを示したものが第3-7-19図である。

第3-7-19図 就業者数と65歳以上人口の推移



(出所)「労働力調査」(総務省)、「労働力需給の推計」(JILPT)、「日本の将来推計人口(令和5年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)
 注1: 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数万人)。
 注2: 2040年以降の就業者数は、労働力需給の推計、日本の将来推計人口を基に数理課において推計。

就業者数は将来に向かって減少していく見込みであり、労働参加進展シナリオでは令和22(2040)年頃まで足下と同水準となる6,700万人前後の就業者数を維持できるものの、労働参加現状シナリオでは足下から減少し続ける見込みである。

一方、65歳以上人口は引き続き増加傾向にあり、令和22(2040)年頃にピークを迎えた後、減少に転じる見込みである。

したがって、令和22(2040)年頃までは受給世代が増加し、現役世代が減少する見込みであることから、年金制度にとっては非常に厳しい変化が生じる時期である。将来にわたって十分な給付水準を確保し、持続可能な制度とするためにも、この間に必要な積立金を確保し、予定どおりに給付水準の調整を進めていくことが重要である。

今回の財政検証において、人口の前提を出生中位・死亡中位として被保険

者数の将来推計を行った結果を示したものが第3-7-20表及び第3-7-21図である。

公的年金の被保険者数は、労働参加進展シナリオでは、令和6(2024)年度に6,740万人であり、以降、生産年齢人口の減少に伴い減少を続け、令和22(2040)年度には5,940万人、令和52(2070)年度には4,310万人となる見込みとなっている。また、労働参加漸進シナリオでは、令和6(2024)年度に6,740万人、令和22(2040)年度には5,870万人、令和52(2070)年度には4,250万人となる見込みであり、労働参加現状シナリオでは、令和6(2024)年度に6,730万人、令和22(2040)年度には5,720万人、令和52(2070)年度には4,150万人となる見込みとなっている。

さらに、これを被保険者種別毎にみると、第1号被保険者数は、労働参加進展シナリオでは、令和6(2024)年度に1,330万人であり、以降、減少を続け、令和22(2040)年度には860万人、令和52(2070)年度には630万人となる見込みとなっている。また、労働参加漸進シナリオでは、令和6(2024)年度に1,330万人、令和22(2040)年度には990万人、令和52(2070)年度には720万人となる見込みであり、労働参加現状シナリオでは、令和6(2024)年度に1,340万人、令和22(2040)年度には1,140万人、令和52(2070)年度には830万人となる見込みとなっている。

厚生年金被保険者数は、労働参加進展シナリオでは、令和6(2024)年度に4,740万人であり、以降、令和22(2040)年度には4,710万人、令和52(2070)年度には3,410万人となる見込みとなっている。また、労働参加漸進シナリオでは、令和6(2024)年度に4,730万人、令和22(2040)年度には4,460万人、令和52(2070)年度には3,220万人となる見込みであり、労働参加現状シナリオでは、令和6(2024)年度に4,720万人、令和22(2040)年度には4,050万人、令和52(2070)年度には2,920万人となる見込みとなっている。

第3号被保険者数は、労働参加進展シナリオでは、令和6(2024)年度に670万人であり、以降、令和22(2040)年度には370万人、令和52(2070)年度には270万人となる見込みとなっている。また、労働参加漸進シナリオでは、令和6(2024)年度に670万人、令和22(2040)年度には420万人、令和52(2070)年度には310万人となる見込みであり、労働参加現状シナリオでは、令和6(2024)年度に680万人、令和22(2040)年度には540万人、令和52(2070)年度には390万人とそれぞれ減少していく見込みとなっている。

第3-7-20表 公的年金被保険者数の将来見通し
— 令和6(2024)年財政検証 —

- ① 人口：出生中位、死亡中位、外国人の入国超過数 16.4 万人
労働：労働参加進展シナリオ

年度	公的年金被保険者計	第1号被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等を勘案して設定した一定率(0.3%)を加えた率 ②
			合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金	合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金		
西暦	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2024	67.4	13.3	47.4	(42.8)	(4.6)	6.7	(6.0)	(0.7)	-0.1	-0.4
2025	67.1	12.8	47.7	(43.2)	(4.6)	6.5	(5.8)	(0.6)	-0.1	-0.4
2026	66.8	12.5	48.0	(43.4)	(4.6)	6.3	(5.7)	(0.6)	0.0	-0.3
2027	66.5	12.2	48.2	(43.7)	(4.5)	6.1	(5.5)	(0.6)	-0.2	-0.5
2028	66.1	11.9	48.4	(43.9)	(4.5)	5.9	(5.3)	(0.6)	-0.4	-0.7
2029	65.8	11.6	48.6	(44.1)	(4.5)	5.6	(5.1)	(0.6)	-0.4	-0.7
2030	65.4	11.3	48.7	(44.2)	(4.5)	5.4	(4.9)	(0.5)	-0.5	-0.8
2035	62.7	9.9	48.4	(44.1)	(4.3)	4.4	(4.0)	(0.5)	-0.8	-1.1
2040	59.4	8.6	47.1	(43.0)	(4.1)	3.7	(3.3)	(0.4)	-1.0	-1.3
2050	52.5	7.7	41.4	(37.6)	(3.8)	3.4	(3.0)	(0.4)	-1.2	-1.5
2060	47.9	7.1	37.7	(34.2)	(3.5)	3.0	(2.7)	(0.3)	-0.9	-1.2
2070	43.1	6.3	34.1	(30.9)	(3.2)	2.7	(2.4)	(0.3)	-1.1	-1.4
2080	38.0	5.5	30.1	(27.2)	(2.9)	2.4	(2.1)	(0.3)	-1.3	-1.6
2090	34.0	5.0	26.8	(24.2)	(2.6)	2.2	(1.9)	(0.2)	-1.1	-1.4
2100	30.5	4.5	24.1	(21.8)	(2.3)	1.9	(1.7)	(0.2)	-1.1	-1.4
2110	26.9	3.9	21.3	(19.3)	(2.0)	1.7	(1.5)	(0.2)	-1.3	-1.6
2120	23.9	3.5	18.8	(17.0)	(1.8)	1.5	(1.3)	(0.2)	-1.2	-1.5

(注1) 被保険者数は年度間平均値である。

(注2) ①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値(年平均)である。
マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

- ② 人口：出生中位、死亡中位、外国人の入国超過数 16.4 万人
労働：労働参加漸進シナリオ

年度	公的年金被保険者計	第1号被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等を勘案して設定した一定率(0.3%)を加えた率 ②
			合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金	合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金		
西暦	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2024	67.4	13.3	47.3	(42.7)	(4.6)	6.7	(6.0)	(0.7)	-0.1	-0.4
2025	67.0	12.9	47.6	(43.1)	(4.6)	6.5	(5.9)	(0.7)	-0.1	-0.4
2026	66.7	12.6	47.8	(43.2)	(4.6)	6.4	(5.7)	(0.6)	0.0	-0.3
2027	66.4	12.4	47.8	(43.3)	(4.5)	6.2	(5.5)	(0.6)	-0.2	-0.5
2028	66.0	12.2	47.8	(43.3)	(4.5)	6.0	(5.4)	(0.6)	-0.4	-0.7
2029	65.6	12.0	47.9	(43.4)	(4.5)	5.7	(5.2)	(0.6)	-0.5	-0.8
2030	65.2	11.8	47.8	(43.3)	(4.5)	5.5	(5.0)	(0.6)	-0.5	-0.8
2035	62.2	10.9	46.6	(42.3)	(4.3)	4.7	(4.3)	(0.5)	-0.9	-1.2
2040	58.7	9.9	44.6	(40.4)	(4.1)	4.2	(3.8)	(0.5)	-1.1	-1.4
2050	51.9	8.8	39.2	(35.4)	(3.8)	3.8	(3.4)	(0.4)	-1.1	-1.4
2060	47.3	8.1	35.7	(32.2)	(3.5)	3.5	(3.1)	(0.4)	-0.9	-1.2
2070	42.5	7.2	32.2	(29.1)	(3.2)	3.1	(2.7)	(0.3)	-1.1	-1.4
2080	37.5	6.3	28.5	(25.6)	(2.9)	2.7	(2.4)	(0.3)	-1.3	-1.6
2090	33.6	5.7	25.3	(22.8)	(2.6)	2.5	(2.2)	(0.3)	-1.1	-1.4
2100	30.1	5.1	22.8	(20.5)	(2.3)	2.2	(1.9)	(0.3)	-1.1	-1.4
2110	26.5	4.5	20.1	(18.1)	(2.0)	1.9	(1.7)	(0.2)	-1.3	-1.6
2120	23.6	4.0	17.8	(16.0)	(1.8)	1.7	(1.5)	(0.2)	-1.2	-1.5

(注1) 被保険者数は年度間平均値である。

(注2) ①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値(年平均)である。
マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

③ 人口：出生中位、死亡中位、外国人の入国超過数 16.4 万人
 労働：労働参加現状シナリオ

年度	公的年金 被保険者計	第1号 被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険 者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等 を勘案して設定した 一定率(0.3%)を 加えた率 ②
			合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金	合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金		
西暦	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2024	67.3	13.4	47.2	(42.6)	(4.6)	6.8	(6.1)	(0.7)	-0.1	-0.4
2025	66.9	13.0	47.2	(42.7)	(4.6)	6.6	(6.0)	(0.7)	-0.1	-0.4
2026	66.5	12.9	47.0	(42.5)	(4.6)	6.6	(5.9)	(0.7)	-0.1	-0.4
2027	66.1	12.8	46.8	(42.2)	(4.5)	6.5	(5.9)	(0.7)	-0.3	-0.6
2028	65.6	12.7	46.4	(41.9)	(4.5)	6.4	(5.8)	(0.6)	-0.5	-0.8
2029	65.0	12.7	46.1	(41.6)	(4.5)	6.3	(5.7)	(0.6)	-0.6	-0.9
2030	64.5	12.6	45.7	(41.2)	(4.5)	6.2	(5.6)	(0.6)	-0.7	-1.0
2035	61.0	12.2	43.1	(38.8)	(4.3)	5.7	(5.1)	(0.6)	-1.0	-1.3
2040	57.2	11.4	40.5	(36.3)	(4.1)	5.4	(4.8)	(0.6)	-1.2	-1.5
2050	50.7	10.2	35.7	(31.8)	(3.8)	4.9	(4.4)	(0.5)	-1.1	-1.4
2060	46.3	9.4	32.5	(29.0)	(3.5)	4.4	(3.9)	(0.5)	-0.9	-1.2
2070	41.5	8.3	29.2	(26.1)	(3.2)	3.9	(3.5)	(0.5)	-1.1	-1.4
2080	36.6	7.3	25.8	(23.0)	(2.9)	3.5	(3.1)	(0.4)	-1.3	-1.6
2090	32.8	6.6	23.0	(20.5)	(2.6)	3.2	(2.8)	(0.4)	-1.0	-1.3
2100	29.4	5.9	20.7	(18.4)	(2.3)	2.8	(2.5)	(0.3)	-1.1	-1.4
2110	25.9	5.2	18.3	(16.2)	(2.0)	2.5	(2.2)	(0.3)	-1.3	-1.6
2120	23.0	4.6	16.2	(14.4)	(1.8)	2.2	(2.0)	(0.3)	-1.1	-1.4

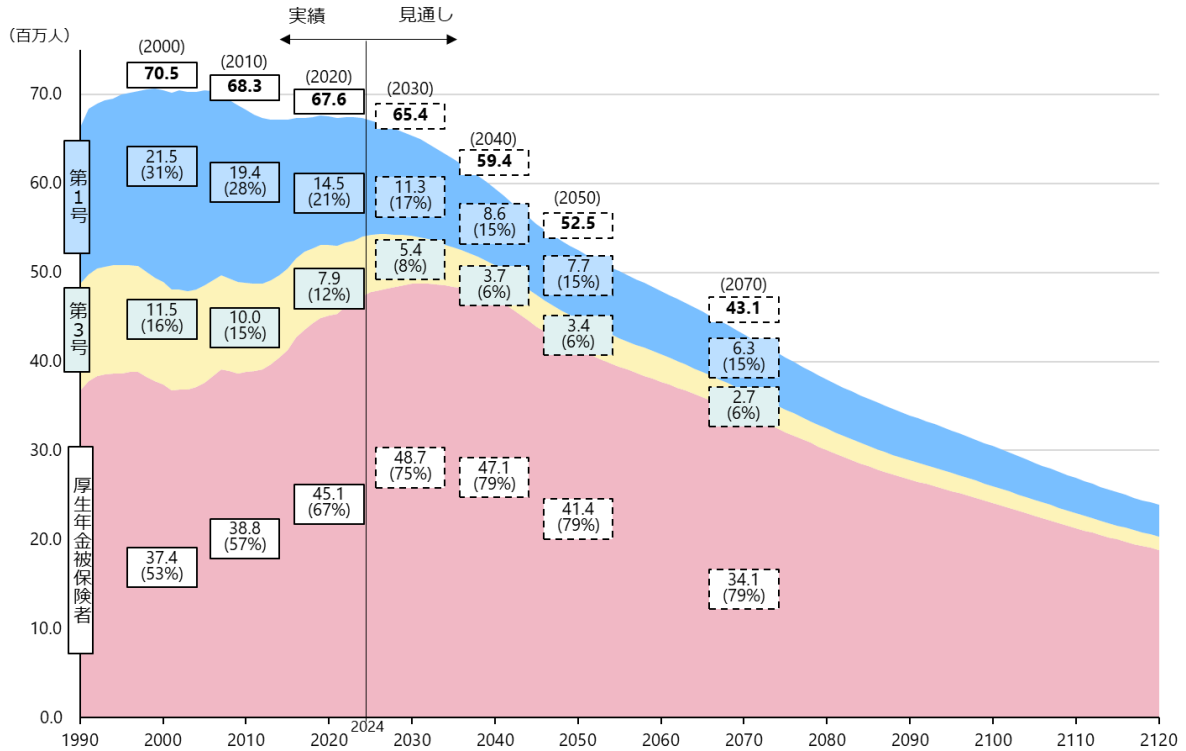
(注1) 被保険者数は年度間平均値である。

(注2) ①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値(年平均)である。
 マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

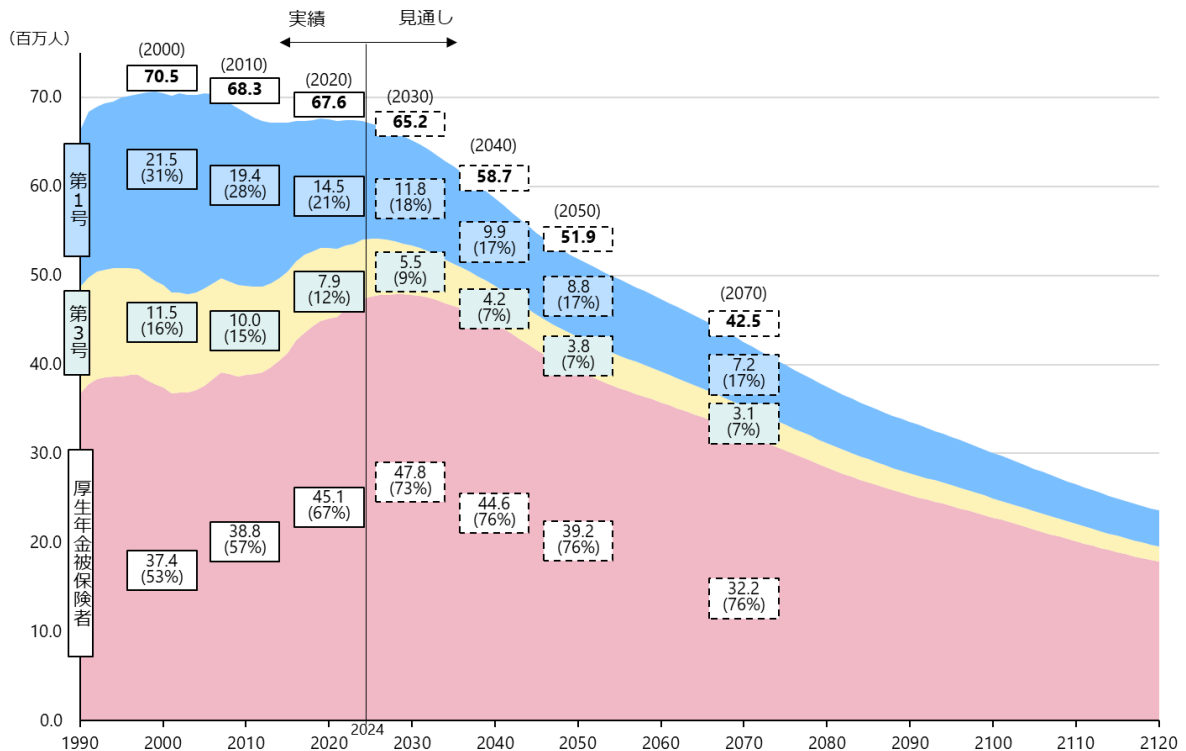
第3-7-21図 公的年金被保険者数の将来見通し

—令和6(2024)年財政検証—

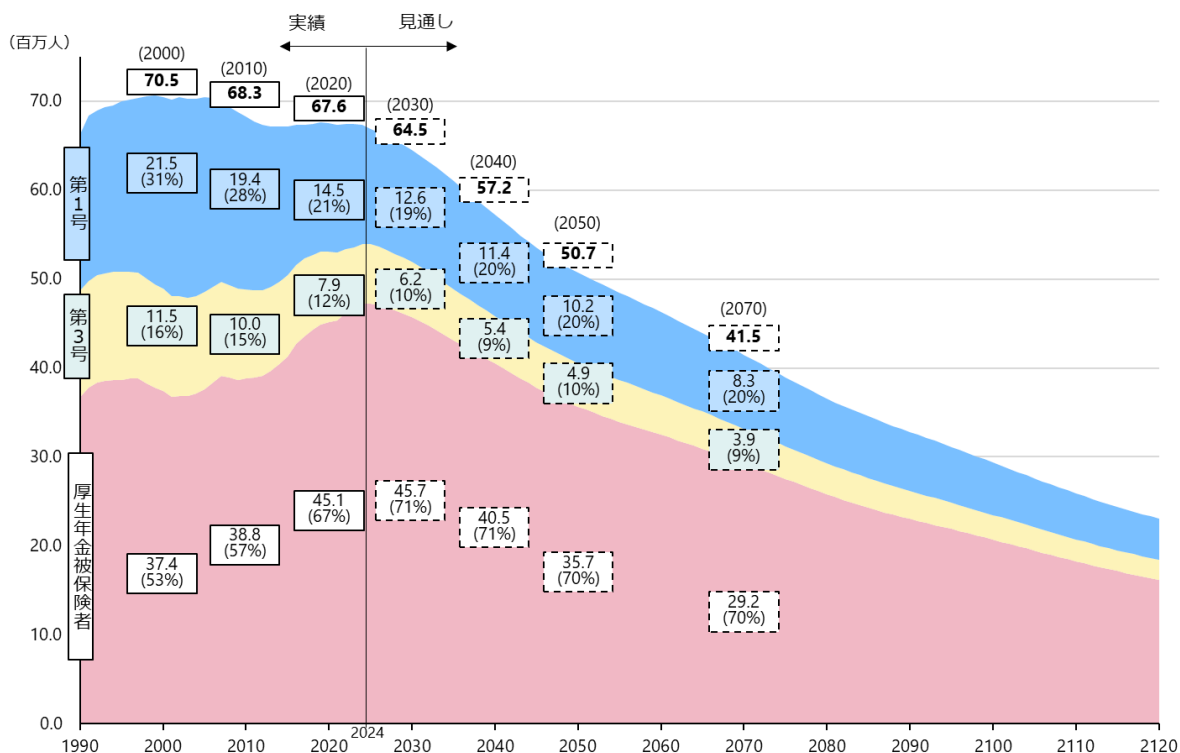
- ① 人口：出生中位、死亡中位、外国人の入国超過数 16.4 万人
 労働：労働参加進展シナリオ



- ② 人口：出生中位、死亡中位、外国人の入国超過数 16.4 万人
 労働：労働参加漸進シナリオ



③ 人口：出生中位、死亡中位、外国人の入国超過数 16.4 万人
 労働：労働参加現状シナリオ



出生の動向が変動した場合の公的年金被保険者数の見通しについて、労働参加進展シナリオで、出生高位（出生率が高く、少子化の状況が一定程度改善した場合）、出生低位（出生率が低く、少子化がより進行した場合）の場合のものを示したのが第3-7-22表である。

公的年金被保険者数の動向は、将来推計人口における20歳以上60歳未満人口の動向と概ね同様の傾向となっているが、将来における出生の動向の変動は令和3（2021）年度以降に生まれたコーホートに反映されるため、公的年金被保険者数に差が生じ始めるのは令和23（2041）年度頃からとなる。労働参加進展シナリオで見ると、令和22（2040）年度には、出生高位の場合で5,950万人、出生低位の場合で5,940万人とほぼ同程度であるが、令和52（2070）年度には、出生高位の場合で4,750万人、出生低位の場合で3,920万人と出生率の違いが現れている。

したがって、公的年金被保険者数の減少率に寿命の伸びを勘案した一定率（0.3%）を加えたものを基礎として行われるマクロ経済スライドによる給付水準の調整は、少子化の動向の変動が公的年金被保険者数の差異となって現れてくる令和22（2040）年度頃までは同じとなり、給付水準調整のスピード

は少子化の動向の前提如何によらずに決まることとなる。その結果、少子化の動向が変動した場合においても、給付と負担の均衡は、基本的には給付水準調整期間の伸縮により図られることとなる。

また、出生率の前提が中位かつ労働参加進展シナリオのもとで、死亡の動向が変動した場合の公的年金被保険者数の見通しについて、死亡高位（死亡率が高く、寿命の伸びが小さい場合）、死亡低位（死亡率が低く、寿命の伸びが大きい場合）の場合にそれぞれ示したものが第3-7-23表である。

公的年金被保険者数の動向に影響を与える20歳以上60歳未満の年齢層においては、死亡率はそもそも低く、それぞれの前提における死亡率の差も小さくなるため、どの前提でもほぼ同様の見通しとなっている。具体的に労働参加進展シナリオで見ると、令和22(2040)年度には、死亡高位の場合で5,930万人、死亡低位の場合で5,950万人とほぼ同程度であり、令和52(2070)年度でみても、死亡高位の場合で4,290万人、死亡低位の場合で4,320万人とほぼ同程度となっている。

さらに、外国人の入国超過数が変動した場合の公的年金被保険者数について、労働参加進展シナリオで、入国超過数が25万人、6.9万人の場合にそれぞれ示したものが第3-7-24表である。

外国人の入国超過は20歳台が大部分を占めるため、その前提を変動させた場合、足下から公的年金被保険者数に差が生じ始めることとなる。具体的に労働参加進展シナリオの場合で見ると、令和6(2024)年度には入国超過数25万人の場合で6,750万人、入国超過数6.9万人の場合で6,730万人とほぼ同程度であるが、令和12(2030)年度には入国超過数25万人の場合で6,620万人、入国超過数6.9万人の場合で6,480万人となり、さらに令和22(2040)年度には入国超過数25万人の場合で6,130万人、入国超過数6.9万人の場合で5,790万人と、徐々に差が拡大する見通しとなっている。

第3-7-22表 公的年金被保険者数の将来見通し
— 令和6(2024)年財政検証 —

① 人口：出生高位、死亡中位、外国人の入国超過数 16.4 万人
労働：労働参加進展シナリオ

年度	公的年金被保険者計	第1号被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等を勘案して設定した一定率(0.3%)を加えた率 ②
			合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金	合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金		
西暦	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2024	67.4	13.3	47.4	(42.8)	(4.6)	6.7	(6.0)	(0.7)	-0.1	-0.4
2025	67.1	12.8	47.7	(43.2)	(4.6)	6.5	(5.8)	(0.7)	-0.1	-0.4
2026	66.8	12.5	48.0	(43.4)	(4.6)	6.3	(5.7)	(0.6)	0.0	-0.3
2027	66.5	12.2	48.2	(43.7)	(4.6)	6.1	(5.5)	(0.6)	-0.2	-0.5
2028	66.1	11.9	48.4	(43.9)	(4.5)	5.9	(5.3)	(0.6)	-0.4	-0.7
2029	65.8	11.6	48.6	(44.0)	(4.5)	5.6	(5.1)	(0.6)	-0.4	-0.7
2030	65.4	11.3	48.7	(44.2)	(4.5)	5.4	(4.9)	(0.5)	-0.5	-0.8
2035	62.7	9.9	48.4	(44.0)	(4.4)	4.4	(4.0)	(0.5)	-0.8	-1.1
2040	59.5	8.7	47.1	(42.9)	(4.3)	3.7	(3.3)	(0.4)	-1.0	-1.3
2050	53.6	8.1	42.2	(38.1)	(4.0)	3.4	(3.0)	(0.4)	-0.9	-1.2
2060	50.7	7.7	39.8	(36.0)	(3.8)	3.1	(2.8)	(0.3)	-0.5	-0.8
2070	47.5	7.2	37.4	(33.9)	(3.5)	2.9	(2.6)	(0.3)	-0.7	-1.0
2080	44.5	6.7	35.0	(31.7)	(3.3)	2.8	(2.5)	(0.3)	-0.6	-0.9
2090	42.5	6.5	33.3	(30.2)	(3.1)	2.7	(2.4)	(0.3)	-0.4	-0.7
2100	40.3	6.1	31.7	(28.8)	(2.9)	2.5	(2.2)	(0.3)	-0.6	-0.9
2110	37.7	5.7	29.6	(26.9)	(2.8)	2.4	(2.1)	(0.3)	-0.7	-1.0
2120	35.7	5.4	28.0	(25.4)	(2.6)	2.2	(2.0)	(0.2)	-0.5	-0.8

(注1) 被保険者数は年度間平均値である。

(注2) ①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値(年平均)である。
マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

② 人口：出生低位、死亡中位、外国人の入国超過数 16.4 万人
労働：労働参加進展シナリオ

年度	公的年金被保険者計	第1号被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等を勘案して設定した一定率(0.3%)を加えた率 ②
			合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金	合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金		
西暦	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2024	67.4	13.3	47.4	(42.8)	(4.6)	6.7	(6.0)	(0.7)	-0.1	-0.4
2025	67.1	12.8	47.7	(43.2)	(4.6)	6.5	(5.8)	(0.6)	-0.1	-0.4
2026	66.8	12.5	48.0	(43.5)	(4.5)	6.3	(5.7)	(0.6)	0.0	-0.3
2027	66.5	12.2	48.2	(43.7)	(4.5)	6.1	(5.5)	(0.6)	-0.2	-0.5
2028	66.1	11.9	48.4	(43.9)	(4.5)	5.9	(5.3)	(0.6)	-0.4	-0.7
2029	65.8	11.6	48.6	(44.1)	(4.5)	5.6	(5.1)	(0.6)	-0.4	-0.7
2030	65.4	11.3	48.7	(44.3)	(4.5)	5.4	(4.9)	(0.5)	-0.5	-0.8
2035	62.7	9.9	48.4	(44.1)	(4.3)	4.4	(4.0)	(0.5)	-0.8	-1.1
2040	59.4	8.6	47.1	(43.0)	(4.1)	3.7	(3.3)	(0.4)	-1.0	-1.3
2050	51.4	7.4	40.7	(37.0)	(3.7)	3.4	(3.0)	(0.3)	-1.4	-1.7
2060	45.5	6.6	35.9	(32.6)	(3.3)	3.0	(2.7)	(0.3)	-1.2	-1.5
2070	39.2	5.6	31.1	(28.3)	(2.9)	2.5	(2.2)	(0.3)	-1.5	-1.8
2080	32.5	4.5	26.0	(23.5)	(2.5)	2.0	(1.8)	(0.2)	-1.9	-2.2
2090	27.2	3.9	21.6	(19.4)	(2.2)	1.8	(1.6)	(0.2)	-1.7	-2.0
2100	23.2	3.3	18.4	(16.6)	(1.8)	1.5	(1.3)	(0.2)	-1.6	-1.9
2110	19.3	2.7	15.4	(13.9)	(1.5)	1.2	(1.1)	(0.1)	-1.9	-2.2
2120	16.1	2.3	12.8	(11.5)	(1.3)	1.0	(0.9)	(0.1)	-1.8	-2.1

(注1) 被保険者数は年度間平均値である。

(注2) ①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値(年平均)である。
マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

第3-7-23表 公的年金被保険者数の将来見通し

— 令和6(2024)年財政検証 —

- ① 人口：出生中位、死亡高位、外国人の入国超過数 16.4 万人
 労働：労働参加進展シナリオ

年度	公的年金被保険者計	第1号被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等を勘案して設定した一定率(0.3%)を加えた率 ②
			合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金	合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金		
西暦	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2024	67.4	13.3	47.3	(42.8)	(4.6)	6.7	(6.0)	(0.7)	-0.1	-0.4
2025	67.0	12.8	47.7	(43.2)	(4.6)	6.5	(5.8)	(0.6)	-0.1	-0.4
2026	66.7	12.5	48.0	(43.4)	(4.5)	6.3	(5.7)	(0.6)	0.0	-0.3
2027	66.4	12.2	48.2	(43.7)	(4.5)	6.1	(5.5)	(0.6)	-0.2	-0.5
2028	66.1	11.9	48.4	(43.8)	(4.5)	5.9	(5.3)	(0.6)	-0.4	-0.7
2029	65.7	11.6	48.5	(44.0)	(4.5)	5.6	(5.1)	(0.6)	-0.4	-0.7
2030	65.3	11.3	48.7	(44.2)	(4.5)	5.4	(4.9)	(0.5)	-0.5	-0.8
2035	62.6	9.9	48.3	(44.0)	(4.3)	4.4	(4.0)	(0.5)	-0.8	-1.1
2040	59.3	8.6	47.0	(42.9)	(4.1)	3.7	(3.3)	(0.4)	-1.0	-1.3
2050	52.4	7.7	41.3	(37.5)	(3.8)	3.4	(3.0)	(0.4)	-1.2	-1.5
2060	47.8	7.1	37.6	(34.2)	(3.5)	3.0	(2.7)	(0.3)	-0.9	-1.2
2070	42.9	6.3	34.0	(30.8)	(3.1)	2.7	(2.4)	(0.3)	-1.1	-1.4
2080	37.8	5.5	30.0	(27.2)	(2.8)	2.4	(2.1)	(0.3)	-1.3	-1.6
2090	33.8	5.0	26.7	(24.1)	(2.5)	2.2	(1.9)	(0.2)	-1.1	-1.4
2100	30.4	4.4	24.0	(21.8)	(2.2)	1.9	(1.7)	(0.2)	-1.1	-1.4
2110	26.8	3.9	21.2	(19.2)	(2.0)	1.7	(1.5)	(0.2)	-1.3	-1.6
2120	23.8	3.5	18.8	(17.0)	(1.8)	1.5	(1.3)	(0.2)	-1.2	-1.5

(注1) 被保険者数は年度間平均値である。

(注2) ①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値(年平均)である。
 マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

- ② 人口：出生中位、死亡低位、外国人の入国超過数 16.4 万人
 労働：労働参加進展シナリオ

年度	公的年金被保険者計	第1号被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等を勘案して設定した一定率(0.3%)を加えた率 ②
			合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金	合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金		
西暦	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2024	67.4	13.3	47.4	(42.8)	(4.6)	6.7	(6.0)	(0.7)	-0.1	-0.4
2025	67.1	12.8	47.8	(43.2)	(4.6)	6.5	(5.8)	(0.7)	-0.1	-0.4
2026	66.8	12.5	48.0	(43.5)	(4.6)	6.3	(5.7)	(0.6)	0.0	-0.3
2027	66.5	12.2	48.3	(43.7)	(4.6)	6.1	(5.5)	(0.6)	-0.2	-0.5
2028	66.2	11.9	48.4	(43.9)	(4.5)	5.9	(5.3)	(0.6)	-0.3	-0.6
2029	65.8	11.6	48.6	(44.1)	(4.5)	5.6	(5.1)	(0.6)	-0.4	-0.7
2030	65.5	11.3	48.8	(44.3)	(4.5)	5.4	(4.9)	(0.5)	-0.4	-0.7
2035	62.8	9.9	48.5	(44.1)	(4.4)	4.4	(4.0)	(0.5)	-0.8	-1.1
2040	59.5	8.7	47.2	(43.0)	(4.2)	3.7	(3.3)	(0.4)	-1.0	-1.3
2050	52.6	7.7	41.5	(37.6)	(3.9)	3.4	(3.0)	(0.4)	-1.2	-1.5
2060	48.0	7.1	37.8	(34.2)	(3.6)	3.0	(2.7)	(0.3)	-0.9	-1.2
2070	43.2	6.3	34.1	(30.9)	(3.2)	2.7	(2.4)	(0.3)	-1.1	-1.4
2080	38.1	5.5	30.1	(27.2)	(2.9)	2.4	(2.1)	(0.3)	-1.3	-1.6
2090	34.1	5.1	26.8	(24.2)	(2.6)	2.2	(1.9)	(0.2)	-1.1	-1.4
2100	30.6	4.5	24.2	(21.8)	(2.3)	1.9	(1.7)	(0.2)	-1.1	-1.4
2110	27.0	3.9	21.4	(19.3)	(2.1)	1.7	(1.5)	(0.2)	-1.3	-1.6
2120	24.0	3.5	18.9	(17.1)	(1.8)	1.5	(1.3)	(0.2)	-1.2	-1.5

(注1) 被保険者数は年度間平均値である。

(注2) ①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値(年平均)である。
 マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

第3-7-24表 公的年金被保険者数の将来見通し

— 令和6(2024)年財政検証 —

- ① 人口：出生中位、死亡中位、外国人の入国超過数 25 万人
 労働：労働参加進展シナリオ

年度	公的年金被保険者計	第1号被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等を勘案して設定した一定率(0.3%)を加えた率 ②
			合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金	合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金		
西暦	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2024	67.5	13.4	47.4	(42.9)	(4.6)	6.7	(6.0)	(0.7)	-0.1	-0.4
2025	67.4	13.0	48.0	(43.4)	(4.6)	6.5	(5.8)	(0.7)	-0.1	-0.4
2026	67.2	12.6	48.3	(43.7)	(4.6)	6.3	(5.7)	(0.6)	0.0	-0.3
2027	67.0	12.4	48.6	(44.0)	(4.6)	6.1	(5.5)	(0.6)	0.0	-0.3
2028	66.8	12.1	48.8	(44.3)	(4.5)	5.9	(5.3)	(0.6)	-0.1	-0.4
2029	66.5	11.8	49.1	(44.5)	(4.5)	5.7	(5.1)	(0.6)	-0.2	-0.5
2030	66.2	11.5	49.3	(44.8)	(4.5)	5.4	(4.9)	(0.5)	-0.3	-0.6
2035	64.0	10.2	49.3	(44.9)	(4.4)	4.5	(4.1)	(0.5)	-0.6	-0.9
2040	61.3	9.1	48.4	(44.2)	(4.2)	3.8	(3.4)	(0.4)	-0.8	-1.1
2050	55.2	8.3	43.4	(39.4)	(4.0)	3.6	(3.2)	(0.4)	-1.0	-1.3
2060	51.6	7.8	40.5	(36.8)	(3.7)	3.3	(3.0)	(0.3)	-0.7	-1.0
2070	47.3	7.0	37.3	(33.9)	(3.4)	3.0	(2.6)	(0.3)	-0.9	-1.2
2080	42.4	6.3	33.5	(30.4)	(3.1)	2.7	(2.4)	(0.3)	-1.1	-1.4
2090	38.7	5.8	30.4	(27.5)	(2.8)	2.5	(2.2)	(0.3)	-0.9	-1.2
2100	35.4	5.3	27.9	(25.3)	(2.6)	2.2	(2.0)	(0.2)	-0.9	-1.2
2110	31.7	4.7	25.0	(22.7)	(2.3)	2.0	(1.8)	(0.2)	-1.1	-1.4
2120	28.7	4.3	22.5	(20.4)	(2.1)	1.8	(1.6)	(0.2)	-1.0	-1.3

(注1) 被保険者数は年度間平均値である。

(注2) ①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値(年平均)である。
 マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

- ② 人口：出生中位、死亡中位、外国人の入国超過数 6.9 万人
 労働：労働参加進展シナリオ

年度	公的年金被保険者計	第1号被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等を勘案して設定した一定率(0.3%)を加えた率 ②
			合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金	合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金		
西暦	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2024	67.3	13.3	47.3	(42.7)	(4.6)	6.7	(6.0)	(0.7)	-0.1	-0.4
2025	66.9	12.7	47.7	(43.1)	(4.6)	6.5	(5.8)	(0.6)	-0.1	-0.4
2026	66.5	12.4	47.9	(43.3)	(4.5)	6.3	(5.7)	(0.6)	-0.1	-0.4
2027	66.1	12.0	48.1	(43.5)	(4.5)	6.1	(5.5)	(0.6)	-0.3	-0.6
2028	65.7	11.7	48.2	(43.7)	(4.5)	5.8	(5.2)	(0.6)	-0.5	-0.8
2029	65.2	11.4	48.3	(43.8)	(4.5)	5.6	(5.0)	(0.6)	-0.6	-0.9
2030	64.8	11.1	48.4	(43.9)	(4.5)	5.3	(4.8)	(0.5)	-0.6	-0.9
2035	61.6	9.6	47.7	(43.4)	(4.3)	4.3	(3.9)	(0.4)	-0.9	-1.2
2040	57.9	8.3	46.0	(41.9)	(4.1)	3.6	(3.2)	(0.4)	-1.2	-1.5
2050	50.0	7.3	39.6	(35.9)	(3.7)	3.1	(2.8)	(0.3)	-1.4	-1.7
2060	44.4	6.5	35.2	(31.8)	(3.4)	2.7	(2.4)	(0.3)	-1.2	-1.5
2070	38.9	5.6	30.9	(27.9)	(3.0)	2.4	(2.1)	(0.3)	-1.4	-1.7
2080	33.6	4.8	26.7	(24.1)	(2.6)	2.1	(1.8)	(0.2)	-1.5	-1.8
2090	29.4	4.3	23.2	(21.0)	(2.3)	1.8	(1.6)	(0.2)	-1.3	-1.6
2100	25.8	3.7	20.5	(18.5)	(2.0)	1.6	(1.4)	(0.2)	-1.3	-1.6
2110	22.3	3.2	17.7	(16.0)	(1.7)	1.4	(1.2)	(0.2)	-1.5	-1.8
2120	19.4	2.8	15.4	(13.9)	(1.5)	1.2	(1.1)	(0.1)	-1.4	-1.7

(注1) 被保険者数は年度間平均値である。

(注2) ①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値(年平均)である。
 マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

② スライド調整率の将来見通し

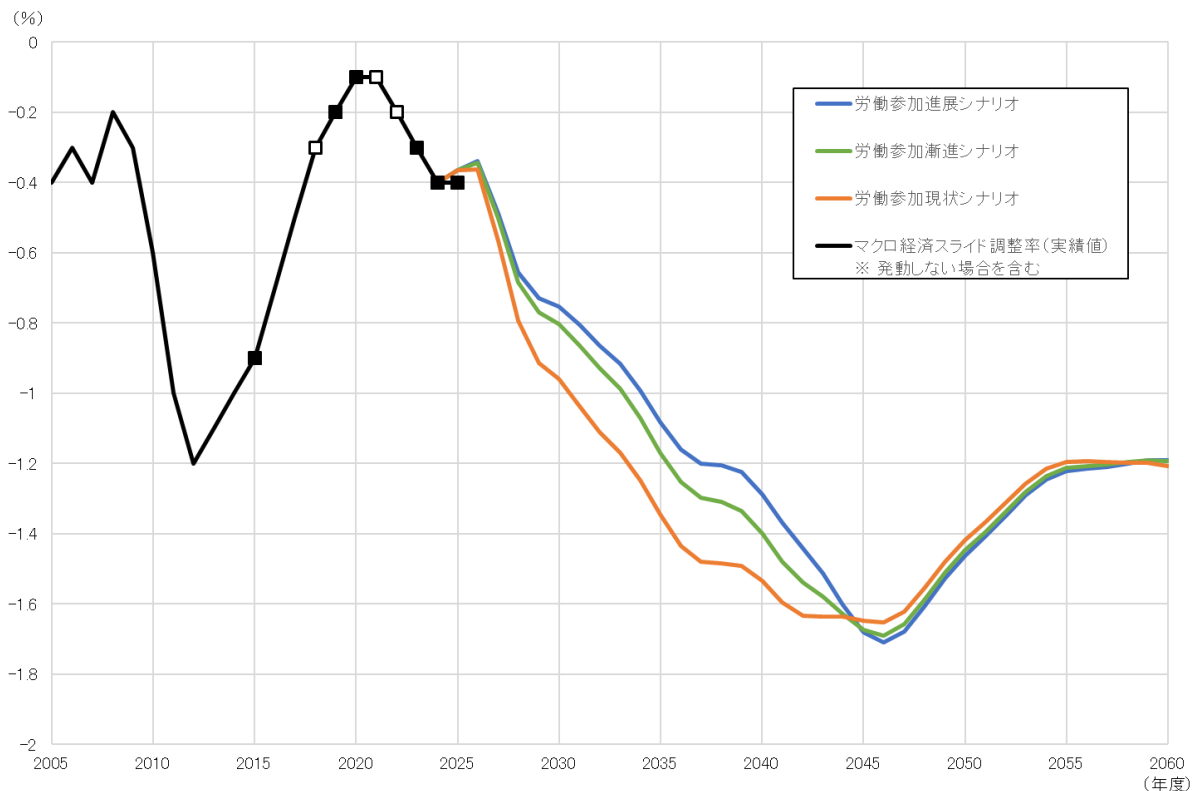
マクロ経済スライドによる給付水準の調整を行う際の調整率は、公的年金の全被保険者数の減少率の実績（3年平均）と平均余命の伸び率を勘案して設定した一定率（0.3%）により設定される。

このうち、公的年金の全被保険者数の減少率の実績は、年金額の改定を行う4月時点で確定している前々年度のものまでの3年平均を用いることとしているが、その減少率の実績値または見通しに平均余命の伸び率を勘案して設定した一定率（0.3%）を加えた率の実績値及び見通しについて、人口中位の場合で示したものが第3-7-25図である。

実績値の推移については、平成24(2012)年度を底として、スライド調整率の値が小さくなっている。これは、近年、60歳以上の就労者が増加し、厚生年金被保険者が増加していることによると考えられる。

また、将来見通しについては、2040年代までは労働参加の進展度合いにより、60歳以上の加入動向が異なることからそれぞれのケースで異なる結果となっているが、令和32(2050)年以降については、労働力に関する前提が令和22(2040)年度以降、一定となることから、ケースによる差が小さくなる。

第3-7-25図 スライド調整率の実績値及び将来見通し（人口中位）



(注) マクロ経済スライドが実際に発動したのは、2015年度、2019年度、2020年度、2023年度、2024年度、2025年度である。
また、2018年度の未調整分は2019年度の改定に、2021年度及び2022年度の未調整分は2023年度の改定にそれぞれ反映された。

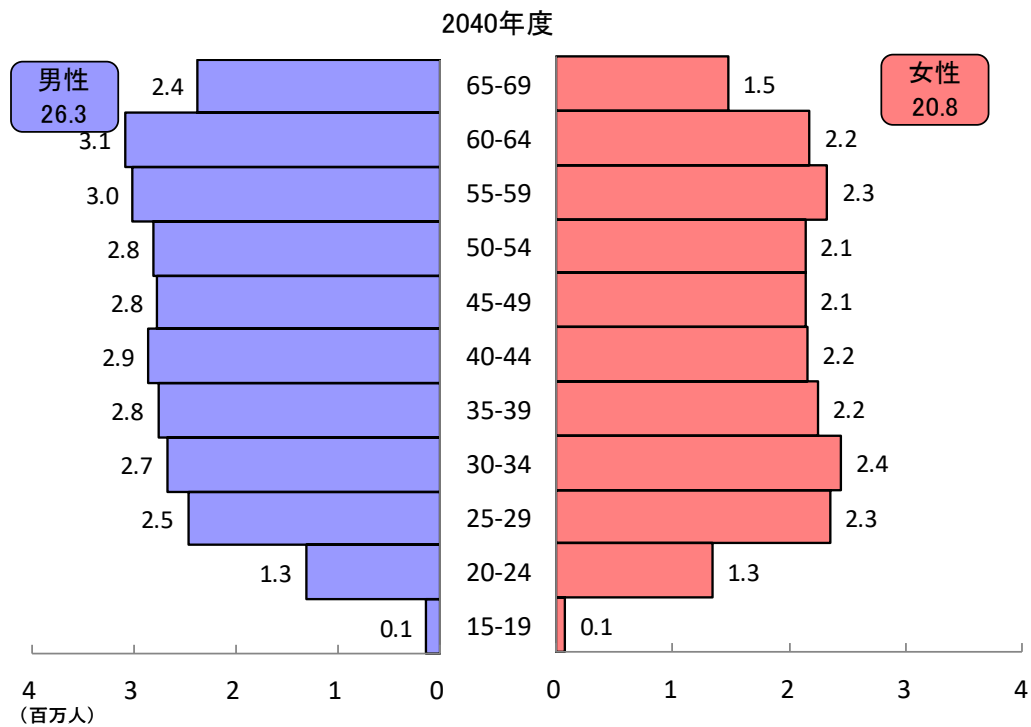
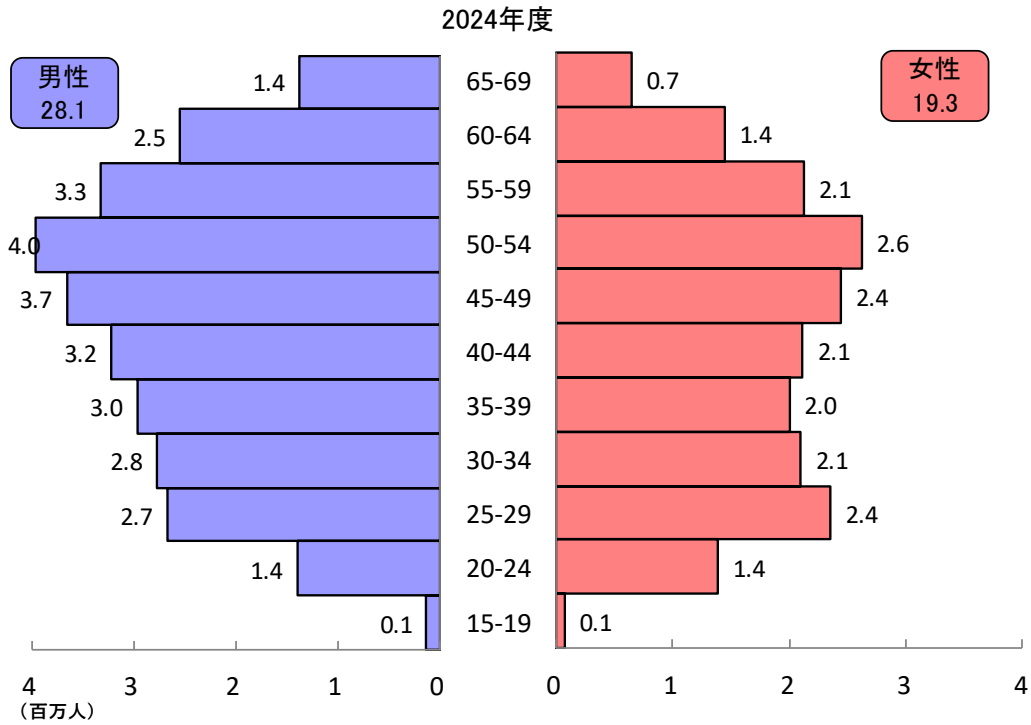
③ 被保険者の年齢構成

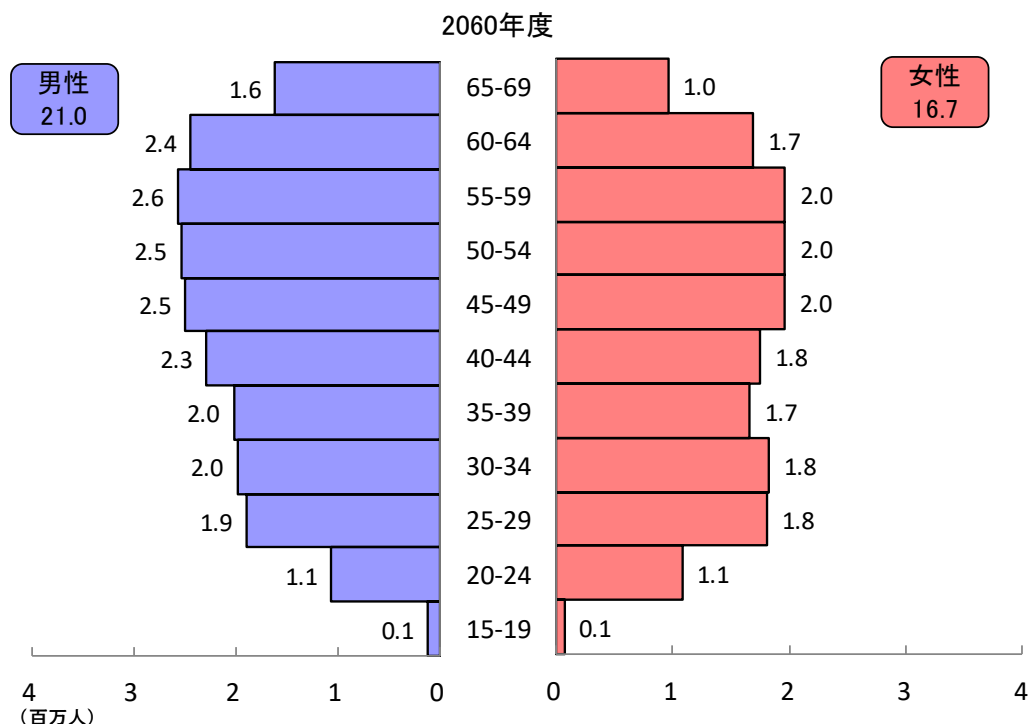
被保険者数の将来推計は性・年齢別に行っており、被保険者の年齢構成が将来どのように変化していくかをみることができる。厚生年金被保険者の年齢構成の推移を示したものが第3-7-26図である。男女別に比較した場合、男性と女性の被保険者で年齢構成に違いが見られる。

男性の場合、令和6(2024)年度には、いわゆる団塊の世代は被保険者から抜け終えており、基本的には団塊の世代の子供世代である第2次ベビーブーム世代に対応する50歳台前半層をピークとした年齢構成となっている。また、令和22(2040)年度になると第2次ベビーブーム世代は60歳台後半層となり、退職を迎えるため、60歳台前半をピークとする年齢構成となる。そして、令和42(2060)年度には、年齢構成上、特異なところがみられなくなり50歳台後半を緩やかなピークとする年齢構成となる。男性被保険者の年齢構成の年次推移をみると、団塊の世代、第2次ベビーブーム世代のピークが通り過ぎた後は、出生率が人口を長期的に一定の規模で保持する水準（人口置換水準、合計特殊出生率で2.07前後の水準）を大きく割り込んでいるため被保険者数の減少は続くものの、年齢構成としては安定化していく傾向にある。

女性の場合、令和6(2024)年度には、20歳台後半層を1つのピークとしつつ、30歳台後半層で谷となり、再び50歳台前半で第2のピークとなるという、いわゆるM字型の年齢構成となっている。令和22(2040)年度になると、男性と比べると30歳台後半から40歳台前半の層で被保険者数がやや減少する傾向は見られるものの、M字型の年齢構成は概ね解消する見通しとなっている。また、女性についても男性の場合と同様に、被保険者数の減少は続くものの、おおむね令和42(2060)年度には安定的な年齢構成となる。

第3-7-26図 厚生年金被保険者の年齢構成の推移
 人口：出生中位、死亡中位、外国人の入国超過数16.4万人
 労働：労働参加進展シナリオ





(2) 受給者数の将来見通し

基礎年金及び厚生年金における将来の受給者数の見通しについて解説する。以下、基礎年金受給者という場合には、基礎年金という名称で昭和 61(1986)年 4 月以降に新規裁定される受給者（老齢年金の場合には、昭和 61(1986)年 4 月 1 日における年齢が 60 歳未満の者）の他、基礎年金制度導入前の法律下で被用者年金の給付として裁定された年金のうち昭和 36(1961)年 4 月以降の加入期間に基づき 65 歳以降に支給されるものといったように基礎年金給付費の費用負担上、基礎年金に相当する給付とみなされる年金（みなし基礎年金）の支給を受けている者を含む。

① 基礎年金受給者数

老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金それぞれの受給者数及び老齢基礎年金の受給者数に対する公的年金被保険者数の比率の将来見通しは第 3-7-27 表のとおりである。

老齢基礎年金受給者数は、令和 6(2024)年度に 3,440 万人であるが、令和 12(2030)年度には 3,480 万人と増加し、その後、令和 22(2040)年度に 3,680 万人と、ほぼピークに達した後は減少に転じ、令和 102(2120)年度には 1,870 万人になる見込みとなっている。

次に、老齢基礎年金の受給者数に対する公的年金被保険者数の比率をみると、令和 6(2024)年度は 2.0 であるが、令和 22(2040)年度には 1.6 へと

下降し、その後、令和 62(2080)年度頃に 1.3 に達した後は、令和 102(2120)年度まで同程度の水準で推移する見込みとなっている。

なお、老齢基礎年金受給者数に対する公的年金被保険者数の比率の将来推移は、将来推計人口における 65 歳以上人口に対する 20 歳以上 60 歳未満人口の比率とほぼ同様の傾向を示している。

障害基礎年金受給者数については、令和 6(2024)年度に 220 万人であるが、その後やや増加し、令和 22(2040)年度には 250 万人となる。その後は人口の減少に応じて減少し、令和 102(2120)年度には 150 万人になる見込みとなっている。

一方、遺族基礎年金受給者数については、今後 10 万人程度で推移し、緩やかに減少する見込みとなっている。遺族基礎年金については、遺族の範囲が子のある配偶者及び子に限定され、遅くとも子供が 20 歳になるまでに失権することもあり、既に成熟状態に達しているものと考えられる。

第 3-7-27 表 公的年金被保険者数、基礎年金受給者数の見通し
— 令和 6(2024)年財政検証 —

年度 (西暦)	公的年金被保険者数			基礎年金受給者数			①/④	②/④	③/④
	労働参加 進展シナリオ ①	労働参加 漸進シナリオ ②	労働参加 現状シナリオ ③	老 齢 基礎年金 ④	障 害 基礎年金	遺 族 基礎年金			
	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人			
2024	67.4	67.4	67.3	34.4	2.2	0.1	2.0	2.0	2.0
2025	67.1	67.0	66.9	34.5	2.2	0.1	1.9	1.9	1.9
2026	66.8	66.7	66.5	34.5	2.2	0.1	1.9	1.9	1.9
2027	66.5	66.4	66.1	34.6	2.2	0.1	1.9	1.9	1.9
2028	66.1	66.0	65.6	34.6	2.3	0.1	1.9	1.9	1.9
2029	65.8	65.6	65.0	34.7	2.3	0.1	1.9	1.9	1.9
2030	65.4	65.2	64.5	34.8	2.3	0.1	1.9	1.9	1.9
2031	64.9	64.7	63.9	34.8	2.3	0.1	1.9	1.9	1.8
2032	64.4	64.1	63.2	34.9	2.4	0.1	1.8	1.8	1.8
2033	63.9	63.5	62.5	35.1	2.4	0.1	1.8	1.8	1.8
2034	63.3	62.8	61.7	35.3	2.4	0.0	1.8	1.8	1.8
2035	62.7	62.2	61.0	35.5	2.4	0.0	1.8	1.8	1.7
2040	59.4	58.7	57.2	36.8	2.5	0.0	1.6	1.6	1.6
2050	52.5	51.9	50.7	36.5	2.5	0.0	1.4	1.4	1.4
2060	47.9	47.3	46.3	34.1	2.5	0.0	1.4	1.4	1.4
2070	43.1	42.5	41.5	31.4	2.4	0.0	1.4	1.4	1.3
2080	38.0	37.5	36.6	28.9	2.3	0.0	1.3	1.3	1.3
2090	34.0	33.6	32.8	26.1	2.1	0.0	1.3	1.3	1.3
2100	30.5	30.1	29.4	23.3	1.9	0.0	1.3	1.3	1.3
2110	26.9	26.5	25.9	20.9	1.7	0.0	1.3	1.3	1.2
2120	23.9	23.6	23.0	18.7	1.5	0.0	1.3	1.3	1.2

(注1) 年度間平均値である。

(注2) 受給者数は、「基礎年金に相当する給付」とみなされる給付の支給を受けている者を含む。

(注3) 人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

② 厚生年金受給者数

老齢厚生年金は、原則として厚生年金の被保険者であった者が、老齢基礎年金の受給権を取得したときに支給される。この場合、厚生年金の被保険者期間が1月でもあれば、すべて、老齢厚生年金受給者として取り扱われ、かつての基礎年金制度導入前の法律下における老齢年金と通算老齢年金の区別はない。

老齢厚生年金受給者は昭和 61(1986)年4月以降徐々に発生してくるものであり、昭和 61(1986)年度前の統計との連続性を図る観点から、老齢厚生年金で被保険者期間が25年以上の者(経過的に20~24年の者や、中高齢の特例による期間短縮を受けている者も含む。)を老齢年金相当受給者(以下「老齢相当」という。)とし、それ以外(25年未満)の者を通算老齢年金相当受給者(以下「通老相当」という。)と区分することとする。さらに、基礎年金制度導入前の法律下における老齢年金受給者は老齢相当、通算老齢年金受給者については通老相当として取り扱うこととする。

老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金受給者数の見通しは第3-7-28表のとおりである。ここでの受給者数は、被用者年金一元化後の人数であり、旧厚生年金のほか、共済年金各制度の受給者を含む。なお、受給者数は、各被用者年金制度における受給者数を合計したものであり、同時に二以上の制度から年金を受給している者については、重複して計上されている。また、老齢相当と通老相当の被保険者期間については、旧厚生年金、各共済年金制度間での通算は行っておらず、それぞれの制度における期間である。

労働参加進展シナリオで見ると、老齢厚生年金のうち老齢相当の受給者数は、令和6(2024)年度に1,870万人であり、令和12(2030)年度には1,930万人と概ね横ばいであるものの、令和32(2050)年度には2,470万人と急速に増加する見込みとなっている。以降は、緩やかに減少し、令和102(2120)年度には1,620万人になる見込みとなっている。平成25(2013)年度から、60歳台前半の報酬比例年金の支給開始年齢が65歳に向けて引上げられることの影響により受給者数の増加が抑えられる要素もあるが、令和22(2040)年頃に団塊ジュニア世代が65歳を迎え、高齢者の増加に伴い、受給者数も増加している。なお、通老相当の受給者数は、令和22(2040)年度の1,720万人をピークに、以降、緩やかに減少する見込みとなっている。

障害厚生年金の受給者数は、令和6(2024)年度に60万人であるが、今後、増加し、令和32(2050)年度には110万人となる見込みとなっている。その後、人口の減少に応じて減少し、令和102(2120)年度には70万人になる見込みとなっている。

一方、遺族厚生年金受給者数は、令和 6 (2024) 年度に 690 万人であるが、令和 12 (2030) 年度には 710 万人と増加し、令和 22 (2040) 年度に 730 万人とほぼピークに達した後はなだらかに減少し、令和 102 (2120) 年度には 330 万人になる見込みとなっている。

第3-7-28表 厚生年金の被保険者数、受給者数の見通し

—令和6(2024)年財政検証—

人口：出生中位、死亡中位、外国人の入国超過数16.4万人

労働：労働参加進展シナリオ

年度	受給者数			
	老齢厚生年金		障害 厚生年金	遺族 厚生年金
	老齢相当	通老相当		
百万人	百万人	百万人	百万人	
2024	18.7	15.4	0.6	6.9
2025	18.6	15.4	0.6	6.9
2026	18.6	15.5	0.6	7.0
2027	18.7	15.6	0.7	7.0
2028	18.9	15.7	0.7	7.1
2029	19.2	16.0	0.7	7.1
2030	19.3	16.1	0.7	7.1
2031	19.4	16.1	0.8	7.2
2032	19.6	16.3	0.8	7.2
2033	20.0	16.5	0.8	7.2
2034	20.3	16.7	0.8	7.3
2035	20.7	16.8	0.9	7.3
2040	22.8	17.2	1.0	7.3
2050	24.7	15.4	1.1	6.8
2060	25.2	12.7	1.1	6.2
2070	24.9	10.4	1.1	5.7
2080	24.2	9.1	1.0	4.9
2090	22.3	8.4	0.9	4.5
2100	20.1	7.6	0.8	4.2
2110	18.1	6.9	0.8	3.8
2120	16.2	6.2	0.7	3.3

(注1)年度間平均値である。

(注2)受給者数は、各被用者年金制度における受給者数を合計したものであり、同時に二以上の制度から年金を受給している者については、重複して計上されている。

(注3)老齢厚生年金のうち、

(1) 老齢相当とは、厚生年金の被保険者期間が25年以上の者(経過的に20~24年の者を含むほか、中高齢の特例による期間短縮を受けている者を含む。)が受給するものをいう。

(2) 通老相当とは、厚生年金の被保険者期間が25年未満の者(経過的に20~24年の者及び中高齢の特例による期間短縮を受けている者を除く。)が受給するものをいう。

なお、ここでいう被保険者期間とは、旧厚生年金、各共済年金制度間で通算しない、それぞれの制度における期間のことである。

(注4)受給者数には、昭和60年改正前の法律に基づき裁定された受給者数も含む。

人口：出生中位、死亡中位、外国人の入国超過数 16.4 万人

労働：労働参加漸進シナリオ

年度	受給者数			
	老齢厚生年金		障害 厚生年金	遺族 厚生年金
	老齢相当	通老相当		
	百万人	百万人	百万人	百万人
2024	18.7	15.4	0.6	6.9
2025	18.6	15.4	0.6	6.9
2026	18.6	15.5	0.6	7.0
2027	18.7	15.6	0.7	7.0
2028	18.9	15.7	0.7	7.1
2029	19.1	16.0	0.7	7.1
2030	19.3	16.1	0.7	7.1
2031	19.3	16.1	0.8	7.2
2032	19.6	16.3	0.8	7.2
2033	19.9	16.5	0.8	7.2
2034	20.3	16.7	0.8	7.3
2035	20.6	16.9	0.9	7.3
2040	22.6	17.3	1.0	7.3
2050	24.4	15.6	1.1	6.8
2060	24.6	13.1	1.1	6.2
2070	24.0	11.2	1.0	5.7
2080	23.1	9.8	1.0	4.9
2090	21.3	8.7	0.9	4.4
2100	19.1	7.8	0.8	4.1
2110	17.2	6.9	0.7	3.6
2120	15.4	6.2	0.6	3.2

(注1) 年度間平均値である。

(注2) 受給者数は、各被用者年金制度における受給者数を合計したものであり、同時に二以上の制度から年金を受給している者については、重複して計上されている。

(注3) 老齢厚生年金のうち、

(1) 老齢相当とは、厚生年金の被保険者期間が25年以上の者(経過的に20~24年の者を含むほか、中高齢の特例による期間短縮を受けている者を含む。)が受給するものをいう。

(2) 通老相当とは、厚生年金の被保険者期間が25年未満の者(経過的に20~24年の者及び中高齢の特例による期間短縮を受けている者を除く。)が受給するものをいう。

なお、ここでいう被保険者期間とは、旧厚生年金、各共済年金制度間で通算しない、それぞれの制度における期間のことである。

(注4) 受給者数には、昭和60年改正前の法律に基づき裁定された受給者数も含む。

人口：出生中位、死亡中位、外国人の入国超過数 16.4 万人

労働：労働参加現状シナリオ

年度	受給者数			
	老齢厚生年金		障害 厚生年金	遺族 厚生年金
	老齢相当	通老相当		
	百万人	百万人	百万人	百万人
2024	18.7	15.4	0.6	6.9
2025	18.6	15.4	0.6	6.9
2026	18.6	15.6	0.6	7.0
2027	18.7	15.6	0.7	7.0
2028	18.8	15.8	0.7	7.1
2029	19.1	16.1	0.7	7.1
2030	19.2	16.1	0.7	7.1
2031	19.3	16.2	0.8	7.2
2032	19.5	16.4	0.8	7.2
2033	19.8	16.6	0.8	7.2
2034	20.1	16.8	0.8	7.3
2035	20.5	16.9	0.8	7.3
2040	22.3	17.5	0.9	7.3
2050	23.7	16.0	1.0	6.8
2060	23.4	14.0	1.0	6.2
2070	22.3	12.5	1.0	5.6
2080	21.1	11.0	0.9	4.9
2090	19.2	9.7	0.8	4.4
2100	17.2	8.5	0.7	4.0
2110	15.5	7.5	0.7	3.5
2120	13.8	6.6	0.6	3.1

(注1) 年度間平均値である。

(注2) 受給者数は、各被用者年金制度における受給者数を合計したものであり、同時に二以上の制度から年金を受給している者については、重複して計上されている。

(注3) 老齢厚生年金のうち、

(1) 老齢相当とは、厚生年金の被保険者期間が25年以上の者(経過的に20~24年の者を含むほか、中高齢の特例による期間短縮を受けている者を含む。)が受給するものをいう。

(2) 通老相当とは、厚生年金の被保険者期間が25年未満の者(経過的に20~24年の者及び中高齢の特例による期間短縮を受けている者を除く。)が受給するものをいう。

なお、ここでいう被保険者期間とは、旧厚生年金、各共済年金制度間で通算しない、それぞれの制度における期間のことである。

(注4) 受給者数には、昭和60年改正前の法律に基づき裁定された受給者数も含む。

(3) 厚生年金・国民年金の財政見直し

我が国の公的年金は賦課方式を基本としているため、厚生年金及び国民年金における毎年度の支出は、保険料収入と国庫負担で賄うことが基本であるものの、財源が不足する場合は、積立金の運用収入が充てられ、それでも財源が不足する場合は、積立金を取り崩し充てられることとなる。すなわち、毎年度の運用収入も含めた収入が支出を上回れば、その差額が積立金に積み立てられ、逆に支出が収入を上回れば、その差額が積立金を取り崩し充当されるものである。

厚生年金及び国民年金の財政見直しを作成するに当たり、令和6(2024)年財政検証においては、保険料水準と国庫負担割合を定めた上で、有限均衡方式により年金財政の均衡を考え、令和102(2120)年度の積立度合が1になるように給付水準の調整を行うこととしている。

以下では、厚生年金、国民年金の財政見直しの結果について解説するが、詳細な収入や支出の表は、第5章でまとめて示しているので、適宜そちらを参照していただきたい。

また、特に断りの無い限り、将来の所得代替率が50%を下回るケースは、機械的に給付水準調整を進めた場合のものである。

① 厚生年金・国民年金の財政見直し（人口：中位推計）

厚生年金給付費の将来見直しについて、成長型経済移行・継続ケース及び過去30年投影ケースの場合で示したものが第3-7-29表である。

厚生年金給付費は、令和6(2024)年度で30.0兆円であるが、令和22(2040)年度には成長型経済移行・継続ケースで47.9兆円、過去30年投影ケースで38.8兆円、令和42(2060)年度には成長型経済移行・継続ケースで89.8兆円、過去30年投影ケースで47.1兆円に増加する見込みとなっている。これは、物価上昇や賃金上昇等に伴う名目額の増加の影響が大きく反映されているものであり、令和6(2024)年度価格で見ると、令和22(2040)年度頃にピークを迎え、その後はなだらかに減少するものと見通される。

年金種別毎にみても、名目額では増加する見込みとなっている。

第3-7-29表 厚生年金給付費の将来見通し

(1) 人口中位 経済：成長型経済移行・継続ケースの場合

年度	合計		老齢厚生年金		障害	遺族
			老齢相当	通老相当	厚生年金	厚生年金
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2024	30.0	(30.0)	20.9	2.9	0.4	5.8
2025	30.7	(29.8)	21.4	3.0	0.4	5.9
2026	31.0	(29.4)	21.5	3.2	0.5	5.9
2027	31.8	(29.8)	22.0	3.3	0.5	6.0
2028	32.6	(30.0)	22.6	3.4	0.5	6.1
2029	33.5	(30.1)	23.3	3.6	0.6	6.1
2030	34.4	(30.1)	23.9	3.7	0.6	6.2
2031	35.2	(29.9)	24.5	3.8	0.6	6.3
2032	36.2	(29.9)	25.2	4.0	0.7	6.4
2033	37.4	(30.0)	26.1	4.1	0.7	6.5
2034	38.7	(30.1)	27.0	4.3	0.8	6.5
2035	39.9	(30.3)	28.0	4.5	0.8	6.6
2040	47.9	(31.0)	34.2	5.8	1.1	6.9
2050	65.9	(30.1)	48.4	8.2	1.6	7.7
2060	89.8	(29.0)	67.3	10.4	2.3	9.8
2070	122.4	(27.9)	93.3	13.1	3.2	12.8
2080	164.6	(26.5)	127.6	16.9	4.2	15.8
2090	212.9	(24.3)	165.2	21.9	5.4	20.3
2100	271.4	(21.9)	210.0	27.8	6.9	26.6
2110	345.3	(19.7)	267.5	35.4	8.8	33.6
2120	435.2	(17.5)	337.7	44.7	11.0	41.7

(注1) 名目額である。ただし、()内は賃金上昇率により2024年度価格に換算した額である。

(注2) 老齢厚生年金のうち、

- (1) 老齢相当とは、厚生年金の被保険者期間が25年以上の者(経過的に20~24年の者を含むほか、中高齢の特例による期間短縮を受けている者を含む。)が受給するものをいう。
- (2) 通老相当とは、厚生年金の被保険者期間が25年未満の者(経過的に20~24年の者及び中高齢の特例による期間短縮を受けている者を除く。)が受給するものをいう。

なお、ここでいう被保険者期間とは、旧厚生年金、各共済年金制度間で通算しない、それぞれの制度における期間のことである。

(注3) 昭和60年改正前の法律に基づき裁定された給付費も含む。

(2) 人口中位 経済：過去30年投影ケースの場合

年度	合計		老齢厚生年金		障害 厚生年金	遺族 厚生年金
			老齢相当	通老相当		
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2024	30.0	(30.0)	20.9	2.9	0.4	5.8
2025	30.6	(29.7)	21.3	3.0	0.4	5.9
2026	30.8	(29.3)	21.4	3.1	0.5	5.9
2027	31.3	(29.4)	21.7	3.2	0.5	5.9
2028	31.7	(29.6)	22.0	3.3	0.5	5.9
2029	32.2	(29.8)	22.3	3.4	0.5	5.9
2030	32.6	(30.0)	22.7	3.5	0.6	5.9
2031	32.9	(30.0)	22.9	3.6	0.6	5.9
2032	33.4	(30.1)	23.2	3.7	0.6	5.9
2033	34.0	(30.4)	23.7	3.8	0.6	5.9
2034	34.7	(30.6)	24.2	3.9	0.7	5.9
2035	35.3	(30.9)	24.7	4.0	0.7	5.9
2040	38.8	(32.1)	27.6	4.7	0.8	5.7
2050	43.5	(31.6)	31.8	5.4	1.0	5.3
2060	47.1	(30.1)	34.8	5.8	1.1	5.4
2070	51.0	(28.6)	38.0	6.1	1.3	5.6
2080	54.4	(26.8)	41.4	6.2	1.3	5.5
2090	56.3	(24.4)	43.1	6.2	1.4	5.6
2100	57.5	(21.9)	44.1	6.2	1.4	5.9
2110	58.8	(19.6)	45.1	6.2	1.4	6.0
2120	59.7	(17.5)	46.0	6.3	1.5	5.9

(注1) 名目額である。ただし、()内は賃金上昇率により2024年度価格に換算した額である。

(注2) 老齢厚生年金のうち、

(1) 老齢相当とは、厚生年金の被保険者期間が25年以上の者(経過的に20～24年の者を含むほか、中高齢の特例による期間短縮を受けている者を含む。)が受給するものをいう。

(2) 通老相当とは、厚生年金の被保険者期間が25年未満の者(経過的に20～24年の者及び中高齢の特例による期間短縮を受けている者を除く。)が受給するものをいう。

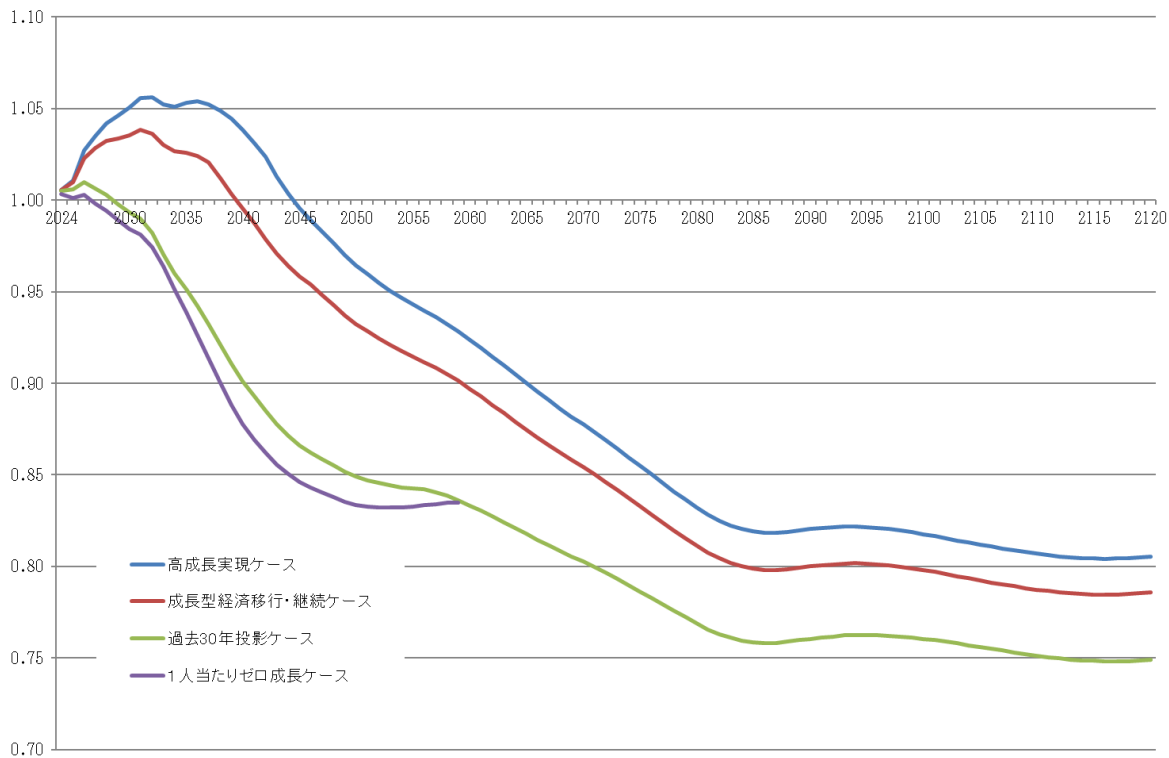
なお、ここでいう被保険者期間とは、旧厚生年金、各共済年金制度間で通算しない、それぞれの制度における期間のことである。

(注3) 昭和60年改正前の法律に基づき裁定された給付費も含む。

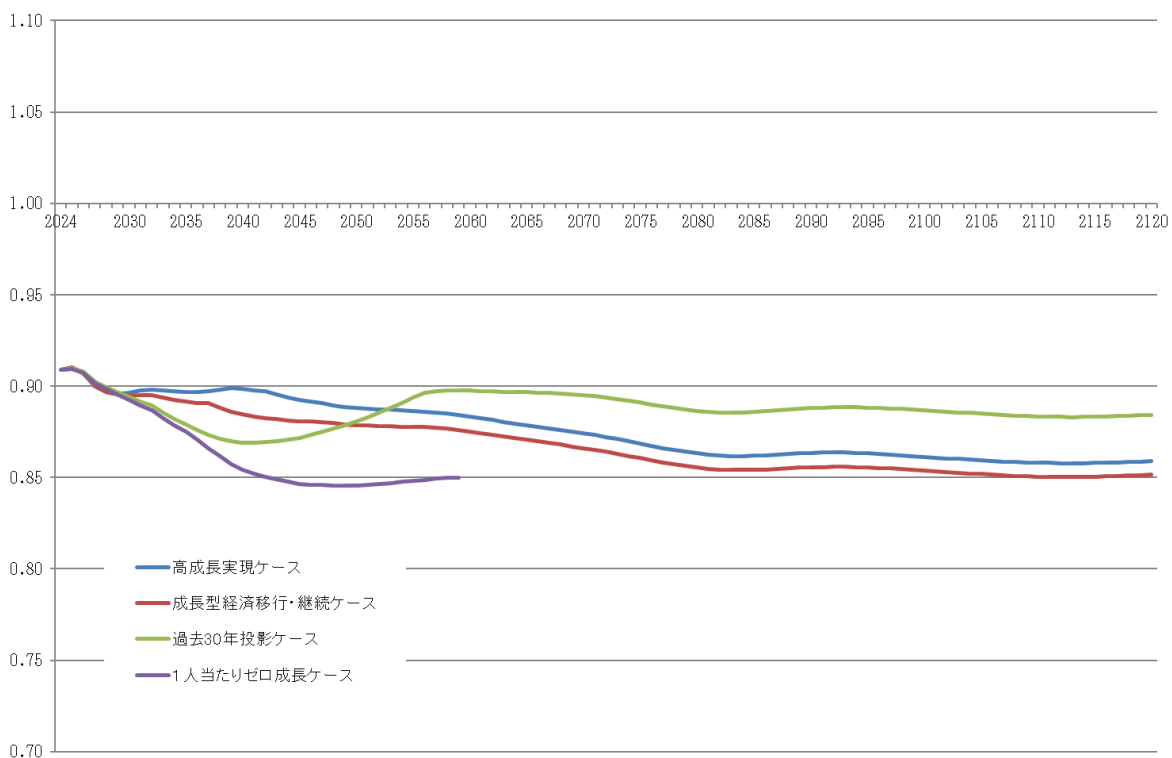
次に、当年度の支出に対する保険料収入と国庫負担の比率の見通しを示したものが第3-7-30図である。足下の令和6(2024)年度を見ると、厚生年金では1をやや上回っており、保険料収入と国庫負担だけで年金給付を賄っている一方で、国民年金では1を下回っており、積立金の運用収入なども活用しながら年金給付を賄っていることが分かる。その後、高成長実現ケース及び成長型経済移行・継続ケースの場合は、厚生年金ではさらにこの比率は上昇するものの、令和22(2040)年度頃からは厚生年金・国民年金ともに低下していく見通しとなっている。また、過去30年投影ケースの場合は、この比率は令和22(2040)年度頃にかけて低下した後、国民年金ではマクロ経済スライド調整による支出(給付)減により、一時的に上昇する見通しとなっている。将来的にはいずれのケースにおいても厚生年金・国民年金ともにこの比率は低下していき、積立金の運用収入や元本を活用する割合が大きくなる。これにより、急速に現役世代が減少し、高齢世代が増加する少子高齢化社会においても一定の給付水準を確保する見通しとなっている。

第3-7-30図 当年度の支出に対する保険料収入と国庫負担の比率の見通し
 (人口：出生中位、死亡中位、外国人の入国超過数16.4万人)

(1) 厚生年金



(2) 国民年金



さらに、積立金が支出の何年分に相当するかを表す積立度合の見通しを第 3-7-31 図で示している。

厚生年金は、高成長実現ケース及び成長型経済移行・継続ケースの場合、報酬比例部分についてマクロ経済スライドによる調整を実施しなくても財政の均衡が図れる見通しであるため、マクロ経済スライドは行わず、最終年度の積立度合は 1 を超える水準となる見通しである。過去 30 年投影ケースの場合は、足下から令和 42(2060)年度頃にかけて上昇を続けた後、最終年度に 1 となるように減少していく。

国民年金では、高成長実現ケース及び成長型経済移行・継続ケースの場合は令和 22(2040)年度頃まで上昇し、過去 30 年投影ケースでは令和 12(2030)年度頃まで概ね横ばいで推移した後、最終年度に 1 となるよう減少していく見通しとなっている。

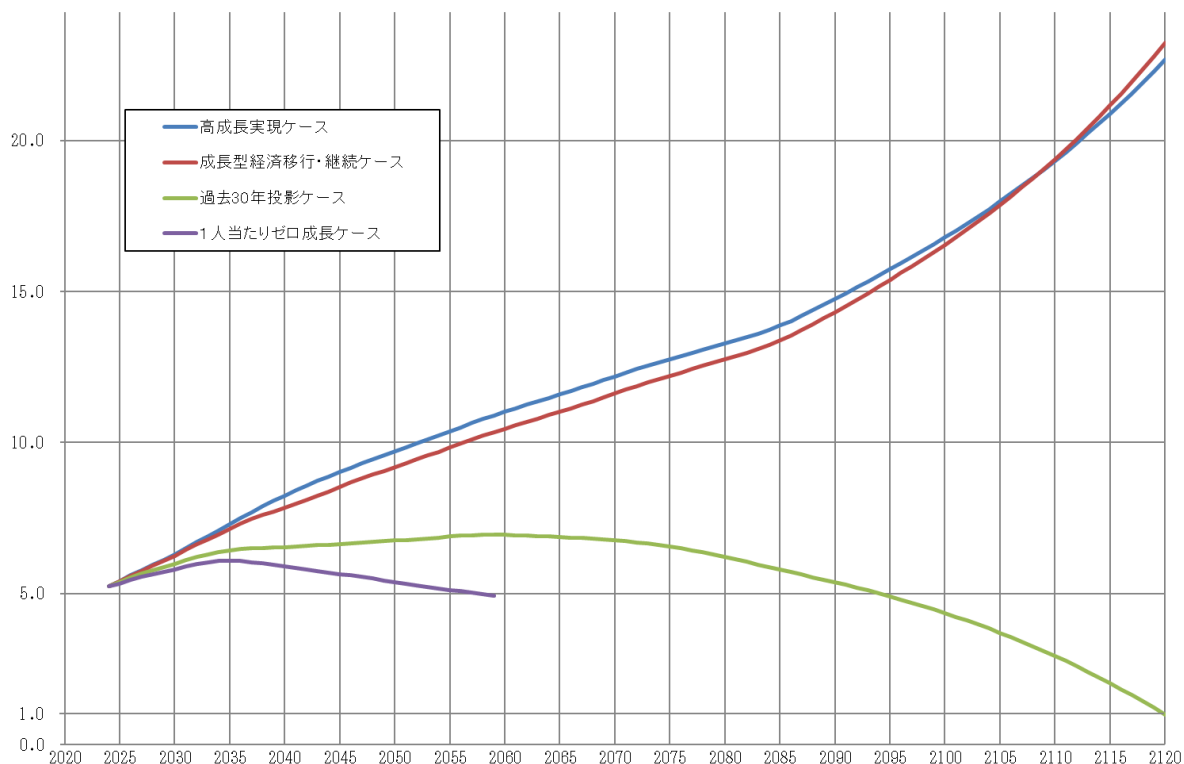
我が国は世界に先駆けて超高齢社会を迎えており、今後も 65 歳以上の高齢者数は 2040 年代まで増加が見込まれる一方、15~64 歳の生産年齢人口は減少し続ける見通しである。その結果、65 歳以上の高齢者が総人口に占める割合を示す高齢化率は上昇を続け、2050 年代以降は上昇のスピードは緩やかになるものの高止まりする見通しとなっている。

したがって、最も少子高齢化が進むと見込まれる 2050 年代以降においても一定の給付水準を確保するため、それまでの間に積立金を積み増し、その後、その積立金を活用していくことを示している。

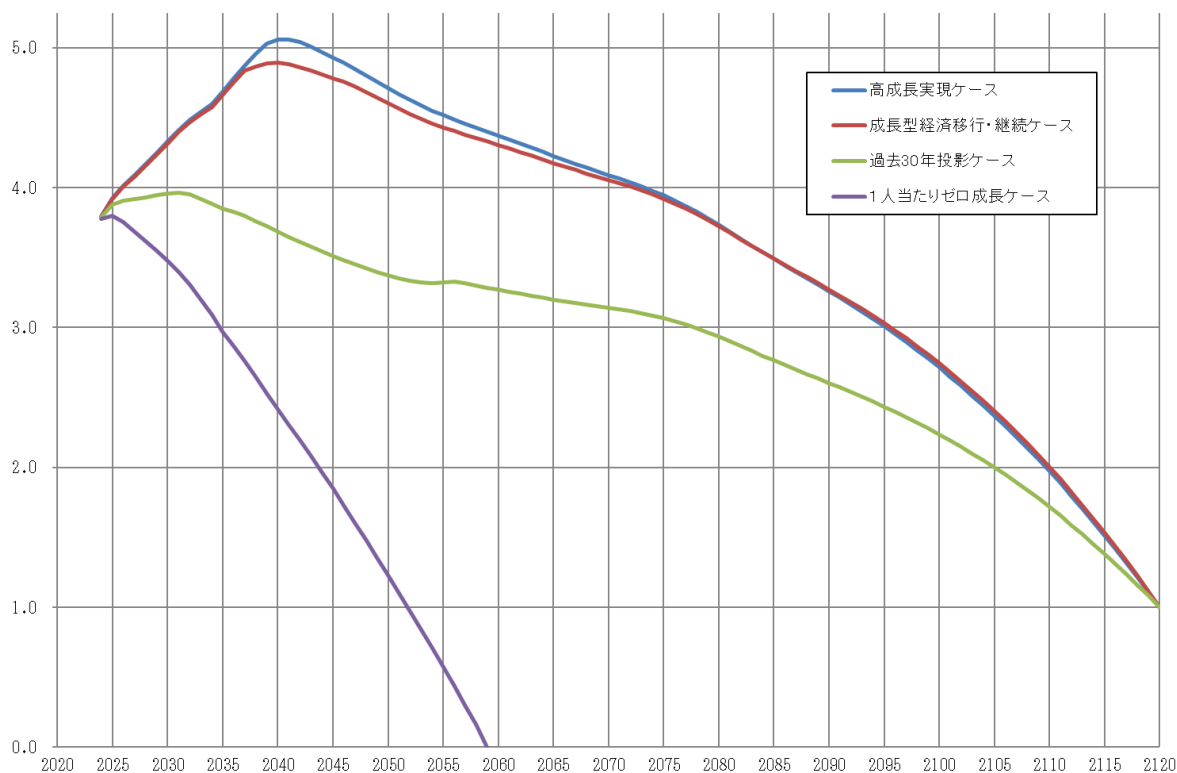
経済が低成長ケースの場合を見ると、特に国民年金では、積立度合が上昇する局面がほぼなく、おおむね 100 年間にわたり低下基調のまま推移している。これは、基礎年金は 2050 年代までマクロ経済スライドによる調整が行われており、2050 年代以降の超高齢社会までに給付水準を財政が均衡する水準まで引き下げることができなかったことによるものである。

第3-7-31 図 積立度合の見通し（人口：中位推計）

(1) 厚生年金



(2) 国民年金



② 厚生年金・国民年金の財政見通し（人口の前提が変化した場合）

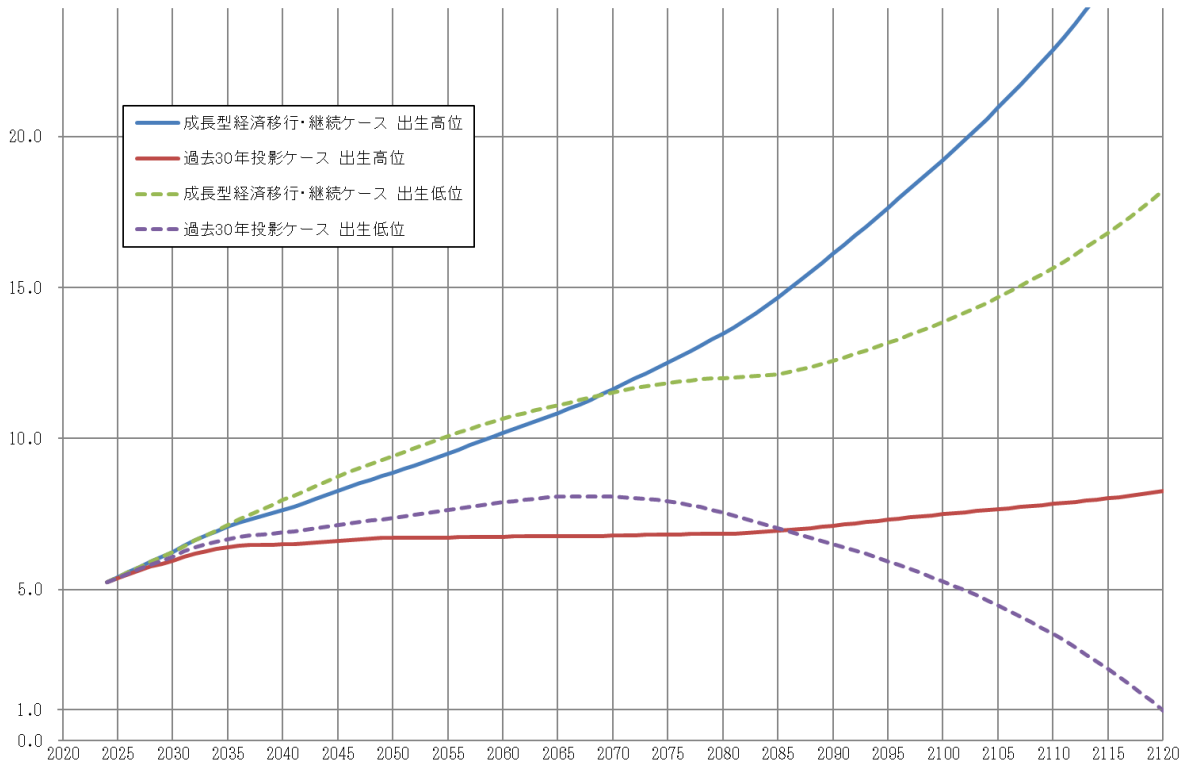
出生高位、出生低位の場合の積立度合の見通しを第3-7-32図で示している。

厚生年金をみると、出生高位の場合は出生中位の場合よりもおおむね低い水準で推移し、出生低位の場合は出生中位の場合よりも高い水準で推移している。なお、成長型経済移行・継続ケース及び出生高位の過去30年投影ケースでは、報酬比例部分についてはマクロ経済スライドによる調整を実施しなくても財政の均衡が図れる見通しであるため、マクロ経済スライドは行わず、最終年度の積立度合は1を超える水準となる見通しである。

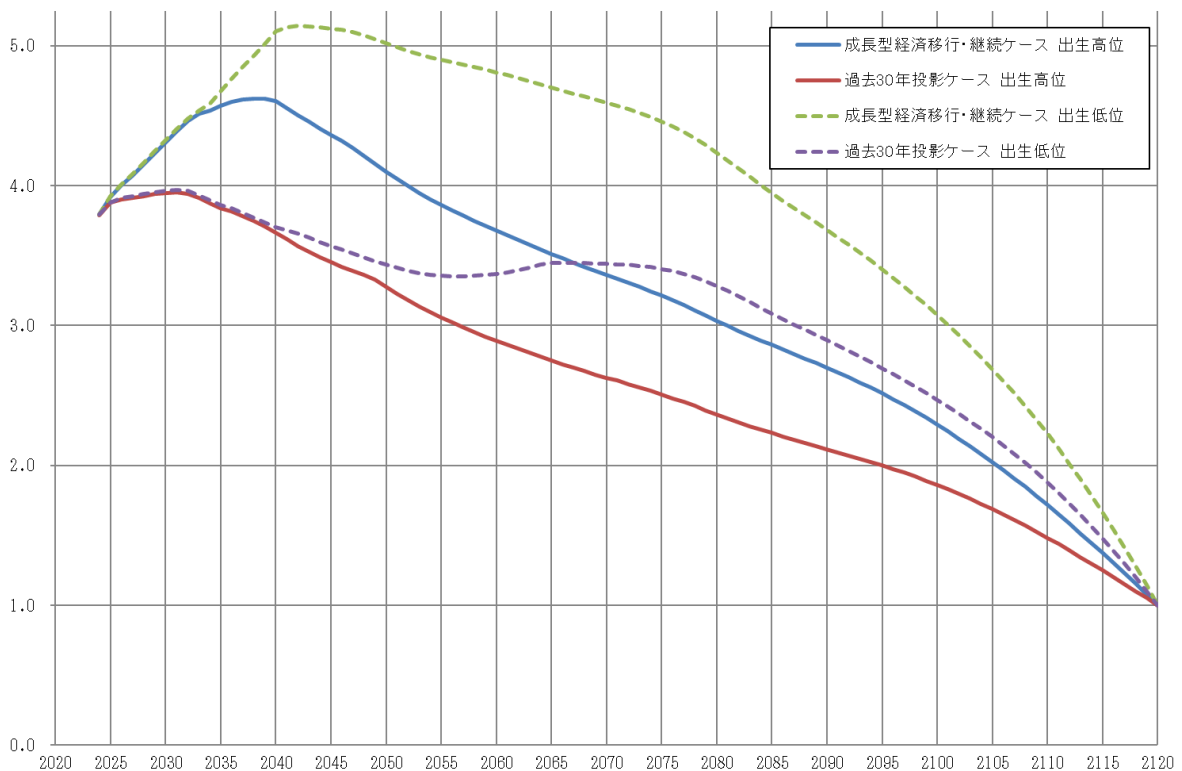
国民年金をみると、出生高位、出生低位とも出生中位の場合と同様に、成長型経済移行・継続ケースの場合は令和22（2040）年度頃まで上昇し、過去30年投影ケースでは令和12（2030）年度頃まで概ね横ばいで推移した後、1に向かって低下していく。出生低位の方がマクロ経済スライドの終了年度が遅いため、積立度合の水準は高くなっているが、その分積立金に依存する財政運営となっている。

第3-7-32図 積立度合の見通し（人口：出生高位・低位）

(1) 厚生年金



(2) 国民年金



(4) 基礎年金の財政見通し

基礎年金は、旧厚生年金、国民年金及び共済組合といった各制度が拠出する基礎年金拠出金を財源として基礎年金給付を行うとともに、各制度が給付する基礎年金に相当する給付に充てる分として基礎年金交付金を交付している。さらに、基礎年金給付費に対しては、特別国庫負担として国民年金の保険料免除期間に係る給付費や20歳前障害に係る障害基礎年金の給付費等に関する国庫負担のほか、基礎年金給付費から特別国庫負担を控除した額の2分の1が国庫等により負担される。また、特別国庫負担分を除いた基礎年金拠出金については、各制度が毎年度、被保険者及びその被扶養配偶者の総数により按分した額を拠出することにより賄われることとなっている。各制度が拠出する際の按分割合の算定基礎となる被保険者及びその被扶養配偶者を基礎年金拠出金算定対象者といい、その制度の対象者のうち、その被保険者期間が、将来、老齢基礎年金の額に反映する者を範囲とするということで、具体的には次の者を指す。

- ① 国民年金については、第1号被保険者のうち保険料納付者（任意加入の被保険者及び保険料部分免除期間を有する者を含む）、すなわち、保険料全額免除者及び保険料未納者を除く者
- ② 被用者年金各制度については、第2号被保険者（被用者年金の被保険者のうち65歳未満の者。ただし、65歳以上の被用者年金の被保険者で老齢又は退職を支給事由とする年金の受給権を有しない者を含む。）のうち20歳以上60歳未満の者及び第3号被保険者（第2号被保険者の被扶養配偶者のうち20歳以上60歳未満の者）の全員

①の人数の推移は、長期的にみると、第1号被保険者数の傾向とほとんど変わらず、②の人数の推移は、長期的にみると被用者年金の被保険者数の傾向とほとんど変わらない。ここでは、基礎年金の財政見通しと併せて基礎年金拠出金算定対象者数の将来見通しを解説するが、厚生年金及び国民年金の見通しと同様、詳細な収入や支出等の表は、第5章でまとめて示しているので、適宜そちらを参照していただきたい。また、特に断りの無い限り、将来の所得代替率が50%を下回るケースは、機械的に給付水準調整を進めた場合のものである。

なお、平成16(2004)年の年金制度改正により、国民年金は、賦課方式を基本としつつ、積立金を活用することにより、保険料水準を平成29(2017)年度以降16,900円（平成16(2004)年度価格）に固定し、概ね100年間の財政の均衡を図ることとなった。その後、産前産後期間の保険料免除制度が平成31(2019)年4月に施行されたことに伴い、保険料は月額17,000円（平成16(2004)年度価格）となっている。このため、基礎年金の財政見通しにおける拠出金単価や保険料相当額については、国民年金の保険料月額と比較することができるよう、平成16(2004)年度価格で表示している。

① 基礎年金給付費の将来見通し

基礎年金給付費の推計は、旧厚生年金、国民年金、共済組合毎に算出されるそれぞれの被保険者期間に係る将来の基礎年金給付費を合算することにより行っている。基礎年金給付費の将来見通しについて、成長型経済移行・継続ケース及び過去30年投影ケースの場合のものを示したものが第3-7-33表である。なお、ここでの基礎年金給付費とは、みなし基礎年金給付費を含むものである。

基礎年金給付費は、令和6(2024)年度に26.0兆円であるが、令和22(2040)年度には成長型経済移行・継続ケースで38.5兆円、過去30年投影ケースで30.9兆円、令和42(2060)年度には成長型経済移行・継続ケースで70.4兆円、過去30年投影ケースで31.0兆円に増加するものと見通される。これは、物価上昇や賃金上昇等に伴う名目額の増加の影響が大きく反映されているものであり、令和6(2024)年度価格でみると、令和12(2030)年度頃までは概ね横ばいで推移し、その後はなだらかに減少するものと見通される。

年金種別毎にみると、遺族基礎年金については0.1兆円程度の水準で推移している一方で、障害基礎年金は令和6(2024)年度に2.0兆円であるものが令和22(2040)年度には成長型経済移行・継続ケースで3.0兆円(約1.5倍)、過去30年投影ケースで2.3兆円(約1.2倍)、令和42(2060)年度には成長型経済移行・継続ケースで5.9兆円(約3.0倍)、過去30年投影ケースで2.4兆円(約1.2倍)と増加している。また、老齢基礎年金は令和6(2024)年度に24.0兆円であるものが、令和22(2040)年度には成長型経済移行・継続ケースで35.5兆円(約1.5倍)、過去30年投影ケースで28.5兆円(約1.2倍)、令和42(2060)年度には成長型経済移行・継続ケースで64.5兆円(約2.7倍)、過去30年投影ケースで28.6兆円(約1.2倍)と増加する見通しであり、老齢基礎年金と障害基礎年金の伸びがおおむね同程度となる見通しとなっている。

第3-7-33表 基礎年金給付費の将来見通し

(1) 人口中位 経済：成長型経済移行・継続ケースの場合

年度	合計		老 齡 基礎年金	障 害 基礎年金	遺 族 基礎年金
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2024	26.0	(26.0)	24.0	2.0	0.1
2025	26.7	(25.9)	24.6	2.0	0.1
2026	27.2	(25.8)	25.1	2.1	0.1
2027	27.7	(26.0)	25.5	2.1	0.1
2028	28.3	(26.0)	26.1	2.2	0.1
2029	28.9	(26.0)	26.6	2.2	0.1
2030	29.6	(25.8)	27.2	2.3	0.1
2031	30.2	(25.6)	27.7	2.3	0.1
2032	30.7	(25.4)	28.3	2.4	0.1
2033	31.4	(25.2)	28.9	2.5	0.1
2034	32.2	(25.1)	29.6	2.5	0.1
2035	32.9	(24.9)	30.2	2.6	0.1
2040	38.5	(24.9)	35.5	3.0	0.1
2050	52.6	(24.0)	48.3	4.2	0.1
2060	70.4	(22.7)	64.5	5.9	0.1
2070	93.4	(21.3)	85.4	7.9	0.1
2080	122.7	(19.8)	112.2	10.4	0.1
2090	156.6	(17.9)	143.2	13.3	0.1
2100	198.4	(16.0)	181.3	16.9	0.2
2110	252.1	(14.4)	230.6	21.3	0.2
2120	318.0	(12.8)	290.9	26.8	0.3

(注1) 基礎年金給付費には、基礎年金に相当する給付とみなされる給付を含む。

(注2) 名目額である。ただし、()内は賃金上昇率で2024年度価格に換算した額である。

(2) 人口中位 経済：過去30年投影ケースの場合

年度	合計		老 齡 基礎年金	障 害 基礎年金	遺 族 基礎年金
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2024	26.0	(26.0)	24.0	2.0	0.1
2025	26.7	(25.9)	24.6	2.0	0.1
2026	27.1	(25.7)	25.0	2.0	0.1
2027	27.4	(25.7)	25.2	2.1	0.1
2028	27.6	(25.8)	25.5	2.1	0.1
2029	27.9	(25.8)	25.7	2.1	0.1
2030	28.1	(25.8)	25.9	2.1	0.1
2031	28.2	(25.7)	26.0	2.2	0.1
2032	28.4	(25.6)	26.2	2.2	0.1
2033	28.7	(25.6)	26.4	2.2	0.1
2034	28.9	(25.6)	26.7	2.2	0.1
2035	29.2	(25.6)	26.9	2.2	0.1
2040	30.9	(25.5)	28.5	2.3	0.0
2050	31.4	(22.8)	29.0	2.3	0.0
2060	31.0	(19.8)	28.6	2.4	0.0
2070	32.0	(17.9)	29.4	2.6	0.0
2080	33.3	(16.4)	30.5	2.7	0.0
2090	34.1	(14.8)	31.3	2.8	0.0
2100	34.7	(13.2)	31.8	2.9	0.0
2110	35.4	(11.8)	32.5	2.9	0.0
2120	36.0	(10.6)	33.1	2.9	0.0

(注1) 基礎年金給付費には、基礎年金に相当する給付とみなされる給付を含む。

(注2) 名目額である。ただし、()内は賃金上昇率で2024年度価格に換算した額である。

② 基礎年金拠出金の将来見通し

基礎年金給付費は、毎年度、各制度からの拠出金により賄うことにより費用負担を行っている。各制度が拠出すべき額は、基礎年金給付費のうち特別国庫負担の対象となっている額を控除したものである。

基礎年金給付費の額から特別国庫負担額を控除したものが保険料・拠出金算定対象額と呼ばれ、全制度で負担する額となり、拠出金算定対象者数に応じて各制度に按分されることとなる。

被用者年金制度は、この按分額（第2号及び第3号被保険者分）を基礎年金拠出金として負担する。第1号被保険者の負担分は年金特別会計の中で国民年金勘定から基礎年金勘定へ繰り入れられるものであるが、これは各被用者年金制度の基礎年金拠出金と同等の性格を持つことから、ここではこの繰入額も基礎年金拠出金と呼ぶこととしている。

各制度の基礎年金拠出金の将来見通しについて示したものが第3-7-34表である。基礎年金拠出金の分担割合を見ると、第1号被保険者が減少する見通しであることから国民年金がやや減少し、その結果、被用者年金がやや増加するものと見込まれる。

第3-7-34表 基礎年金拠出金の将来見通し

(1) 人口中位 経済：成長型経済移行・継続ケースの場合

年度	合計		国民年金	被用者 年金計	厚生年金	共済組合
	兆円	兆円				
2024	25.6	(25.6)	3.0	22.5	20.2	2.3
2025	26.2	(25.5)	3.0	23.3	20.9	2.4
2026	26.7	(25.3)	3.0	23.7	21.3	2.4
2027	27.2	(25.5)	3.0	24.2	21.8	2.4
2028	27.8	(25.6)	3.0	24.8	22.3	2.5
2029	28.4	(25.5)	3.0	25.4	22.8	2.6
2030	29.0	(25.3)	3.0	26.0	23.4	2.6
2031	29.5	(25.1)	3.0	26.5	23.9	2.7
2032	30.1	(24.8)	3.0	27.1	24.4	2.7
2033	30.8	(24.7)	3.0	27.7	24.9	2.8
2034	31.4	(24.5)	3.0	28.4	25.5	2.9
2035	32.1	(24.3)	3.0	29.1	26.1	3.0
2040	37.5	(24.2)	3.2	34.3	30.8	3.5
2050	51.0	(23.3)	4.3	46.6	41.8	4.8
2060	68.0	(21.9)	5.9	62.1	55.6	6.5
2070	90.1	(20.5)	7.7	82.3	73.6	8.7
2080	118.4	(19.1)	10.1	108.3	96.6	11.7
2090	151.3	(17.2)	13.0	138.2	123.4	14.9
2100	191.7	(15.4)	16.5	175.2	156.3	18.9
2110	243.6	(13.9)	20.8	222.8	198.6	24.2
2120	307.3	(12.4)	26.4	280.9	250.5	30.4

(注) 名目額である。ただし、()内は賃金上昇率で2024年度価格に換算した額である。

(2) 人口中位 経済：過去30年投影ケースの場合

年度	合計		国民年金	被用者 年金計	厚生年金	共済組合
	兆円	兆円				
2024	25.6	(25.6)	3.0	22.5	20.2	2.3
2025	26.2	(25.5)	3.0	23.2	20.9	2.4
2026	26.6	(25.2)	3.0	23.6	21.2	2.4
2027	26.9	(25.3)	3.0	23.8	21.4	2.4
2028	27.1	(25.3)	3.0	24.1	21.6	2.5
2029	27.3	(25.3)	3.0	24.3	21.8	2.5
2030	27.5	(25.3)	3.0	24.5	22.0	2.5
2031	27.7	(25.2)	3.0	24.6	22.1	2.5
2032	27.8	(25.0)	3.0	24.8	22.2	2.6
2033	28.0	(25.0)	3.1	25.0	22.4	2.6
2034	28.3	(25.0)	3.1	25.2	22.6	2.6
2035	28.5	(25.0)	3.1	25.4	22.8	2.7
2040	30.0	(24.9)	3.1	26.9	24.1	2.9
2050	30.4	(22.1)	3.1	27.2	24.3	3.0
2060	29.9	(19.1)	3.1	26.8	23.8	2.9
2070	30.8	(17.3)	3.2	27.6	24.5	3.1
2080	32.1	(15.8)	3.3	28.8	25.5	3.3
2090	32.9	(14.2)	3.4	29.5	26.2	3.3
2100	33.5	(12.7)	3.5	30.0	26.6	3.4
2110	34.2	(11.4)	3.5	30.6	27.1	3.5
2120	34.7	(10.2)	3.6	31.1	27.6	3.5

(注) 名目額である。ただし、()内は賃金上昇率で2024年度価格に換算した額である。

③ 基礎年金交付金の将来見通し

旧国民年金法、旧厚生年金保険法による給付のうち、費用負担上、基礎年金給付費に相当するとみなされる、いわゆる「みなし基礎年金給付費」が当分の間発生することとなるが、この給付は各制度から受給者に支給され、それに要する費用は、基礎年金勘定から各制度に基礎年金交付金として交付される。基礎年金交付金は、基礎年金制度が成熟していくまでの経過的なものであるため、令和6(2024)年度時点でわずかな額となっており、今後も減少を続けていく見通しとなっている(第3-7-35表)。

第3-7-35表 基礎年金交付金の将来見通し

(1) 人口中位 経済：成長型経済移行・継続ケースの場合

年度	合計		国民年金	被用者 年金計	厚生年金	共済組合
	兆円	兆円				
2024	0.3	(0.3)	0.1	0.2	0.1	0.1
2025	0.2	(0.2)	0.1	0.1	0.1	0.0
2026	0.2	(0.2)	0.1	0.1	0.1	0.0
2027	0.1	(0.1)	0.0	0.1	0.1	0.0
2028	0.1	(0.1)	0.0	0.1	0.0	0.0
2029	0.1	(0.1)	0.0	0.1	0.0	0.0
2030	0.1	(0.1)	0.0	0.0	0.0	0.0
2031	0.1	(0.0)	0.0	0.0	0.0	0.0
2032	0.0	(0.0)	0.0	0.0	0.0	0.0
2033	0.0	(0.0)	0.0	0.0	0.0	0.0
2034	0.0	(0.0)	0.0	0.0	0.0	0.0
2035	0.0	(0.0)	0.0	0.0	0.0	0.0
2040	0.0	(0.0)	0.0	0.0	0.0	0.0
2050	0.0	(0.0)	0.0	0.0	0.0	0.0
2060	0.0	(0.0)	0.0	0.0	0.0	0.0

(注) 名目額である。ただし、()内は賃金上昇率で2024年度価格に換算した額である。

(2) 人口中位 経済：過去 30 年投影ケースの場合

年度	合計		国民年金	被用者 年金計	厚生年金	共済組合
	兆円	兆円				
2024	0.3	(0.3)	0.1	0.2	0.1	0.1
2025	0.2	(0.2)	0.1	0.1	0.1	0.0
2026	0.2	(0.2)	0.1	0.1	0.1	0.0
2027	0.1	(0.1)	0.0	0.1	0.1	0.0
2028	0.1	(0.1)	0.0	0.1	0.0	0.0
2029	0.1	(0.1)	0.0	0.1	0.0	0.0
2030	0.1	(0.1)	0.0	0.0	0.0	0.0
2031	0.0	(0.0)	0.0	0.0	0.0	0.0
2032	0.0	(0.0)	0.0	0.0	0.0	0.0
2033	0.0	(0.0)	0.0	0.0	0.0	0.0
2034	0.0	(0.0)	0.0	0.0	0.0	0.0
2035	0.0	(0.0)	0.0	0.0	0.0	0.0
2040	0.0	(0.0)	0.0	0.0	0.0	0.0
2050	0.0	(0.0)	0.0	0.0	0.0	0.0
2060	0.0	(0.0)	0.0	0.0	0.0	0.0

(注) 名目額である。ただし、() 内は賃金上昇率で2024年度価格に換算した額である。

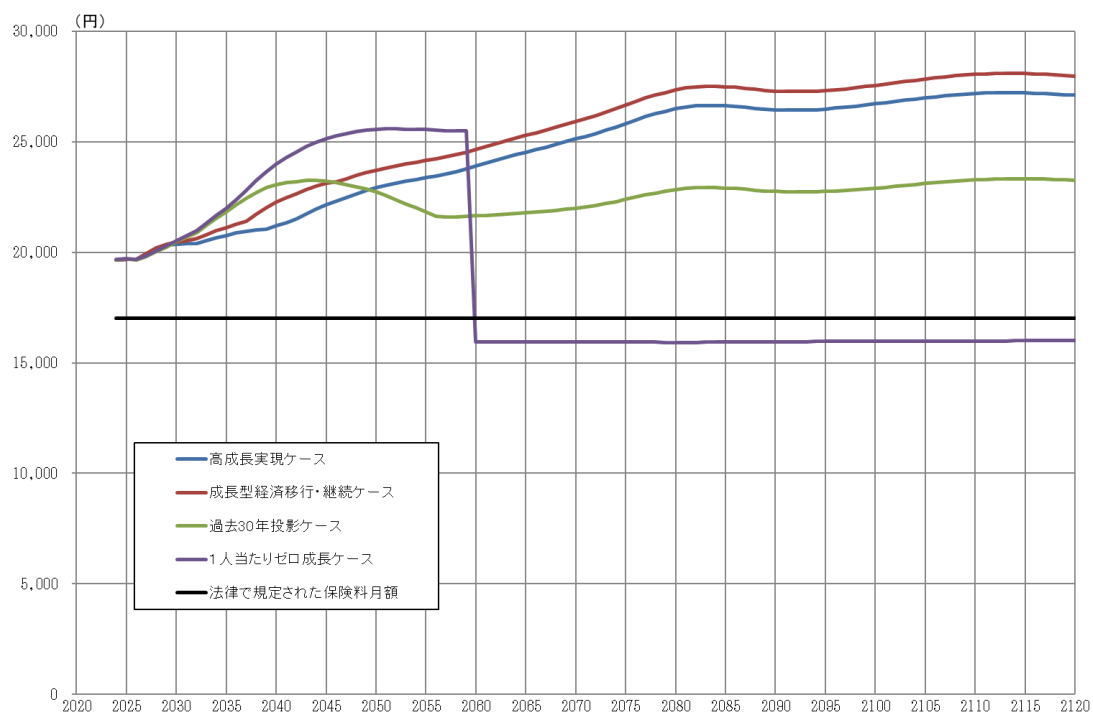
④ 基礎年金拠出金単価の将来見通し

拠出金単価のうち保険料相当額（平成 16(2004)年度価格）の推移を示したのが第 3-7-36 図である。

高成長実現ケース及び成長型経済移行・継続ケースでは、2030 年代にマクロ経済スライドによる調整が終了した後、高齢化の進展に伴い令和 62(2080)年度頃まで上昇を続け、その後は 27,000~28,000 円程度の水準で概ね横ばいに推移する見通しである。過去 30 年投影ケースでは、団塊ジュニア世代が 65 歳となり、高齢者の増加がピークを迎える令和 22(2040)年頃には 23,000 円程度の水準まで上昇するものの、マクロ経済スライドによる調整が進むことにより、調整が終了する令和 39(2057)年度には 22,000 円を下回る水準まで低下する。その後は令和 62(2080)年度頃まで緩やかに上昇し、最終的

に 23,000 円程度の水準で安定して推移する見通しとなっている。これらのケースでは、国民年金保険料の 17,000 円（平成 16(2004)年度価格）と比べて相当高い水準で推移する見通しとなっているが、この差は積立金を活用することによって給付水準を確保している部分である。一方、1 人当たりゼロ成長ケースの場合は、令和 41(2059)年度に国民年金の積立金がなくなり、完全な賦課方式に移行する見通しであることから、それ以後はほぼ 17,000 円の水準で推移する見込みである。

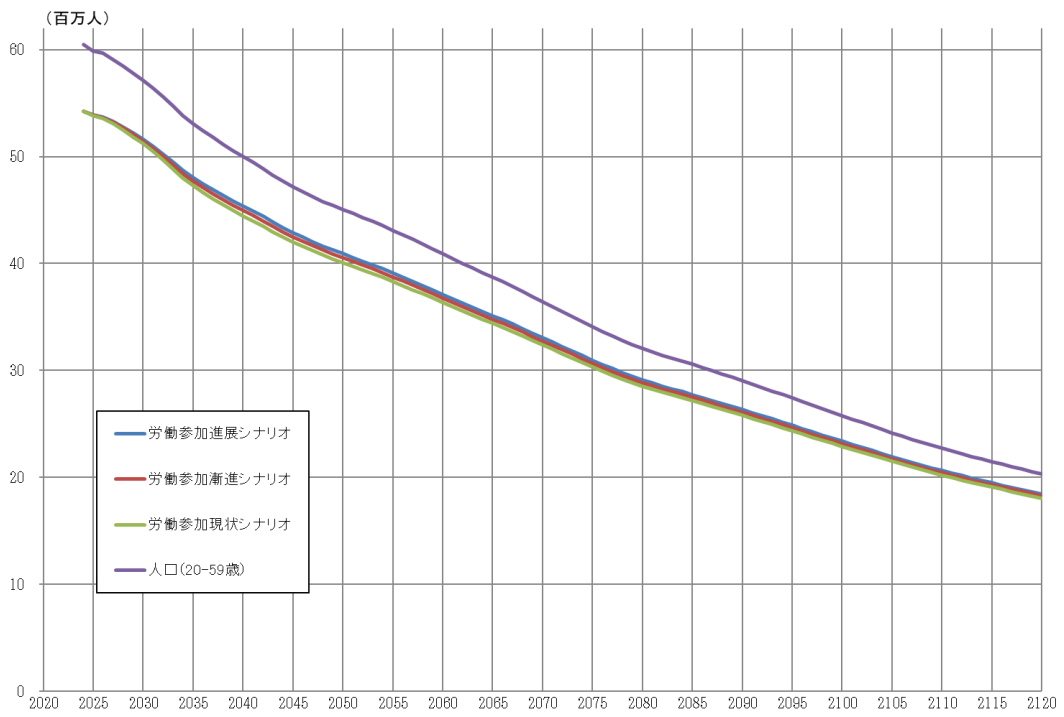
第 3 - 7 - 36 図 拠出金単価（保険料相当額）（平成 16(2004)年度価格）の見通し



⑤ 基礎年金拠出金算定対象者数の将来見通し

基礎年金拠出金算定対象者数の見通しを示したのが第 3 - 7 - 37 図である。拠出金算定対象者数は労働力率の前提によって見通しが異なるものの、経済前提には依存しない。すでに述べたとおり、基礎年金拠出金算定対象者数は長期的には被保険者数の傾向とほぼ変わらないため、20~59 歳の人口と同様の推移となる見込みである。

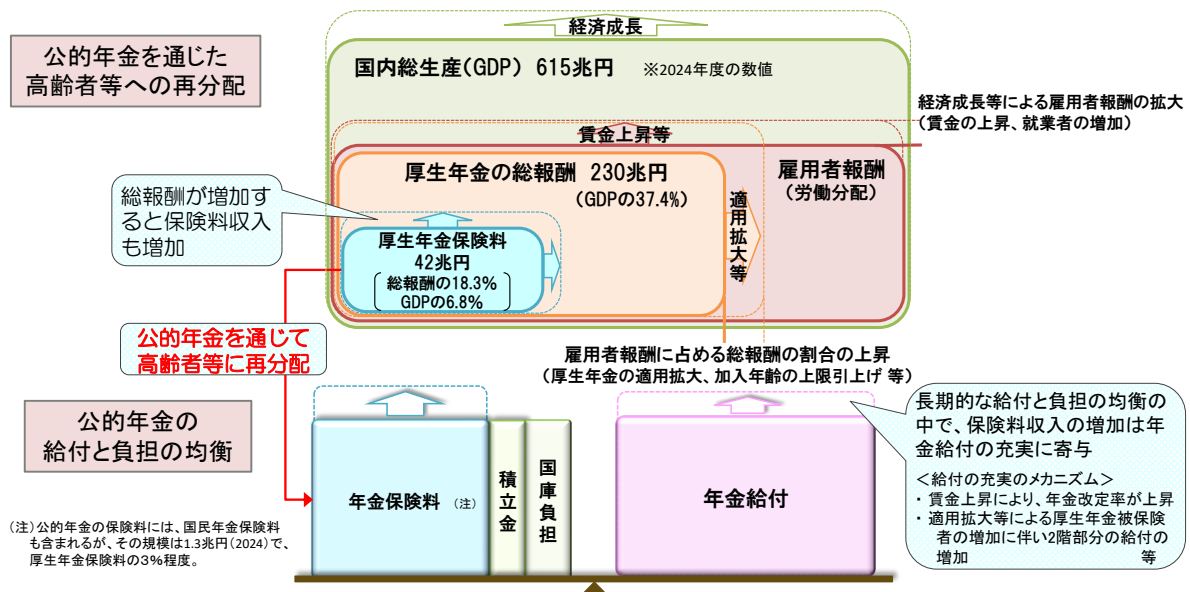
第3-7-37図 基礎年金拠出金算定対象者数の見通し



5. 経済成長と年金財政

公的年金は、現役世代の保険料をその時の高齢者の給付に充てる、世代間扶養の考え方による賦課方式を基本とした財政方式を採用している。この財政の仕組みについて、国民経済の視点から見たものが第3-7-38図である。なお、財政規模で考えると国民年金の第1号被保険者の保険料は厚生年金の保険料の3%程度であることから、マクロの視点においては、厚生年金を基本と考えて差し支えない。

第3-7-38図 国民経済からみた公的年金の給付と負担



我が国の生産活動から生み出された付加価値（GDP）は令和6（2024）年度で615兆円となっている。このうち雇用者に分配されるものが雇用者報酬であり、さらにその中で厚生年金の被保険者に賃金として分配されるものが総報酬である。総報酬の規模は230兆円でGDPの約37%となっている。厚生年金はこの総報酬の18.3%を保険料収入とし、国庫負担と積立金も活用して、その時の年金受給者に年金給付として支給する仕組みとなっている。

厚生年金の保険料率は上限に到達し18.3%で固定されており、総報酬が増加すれば、保険料収入も増加し、その結果、長期的にみて年金給付も充実することになる。また、総報酬は厚生年金の被保険者への労働分配に相当するが、そのGDP比は一定の水準に収まるため、保険料のGDP比も一定の水準に収まることになる。すなわち、保険料水準を固定した結果、年金の保険料負担は、経済規模に対し一定の水準に収まり、少子高齢化により過重なものとなることはないと言える。

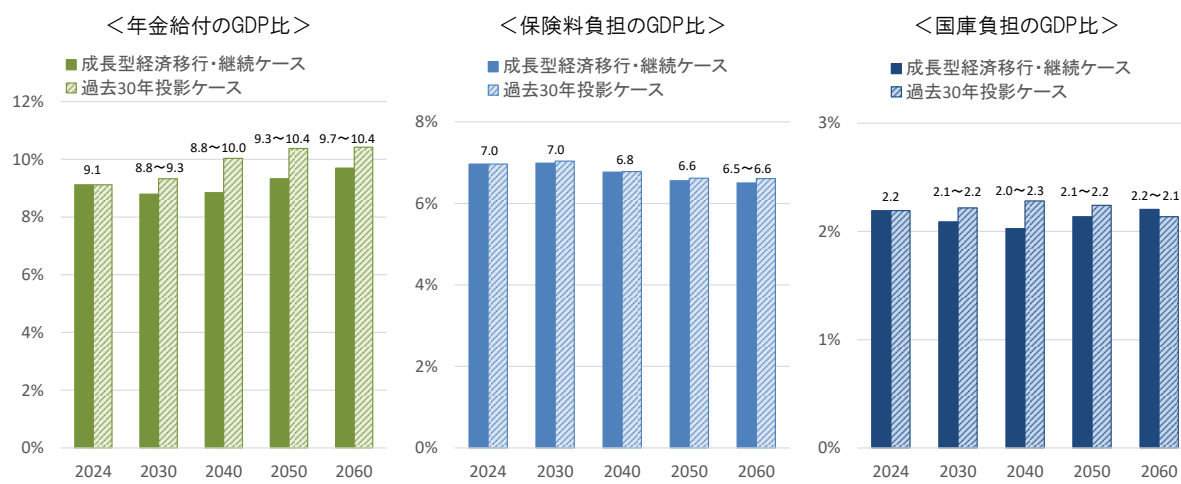
また、年金給付についてはマクロ経済スライドにより調整され、保険料収入を

基本とする財源に長期的に均衡する水準で決定される仕組みとなっている。このため、年金給付費についても、経済規模に対して一定の水準に収まる見通しとなっており、少子高齢化により過重なものとなることはないと言える。

年金給付費の対 GDP 比の推移について、今回の財政検証結果をみると、成長型経済移行・継続ケースでは、実質賃金上昇率が 1.5%と高く、その分（物価上昇率で改定される）既裁定者の年金給付の伸びが GDP の伸びと比較して抑えられるため、給付費全体で見ても、対 GDP 比は足下から低下している。ただし、既裁定者の年金改定については 8 割ルールがある（賃金で改定した場合と比べて 8 割を下回る場合にはそれ以降賃金で改定する）ため、既裁定者も 10 数年程度経過すると賃金で改定され、既裁定年金の伸びを賃金の伸びより抑制する効果（既裁効果）が無くなる。また、報酬比例部分のマクロ経済スライド調整は令和 6（2024）年度に、基礎年金のマクロ経済スライドによる給付調整は令和 19（2037）年度に終了するため、調整終了後の年金給付の伸びは GDP の伸びと比べ相対的に高くなり、年金給付費の対 GDP 比は緩やかに上昇する。

一方、過去 30 年投影ケースでは、実質賃金上昇率が 0.5%と低く、既裁効果あまり働かない。また、報酬比例部分のマクロ経済スライド調整は令和 8（2026）年度に終了し、基礎年金のマクロ経済スライドによる給付調整は令和 39（2057）年度まで続くものの、名目下限措置の影響でマクロ経済スライドが全て適用できない期間もあり、年金給付の伸びは GDP の伸びと比べ相対的に高く、年金給付費の対 GDP 比は緩やかに上昇している（第 3－7－39 図）。

第 3－7－39 図 公的年金の給付と負担の国民経済に対する大きさ



成長型経済移行・継続ケース、過去30年投影ケース	令和6(2024)年		2030年		2040年		2050年		2060年	
	兆円	(GDP比)	兆円	(GDP比)	兆円	(GDP比)	兆円	(GDP比)	兆円	(GDP比)
給付費	56	9.1%	64~61	8.8%~9.3%	86~70	8.8%~10.0%	119~75	9.3%~10.4%	160~78	9.7%~10.4%
負担額	56	9.2%	66~60	9.1%~9.3%	86~63	8.8%~9.1%	111~64	8.7%~8.9%	144~66	8.7%
保険料負担	43	7.0%	51~46	7.0%	66~47	6.8%	83~48	6.6%	108~50	6.5%~6.6%
国庫負担	13	2.2%	15~14	2.1%~2.2%	20~16	2.0%~2.3%	27~16	2.1%~2.2%	36~16	2.2%~2.1%
(参考)名目GDP	615	-	729~652	-	978~695	-	1,272~722	-	1,653~750	-

※ 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)
 ※ GDPは、2033年度までは内閣府「中長期の経済財政に関する試算(R6.1)」、2034年度以降は「年金財政における経済前提に関する専門委員会」のマクロ経済に関する試算に基づき設定
 (2034年度以降30年間平均の実質経済成長率は、成長型経済移行・継続ケース:1.1%、過去30年投影ケース:▲0.1%)

公的年金については、「今後の更なる少子化、高齢化の進展により給付や負担が過重なものになるのでは」という問題は平成 16(2004)年改正の財政フレームの導入により一定の解決がなされているといえる。

このことから、平成 16(2004)年改正の財政フレームにおける年金制度の課題は、
①限られた財源を世代間、世代内でどのように分配していくか、
②財源の枠組みが固定された中において、如何にして財源を確保していくか
ということとなる。

保険料水準が固定された中で財源を確保するためには、総報酬の拡大が必要である。このためには、経済成長等に伴う賃金上昇、就業者の増加や厚生年金に適用される被保険者を拡大すること等が重要な要素となり、少子高齢化が進行する中、これらが将来の年金給付の充実に寄与することとなる。

6. 給付と財源の内訳

(1) 賦課方式の年金制度における給付と財源の考え方

以下では、まず、賦課方式及び積立方式の年金制度における給付と財源の考え方について、給付を過去期間分と将来期間分に分けて、財源の対応にどのような違いがあるか解説する。その上で、現行の公的年金制度は賦課方式を基本とした財政方式であるから、積立方式の年金制度のように過去期間分の給付に見合った積立金を保有する必要はないが、参考までに財政均衡期間における給付とその財源について、それぞれの内訳を示すこととする。また、いわゆる二重の負担についても併せて解説する。

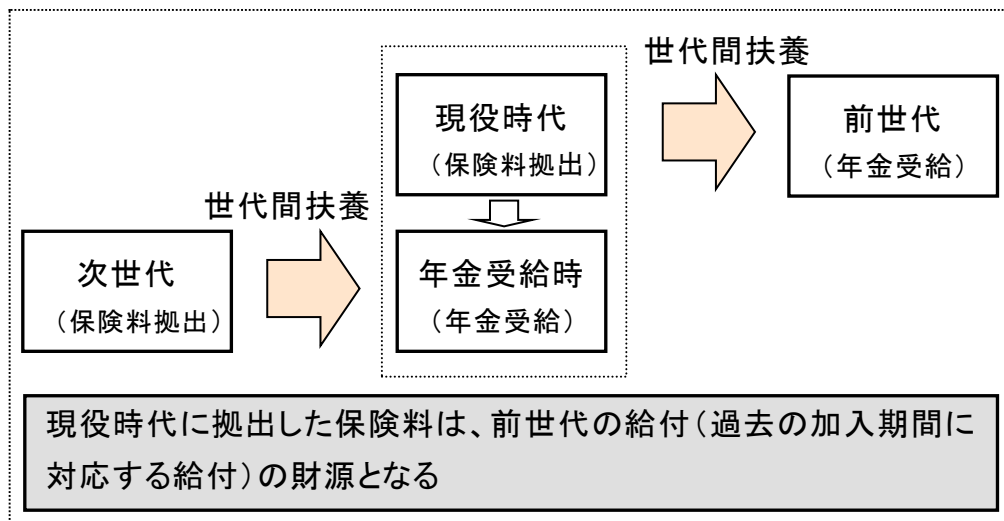
① 賦課方式の年金制度における財源確保の仕組み

賦課方式の年金制度は、受給世代の年金給付費をその時の現役世代の保険料負担で賄う世代間扶養の考え方に基づいて運営されている。したがって、現役世代の拠出した保険料はそのまま自分の将来の年金給付の原資とはならない。ここで、今後支払われる給付費を次の2つに区分して考えることとする。

- ① これまでの保険料拠出に対応する給付（過去期間分給付）
- ② 今後の保険料拠出に対応する給付（将来期間分給付）

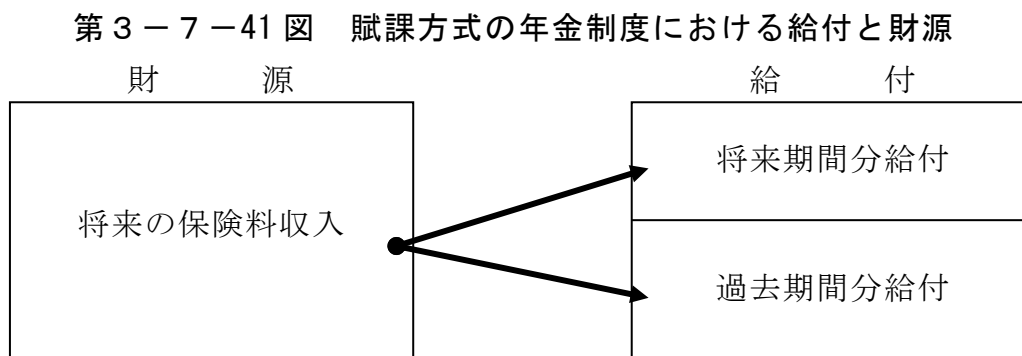
①、②のいずれも今後支払いが行われる給付費であるが、過去の加入記録に係る分を①、将来の加入記録に係る分を②として区分する。すると、賦課方式ではこれから先のどの世代についても、現役時代に負担する保険料は、前世代の給付（過去期間分給付）の財源となり、受給者となったときの年金給付費は、次世代の保険料負担で賄われる。したがって、一般に、賦課方式の年金制度においては、支払準備金的なものは別として、積立金を保有する必要がない（第3-7-40図）。

第3-7-40図 賦課方式の仕組み（概念図）



② 給付と財源の対応

今後支払われる給付を将来期間分と過去期間分に区分すると、賦課方式の年金制度においては、いずれの区分についても財源は将来の保険料収入である（第3-7-41図）。



賦課方式の年金制度において、仮に、積立方式と同じ基準で積立不足（詳しくは後述）を計算すると、過去期間分給付に対応する積立金を保有していないことから、過去期間分給付に見合う財源の全額が「積立不足」ということになってしまう。

しかし、この「積立不足」を、財源不足あるいは債務超過と認識することは誤りである。賦課方式の年金制度においては積立金を保有しないため、過去期間分給付に見合う積立金がないのは当然である。過去期間分に見合う積立金がなくても、今後の収支が均衡する見通しが立っていれば、給付に支障をきたすことはない。

もちろん、賦課方式の年金制度であっても、積立方式の考え方に基づく積立不足の額がどんなに巨額になっても良いというものではない。しかしながら、実現可能な収支計画が作成されているのであれば、機械的に算出した「積立不足」は自ずと許容範囲内に収まっているものと考えられる。

（2）積立方式の年金制度における給付と財源の考え方

① 積立方式の年金制度における財源確保の仕組み

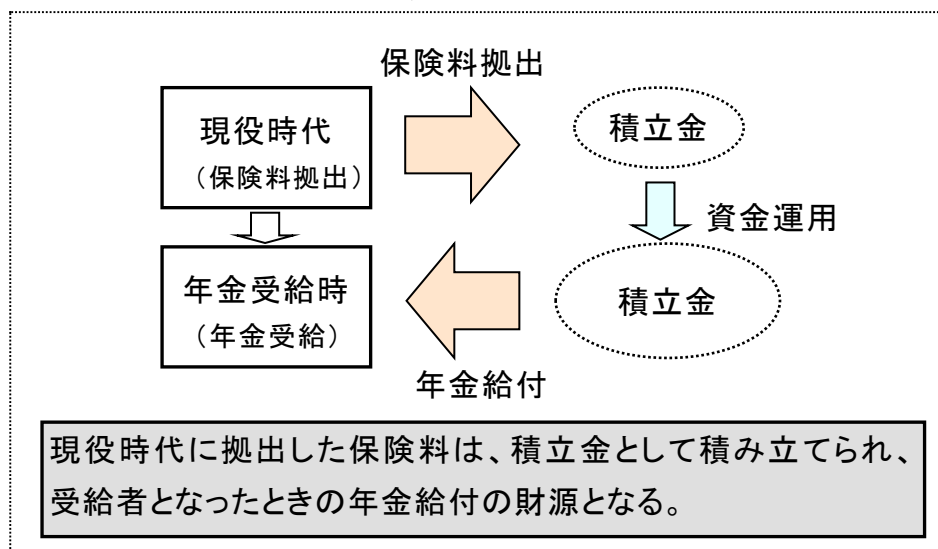
積立方式の年金制度では、基本的に将来の年金給付に必要な財源はあらかじめ拠出された保険料を積み立てることにより確保される。

通常の年金制度では、ある加入者が保険料を支払うことにより、その者は将来、保険料納付状況に見合った年金を受け取ることになるが、財政方式として積立方式を採用している場合には、基本的にその年金給付の財源が積立金として積み立てられていくことになる。

ここで、全ての加入者と年金受給者について、これまでに支払った保険料に対応する給付を考えると、積立方式の年金制度では将来におけるこれらの給付の総額に見合った積立金を基本的には保有することになる。

一方、今後、保険料を拠出することによって将来の年金給付額が増加するが、この財源は基本的に今後の保険料で積み立てられることになる（第3-7-42図）。

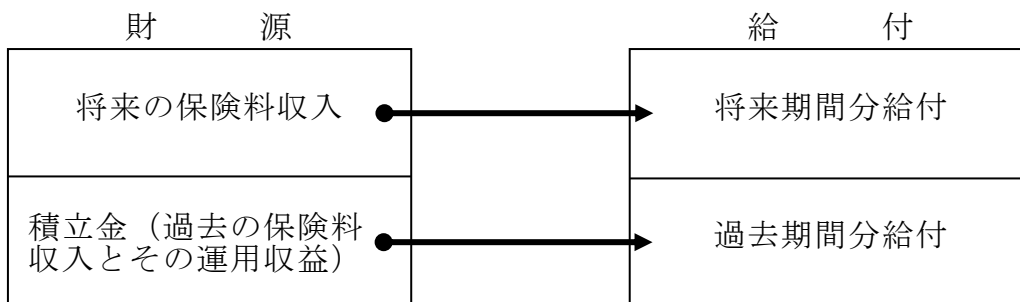
第3-7-42図 積立方式の仕組み（概念図）



② 給付と財源の対応

積立方式の年金制度においては、過去期間分給付の財源は現在保有する積立金、将来期間分給付の財源は将来の保険料ということになる（第3-7-43図）。もしも、積立方式の年金制度において、ある時点での積立金の額が過去期間分の給付に見合う額に達していなければ、その不足分は積立不足ということになる。

第3-7-43図 積立方式の年金制度における給付と財源



賦課方式の年金制度においては、過去期間分に見合う積立金がなくても、今後の収支が均衡する見通しが立っていれば、給付に支障をきたすことはない。一方、積立方式の年金制度においては、同じ給付を賦課方式で賄う場合に比べて運用収入を活用できるため保険料は低くなるが、積立金が過去期間分給付に見合った額となっていなければ、その不足額に対応する財源を何らかの形で確保しないと将来の給付に支障をきたすことになる。

なお、保有する積立金はこれまでに支払われた保険料とその運用収益が財源となっている。このように考えると、積立方式の年金制度では、過去期間分の給付の財源は過去の保険料、将来期間分の給付の財源は将来の保険料となっており、給付の計算基礎となった加入時点と、その財源となる保険料の払込時点が合致する仕組みとなっている。

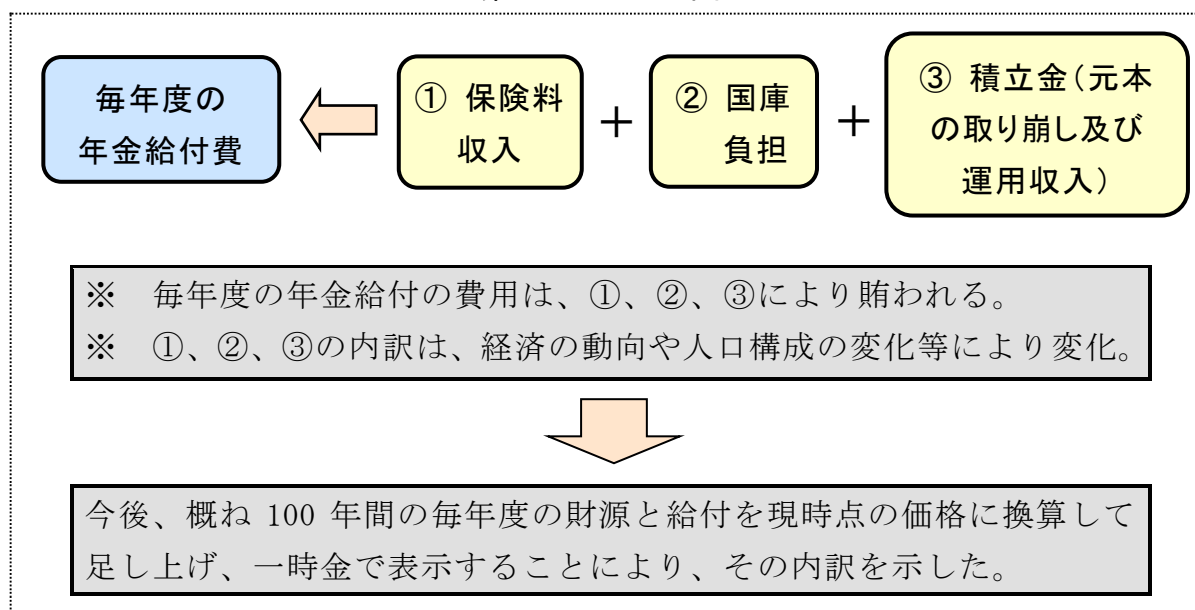
(3) 公的年金の給付と財源の内訳

現行の国民年金及び厚生年金では、賦課方式を基本とした財政方式をとっており、財政均衡期間の終了時に支払準備金程度の積立金を確保することにより、概ね100年間の年金財政の均衡を図ることとしている。したがって、これらの年金制度では、積立方式の年金制度のように過去期間分の給付に見合った積立金を保有する必要はない。

しかしながら、過去期間に係る分の給付規模が現有積立金と比べてどの程度なのかといった関心もあることなどから、参考までに以後の図表では、人口の前提を中位推計（出生中位、死亡中位、外国人の入国超過数16.4万人）、経済の前提を成長型経済移行・継続ケース及び過去30年投影ケースとした場合について、財政均衡期間における給付とその財源を一時金換算したものを示すこととする。

具体的には、公的年金の給付は、毎年度、「① 保険料収入」、「② 国庫負担」、「③ 積立金（元本の取崩し及び運用収入）」により賄われていることから、これらを、全て現時点（令和6（2024）年度）の価格に換算して一時金で表した。

第 3 - 7 - 44 図



公的年金における財源と給付の内訳の見通しを示したものが第 3 - 7 - 45 図である。成長型経済移行・継続ケースでは、団塊ジュニア世代が 65 歳となり、高齢者の増加がピークを迎える令和 22(2040)年頃まで積立金から得られる財源に依存せず、将来に備えて積立金を形成していることがわかる。その後は、積立金から得られる財源の構成割合が上昇し、最終的に 20%程度で推移する見通しとなっている。一方、過去 30 年投影ケースでは、積立金から得られる財源は令和 12(2030)年代から徐々に増え、令和 22(2040)年頃から本格的に活用が進むことが分かる。この経済前提では、将来の積立金から得られる財源の構成割合は令和 22(2040)年代に 10%程度に到達し、最終的に 25%程度で推移する見通しとなっている。

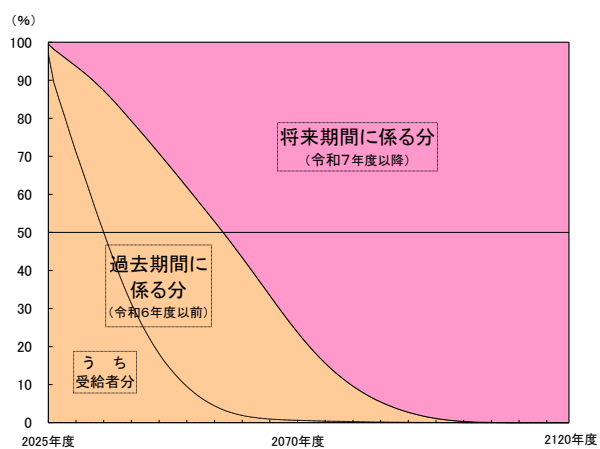
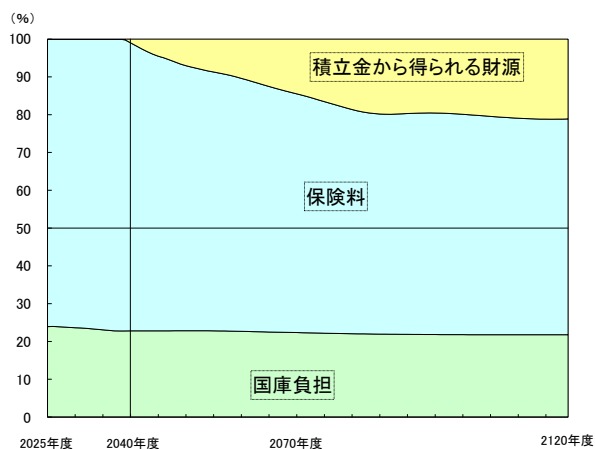
第3-7-45図 公的年金の年度別の財源と給付の内訳の見通し

—人口：中位推計 経済：成長型経済移行・継続ケース—

財 源					給 付				
年 度	計	保険料	国庫負担	積立金から 得られる財源	年 度	計	過去期間 に係る分 (2024年度以前)		将来期間 に係る分 (2025年度以降)
							うち受給者分	兆円	
西暦 令和	兆円	兆円	兆円	兆円	西暦 令和	兆円	兆円	兆円	兆円
2025 (7)	57.8 (100%)	44.0 (76%)	13.8 (24%)	-	2025 (7)	57.8 (100%)	57.5 (100%)	56.1 (97%)	0.3 (0%)
2030 (12)	64.4 (100%)	49.2 (76%)	15.2 (24%)	-	2030 (12)	64.4 (100%)	60.3 (94%)	45.8 (71%)	4.1 (6%)
2035 (17)	73.3 (100%)	56.4 (77%)	16.9 (23%)	-	2035 (17)	73.3 (100%)	64.0 (87%)	36.6 (50%)	9.3 (13%)
2040 (22)	86.9 (100%)	66.2 (76%)	19.8 (23%)	0.9 (1%)	2040 (22)	86.9 (100%)	68.9 (79%)	27.2 (31%)	18.0 (21%)
2045 (27)	101.9 (100%)	74.0 (73%)	23.3 (23%)	4.6 (5%)	2045 (27)	101.9 (100%)	72.1 (71%)	18.5 (18%)	29.8 (29%)
2050 (32)	119.0 (100%)	83.4 (70%)	27.2 (23%)	8.4 (7%)	2050 (32)	119.0 (100%)	73.7 (62%)	11.4 (10%)	45.3 (38%)
2055 (37)	138.3 (100%)	94.7 (68%)	31.6 (23%)	12.0 (9%)	2055 (37)	138.3 (100%)	73.1 (53%)	6.1 (4%)	65.2 (47%)
2060 (42)	160.7 (100%)	107.6 (67%)	36.5 (23%)	16.7 (10%)	2060 (42)	160.7 (100%)	69.8 (43%)	3.1 (2%)	90.9 (57%)
2065 (47)	187.2 (100%)	121.6 (65%)	42.1 (23%)	23.4 (13%)	2065 (47)	187.2 (100%)	62.6 (33%)	1.8 (1%)	124.6 (67%)
2070 (52)	216.3 (100%)	136.7 (63%)	48.4 (22%)	31.3 (14%)	2070 (52)	216.3 (100%)	51.4 (24%)	1.4 (1%)	165.0 (76%)
2075 (57)	249.5 (100%)	152.9 (61%)	55.4 (22%)	41.3 (17%)	2075 (57)	249.5 (100%)	39.0 (16%)	1.1 (0%)	210.5 (84%)
2080 (62)	287.8 (100%)	170.8 (59%)	63.5 (22%)	53.6 (19%)	2080 (62)	287.8 (100%)	27.6 (10%)	0.8 (0%)	260.2 (90%)
2085 (67)	329.0 (100%)	191.6 (58%)	72.2 (22%)	65.2 (20%)	2085 (67)	329.0 (100%)	18.0 (5%)	0.6 (0%)	311.1 (95%)
2090 (72)	370.1 (100%)	216.2 (58%)	81.0 (22%)	72.9 (20%)	2090 (72)	370.1 (100%)	10.1 (3%)	0.4 (0%)	359.9 (97%)
2095 (77)	416.5 (100%)	244.2 (59%)	90.9 (22%)	81.4 (20%)	2095 (77)	416.5 (100%)	4.6 (1%)	0.2 (0%)	411.9 (99%)
2100 (82)	470.4 (100%)	274.3 (58%)	102.5 (22%)	93.6 (20%)	2100 (82)	470.4 (100%)	1.5 (0%)	0.1 (0%)	468.9 (100%)
2105 (87)	530.9 (100%)	306.7 (58%)	115.7 (22%)	108.5 (20%)	2105 (87)	530.9 (100%)	0.3 (0%)	0.0 (0%)	530.6 (100%)
2110 (92)	598.1 (100%)	342.6 (57%)	130.3 (22%)	125.2 (21%)	2110 (92)	598.1 (100%)	0.0 (0%)	0.0 (0%)	598.1 (100%)
2115 (97)	672.4 (100%)	383.5 (57%)	146.5 (22%)	142.4 (21%)	2115 (97)	672.4 (100%)	0.0 (0%)	0.0 (0%)	672.4 (100%)
2120 (102)	753.9 (100%)	430.6 (57%)	164.3 (22%)	158.9 (21%)	2120 (102)	753.9 (100%)	0.0 (0%)	0.0 (0%)	753.9 (100%)

※ ()は構成割合である。

※ ()は構成割合である。



—人口：中位推計 経済：過去30年投影ケース—

財 源

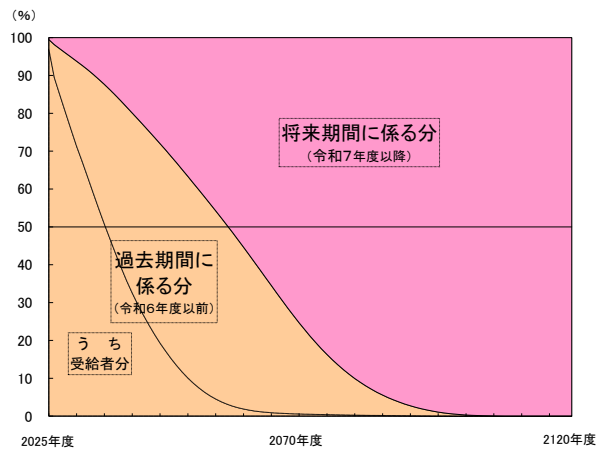
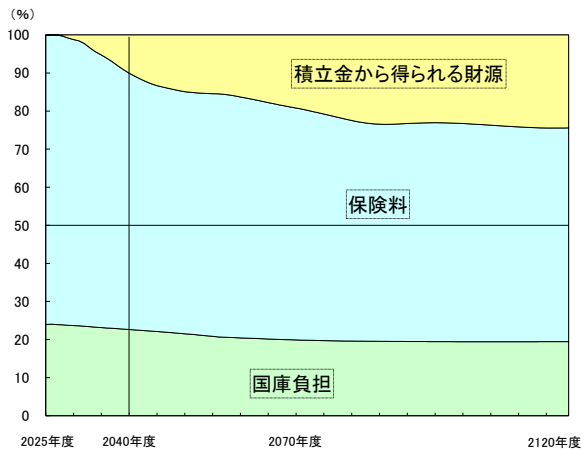
年 度	計	財 源		
		保険料	国庫負担	積立金から得られる財源
西暦 令和	兆円	兆円	兆円	兆円
2025 (7)	57.7 (100%)	43.9 (76%)	13.8 (24%)	0.0 (0%)
2030 (12)	61.1 (100%)	45.9 (75%)	14.5 (24%)	0.7 (1%)
2035 (17)	64.9 (100%)	46.4 (72%)	15.0 (23%)	3.4 (5%)
2040 (22)	70.1 (100%)	47.2 (67%)	15.9 (23%)	7.0 (10%)
2045 (27)	73.3 (100%)	47.3 (65%)	16.2 (22%)	9.8 (13%)
2050 (32)	75.2 (100%)	47.8 (64%)	16.2 (22%)	11.2 (15%)
2055 (37)	76.4 (100%)	48.7 (64%)	15.9 (21%)	11.8 (15%)
2060 (42)	78.4 (100%)	49.6 (63%)	16.0 (20%)	12.8 (16%)
2065 (47)	81.0 (100%)	50.3 (62%)	16.3 (20%)	14.4 (18%)
2070 (52)	83.3 (100%)	50.7 (61%)	16.6 (20%)	16.0 (19%)
2075 (57)	85.5 (100%)	50.9 (60%)	16.9 (20%)	17.8 (21%)
2080 (62)	88.0 (100%)	51.0 (58%)	17.2 (20%)	19.8 (22%)
2085 (67)	90.0 (100%)	51.3 (57%)	17.6 (20%)	21.1 (23%)
2090 (72)	90.8 (100%)	52.0 (57%)	17.7 (19%)	21.1 (23%)
2095 (77)	91.5 (100%)	52.6 (58%)	17.8 (19%)	21.1 (23%)
2100 (82)	92.5 (100%)	53.0 (57%)	18.0 (19%)	21.5 (23%)
2105 (87)	93.5 (100%)	53.2 (57%)	18.2 (19%)	22.2 (24%)
2110 (92)	94.5 (100%)	53.3 (56%)	18.4 (19%)	22.8 (24%)
2115 (97)	95.3 (100%)	53.5 (56%)	18.5 (19%)	23.3 (24%)
2120 (102)	96.0 (100%)	53.9 (56%)	18.7 (19%)	23.4 (24%)

※ ()は構成割合である。

給 付

年 度	計	過去期間に係る分 (2024年度以前)		将来期間に係る分 (2025年度以降)
		兆円	兆円	兆円
西暦 令和	兆円	兆円	兆円	兆円
2025 (7)	57.7 (100%)	57.4 (100%)	56.0 (97%)	0.3 (0%)
2030 (12)	61.1 (100%)	57.3 (94%)	43.6 (71%)	3.8 (6%)
2035 (17)	64.9 (100%)	56.8 (88%)	32.9 (51%)	8.0 (12%)
2040 (22)	70.1 (100%)	56.1 (80%)	22.8 (33%)	14.0 (20%)
2045 (27)	73.3 (100%)	52.7 (72%)	14.2 (19%)	20.5 (28%)
2050 (32)	75.2 (100%)	47.6 (63%)	7.6 (10%)	27.6 (37%)
2055 (37)	76.4 (100%)	41.4 (54%)	3.5 (5%)	35.0 (46%)
2060 (42)	78.4 (100%)	35.0 (45%)	1.5 (2%)	43.4 (55%)
2065 (47)	81.0 (100%)	28.0 (35%)	0.7 (1%)	53.1 (65%)
2070 (52)	83.3 (100%)	20.5 (25%)	0.5 (1%)	62.7 (75%)
2075 (57)	85.5 (100%)	13.9 (16%)	0.3 (0%)	71.6 (84%)
2080 (62)	88.0 (100%)	8.8 (10%)	0.2 (0%)	79.2 (90%)
2085 (67)	90.0 (100%)	5.0 (6%)	0.2 (0%)	85.0 (94%)
2090 (72)	90.8 (100%)	2.5 (3%)	0.1 (0%)	88.3 (97%)
2095 (77)	91.5 (100%)	1.0 (1%)	0.0 (0%)	90.5 (99%)
2100 (82)	92.5 (100%)	0.3 (0%)	0.0 (0%)	92.2 (100%)
2105 (87)	93.5 (100%)	0.0 (0%)	0.0 (0%)	93.5 (100%)
2110 (92)	94.5 (100%)	0.0 (0%)	0.0 (0%)	94.5 (100%)
2115 (97)	95.3 (100%)	0.0 (0%)	0.0 (0%)	95.3 (100%)
2120 (102)	96.0 (100%)	0.0 (0%)	0.0 (0%)	96.0 (100%)

※ ()は構成割合である。



(将来の金額の現時点への換算方法について)

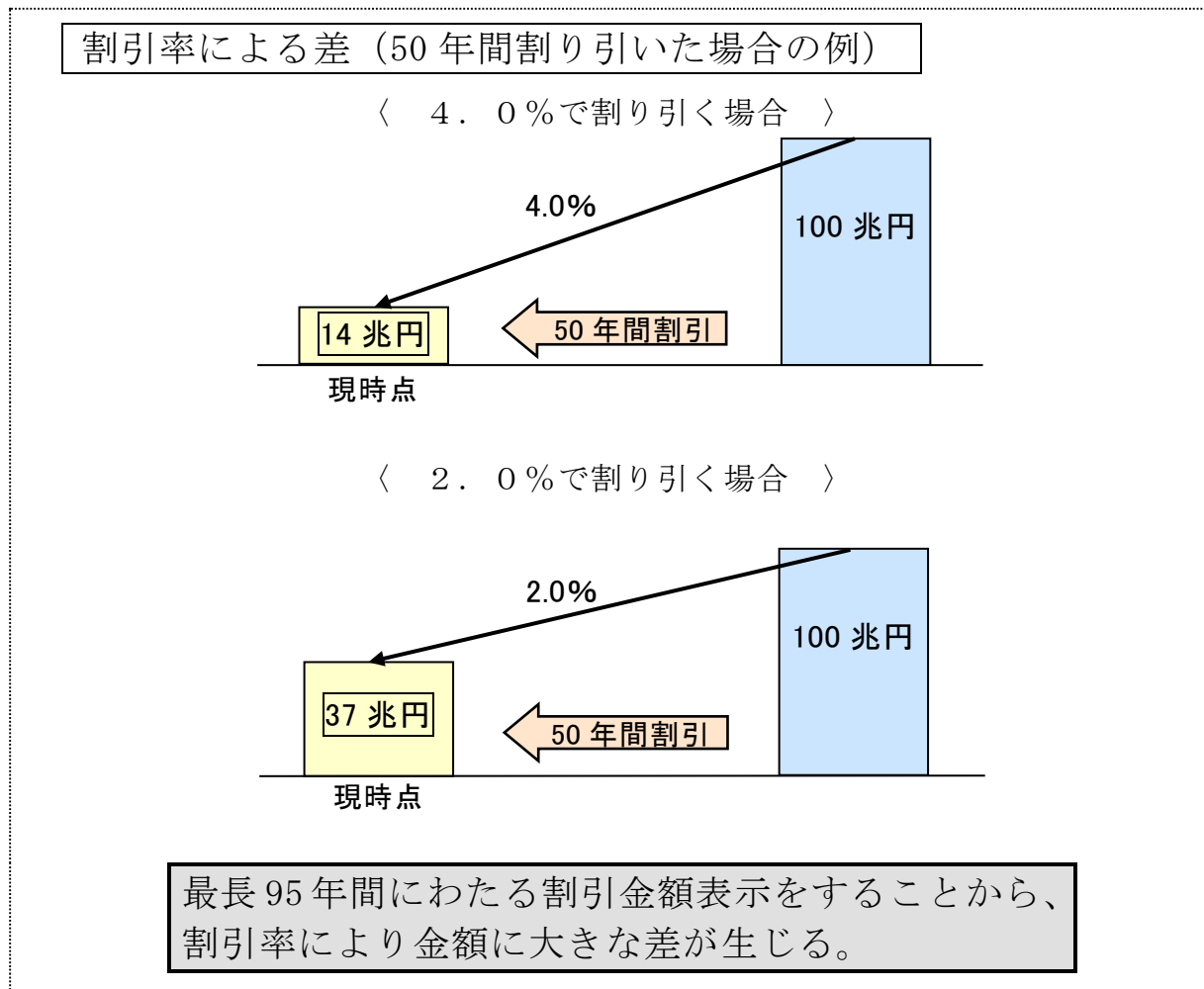
積立方式の企業年金等における責任準備金(現時点で保有すべき積立金)は、今後の積立金の運用収入を考慮しつつ、将来の支出を賄うために現時点に必要な積立金の額を計算することで算出されるため、積立方式の年金制度と比較を行う上では、運用利回りで換算することが適当である。

一方で、将来の年金給付や保険料負担等の規模の把握という観点からは、賃金上昇率で換算する方法が適切である。

以下の図ではこの2通りの方法で示している。

運用利回りで換算した数値は、現時点の積立金と比較してどれだけの大きさに相当するかを示したものと考えることができ、賃金上昇率で換算した数値は、経済規模と比較してどれだけの大きさに相当するかを示したものと考えることができる。

第3-7-46図



第3-7-47 図及び第3-7-48 図において、厚生年金及び国民年金におけるいわゆる二重の負担の額を示している。仮に、これから厚生年金及び国民年金を積立方式で運営するとした場合、現役世代は将来期間分の給付に対応する積立保険料を負担すると同時に、過去期間に係る給付のうち現有積立金や国庫負担で賄われていない分についても負担をする必要が生じるが、これがいわゆる二重の負担というものである。

二重の負担の額を計算するにあたっては、積立方式で運営していくことから、将来の給付を現時点の価格へ換算する率には運用利回りを用いて計算することが適当である。

今回の財源と給付の内訳による試算結果から、例えば、過去30年投影ケースの場合で二重の負担の額を機械的に計算すると、図中で示しているとおり、

いわゆる二重の負担の額（公的年金計 650 兆円）

＝ 過去期間に係る給付（公的年金計 1,280 兆円）

－ 過去期間に係る国庫負担（公的年金計 320 兆円）

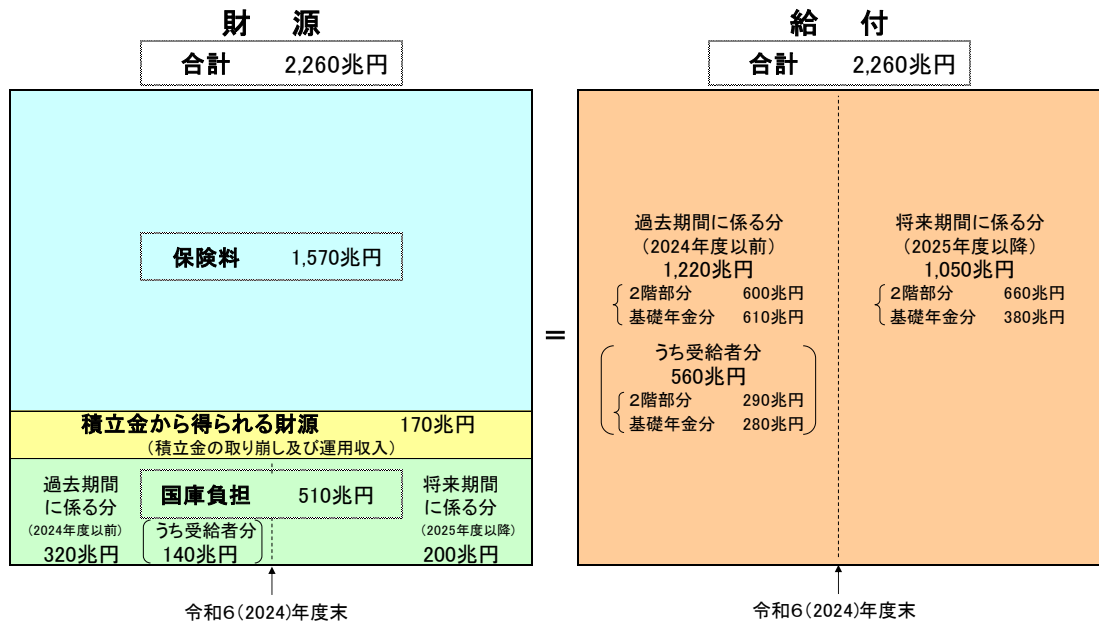
－ 積立金から得られる財源（公的年金計 300 兆円）

となる。仮に厚生年金及び国民年金を積立方式に移行しようとする、このおよそ 650 兆円規模にも及ぶ二重の負担を、保険料負担や税負担など何らかの形で負担することが必要となる。したがって、この二重の負担を今後の現役世代が負担するのであれば、現行の財政方式から積立方式へ移行したとしても、世代間格差の解消にはつながらないこととなる。

また、成長型経済移行・継続ケースの場合も二重の負担について同様に計算すると、公的年金計 600 兆円となっている。この成長型経済移行・継続ケースでは、報酬比例部分について積立金を全て活用しなくても足下の給付水準を維持することが可能であり、財政均衡期間最終年度である令和 102(2120)年度において約 130 兆円（令和 6(2024)年度価格）の積立金が残るが、この積立金を活用してもなお 600 兆円規模にも及ぶ二重の負担があり、保険料負担や税負担など何らかの形で負担する必要があることには変わらない。

第3-7-47図 公的年金の財源と給付の内訳（運用利回りによる換算）

—人口：中位推計 経済：成長型経済移行・継続ケース—



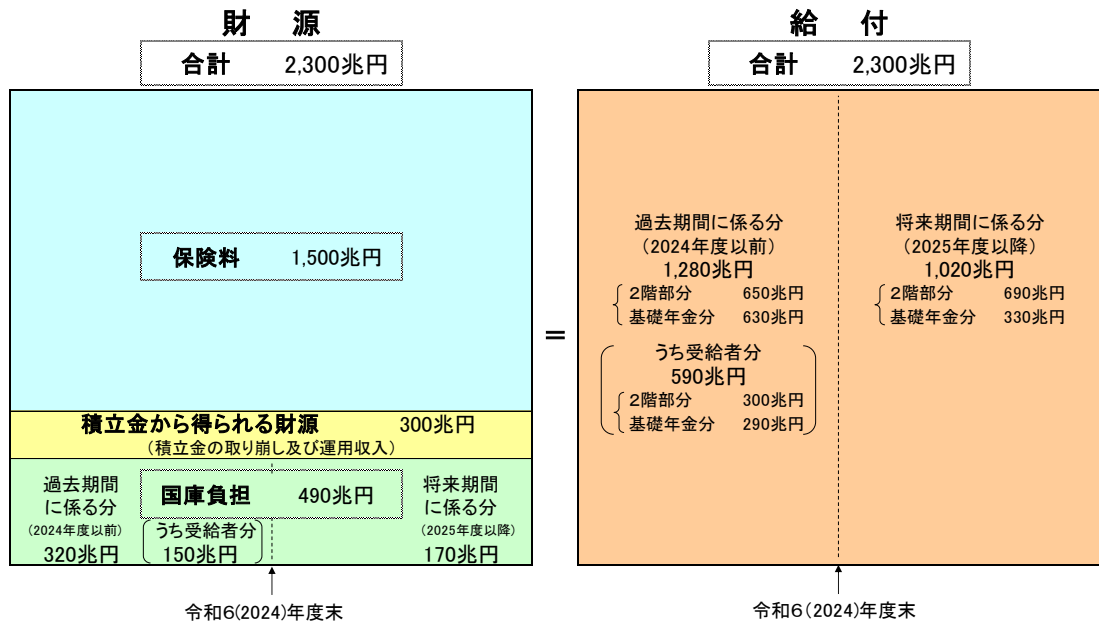
※ いわゆる二重の負担の額 = 過去期間に係る給付 (1,220兆円) - 過去期間に係る国庫負担 (320兆円) - 積立金から得られる財源 (300兆円) = 600兆円

長期的な経済前提(成長型経済移行・継続ケース)
 物価上昇率 2.0%
 賃金上昇率(実質対物価) 1.5%
 運用利回り(スプレッド対賃金) 1.7%

注1: 成長型経済移行・継続ケースでは、報酬比例部分について積立金を全て活用しなくても足下の給付水準を維持することが可能であり、財政均衡期間最終年度(2120年度)において約130兆円(2024年度価格)の積立金を残している
 注2: いわゆる二重の負担の額は、財政均衡期間最終年度(2120年度)において残った積立金130兆円(2024年度価格)も活用する前提で計算している

<厚生年金、国民年金別>				単位:兆円	
厚生年金		国民年金			
財源 (合計 2,140)	給付 (合計 2,140)	財源 (合計 120)	給付 (合計 120)		
保険料 1,540	過去期間分 1,140	保険料 30	過去期間分 70	将来期間分 50	
積立金 160	2階部分 600	積立金 10	[受給者分 40]		
国庫負担 440	基礎年金 540	国庫負担 70			
過去期間分 270 (受給者分)	将来期間分 170	過去期間分 40 (受給者分)	将来期間分 30		
	受給者分 530				
	2階部分 280				
	基礎年金 240				

—人口：中位推計 経済：過去30年投影ケース—



※ いわゆる二重の負担の額 = 過去期間に係る給付 (1,280兆円) - 過去期間に係る国庫負担 (320兆円) - 積立金から得られる財源 (300兆円) = 660兆円

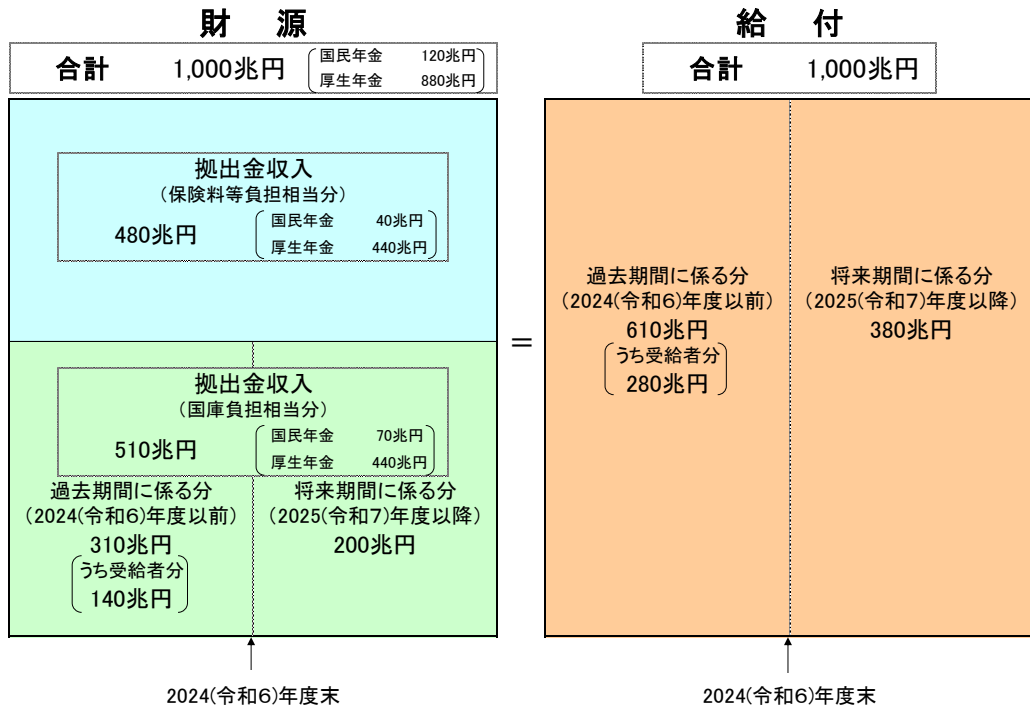
長期的な経済前提(過去30年投影ケース)
 物価上昇率 0.8%
 賃金上昇率(実質対物価) 0.5%
 運用利回り(スプレッド対賃金) 1.7%

<厚生年金、国民年金別> 単位:兆円

厚生年金				国民年金			
財源 (合計 2,170)		給付 (合計 2,170)		財源 (合計 130)		給付 (合計 130)	
保険料 1,470	積立金 290	過去期間分 1,190	将来期間分 970	保険料 40	積立金 10	過去期間分 80 (受給者分 40)	将来期間分 50
国庫負担 420	過去期間分 270 (受給者分 130)	将来期間分 140	2階部分 690	国庫負担 80	過去期間分 50 (受給者分 20)		
		2階部分 650	基礎年金 550				
		基礎年金 250	2階部分 300				
		受給者分 550	基礎年金 290				

第3-7-48図 基礎年金の財源と給付の内訳（運用利回りによる換算）

—人口：中位推計 経済：成長型経済移行・継続ケース—



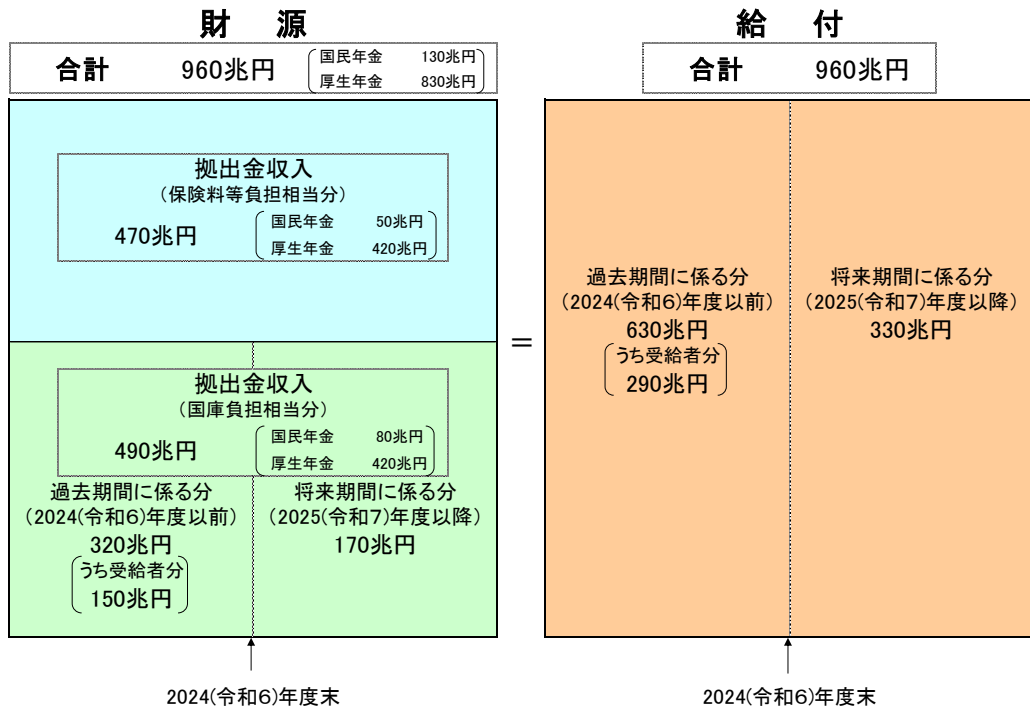
(注) 長期的な経済前提は次の通り。

物価上昇率 2.0%

賃金上昇率 (実質<対物価>) 1.5%

運用利回り (ｽﾌﾟﾚｯﾄﾞ<対賃金>) 1.7%

—人口：中位推計 経済：過去30年投影ケース—



(注) 長期的な経済前提は次の通り。

物価上昇率 0.8%

賃金上昇率 (実質<対物価>) 0.5%

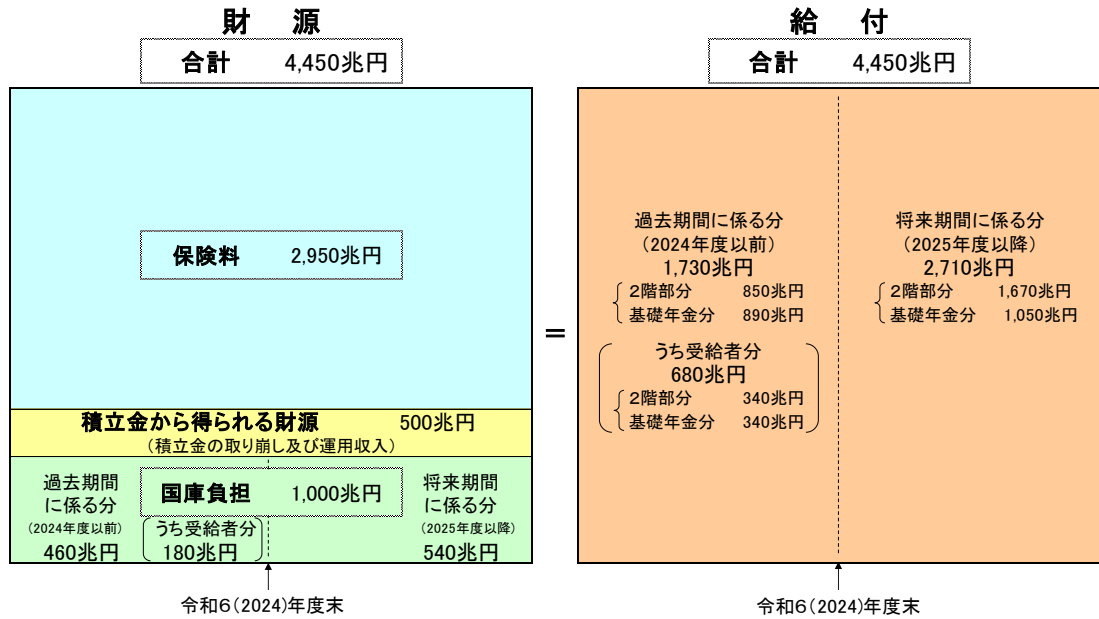
運用利回り (ｽﾌﾟﾚｯﾄﾞ<対賃金>) 1.7%

次に、賃金上昇率で換算した結果を見ると、保険料収入については公的年金計で、成長型経済移行・継続ケースと比較して過去 30 年投影ケースでは少なくなっており、内訳として厚生年金の保険料収入に違いが生じている。これは、保険料収入は賃金上昇率と被保険者数に連動していることから、賃金上昇率で換算すると、被保険者数の規模に応じた結果となる。労働参加が進む成長型経済移行・継続ケースと、労働参加が一定程度進む過去 30 年投影ケースを比べると、厚生年金の被保険者数は前者の方が大きいため、このような結果となっている。

さらに、公的年金計の給付をみると、過去 30 年投影ケースよりも成長型経済移行・継続ケースの方が大きく、この差は基礎年金の給付額の違いから生じている。これは、過去 30 年投影ケースよりも、成長型経済移行・継続ケースの方が基礎年金のマクロ経済スライド調整が早く終了し、基礎年金の給付水準が高くなるためである。

第3-7-49図 公的年金の財源と給付の内訳（賃金上昇率による換算）

—人口：中位推計 経済：成長型経済移行・継続ケース—



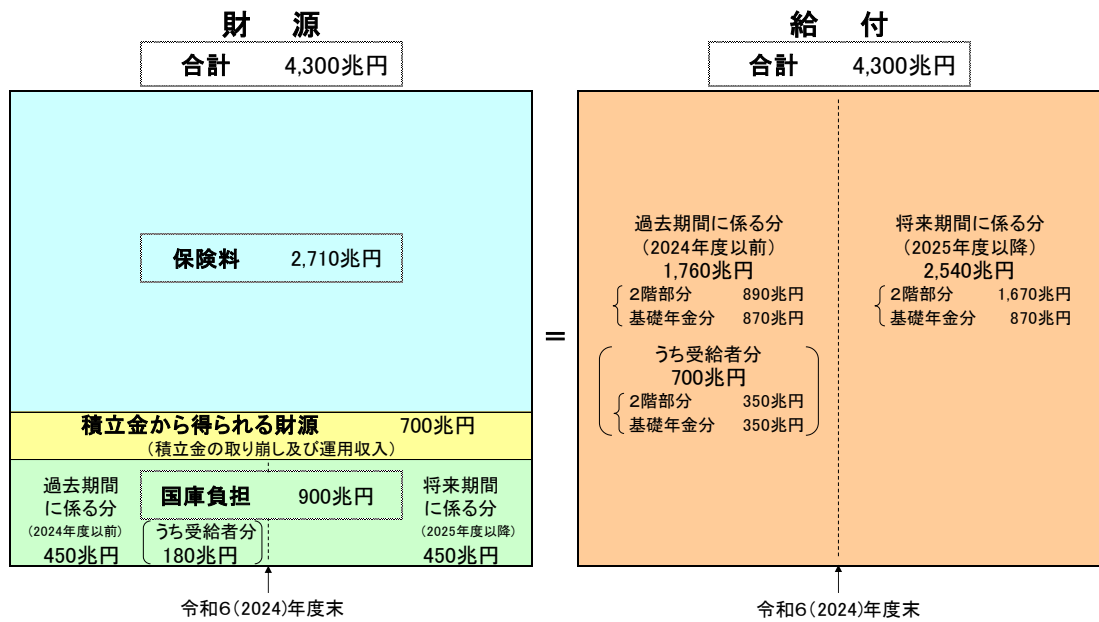
長期的な経済前提(成長型経済移行・継続ケース)
 物価上昇率 2.0%
 賃金上昇率(実質対物価) 1.5%
 運用利回り(スプレッド対賃金) 1.7%

<厚生年金、国民年金別>

単位:兆円

厚生年金				国民年金			
財源(合計 4,220)		給付(合計 4,220)		財源(合計 230)		給付(合計 230)	
保険料 2,890	積立金 470	過去期間分 1,630	将来期間分 2,590	保険料 60	積立金 30	過去期間分 100	将来期間分 130
国庫負担 860		2階部分 840	基礎年金 790	国庫負担 140		(受給者分 40)	
過去期間分 390 (受給者分 150)	将来期間分 460	受給者分 640	2階部分 1,660	過去期間分 60 (受給者分 30)	将来期間 80		
		2階部分 340	基礎年金 920				
		基礎年金 300					

—人口：中位推計 経済：過去30年投影ケース—



長期的な経済前提(過去30年投影ケース)
物価上昇率 0.8%
賃金上昇率(実質対物価) 0.5%
運用利回り(スプレッド対賃金) 1.7%

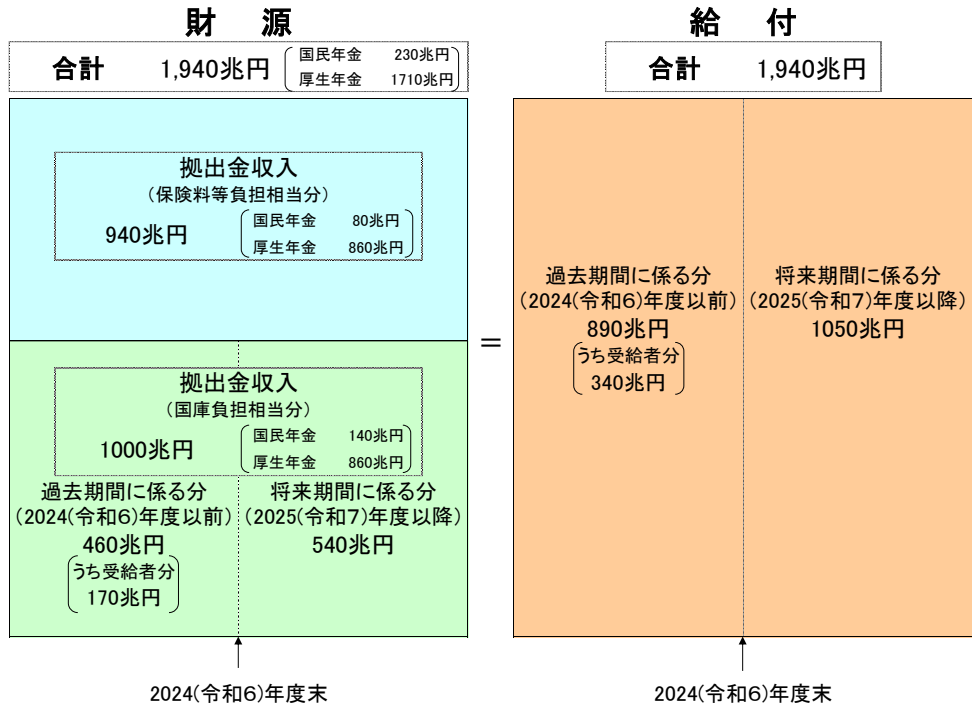
<厚生年金、国民年金別>

単位:兆円

厚生年金				国民年金			
財源(合計 4,060)		給付(合計 4,060)		財源(合計 240)		給付(合計 240)	
保険料 2,640	積立金 670	過去期間分 1,640	将来期間分 2,420	保険料 70	積立金 30	過去期間分 110	将来期間分 120
国庫負担 760		2階部分 890	基礎年金 750	国庫負担 140		(受給者分 50)	
過去期間分 380 (受給者分 150)	将来期間分 380	受給者分 650	基礎年金 750	過去期間分 70 (受給者分 30)	将来期間 80		
		2階部分 350					
		基礎年金 300					

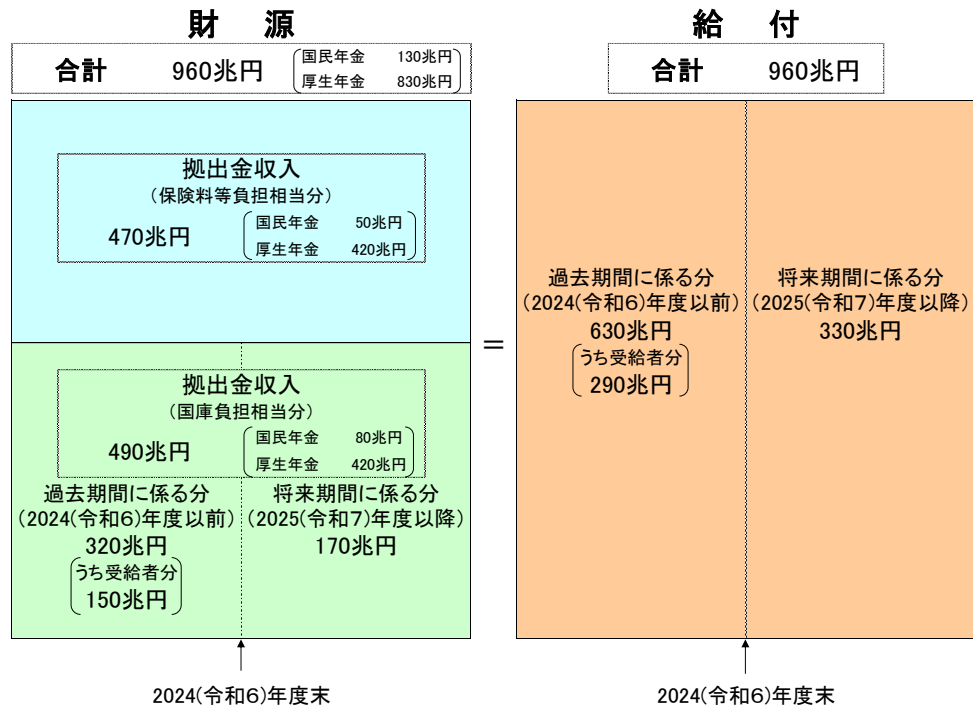
第3-7-50図 基礎年金の財源と給付の内訳（賃金上昇率による換算）

—人口：中位推計 経済：成長型経済移行・継続ケース—



(注) 長期的な経済前提は次の通り。
 物価上昇率 2.0%
 賃金上昇率 (実質<対物価>) 1.5%
 運用利回り (スプレッド<対賃金>) 1.7%

—人口：中位推計 経済：過去30年投影ケース—



(注) 長期的な経済前提は次の通り。
 物価上昇率 0.8%
 賃金上昇率 (実質<対物価>) 0.5%
 運用利回り (スプレッド<対賃金>) 1.7%

7. 被用者年金一元化に伴う共済組合等の拠出金及び交付金の見通し

我が国の公的年金制度は、国民年金、厚生年金及び複数の共済年金に分立し制度運営がなされてきた。しかし、産業構造、就業構造の変化により、一部の制度で被保険者数（組合員数）が大きく減少するなど、1970年代後半には、安定した制度運営を行っていくことが困難と思われる制度が出てきたことから、公的年金制度の一元化が課題とされるようになった。昭和59(1984)年度には国家公務員共済組合と三公社共済組合との間での財政調整措置が導入され、昭和61(1986)年度には全国民一律の基礎年金制度が導入された。また、平成2(1990)年度には全被用者年金制度による制度間調整措置が導入された。

このような経過を経て、平成8(1996)年3月に政府は公的年金制度の長期的安定と公平を図るため、「公的年金制度の再編成の推進について」を閣議決定した。そのなかで、再編成の第一段階として既に民営化・株式会社化しており成熟化が最も進行している日本鉄道共済組合、日本たばこ産業共済組合及び日本電信電話共済組合については、平成9(1997)年度に厚生年金に統合することとされた。その際、統合前の期間に係る給付費については費用負担の平準化を図りつつ、被用者年金制度全体で支え合う措置を講ずることとされた。この閣議決定を受け、三公社共済組合は平成9(1997)年4月に厚生年金に統合され、その給付費の一部に充当するため被用者年金制度全体による支援措置が設けられた。

その後、平成14(2002)年4月に農林漁業団体職員共済組合が厚生年金に統合され、平成24(2012)年の社会保障・税一体改革において、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が成立し、平成27(2015)年10月に残存していた三共済（国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済制度）が厚生年金へ統合されることとなった。

被用者年金一元化により、共済年金と厚生年金の制度的な差異については基本的に厚生年金にそろえて解消し、共済年金の1・2階部分の保険料率を引上げ、厚生年金の保険料率（18.3%）に統一することとなった。なお、この被用者年金一元化に伴い旧三公社共済組合の給付費の一部に充当するための制度は廃止されることとなった。

以下、この節では国家公務員共済組合を国共済、地方公務員共済組合を地共済、私立学校教職員共済制度を私学共済、一元化前の厚生年金のことは旧厚生年金と記述する。

(1) 被用者年金一元化の仕組み

① 被用者年金一元化後の財源構造

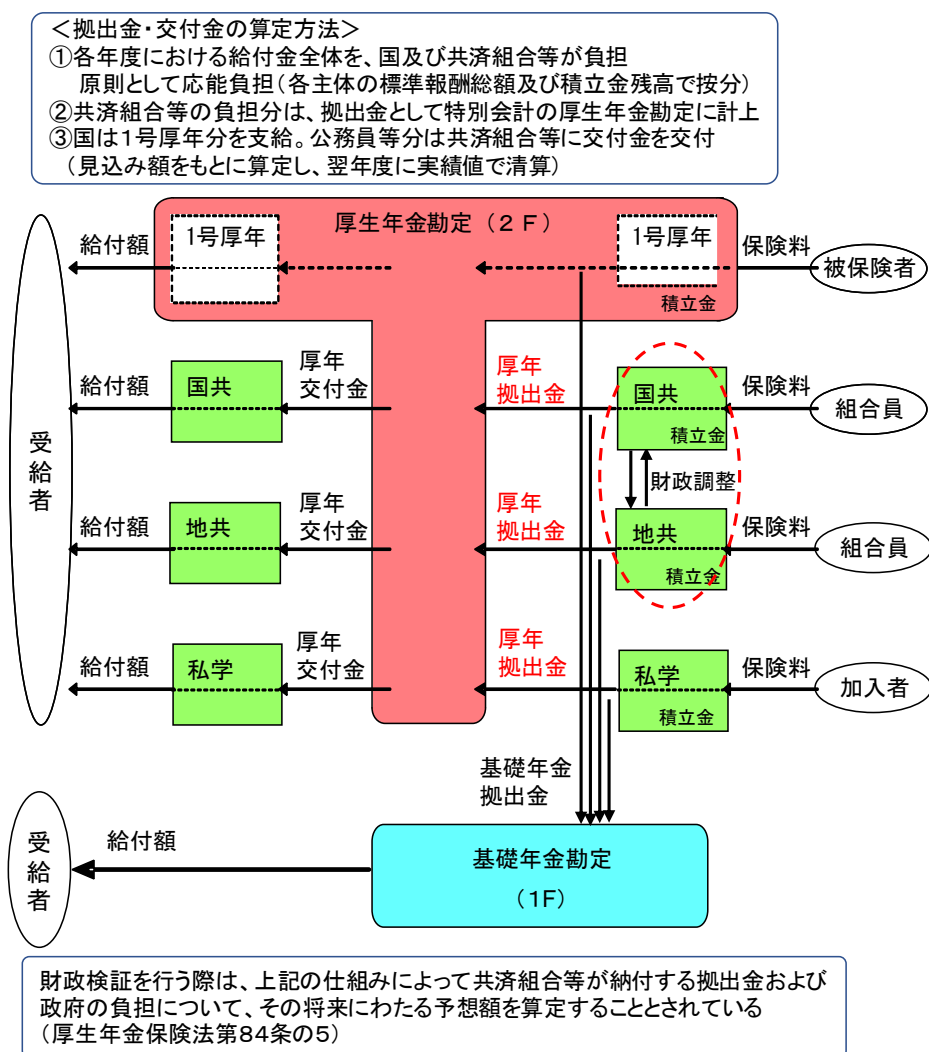
被用者年金一元化では、共済組合や私学事業団を実施機関と位置づけ、引き続き事務組織として活用し、積立金の管理・運用についても保険料の徴収から年金給付に至る年金事務の一部であることから、各実施機関を管理運用主体として活用することとなっている。一方、一元化前の共済年金の積立金については1・2階部分と3階部分の区別がないが、被用者年金一元化に際して、共済年金の積立金のうち1・2階部分の給付のみである厚生年金の水準に見合った額を、被用者年金一元化後の厚生年金の積立金（＝共通財源）として仕分けることとした。

また、被用者年金一元化後の厚生年金は、1・2階部分の保険料率及び給付を統一した上で、1・2階部分の保険料収入及び積立金を被用者全体の共通財源とした財政運営を行い、

- ・ 共済組合等が徴収した厚生年金保険料及び管理運用する1・2階積立金や標準報酬などの負担能力に応じて、共済組合等は年金特別会計の厚生年金勘定に拠出金を納付し、
- ・ 共済組合等が行う厚生年金の保険給付に要する費用等は同勘定から共済組合等に交付金として交付される

仕組みとなっている（第3-7-51図）。

第3-7-51 図 被用者年金一元化後の財源構造



② 実施機関からの拠出金の算出方法について

各実施機関から厚生年金勘定への拠出金については、徴収した厚生年金保険料及び管理運用する1・2階積立金に応じて納付することを基本としている。これに加え、激変緩和措置として、当分の間、支出費（国庫・公経済負担を除いた1・2階の給付費）按分も取り入れることとしている。そのため、令和6（2024）年財政検証においては当該激変緩和措置の対象期間を全実施機関が同じ保険料率に統合されるまでの間（令和8（2026）年度までの間）としている。

具体的には、各実施機関1・2階の給付費のうち、国庫・公経済負担を除いたものの合計額が拠出金算定対象額となり、その拠出金算定対象額を保険料財源比率と（1－保険料財源比率）で分け、それぞれを各実施機関の標準報酬総額及び積立金残高の相対比で分担して負担することとなっている。保険料財源比率とは、一定期間の支出に占める保険料財源分の割合であり、財

政検証ごとに見直すこととなっている。

- ・標準報酬按分

厚生年金の標準報酬総額に対する実施機関ごとの標準報酬総額に応じた率に保険料財源比率を乗じたもの（標準報酬按分率）によって按分する。

- ・積立金按分

厚生年金の積立金に対する実施機関ごとの1・2階相当積立金に応じた率に（1－保険料財源比率）を乗じたもの（積立金按分率）によって按分する。

ただし、激変緩和措置として当分の間は以下の分担とすることになる（第3－7－52図）。

- ・標準報酬按分

厚生年金の標準報酬総額に対する実施機関ごとの標準報酬総額に応じた率に保険料財源比率を乗じたものに50/100を乗じて得た率（標準報酬按分率）によって按分する。

- ・積立金按分

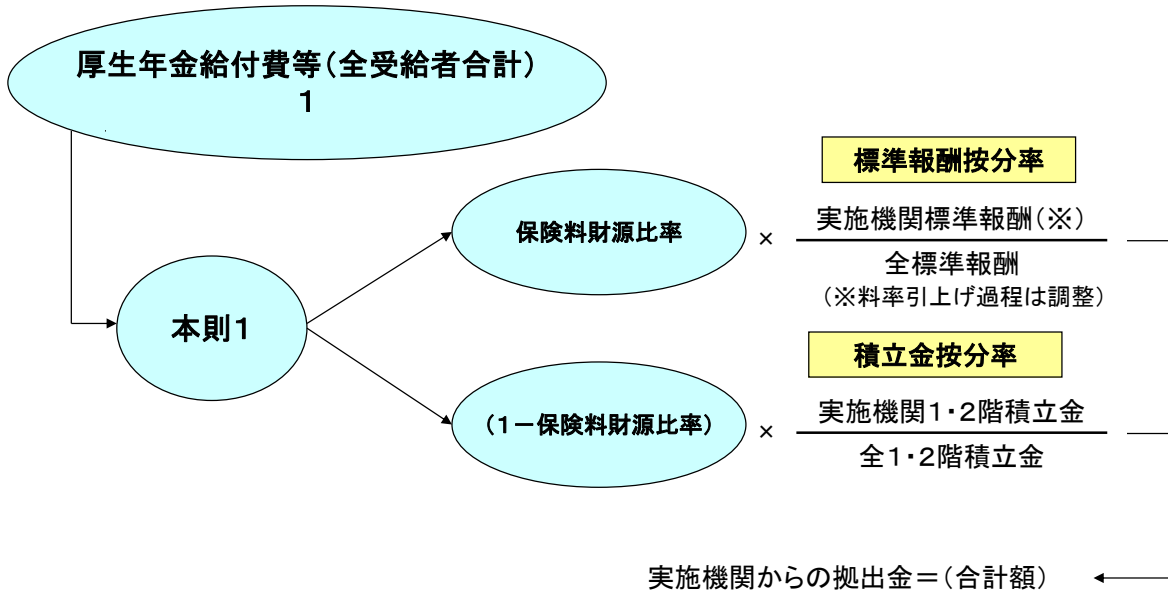
厚生年金の積立金に対する実施機関ごとの1・2階相当積立金に応じた率に（1－保険料財源比率）を乗じたものに50/100を乗じて得た率（積立金按分率）によって按分する。

- ・支出費按分

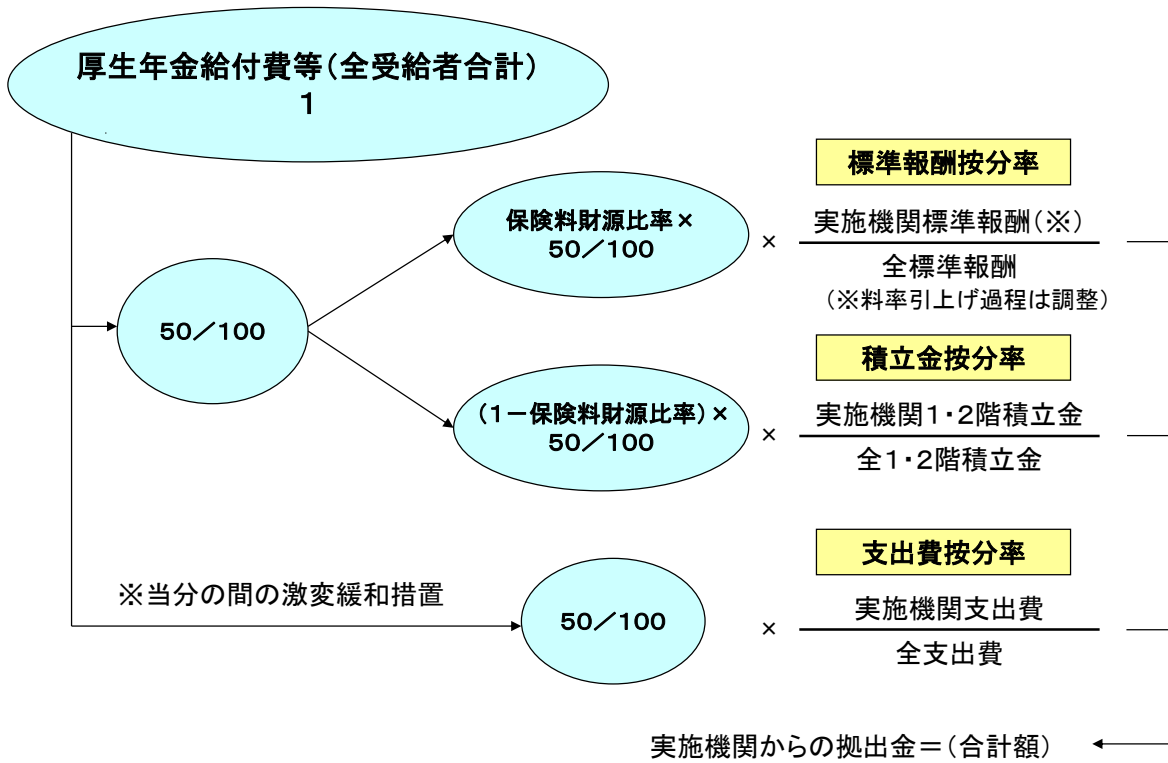
厚生年金の給付費（共済年金の2階部分を含む）に基礎年金拠出金（国庫・公経済負担除く）を加えたものに対する実施機関ごとの支出費に応じた率に50/100を乗じて得た率（支出費按分率）によって按分する。

第3-7-52図 被用者年金一元化後の拠出金計算のイメージ

【全実施期間が同じ保険料率に統合後】



【全実施期間が同じ保険料率に統合されるまでの間(令和8(2026)年度までの間)】



③ 厚生年金給付費の実績と精算

各実施機関から厚生年金勘定への拠出金及び同勘定からの交付金については、いったん概算で納付及び交付が行われ、その後厚生年金給付費や標準報酬按分率等の実績が明らかになってから、概算額との差額について精算されることとなる。

(2) 今回の財政検証結果

① 厚生年金拠出金・交付金の見通し

各実施機関の厚生年金拠出金の見通しについては、厚生年金法 84 条の 5 第 3 項において、財政検証が作成される時は厚生年金拠出金の将来の予想額を算定するものと規定されている。今回の財政検証においても厚生年金拠出金・交付金の見通しを作成している（第 3-7-53 表）。

第 3-7-53 表 厚生年金拠出金・交付金の見通し

—人口：中位推計 経済：高成長実現ケース—

年度	厚生年金拠出金				厚生年金交付金			
	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済
西暦	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2024	25.1	1.1	3.2	0.4	24.8	1.1	3.5	0.3
2025	25.7	1.1	3.2	0.4	25.4	1.1	3.6	0.3
2026	26.1	1.1	3.3	0.4	25.7	1.1	3.6	0.3
2027	27.1	1.1	2.9	0.5	26.4	1.2	3.7	0.4
2028	27.9	1.1	3.0	0.5	27.0	1.2	3.8	0.4
2029	28.7	1.1	3.0	0.6	27.9	1.2	3.9	0.4
2030	29.6	1.1	3.1	0.6	28.7	1.3	4.0	0.4
2035	34.8	1.3	3.6	0.6	33.8	1.4	4.5	0.5
2040	42.2	1.5	4.3	0.7	41.5	1.7	5.0	0.6
2045	50.9	1.9	5.4	0.9	50.7	2.0	5.6	0.8
2050	61.0	2.3	6.6	1.1	61.5	2.3	6.2	1.0
2055	73.2	2.8	8.0	1.3	74.1	2.7	7.2	1.3
2060	88.0	3.3	9.5	1.6	89.1	3.2	8.5	1.6
2065	105.8	4.0	11.4	1.9	107.3	3.8	10.2	1.9
2070	126.4	4.8	13.7	2.2	128.1	4.5	12.2	2.3
2075	150.3	5.7	16.4	2.6	152.4	5.3	14.7	2.7
2080	178.4	6.8	19.7	3.1	181.1	6.3	17.5	3.1
2085	209.5	8.1	23.3	3.7	212.8	7.5	20.7	3.6
2090	242.2	9.3	27.0	4.3	245.4	8.8	24.3	4.2
2095	280.3	10.7	31.0	4.9	283.4	10.3	28.3	4.8
2100	325.1	12.4	35.9	5.6	328.4	12.1	33.0	5.6
2105	376.1	14.4	41.6	6.5	379.9	14.0	38.2	6.4
2110	433.8	16.6	48.2	7.5	438.3	16.2	44.3	7.3
2115	499.4	19.2	55.8	8.7	504.6	18.8	51.3	8.4
2120	573.8	22.0	64.1	10.0	579.4	21.7	59.3	9.7

－人口：中位推計 経済：成長型経済移行・継続ケース－

年度	厚生年金拠出金				厚生年金交付金			
	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済
西暦	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2024	25.1	1.1	3.2	0.4	24.8	1.1	3.5	0.3
2025	25.7	1.1	3.2	0.4	25.4	1.1	3.6	0.3
2026	26.0	1.1	3.3	0.4	25.7	1.1	3.6	0.3
2027	27.1	1.1	2.9	0.5	26.3	1.2	3.7	0.4
2028	27.8	1.1	3.0	0.5	27.0	1.2	3.8	0.4
2029	28.7	1.1	3.0	0.5	27.8	1.2	3.9	0.4
2030	29.5	1.1	3.1	0.6	28.6	1.3	4.0	0.4
2035	34.4	1.3	3.6	0.6	33.5	1.4	4.5	0.5
2040	41.4	1.5	4.3	0.7	40.7	1.7	4.9	0.6
2045	48.5	1.8	5.2	0.9	48.4	1.9	5.3	0.8
2050	56.6	2.1	6.2	1.0	57.0	2.1	5.8	0.9
2055	65.9	2.5	7.2	1.2	66.7	2.5	6.5	1.1
2060	77.1	2.9	8.4	1.4	78.2	2.8	7.4	1.4
2065	90.5	3.4	9.9	1.6	91.7	3.3	8.7	1.6
2070	105.2	3.9	11.5	1.8	106.6	3.7	10.2	1.9
2075	121.9	4.6	13.4	2.1	123.6	4.3	11.9	2.2
2080	141.1	5.3	15.7	2.5	143.3	5.0	13.8	2.5
2085	161.7	6.2	18.1	2.9	164.3	5.8	15.9	2.8
2090	182.3	6.9	20.4	3.2	184.8	6.6	18.2	3.2
2095	205.8	7.8	22.9	3.6	208.1	7.6	20.8	3.6
2100	232.7	8.7	25.8	4.0	235.2	8.6	23.6	4.0
2105	262.8	9.9	29.3	4.5	265.5	9.8	26.7	4.4
2110	295.9	11.2	33.1	5.1	299.1	11.1	30.2	5.0
2115	332.4	12.6	37.3	5.8	336.0	12.5	34.1	5.6
2120	372.7	14.1	41.9	6.5	376.4	14.1	38.5	6.3

－人口：中位推計 経済：過去30年投影ケース－

年度	厚生年金拠出金				厚生年金交付金			
	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済
西暦	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2024	25.1	1.1	3.2	0.4	24.8	1.1	3.5	0.3
2025	25.6	1.1	3.3	0.4	25.3	1.1	3.6	0.3
2026	25.9	1.1	3.3	0.4	25.5	1.1	3.6	0.3
2027	26.6	1.1	2.9	0.5	26.0	1.1	3.7	0.4
2028	27.0	1.1	2.9	0.5	26.3	1.2	3.7	0.4
2029	27.5	1.1	3.0	0.5	26.7	1.2	3.8	0.4
2030	27.9	1.1	3.0	0.5	27.1	1.2	3.8	0.4
2035	30.3	1.1	3.2	0.6	29.6	1.3	3.9	0.4
2040	33.4	1.2	3.6	0.6	32.9	1.4	4.1	0.5
2045	35.5	1.3	4.0	0.7	35.5	1.4	4.0	0.6
2050	37.2	1.4	4.2	0.7	37.5	1.5	3.9	0.6
2055	38.7	1.4	4.4	0.7	39.2	1.5	3.9	0.7
2060	40.3	1.5	4.6	0.7	40.8	1.5	4.0	0.7
2065	42.1	1.5	4.8	0.8	42.6	1.6	4.2	0.8
2070	43.6	1.6	5.0	0.8	44.1	1.6	4.4	0.8
2075	45.0	1.7	5.2	0.8	45.6	1.7	4.6	0.8
2080	46.5	1.7	5.4	0.8	47.0	1.7	4.8	0.9
2085	47.6	1.8	5.6	0.9	48.2	1.8	4.9	0.9
2090	48.1	1.8	5.6	0.9	48.6	1.8	5.1	0.9
2095	48.6	1.7	5.6	0.9	48.9	1.9	5.2	0.9
2100	49.2	1.7	5.7	0.9	49.5	1.9	5.3	0.9
2105	49.8	1.7	5.8	0.9	50.0	2.0	5.3	0.9
2110	50.3	1.7	5.9	0.9	50.5	2.0	5.4	0.9
2115	50.7	1.7	6.0	0.9	50.9	2.0	5.5	0.9
2120	51.2	1.6	6.0	0.9	51.2	2.0	5.6	0.9

② 保険料財源比率

一元化後の各実施機関の負担する拠出金は、各年度の厚生年金給付費を保険料財源比率と（1－保険料財源比率）で分け、それぞれを各実施機関の標準報酬総額及び積立金残高の相対比で分担して負担することとされている。また、この保険料財源比率は直近の財政検証における財政均衡期間（概ね100年）の支出に占める保険料財源の割合を用い、5年毎に見直すこととされている。

被用者年金一元化された平成27(2015)年10月以降に用いている保険料財源比率は5年毎に見直されており、今後は令和6(2024)年財政検証で算出した保険料財源比率を使用することとなる。具体的には、令和6(2024)年財政検証でも、幅広い複数の経済前提を設定しており、それぞれのケースについて保険料財源比率を計算しているが、保険料財源比率が小さい程、実施機関別にみた積立金が将来著しく偏るリスクが小さくなるため、令和7(2025)年度から適用する保険料財源比率は、過去30年投影ケースの0.79を使用することとした（第3-7-54表）。

第3-7-54表 保険料財源比率について

人口：中位推計

経済前提	高成長実現	成長型経済移行・継続	過去30年投影	1人当たりゼロ成長
保険料財源比率	0.87	0.84	0.79	-

（注）1人当たりゼロ成長ケースは、マクロ経済スライドによる調整を機械的に継続しても2059年に国民年金の積立金がなくなり、完全な賦課方式へ移行することになるため、当該ケースの保険料財源比率は算出していない。

③ 実施機関別の財政見直し

各実施機関の財政見直しについては、平成26(2014)年財政検証までは各実施機関において財政再計算として公表されていたが、前回の令和元(2019)年財政検証から、財政検証の結果の公表と同時に厚生労働省において各実施機関別の財政見直しを作成し公表している（第3-7-55表）。

第3-7-55表 各実施機関別の財政見通し

—人口：中位推計 経済：高成長実現ケース—

【旧厚生年金】

年度	収 入						支 出					収支差	年度末 積立金
	収入合計	保険料収入	国庫負担	運用収入	その他収入	厚生年金交付金	支出合計	給付費	基礎年金拠出金	その他支出	厚生年金拠出金		
西暦	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2024	84.6	36.1	10.4	13.2	0.2	24.8	70.6	25.0	20.2	0.2	25.1	14.0	250.3
2030	101.3	44.4	11.8	16.4	0.0	28.7	82.1	28.8	23.4	0.3	29.6	19.2	348.8
2040	150.3	60.9	15.4	32.5	0.0	41.5	114.8	41.5	30.8	0.3	42.2	35.5	628.8
2050	219.3	80.0	22.3	55.5	0.0	61.5	167.4	61.5	44.5	0.3	61.0	51.8	1068.0
2060	318.3	108.3	31.2	89.7	0.0	89.1	239.9	89.1	62.4	0.4	88.0	78.4	1723.7
2070	456.5	144.4	43.4	140.5	0.0	128.1	341.8	128.1	86.9	0.4	126.4	114.7	2696.7
2080	644.2	189.1	59.8	214.2	0.0	181.1	479.6	181.1	119.7	0.4	178.4	164.6	4105.9
2090	898.7	251.1	80.3	321.9	0.0	245.4	648.6	245.4	160.5	0.5	242.2	250.1	6171.8
2100	1260.8	335.0	106.9	490.4	0.0	328.4	867.9	328.4	213.9	0.5	325.1	392.9	9410.4
2110	1774.5	439.2	142.6	754.4	0.0	438.3	1158.0	438.3	285.2	0.6	433.8	616.5	14480.3
2120	2520.6	579.4	188.9	1173.0	0.0	579.4	1531.6	579.4	377.8	0.6	573.8	989.0	22531.7

【国共済】

年度	収 入						支 出					収支差	年度末 積立金
	収入合計	保険料収入	国庫負担	運用収入	その他収入	厚生年金交付金	支出合計	給付費	基礎年金拠出金	その他支出	厚生年金拠出金		
西暦	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2024	3.3	1.3	0.3	0.5	0.0	1.1	3.0	1.1	0.6	0.3	1.1	0.2	9.7
2030	3.7	1.6	0.3	0.6	0.0	1.3	3.2	1.3	0.6	0.2	1.1	0.5	11.8
2040	5.1	2.1	0.4	1.0	0.0	1.7	4.3	1.7	0.8	0.2	1.5	0.9	18.8
2050	7.3	2.9	0.6	1.6	0.0	2.3	6.0	2.3	1.2	0.2	2.3	1.3	29.9
2060	10.4	3.9	0.9	2.4	0.0	3.2	8.4	3.2	1.7	0.2	3.3	2.0	46.4
2070	14.7	5.3	1.2	3.7	0.0	4.5	11.9	4.5	2.5	0.1	4.8	2.9	71.0
2080	20.6	7.1	1.7	5.5	0.0	6.3	16.7	6.3	3.5	0.0	6.8	4.0	105.6
2090	28.6	9.5	2.3	8.1	0.0	8.8	22.8	8.8	4.6	0.0	9.3	5.8	154.3
2100	39.7	12.6	3.1	12.0	0.0	12.1	30.7	12.1	6.2	0.0	12.4	9.0	229.3
2110	54.9	16.6	4.2	17.9	0.0	16.2	41.2	16.2	8.3	0.0	16.6	13.7	343.4
2120	76.2	22.0	5.5	27.1	0.0	21.7	54.7	21.7	11.0	0.0	22.0	21.5	519.8

【地共済】

年度	収 入						支 出					収支差	年度末 積立金
	収入合計	保険料収入	国庫負担	運用収入	その他収入	厚生年金交付金	支出合計	給付費	基礎年金拠出金	その他支出	厚生年金拠出金		
西暦	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2024	9.5	3.5	0.7	1.5	0.3	3.5	8.2	3.5	1.5	0.0	3.2	1.3	28.8
2030	11.0	4.1	0.8	1.8	0.2	4.0	8.8	4.0	1.7	0.0	3.1	2.2	39.3
2040	15.5	5.5	1.1	3.6	0.2	5.0	11.6	5.0	2.3	0.0	4.3	3.9	70.3
2050	22.0	7.7	1.7	6.2	0.2	6.2	16.2	6.2	3.4	0.0	6.6	5.8	119.5
2060	31.6	10.5	2.4	10.0	0.2	8.5	22.8	8.5	4.8	0.0	9.5	8.8	193.0
2070	45.5	14.1	3.4	15.7	0.1	12.2	32.7	12.2	6.8	0.0	13.7	12.8	302.0
2080	65.2	18.9	4.8	24.0	0.0	17.5	46.8	17.5	9.5	0.0	19.7	18.5	460.0
2090	92.0	25.3	6.3	36.1	0.0	24.3	63.9	24.3	12.7	0.0	27.0	28.1	692.0
2100	130.0	33.6	8.5	55.0	0.0	33.0	85.9	33.0	17.0	0.0	35.9	44.2	1055.9
2110	184.8	44.4	11.4	84.7	0.0	44.3	115.4	44.3	22.9	0.0	48.2	69.4	1626.4
2120	265.0	58.7	15.1	131.9	0.0	59.3	153.6	59.3	30.2	0.0	64.1	111.4	2532.9

【私学共済】

年度	収 入						支 出					収支差	年度末 積立金
	収入合計	保険料収入	国庫負担	運用収入	その他収入	厚生年金交付金	支出合計	給付費	基礎年金拠出金	その他支出	厚生年金拠出金		
西暦	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2024	1.3	0.6	0.1	0.2	0.0	0.3	1.0	0.3	0.3	0.0	0.4	0.3	4.0
2030	1.6	0.8	0.2	0.3	0.0	0.4	1.3	0.4	0.3	0.0	0.6	0.3	5.8
2040	2.3	1.0	0.2	0.5	0.0	0.6	1.8	0.6	0.4	0.0	0.7	0.6	10.4
2050	3.5	1.3	0.3	0.9	0.0	1.0	2.7	1.0	0.6	0.0	1.1	0.9	17.7
2060	5.2	1.8	0.4	1.5	0.0	1.6	3.9	1.6	0.8	0.0	1.6	1.3	28.5
2070	7.4	2.3	0.5	2.3	0.0	2.3	5.5	2.3	1.1	0.0	2.2	1.9	44.6
2080	10.5	3.0	0.8	3.5	0.0	3.1	7.7	3.1	1.5	0.0	3.1	2.7	67.9
2090	14.6	4.1	1.0	5.3	0.0	4.2	10.5	4.2	2.0	0.0	4.3	4.1	102.1
2100	20.3	5.3	1.3	8.1	0.0	5.6	13.8	5.6	2.7	0.0	5.6	6.5	155.8
2110	28.6	7.0	1.8	12.5	0.0	7.3	18.4	7.3	3.5	0.0	7.5	10.2	240.0
2120	40.8	9.3	2.4	19.5	0.0	9.7	24.4	9.7	4.7	0.0	10.0	16.4	373.6

—人口：中位推計 経済：成長型経済移行・継続ケース—

【旧厚生年金】

年度	収 入						支 出					収支差	年度末 積立金
	収入合計	保険料収入	国庫負担	運用収入	その他収入	厚生年金交付金	支出合計	給付費	基礎年金拠出金	その他支出	厚生年金拠出金		
西暦	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2024	84.4	36.1	10.4	13.0	0.2	24.8	70.6	25.0	20.2	0.2	25.1	13.8	250.1
2030	99.8	43.5	11.8	15.9	0.0	28.6	81.9	28.7	23.4	0.3	29.5	17.9	343.8
2040	142.5	57.0	15.4	29.4	0.0	40.7	113.2	40.7	30.8	0.3	41.4	29.2	587.3
2050	196.2	71.3	20.9	47.0	0.0	57.0	155.7	57.0	41.8	0.3	56.6	40.5	936.7
2060	270.0	91.8	27.8	72.2	0.0	78.2	211.2	78.2	55.6	0.4	77.1	58.7	1436.9
2070	368.0	116.6	36.8	108.0	0.0	106.6	285.8	106.6	73.6	0.4	105.2	82.2	2146.7
2080	494.7	145.3	48.3	157.8	0.0	143.3	381.4	143.3	96.6	0.4	141.1	113.3	3133.4
2090	658.4	183.8	61.7	228.1	0.0	184.8	491.0	184.8	123.4	0.5	182.3	167.4	4530.3
2100	882.3	233.4	78.1	335.6	0.0	235.2	624.7	235.2	156.3	0.5	232.7	257.6	6672.1
2110	1190.1	291.3	99.3	500.5	0.0	299.1	794.1	299.1	198.6	0.6	295.9	396.0	9955.7
2120	1624.6	365.8	125.2	757.2	0.0	376.4	1000.1	376.4	250.5	0.6	372.7	624.5	15074.5

【国共済】

年度	収 入						支 出					収支差	年度末 積立金
	収入合計	保険料収入	国庫負担	運用収入	その他収入	厚生年金交付金	支出合計	給付費	基礎年金拠出金	その他支出	厚生年金拠出金		
西暦	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2024	3.3	1.3	0.3	0.5	0.0	1.1	3.0	1.1	0.6	0.3	1.1	0.2	9.7
2030	3.6	1.5	0.3	0.5	0.0	1.3	3.2	1.3	0.6	0.2	1.1	0.4	11.7
2040	4.9	1.9	0.4	0.9	0.0	1.7	4.2	1.7	0.8	0.2	1.5	0.7	17.5
2050	6.6	2.6	0.6	1.3	0.0	2.1	5.6	2.1	1.2	0.2	2.1	1.0	25.9
2060	8.8	3.3	0.8	1.9	0.0	2.8	7.4	2.8	1.6	0.1	2.9	1.4	38.2
2070	11.9	4.3	1.0	2.8	0.0	3.7	9.9	3.7	2.1	0.1	3.9	2.0	55.6
2080	15.8	5.4	1.4	4.0	0.0	5.0	13.2	5.0	2.8	0.0	5.3	2.7	79.3
2090	20.9	6.9	1.8	5.6	0.0	6.6	17.1	6.6	3.6	0.0	6.9	3.8	111.3
2100	27.7	8.7	2.3	8.0	0.0	8.6	21.9	8.6	4.5	0.0	8.7	5.8	159.6
2110	36.6	11.0	2.9	11.7	0.0	11.1	28.0	11.1	5.8	0.0	11.2	8.6	231.8
2120	48.7	13.9	3.6	17.2	0.0	14.1	35.4	14.1	7.3	0.0	14.1	13.3	341.7

【地共済】

年度	収 入						支 出					収支差	年度末 積立金
	収入合計	保険料収入	国庫負担	運用収入	その他収入	厚生年金交付金	支出合計	給付費	基礎年金拠出金	その他支出	厚生年金拠出金		
西暦	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2024	9.5	3.5	0.7	1.5	0.3	3.5	8.2	3.5	1.5	0.0	3.2	1.3	28.7
2030	10.8	4.0	0.8	1.8	0.2	4.0	8.8	4.0	1.7	0.0	3.1	2.0	38.7
2040	14.8	5.2	1.1	3.3	0.2	4.9	11.5	4.9	2.3	0.0	4.3	3.3	65.7
2050	19.7	6.9	1.6	5.3	0.2	5.8	15.1	5.8	3.2	0.0	6.2	4.6	105.1
2060	26.7	8.9	2.1	8.1	0.1	7.4	20.1	7.4	4.3	0.0	8.4	6.6	161.5
2070	36.6	11.4	2.9	12.1	0.1	10.2	27.4	10.2	5.7	0.0	11.5	9.3	241.4
2080	50.0	14.5	3.9	17.8	0.0	13.8	37.2	13.8	7.7	0.0	15.7	12.8	352.6
2090	67.3	18.5	4.9	25.7	0.0	18.2	48.4	18.2	9.8	0.0	20.4	18.9	510.4
2100	91.0	23.4	6.2	37.9	0.0	23.6	61.9	23.6	12.4	0.0	25.8	29.1	752.5
2110	124.1	29.4	8.0	56.5	0.0	30.2	79.2	30.2	15.9	0.0	33.1	44.9	1124.3
2120	171.1	37.1	10.0	85.6	0.0	38.5	100.4	38.5	20.0	0.0	41.9	70.8	1704.3

【私学共済】

年度	収 入						支 出					収支差	年度末 積立金
	収入合計	保険料収入	国庫負担	運用収入	その他収入	厚生年金交付金	支出合計	給付費	基礎年金拠出金	その他支出	厚生年金拠出金		
西暦	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2024	1.3	0.6	0.1	0.2	0.0	0.3	1.0	0.3	0.3	0.0	0.4	0.3	4.0
2030	1.6	0.8	0.2	0.3	0.0	0.4	1.3	0.4	0.3	0.0	0.6	0.3	5.7
2040	2.2	0.9	0.2	0.5	0.0	0.6	1.7	0.6	0.4	0.0	0.7	0.5	9.8
2050	3.2	1.2	0.3	0.8	0.0	0.9	2.5	0.9	0.5	0.0	1.0	0.7	15.5
2060	4.4	1.5	0.4	1.2	0.0	1.4	3.5	1.4	0.7	0.0	1.4	1.0	23.8
2070	6.0	1.9	0.5	1.8	0.0	1.9	4.6	1.9	0.9	0.0	1.8	1.4	35.6
2080	8.0	2.3	0.6	2.6	0.0	2.5	6.2	2.5	1.2	0.0	2.5	1.9	51.9
2090	10.7	3.0	0.8	3.8	0.0	3.2	7.9	3.2	1.5	0.0	3.2	2.8	75.1
2100	14.2	3.7	1.0	5.6	0.0	4.0	10.0	4.0	1.9	0.0	4.0	4.3	110.7
2110	19.2	4.7	1.2	8.3	0.0	5.0	12.6	5.0	2.5	0.0	5.1	6.6	165.3
2120	26.3	5.9	1.6	12.6	0.0	6.3	15.9	6.3	3.1	0.0	6.5	10.4	250.6

－人口：中位推計 経済：過去30年投影ケース－

【旧厚生年金】

年度	収 入						支 出					収支差	年度末 積立金
	収入合計	保険料収入	国庫負担	運用収入	その他収入	厚生年金交付金	支出合計	給付費	基礎年金拠出金	その他支出	厚生年金拠出金		
西暦	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2024	82.9	36.1	10.3	11.5	0.2	24.8	70.6	25.0	20.2	0.2	25.1	12.3	248.6
2030	86.1	38.9	11.1	8.9	0.0	27.1	77.4	27.2	22.0	0.2	27.9	8.7	304.0
2040	96.2	40.1	12.1	11.2	0.0	32.9	90.6	32.9	24.1	0.3	33.4	5.6	378.0
2050	102.4	40.4	12.1	12.4	0.0	37.5	99.2	37.5	24.3	0.2	37.2	3.1	417.6
2060	107.8	41.8	11.9	13.3	0.0	40.8	105.2	40.8	23.8	0.2	40.3	2.6	447.1
2070	112.8	42.7	12.3	13.7	0.0	44.1	112.5	44.1	24.5	0.2	43.6	0.3	461.0
2080	115.9	42.8	12.7	13.3	0.0	47.0	119.2	47.0	25.5	0.2	46.5	-3.3	445.6
2090	117.1	43.6	13.1	11.8	0.0	48.6	123.0	48.6	26.2	0.2	48.1	-6.0	395.0
2100	117.0	44.5	13.3	9.7	0.0	49.5	125.5	49.5	26.6	0.2	49.2	-8.4	323.6
2110	115.4	44.7	13.6	6.6	0.0	50.5	128.1	50.5	27.1	0.2	50.3	-12.7	217.2
2120	112.3	45.2	13.8	2.1	0.0	51.2	130.2	51.2	27.6	0.2	51.2	-17.8	62.6

【国共済】

年度	収 入						支 出					収支差	年度末 積立金
	収入合計	保険料収入	国庫負担	運用収入	その他収入	厚生年金交付金	支出合計	給付費	基礎年金拠出金	その他支出	厚生年金拠出金		
西暦	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2024	3.2	1.3	0.3	0.5	0.0	1.1	3.0	1.1	0.6	0.3	1.1	0.2	9.6
2030	3.2	1.4	0.3	0.3	0.0	1.2	3.0	1.2	0.6	0.2	1.1	0.1	10.3
2040	3.4	1.4	0.3	0.3	0.0	1.4	3.4	1.4	0.7	0.2	1.2	0.0	11.0
2050	3.6	1.5	0.4	0.3	0.0	1.5	3.7	1.5	0.7	0.1	1.4	0.0	10.8
2060	3.8	1.6	0.4	0.3	0.0	1.5	3.8	1.5	0.7	0.1	1.5	0.0	10.6
2070	4.0	1.6	0.4	0.3	0.0	1.6	4.0	1.6	0.7	0.0	1.6	0.0	10.3
2080	4.1	1.7	0.4	0.3	0.0	1.7	4.2	1.7	0.8	0.0	1.7	-0.2	9.2
2090	4.2	1.7	0.4	0.2	0.0	1.8	4.4	1.8	0.8	0.0	1.8	-0.2	7.2
2100	4.2	1.8	0.4	0.1	0.0	1.9	4.5	1.9	0.8	0.0	1.7	-0.3	4.8
2110	4.2	1.8	0.4	0.1	0.0	2.0	4.5	2.0	0.8	0.0	1.7	-0.3	2.0
2120	4.5	1.8	0.4	0.0	0.2	2.0	4.5	2.0	0.8	0.0	1.6	0.0	0.0

【地共済】

年度	収 入						支 出					収支差	年度末 積立金
	収入合計	保険料収入	国庫負担	運用収入	その他収入	厚生年金交付金	支出合計	給付費	基礎年金拠出金	その他支出	厚生年金拠出金		
西暦	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2024	9.3	3.5	0.7	1.3	0.3	3.5	8.2	3.5	1.5	0.0	3.2	1.1	28.6
2030	9.4	3.6	0.8	1.0	0.2	3.8	8.4	3.8	1.6	0.0	3.0	1.0	34.2
2040	10.3	3.8	0.9	1.3	0.2	4.1	9.6	4.1	1.9	0.0	3.6	0.7	42.9
2050	10.6	4.1	1.0	1.4	0.1	3.9	10.1	3.9	1.9	0.0	4.2	0.4	48.3
2060	10.9	4.3	1.0	1.5	0.1	4.0	10.5	4.0	1.9	0.0	4.6	0.3	52.3
2070	11.4	4.4	1.0	1.6	0.0	4.4	11.4	4.4	2.0	0.0	5.0	0.0	54.1
2080	11.9	4.5	1.1	1.6	0.0	4.8	12.3	4.8	2.1	0.0	5.4	-0.4	52.5
2090	12.2	4.6	1.1	1.4	0.0	5.1	12.9	5.1	2.2	0.0	5.6	-0.7	46.7
2100	12.2	4.7	1.1	1.2	0.0	5.3	13.2	5.3	2.2	0.0	5.7	-1.0	38.4
2110	12.1	4.8	1.1	0.8	0.0	5.4	13.6	5.4	2.3	0.0	5.9	-1.5	26.0
2120	11.8	4.8	1.2	0.2	0.0	5.6	14.1	5.6	2.3	0.3	6.0	-2.3	7.0

【私学共済】

年度	収 入						支 出					収支差	年度末 積立金
	収入合計	保険料収入	国庫負担	運用収入	その他収入	厚生年金交付金	支出合計	給付費	基礎年金拠出金	その他支出	厚生年金拠出金		
西暦	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2024	1.3	0.6	0.1	0.2	0.0	0.3	1.0	0.3	0.3	0.0	0.4	0.3	3.9
2030	1.4	0.7	0.2	0.1	0.0	0.4	1.2	0.4	0.3	0.0	0.5	0.2	5.0
2040	1.5	0.7	0.2	0.2	0.0	0.5	1.4	0.5	0.3	0.0	0.6	0.1	6.3
2050	1.7	0.7	0.2	0.2	0.0	0.6	1.7	0.6	0.3	0.0	0.7	0.1	7.0
2060	1.8	0.7	0.2	0.2	0.0	0.7	1.8	0.7	0.3	0.0	0.7	0.0	7.5
2070	1.9	0.7	0.2	0.2	0.0	0.8	1.9	0.8	0.3	0.0	0.8	0.0	7.7
2080	2.0	0.7	0.2	0.2	0.0	0.9	2.0	0.9	0.3	0.0	0.8	-0.1	7.5
2090	2.0	0.7	0.2	0.2	0.0	0.9	2.1	0.9	0.3	0.0	0.9	-0.1	6.6
2100	2.0	0.7	0.2	0.2	0.0	0.9	2.1	0.9	0.3	0.0	0.9	-0.1	5.4
2110	1.9	0.8	0.2	0.1	0.0	0.9	2.1	0.9	0.4	0.0	0.9	-0.2	3.6
2120	1.9	0.8	0.2	0.0	0.0	0.9	2.2	0.9	0.4	0.0	0.9	-0.3	1.0

第8節

マクロ経済スライドによる基礎年金の 給付水準調整の長期化の要因と影響

1. 足下のマクロ経済スライドと所得代替率の動向

所得代替率は、マクロ経済スライドによる給付水準調整が発動されなければ、原則として分子の新規裁定時の年金額は分母の手取り賃金の伸び率でスライドするため、分母と分子が同じ伸び率で伸びることとなり、所得代替率は変動しない。一方、マクロ経済スライドが発動されると、分子の年金額は手取り賃金より伸びが低く抑えられるため、給付水準が調整され所得代替率が低下することとなる。

しかしながら、デフレ経済が長引いたことにより特例水準が解消せず、平成16(2004)年改正で導入されたマクロ経済スライドは平成26(2014)年度まで発動することがなかった。その後、平成27(2015)年度に給付水準の調整が初めて行われ、0.9%のマクロ経済スライド調整が発動された。その後は、令和元(2019)年度に0.5%（うち、0.3%は平成30(2018)年度のキャリーオーバー）、令和2(2020)年度に0.1%、令和5(2023)年度に0.6%（うち、0.3%は令和3(2021)年度及び令和4(2022)年度のキャリーオーバー）、令和6(2024)年度に0.4%、令和7(2025)年度に0.4%のマクロ経済スライド調整が発動された（第3-8-1図）。

第3-8-1図 賃金、物価、年金改定率、及びマクロ経済スライドの推移

マクロ経済スライド調整の状況

- マクロ経済スライドは、平成27年度・令和元年度・令和2年度・令和5年度・令和6年度・令和7年度の計6回発動。
- 近年、被保険者数の増加傾向が続いたため、マクロ経済スライド調整に用いる被保険者数の変化率は財政検証の見込みよりも小さくなっている。

改定年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
年金額改定率の実績													
(A)	物価変動率 ※前年のCPI上昇率	0.4%	2.7%	0.8%	▲0.1%	0.5%	1.0%	0.5%	0.0%	▲0.2%	2.5%	3.2%	2.7%
	賃金変動率 ※2~4年前の賃金上昇率等を基に計算	0.3%	2.3%	▲0.2%	▲1.1%	▲0.4%	0.6%	0.3%	▲0.1%	▲0.4%	2.8%	3.1%	2.3%
(B)	実際に発動したマクロ経済スライド調整率	(※1)	▲0.9%	-	-	-	▲0.5%	▲0.1%	-	-	▲0.6%	▲0.4%	▲0.4%
	被保険者の変化率×平均余命の伸びを勘案した一定率(▲0.3%)	▲1.0%	▲0.9%	▲0.7%	▲0.5%	▲0.3%	▲0.2%	▲0.1%	▲0.1%	▲0.2%	▲0.3%	▲0.4%	▲0.4%
(C)	特例水準の解消	▲1.0%	▲0.5%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	年金額改定率(A-B-C)	▲0.7%	0.9%	0.0%	▲0.1%	0.0%	0.1%	0.2%	▲0.1%	▲0.4%	新2.2% 既1.9%	2.7%	1.9%
(参考)	財政検証における「被保険者の変化率×平均余命の伸びを勘案した一定率(▲0.3%)」の見込み	平成26年財政検証 労働市場への参加が進むケース					令和元年財政検証 労働参加が進むケース					令和6年度財政検証 労働参加進捗シナリオ	
		▲1.0%	▲1.1%	▲1.1%	▲1.1%	▲1.0%	▲0.2%	▲0.2%	▲0.3%	▲0.5%	▲0.7%	▲0.4%	▲0.4%
		平成26年財政検証 労働市場への参加が進まないケース					令和元年財政検証 労働参加が一定程度進むケース					令和6年度財政検証 労働参加進捗シナリオ	
		▲1.0%	▲1.1%	▲1.2%	▲1.2%	▲1.1%	▲0.2%	▲0.2%	▲0.3%	▲0.5%	▲0.8%	▲0.4%	▲0.4%

※1 特例水準の解消のため、平成26年度は▲1.0%、平成27年度は▲0.5%の改定が行われている。このため、平成26年度はマクロ経済スライドが発動していない。
 ※2 Aの値は、物価・賃金の状況に応じ、▲の値(ただし、物価>ゼロ>賃金の、平成28年度と平成30年度はゼロ)を使用。
 ※3 平成28年に成立した年金改革法により、平成30年度に発生したマクロ経済スライドの未調整分(▲0.3%)は令和元年度に繰り越された。また、令和3年度・令和4年度に発生したマクロ経済スライドの未調整分(計▲0.3%)は令和6年度に繰り越された。

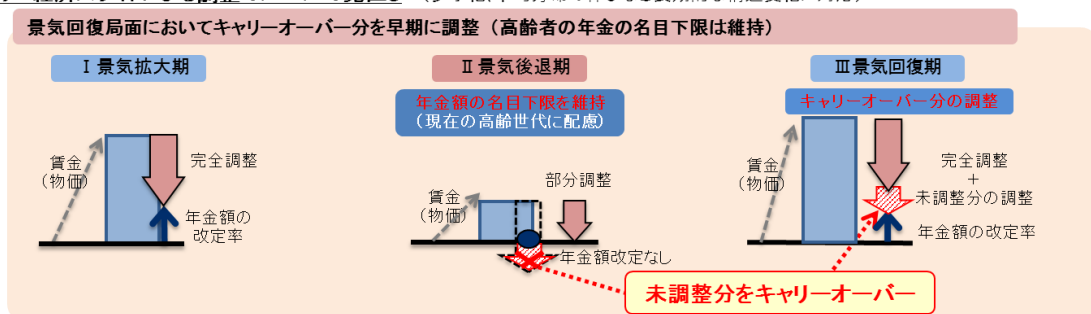
マクロ経済スライドが発動されなかった間に、所得代替率は若干上昇しており、現行の財政フレームが導入された平成 16(2004)年度では 59.3%であったものが、今回の財政検証の足下である令和 6(2024)年度には 61.2%となっている。

この所得代替率の上昇は主に基礎年金で起こっており、この間の新規裁定時の基礎年金のスライドが、分母の賃金の変動率よりも高くなっていたため生じたものである。具体的には、本節 2(2)で詳述する。

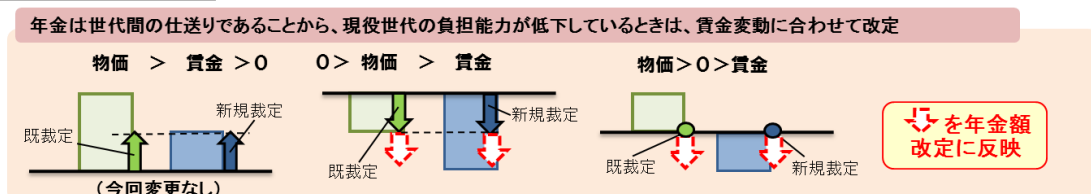
平成 26(2014)年財政検証結果により確認された基礎年金が構造的に抱える事項に対処するため、年金部会での議論も踏まえ、平成 28(2016)年に公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律を提出し、成立した。このなかで年金額の改定ルールの見直しが行われ、マクロ経済スライドについては年金の名目額が前年度を下回らない措置を維持しつつ、賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を含めて調整する仕組みが導入され、マクロ経済スライドの強化が図られた。あわせて、賃金変動が物価変動を下回る場合には賃金変動に合わせて年金額を改定することとし、年金財政の支え手である現役世代の負担能力にあわせた年金給付とする仕組みが導入された(第 3-8-2 図)。

第 3-8-2 図 年金額改定ルールの見直し

① マクロ経済スライドによる調整のルールの見直し (少子化、平均寿命の伸びなど長期的な構造変化に対応)



② 賃金・物価スライドの見直し (賃金・物価動向など短期的な経済動向の変化に対応)

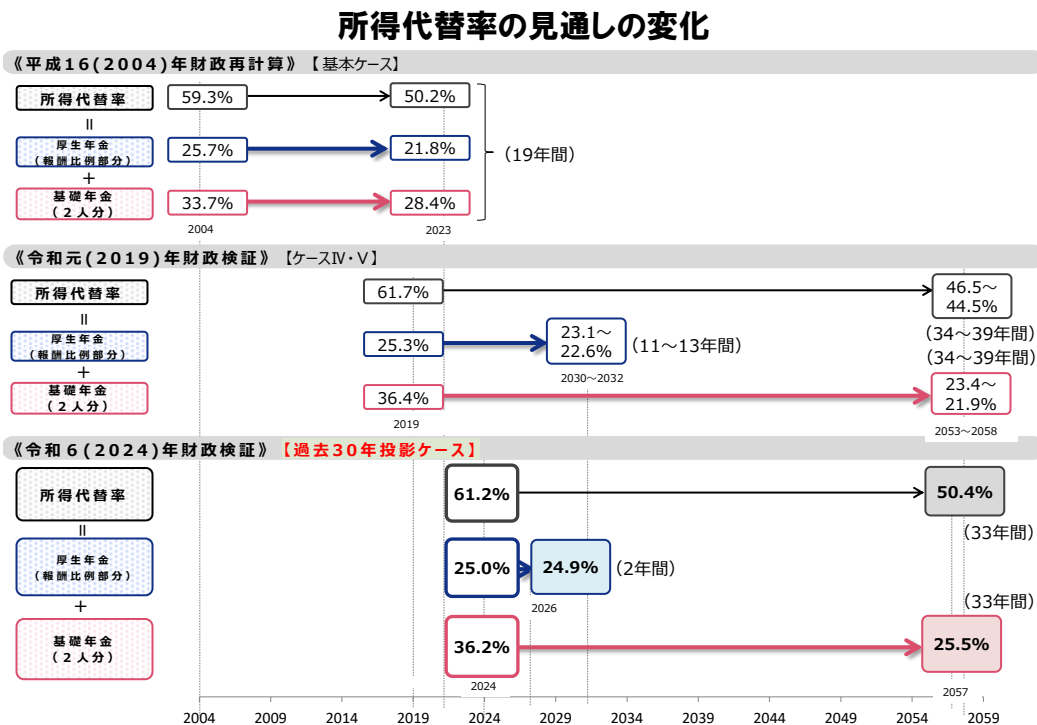


2. マクロ経済スライドによる給付水準調整期間の長期化の要因

現行の財政フレームが導入された平成 16(2004)年財政再計算では、足下の平成 16(2004)年度の所得代替率は 59.3%であった。また、基準ケースでは 1 階部分の基礎年金、2 階部分の報酬比例年金ともに給付水準調整期間は 19 年であり、調整終了後のモデル年金の所得代替率は基礎年金が 28.4%、報酬比例年金が 21.8%、合計で 50.2%となる見通しであった。

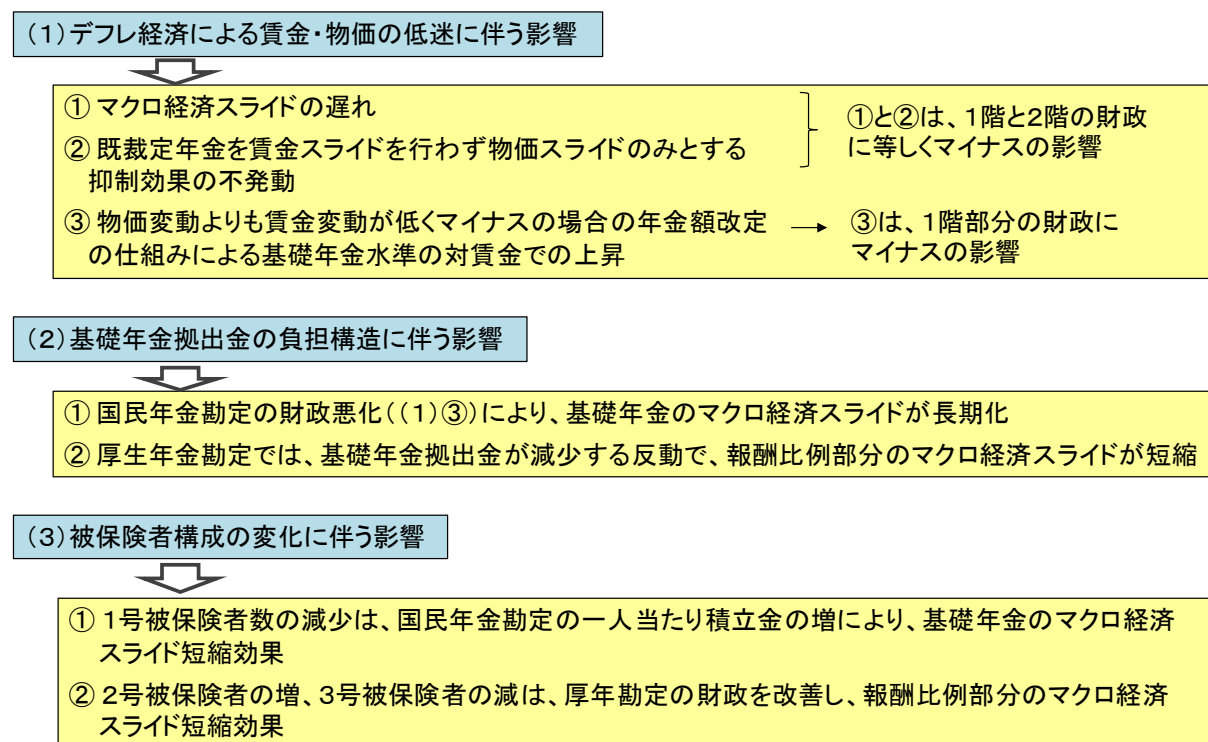
しかし、今回の財政検証では、平成 16(2004)年度に 59.3%であった所得代替率は、足下の令和 6(2024)年度で 61.2%まで上昇した。また、実質ゼロ経済成長を仮定する「過去 30 年投影ケース」における給付水準調整期間については、基礎年金は約 30 年、報酬比例年金は 2 年となり、調整終了後の所得代替率については基礎年金で 25.5%、報酬比例年金で 24.9%となった。つまり、2 階部分の報酬比例年金に比べると、1 階部分の基礎年金の方が給付水準調整期間はより長期化することとなった(第 3-8-3 図)。

第 3-8-3 図 マクロ経済スライドによる給付水準調整見通しの変化



以下では、基礎年金のマクロ経済スライドの調整期間が報酬比例部分の調整期間よりも長期化する主な要因について、デフレ経済による賃金・物価の低迷に伴う影響、基礎年金拠出金の負担構造に伴う影響、被保険者構成の変化に伴う影響に分け、それぞれ考察することとする（第3-8-4図）。

第3-8-4図 基礎年金のマクロ経済スライドが報酬比例に比べ長期化する要因



(1) マクロ経済スライドの発動の遅れ等

平成16(2004)年財政再計算以降の経済状況をみると、第3-8-1図でみたとおり、デフレ経済が続き、物価が上昇しないだけでなく、賃金が物価以上に低下し、実質賃金の伸びがマイナスとなる状況が生じていた。このため、賃金や物価が上昇した場合に年金の伸びを抑制するマクロ経済スライド調整は平成27(2015)年度まで発動しなかった。

その上、このような経済状況において、賃金スライドを基本とする新規裁定年金と物価スライド基本とする既裁定年金の年金改定率が同一のものとなり、既裁定年金の伸びを賃金の伸びより抑制する効果が発動しなかった。

公的年金の保険料収入は賃金上昇に伴い増加する仕組みであるため、マクロ経済スライドや既裁定年金の物価スライドにより年金改定率が賃金より抑えられると財政状況は改善する。これまでの財政検証においては、これらの効果を一定程度見込んでいたが、その効果の発揮は不十分なものであった。

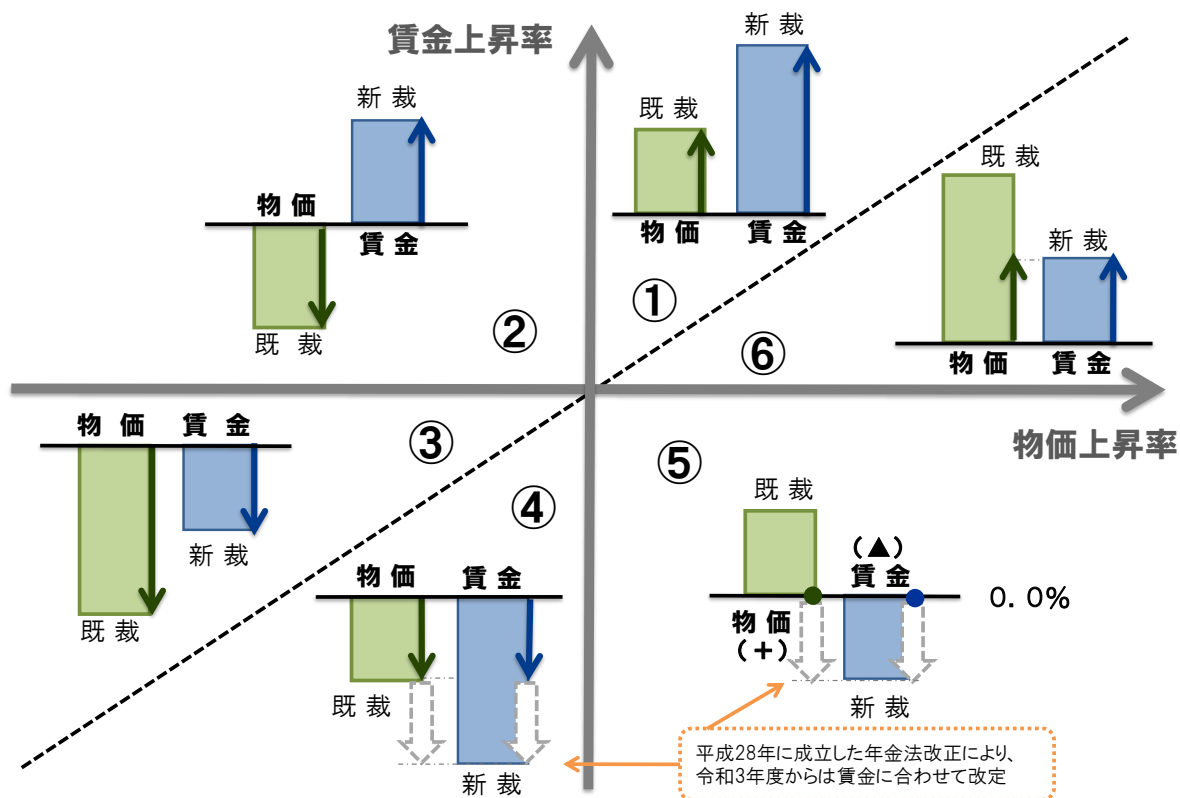
この結果、国民年金の財政と厚生年金の財政に等しくマイナスの影響がおよぶこととなり、マクロ経済スライド調整期間を長期化させる要因となっている。

(2) 年金額改定の仕組みによる基礎年金水準の対賃金での上昇

デフレ経済において実質賃金上昇がマイナスという状況は、当時（平成28(2016)年年金改正法前）の年金額改定のルールの下で、国民年金の財政に対してさらにマイナスの影響を与えることとなった。

具体的には、平成16(2004)年改正の年金額改定ルールは、名目賃金の伸びがマイナスであって、かつ、物価 > 賃金の場合は、年金額は賃金ではなく物価で改定（プラスの場合はゼロ改定）することとされていた（第3-8-5図）。

第3-8-5図 年金額の改定（スライド）のルール



一方、負担側の保険料水準は厚生年金では報酬に比例（18.3%（労使折半））するため賃金に連動することとなり、また、国民年金も定額ではあるが、毎年度の保険料の額は賃金の動向に応じて変動することとされていた。

このため、賃金を基礎に算定される報酬比例年金では、賃金下がって負担側の保険料水準が減少しても、賃金下がった見合いで将来の給付額が自動的に少

なくなるため、改定ルールによる財政影響を中期的に吸収することができるが、一方、基礎年金は定額給付であるため、賃金が下がって負担側の保険料水準が減少しても、報酬比例年金のような形での給付額の減少は生じない仕組みとなっている（第3-8-6図）。

したがって、賃金が物価を下回ったことによる財政影響は、基礎年金がより強く受けることとなり、基礎年金の給付水準調整期間が長期化し、将来の所得代替率が低下することとなった。

なお、前述のとおり、平成28(2016)年年金改正において、デフレ経済においても賃金変動が物価変動を下回る場合には賃金変動に合わせて年金額を改定するよう年金額改定ルールの見直しが行われており、改定ルールの影響により基礎年金の給付水準調整期間が長期化することは防止されている。

第3-8-6図 マクロ経済スライド調整期間のズレの要因

マクロ経済スライド調整期間のズレの要因

- ① デフレ下で賃金下がっても基礎年金の水準は物価水準に合わせたことから下がらなかった → 国民年金の財政が悪化
- ② 女性や高齢者の労働参加の進展により、想定より厚生年金被保険者の増加や第3号被保険者の減少が進む → 厚生年金の財政が改善

マクロ経済スライドの終了年度

	2004年 財政再計算	2024年 財政検証 (過去30年 投影-入)
報酬 比例	2023年度	2026年度 +3年
基礎	2023年度	2057年度 +34年

① 報酬比例部分と基礎年金の算定式の違い - デフレ下で基礎年金の水準が高止まり -

報酬比例部分の算定式

$$\text{被保険者期間の平均報酬額} \times \text{給付乗率 (5.481/1000)} \times \text{被保険者期間}$$

賃金下がると現役被保険者が将来受給する際の平均報酬額も減少 → 賃金下がった見合いで将来の給付額が自動的に減少

基礎年金の算定式

$$\text{基礎年金満額} \times \frac{\text{保険料納付月数}}{480}$$

賃金下がっても物価下落分までしか下がらない (令和2年度まで ※)

この違いの分、基礎年金の方が賃金低下による年金財政悪化の影響が大きい ※

※ 令和3年度以降については、賃金変動が物価変動を下回る場合、賃金変動に合わせて年金額を改定するよう、年金額改定のルールが見直されたため、算定式の違いによる差は生じない

② 被保険者の構成の変化 - 厚生年金被保険者の増加と第3号被保険者の減少 -

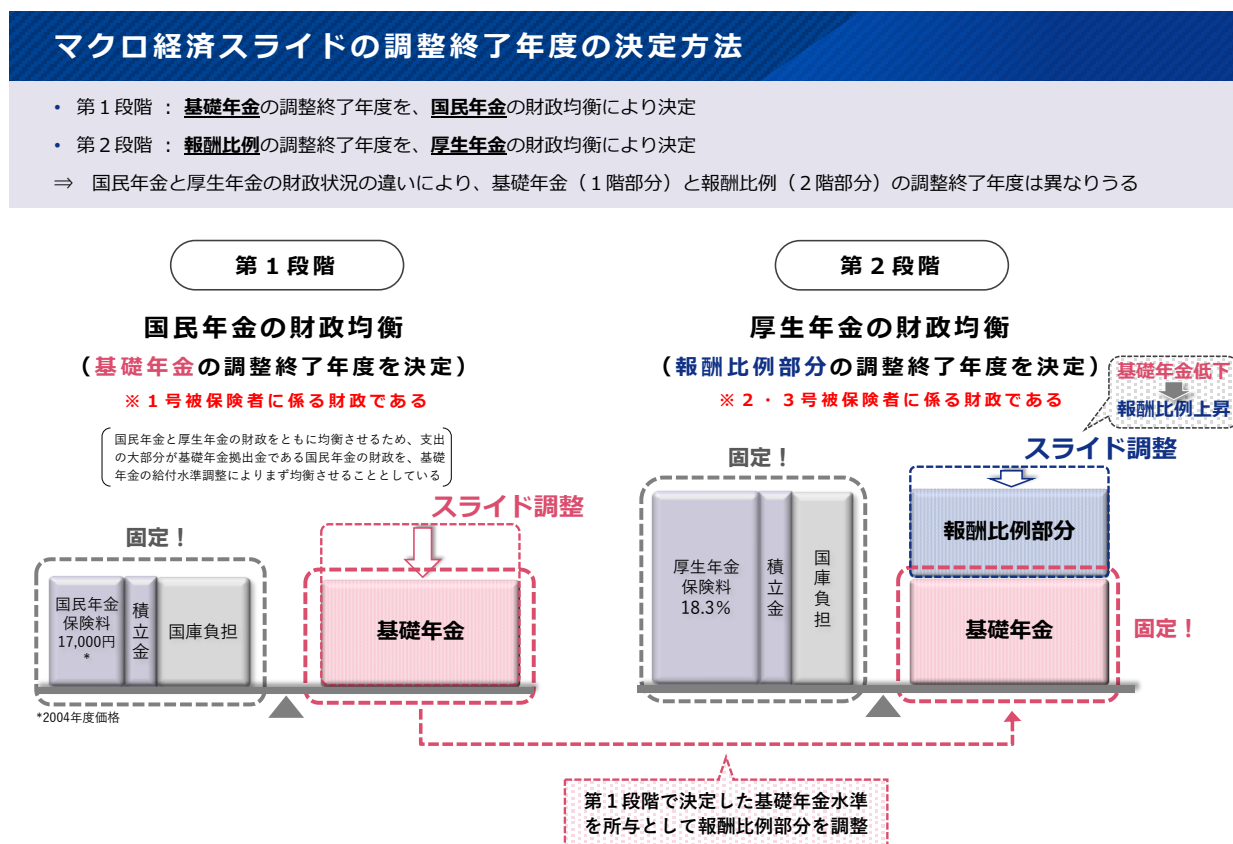
	第1号被保険者数		厚生年金被保険者数		第3号被保険者数	
	実績	2004年財政再計算	実績	2004年財政再計算	実績	2004年財政再計算
2005	2,180 万人	2,189 万人	3,772 万人	3,699 万人	1,094 万人	1,117 万人
2020	1,427 万人	1,857 万人	4,534 万人 増加	3,458 万人	803 万人 減少	1,017 万人

(3) 基礎年金拠出金の負担構造に伴う影響

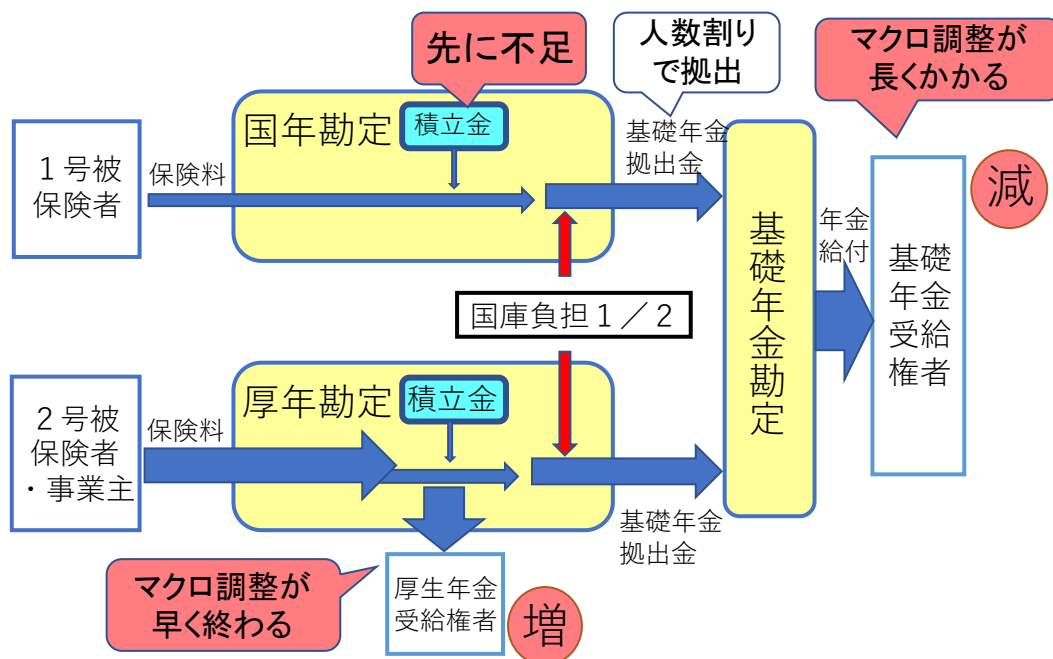
1 階部分の基礎年金のマクロ経済スライドが 2 階部分の報酬比例年金よりも長期化する要因は、国民年金勘定と厚生年金勘定とを区分し、それぞれから拠出される基礎年金拠出金で共通の基礎年金の費用を賄う仕組みに由来する。すなわち、国民年金勘定と厚生年金勘定とを区分し、それぞれで積立金を持ち財政均衡を図る仕組みとなっているため、双方から基礎年金拠出金を被保険者の人数割で拠出し、給付を賄う現行の仕組みにおいて、財政力が相対的に弱い国民年金勘定の積立金が不足し、基礎年金のマクロ経済スライドによる調整の長期化を必要とするのである。

一方、2 階部分の報酬比例年金のマクロ経済スライドが短期間で終了し、所得代替率は上昇しているが、これは、厚生年金の財政を考えると、1 階部分の基礎年金と 2 階部分の報酬比例年金に充てる費用を保険料として一括（18.3%）で徴収しているが、基礎年金の水準が低下し、基礎年金に充てる財源が低下した結果、相対的に報酬比例年金に使用できる財源が増加したためである（第 3-8-7 図、第 3-8-8 図）。

第 3-8-7 図 マクロ経済スライド調整の終了について



第3-8-8図 基礎年金が報酬比例よりマクロ経済スライド調整が長期化する要因



(4) 被保険者の構成の変化に伴う影響

平成16(2004)年以降の公的年金の被保険者数の動向をみると、過去の財政検証の見通しと比較して、第1号被保険者が減少、被用者年金被保険者が増加、第3号被保険者が減少している(第3-8-6図)。

この被保険者数の変化のうち、女性の労働参加の進展による第3号被保険者の減少や被用者年金被保険者の増加、及び高齢者の労働参加の進展による被用者年金被保険者の増加については、国民年金の財政には影響を及ぼさず、専ら厚生年金の財政を改善させるものであり、報酬比例年金の所得代替率の上昇に寄与している。

一方、第1号被保険者の減少は、被保険者1人当たりの積立金を増加させる効果を有することから、国民年金の財政を改善させるものであり、基礎年金の所得代替率を向上させる要因となっている。しかしながら、(1)や(2)で述べた影響を含めて考えると、国民年金の財政状況は悪化しており基礎年金の給付水準調整期間は長期化し、所得代替率が大きく低下する見通しとなっている。

3. 基礎年金部分の占める割合の低下の影響

報酬比例年金に比べて基礎年金のマクロ経済スライドによる調整が大きく、基礎年金部分の占める割合が低下する影響は、将来、基礎年金のみの受給者の年金水準が大きく調整される恐れがあるだけでなく、報酬比例年金を受給する厚生年金の受給者の年金給付にも大きな影響を及ぼす。

今回の財政検証において厚生年金の給付水準の指標となるモデル年金の所得代替率は、4種類の経済前提のうち「1人当たりゼロ成長ケース」を除く3種類のケースでは調整終了後も所得代替率 50%を確保できる見通しであり、平成 16年財政再計算の基準ケースと比べても上昇しているが、これは、女性や高齢者の労働参加が想定よりも進む等、他に財政改善要因があったためであり、依然として基礎年金部分が占める割合の低下は課題である。

厚生年金は、定額給付の基礎年金により所得再分配機能を有しているが、基礎年金水準の低下はこの定額給付を低下させ、所得再分配機能を低下させる。また、必然的に基礎年金の2分の1の国庫負担水準も低下し、保険料水準が固定されているため、トータルの財源は減少し、年金の総給付費も減少する。

このように、基礎年金部分が占める割合の低下が、年金財政の悪化要因、特に中所得層や低所得層の年金水準の低下要因となっている（第3-8-9図）。

第3-8-9図 基礎年金部分の占める割合の低下の影響

報酬比例に比べ基礎年金の給付水準調整が大きくなり、基礎年金部分の占める割合が低下すると、
 ⇒①厚生年金の所得再分配機能の低下（低中所得層の年金水準の低下要因）
 ②保険料固定方式の下での総給付費の水準低下（基礎年金水準の低下に伴う国庫負担の低下）

